

日本随筆大成

第二期

巻四

日本随筆大成巻四

収載書目

宮内省御用掛
文學博士　關根正直先生

東京帝國大學史料編纂官
文學博士　和田英松先生

宮内省圖書寮編修官　田邊勝哉先生

監修

日本隨筆大成第二期第四卷

凡　例

本集には、宅山石、筠庭雜錄、勇魚鳥、蜘蛛の糸卷、橘窻茶話、一擧博覽、萍の跡、筠庭雜考、目ざまし草、反古籠、閑窻自語、雜說嚢話の十二種を收む。

宅（と）山（やまの）石（いし）　初編四卷　松井輝星

博覽なる著者の考證に係る隨筆にして、卷一は皇國文學の紀原より乳名に屎の字を用ゆまで、卷二はんンの字より先天後天まで、卷三は高麗より永樂錢知行まで、卷四は信長、信玄、謙信より一休和尚有レ子まで、すべて百二十餘項、和漢古今に渉りて記述せり。男多州の跋に「宅山石先考所レ著。昔時彫刻過半。而未レ得二全巧一者有レ年矣。今也應二竹苞樓主人需一補正闕誤而爲二善本一。以供二世觀一」とあれば、後に增補訂正せしものなり。書名は著者の題言に攻二玉宅山石一云々と見えたる如く、詩經小雅鶴鳴篇の他山之石、可二以攻一レ玉。とあるに據れり。弘化二年出版す。書肆は、東都西宮彌兵衞、英屋大輔。浪速河內屋喜兵衞、敦賀屋九兵衞、同彥七。皇都藪田新兵衞、升屋勘兵衞、錢屋惣四郎等なり。

著者名は輝星、一に暉晨、字は苗賁、通稱は七郎、また甚五郎、羅州、耕讀園の號あり。大阪の人、夙に博學を以て知られ、後に眞瀨中洲に從ひて、易筮を學び、竟に一家を爲す。文政五年壬午（二四八二）二月歿す。年七十二。著書は、本書の外に、周易象徵音義、周易象徵樞機、周易解故、周易解故翼、神武不殺篇、精義入神篇等あり。

筠庭雜考　四巻　　喜多村信節

筠庭雜錄　二巻　　同

この二書は、嬉遊笑覽、瓦礫雜考の著者の考證隨筆にして、事の雅俗を論ぜず、和漢の古書古說を博引旁證し、圖畫をも挿入して記述せり。雜考は、卷一は獅子舞、獅子狛犬、天祿、卷二は新箏紫箏、三弦、鼓弓、卷三、長柄刀、上下の服、覆面、かつら卷、傘笠頭巾帽子類、履の類、卷四、印籠巾着、煙草紙入類、雜器種々等數十項より成れり。天保十四年の自序あり。曩に百家說林にも收む。書名の筠庭は著者の號なり。雜錄は前書とは別本にして、本篇と增補との二卷より成る。本篇は天狗、關羽の書、繪そらごと等五十餘條あり、增補には太田道灌木像、翁草作者、佐藤直方等十餘條あり。所收本は關根博士藏本に據る、續燕石十種所收の帝國圖書館本は上下の二卷にして、水くゞる、排行、白澤の圖の三條無し。

著者喜多村信節の略傳は、本集第一期卷一所收の瓦礫雜考の解題下に記述せり。

勇魚鳥（いさなとり）　三　卷　　北　山　久　備

本書は初篇を上下の二卷に分ち、貳篇を一卷とす。自序に「いにし文化十年のかみな月ばかり六國史を讀ばやと、ゆくりなく思ひたちしが、暇なくて打過しかど、ことし十二年といふ年のきさらぎになんからうじてよみはてぬる（中略）、そが中にめづらしと思ひ、あるは世の移りこしさまのしらるゝ所々、あるは昔も今もかはらぬなど、さま〳〵に心のとまる折々に、爪しるしゝて拔出しを、やり捨んもさすがにて、くだ〳〵しくしるしつくるになん」とあるが如く、初篇には日本書紀、續日本紀、日本後紀、續

日本後紀、文德實錄、三代實錄より史實を摘錄して、起原沿革を述べたり。その項目は、日本紀中の野見宿禰、出雲臘速より、三代實錄中の羽蟻の記事に至る百餘項あり。次に著者の伊勢の紀行、こし路の紀行、都の道の記を添へたり。貳篇はおとゝひ、日本以下百三十項につきての考說あり。また猘犬咬傷灸法あり、最後にいろは考片假名いろは字體、使筆法十二點の三項を擧げて、著者の精詳なる記述あり。所收本は、無窮會神習舍文庫本に據れり。

著者北山久備(ひさとも)は國學者なり。江戸の人。備中藩士伊藤某に音韻を受く。文化二年弖爾遠波考の著あり。

蜘蛛の糸卷　一卷　　岩瀨京山

著者の見聞に係る江戸市井の事物の起原沿革を記述したるものにて、その內容は、茶番、女髮結の起立、菓子の變格、天ぷらのはじまり、市中の人數、草雙紙の變格等三十有餘種あり。末に追加として、天野某の追記十七項を添へたり。頭書は彥麿の筆なり。本書は自叙に據れば「一日大人〇齋藤彥麿をいふを尋ねし時、一冊子を出だして閱を許したまへり。其夜燈下に開き見れば、神代の餘波と題して、大人の若かりつる者の、今に移り換りたる事のくさ〴〵を、書き集め給ひし物にぞありける。〇中略いでやおのれも神代のなごりにもらされしをひろひつゝ、忘貝の忘れしを思ひ出だして、硯の海に筆をぬらしぬ。其事皆見聞の實跡に據れば、敢て文を飾るべきものならず。草稿だになさで、心に思ひ出づれば筆隨ふ。されば年序の前後、自他の語格もいと覺つかなし。〇中略心開しき黃昏の軒に、あみ作るふるまひなれば蜘蛛の糸卷と題しぬ。」とありて、その由來と書名とを知るべし。末に文化三年丙午初夏朔日筆を起し、四日のともし火のもとに記し終ると見えたり。弘化三年夏齋藤彥麿の序、及び著者の叙言あり。曩に弊館刊行の百家說林に收めたるを始めとし、續帝國文庫、燕石十種にも收めたり。

著者の略傳は、本集第一期卷三所收「歷世女裝考」の解題下に記述せり。

橘牕茶話　三巻　雨森芳洲

識見高邁なる著者が、退食の暇、諸子弟の爲に論著せるを輯録せる隨筆にして、學問の要旨より經書諸子を論述し、詩文小說を評論し、文字訓詁を解釋し、先哲及び當時の人物を批判し、また朝鮮の事情を記述すること多し。天明六年五月浪華筱應道の序あり。同年仲夏發行、書林は京都齋藤庄兵衞、江戸前川六左衞門、大阪高橋兵助、同喜助なり。

著者雨森芳洲は、對馬侯の儒員なり。名は俊良、また誠淸、字は伯陽、東五郎と稱す。芳洲また綱尙堂の號あり。平安の人、或は云ふ伊勢の人と。年十七八にして江戸に下り、木下順庵に學ぶ。遂に其の推薦に因り對馬侯に仕へて文教を掌る。朝鮮及支那語に通ず。正德元年朝鮮來聘の時、新井白石專ら其の事を司り、多く舊例を革む。從來朝鮮書を幕府に呈するに日本國大君の稱を以てす。白石改めて日本國王と稱せしむ。芳洲乃ち書を白石に與へて、其の非を論ず。白石遂に納れず。それより交情相協はず。芳洲勤學老いて益篤く、其の子弟を教ふる懇々として倦まず。年八十一初めて國歌に志し、古今集を誦する一千遍、自ら詠ずる一萬首に達すと。寶曆五年乙亥(二四一五)正月六日歿す。年八十八。大正十三年二月從四位を贈らる。人となり才藻卓絕、道德を重んず。著す所、本書の外、橘窻文集、多波禮草、朝鮮略說、隣好始末物語、鷄林聘事錄、交鄰提醒等あり。

一擧博覽　四巻　鈴木忠侯

本書は四卷を乾坤の二冊となし、霧島山の話、風雨の假名、手向の轉訓、七夕の故事、鬼神を敬すの俗諺等、凡て百四十五條より成り、文學史學、有職故實等に關する隨筆なり。奥附に文化四丁卯三月望、江戸書林、野田七兵衞、山田佐助、北島長四郎とあり。

萍の跡　二巻　釋　立綱

本書は内題に舊蹟紀聞とあり。また一名を淡海隨筆ともいふ。自序に「まのあたりみもし、きゝもしつることの、こゝろにしみて、あはれともをかしとも思ふは、物のはしにかきつけ、ふるきせち、あたらしきかうがへの、みゝにとまりて、よからぬともあしからぬとも、いはまほしきふし〴〵は、ほごのうらにしるしおきつるを云々」とありて、神社、地理、語釋等につきての考證、また見聞の事實を記述せり。篇頭に、自己の追記と、本間游清、塞川辰清の所說一二を註せり。書名は、本間游清の序に、「浮草の跡をさだめず天が下を行めぐる人はたぞ大寂菴主人也けり」とある如く、著者の漂浪生活に取れるなり。文化十四年の自序と本間游清の序及び清水濱臣の跋あり。文化十四年製本所江戸新橋南大坂町伊勢屋忠右衛門の奥附あり。

著者立綱は、眞宗の僧侶なり。大寂菴と號す。近江彦根の人にして覺勝寺に住す。後江戸に出でゝ深川に居る。海量の門人なり。文政七年甲申(二四八四)四月朔日年六十二にて寂す。著す所、本書の外、伊勢物語昨非抄、國學正辨、三哲小傳、しのぶ草、浮草廼餘留倍、さら〳〵日記、玉掻頭、和漢嘆得錄、眞宗めざまし草、眞宗應問錄等あり。

目さまし草　一巻　濤中亭叔親

煙草に關する著作にして、師大槻磐水の著なる蔫錄(文化六年の作にして、蔫草の原始、別名、種類、土宜、修造、栽培、解毒、什器等を說明したるもの)の漢文にて記述し、童蒙婦女子の讀み難きを憂ひ、その肝要なることを拔萃し、これを假名交文に記述したるものなり。その内容は、發端、古今形勢、傳來諸書、考證雜話、本朝食鑑煙草の主治抄錄、和蘭煙草の功能、唐土吃煙有功、和漢煙毒の解し方、禁

忌の九項、その他吃煙古式の圖を始め大高子葉竹きせるづゝの圖等の上圖を挿入せり。文化十二年三月の自序、久盤水の子盤里の跋あり。所收本は關根博士所藏本に據れり。

著者淸中亭叔親は、江戸に住し、世々煙草商を業とす。大槻盤水の門下なり。

反古籠　一巻　　森島中良

著者の若年の頃見聞せる俳優、演劇、戲作者、江戸繪、風俗の沿革、その他を、老後に至りて筆記したるものなり。近時續燕石十種の中にも收めたり。

著者の略傳は、本集第一期卷一所收「桂林漫錄」の解題下に記述せり。追記、源平藤橘の別號あり。芝二本榎上行寺に葬る。

閑窻自語　一巻　　柳原紀光

續史愚抄の撰を以て高名なる著者が、寛政五年より同九年に至る五年間の筆錄にして、多く禁中の故實を考証したるものなり。禁秘御抄事、假置内侍所於念誦堂事、大嘗會等再興事、甞祭事、和歌三神事等以下百餘項の記述あり。更に百家叢林にも收めたり。

著者柳原紀光、姓は藤原、權大納言資明の裔にして、權大納言光綱の男なり。初名は光房、字は藤蔓。後櫻町、後桃園、光格の三帝に歷仕し、權大納言正二位に至る。寛政九年八月落飾して、法名を曉寂と稱す。博覽强記、禁中の典例に精通す。續史愚抄八十一冊を撰述し、百錬抄の後を承け、龜山院より後桃園院に至る迄の事を記す。寛政十二年庚申(二四六〇)正月四日薨ず。年五十四。墓は洛北裴野に在り。

雜說囊話　二卷　　林自見

本邦の事蹟、又は諸書に記し漏れたる名所、物產、靈異、怪談等を、和漢の諸史雜記より摘錄し、自己の考按を附記したるものなり。上卷を一冊、下卷を本末の二冊に分冊せり。明和元年甲申季秋日の自序あり。同年十二月浪華書肆高麗橋壹丁目淺野彌兵衞出版す。

著者、名は正森（一に方林）三河吉田の人なり。杉江常翁に師事す。煙霞綺談の校者たり。

日本隨筆大成

第二期第四巻目次

羅州松井先生著

它山石

初帙

平安書肆
弘簡
竹苞
梓

攻玉它山石治金
邊海鹽世閒囊物
鮮有作身賤嫌

羅州子題

宅山石初編目録

巻之一

宅山石

巻之二

宅山石初編　巻之一

源輝星輯撰
多直彦校訂

柱下の史は不言の教訓と告示、柒園の叟は糟魄と排斥、浮屠氏は不立文字教外別傳と唱ふ。いづれ人頭出歩高尚の玄旨、以心傳心の印可なるも、すべて言辭に出さずしては、人に聞せ諭すこと難く、文字に書載にあらずば、いかで今の世に傳へはべらん。さらば言辭の玅作、文字の功用、孰か得てこれを[illegible]がんや。矧て昇平至治の仁政德化、隆盛に行なはれて小生ごとの卑夫も、襁袍のうちより文化の恩澤に饜足りぬるものから、各家に誦し每人に議論ことぐさを、見もし聞もせしまゝ、吾なにはのよしとあしともわかで一束に苅こめぬ。ことに小生は記識らすければ、其人其書暗記たるはたどゝにしるす。わすれたるはすべてこれを古老の説とす。されど心を正し身を修め、家國をも齊へ治むるの德教、化育の經緯の道なんどは、今君子其位に充滿せ給へば、これいやしどの僣らふべきことかは。そはたゞおのがむれのともがきに曝背をおくるまでなり。

○皇國文學の紀原

我皇國に文學の道の始りし事は、上古胎中皇帝の朝に、韓土の儒生阿直岐王仁等來朝して、儒書種々を獻りけるに、大鷦鷯尊、菟道稚郎子の兩皇子の、殊にこれを愛玩たまひて、文學ごまひしぞ始めなりけん。此大鷦鷯尊と申上るは、即ち仁德聖帝の御事なり。此聖帝御兄弟の、吾浪速の國にて、此文

學の道を肇め弘め給ひしよりいで、今日に至りては、皇國の文化の德澤は、四海にみち溢れて、韓土はものかは、諸越よりも遙に勝れたる事とはなりにける。さらば仁德聖帝御兄弟は、我大日本文學の鼻祖にして、吾浪速の國は、大日本文學最初の靈地たり。是故に吾浪速の國に生出たらん者は、まづ此仁德聖帝の恩澤叡慮を提み仰ぎ上つりて、殊に此文學の道に隨ひ服し奉つるべき事最一にして、亦土地の神靈に隨ひ上つる事なりと、故老の訓め聞えつるまゝに、此書の卷首には記しぬ。

日本書紀仁德卷曰。元年春正月。丁丑朔。己卯。大鷦鷯尊。即二天皇位一。尊二皇后一。曰二皇太后一。都二難波一。是謂二高津宮一。この時の皇居は假造にして十年の後にこそ改めて構造ありしなり。十年、冬、十月。甫科二課役一。以構二造宮室一。於レ是百姓之不レ領。而扶レ老携レ幼。運レ材負レ簣不レ問二日夜一。競レ力爭作。是以未レ經二幾時一而宮室悉成。故於レ今稱二聖帝一也。この高津の宮の皇居の址は、今の小橋村より西寺町餌指町、北は石山の邊りに至り、南は野中の觀音堂のほとりまで、皆皇居の遺址なり。仁德皇帝の御宇に當つては、皇國の文學の道最盛に興り行はれしかば、三韓の學生等もこれを聞慕ひて、御て料學びの爲に、吾浪花の都に歸來りて住居しける事最夥しかりけるより、其韓人の住こし跡の、郡の名土地の名、川の名、橋の名、市街の名などに、幾千年の今日までも遺り止まりける。

百濟郡

上古は攝津國に、百濟郡といふ有て、東生郡と、住吉郡との間に在て、十三郡にて有りしが、いつの頃にか。東生と住吉との、兩郡に分ケ倂せられて、今は百濟郡なくして十二郡となれり。按に足利家の天文繩の記錄、豐臣氏の天正總檢地の記錄には、共に攝津の國十三郡と記されたれば、百濟郡の廢たる事は文祿より以後の事にして、遠からぬ世の事なり。

百濟野

小橋村より天王寺に至るの間をいふなり。赤人の歌に、

百濟野の萩の舊枝に春待と住し鶯啼にけんかも

百濟川

今の平野川これなり。桓武天皇の延暦七年に、和氣朝臣清麻呂これを開く。此流の末古は、天王寺の西を經て、木津の郷を經て、海に入りしと云。これ百濟郡の川なるが故に、百濟川と稱せしなり。六帖人麻呂の詠に、

百濟川川瀬をはやみあか駒のあしの浦まにぬれにけるかも

百濟寺

四天王寺の東門の東三丁ばかりに舊跡有。又古記云、天王寺の東國分寺のほとりに、榎木二本有。其東の榎木は、百濟寺の住僧、皇圓が塚なりと云。

百濟町

今大坂に南と北との二條有り。これは從來久太良と假字にて記し來りしを、土俗のいつのまにか。字音にて久太良と讀誤へて、遂には堀久太郎の屋敷跡なりなど云附會の說をなせり。堀氏、大坂に邸第の有る頃には、左衛門督に任官せられたり。天正十七年豐臣家金配の記錄には、北庄侍從と見ゆ。堀は豐臣家の舊老の寵臣にて威權あれり。さるに其頃誰か久太郎と呼者あらんや。

新羅州

日本紀に、難波の新羅州と見ゆ。

往來せさせ給ふ事となりて、兩刀は士類以上、一刀は卑夫と、これにて士庶人の分階するやうにさへなり行きぬ。これもかの羽織來て人家に入ると同日の談なるべし。

○日本造紙の紀原

推古天皇の十八年に高麗の人に曇徵といふものありて、これ日本に來りて、上宮太子と相謀て、始めて紙を造れりと云。又世に漉返と云紙有。これは淸和帝崩御の後、東宮の御息所の帝の平生に御染筆の反古を集めて、漉返して經典書寫の料とせさせ給へるなり。これより公家の料紙となれり。此紙を宿紙とも、水雲紙とも、薄墨とも云。これ漉返しの始めなりと、故老の說なり。

○夜絢

俗間にて夜分工職業を務むる事を、よなべと云。これは夜絢と云ふの文字なるべし。詩の國風に、晝爾于茅。霄爾索綯。といふより出たるべし。固より詩經の意も强ちに索ばかりの事にもあらざるべし。

○女の名に子の字を付るのはじめ

すべて高貴の婦女の名には、多く子の字をつけらる。これもふるき例にや。日本紀用明紀に、葛城直磐村女廣子とあり。これや古記に見えつる始めなるべし。

○人の名に小の字をつくる事

春塘故實に云、禁中にては君の御寵愛なさるゝ者には、小の字をつけ給ふとなり。小宰相、小侍從、小左衞門など有。これ大宰相、大侍從、大左衞門と云ありて、それに對するの小にてはなし。小とは寵愛し玉ふの意なりと云。又武門にては本妻服にてなき子に小の字をつくる事有。小太郞、小次郞などの類なり。新田小太郞も妾服の一番の子なりと云。按に、後太平紀、二條大宮二度合戰の段に、山名小次郞討死

の處に、これは先年和泉國土丸の城にて討死し玉ひし山名右馬頭の子息、陸奥守の甥なり。母は妾人の腹に出來玉ひしを、父討死の後、取立申人もなくて、母の養育にて、但馬國に坐しけるを、氏清これを憐みて呼出し、猶子に定め置きたりと云。

○白月黑月

西域印度の國俗、一月を分ちて二ツとす。一日より十五日に至るを白月とし、十六日より晦日に至るを黑月とす、法苑珠林に見ゆ。東坡が月石研の銘に、石宛宛兮黑白月といひしも、此事を用ひたり。かの翁は、佛教に深かりければなり。

○爛柯

柯を爛すといふ事、世の人すべて圍棊を看入りたるの故事とのみおもひつれども、又琴を聽入りたるにも此事有。酈道元水經註に、晉王質伐レ木入二信安縣室坂一。見二童子四人鼓一レ琴。質倚レ柯聽レ之。既去。柯爛。去レ家已數十年と見ゆ。

○皇國にて先生號の紀原

皇國にて學士儒生を尊崇して、先生と稱する事は、南淵漢人ぞ其始めなりける。本朝儒宗傳曰、南淵漢人、應神帝之裔也。帝之子曰二稚渟毛二派皇子一。二派之子曰二佐藝王一。爲二南淵祖一。推古十六年。本朝秀才八人。奉レ敕從二隋使裴世淸一赴レ隋漢人共一人也。高向玄理。亦在二其中一。玄理。舒明十二年歸。漢人之歸。又此時歟。或先歸歟。史不レ詳レ之。皇極朝。天智帝。藤鎌足。學二周孔道于南淵先生一。史尊二稱先生一。不レ名。蓋漢人也。先生文而能武。著レ書百篇。今亡不レ傳。輝星按に、此傳の題號及び文中にも、本朝といふ事有り。これは稱呼の典故を誤れるなり。これは此儒宗傳を記されたる頃は、久しき亂世の後に

して、文化いまだ醇精ならざるが故なるべし。

○皇國にて天子御製の序文を賜りたる儒書唯一部

古より皇國にて、天子御製の序文を賜りし書ある事なし。こゝに人皇第一百十有一代にあたらせ給ふを、後光明天皇と稱し奉れり。深くも吾聖學を尊び崇めさせ給ひて、嘗て詔には、近世の儒學者徒と名有る中にも、實學を振ひ起せしは、妙壽院惺窩が精力に極りぬ。其功績仰ぐべき事に思し召はせ給ふとて、惺窩の文集に、御製の序を加へ賜りしが、初めて秘して御文庫に納め玉ひたれども、後にはゆるされて人間にひろごりぬ。今其御製文を左に掲げて、まだ拜瞻ざる人に示す。

御製惺窩先生文集序

蓋聞文者、貫道之器也。自昔年大昊八卦書契之作、延延綿綿、如天地之不可易、如日月之不可息矣。禮樂政令之經緯乎穹壤、洞徹乎古今、法度教化之嚴、浹乎遐邇、周遍乎內外者、不亦其是乎哉。近世有北肉山人惺窩先生者、寬仁大度之君子也。幼而穎悟、一覽千言七過萬句、弱冠而貫通經史及諸子百家之書、莫事不備、莫物不詳。其爲學也、博聞強記。其爲人也、精密明辨。其爲友也、范蒙張彪之徒。王孫仲容之屬。朝馳鶩乎書林、夕翱翔乎藝圃。非其道、雖高車駟馬、不顧焉。棄之如敝屣。從其道、則簞食豆羹亦是以顯之而保年也。義士仁人、慕德望風。出入其門、往來其道者。不可勝計。於乎、空谷之足音、暗夜之日月、蓋而彼精微妙渺、雖猶不可階天而升也、儘亦得先生之一體者數輩、日昇月盛、自此以後百姓尊信聖賢、誦說仁義、其恩惠德澤所以蒙天下後世者、至矣盡矣。斯世也吾土雲起、狙詐星羅、紛然道德之說罕有所聞也。先生獨悼斯民之墜於塗炭、苦其道之湮於庸俗、屢遊說諸侯上

述堯舜。下陳周孔。然滑稽口給之士。皆以爲迂遠而濶於事情。故不爲世用。乃退盧市原。隱居放言。恣思丘岳。任情山林。沈吟小詩。作爲文章。而其遺稿餘篇。紛紛籍籍。惜其无統紀者。其子爲景採而輯之。間亦竊附己意。所以裨補其闕略紕繆。名曰惺窩文集。朕偶請而觀之。則忘食忘寢。萬慮以澄。百節以通。耳目以融。肺腑以清。猶如龍護珠不釋。造次必於是。顚沛必於是。噫嘻。朕於先生。不見顏色。不通言語。而百年神交。如合符節。果何之謂也。所視所言。所勤所著。庶幾乎其不差也焉。咏嘆之餘。聊託管城子。妄爲之書。乃贊嘆畔牛之纖朝陽。飛學之集華嶽云爾。

慶安四曆辛卯九月十三日

この御序は、輪王寺一品法親王の書にして、その文集は從四位上行右近衛權中將藤原爲經編す。參議從三位右近衛權中將源光國校すと有り。輝星窩に按ずるに、御序文中の儘の字は、讀で間の字の如く見るべきなり。又按ずるに、浮屠氏の書には、御制の序文を賜りし一二部ありと覺ゆ。

ゝ 匂の字

皇國の俗に匂の字を用ひて、にほふ、にほひなどと訓事なり。これ異邦の字書に无所の文字なる故に、前輩等も俗造の國字なりとせり。藤原敦光對庭花詩に、當戸濃匂含霜媚。入簾落蘂帶風斜。とあり。按るに、これは即ち韻といふ字の省文なり。韻の字、或は韵に作り又は省して均匀に作れり。其匀の字が轉じて、匂になりたるなり。元來韻と云字は、音の遺響を云なり。これに國訓をあてんには、にほひ、にほふと云べし。故に衣の色目に紫匂ひ、紅匂ひ、萠黄匂ひといふて、濃き色の上重ねに、薄き色を取り合せたるにて、これを匂ひといふ事は、餘韻のひゞきたる意恰好なり。故に匂と書がよし。かの敦光

卿の直ちに香馥の義として用ひられたらんは、少しく當りがたからんか。且つ彼方の古へには、韻の字有事なかりき。周漢の頃までは、皆音の字のみを用ひしが、魏晋の世より始めて韻の字を制して用ひたるなり。

○霜月

皇國の俗間に、十一月を霜月と書て通用す。これも皇國にのみ用て彼方にては、餘り用ひたるを見當らざりしが、彼方にても舊く用ひたる事なり。漢韓敕造孔子廟禮器碑文曰。惟永壽二年青龍在涒灘霜月之靈。皇極之日と見ゆ。さらば雅俗文に通じて用ゆべきなり。

○おとつひ　おとゞし

おとつひといふの訓は、あとつ日なり。おとゞしの訓も、あと歳なり。あいうえお、五音通用なり。萬葉集十七、紀朝臣男梶應詔歌に、おとつひもきのふもけふもとあり。

○よべ　よふべ　よんべ

昨夜の事をよべと云、又よふべと云。これともに夜を經たると云の訓なり。又俗間にてよんべと稱するは、卑賤者の轉訛ならんとおもひしに、これも古言にてありける。萬葉集、大伴女郎の歌に、雨障常爲公者久堅乃昨夜雨爾將懲鴨と見ゆ。

○あした　あす　ゆふべ　よさり　よふさ　夕ざり　夕され

あしたと云は、旦の字にして、朝夕の朝の事なり。俗に翌日をあしたと云は非なり。翌日の事は、あすと云なり。古今集に、きのふといひけふとくらしてあすか川といふこれなり。又ゆふべといふは、夕の字にして、朝夕の夕にして其日の夜の事を云。俗に昨夜の事をゆふべと云は非なり、昨夜の事は前に

見ゆ。又よさりも、よふさも、ゆふざりも、ゆふざれも、皆其夜の事をいふなり。竹取物語に、よさり此つかさにまうことの給ふ。又土佐日記に、けふのよふさつかた、京へのぼると有り。又新撰字鏡に、晡の字にゆふさりと訓ぜり。又古事記にも萬葉にも、共にゆふざればと有。夕べになればといふのこゝろなり。

○明日　明年

翌日をば、明日といふ。翌年をば明年と云。ひとり翌月をば明月といはざるものはこれ十五夜に混ずるが故なるべし。

○鎧の縅毛赤と白との稱呼混ずるの辨

先づ鎧の毛に火縅と云有。これ赤絲にて縅したるなり。又冰魚縅といふ有り。これ白絲にて縅したるなり、赤毛は火縅なり。白毛は氷魚縅なり。これ冰魚縅なれども、下のおのかなは、上のをのかなの中へこめて略したる詞なり。故にひおどし、ひをどし、假字も違ふことなり。然れども打聞たる所同じき故に、中頃よりこれを混じて呼たり。冰魚とは、麪條魚と云て、即ち白魚の事なり。或は白小とも云。杜詩に「天然二寸魚」と云ふこれなり。又順の和名抄に鮊は、白小魚、長一二寸といふ。かの源頼政の宇治川合戰の時に、いせむしやは皆冰魚縅の鎧きてうぢの網代にかゝりけるかなのうたは、元來冰魚は宇治の網代にかゝりて取るゝもの故に詠合せたるなり。さて此歌、平家物語にては、伊豆守仲綱の歌とす。又源平盛衰記には、其人を記さず。又物語には、これらは皆伊勢の國の住人なり。黒田後平四郎、日野十郎、乙部彌七といふ者なりと云。然れども盛衰記にていよ／＼白小なる事明白なり。其文に、伊勢國の住人古市の白子黨とてざゞめきて押寄て戰ひけるうちに、馬を射させて川中へはね入れられて、浮ぬ沈みぬ

流れて宇治の網代による。源氏これを見て「白子黨皆白綴の鎧著て宇治の網代にかゝりける哉と見えたり。これ白小と白子黨とをかねて云かけ、氷魚綴の鎧なる事明らかにして面白し。又藤原元眞の。「芦間行宇治の川波流れてもひをの數々見せんとぞ思ふ。其外、歌枕秋の寢覺などにも、うぢ川に氷魚を詠合せたる事多し。火綴にては何のせんもなき歌になるなり。又さしぬきのくゝりにも、氷魚くゝりといふ有。薄き水色なりと。

○北條武藏守泰時

世の中にいとうけがたく心得られぬ事は、儒者の議論なり。凡右大將家より、近く豐臣氏に至るまでの中にては、北條泰時をば尤比絶倫の執職、忠義公正の人物なりと、世の中にて人もゆるせる所の儒者たちの、誰も〳〵口を極めて稱歎せざるはなし。さらば忠義公正の賢人といふべき人物ならんと、小生も思ひ慕ひたりしに、見もし聞もせし其世の事を思ひめぐらすに、最心得られぬ事尤にしもあらず。順德帝の承久三年夏の頃、一院〔後鳥羽〕思したゝせ玉ふ事有て、諸國へ院宣を下さる。此事、關東に聞えて、北條義時が宅にて評議有。義時終に泰時に下知して、軍勢十九萬を帥ひて京都に攻上らしむ。承久三年五月二十二日、泰時門出す。時に十八歳なり。然るに泰時道より取て返し、父義時に向て申て云、今度京都の事、例の靑公家原の謀議に候はゞ、踏付て縛めまいらせん事、何條事か候はず。然れども日月の御旗を先に立て鳳輦を催されて候はんには、いかゞ仕つるべく候。此儀伺ひ上らんか爲に取て返し候と申ければ、義時、いたくも心付て候者かな。若も日月の御旗を前に立られ御鳳輦を進らせられんには、爭でか弓矢をひき申すべき。急ぎ弓矢を伏せ兜を脱て、道の側らに平伏して、一に叡慮を提み奉つるべしと、泰時畏りて領掌して打立ぬと、又此時京都にても、此度はぜひ鳳輦を進らされて、御親征あらさ

せらるべしと、勸め奉つられし人も有つれども、例の公家の有職先例沙汰にて、終に其義は御用ひなく、尾張川にて防ぐべしとて、官兵一萬七千餘騎、六月三日京都を立つ。數度の戰ひ、官兵利を失ひ敗走して、遂に十六日には泰時京都に入りて、六波羅に著す。〔割註〕これ兩六波羅を立るはじめなり。」二十四日二十五日に、張本の公卿、並びに北面武士法師等十一人を渡さる。七月六日に、二院を四辻仙洞より鳥羽殿に遷さる。八日に御落飾、此日に持明院宮を御即位なし申すべき由にて、九日に踐祚ある、後堀川院これなり。高倉の孫二の宮守貞の子なり。義時が計らひとして、踐祚なさせ奉る。時に寶算十歲なり。又先帝と申は順德帝の太子にて、當年四月に讓りを受玉へり。御齡ひ四歲なり。御即位より間もなく官軍敗れて、外戚攝政道家の九條の第へ遁れ玉ふ。在位ずかに七十五日、故に日嗣の世數にも加へまいらせず、元服もなくて、十七歲にて隱れ玉へり。これを九條の廢帝と申しき。十三日に一院は〔後鳥羽天皇〕隱岐國へ、〔割註〕四十二歲、六十三歲にて崩御。」二十日に新院は〔順德天皇〕佐渡國へ〔割註〕二十五歲、四十六歲にて崩御。」二十四日に六條宮は〔割註〕後鳥羽第三子、雅仁親王。」但馬國へ、二十五日に冷泉宮は備前國へ、〔割註〕第四子賴仁親王。」閏十月十日に中院は〔土御門天皇〕土佐國へ、〔割註〕二十九歲、三十七歲にて崩御。」御幸なしまいらせけりと有。噫、これは神武天皇より以來、未だ曾て例しなき所の暴逆無道の計ひにて、一帝を廢し、三帝と二皇子とを流せり。古今第一等の兇惡の所行と謂つべし。泰時、此の如く行ふて心に快かりしや。イヤこれは父義時の命令なりと云わけすべきが、泰時さしもの賢人ならば、何とて身にかへても義時を諫めざるや。義時は鎌倉に在り、泰時は京に來りて、此の如くに處置く事は、泰時が意にもかくせざる時には、北條家の威權永く固く執るべからずと念へる事なり。固より義時が姦惡の小人たる事は論ずるに足らず。泰時は人も稱譽る所の者たれば、

君臣の大義をば、全く知辨へざる者にも有まじ。第一に父義時の行事をば、善なりとするや。悪なりとするや。これを善なりと思はゞ、姦賊たり。又これを不善なりとせば、父を不義不忠に陥しいるゝ不孝の子なり。且つ此一擧父の暴惡の嚴命に出たる故に、姑く權官に此の如くして時を待といはゞ、父義時死して、自己執職の日に、皆々還幸なし奉るべきに、終に皆遠國にて崩御ならせ奉るからは此度の所行は全く泰時の計られなり。此事は承久三年の夏より冬までの間の事なり。父義時はこれより二年半たらずにして死せり。泰時職を嗣るの日には、三帝も二皇子も皆御在世の時なり。其後數十年御在世なれども、泰時終に還幸なし奉らざりつるものは、此の如く皆々遠方に流し置奉りて、京都には幼稚の主をなして位に置く時には、己が家の權を張るに自由なるを以ての故なり。これ父義時の悪行を善也として、悪名は父に着せ、自己は賢人の名をとる狡猾の姦勇たり。故に泰時嗣職の中に、仁治三年正月に、四條帝崩じ玉へり。寶算十二歳たれば、御子は固より御連枝も有事なし。さて順徳帝はいまだ佐渡國にましまして其御子忠成は、京に在すを、これを位に即申さんとて、關東へ議せられしに、泰時秋田城之介義景をして、土御門院第二子の、祖母承明門院の許に在せしを立まいらす。これ後嵯峨院なり。其時城之介泰時に向て申すやうは、城之介京着已前に、早忠成御位に即せ玉ふ時は、いかに仕るべきやと申ければ、泰時云汝をつかはす上は、何の憚りあらん。只おろしに下して、土御門院の御子を立まいらせよと云。此泰時が語を以て、其朝家を蔑視して、寄位虛設とせるの腹心知りぬべし。夫かけまくも忝き皇國の天津日嗣の皇統を定め奉る事は、そもなにらの事ぞ。天が下にてはこれより重く大いなる事あるべけんや。抑泰時は鎌倉の將軍賴經の執事にして陪臣たり。然れども其時の勢ひ威權彼が門に在るを以て京都よりも相議せらるゝ事なり。泰時朝家を崇め重んじ奉るぞならば、速かに上京して、皇統の系續く

德高く齢長じ玉ふを擇み奉りて、相議り申上べき事なるに、僅かに己が被官を遣はして、只おろしに下して、己が心ゆくかたを立よと云の詔、これ皇統を自家の物とす。無禮不敬侵僭刻薄廢立を恣まゝにするの姦賊たり。故に此擧は德を以て議らひ上るにてはなし。順德帝の御子忠成を立申す時には、必ず父順德帝を還御なし奉らざる事能はざるなり。それにては私家の威權を振ふかつてあしく、又土御門帝は、はや寛喜三年十月に崩御故に、此御子に定め申す時は、還幸なし奉るといふのかゝりあひなきを以て、かくは計らひし事なり。泰時が廢立德を以てせざるの徵は、承久年間九條の廢帝を落し申せしは、何ぞ四歲にたらせ玉ふ君に何の不德かあらん。只順德帝の太子たるを忌るのみ。今度も崩御なりし土御門帝の御子を立て、順德帝の御子を立ざるものは、さきに流し奉りし三帝を、いつまでも流し置くべきの腹心たる事明白たり。然るに先儒等の頻りに泰時がよく世を治め、政事を正くしたりと云て、これを稱美す。それは自家身上をよくをさめたるにして、少しも朝家の忠義にてはなし。異邦明の代に遠國の諸生進士及第して、又遠かの遠國の縣令の官を得たり。其鄕國よりは幾千里の所なれば、妻子は其まゝ故鄕にのこして、任に行けり。其旅の船中にて盜賊に害せられて、主從ともに死けり。さて其盜は右の官人の印章官牒の類を奪ふて、自己其諸生に代り裝ふて、其縣に至りて、前令と交代して、其所をば治めたり。頗ぶる賞罰も正しくして、土民大いに懷きて、賢令と稱せり。さて其諸生の妻子鄕國に居るが、四五年にもなれども音信等ふつと無き故に、母子思ひ立てはる〴〵尋ね行て、其所に至りて父が姓名を申て鄕人に訪へば、今條吉して勤役たり。乃ち今日公用にて此所を通行なりと告ける故に、いとうれしくて母も子ももの蔭より、父や夫の行裝を見しに、さらに父にも非ず夫にも非ざる故に、又々先の方へ走りぬけてよく〳〵視れども、似つべうもあらざれば、まづ其所に宿とりて、細かに聽合せしに、國も鄕も

姓名も、共に父に少しも違はねども、妻子ともにつれて住所に來り居るといふに、何とも不審なるが故に、其上司の府といふに願ひて、此實否の吟味を願ひしに、終に盜賊たること露れて召捕れぬ。其時に其支配下の百姓等、其德政になづきて、連訴して上司の府に、願ひしといふ事ありき。これ其治めかた善が故に良吏と稱すべきか。又奸盜と呼べきか。意ふにこれらの儒者たちは、かの孟子流の道を理で說といふの、理屈算用づめの學文取りさばき故に、かやうの議論が出る事なるべし。孟子は周室朝家を亡きものとして。梁でも齊でも徒らに王たらしめんと說れしなり。孔夫子は必ず名を正さんと敎へ玉へり。是聖賢の分岐所たり、いづれにも平泰時を忠義公正の人と稱せんことは、小生は得こそうけぬことなり。紫の朱をうばひ、鄭聲の雅樂をみだり、鄕原の德を賊ひ、利口の邦家を覆し、儒者の名敎を擾るは、これみな似て非なるをにくむの旨ならずや。

〇海　老

紅蝦を海老と書く事は、近俗に起りし事にやと思ひしに、新續古今集十九に、人のゑびを乙におこせる、ありけるまゝ、十九やるとて、大中臣能宣朝臣、「世の人は海のおきなといふめれどまたはたちにもたらず有けると見ゆ。能宣朝臣は醍醐天皇の延喜二十年に生れて、一條帝の正暦二年八月九日に卒し玉ひしと云。さらば海老と書く事も舊き事なり。又ゑびと云ふ訓は、赤きといふこゝろなり。

〇短册　今のたんざくの始

短册又は短籍とも書り。同義なり。短尺と書は、音を借りたるにて、寸尺の尺の義にはあづからず、さて此短册のこと、前輩の說まち〳〵なれども其正を得たるものなし。按に、續日本紀、天平二年春正月辛丑百官主典以上陪從踏歌。且奏且行。引入宮裏。以賜酒食。因探短籍。書以仁義禮智信五字。隨其字

賜と見ゆ。これ短籍といふ事の始なり。籍といふ字は、ものを書記すものゝ名なり。これちよと紙を切て小き札のやうなるものゝ類なり。除秘抄に、切紙結付結緒也と有。あはせ考ふべし。さて今和歌をしるさる所の短冊の起りは、二條家の第二世を、爲世卿と申す。法名を明釋と稱せしが、高野山蓮華谷花折院の初代とす。此卿、高野山に住給ふ中に、今の短冊始まりしとなり。其時には杉原紙の白き短冊なりと故老の說なり。

○大眞珠如鷄卵

允恭天皇の朝に、淡路島の海中にて、一つの大眞珠をかづき得たりけるが、其大きさは鷄の卵ほどありて、其値決明は、三斗の餘も入るほどの大きさなりとぞ。其時の蜑人の名を男狹と云へり。此ものかづき得て海上に浮むと其まゝ息斷て歿なりたりとなり。其塚は其海際に在て、其眞珠は其所の土地神に祭りたりとかや。さて其海の深き事は凡六十尋には餘れり。是は其蜑人の帶びたりし所の繩にて計へしりたる事なりと、按に俗間の中樂あまといふ謠曲に、藤原の淡海公のあま少女に契りをこめて、海底に沈みたる玉を取かへし給ふといふ事は、此大眞珠の事を附會せし事なるべしとおぼゆ。

○東道主　北道主人

都穆聽雨紀談云。世人稱主人曰東道。蓋本鄭人謂秦　盍舍鄭以爲東道主。蓋以鄭在秦之東故也。漢光武時、常山太守鄧晨、請從擊邯鄲。光武曰。不如以一郡爲我北道主人。又光武佗日指耿弇曰是我北道主人也。今人但知有東道主。而鮮知有北道主人者。さらば東道とも北道とも云て可なる事なるべし。

○信石の毒を解するの方

信石砒霜の毒にあたりたるには、茘支を細末にして清水にてこれを服すれば速に治す。

（乳名に屎の字を用ゆ

廣東新語曰。東莞多以屎爲兒女乳名。賤之所以貴之男曰屎哥。女曰屎妹。按に吾國の古へにもかゝりし風俗や行はれにけん。紀貫之の幼名をばあこ屎とは呼びたれ。

宅山石初編 巻之二

○んンの字

國音五十音にも、いろは假字にも片假字にも、すべてん、ンといふの音、および字有る事なし。さるに世間にも專ら用ひること、これさとすべからざることの甚しきものなり。國學家などの說には、いとなつかしき傳へごとなどいふめれど、畢竟は落著せざる說にして、多くはいろは假字はむ。片假字ハムノ字とせり。新井白石は、ん、ン共に梵書の空點に取ると云。白石などはさすがの才子にて、國學には心をもいれし者なるが、此ん、ンの說は、よほど模糊なるものなり。第一に今の世の呼口の如く、んといふ者有る事ならば、五十音中に其音有べき事にして、いろは假字にも、片假字にも、其字有べき事なり。これ眼を著べき所なり。これは今の世の人の音が、代につれて訛り來れる故に、古へにはにといひつる音が、今はんとなりたるなり。故に其文もいろは假字のんはにの連書せるにて、片假字のンはニの急言せるなり。又んは古へのにの音といふの證據をあげば、古へのなには、後訛て難波。べにの花を、べんの花。いかにぞを、いかんぞ。なにすれぞを、なんすれぞ。いにしを、往時。はにざふを匜。ゑにを緣。くたにを木丹。らにの花を蘭の花。けにごしを牽牛子。たにはを丹波。ぜにを錢。もくらにを木蘭。しをにを紫苑。むくれにしを木欒子、又山城國乙訓郡は、これは古へのまゝにてならず遺り傳はりたる呼口なり。これらをもて、にの假名のんと轉じ、ニの音のンと訛りたるを徵むべし。又古へと今との呼口の訛り轉じたる證は、女郎花これ古へは其呼口のをみなへしと云しなり。故にをみなへしと詠ぜられたるなり。今にては、をみなめしと云。これへとめとの訛なり。皇國の風古へには、口

にてはめと唱へ、耳にもめと聞音を、假字にのみへとしるすといふ事は決してなき事、これ辨を待たさることなり。

○都の富士

都の富士といふ事は、比叡山をさして呼事なり。これ皆世人のよく知れる所なり。されども今平安城よりこれを觀望に、かの芙蓉峯なるものとこれを準へん事は、よほど強誣なる事と言ひければ、予が友劉海嶠が曰、「〔割註〕劉氏は朝家の官人にして、好學博識の人なり。海嶠は其號にして、予が弱冠よりの友たり」これは桓武天皇の延暦三年に、大和國奈良の都より山背國長岡へ遷都有らせられしなり。其長岡の都より比叡山を眺望する時には、殆んど芙蓉峯に彷彿せり。故に都の富士と稱せるなり、これうきたる稱にはあらず。それより十餘年の後、また今の平安城に遷都ありし事なり。

○五畿内の國次

五畿内の國次も、其昔は大和國帝都たりしによりて、大和、河内、和泉、攝津、山城と次第せしが、後山城國万古不易の帝都となれるによつて、山城を第一として、次に大和とは次第せるなり。續日本紀、承和三年。十月。承二前之例一畿内國次。以二大和國一爲二之第一一。勅宜下改レ之、以二山城國一爲中之第一上。と見えたり。按に平安城の遷都は、延暦十三年なれば、それより四十三年の後、仁明天皇御宇に及びて勅詔によつて改められたるなり。

○畿内の封域

人皇三十四代孝徳天皇二年、春二月。詔曰、凡畿内、東は伊賀名墾横川より、南は紀伊兄山より、西は播磨赤石櫛淵より、北は近江狭狭浪合坂より、中を畿内とすとあり。上古畿内封域の大いなる、外邦の

邦畿千里といふにもちかし。

（一）天皇號　院號

天皇號、院號とのけぢめ何の故なるやしらず。一説には上古神道の葬りなるを、天皇と稱し。佛道の葬りを院と稱し奉ると、これ杜撰の臆説なり。持統天皇をば佛道の法をもて火葬し奉る。これ天子火葬の始りなり。淳和天皇は御遺詔にて火葬にし、御骨を粉に碎きて、大原山にまきすてたりと申せども、共に天皇號を奉れり。又先代天皇號なるを、後世より院號には稱せられぬ事なり。又前々院號にてわたらせ給ふを後世より、天皇號に稱し奉る事は、くるしかるまじきにや。今も太上天皇の尊號はべればなり。且つ神武天皇より、光仁天皇までの四十三代は、天皇號なり。聖武皇帝御一代は、皇帝號にして、これ特例と稱しつべし。又孝謙天皇より、村上天皇に至るの十八代は、天皇號なり。冷泉院、これ院號の始めにして、高倉院までの十八代は、院號なり。安德天皇は、天皇號なり、後鳥羽院より花園院までの十三代は、院號なり。後醍醐天皇、又天皇號なり。光嚴院より後桃園院に至る二十四代は、院號なり。これ混錯すべからず。

（二）御德號　御在所號

凡そ桓武天皇より以前は、皆御德號を以て諡し奉れり。平城天皇より以後は、或は御德號を用ひ、又は御在所の號を用ひて諡し奉る。惜哉々々。五十一代連綿たる所の、國家大典の德號の諡法改革せり、此後其例一ならず。後世にては遂に御德號の諡法廢絶に至る事は、此時に萠芽せり。御德號とは、仁明、文德、光孝の類なり。御在所の號とは、宇多、醍醐、村上の類なり。又後の字を副へ上つる事は、先皇の御蹟を追ひての事なり。後一條院、これ一條院の御子にして、これ後の字を加へ奉るの始なり。さて

後の字を添へ奉るに、御德號には添へずして、御在所號に添へ上つる事、故實なりと申。假令ば深草帝仁明、小松帝光孝、此二號に後の字を加へて、後深草院、後小松院と稱し奉る。然れどもこれを後仁明院、後光孝院と稱し奉らざることは、仁明、光孝は御德號なればなり。後花園院をば、はじめは後文德院と諡を奉られしかども、後日御沙汰有て、後花園と改められたりとなり。これ御德號にて後の字を添へ奉らぬが故なり。尙三の冊の帝王諡號の條を見合すべし。

○仙洞

富家語抄云、子に天子をもたせられねば、仙洞とは申さず。本院の、一院の、又は新院などゝ申すなり。次第は先づ法皇、仙洞、一院、古院、新院なりと云。輝星按に承久の頃は一院後鳥羽、中院土御門、新院順德、一院を本院とも稱せり。

○韓服　唐服

又云、文武帝の大寶より以前の裝束は、百濟の制を用ひらる。大寶の時分より、唐の服を用ひらるなり。

○物具

又云、ものゝぐとは、御直衣の袍のことを云へり。

○法親王

富家語抄又云、仁和寺覺行法親王、これ法親王の始めなり。白川院の御子なり。此覺行の御師は、もろあき親王なり。此もろあきは、三條院の御子にて、親王以後に入道遊されしなり。又覺行は、剃髮以後に親王宣下ありしなり。白川院の内親王といふも有からは、法親王も有るべしと仰られて、法親王になら

させられしなり。

○門號のはじめ

又云、東北院は、上東門院の御ゐはい所なり。此東北院、上東門にあたる故に、上東門院と申なり。これ門號の始めなり。これよりあながち門にあたらずといへども、上東門院に准じて、門號有なり。

○大師號　國師號

又云、大師號は重く、國師號は輕し。大師號は始めにて舊(ふる)し。國師は後なり。大師は天子の師範となるなり。すれば重きなり。國師は、國の師となゐなれば、異國にても諸侯の師となるを、國師と云なり。

○加茂川

古記云、往古加茂川は大河にて、やゝもすれば汎濫(あふれ)たりし故に、朝家にも防鴨河使(はうあふかし)とて、かゝりの官人をさへ設け置れし事なり。今の高倉通より東は皆川原にて有しを見てもおもひ計るべし。一年安倍の晴明に命せて、永く水害を祈り除くべしといふの詔ありき。晴明一个寺を建て法城寺と號せりと云。これ水去て土成と云の義なりと云傳ふ。然れども今此寺の址知れず。或云、四條橋の東に晴明の塚有。これ其跡かとも云。又夏の禹王、水土を平治し給ふ功有るを以て、晴明此廟を立て祈れりとも云。其舊跡は、四條縄手の目疾地藏の堂これなりと云。

輝星按に、此鴨河の數暴漲汎濫する事は、桓武の平安草創の古へより天正の頃まで、千有餘年の久しき大患にて、天子の詔にさへ、朕が心に任せぬものは、鴨河の水、山法師、雙六のさいとさへ聞えし所の平安城の痼疾なり。故に豐臣氏もすさまじき土手をつき竹を植て、勞苦せられし事なり。さるに元和年中に石川丈山、東山のほとり一乘寺村に閑居せられしが、天性山水の好有、殊には水利見積りの功者

にて、數北山鴨河の水源に遊歷して、其水脈の切り達つべき水利を見切て、これを時の京兆の尹に謀る。京兆の尹、これを角倉了意に命じて、三人相謀議して其事成れり。故に其後二百年の今日まで、平安城水害を免れたりとなん。此事何とやらん云ふ題號の書にて覩つれども、ふつに忘れぬ。これ餘り人のいはざる事ゆゑに、この三氏の技群の大功の埋れん事を思ふてこゝに附記せり。

○京都古町の事

又云、京都の古町と云は、上京は十三町なり。下京は高倉通より東は川原たれば、東は東の洞院、西は油小路、西洞院、南は松原通、北は二條通までの間に在る處の町、五十九町をば、下京古町と稱す。これを五組に分てり。艮組、中組、四條三町組、巽組、川西組と云。此川西組と云は、堀川より西を云には非ず。以前には西洞院に川有。これより西を川西と號せり。此川至て小き流れなれども、平安城開基の時より葛野郡に在來りし谷の小川なりし故に、今も油小路、新町ともに少しく地形高き事なり。されば此西洞院川を西の界とし、藍染川を東の竟とす。今東洞院の東側の人家の裏に、はづかの溝川有。これを藍染川と云。

平敬道が天秩園隨筆に、世俗京都をば、上京、中京、下京と三段に云事は當らぬ事なり。只上京、下京とふたつに云べき事なり。拾芥抄に、自二二條大路一北百二十町。自二二條大路一南四百卅八町といふ事見えたり。且つ元文年中の御條令にも、二條より上を上京と云、二條より下を下京と云べしと命ぜられし事有れば、二條を以て、上下京をわかつべき事なり。

○萬里小路　楊馬場　麩屋町　富小路　京極通

平敬道云、山城志城地の條に、萬里小路。今呼二楊馬場一。次富小路。今呼二麩屋町一。東極曰二京極一。呼二寺

町。云々」此書に御幸町はなくて、富小路と麩屋町との二通り、混じて一通りとなれる如何と云に、此書は拾芥抄の圖に因て記せし者なればなり。今は寺町の西に御幸町と云町有。これは豊臣公伏見より參内の時、京極通りは、東は川原なれば取しまりなきによつて、一すぢ西に道を開きて通行し玉ふ。今の御幸町なり。これ豊臣家より起れる通りなれば、此書になきはづなり。又此書に、富小路、今呼二麩屋町一と云事は、麩屋町初めは富小路と云ひしを、ふや町と後に改めしなり。其後元和年中に、今の富小路通を新に開きて、麩屋町の舊名の、富小路を用ひし事なり。故に元和より以前の書物に、富小路通とあらば、今の麩屋町の事なりと知るべし。按に萬里小路も、始めは川原の中へ築立たる事故に、其堤の根固に楊柳を植ゑられたるべし。楊柳を植ゑし堤なるが故に、白氏文集の萬里路長在と云句の意によつて、萬里小路とは稱せられしならん。さるに世人は徑ちに其楊柳の多きが故に、楊の馬場と稱せし事なるべし。

○欽賜の町名

京師の町名に錦小路と云有。古へにはゑどの小路ともいへると見ゆ。宇治拾遺に、昔せいとくひじりと云ふひじりの有けるが、母の死たりければ、ひつぎに入れて只獨り愛宕の山に持行て、大なる石を四つすみに置て、其上に此ひつぎを打置て千手陀羅尼を片時も休む時もなく、うちぬる事もせず、物もくはで、湯水ものまで、聲絶もせず誦し奉りて、中略さて出行ほどに、四條の北なる小路にゑどをするに、只墨のやうに、くろきゑどをひまもなくはる〴〵しちらしたれば、げすなどもきたながりて、其小路をゑどの小路と付たりけるを、帝聞せ玉ひて、其四條の南をば何と云ふと問せ玉へば、綾の小路となん申ければ、さらばこれを錦の小路といへかし。餘りきたなき名かなと仰せられけるよりして、錦の小路とはいひけると有、さらば錦の小路は欽賜の地名なりける。

○國語の三五之門

春秋外傳、晉語一に、郭偃曰。且夫口三五之門也。此三五の門と云事、諸家明解無し。江淹上書に、備=鳴盜淺術之餘=。豫=三五賤伎之末=。註に、軍術曰。就レ三避レ五。五爲レ死。三爲レ生。能知=三五=。横=行天下=云々。晉語三に、既里不レ死レ禍。公隕=於韓=。郭偃曰。善哉。夫衆口禍福之門也。これらの義をおしまはして、三五といふは生死利害といふの大旨は得られぬ。されども軍術に五を死とし、三を生とすといふ。五の死たる三の生たると云の證據確ならず思へるが、後禮記を讀で、三五の正義を得たり。禮の禮運に曰、月生=三五=。而盈。三五而闕。これにて甚明亮たり。三五にて、生の義とも死の義ともなるなり。五を死とし三を生といふは、强鑿の說たり。

○六更並蓋更

夜分の更を數ふること、初更より五更にて終る、これ通例たり。しかれども六更といふ事もはべり。宋の周遵道が豹隱紀談に、引=楊誠齋詩=云。天上歸來有=六更=。蓋內樓五更絕。梆鼓交作謂=之蓋更=。此即六更也と見えたり。

○かなり八合

世の俚諺に、かなり八合といふ事有。或人の此かなりといふ文字を問ひけるに、余答て云、これはおもふに、經史等の中に、許可の文章に、可也とある此二字にてあるべし。蓋其昔に經史等に可也とありし所を、儒師の演講時に、可也とは許所の詞なりとはいへども、これ十分の位にはあらずして、わづかに八合ばかりの義なりと說き聞せつるより、可也は八合ばかりの義なりと、諸生らのいひ傳へしより起れるの諺なるべしとこたへつるが、これもまた穿鑿の强說にやしらず。

○日本國數

日本國數。上古分爲二百四十四州一。後合爲二六十六國一。拾芥抄云。日本六十六州。陸二壹岐對馬一。爲二六十八州一。

○郡　數

太子傳三十二卷。崇峻天皇二年條曰。郡。五百七十八郡。元明天皇朝。定二諸國郡鄕名一。郡數凡六百三十一。拾芥抄云。郡。六百零四。神皇正統紀。後醍醐帝紀云。郡數五百九十四郡。三才圖會云。六百二十二郡。

按に、日本紀に、以二四十里一爲二大郡一。三十里以下。四里以上爲二中郡一。三里爲二小郡一と見えたり。

○鄕　數

太子傳云。鄕數三千七百七十二。元明帝朝所レ定。鄕數凡一萬三千餘。拾芥抄云。鄕一萬三千餘。

○口　數

太子傳云。男子口數。十九億九萬四千八人。女子口數。二十九億九萬四千八百三十四人。女多二於男一六億四千七百八十三人。男女合、四十九億八萬八千八百四十二人。

按に、十玄遺稿に、太子傳の抄を引けるには、男十九億一萬四千百二十人、女三十一億一萬六千九百三十人と見ゆ。これにては女子は十二億二千八百十人、男子より多きなり。

十玄遺稿。或曰。推古帝ノ時。本邦人事計四百九十九萬餘員。聖武皇帝時。凡八百餘萬人。日本水土考云。當今人民大數。二千四百餘萬人。

按に、これ即ち二百億四百餘萬人たり。十千を萬と云、十萬を億といふ時には、一百萬は一十億にし

て、一千萬は一百億となるなり。

〇異邦口數大略

鄭樵通志略云。夏禹平ニ水土一爲ニ九州一。有民千三百五十五萬三千九百二十三口。周公。相ニ成王一。有民千三百七十萬四千九百二十三口。此周之極盛也。漢孝平元始二年。口五千九百五十九萬四千九百七十八。此漢之極盛也。晉武帝太康元年。口千六百一十六萬三千八百六十三人。此晉之極盛也。隋大業二年口四千六百一萬九千九百五十六人。此隋之極盛也。唐天寶十四載。管口總五千二百九十一萬九千三百九人。此唐之極盛也。五雜俎云。宋慶曆間國朝嘉隆之時。口共五千五百七十八萬三千餘。而兼夷不レ與焉。

清朝口數。六千二百萬人。

按に、これ即ち六百億一百萬人になるなり。これを我水土の口數と照し合すれば、三增倍にはたらざる事なり。さらば其輿地の幅員もこれに準へば、三四增倍のひろきなるべし。または吾皇國天神地祇の護持あつく、國土の靈氣盛んなるが故に、人民生育の力ら強きによれるやしらず。

〇本邦租稅大數

拾芥抄云。稻米。二千二百五十七萬石餘。

三才圖會ニ云。租米。二千二百四十六萬八千二百九十石。

右田租大數。往古所レ定。又云。田畝九十六萬五千九百五町二反

足利家。天文檢地總高。千八百六十九萬七千二百四十二石。壹岐、對馬の二島は、此外なりと有。これは後奈良帝の天文二十二年、三月廿日に、將軍義輝公より國々の守護人に仰付られて、國々の所領を糺し、日記を以て言上すべきのよしを仰せ下す。仍て國々知行の地、自領他領となく、一國限りに記せり

高木光貫、上野晴時の兩人、諸國の帳をうけ取て、これを改む。俗にこれを天文繩と云ふこれなり。

按にこれより四十年ばかり後、正親町帝の天正年中に、豐臣氏の日本總檢地と云事有りて、其時一反を三百坪に打つめ、一反より六十坪づゝを削りて、日本國中にて、凡そ八百萬石餘打出されたる事有り。疊席一間を六尺につめて、京間田舍間といふ事も、此時にはじまれり。これを豐臣氏の天正のさし出し高ともいふ。

本邦輿地里程大數

太子傳、崇峻天皇二年條云、東西二千八百七十餘里。南北五百三十五里。

按にこれは六町一里といふを以て記されたるなるべし。

日本水土考云。日本經度。東西凡十二度。南北三度。或二度。

按にこゝに一度といへるは、凡四十里の積りなり。其一里は三十六町一里の積りなり。又海東諸國記に云。日本一里準二我國十里一。これは此方往古五十町を一里とせられしの制によれるの説なり。

拾芥抄云。三十六町爲二一里一。六里爲レ條。

合類節用集云。本邦里數。古昔以二五十町一爲レ里。或四十二町爲レ里。今以二三十六町一爲レ里。謂二之上路一。坂東以二六町一爲二一里一。謂二之下路一。

異邦輿地大數

隋の代天下一統の時に、居國の行程、東西九千三百里、南北一萬四千八百一十五里と云。

寰宇通衢書には、明朝の輿地は、縱一萬九百里、橫一萬一千七百五十里にして四夷の驛は與らずと見ゆ。

廣輿遺編云、續通考に、日本の地理を記せり。其國界。東西長行。可二四五月一。南北短行。三月。而皆

極ニ於海一。其西北至ニ於高麗一也と、中國路程の積りを以ていはゞ、一日を百里にして、一月を三千里とす。然れば三月行は、九千里、五月行は、一萬五千里なり。これによつて見れば、中國も幅員餘り違はざるやうなり。天地の間にて、唐山に對する國は、日本と韃となり。明人の書にも、南倭北虜と云しもことわりなり。

○金銀の異號

生色といふは、即ち金をいふなり、可染とは、即ち銀の事なりといふ事、一切經の音義に見ゆ。

○數號

彼邦に一より十までの數に、こと〴〵く更號あり。一をば偏紀と云、二を小錄と云、三を逸事と云、四を鎖言と云。五を郡事と云、六を家史と云、七を別傳と云、八を雜記と云、九を地理と云、十を都邑簿と云、これ陳氏蓬窻日錄に見ゆ。

○物材方量

金　一寸四方の重さ、百七十五匁
鉛　一寸四方の重さ、九十五匁
水精　一寸四方の重さ、百二十匁
鐵　一寸四方の重さ、六十匁
綠石　一寸四方の重さ、三十匁
黃土　一尺四方の重さ、十一貫目
銀　一寸四方の重さ、百四十匁
錫　一寸四方の重さ、六十三匁
銅　一寸四方の重さ、七十五匁
眞鍮　一寸四方の重さ、六十九匁
白石　一尺四方の重さ、二十四貫目
燈油　一升の重さ、四百三十匁

○記錄書

秋山色樹が夏山雜談に、記錄書とは、大納言を大糸言、中將を中状、應永を応永、元和を元禾、嵯峨を山山、醍醐を西西と書くなどの類を云。輝星按にかた假字は元來半體の省文にして、これ遠く記錄書の藍本といふべし。

○佛家抄物書

凡そ寫字の時に文字の筆畫を省きて、筆の勞をたすくる、これを佛家にては抄物書といふ。見聞に及びしを左に出す。「へ、乙、二字共に反切の反の字なり。ム、嚴の字なり。茾〔割註〕菩薩の二合文なり。」佛、佛頂。泉、林泉。佃、西佛。封、金剛。寸〔割註〕菩薩、これを卄ぼさつと云。」茾〔割註〕菩提、これを一てんぼだいと云。」爻〔割註〕聲聞、これを爻聲聞と云。」ヨヨ〔割註〕緣覺、これをよく緣覺と云。」尭〔割註〕涅槃、これを尭ねはんと云。」尭〔割註〕煩惱、これをけつけつぼんなうと云。」此外にもあまた有べし。吾道にあらざるゆへにもらしつ。

○省文

此省文も吾門の儒書に在る處にして、科斗篆籀の往古より、早く用ひられたる故に、雅有り俗有り。これ等へ遑ざる時には、讀書通じがたき事多かるべし。考古圖、博古圖、開帝文中に、惟を隹に作り、嗣を司、經を巠、作を乍、極を亟に作れるは、省文の例ともいふべし。然れども上古は文字少き故に、一字數義數音を兼たる事なれば、後世の偏旁冠履纂籀の字體を見慣し目よりは、省文の如くおもふべけれど、けだし古文が正體にして、後世のは纂文なるも、かず/\なるべし　其一二を擧ば、德を悳に作り、裏を褱、前を歬、回を囘、網を罔、感を咸、復を复、巛を災哉、匯を匚、発を發、原を源、然を燃、立を位、亘を恆、中を仲、夬を決抉鈌、升を昇阩陞、戊を茂、亨を享烹、勿を物、或を域、聿を律、莫を摸模、旹を時、与を舁與、屬を續、亩を廩、畺を疆、从を從、囱を窗、処を處に作るの類は、皆今が重文にして、古へが正文たり。これらの類は、省文とはいふべからざる事なり。されどもこれらの巨細は、善工利器に論じつれば、此には略す、今後世俗省文の二三を擧て、初學の便りとす。

肅を粛、蜀を罒、獨を独、覺を覚、義を乂、議を议、醜を
醜、屢を役、龜を亀、繩を縄、觀を观、醉を酔、壘を塁、齒を歯、時を
时、譯を译、亂を乱、幾を几、舉を挙、齋を斎、齊を斉、魚を鱼
書を书、顧を顾、懼を惧、匆をヨ、屬を属、斷を断、勢を势、邁を
迈、過を过、對を对、難を难、勞を劳、數を数、兩を両、圓を円、鍊を
养、裏を裡、關を関、開を閉、盡を尽、藝を芸、乘を乗、醫を医、
藥を薬、聖を圣、聲を声、經を経、點を点、權を権、或は权、壞を壊、或は
坏、陰を阴、陽を阳、歸を帰、鹽を塩、龍を竜、竈を竃、繼を
継、麗を丽、畫を画、麥を麦、舊を旧、靈を灵、櫃を柜、宣を宜、
釋を釈、學を学李、豐を豊、應を応、その外かぞへがたく
ごしよくんを用ゆべし

○神別　皇別　蕃別

凡そ農工商賈、各其業の分れし事は論なし。其民間の凡卑の中に、又良賤有りと見ゆ。其良賤の分れし事は、まったく神胤、皇胤、蕃胤によることゝなり。國史を按に、景行天皇に、皇子七十餘人在（ましま）して、皆國郡に封じて、各其國に行かしむ。故に諸國の別といふ者は、其別王の苗裔なりといふ事見えたり、其佗源氏の清和、村上、嵯峨より別れ、平氏の桓武、仁明、光孝より出たるの類を、皇胤とも皇別ともいふなり。又皇國の百官百司の鼻祖は皆神代の神孫より出て、姓を賜つて連綿として其家を相續し玉ふは論なし。或は中葉にて零落し、民間に流淪し玉へるも多し。これを神胤とも神別ともいふなり。又異邦より歸化し來れるの人少しとせず。皆朝廷に仕へて姓を賜ふ。坂上、秦、王、船、葛井、津、大內、宋、などの類これなり。これを蕃胤とも蕃別ともいふなり。故に凡そ皇國の人上下貴賤をしなべて、此三等の別に脫漏事有ることなし。故にこれを三別と云、今世に零落して、先祖の姓氏を失なへる人甚だ多し。若や姓氏を稱せずして叶はざることあらば、藤原氏を稱して難なかるべしとおぼゆ。其故は今世故有て官位を賜はる時に、其姓氏を失ふて知らざる人には、宣旨に藤原某と書下さるゝ事なればなり。富家諺抄の旨も相同じ。又上姓下姓といふ事有。上姓とは皇胤神胤をすべて、日本の姓を云、下姓とは異國の人の日本に歸化して、賜りたるの姓を云。

○中宮の稱

壺井義知云、桓武天皇の朝より以來は、中宮と稱する者は、母公にして夫人なり。又一條院より以降は、正妃二人を立て、中宮皇后と云。

○中　唐

詩陳風。中唐有レ甓。傳曰。中。中庭也。唐。堂塗也。疏曰。爾雅釋宮云。廟中路謂二之唐一。堂塗謂二之陳一。李巡曰。唐。廟中路名。孫炎引二詩中唐有一レ甓。堂塗下至レ門之徑也。然。則唐之與レ陳。廟庭之異名耳。其實一也。故云。唐。堂塗也。周語。陂唐汚庳以鍾二其美一。註曰。唐。俗本作レ塘。說文无二塘字一。これ今の門より客殿に至る間の、石徑有る所を中唐といへるなり。

○玄　關

玄關といふことは、僧榮西初めて建仁寺に造れり。玄玄の關門と云ふ心にて、玄關と號す。入口に二扇の門有、其中は敷瓦にて、〔割註〕これ即ち上の中唐なり。〕漸く步みて履を脫して小階に昇り、客殿に至れり。さらば玄關とは門の名にして殿の名には非る事なり。今世俗にて玄關と呼ぶ者は、堂上方にては車よせ、武家方にては、式臺とも稱すべき者にして、玄關の名とは甚だ不相應の事なり。さて此玄關の名、建仁寺の榮西にはじまるには非ず、彼邦にては舊く禪家に稱する名目なり。唐詩にも則公爲レ是披二玄關一とありしかと覺ゆ。卻て今の世に稱する所の敕使門、御成門、中門、下々の客路地などの類が、玄關の義によく叶ふなり。これ幽玄の徑にして、常に人の通行ざる處にて、其人を則つて開くの門なる故に、玄關の號有なり。

○書　院

此方の今日にては、家ごとに書院と云ふ一室有り。異邦にては、天子の學校の一名にして、儒者學士の居る所の名なり。唐の明皇の麗正書院といふを置て、文學の士を聚めさせられしといふ事、明皇本紀に見ゆ。書院の名こゝに始れり。宋の代に至つては、五大書院を建らる。所謂白鹿洞書院、鵞湖書院、嵩陽書院、石鼓書院、嶽麓書院、これなり。又今の清朝には、尼山書院、洙泗書院といふ有りと、宣聖六十

七代の孫、孔倚任が出山異數記に見ゆ。何れも天子より建らるゝ所にして、私塾郷學の類ひのことにはあらず。

○先天　後天

彼邦の趙宋の代に至つて、頻りに先天、後天と云ことを唱へたり。故に醫家もこれに倣ふて、亦先天、後天を云。これは宋の初めの頃に、華山に陳搏と云道士有て、これ易圖を取り傳へて有つるを、劉眞長に傳へて、それより邵康節に傳へ、終には朱紫陽に傳へて、今の啓蒙の易圖これなり。固より此圖殘脱はあれども、古聖人の易圖の遺れるなり。此圖を取り傳へる中に、いつか其圖に臆造の名を命じて、伏犧の先天圖、文王の後天圖と云、名目を作造しが始りにて、其意には先の天、後の天と云。天が二つ有るが如くに思へるなり。元來先天、後天の字は、孔夫子の文言の語にして、先レ天而天不レ違。後レ天而奉二天時一と有、これは卜筮の妙用、よく前の事を願知し、よく後の事を逆察する事を讃歎玉へる事にして、先後ともに表辭に發して讀む事なり。まへのちといふ事にはあらず。詳なる事を易に註しぬればこゝには略せり。

宅山石初編　巻之三

〇高麗

平敬道が天陝園随筆に云、伊藤長胤が秉燭譚に、高麗と云文字を、カウライとよむ事を非として、カウりなりと有り〔割注〕印本には、これを省きたり。寫本の者に見ゆ。〕其後、平維章和學辨を著はして、東涯は高麗をカウリと讀む、字書を考ふるに明らかなりと云。これ長胤が和學に疎き事を明らめんとはせずして、稱美せしはいかに。按ずるに、禁中方の名目抄に、高麗本音ハ、リ、名目ライと有。是にて明らかなるべし。日本有職方にのみ讀くせ有りと思ふべからず。中華にも有事なり。假令ば高逆候コウグウカウと讀、宋の宣德郎は、宣德門の名を犯せる故に改めて、センコウラウと讀しなり。これ日本の讀くせと同じ。隋の煬帝を、ヤウダイとよむ事、釋日本紀に見えたり。禁中にて佛經を讀誦するにも、仁王般若經などに、生死といふ文字を、セイズ、四諦をスウグイとよむ事有りと云。

輝星按に、麗の字、レイとよむも、ライと讀も、リと讀も、さのみ論議べき事ならねども、今數君子の説をあつめていさかひしつゝ、其音聲を得ざる事なれば、こゝに其正義を明すべし。先づ麗の字は、唐韻、集韻、韻會、ともに郎計切、正韻は、力霽切、共に齊の韻の來母の去聲の四等の字にして、本音離たり。漢音レイ、吳音ライたり。國名の時には轉じて、唐韻は呂支切、集韻、韻會は、鄰知切、共に支の韻、來母平聲の三等の字にして、本音離となる。漢音、吳音共に、リなり。さらば東涯、維章が論、是なるが如くなれども、元來齊と支とは通韻にて、麗の字國名の時は、平聲に轉ずるだけの事にて、やはり漢音レイ、吳音ライと讀てよき事なり。其證據には、麗の字國名轉音の時も、正韻

は鄰溪切、集韻は憐題切たり。是共に齊の韻、來母平聲四等黎の字にあたる。故に齊と支との通韻たる事證すべし。元來字音に、一字假名の音有事なき事たり。頭字を父字とし、音と云、ひゞき字を母とし、韻と云。これ天地陰陽父母音韻の自然の義たり。然れども皇國字音の呼口、つまりたる文字は一字がなの音をつくれども、決して一字がなにして、音のみにて韻なきといふ字ある事なし。たとへば支微虞模歌麻等の韻のごときは、一字がなの如くなれども、支脂の韻中に、雖蘂綏蕤澤有。微尾の韻中に、刈乂非歸威穢有。虞模の韻中に、株朱儒有。歌麻の韻中に、科和訛有。皆二字假字にて音韻具したりしなれども、國音の呼口打開の耳にては、つまりて一字假字の字音の如くになれるなり。其つまりたるといふは、鬼軌癸季の類。クヰのつまりて、キとなり、悲陂彼辟の類、ヒヰのつまりて、ヒとなり。域堤尉の類、ウヰのつまりて、ヰとなり、怒ツオのつまりて、トとなり、菁クオのつまりて、コとなり、波フワのつまりて、ハとなり、朶ツワのつまりて、タとなり、裸ルワのつまりて、ラとなれるの類これなり。皇國の上古、彼邦の文字わたりてより後は四聲呼口等、正しく行りし事なるに、次第に放肆になりしと見えて、文學の博士等字音の四聲を正しくせよと云ふの條令、數有し事國史に見ゆ。中古に至りては遂に其傳を取失ひて、徒に字旁の假字を見て、音韻の差別なく、一口に呼れし故に、寵チヨウ、鳥チヤウ、牒テフ、從シヨウ、昭シヤウ、升ショウ、葉セフ、侯コウ、公コウ、江カウ、荒クワウ等の字音、皆一呼口に混雜したる事なり。故に上古には、引假字の入聲の字は、混ぜざるやうに、葉をセツ、揖をイツ、攝をセツ、合をカツ、甲をカツ、急をキツ、立をリツ、法をハツなどと、わざと引假字を、つめがなに改められたり。これ皆四聲呼口を正して、耳に聞まがはぬの用なり。今其本を知らずして、讀くせなり。名目なり。などいふ事初まれるなり。畢竟する所は、平

徹道も、平維章も、名目抄の作者も、字學に暗く音學に疎き故に、此の如きの冗論に及べる事なり。殊に平徹道が引證文中の、曲道侯をコウクウカウと讀と云事誤れり。侯は尤の韻の字にして、コウの假字なり。又王抹が燕翼詒謀錄を閱れば、今之宣都郎。昔之宣德郎。政和四年。九月詔。宣德郎宣德門。名相犯。可ㇾ改爲二宣都郎一。見ㇾ任人不ㇾ別給一但改二稱呼一と見ゆ。さらばセムトラウと改稱せしにて、セムコウラウと記されたるは誤れるなり。固より字義字音字書の學に暗き事は、ひとり皇國のみにはあらで、彼方にても漢の代より以降は、十に七八は謬錯り。其概網は善工利器に述べつればこゝには略す。

〇笏

富家語抄云、笏は櫟の木をよしとす。飛驒國の位山の木を用ゆるなり。又はひいらぎ、又は不具羅、此ふくらの木の字知れず。故に假字にて萬葉書きにするなり。山科家には脹木と書事、家傳のよし申なり。然れども家にのみ云傳へて、表向の文書に見えざる故に、先は沙汰せぬ事なり。然れども山家の傳なりと云、夏山雜談には、笏は板目を用ふる事にして、まさ目は用ひざる事習なり。古の寶物の笏は、皆板目なりと云。逸叟老師云く、此笏の字を韻書にて考るに、呼骨切、沒の韻、音忽なり。これ漢音はコツ、吳音はコチにて、何れにもシヤクといふの音有事なし。さるを笏と稱し玉ふ事は、其長さの一尺有るに象りて、其本音のコツは、骸骨の骨と音が同じきを忌避て、かへ玉ふ事なり。且これのみならず、藥料の滑石の滑も、コツ、クワツ、兩音たれども、一にクワツと唱ふる事も、生活の活の音に取りたるなり。其他[illegible]、因[illegible]、[illegible]、檳[illegible]、獨參湯などの類、皆皇國の讀例なり。故に藥劑中の枳殼枳實も、奇が本音なり。醫家の字には、殊に死の音を忌事なるに、強に枳殼枳實と呼ぶ村學究も有り。柴胡も字を改めて此

胡に作れり。知らず此の字、藥名の時には、銀作切音柴となる事なり。すべて字音にくらく、字學にうとき人々の、文字なやみこそ、いとかたはらいたき事のみ。凡そ皇國の儒生の讀誦の法は、其義理自明に、打聞たる所の耳清淨に、いみことときらひ事を犯すことなく、成べきたけは訓讀にし、雅言古詞を旨として優游涵詠すべし。荻生氏が音讀をのみ專とし、山崎氏の送り假字をかゝげたるなどは、いづれも胡服單騎の奴伝讀といふものにて、聖人優游涵詠の意にあらず。第一鄙劣不敬の至りなり。假令ば今語の紅紫以褻服に爲ずと云所も、セツプクといふ辭の打聞いまいましければ、紅紫を以ては、褻の服に爲ざれと讀の類ひなり。

〇山資

南齊書云。王秀之爲晉平太守。朞年謂人曰。吾山資已足。豈可久留以妨賢路。按に、山資と云は、今俗の詞の隱居料などいふの義にあたるなり。山資の字は雅なり。

〇上元　中元　下元

上元は、正月十五日なり。中元は、七月十五日。下元は、十月十五日なり。異邦にては、上元の觀燈甚だ盛なり。皇國にては中元の觀燈盛なり。下元は和漢ともに賞する事なし。

〇月夕

頃年少年輩の詩の記題に、月夕とあるを往々見る事あり。これは月に名有るの夕といふ心にて、八月十五夜の義とせるなり。されども尚書大傳に、歲之夕。月之夕。日之夕。歲暮を歲夕とし、晦を月夕とし、日入を日夕とすと見えたれば、月夕といふ時には、晦の夜のことゝなりて、仲秋望夕の事には用ひ難し。

○詩　體

又少年雜の記文に、五七古の絶句律詩などの事を、五古、七古、五絶、七絶、五律、七律、などと記したる印行のものを見たり。其人の意には、これ頗る簡古の文體なりと思へるならんが、彼方の文體にては、七律といふ時は、律詩七首の事、五古と云ふ時は、古詩五首の事となりて、其意大きに違ふ事なり。

○舶　上

我邦の人彼方より齎せ來れる所の物を、すべて舶載、舶上、舶來などと稱す。是によつて往々に彼邦の書に、舶上と有にもこれに旁譯して、ワタリと和讀せる者あり。これ誤りの甚しき事なり。舶上といふは、彼邦の地名なり。酉陽雜俎曰。那伽花。狀如二木香一。无レ葉。花色白。心黄。六瓣。出二舶上一とあり。

○紫の朱を奪ふ

上古の紫色と云は乃ち朱色の濃き者にして、後世の絳色緋色などと稱するものが、皆上古の紫色なり。今の世に圖畫する所の、達磨が、通肩に被たる絳色衣は、即ち梁の武帝が賜りたる紫衣なり。又天武天皇の御時に、粟田朝臣眞人が遣唐使たる事、國史に見えて、乃ち唐の則天皇后の時に當れり。粟田朝臣は正四位下にて、深緋袍なるを、唐書には、紫袍を著たると記せり。これ唐の世までも、深緋色を紫とせるの徵たり。又方以智が通雅には、後世繆紫北紫油紫重紫などの名見えたり。眞の紫と古へに云しは、黑赤而殷者と云へり。今此方の眞紅といふ色が、即ち孔子の時の紫色なり。又今の青色に紅を重ねたるごとき、燕子花色の妖艶なるを、紫と稱する事は、通雅に宋の仁宗の時、京師紫を染るに其色を變じ、重先染て青を作し、徐く紫草を以て加染す、これを油紫といふと云へる者なり。又朱と紫と古へは其色相似同せるを以て、孔夫子の朱を奪ふの歎あり、又紅紫を以て褻の服を爲ざれとの教へもあり。又正

字通に、古之朱汁染之紫。與レ朱實相類。今之淺紫是也。其紫近レ絳謂二之北紫一。以二月色。或藍一爲二初染地一。加以二紅花一成レ之。惡レ奪レ朱者。謂二淺紫色艶一也。六書故曰。宋仁宗時。有二紫帕一。爲レ油所レ漬。其色黯レ玄。因命二染人一。倣而爲レ之。謂二之油紫一。今四品以上朝服用レ之。其染レ之以二紫草一。色近レ玄。昔之紫近レ絳。亂レ朱者。北紫なりと記せり。又紅は説文に、帛赤白色、と註し。字彙には赤色と註し、釋名には、色似レ絳者也と云。朱子が説には、赤白を合して紅を成すと見え、通雅にも、紅色赤而白。此則謂二今之水紅一耳とあり。さらば紅といふは、今の桃花色なり。朱といふはすべてあかき色の總名にして、赤の濃を紫といひ、うすきを紅とこゝろ得てよし。

○丹田

丹田とは、心主の安在所をいふの名なり。心は火德に象るを以て丹といふ。丹とは、あかきの名なればなり。人身中に丹田といふ所三ツあり。世人止二一所をしりて其二所を知らず。黃庭經の註に、兩眉の間を上丹田とし、心を絳宮田とし、臍下三寸を下丹田とすとあり。絳とは、あかき色の名なれば、絳宮田と云ふも丹田の事なり。

○閄字

民俗の嬰兒を弄調の戲れに、己身を隱しては、かくりやうと云、現れ出ては、バア丶と云事あり。これ即ち閄字の義なり。閄字の註に云、和馘切。音獲。隱レ身忽出驚レ人之聲也とあり。

○ひともじ

葱の和訓は、きなり。一字の訓なる故に、又一文字と呼ぶ。葱は根をふかくをろして白根多きものゆゑに、根ぶかとも呼、其葱の柔嫩を分たるを分葱と云、其刈たるを刈葱と云。其長じて頂きに實珠形の實

あるを以て、葱寶珠の模範とせり。

○三絃

皇國俗間に流行する三絃といふものあり。これは遠からぬころ琉球國より傳へ來ると云。繁手にしてよく鄭聲を興起する所の淫器なり。諸越には行なはれざるにや。見る所少し。嘗て正字通飲字の註に、樂律有二聲飲一。以レ聲相轉而合也。梁武帝自制二四器一。名曰レ通。毎通施二三絃一。因以通レ聲。隨レ聲酌二其清濁高下一也とあり。これ、いまの三絃の趣きに似よりたるものなり。

○どれあひ

漢書外戚傳曰。房與レ宮對食。應劭註云。宮人自相與爲二夫婦一。名二對食一。房と宮とは二人の名とあり。對食の字奇なり。

○食閤

揚子方言曰。食閤勸也。南楚凡己不レ欲レ奢。而旁人說レ之。不レ欲レ怒。而旁人怒レ之。謂二之食閤一。これ時俗の諺に、往生ずくめといふことに適當せるなり。

○壼壼

壼、苦本切、音閫。爾雅二、宮中衖謂二之壼一。廣雅二、居也。詩大雅二云、室家之壼。皇明世法錄二曰。宮壼皇后所レ居也、これらの諸義をおしまはして觀れば、我邦の桐壼、藤壼、梅壼、梨壼などの稱、よく明かなる事にして、宮中后妃の居る所の、房室の名たり。さらば桐つぼ、藤つぼといふ事は、きりのつぼね、ふぢのつぼねと云ふの略語なり。つぼは坪の字の義。居る所の限り有る事。ねとは、根の訓にして、居ると云ふの義、これ坪のかぎりして居るといふの訓なり。これは壼の字にして、壺の字には非る事な

り。又壺、洪孤切、音胡、尊彝の類にして瓦器なり。さるにいつの頃にか。この壼の字と壺の字とを見誤へて、壼の字のつぼといふ訓を、磁瓶の類の壺の字にもてきて、壺をばつぼと訓事は大なる謬りなり。壺はかめと訓ぜり。按、壼古文作レ𡔷。楷書作レ壼爲レ正。壺古文作レ𡔷。篆作レ壺。楷作レ壺爲レ正。固よりこの壼壺の二字は、我邦の人のみに非ず。異邦の人も皆錯誤し事なり。卞壼と云ふ人の名を、すべて卞壺と書き來りしに、禮部韻略には、壼字の註に、卞壼は人の名と有り、これ皆和漢ともに、字學に暗きの弊なり。

○テグス

魚を釣るの絲に、テグスと云あり、異國より來ると云。薩摩の人の話に、今にては薩摩の國にて此物を制す。山中に一種の蟲有て、自然蠶の如くに、口より絲を吐て、それをもていさき處の白き者をくむなり。甚だ硬きものなるが、其絲を吐んとする時を考へて、其いとの端を針にて挾みて引出すと、テグス出るなり。されども舶載の物に比ぶれば、其色赤くて劣れり。其蟲の名は知らずといへり。倭名語註には、廣西南陵府横州。其地楓樹生レ蟲。有レ蟲食レ之、蟲形似レ蠶而赤黑。四月閒熟。時人擘取二其絲一光明如二琴絃一。海濱蛋人醫レ之作二釣絲一、甚適二于用一と云。又正字通樟字の註に、樟蠶は腹に入れば死す、其腹中の筋を引けば、長さ丈餘あり。閩人用ひて繚釣扇を作る。名を鬚絲と云。海魚を釣るべしと云。さらば薩摩にある蟲の名は樟蠶にて、其絲は鬚絲と書くべき事なるなり。

○色　衣

富家語抄に、法中色衣と云は、香色も其中にこもる事なり。色衣といへば、こき紫、こき紅の、此二品の禁色を除ては、何にても皆色衣といふなり。

○入梅 出梅

皇國俗用通用の假字暦には、入梅といふ事は記されたれども、出梅といふ事見えず。四時纂要を按に、閩人立夏の後、庚に逢を以て入梅とし、芒種の後、壬に逢ふを出梅とすと見ゆ、さらば立夏の節の後の、かのえの日をつゆの入とし、芒種の節の後の、みつのえ日を、つゆのあきとせるなり。

○穗かけ

元祿十年までの暦には、七月に穗かけといふ事を載られたり。十年以後の暦には、此日を省かれたり。何の所以をしらず。此ほがけといふは、田圃の初穗をぬきて、神に供ずるの日なり。今七月十五日に、戸ごとに、先祖を祀るに、早稻の穗を供ずるも、此ほがけの業と、佛家の精靈會と合したるの義なるべし。又貞享甲戌元暦よりは、往亡、天恩、月德といふ、三个の日を記しまされたり。時代によりて増減有ることを記しをくのみ。

○さくら うめ

歐陽修花品序、洛陽人、稱レ花曰二某花某花一、稱二牡丹一則直曰レ花と云。これ皇國の人のよろづの花を呼には、何の花何の花といひて、ひとりさくらのみ、たゞちに花といふて、さくらの事としらるゝと、同じことなり。されども烏丸光廣卿の百首の序に、凡そ日本に花といふは、櫻になん、それすら中頃の事にて、昔は梅をぞ申たんなるとあり。何さま王仁が詠の、なにはづにさくや此花とは、またく梅をよみたるの歌なり。いにしへ、いまの物事のかはりゆく、ふうぞくの事どもなり。

○帝王謚號

續日本紀云、天武等謚號者、淡海御船奉レ勅撰也。此淡海眞人御船といふ人は、養老六年に生れ、

延暦四年に卒せられて、日本紀奏覧より後に生れし人なり。よつて神武天皇と細書せり。さらば諡號を後より追補せるなり。凡そ神武より桓武まで五十代は皆諡號有て、其中に聖武と孝謙は、御在世に奉し尊號なりと、續日本紀に見えたり。さらば諡號には非ざるなり。皇極、齊明は、一主重祚の兩號なり。又平城は、ならと訓じて、大和の地名、嵯峨は、山城の地名なれば、これ皆舊都、又は離宮のありし所なり。よつて稱し奉る。これより諡號は廢せり。淳和は、一院の號なり。諡には非ず、されども又仁明、文德の諡有り。清和、陽成は、又院號なり。光孝は、中興の帝にして、又諡を奉れり。宇多より以後は、又離宮を以て稱せり。近世靈元院は、一院の號なり。中御門院は、仙洞即ち中御門の正路に相當れる故なりと云。櫻町院は、仙洞を櫻町の殿とす。此地は古へのさくら町たるによれると云。桃園院は、禁中常の御殿、桃園の正東に當れるとなり。桃園の舊跡は、山州名勝志等にて考へ見るべし。

○天幹　地枝

天幹を十母とし、地枝を十二子とする事、史記の律書に見ゆ。又世俗の干支の二字を、エトと訓み、又は甲子庚申などあるも共にエトヽ訓事皆非なり。エトとは、兄弟の訓なり。甲丙戊庚壬は、兄なり、乙丁己辛癸は弟なり。甲は木の兄、乙は木の弟、丙は火の兄、丁は火の弟といふの義なり。さらば十干をばエトと云ふべし。又十二支の事は、酉の字をひよみのとりと訓事なれば、十二支をば、ひよみと訓みてよかるべし。

○豹死留レ皮人死留レ名

皇國武門の諺に、虎は死して皮をとめ、人は死して名を留むといふの語、古戰記錄等にて往々に見當りぬ。五代史を閱れば、王彥章が語に、豹死留レ皮。人死留レ名と有り。これ和漢同意同語なりし事にや。又

は五代史の語を引けるにや。又は五代史より古き書に此語ありし事にや。知らず。

こゝ名は實のまろど附扶桑考　若木考

夫名は實の賓なり、すでに名のあなる、いかで實のなくてやまん。名あり實ある、また正ずしてやみなんや。そも吾皇國の名こゝの國史、或は四民の口碑にのこれる、又は外蕃の史傳に記しつるもくさ〴〵なるべし。はづかに野人が聞つるさへに、

豐葦原千五百秋〔一作枝〕之瑞穗國　浦安國
豐秋津洲　磯輪上秀眞國
玉牆内國　朝月直直刺國
細戈千足國　神在隨事擧不爲國
夕日日照國
日高見國　日出處國
虛空見日本國

大日本國　杜氏通典。倭。一名日本。在日邊。故以稱之。劉昫舊唐書。日本者。倭國之別種也。以其國在日邊。故以日本爲名。唐書東夷傳。咸亨元年。遣使賀平高麗。後稍習夏音。惡倭名。更號日本。唐張守節史記五帝紀正義。及夏本紀正義。俱云。武皇后改倭國爲日本國。雲笈七籤。軒轅本紀。東獸出日本國。東國通鑑。新羅文武王十年。八月。倭國更號日本。自言近日所出以爲名。楊文公談苑。日本國奉神道。圖書集成。凡夫日者。大陽之精也。東漢初浴。日本始明。

蜻蜓國　名山藏王享紀曰。日本古倭國。在東海中。其地東高西下。勢如蜻蜓。古亦曰蜻蜓國。

若木國　山海經。文苑英華。朝衡御レ命使ニ本國ニ詩。卿レ命將レ辭レ國。非才忝ニ侍臣一。天中戀ニ明主一。海外憶ニ慈親一。伏奏違ニ金闕一。騑驂去ニ玉津一。蓬萊鄉路遠。若木故園鄰。西望懷レ恩日。東歸感レ義辰。平生一寶劍。留贈ニ結交人一。〔割註〕朝衡トハ、阿部仲麿ガ唐ニテノ名ナリ。

扶桑國　淮南子。十洲記。神異經　山海經　杜氏通典。鼠璞。南史　等に見ゆ。文苑英華。方干送ニ僧歸ニ日本ニ詩。四極雖レ云レ共ニ二儀ニ。晦明前後即難レ知。西方尚在星辰下。東域已過寅卯時。大海浪中分ニ國界ニ。扶桑樹底是天涯。滿帆若有ニ歸風便一。到岸猶須レ隔ニ歲期一。

黑齒國　呂氏春秋。黑齒之國。註。東方其人黑レ齒。因曰ニ齒黑之國一。山海經。後漢書東夷傳。南史梁書。杜氏通典。淮南子等に見ゆ。

君子國　山海經に見ゆ。或人曰、山海經に稱する君子國とは、我を稱するにはあらで、別に指所有るに似たりと。されども、異邦の書に、我國を指して君子國と稱せし事往々見ゆ。其一二を擧ぐれば、唐王維送ニ祕書晁監還ニ日本國ニ詩序曰。海東國。日本爲レ大。服ニ聖人之訓一。有ニ君子之風一。云々。〔割註〕晁。或作ニ晁衡一。同音通用。晁監。即我阿部仲麿呂也。續日本紀。文武天皇慶雲元年。秋七月甲申朔。正四位下粟田朝臣眞人。自ニ唐國一至。初至レ唐時。有ニ人來問一曰。何處使人。答曰。日本國使。我使反問曰。此是何州界。答曰。是大周楚州鹽城縣界也。更問。先レ是大唐。今稱ニ大周一。國號緣レ何改稱。答曰。永淳二年。天皇太帝崩。皇太后登レ位。稱ニ聖神皇帝一。國號ニ大周一。問答略了。唐人謂ニ吾使一曰。亟聞海東有ニ大倭國一。謂ニ之君子國一。人民豐樂。禮義敦行。今看ニ使人一。儀容大淨。豈不レ信乎。語畢而去とあり。

禮義國　唐玄宗勅ニ日本國王一書云。日本國王主明樂美御德。彼禮義之國。神靈所レ扶。云々。〔割註〕

見張九齡集。及文苑英華。」

日域　文選。鮑明遠舞鶴賦。匝日域以回騖。

耶馬臺國　出魏志。或作大養德國。又作耶摩堆。

姬氏國　倭奴國

倭國　和國

これ外にも尚數種の稱號もはべらん。これは其梗概のみ。其中にも若木、扶桑など云事につきて、先輩等くさ〴〵の說有おきてすし。黄生氏がなるべしには、上總はカンツフサ、下總はシモツフサなり。安房をフサといふ字を用ゐ、古の扶桑國なるべし。下野國に、クロハネといふ所あり。出羽に、羽クロの山あり。古の黑齒國なるにやとあり。これよほどの僻說なるに、平維章、これに左袒して、又臆說を附會して、扶桑、唐音は、フウサン、フサと變じたり。古へ大木ありて日を覆ひ、朝は西の方くらく、夕は東の方暗し。此木、後に倒れたるに、上扶桑、下扶桑の名有。此木の事は、日本紀に見えたり。總の和訓フサ、房の和訓もフサなりと云ふ。これらの說のあやまりは、源清則が古語拾遺を引て、上總、下總の國名の義を既に註せし非常れり。蓋し此若木、扶桑の事は、吾浪速坤陵の隱士、逸叟老師の考へ定め置かれたるを、墨浦の義端師の筆記せるの文有。これ以て千載の擧論を作べし。故にこれを左にいだす。

扶桑考

古人有言曰。山中不信有魚大如木。海上不信有木大如魚。蓋土俗然也。何唯土俗然也乎哉。以今視古。均之河漢徑庭哉。術徵其徵。則其能信焉者幾希矣。若吾扶桑。異方之人多言之。而今人不復見其樹。吾文獻亦不到于徵。則或爲吾國不足徵。遂至曰吾國之外。

別有扶桑國也。非翅彼人。雖吾國人。而暗吾文獻。未詳其實。則於彼言。亦徒以志怪者。或以扶桑在无何有之鄕與所謂大椿均視。而爲寓言也。豈不深可歎哉。蓋吾國上世。往往有大樹。其種非一。異方之人。總呼爲扶桑。其可徵者三。其一在筑後。乃稽諸國史。曰人皇第十二主。景行天皇十八年。春。三月。西戎既平。天皇將還京。越秋七月。辛卯。朔甲午。到筑紫後國御木。〔割註〕即今三毛郡。或作三池。駐蹕於高田行宮。有大木長九百七十丈。横臥而爲橋。通百官往來。國人乃作御木長橋歌。天皇乃召國人問之。有老翁奏曰。臣聞上古有歷木。長不知幾千丈。朝日升。則樹影障杵島山。夕日下。則枝陰覆阿蘇嶽。今也則倒。國人稱爲御木。又以名地也。天皇曰。是神木也。而在斯國。則宜通命斯國爲御木也。按歷木櫟也。櫟有大栗者。乃合山海經所謂其葉如芥。亦可以徵也。祇歷年彌邈。其朽餘掃地。片塵亦不可復得也。其一在淡海。宇治宿禰相隆國卿曰。淡海栗本郡。上古有大柞。其圍五百尋。其柱不知幾千丈也。其蔭朝覆丹波。夕乃伊勢。其乃遠者且如斯。矧乃其近者。滋賀栗本甲賀三郡。陽氣弗屆。五穀不登。下民其咨。乃奏帝。帝命掃守宿禰伐之。予天明甲辰之秋。推錫于栗本郡。聞之土人。郡中闕地似餘。下皆埋葉。深可二三尺。蓋是古之大柞葉也。又按比叡山。古作日枝。下學集曰。朝日出於此山。而升其枝。故名焉。蓋大柞在山東。日出山上。則先拂于彼。乃合淮南子所謂拂于扶桑。登于扶桑之說。亦可以徵也。其一在伊豫。風土記曰。上古有二大樹。一曰椋木。一曰臣木。按椋。爾雅釋爲來。唐本草註曰。葉似柿。兩葉相當。子細圓如牛李子。今世呼沙椋爲椋。其葉可以磨物。形如桑。乃合十州記所言。不知古所稱亦然乎。臣木。蓋取諸生其傍。爲之臣以扶作之。亦合山海經所謂扶木之名。乃亦可以徵也。

此等諸樹。高聳碧落。其枝葉若垂天之雲。異方人。寅賓出日。則隔海先見之於東。故東字从日在木中。或以此測景推時日。日拂于枝。是謂晨明。登樹始將行。是謂朏明。若夫其名。上古單曰扶木。或呼爲桑木。又以桑音若。或書作若木。於是有誤認。爲別在建木西者。又合爲桑字。乃爲桑構之桑。有曰仙人食其椹。而擧體作金色者。亦附會之說耳。至其雙稱爲扶桑。又曰同根偶生。更相依倚。是以名焉。嗚呼妄之甚。非啻牽我之說社也。夫成事猶不侖況。不知而可說乎。但至其呼名。固寅之賓也。則呼之扶木也。而謂之扶木。呼之若木也。而謂之若木。呼之扶桑也。而謂之扶桑。亦唯其所呼也。其於名國亦然。唯其可徵者。象日在木中。以制東字。測景推時。而爲晨明朏明之稱。皆吾上古諸木焉依者。昭昭也。而吾國從彼而稱扶桑者。專在伊豫之西樹。故日向古風土記曰。景行天皇東望曰。是國也東直向扶桑。蓋伊豫在日向正東。則其指伊豫爲扶桑者可知矣。凡其國有溫泉。山海經。溫泉谷。一名湯谷者。蓋此也。山海經又云。湯谷上有扶桑。十日所浴。據萬葉詠爲千五百枝。吾國又有千五百枝之稱。則其枝葉惟密。開穿漏初旭。望之如十日之出。故云焉耳。至其若夫淮南子曰。堯令羿射十日。中其九日。寓言妄說。何以信耶。其技可信者。方今大洲山海數里之間。有大朽木化爲石者。國人自古稱以爲扶桑。予謂大洲之洲古必作樹。今作洲者。所謂萬葉通音。亦筑後御木。今作三毛之類也。大洲距溫泉數十里。逾而入海者。山海經所謂桂三百里者。亦必不妄言。而其在泥沙之間者。其質全朽木。而重如石。亦既化者也。其在海波之中者。間帶木皮。其質如炭。嘗之美澤可鑑也。惟其如是。是以人或疑之。予亦未全釋然矣。予今茲秋遊湖東也。宿草津驛。驛屬栗本郡。因問舘主。以大柞之跡。則曰去驛東可里。有山崿嶙

數里。曰灰塚山。即是古焚彼樹聚之。其灰積爲山。故名焉。於是乎。我思古賓饗之心。吾子有言。當堯之時。天下猶未平。草木暢茂。五穀不登。舜使益掌火。益烈山澤而焚之蓋我國鴻荒之世。亦然。乃有古聖賢王烈火而焚之。亦有之。不爾其大如彼。而豈斧斤刀鋸之所及乎哉。是其灰燼之所化。又奚疑焉。好古之君子得之。須十襲而珍焉。先是。伯顧借明月者。嘗作傳詳之。但以筑後御木。爲伊豫扶桑。自以爲牽强。且其言亦多杜撰。適是以惑世誣人也。因更考山海淮南諸書。及國史諸記。爲之記。庶幾俾吾扶桑。昭昭亦尊日之佛而已矣。

天明丙午冬

大扶桑國攝津　坤陵　諦顧逸叟　草創
墨浦　靈松　義端　討論

輝星抄に、佐々木家の記に、天文十年辛丑六月二日、今日武佐より言上す。境の三四尺或は一丈下に、木の葉枝の朽たるを掘出す。希有の事なりとて、數箇所掘返し見るに皆同じ、其物を獻ずり。黑く、朽たる木の葉の塊たるなり。屋形〔佐々木義賢〕希代の事なりとて、國の舊き日記を見給ふに、

其記に云く、

景行六十年十月。帝甚有憫事。依之諸天官。特擬終其驗。是覺云有古者。命彼一覺日。當國當東〔割註〕輝星抄ニ、景行天皇五十八年春二月ニ、大和國纏向日代宮ヨリ、近江國志賀高穴穗宮ニ遷都アル故ニ、當東ト云。有大木。此木是帝有詔。早此木被遂治者。帝特擬令平治云々。依之此木伐。毎夜伐所木如本成。終无盡。然而彼覺召。而問。伐所木屑。毎日燒之。果盡云。我

者。彼木敵對葛。數年爭レ威久。其志帝差向云。即時如ニ搔消ー失。彼如レ言行。燒ニ木屑ー及ニ毎日ー。終七十餘日。彼木倒。此木枝葉九里四方盛。木太數百丈。依レ之帝病惱平治。即彼木有郡號ニ栗木郡ー。栗木實不レ實云々。星形、此記を見玉ひて、さては古昔に其謂ある事此の如し。さらば栗木郡に限らず、野須、蒲生、阪田の郡にも有べしとて、掘らせ玉ふに、何れの郡にもあり。國人、これをスクモと號けて、今にても農業の暇には、これを掘て用ゆと云々。

此記文にて觀れば、近江の國の扶桑木は、栗の木たる事明らかなり。栗の木の果實のらずと云。樹のありし所を栗本郡と云ふたしかなる徵有り。且ツ扶桑考文中に、宇治亞相隆國卿の語といふは、これ宇治拾遺物語の說なり。大柞の木と云は、栗の木の轉譌せるなり。彼邦の制字者、日の扶桑木の下に在るに象りて杳の字を制し、日の扶桑木の中に在るに象りて、東の字を制し、日の扶桑木の上に在るに象りて、杲の字を制せし事なり。

又按唐詩品彙、徐凝送ニ日本國使歸ー詩云。絕國將レ无レ外。扶桑更有レ東。來朝逢ニ聖日ー。歸去及ニ秋風ー。夜泛潮回際。晨征蒼莽中。鯨波騰ニ水府ー。蜃氣壯ニ仙宮ー。天眷何期遠。王文久已同。相望杳不レ見。離恨抗ニ飛鴻ー。又劉長卿同ニ崔載華ー贈ニ日本聘使ー詩云。憐君異域朝ニ周宮ー。積水連レ天何處通。遙指來從ニ初日外ー。始知更有ニ扶桑東ー。〔萬首唐詩〕又韋莊送ニ日本僧歸ー詩云。扶桑已在ニ渺茫中ー。家在ニ扶桑東更東ー。此去與レ師誰共到。一船明月一帆風。〔唐詩類苑〕僧名敬龍。此數詩を觀れば、彼邦にて、扶桑木とさしたるものは、專ぱら四國と國の間に在りし事を證すべきなり。

一 錢の價ひのたかひく

袁漫恬が書隱叢說に云。錢價低昂。乃隨ニ俗情ー。余幼時白金一錢。銅錢一百文。後漸至ニ九十四文ー。九十

文。八十四文。八十文。七十四文不等。甚而至於七十文矣。然自古不是陌者、亦甚多。有以九十為陌者。有以八十五者。有以八十一者。有以七十七者。有以七十者。有以六十者。有以五十六者。有以五十四者。有以四十八者。有以四十者。至有以三十五者。以三十三者。以三十者。以二十者。總因時勢使然。習俗雜行日。自國初至弘治以來。皆行好錢。每白金一分。準銅錢七枚。視此。則七十文錯不是為異矣。又王逋肱枕蚓菴瑣語に云、明朝制錢。有京省之異。京錢日黃錢。每文約重一錢六分。七十文値銀一錢。外省錢日皮錢。每文約重一錢。百文値銀一錢。自崇禎六七年後。其價漸輕。亡國時。京錢百文値銀五分。皮錢百文。値銀四分。甚至崇禎通寶。民間絕不行使。本朝順治四五年間。崇禎錢百文。止値銀一分。每錢重一觔。値銀一分五厘。と云。

按に、我邦上世の事は姑く闕て。近く後小松天皇の應永年中に、永樂錢を數萬貫積載たる明の船が、相模國三崎の浦に、漂著せし事あり。これより關東の國々には、專ら永樂錢を用ひしが、北條氏關東を領せられてより、一に永樂錢のみを用ひて、佗錢をば用ふべからずと禁ぜしより、佗錢は皆京へ上りして、關東は永樂のみを用ひたり。故に佗錢をば鐚とも、京錢とも、上方錢とも名づけこれをいやしめたり。〔割註〕佗錢と云も、鐚といふも、永樂にあらざる異國錢の事なり。故に永樂錢一文をば、鐚錢の四五文、六七文にも交易。甚しき時には十五六文にも至れり。故に此永樂、鐚錢の差別、天文十九年より慶長十一年まで、凡そ五六十年の間、民間の爭ひ止む時なく、騷動劇しかりし故に、慶長十年十二月より、永錢を廢し禁じて、鐚錢ばかり通用せよと、仰渡されてより、永鐚の爭ひふつと止て、同樣に用ひたり。又正德の頃までは、金子一兩に鳥目四貫文の通用たりと見ゆ。其後、文金銀のか

はりのころは、銅錢一貫文を、銀子二十五匁にかゆるに至れり。近頃にては八匁に至りぬ。三十匁にては、百文に銀三匁のあたりなり。八匁にては、百文が銀八分にあたるなり。且つ八匁の時の一貫文の中にも、かの一文にて十五六文にも當りし永樂錢も交りて有なり。さらば異邦も日本も、俗情の向ひ背く時の勢ひ、いと同じ事にて、經濟の君子心を用ふべき事にあらずや。

○永樂錢知行

古老の說に、永樂知行の事は、畿內近國は、百貫を千石に充るなり。又遠國にては、百貫を八百石より五百石までにも當たる所も有し。畿內近國、其外運送の容易處と、遠國僻鄕、運送艱難の處とは、米穀の價ひ大に不同有事にて、一律には云がたき事有。陸奧などは、昔は十貫を以て、百石に充たり。今世は五貫を百石にあつると云へり。又云、古は金一枚を永樂十貫に充て、永樂一貫を、米一石に當たり。これ銀にては、六十目にあたるとなり。又千石千貫と云俗の諺も、皆永樂錢法なり。方今の錢にしては、四倍になるが、極假なりと。

按に、永樂と鐚錢との爭ひ甚しかりける時には、關東、所によりては、永樂一錢を鐚錢の十五文十六文までにも交易しといふ事古書に見ゆ。又秋山信樹が、高野山にて成就院と云寺に、伊達中納言卿の時より十二貫の地を寄進せられし事を聞て、ことさらに尋聽しに、十二貫の米高、凡そ九十六石にて、四ツ物なりにして、二百四十石に當るとなり。さらば五貫を百石にあたるなり。又永祿の頃は、三河の國などは、百石百貫にも當りしにや。三河國住人、鈴木八右衛門と云者、千貫の地を拜領せしが、千石にあたると云事、深溝家の日記に見ゆ。さらば百石五貫に當るも有り。百石百貫文の所もあり

て、甚不同有事なれば、一概には當がたきことならずや。

○信長　信玄　謙信

木村高敦が續武家閑談に、信長の威勢は、言語に及びざるの趣有り。敵國は大いに恐れ、味方には大祿小身ともに、恐る事も深く、國民制法に能く服しけり。故に酷暑の頃は、東西の旅人も、信長公の分國に入りては、荷物をおろして、途中にて熟眠せりといへども、決して盗賊の患へある事なかりしとなり。これ其政道の酷に失せりとはいへながら、領内には不思議の至極なり。商戶民戶までも、戶を閉す事はせざりしと云。又三軍の制法能く整ひて、危ふからざりしは信玄なり。又士卒法を重んじ、大將を手足の如くに自由に働はせけるは、謙信なりと云。

○三たび肱を折る

三折肱といふの語、醫家の故事にして、古今和漢醫書の序文などに多く覩ふるしたる語なり。たれ〳〵が文にても、其醫の道に心をつくし、螢雪の功を積て、其起死回生の工夫、鍛錬のために、三たびまで肱を折て、後に良醫となりたると云の義に見ゆ。これ大なる誤りなり。此語はもと左傳定公十三年。荀躒言於晉侯曰、君命大臣。始レ禍者死。載書在河。今三臣始レ禍。而獨逐レ鞅。刑已不レ鈞矣。請皆逐之。冬十一月。荀躒韓不信魏曼多。奉公以伐范氏中行氏。弗レ克。二子將レ伐レ公。齊高彊曰。三折肱知レ爲良醫。唯伐君爲不可。民弗レ與也。我以レ伐レ君。在レ此矣。云々。此文の意は三度も肱を折りたる病人が、能く醫者の上手なるを知るものなり。己も齊の國もとにて、君を伐たるの不調法

で、此國へ出奔して居る事なれば、決して〳〵君に敵對申す事はあしき事なりと、齊の高彊が范氏中行氏を諫めしにて、三たび肱を折たるは、病客の過ちに喩へしなり。決して醫者の事にはあらず。古今文人の此故事を用ゆるは、知といふ字を見落したる用ひかたなり。三折と云醫者の名さへ、いくらも掲札を見うけたり。いと氣のどくなり。

○庭訓往來

玄惠法印が庭訓往來、十一月の文に、權侍醫邊、讀明一流之書籍、療養共名譽達者。拔群之仁候と云。此文を古來より、權二侍　醫邊一と讀み來れるは非なり。これは權侍醫邊と讀むべし。職原抄に、侍醫、權侍醫と云の名目見えたり。

○僧寧一山

寧一山といふは、元の時に、日本へ渡り來りし僧なり。墨跡甚だ名有りて、終に南禪寺の開祖となれり。然るに元史を見るに、外夷傳九十五卷曰。成宗大德二年、速答兒乞ㇾ用二兵日本一。帝曰、今非二其時一。朕徐思ㇾ之。三年。遣二僧寧一山一者、附二商舶一往使。と有り。これにては何の事もなく、我國の地理要害を伺ふ所の、奸細の大國賊たり。果して蒙古の賊軍、我を襲へり。これ全く寧一山の手びきによれるなり。さるをうか〳〵とこれを崇信して、一大刹を建立して、其住職開祖とせし事は何ぞや。此北條氏の經濟、武備の粗略なる事想ひ觀るべし。これ既往の人の隱惡を發き露はす事なれば、德に於ては取る所なきにはあらねども、これは國家に係る所の大事たれば、此に掲げ出して、後の經濟の君子の顧省に備ふ。

○札づかひ

錢貨の代りに楮に条約を記し、印信を押して、通用する事、我國にてはこれを札づかひと名づく、外邦にても舊くより有事なり。周禮に責を稱し、傳別を以てする事を聽すと有。これふりてがたのはじめといふべし。漢の武帝の時に、公用不足なるにより、白鹿皮にて幣を造り、龍馬龜等の文を記して、特に王侯宗室朝覲薦璧の需めにせり。民間の通用には非れども、後世楮錢の原めなり。其後唐の憲宗の時に飛錢あり。宋の太祖の時に便錢有り。其後眞宗の時に交子務を置る。又高宗以來は會子あり。金元ともに皆寶鈔皮幣のみになれり。さて皇國にては、後醍醐天皇復辟の後に、始めて紙錢を行はれし事、太平記に見ゆ。紙錢とは札づかひの事なり。

○南方けぬき

尾張國名護屋に鑷子を制する鍛工有り。南方と號せり。故老の說に、足利將軍義教公、富士御覽の時、熱田の圓福寺に御止宿ありしに、鍛工より鑷子を獻りけるに、御稱美有て、なんばうよきけぬきなりと命ありしより號せると云。これは諸葛武侯の後出師の表に、思ニ惟北征ニ宜ニ先入レ南。故五月渡レ瀘。深入ニ不毛ニ。と云のところを含せられし辭なりと云傳ふ。

○大蓮明院

天秩園隨筆に、尾張國日比津村の定德寺の點鬼簿を見しに、日蓮を大蓮明院と號すと有り。外にても此の如く號するや知らずと

○淸の康熙帝の對聯

日月燈　江海油　風雷鼓板　天地間一番戲場

堯舜旦　文武末　莽操丑淨　古今來許多腳色

これは人も知りたる康熙帝の對聯にして、豪邁放蕩の語なり。其文字は稗官小說家の體にして、此類ひ甚だ多し左に抄出す。

傳奇院本　句欄　演場　劇場　戯臺　小句欄　傀儡棚　戯棚　戯房　山棚
戯齣　雜劇　戯文　花家　脚色　艶段　二艶段　一齣　二齣　介
科　引戯　演戯　句欄戯子　梨園子弟　俳優家　戯子　旦　生
末　丑　淨　雨脚　燕君女　老旦　小旦　惡脚　浪子　打渾
啓科　念

且ツ康熙帝の印章の文字に、體天主人とも、又は萬機餘暇とも、又は山河主人ともありしと、古老の說なり。

○ちひさ刀

富家語抄に云。ちひさ刀は、本武家より始まる。公家には昔は用ひざりし事なり。然れども二百年ばかりこのかた公家にも用るなり。つかかしら、さめ、はなし目ぬき、鐔をばかけぬ事なり。さるに近代は鐔をかけて柄もまく事なり。これはよろしからぬ事なり。

○庶人の佩刀並に寸尺の制

今平人の佩る所の脇指と云ものは、昔の小さ刀なり。其昔のちひさ刀といふは、指副の事にて、小さ刀をもて首をかくなどと、記錄にも見えたり。然らば庶人にては佩がたき物なれども、今は平人にも免許なりて、指せらると見ゆ。故は寬永六年の條令に、町中大脇指を帶候事御禁制なるのよしなり。大脇指は御制禁と有れば、小脇指御免なる事明白なり。さて其大脇指と、小脇指との、寸尺制度を明らかにせ

んと考ふるに、法曹至要抄には、一尺三寸を用ると有。然れどもこれは古制にして、其頃は懐中指にも爲たる事なり。御當代の制度あらんと尋ぬれば、古老の說に、脇指一尺八寸定式なりと言傳れども、其證文を見る事なかりしに、其後備前の家士、湯淺子祥の輯め置きたる備藩典刑と云書の中にて、其寸尺の制度を得たり。脇指は一尺七寸定式たり。其證文は、

先年從　公義被　仰出御法度條々

一たてがみ　ちやせんがみ　　一大びたひ
一下ひげ　　一大脇指〔一尺七寸以上〕
一なが刀〔二尺八寸以上〕　　一高もゝだち
一大まへ引合　　一はゞびろ帯
一紋所縫
一下げけんふ〔割註〕上帯下帯えり袖口、小者草履取已下。〕
一辻たち　　一尺八　さみせん
一御供の時高雜談高わらひ　　一道かたより可レ通事
一女乗物よけ可レ申事　　一路次にて行あたり候ともとがめ申まじき事

寛永十五年七月朔日

〇脇指取扱ひの事

春塘叢書に云、脇指取扱ひの事は、刄は陰の物にて使ふ時には陽となるなり。左は陽右は陰なり。貴人の前にて脱置く時には、右の方に置て、刄の方をも右に向けるなり。又同輩の人の前にては、左に置て

刄をば右にするなり。左に置て勝手よきやうにせぬが禮儀なりと、逍遙院實隆公の記にあり。又云、貴人の前へ出る時は、刀を置て出る事勿論たり。公家にては脇ざしも解なり。然れども鹿苑院義滿公の仰に武士たらん者の人に逢ふに、小刀一本は離されざる事なり。されど刄物を帶すれば無禮となれば、其脇指を解かはりに、次の間にて扇子を解て出よとなり。平人は丸腰にて出る事なれば、扇子はぬくに及ばざれども、もし小刀を指て出んと思ふ時は、平人も扇子をぬく事なり。これ足代家の日記に有りと云。

○喬宇鬼瑣

三餘贅筆。嘉靖初。給事張翀。上疏言二時政一。中論二學術不正一一條。有二喬宇鬼瑣之語一。上以二此四字一。問三内閣値愼在二史館一。即取二荀子非十二子篇一以復。敬所蔣公喜曰。用修之博。何減二古之蘇頌一乎。近日之學。謂下不二必讀書考古一。不二必格物致致一。正荀子所謂。喬宇鬼瑣者上也。

輝星按に、喬古穴切譎同。宇。謣同。喬宇。欺詐誕誣也。鬼。五罪切。音傀。狂險也。瑣。音貨奸細之行曰レ瑣。故にこの喬宇鬼瑣といふ事は、俚俗の鄙諺に招牌倒し、器具威しといふの意にして、浮靡の詩文を以て諸生を惑し。胡論なる書畫を鬻ぎて愚俗を誑かして、聖賢の心術躬行は、天の橋立まだふみも見ぬ人等を誹りしことなれば、苟も道に志あらむ君子は、くれ〴〵も此喬宇鬼瑣の人とならざるの用心を專とすべきか。

○猫兒

酉陽雜俎曰。猫洗レ面過レ耳。則客至。

按に我郷の俗間の諺にては、猫面を洗ひて耳を過れば、遠からずして雨ふるの候と云。

又云、北人曰。猫不レ過ニ楊子金山ヲ。若過ニ金山ヲ。則不レ捕レ鼠ヲ。吾浪速の𨻶の江の社前を過れば、其猫必ず鼠を捕る事なしと云。此故に已む事を得ずして猫をつれて𨻶の江の社前を通ること有時には、遥かに東へ迂道して社の後を過ると云。これ猶彼邦の狐の江南へ渡ること能はず。亦我邦の狐の佐渡の國へわたらざるが如きにも似たる事なり。

○げんこ

古老の説に、民間の卑諺に、五つの數をげんこといふ事は、阮古切五なればなりと、果して然りや否はしらず。

○勘　當

徂徠より中央助と云者への返書に、勘當、勘氣いづれも倭字にて候。罪過を吟味する事を勘覈と申候より倭語謬り來り候と相見え申候。やはり勘當、勘氣にて倭字と心得て可レ然候。別に義に叶ひ候文字を付候はゞ、義は叶ひ候とも、却てあて字なるべく候と有り。

按に、唐書の中に、軍中不レ暇ニ勘當ニと見えたり。彼邦の人も用ふる處の熟字なり。これ其罪を勘へて輕重の法に當すと云の義なり。徂徠は粗放なる學文にて、かやうなる事は往々有り。珍しからぬなり。

○長崎拳子の復讐

松崎尭臣が、窓のすさみに云。長崎に神樂と名のる相撲の男有けり。固より強剛人にすぐれ、不敵のあふれ者なりしが、享保八年の頃にや、或商人のもとに來り、何事をか爭ひ出て云つのり、夫婦ともに切殺して行方しれずなりぬ。或は肥後に居るなどいひけり。其討れしあとに、四歳と二歳との男子有りし

が、誰があげてそだてけん。延享の初の頃、廿一と十九歳とになりぬ。ほどへぬる事なれば、それが子とし る者も少なかりける。一日弟なる子、野菜を賣て町内を過る所に、夕方なりしに、或家よりたけ高くすさまじき僧の出て、向ひの家に入けるを見れば、かねて人の噺しに聞置ける、ねらふ敵の神樂ならめと意はる。されども、それと見極むべきやうなければ、いかにして此僧のやう聞なんと思ふ中に、其家より呼かけて、芋をかひなんと云に、立入てうりけるに、いと心よきわか者なれば、商家にもあはれがりて、今より後は常に來れよと懇に云ければ、茶などのみて、さて聞けるは、只今此家より出たる僧はいかなる人にやといふに、さればかれは、昔此地にて神樂といひし者なり。かれは此所にて人を殺して遠くへ遁れし者なれば、此所へ來るべきものにはあらずと語りける。弟はこゝに心落付ければ。さらぬ體にて歸り、いそぎ宿に走りて、兄弟づれでかの宿に行、神樂こゝに在るを見付たり。誰がしが子兄弟數年ねらひしが、時節ならぬ親の仇のがすまじ。尋常に出あへと呼はりければ、心得たりと答へて、やゝ久しかりければ、裏へ廻りて見るに、うらの窓を破りて遠淺へ飛込み、大舘へ往んと思ひけるなれど、泥の中へ陥つて動き得ずして、くるしむ所を、兩人ともに切つけて、なんなく殺しにけり。所の者共立よりて見れば、二人ながら十歳ばかりの小兒の服をひろくしたれども、猶引やぶりて上に着たり。いかなるぞと問たりしに、我等兄弟十歳ばかりの前後より、此事を念ひ付て候ひしが、年經て怠る心も出來なんとや恐れて、其時の服をたくはへ置候。今日著申候へば、かねてひろげ置たれども、猶せばくて破れ候なりと答へけり。かくて此事關東へも告られければ、褒美に銀子を賜り。猶産業なくて食事につかれぬらんとて、米十俵づゝ給りしとぞ。

○ゐた

富家語抄に、ゑたをば、穢多と書事は宛字なり。燕丹と書てよこなまりにて燕丹と訓がよし。昔異邦の燕の太子丹と云人丹波國に住居せり。日本の人異邦の何氏やらん知れぬ人とて、參會せず。日本の人交はらざるが故に家業無し。さるによつて牛馬の捨て有を拾ひて、皮を剝ぎて家業にせしより起れり。燕丹の軍三千、日本へ渡る時、男女數人來ると見えしなりと有り。

輝星按に、燕丹軍三千日本へ渡ると云事、何の書に出しやいまだ所見なし。猶再考すべし。

○白酒　諸白　單白

天香樓偶得云、古人酒以レ紅爲レ惡。白爲レ美。蓋酒紅則濁。白則淸。故謂二薄酒一爲二紅友一。而玉體。玉液、瓊漿等名。皆言レ白也。梁武帝詩云。金杯盛二白酒一。正言二白酒之美一。近來造酒家。以二白麪一爲レ麹。并二春白秫一。和二潔白之水一爲レ酒。久釀而成。極二其珍重一。謂二之三白酒一。於レ是呼二數宿而成之濁醪一曰二白酒一。使二詩詞家不一レ敢用二白酒字一失二其旨一矣。

輝星按に、吾邦の造酒家にも、亦諸白、單白の稱有。けだし諸白とは、蒸米も麹も、共に白舂にして、上品の製を云なり。又單白とは、蒸米をのみ白舂にして、麹は粗糲を用ひて制す。故に單白と稱すと云。これ和漢同義たるなり。

○中臣　豐臣

秋山色樹が云、中臣は、名目なかとみなり。實はなかつおみなれども、ツオの切トなれば、ツオをつゞめて、なかとみと名目するなり。又近世の豐臣も、とよつおみなれども、とよとみと名目する事中臣の例なりと。

○梓弓　檀弓　槻弓

又云、あづさゆみは、梓の木にて作り、まゆみは、檀の木にて作れる弓なり。さらばまゆみの弓と云べきを檀の訓の中に、ゆみといふ事の有ば、かされて弓といはざる事、これ古訓なり。先達の傳なりと。

按に、つき弓の事先達等明解なし。これは槻弓と書て、槻をもて作れる弓の事なり。今も槻の木の類ひの木をもて、弓を制する中心とす。槻をつきと訓ずる事は、攝津國の地名に高槻と云處有り。

○節分　土用

又云、節分とは、專ら立春の前日を云ども、四季にも節分といふ事有。古書に見えたりと。

按に、これ猶四季ともに、土用と云事あれども、打任せて土用といふ時には、夏秋の間の土用の事とおもへると同じことわりにこそ。

○天德不レ孤

かけまくもかたじけなき我千五百枝の皇國の、萬國に卓立にし事は、八百日行濱の眞砂の數多きが中にも、天神地祇の昔しより、今日に至るまで、あまつ日嗣の皇統上に連綿として、神孫の臣位下に承け順ふて、天地と共に無窮に傳へ玉はん事は、實に宇宙最一の德風德化とぞ稱歎し奉つるべき事なり。故に異邦の人主の、我國を指て君子國と稱し、遙かに東向して、瞻拜せられつるとも聞ぬ。固よりこれらの事は、先輩の說ものふりたり。因に謂ふに、彼邦の先聖孔夫子の御子孫の、連綿として今に絕せず、代々衍聖公に封ぜられて天下の賓客たり。これも人の能く聞知れる事なれども、獨り孔聖の子孫のみには非ず。周公の御子孫、及び端木子貢の子孫も、共に昔魯國曲阜縣の闕里に在りて、清の康熙二十一年壬戌に、康熙帝南巡して闕里に至り、聖廟を祀られし時に、孔門墳墓地の重疊せると云ふを以て墓地を廣く免除し、周公の後裔、東野沛然が世官となつて、先祠を奉ぜんといふの願ひをゆるし、子貢の嫡支端

木植、端木謙が博士を以て祠を祀んといふの上疏を許可せられし事など、孔聖六十四代の孫、孔尚任東塘の記し置し、出山異數紀に見ゆ。凡先聖孔夫子の時よりも、今文化丙寅の歳に至ては、二千三百五十年許りに及ぶ。又周公の時は、我神代の時にして、三千年に向たり。然るに周公孔子及び子貢の子孫ともに闕里に在て今に祭祀絶ず。香火相續する事は、これ聖德孤ならず、必ず鄰有る者にはあらずや。且ツ康熙帝の周公は姫姓なるに、其子孫の東野姓なる事を不審せられしに、東野沛然奏して云、昔伯禽の季子を魚と名く。東野に食采せり。因て以て氏とすと申。又周公の廟は何處に在ると問れしに、指し奏して云、東望の高阜松栢欝然たる者、即ち魚公の世廟也と復せし事など有。其文を全く出したけれども、繁長たるを厭ふて略せり。

○いろの服

喪の服とはねづみ色の服なり。古へには藤衣ともいへり。粗き布の衣の名目なり。古今の忠峯の歌に、

ふぢ衣はつるゝ糸はわひ人の涙の玉の緒とぞなりける

さらば裁めも縫はざる事なりと知べし。又平家物語紺掻の條に、源二位相模川の端迄御迎ひに參られけり。それよりいろの姿に出立て、鎌倉に入らるゝと云。又今の世民間にては、葬式の時肉縁忌掛りの者、白無垢に淺黄の上下を著して、これをいろを著ると云、平家物語の頃より、いろの姿と有り。此いろといふ字の義理いかゞと考へしに、これは倚廬の服を著るといふの轉略なるべし。元來喪と云ふ事が、服を持するの名なればなり。其本は藤衣ねづみ色の喪服にてありつるが、いつしか轉じて白むくとなりたるなるべし。それに就ては白き色を、不吉の色の如くにも心得るに至れり。これ誤りの甚しきなり。淺黄は正色の禮服なり。白は五色の本にして、五位諸大夫以上ならでは、著する事能はざるにても、其吉

服たる事知ぬべし。

○窠の紋

秋山色樹が云、窠は音クワと讀む。鳥の巣なり。天子の御服の御紋に付る窠は、八ツなり。これ鳳凰の窠なり。五ツは鸞の巣にして、臣下に用るなり。今俗に四ツ五ツの窠は、黄瓜の切口なりとて、木瓜といふは、ひが事なり。鳥は軒などに窠をかくる者なれば、帽額の紋に窠をつけらるより、これをもかうと云ひならはしたるにや。多田義俊が說には、俗に窠を木瓜の切小口なりと云て、祇園の社の定紋たれば、すべて祇園の氏子は木瓜を食ざる事大いなる誤りなり。これは本鳳凰の巣の形なり。故に此紋を窠形と云。元來は鳳凰頭の太刀の鐔なり。鳳凰頭の太刀は、鳥頸の太刀とも云。日本紀などには頭槌の太刀と有て、上古には臣下も用ひたりしが、中古より天子ばかり佩せらるゝ太刀にて、鐔を窠に作りて鳳凰の巣より飛出たるの形ちを造りたるなり。鳳凰は天子に喩へたる者なれば、此太刀を天子の太刀と定められたるなり。鳳凰の窠より出るを見ては、諸鳥怖恐れて道を避く。天子禁裏を御出行の時は、萬民先きを拂ひ清め奉つる。よつて此太刀は諸の邪氣などを拂ふて、魑魅も恐れ避ると云意から、武士の崇敬の物とす。祇園素盞嗚尊は武勇を司どり玉ふ神なる故に、社頭の定紋とし奉れるなり。然るに世俗の說に織田信長の紋が窠にて有し故、信長紋付の幕を祇園へ寄附せられしより、祇園の紋になりたると云は、うらうへの違ひなり。元來信長は、其先祖より尾張國對馬の祇園の氏子にて有し故に、此紋を著られたる事なりと云。

○民家に屋號を稱す

凡そ今平人の家に、何屋何某と屋號を稱する事は至つて文雅なる事にして、胡亂なる稱號よりはまされ

り。此事足利家の時よりや始りつらん歟。康富記に云、應永二十七年十二月七日、春日祭也。予依レ爲ニ分配一。早朝南都下向。天蓋小路。麴屋宿レ之。史員職行等同宿也。又康正元年十一月卅日、メシ状に、綾小路大宮酒屋と云。又此記文中に往々魚屋、釘屋など云事見えたり。これより以前の記録にはいまだ見當らず。或人の説に、孝徳紀に鹽屋鯯魚といふ人見えたりと云。然れどもこれは鹽屋と云姓にして、かの後世の如き屋號にはあらざるなり。又異方にては、民家に屋號と云事は無し。齋號と云字を用ゆ。これは家じるしと云ほどの義なり。舶載の墨や筆、織物等に大生號じやの、斯文號などあるは、日本の屋號と同じ。故に屋號は雅號を許されたるにして、卑賤の稱には非ず。何堂、何齋、何亭など云に同じ。文雅なる事なり。且つ浪花などは匹夫の妻を女房と稱し、公儀へ上る戸籍等にも、皆女房と記す事を許さる。女房とは尊貴にみやけ仕へする女孺などの稱にして、これ匹夫の稱すべき事に非ず。何の所以を以てこれらの義を許されたるや知らず。

○正月吉日

今民間の帳簿に、正月吉日と題記す。これは吉祥日といふ事の如くに皆おもへども、實は正月朔日と云る事なり。詩經の小明に、二月初吉、載離寒暑。又周禮に、正月之吉といふも、皆朔日の義なり。これらを以て知ぬべし。

○拙　者

俗間通用の語、及び往來の手簡等には、自己の事を拙者と云、これ國俗の造語ならんと意ひしに。異邦りても用る事なり。潘安仁が閑居の賦、及び朱子文集にも、拙者の字見えたり。

○參川國

風土記曰。此國有二男川豐川矢作川之三河一。故名レ國と云ふ。今按に、男川とは大平川、豐川とは吉田川、矢作川とは岡崎川なり。故に古への矢作市は、今の岡崎に當るなり。

○耳塚

古へ源頼義朝臣、陸奥の朝敵を征伐して、其賊徒の耳を截て、京都に提へ歸りて、これを埋み堂祠を建立し、等身の阿彌陀の像を安置し玉へり。即ち今の六條坊門西洞院の西なる耳輪堂これなり。後豐臣氏の朝鮮の役に、韓人の耳を殺て取り歸りしを、京師方廣寺の境地に埋みて、耳塚と稱せられしは、此耳輪堂の例にならへるなるべし。

○中間

今武家に中間と云の稱あり。これ至つての卑賤の者なり。然れども此稱も舊き事にして、古今著聞集に御中間になされけると有。

○尅盡の訓

延喜式太政官凡内外諸司印。尅盡應レ改造一者とあるをば、天秩閣隨筆には、盡の字當に畫の字に作るべし、字の誤りなり。尅の字刻と同じ。日本の古書、刻の字は、必ず尅に作る。所謂通字なり。刻畫といふ事は、文字にもせよ。又唐草やうの物にもせよ。其形ちを彫付る事なり。刻畫の文字漢書に見えたり。前賢誤りてきざみつきと讀來るは何ぞやと云。

輝星按に、敬道が說、字を改め譏を費し、漢書までも引れたれども、穿鑿の說なり。やはり前文の通りに改めずして能く解事なり。尅盡とは、太政官内外諸司印の磨滅して、すれつぶれたる事をいへるなり。故に下にまさに改め造るべき者といふの文有。これにて分明なる事なり。但し尅盡を、すれつ

きてと訓ずれば、よく明らかなるなり。

一友生の云、尅の字は刓の字の誤れるなり。漢書韓信傳曰。刻印刓忍不レ能レ予と、いかさま刓の字にては妥當の義たり。

○きびしよ

今陶器の茶わかしを、邦俗きびしよと呼ぶ。此本字は如何にやとおもひしに、即ち急須の字なり。キフシユの音が轉じて、キビシヨとなりたるなり。杜氏全集に、急須相就飲二一斗一とも見え、又三餘贅筆に、呼二暖レ酒器一爲二急須一。急須者。以二其應レ急而用一也といふ。これにて其義明らかなり。

○一休和尚有レ子

僧一休師の事は、世人のよく知れる所の事なり。此人に子有りと云事は、耳めづらしき事なれども、水戸黄門公の撰著ありし、大日本史に載られたれば、浮たる説にてはあらじかし。

大日本史卷九十九。列傳第二十六。皇子十四云。僧宗純。其母獲レ罪出レ宮。時有レ身。應永元年正月。生二宗純於民家一。人无レ知三其爲二皇子一。稱光帝大漸。繼嗣未レ定。時後花園帝在二伏見潛邸一。宗純密奏二上皇一曰。宜三立爲レ嗣。迺作二倭歌一上レ之。曰。斗岐波岐夜古氏羅能古須惠豆美須底余余於豆玖多計能曾能波布之美耶。皇嗣遂定。文明六年。敕住二大德寺一。十三年十一月逝。年八十八。安二像於眞珠庵。及酬恩庵一。所レ著有二狂雲集一。傳二于世一。宗純心機快活。詼諧戲慢。物我相忘。貴賤一視。志存二慈惠一隨得隨施。兒童馴愛。鳴雀就啄。嘗居二和泉堺浦一。每レ出二街市一携二一木劍一。有二問レ之者一則曰。世間知識。猶二此木劍一。室レ之。則似矣。出レ之則木片耳。殺レ人猶不レ能。况能活レ人乎。其徒傳レ之。出二杖劍于像一。後小松帝臨崩。入レ宮進對。帝大悅。親賜二先朝寶墨聖草飛白數帖一。

宗純生平不レ蓄二一物一。唯此數帖。到處乃隨。有レ子爲レ脩。曰二紹偵一號二岐翁一。居二攝津櫻塚一云。

按に、攝津國豐島郡原田庄に櫻塚村と云有り。

它山石先考所著昔時彫刻過半而未得全巧者有年矣今也應竹苞樓主人需補正闕誤而爲善本以供世觀

天保甲辰霜月　多州源黄跋

它山石初編終

筠亭雜錄

筠庭雜錄目次

增補

筠庭雜錄

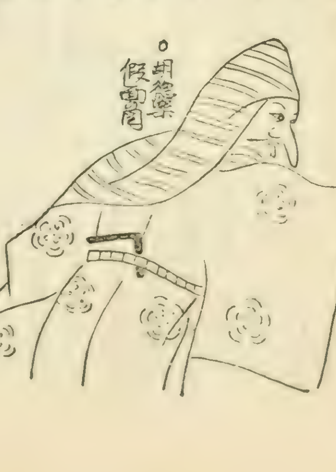
喜多村信節撰

〇天　狗

天狗はあれどもなきがごときものなるから、其所爲の何ともさだかに知りがたきやうの事をさして、天狗といふ事多し。いはゆる天狗つぶて、〔割註〕著聞集、また平家物語などに出たり。〕天狗根性、〔割註〕源平盛衰記。〕天狗倒し、〔註割〕太平記。〕天狗の矢とり、〔割註〕舜の双紙、まんぢう。〕天狗の投算、〔割註〕狂言記續集。〕天狗茸、〔割註〕佐夜中山集、〕天狗頼母子、〔割註〕西鶴が菜花啣、これは乞食をいへり。〕天狗俳諧、〔割註〕はいかい葛藤附合、是は今も戯れに有り。〕みなおなじ意也。天狗の形を世に寫し出しは、京師鞍馬寺の什物に、法眼元信が畫ける僧正坊の圖なりといふ。〔割註〕左に役小角、右に舍那王をかける大幅なり。〕春卜が繪本手鑑に、此圖を載て云く、元信が家に或人來て、天狗の形を圖せむ事を求む。されど共いまだ世にその圖像なければ、元信も如何せむと思へつが、其夜夢中に老翁來て、天狗の形を現せるを見て、やがて其像を六尺餘りの紙に寫し、あつらへたる人のもとへ送りければ、その人よろこびて鞍馬寺に奉納せむとする時、忽ちくもり風起りて、靈像おのづから鞍馬に飛去ぬ。元信、この由を聞て、我ながら奇しき事に覺へければ、重ねて左右に役行者、牛若兩像を寫し添たりといふ。〔割註〕また狩野永納が本朝畫史には、將軍家或夜夢中に一人の山僧を見給ふ。其僧云、我は鞍馬僧正也。願くば我が像を狩野元信に寫させ、寺中に安置し給へとありて、夢さめ給ひければ、其よし元信に仰らるゝに、元信も同じ夢を見たりと申。やがて其像を圖せむとするに、いまだ其像をかけるものなければ、紙

上に臨みて手を下す事あたはず。茫然たる折から、蛛はひ來り糸を引て紙面をありく儘に、其跡をとめてこれをみるに、彷彿として其儀表を得しかば、こゝに於て三像畫成せりと云々。其畫、方六尺餘なれば、元信が家の門戸狹少なれば、是を出しがたく、簷を破りて持出ぬ。その頃兒女の諺に、闇出來て風家を破るといへりとあり。○元信も夢に見たらむには、其像を寫さむとして當然たるべからず。又仰事もなきに三像をかけるもいかが、狹小の矮屋といへども、紙は卷ても出すべきをや。かれこれおぼつかなきことゞもなり。」

此說、誕妄なるは勿論ながら、天狗の形は元信始めてかき出せる故、さる說もあんなるにやともいふめれど、猶非なるべし。按ずるに、吉野拾遺二卷、內大臣實守公の鼻の高きをはじめて見たる武士どもは、おそろしがりて、天狗の類ならむといふを聞給ひて、天狗ともいはゞいはなむいはずとてはなひくからぬ我身ならねば。とあれば、其形を人しりたる也。又壒囊抄十三、天狗名目の事といふ條に、八坂寂仙上人遍融七天狗の繪を書たりといへり。寂仙はいつの人歟。いまだ尋ねざれ共、壒囊抄は行譽法師が作にて、文安三年の與書あり。元信は永祿の初めに身まかりし人なれば、是のみにても年代やゝ晩れたり。〔割註〕但し太平記に、天狗の事を金の鳶などいへる事も見へたれば、古は多く天狗の顏を、鳥の如く嘴を大きに書きしなるべし。今俗人が小天狗といへる形これなり。」假面には胡德樂のおもて鼻大なり。又王の鼻とて神社にあるは、猿田彦のおもてには、此面今の作りざまは天狗の假面也。


○胡德樂假面

○神がくし

世に神がくしとて、天狗に捕へ去られしといふ物がたり多し。それにいとよく似たる事あり。劉賓客嘉話錄云。韋仇兼瓊鎭蜀日。仇嘗設大會。百戲在庭。有十歲女童舞于竿抄。忽有物狀如鵰鶚。掠之而去。群衆大駭。因而罷樂。後數日。其父母見在高塔上。梯而取之。則神形如癡。久之方語云。見如壁畫飛天夜叉者。將入塔中。日飼果食飲饌之類。亦不知其所自。四日、方精如初。と見へたり。漢土にもなきにはあらず。桂林漫錄にも其よしいへり。また俗諺に、自負高慢するものをば、天狗これをにくみて摑み行といへり。さるを今は高慢我ほめする輩をさして、天狗といふは違へるにや。この頃天狗といふことはやり詞なり。まことの天狗いとすくなく、高慢なるもの世に滿ちたり。

○關壯繆の書　四好の語

關帝の書といふものあり。其傳來をしらねども、模しもたりとて、人のみせけるに、その代の物ならぬことはいふまでもなけれど、書ることのをかしく、またこゝの人のしわざならぬは、おのれもえうなき物ながら、うつしおきぬ。その後ゆくりなく傳家寶を見つるに、この事出たり。よて關羽が書を爰に縮めうつして、石成金が說を錄す。原本は字の大さ曲尺にて三寸六七分、落欵の字は一寸五分ばかり、印章は一寸七分、關防印は竪二寸七分、横一寸なり。傳家寶三集に、四好とありて、做好人行好事。讀好書說好話。予嘗過鎭江。瞻仰關聖親筆篆碑。筆力古勁。眞堪世寶。予因贊演四句。曰在生一日須做一日好人。處世一日須行一日好事。得閒一時須讀一時好書。對客一時須說一時好話。予又贅增四句曰。存好心交好友。習好業居好地。請高明改正。といへり。また群書拾唾をみるに、立身四好。讀好書。近好人。說好話。行好事。とのみありて、誰が語なることを知らず。さて件の書、鎭江の關帝廟のものといふことはしられたり。語句前後のたがひあるは、石成金が臆記の拙なるべし。



○繪そらごと

宋淳熙勅編古玉圖譜第九十八冊。有玉佼佛像。長三尺。濶二尺四寸。厚一寸一分。玉色淡碧無レ瑕。版心琢二刻接引如來法相一。慈容整肅。貫西方聖人之瑞相也。上刻二接引如來阿彌陀佛六字一。旁刻二保大年供天保大一。南唐李璟之年號也。此像蓋南唐宮中所レ奉者乎。とあり。これを見れば、布袋和尚の圖の如き、螺鈿堆朱等の香合あるは此像にや。〔割註〕然らば蘇晋が畫の佛も、布袋には有べからず。〕ある名筆のかきたる杜子美が飲中八僊歌の圖に、蘇晋長齋繡佛前云々。といへる句意をかけるをみれば、壁に布袋和尚の畫像を掛たる前に、唐人酒のみて居る。按るに、蘇晋は蘇頲が子にて、玄宗帝の時

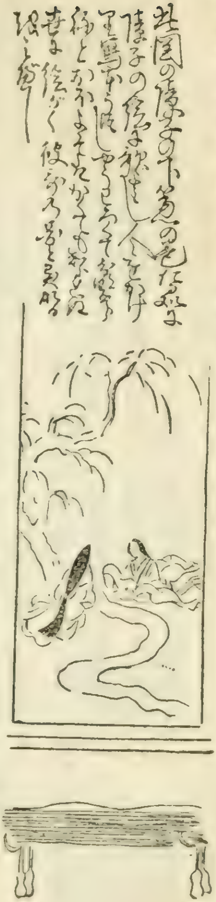
所ノレ下ス制命。多くは晋が稿定なり。杜詩集註十三卷、蘇晋學ニ浮屠ノ術ヲ。嘗得ニ胡僧慧澄繡彌勒佛一本ヲ寶トスレ之。嘗曰。是佛好レ飲ニ米汁ヲ。正與ニ吾性ニ合ヘリ。吾願クハ事ンレ之。他佛ハ不レ愛セ也。かゝれば晋が愛しゝほとけは、繡ものゝ彌勒佛なり。布袋和尚は五代の梁の時にうせにし人なれば、年代違へり。僧傳俳韻。唐契此不レ詳ニ氏族ヲ。或云四明ノ人也。形裁腲脮。蹙額皤腹。言語無レ常。寢臥隨レ處。常以レ杖荷ニ布囊ヲ。入ニ鄽肆ニ。見レ物則乞フ。至ニ于醯醤魚菹ニ。纔接シテ入レ口。分ニ少許ヲ入レ囊ニ。號ニ長汀子布袋師ト也。曾於ニ雪中ニ臥ス。而身上無レ雪。人以レ此奇トスレ之ヲ。以テ天復中ニ終ルニ于奉川ニ。鄉邑共ニ埋ムレ之ヲ。後有ニ他州ニ見ルモノ師ヲ。亦荷ニ布袋ヲ行ニ江浙之間ニ。多圖ニ畫其像ヲ焉。見ニ宋高僧傳第二十一卷及傳燈錄二十七卷ニ とあるは、一書を參考して書る文なり。〔割註〕或云、梁の貞明二年丙子歳示寂すといへり。天復元年より後梁の貞明三年までは、其間十六年なり。〔割註〕傳燈錄には、蓋シ彌勒ノ化身也とあれば、是を彼繡には書たりといふべけれど、盛唐にはいまだ現ぜざる人なり。古事などかけるには、かやうの謬いと多かり。鳳皇は梧桐にあらざれば棲ずといへるを、紫花藤にこれをかき、芝蘭深林に生ずといへるを、蘭花と靈芝とをかく。鳥羽院以前の人を强裝束にし、寛永より以前の女に、纏足〔割註〕說鈴中、天祿識餘ガ足ノ條ニ、古クヨリアルヨシイヘリ。可レ考。〕をものせるたぐひ、和漢ともに是あり。古くも繪そらごとゝいふことあれど、かゝる繪にはあらず。〔割註〕瑯環記に、當壺尺履ヲ引テ云、馬嵬ニテアヤ、女雀頭履一隻ヲ拾ヘリ。長サ三寸。コレ纏足ハ貴妃ヨリ先ニアリ。今後主宵娘ヨリ起ルト云ハ深ク考ヘザル也。又同書修竹閣女訓ヲ引テ、富貴家ノ女子、カナラズ纏足スルハ輕擧セザラシムル也。居ル處閨閣ノ中ニ過ズ。出ルニハ帷車ニ乘ル。コレ足ニ事ナキモノ也。聖人カク防閑スレ共、猶桑中ノ行アルアリ。范雎曰。裘レ足不レ入レ秦トイヘルモ、女ヲ以テ喩フル



ナリト云リ。サレドコレ等ノ説信ズベカラズ。」

○西行法師の圖

道の邊の清水ながるゝ柳かげといへる歌によりて、さる古跡も出來、又其さまを繪などにもかけり。されども此歌よめりしは大治二年の頃、いまだ西行在俗にて、憲清と名乘、鳥羽殿の御障子の繪に、清水ながれたる柳の影に、女房の水むすぶところかゝれたるをよめる歌なり。西行物語といふ古き繪卷物に、その圖有。聊かたばかりを爰に寫す。



また此繪卷物の內、西行旅中の體、笈を背負へり。今世の圖の、布の包みを負へるかたは見えず。物包む布を、世に風呂敷といふは、もと風呂屋にもて行て敷たりしもの故也。それよりこれに物をも包めり。こはいとも後の代の事なれば、むかしはこれなきに、西行の形を畫にもかき、土木にて作りもしたる、みな布つゝみ負へるは笑ふべきに似たれども、いにしへも物包む布なかるべきや。和名抄行旅具の中に、帊幞と擧て、通俗文云。帛三幅。曰レ帊。々衣曰レ幞。楊氏漢語抄云。衣幞〔割註〕古路毛都々美。」とあるは、巾幞に用ひたるにはあらず。衣服を包みたる也。後世ひら包といふ。是なるべし。山岡元隣が寶藏にも、西行法師のひらづゝみは、世をはなれたる袖にわいかけられなどいへる、是今いふ風呂敷包み也。昔は風呂に用るをば、常には用ひざりし物なるべけれど、もと同じくひとしき物故、今に至り

ては風呂敷の名のみいふ。ひら包といふ名、やゝふるくも聞へたり。雅亮裝束抄にひらつゝみのうはざしと見へ、又下學集に平包とあり、然らば布包みおへる圖もいかゞとはいひがたし。また紀の國熊野山妙見院は、八坂寺と號す。爰に大師修行の御影あり。今の西行法師の包み負へる體とおなじ。此像の古はしらねども、思ふに近世の物にもあらじ。





○忽戸　とつと

事をしすましてほこりかなるを、はなを高うすといへるは、必しも天狗の事にはよらず。たゞ面目あるさまをいへり。面にていちじるきは鼻なれば也。器物にも高く出たる處を鼻といふ。漢土にも、印の紐などに鼻紐といふが有。玉篇に、鈕印鼻也とあれば、其つまみの形は、何にまれ鼻といふべし。こゝにもそれのみならず、物のさし出たる處をはなといへり。地名には殊に多し。山城に山ヶ鼻、竹ヶ鼻、丹波に猪鼻、上野に板鼻、安藝に青野鼻、長門に諸津ヶ鼻など、いくばくもあるべし。此はなといふ義を、大原紀行にも、こゝをしも山鼻といふことは、大原の道に分ゆくに、山のあるはじめにて、河原にさし出て高く見ゆる故に、人によそへて山ならば鼻ならむといふなるべしといへり。また韻會に、謂始

祖ニ爲ニ鼻祖一。とあるは、すべて物と事とのはじめなり。安房國七浦に接て、忽戸、平館、千倉などいふ濱あり。房總志料に、洲崎より外浦の顧云々、忽戸鼻といふあり。洲崎より大抵八里ばかりありといへり。さてこの忽戸といへるは、とつとの訛りにてはなき歟。相模國杜戸村出崎の名にもあれば也。鎌倉志に、突渡〔或作レ戸。〕崎は杜戸の南に離れたる出崎あるをいふ也と有。突渡は假字なり。その言の意は、鼻といふべき處の最はじめの尖りたる處をいふ。地名に限らず今俗にとつとゝいふ詞も遠く行果るの意也。〔猿樂狂言袴大名の詞に、とつとゝ御ざりました。〔割註〕此詞ハ遠々ノ急呼ナルベシ。〕一休和尚の水鏡に、父母もなきとつと以前の我身は何物ぞ。〔割註〕抄に、父母もなきとつといぜんとは、父母未生前本來の面目なり。〔懷子俳諧集〔割註〕萬治元年の撰。〕名やとつと唐土までも雪のふじ〔成政〕。といへるも是なり。今江戸の詞に、ずつとなどいふ。又とんとゝいふは殆の略也。京師にてもとつとゝいふに、此意なるが多し。是を混におもふべからず。

○行基菩薩　弘法大師

俗說に、行基菩薩は、天平二十一年己丑正月、聖武天皇、行基大僧正を請じて菩薩戒を受給ふ。法華勝滿と申。其時、行基に大菩薩號を奉り給ふ。是日本にて菩薩號の始也といへるは妄談なり。〔割註〕行基菩薩とは、古くも稱せしなり。袋草子四ノ二十一、盛衰記二十四ノ二十二などにも見へたり。〕按るに、續日本紀、天平勝寶元年二月、大僧正行基和尚遷化云々。和尚靈異神驗觸レ類而多。時人號曰ニ行基菩薩一とあり。天平二十一年改元ありて天平勝寶となりたれば、年號は相違なし。此僧正希特多かりし故に、世人等異名して行基菩薩といひける也。菩薩號は、拾芥抄第四。贈ニ菩薩號一僧。大法師叡尊思圓房號ニ興正菩薩一。正安二年閏七月三日被レ下ニ勅書一とあるのみ也。また弘法大師は入定して、今に居らるゝよしも同日の談といふべし。性靈集九卷。於ニ紀伊國伊都郡高野峯一被レ請ニ乞入定所一表あるは、修禪の處を求められしなり。按るに、續日本紀。仁明天皇承和二年三月丙寅。大僧都傳燈大法師位空海終ニ于

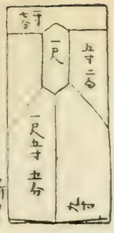
紀伊國禪居ニ。中略。太上天皇有ニ弔書一曰云々。禪閑僻在テ山間ニ晩傳フ。不レ能ニ使者ヲシテ奔赴一。相ニ助ルコト茶毘ヲ一之篤レ恨、とあれば、又此時高足弟子眞濟が記一巻アリ。病死遺命ノ事共イヘリ。火葬せしなるべし。されば遺骸を出なべきにあらず。三曉菴談話に、或人獣室へ見廻云々。四國經歴いたし候へば、弘法大師に逢ひといひ、又高野山には大師經歴被レ成候に付、衣裳の裾に泥など付候。又は裾など切候故、年々取かへ候由申事に候。各にもいかゞ被レ聞候哉といはれければ、なるほど其通承及事と答へ候へば、皆虚言にて候。其子細は先年學寮派と本食派と口事入組有レ之。山中にて不ニ片付一。公へ披露有レ之、御捌のうへ、一方半分に相究り、悉く諸國へ御預被ニ仰付一候。薩州へも御預にて候哉といはれ候故、なるほど御預ありたるよし申候と。右通科目被ニ仰付一ほどに成立候事に候へば、大師出現なされ、理非を御分け、國々へ御預にも不レ成様、前以御捌可レ有レ之事を無ニ其儀一。我子孫を科人になし候次第を、以前の三箇條は虚也といへり。〔割註〕誰の咜筆にかわすれたり。むかし象頭山の金毘羅靈驗いちじるきに、その國主の大きなる凶事有しを、いさゝかのさとしもなかりしといへりし物がたりも、おなじ類なり。」

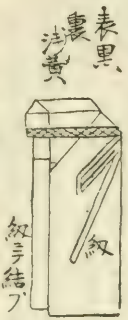
〇山伏の頭巾

山伏の頭巾といふもの、今はたゞ額にあてゝ飾りとする迄にて、いと小く製れり。とるへこそかはれ。



頭巾は即づきんなり。されば今の作りざまは其用に當らず。古書どもをみるに頭巾みな大にて頭にかぶれり。今の如きものさらになし。古圖ひとつ二ツ寫し出す。古畫に見ゆる大かた此體なり。ときん二種あれども、もと一物なるべし。今も役小角などの像は、紐にて結べる頭巾なり。そはふるきかたならむ。猿樂狂言のつたう山伏の詞に、ときんといつは一尺計の布を黑く染て、ひだを取て、ひたいにあつるをもつて、ときんといふ云々いへるは、後の製なれど、今用ふる處の物とは見えず。また古畫に、此やうなる頭巾往々あり。ときんも頂上の襞積ある處これに似たり。古體はときんも襞積は定まらぬづきん也。紐あるかたは折頭巾といふとか。是後の名にて、物にかなへりとも聞へぬにや。いづれも折らぬはなければなり。或修驗者の著はせる鈴懸衣といふものに、日本紀、孝德天皇大化三年制冠の所に曰、別有鐙冠。以黑絹爲之。其冠之背張漆羅云々。今その狀を考ふるに、頭巾の製全くこれに當れり。是蓋し文武天皇役祖に賜ふ所の黑冠といふものにして、山伏のみ其古制の殘れるも貴しやといひて、又





ある處にいと舊く持傳へたるを、それもしらずありしに、先年明存法印の見出して、上古の折頭巾なる事を知て、其形を模しとゞめられぬ。今世按摩頭の被る燕尾帽の短きもの也とて、此圖を出せり。これ上古の製ならば、今のときんは、後のものなるべきを、日本紀の僭偽に充てたるは何ごとぞ。但し上古より二種ありて、今用ふるものも、古よりの製とおもへるなるべし。爰に出せる折頭巾といへる物も、古書にくらべてみれは意巧過ぎたり。

○目貫

延喜式、またいにしへの軍物語に、目貫の穴といへるは、即今いふ目釘穴なり。されば拾遺集神樂歌に、白かねのめぬきの太刀をさげはきて奈良の都をねるや誰子ぞ。といへるも、目釘の事と知べし。今

目貫の根がねを、〔割註〕目貫一具の根がねをいふ。〕丸き榫(ホゾ)と盤(アナ)とに作りたるを、陰陽の根かねといふ。そのこぐち〔◎〕かくの如くなれば、妄りに名づけたる也。こは古への目貫の名殘にて、この根がれを目釘の如く長く作り、まづ空なるかたを目釘穴へさし貫、上より榫のかたを入ること、今の刀の木柄に用る把目釘の如くなるべし。然らば常の目貫の角(カド)に造れる根がねは、目貫と目釘と異るものになりての後の製にて本義にあらず。さはいへ。丸きかたも今は益(ヤク)なき飾りにて、なくても有なむものなれど、聊古製の遺れるを思へば、彼ノ告朔の餼羊なるべし。又一說に、目貫は柄を卷たる鮫皮のはねかへらぬ爲に、押へに打たるもの也といへり。上を柄糸にてまけば、鮫の剝る事はなきことはりなれど、しかにはあらず。おもふにそのもとは目釘なれども、またさる事あるは、刀劍本式は柄を卷かざるものなれは也。大內問答にも、刀の柄まくことは、陣中の死にはなく候とあり。又奉公覺悟之事に、えぼしすはうの時、つか卷たる刀は略儀也といへり。〔〕內宮長曆送官符の中に、鑰一枚云々、花形目貫在といへるは、鎖匙(カギ)の柄の目釘の頭を花形に作りたる也。又同書に、蟹目釘〔割註〕長一寸、徑一分、といへるもの多く見へたり。こは今いふべうくぎ(浮漚釘)の事なるべし。すべて〔◯〕共形したるを蟹目といへり。扇のかなめも實は蟹目なり。今刀劍の木柄に用ふる拙めくぎも、頭を少し凸(ナカダカ)に作らば、蟹目貫といはむも苦しからじ。また丸き目貫をつぼかさめぬきといふは、もとより食器の壺のかさの義にはあらず。一說に、いにしへ婦人外に出る時は、上着の衣をつぼをりて、深き笠をきたり。その笠の頭の形したる故に名づけたる歟といへるは非也。その笠は市女笠といふつぼをりしたる上に着ればとて、つぼかさといはむはいかゞ。是もつぼは目貫の根がれ空なるかたをいふ。〔割註〕かけがれの、ひぢつぼといふにても知るべし。〕それにさしいるゝ榫の頭覆ふを笠といへるなり。かさといふはふた也 ふたはふたぐものなる也。古事談二卷。肥前守景家が事をいふ處に、赤つかの刀のまふたきに貝摺たる差てぞ家ノ中には居たりけると有。赤柄は赤木にて紫檀などをいふ。まふたきは目貫なるべし。〔頭書〕曾我物語ニイフ赤木トイヱルハ、昔蘇防木ニ

テ作レルヲイフトナリ。」

○刀釘　半面魚

吉野山の吉水院に、青黑き厚大釘を打たるあり。遊觀の人みな是を摩る故に、鐵釘のかしら磨けるが如し。何のわざにか知がたし。是を共本にて辨慶が刀釘石といへり。かやうの戯れ事、いづくにもあり。江戸井の頭のわたりに、小園井善福寺の池といふは、井頭上水の助水となる。此處にも青石の碑に、かな釘を打たるあり。按るに、癸辛雜識續集。王國用僉省云。釘官石在二長安城中一。色青黑。其堅如レ鐵。凡新進士求レ仕者。以二大釘一釘レ之。如レ釘徑入則速得矣。官否則齟齬不レ能レ入。亦不レ能二快利一也。石上之釘皆滿」といへり。事實なれども石に釘うてるはおなじ。よしの山藏王權現の堂より左のかた、道のほど二町ばかり行けば、谷あひに亘り、十間餘の池あり。其内の鯉魚は、即身瘦てひらたしとかや。土人云、むかし義經、鯉魚をかたみ食て、是を池に放ちたる也と云。陸次雲が纖志々餘云、半面魚。相傳。越王食レ魚未レ盡。半棄二海中一。故其種止具二半面一といへり。其事よく似たり。本草に、鱠殘魚一名王餘魚といふも、その故事ひとし。但し吳王、また越王、また寶志和尚が事ともいへりとなむ。

○麝香　靈猫

大槻氏に麝の寫生の圖ありと聞て、これを借て見しに、一幅のかけ物に作りて、異獸の形を蠟棕がかきたる上に、漢字の文あり。其說に、喝蘭の醫者列墨力伊が、書中にいへる處によりて圖を作れるなり。此獸は歐邏巴洲の內にはこれなし。但その香を東方の諸國より得て是を用ふる故に、その說ところ傳へ聞るまゝなれど、漢人の諸說に比ぶれば、確實を得るに似たり。この故にその說を譯すとて曰く、麝香は喝蘭には斯摸古私といふ。此名もと亞蠟比亞にていふ處也。獸を摸斯古私識伊爾。また摸斯古私列伊多と云。東方諸國勃烏失大、莫臥兒、韃而靼に屬する諸州、あるひは百爾西亞浡烏敦。榜葛刺。支那。東

京等の深山林麓の中に居る形狀は、色澤牝鹿の如く長三四尺許、〔割註〕これは本邦の曲尺に考へ合せて記す。下倣レ之と有。頭長く耳聳如レ兎。尾小く横經の肌肉は體に稱へり。脚長一尺許。蹄前後ともに分れ、裂毛は他獸よりも厚けれど、但捲曲剛くして折易し。色赭く白く、小股陰に近き處に一囊たれて、大さ鷄卵なり。其内空虛にて、常に血を流す。血凝聚る事あり。其時囊中縮膜ありて是を果む。其結成もの即香也。此獸生ずる國々、秋冬の際雪多く積りて、一丈餘に至て數月釋ざる故、麝の食物なく、饑渴して春末に迨び、雪とけて食を得れば食り饕こと酷し。此時血液多く生じて大熱ある故、臍汁のやうなる惡液支體にみち流れて、囊に聚りてさの如くなる也。是故に春末夏初にこの獸を捕ふれば、先その囊を皮ともに剝取、凝血を石上に傾け出して日光に曝す。しかせざれば香氣酷烈してもてあつかひがたし。血乾燥て輕く粉の如く黯赤色になるを候て、再びこれを皮膜の中に收め貯へ置て貨賣す。又その血液積熱熾盛によりて、纔じて一膿腫となる事あり。獸その痛痒にえ堪へで、木石などに觸てこれを刺破れば、膿血はしり出たるが、日に爆きて香と成れるは灰白色なり。是を下品とすといへり。うけがたき事とおもひしに、宇田川氏〔養菴〕作の本書を見せしかど、おのれ蘭字を知らねば、唯その繪ある處のみ翻閱して、其說を尋問けるに、明の代の末に、紅毛人彼地に行し紀行にて、途中經歷せし處々の見聞を錄したる也といへり。彼麝香說も、その一つにて開謬あらむ事疑ひなし。是は此書中に繪に、長鎗をもてる人ども群り立るさまをかきたるは、李自成が軍卒なりとぞ。然るに甲冑を被ず、みな喎蘭人のさまなり。是を見ても其說おぼつかなき事を知るべし。西洋人は究理をむねとすれば、何事も妄りならずとおもふにや。一時傳聞の說によりて圖を押はかりに作れるはいとをかし。

此ころ人の語りけるは、蘭花摘芳とやらむいふもの、近きほどに板行するよし、此圖說も其中に入れたりとなむ。

おのれもまた思ふ事あり。必ず識者に咲はるべけれど、さりとてやむべきにもあらねば試みにいふべし。

麝と靈猫とは一物なるべし。これを麝と名づくる事は、本草釋名に、麝之香氣遠射。故謂之麝。といへり。又靈猫とは、其狀の猫に似たればや。古來靈猫の外に麝といふもの有と思へるより、遂に麝香はさだかならぬものとなりぬ。是を一物といふ事、誰あての考にはあゝなれど、麝香は價高き物ながら、世に多くて麝といふ獸は、むかしより絕て渡り來つる事なきはあやし。そはこゝのみにもあらず。別錄に、唐天寶中。虞人曾一獻之。養於囿中。每以針刺其臍。〔割註〕この臍といへるは誤り也。實は香嚢なる事、下文を見ておもふべし。」捻以眞雄黃。則臍復合。其香倍于肉麝。此說載在酉陽雜俎。近不復聞有之。或有之而人不識矣。といへるが如く、眞物は有ながら、人のえ知らぬなるべし。廣東新語二十一などにも、雷州產香貍。所嚙草木生香。臍可代麝。本草稱靈猫自爲牝牡者也。また有香麕。味甘性溫食之不畏蛇毒。臍名麝香。非麕也。貍之似麕者也。などあるも、本草の說に迷へるもの也。壒嚢抄八卷江師の記を引て云、今繪にかける如猫姿して香はしき獸をば靈猫といひ、または令猫ともいふ。其陰殊に其香麝香の如し。此獸は雌雄別に兌して、只陰くぼめては牝となり。陰を顯はしては牡と成といへり。中略。むかし麝香とて、日本へ渡るは皆是なり。其別をしらざるものは、偏にこの靈猫を麝香と思へり。尿を拭へる紙も馨しかりし也といへり。此等の說、本草の說の誤を受けたるはいふ迄もなし。只靈猫は古くもこゝに渡りしことを見るべし。多紀氏の醫賸に、靈猫を飼置たる事を委く載たり。其大略は狀家貍に似て長大なり。頭尖りて耳短く、鼻黑く、口大に、牙强く、爪は短くて利からず。毛は茶褐色にて黑き斑あり。尾は虎の如く長し。兩陰の間に桃の大さしたる嚢一つつきたり。その內に香滿ぬれば、癢がりて後足をあげて、香嚢を壁にも柱にもすりつく。ありく時は常に背と尾を垂る。物に觸れなどし、又は打たゝきなどせざれば鳴く事なし。なく聲は家猫とおなじ。明り障子たてこめて、雀を放ち飛せて捕らすれば、速くかけりてとり食ふ事いと興あり。この香嚢よく見むとて、人ふたりみたり先咬れぬ心がまへして、毛氈など打おほひ、よく捉へてみるに、嚢の口肉うすく、



左右より覆へり。開きみれば内は底ありて色白し。上にむきて針の眼ほどの穴一つあり。これぞ香の洩出る處なりける。其香白汁の如し、竹篦のさきにて取て嗅(カグ)に麝香とおなじ。身の臭とはいたく異也。香の色日を經れば黒く變れり。本草に此獸みづから牝牡となるよしいへるは非(ヒガゴト)なり。陰囊の外に香囊ありて、よく牝戸に似たれば、見誤りてさはいへるなるべし。また糞も溺も香ばしといへるもそら事也といへり。〔割註〕此説もと漢字にて書きたれど、事長くむづかしければ、俗字に移せるはおのがさかしらわざ也。此說も、職方外記有二山貍一似レ麝 といへる事を引用ひて、臭レ之如レ麝などいへる事もみえたれば、靈貓を別のものとおもへる也 さいぬるとし觀場(ミセモノ)に出し靈貓を、まのあたり見て寫し置ける圖あり。また多紀氏の寫生の圖も借て校せしに、異なる處もなければ、唯斑文のみ予が見しよりも多し。麝字鹿

に從ふ故疑ひ多し。おもふにたゞ、その斑文あるによれるにやあらん。屈翁山は香貍は麝にはあらず。貍の麝に似たるものなどいへるも、斑文によりて麝の名ある也。是貍の斑文あるものならば、即香貍なるべきを、是を香貍の外にいへるは疑ふべし。必舊說にまよひたる事しるし。この獸の類にはあらねど、これに就ていふべきことあり。綱目靈貓の條下に、文如二土豹一といへることあり。また如二金錢豹一といへる事も見ゆ。今此獸豹とはいひがたしといはむ人もありなん。蝦夷の地に一種の鼠あり。毛の色赤く黃にして、黑き斑縱にあり。按るに、是寶□が故事の豹文鼷鼠なり。然れども人これを信ず。豹文は錢の形したるものとのみおもへば也。よりて件の靈貓に豹文いへる事をもて證とせむとすれど、此說亦誤ならむといへり。綱目豹の條下に、其文如レ錢者曰二金錢豹一。宜レ爲レ裘。如二艾葉一者曰二艾葉豹一次レ之。また其外に有二土豹一更無レ紋。などいへるをや。豹は丸くも長くも、さまぐ\紋あれば、豹文とは只紋あるをいふ也。靈貓にも錢の如き斑あるも有るべし。恐らくは、彼香麝といひしものは、錢紋などにやあらむ。こゝにふるく寫したる靈貓の繪に、錢紋の斑あるも見へたり。おもふに麝香は、靈貓の香のみにはあらず。物を加へて製造せしものならむ。靈貓の香のみにては、いくばくもあるべからず。この香に似たるもの、山いたちの糞、蝮蛇、また牛下など猶あるべし。

○佛法僧

夫木集、鳥のねも三の御法をきかずなりみ山の庵の明がたの夢、家隆、わが國は御法の道のひろければ鳥もとなふる佛法僧かな、〔爲國〕松の尾の峯しづかなる曙にあふぎて聞けば佛法僧なく、〔寂俊〕赤染右衛門家集、三つながらたもてる鳥の聲きけばわが身ひとつの罪ぞかなしき。詩は高野大師性靈集十卷。後夜聞二佛法僧一鳥。閑林獨座草堂曉。三寶之聲聞二一鳥一。一鳥有レ聲人有レ心。聲心雲水俱了々。運敞が註に、余嘗親聞二于南山摩尼峯上一。其聲似レ呼二佛法僧一也。といへり。惺窩文集高野山の歌、きよふけぬ三の寶の鳥もなしうき世の夢を殘せとやおもふ。此外詩歌猶多かり。この鳥其狀を人普く知らず。たゞ鳴こゑ

の遠かた都近く松の尾山などに住るをもて、古人の詠吟多かるは、彼が幸なるべし。その寫眞とて一圖あり。大さ鴨の程なるべく、色は綠にて、尾翅ともに黑く、嘴足みな赤し。按るに、益軒の大和本草に、山鳥業葉山島にあり。大和鵲背腹綠色、首は黑色、咽の下碧色、嘴足紅なり。尾微し長く、其形色甚美なる異鳥也といへるにかなへり。山鳥は深山がらすといふ。深山にありて里へは來らず。全身るり色にて光あり。嘴朱の如く、足は淡紅し。俗に誤りて是を佛法僧とす。佛法僧は大さ鳩ほどありて、色は深山がらすに似たり。按るに、佛法僧を山がらすの類とするは、ふるく其說あり。鴉鷺合戰物語に、高野山の佛法僧といふ鳥は、鳥のたぐひといふ說あり云々見へて、山鳥の種類とせり。幹軒小錄に、佛法僧と鳴く鳥、又日光にて慈悲心となく鳥有りと言ふ事、昔より和歌に詠じ、人々傳誦すること也。是も唐にもあり。百川學海の內、蜀都雜抄に、峩眉山に佛光と云て、時に因て光を現ずる事あり。其前に鳥ありて、施主布施菩薩去了と呼ぶに似たり。又云、鳥聲只三字佛現了と云。雀に似て大に、只三枚ありと云々。此等の事併せ按ずべし。凡て鳥獸の音、雜聲の音、この方のきゝやうに因て、さまぐ\に聽とることと也。深山幽谷靈佛の境には、常に佛事を讃じ、佛語を誦するに因て、鳥獸の音も佛事に聞きなす事と見へたりといへり。又似たる事は、徐氏筆精九。華山產二念佛鳥一。形大如レ鳩。色黃褐黎碧間而成レ文。音韻清滑如二而佛聲一。唐章碣詩云。靜聽林飛念佛鳥。細看壁畫駄經馬。云々あり。茅窻漫錄に、諸書を引て云、貝原翁の大和本草にも、たゞ日本の鳥とのみしるせり。按するに、王阮亭池北偶談二十二。唐章碣岳麓道林詩。靜聽林飛念佛鳥。按王得臣塵史。安陸有二念佛鳥一。小二於鸜鵒一。色青色。といへる此等の類にやあらむ。予此事を過し頃、浪花の蒹葭堂に語りしに、主人大に喜び、生獲せし佛法僧一羽取出しみせらる。又主人手錄せし禽譜といへる小冊子に、此鳥の事を記されて云、佛法僧は比叡山、また霧島高孫ヶ嶽にも、幽深の山中に間々居といへり。形鳩に似て大に、目大にして青色、嘴赤黃を帶ぶ。目の左右の毛赤く、足淺赤にして爪黑く、頭頰喉に至て黑く、右の赤色を以て頭頰の間をわかつ。喉下及翅羽の

端、皆群青色、頬より背及胸腹皆黑質にして綠色を帶ぶ。翅尾并に黑し。高野山に居るもの形ひえどりに似て小さく、指の前後二つに分つと、是をみれば、池北偶談の説によくかなへりといへり。されどその圖人は、その雄をいかにきゝらむおぼつかなし。陸次雲が北墅緒言にも、佛光賦云。蛾眉之上有靈禽天半器。選佛場中佛光時見。畧。至於方見有鳥來鳴。奇章麗質鳳羽鸞翎。一聲佛見清脆如鶯。觸耳樂人日異境隨呈云々といへる。韓軒小錄ニイヘル是ナリ。〔割註〕席上腐談。或謂。自呼其名者、鳴鵲有亦皆能之。豈特鴨與杜宇とといへり。下野州日光山には慈悲心と鳴く鳥あり。



文會錄に出たる佛法僧圖



芽窓漫錄
蒹葭堂
手贈佛法僧

文會錄は、戸田旭山といふ者、寶暦十年藥品會をなして、其品物を錄したる也。大さ鳩に似て少し長く、雄は嘴脚朱く、首より胸に至り青黑く、腹背及び翅本皆濃綠、翼と尾黑色、雌は淡綠、嘴淡褐色、首うす黑く、頂より背に及ぶ翼みな淡黑の中に濃き斑文あり。喉下より腹に至り白くして黑點有り。

吉野拾遺　隆資卿

くわん幸となくや吉野の山がらす
かしらも白しをもしろの夜や

但し是ハ烏鴉ヲ言ニヤ





寄史曾要
河琳益好華
御法僧

おもふに此圖寫本
に勝れるなるべし

○深山からす
嘴ウスエンジノリ
眼ウス青
羽翼背上共ニ
ウスズミヤマドリ
惣腹ウス紺青
尾濃ウスミヤマクマ
目も同前
頭中ズミ
ハシノ先リウスズミクマ
足エンジノ
ヅシマヤエンジ

四五月の頃に啼。新宮の山中にて、予も其聲を聞けり。中禪寺などには居らずとなり。形ひえどりの如くにして、羽は鼠色、尾長く、嘴と足と黄也。聲高く末を長く引て鳴。これらも早く人にしられなば、歌詠などにも入るべきを、都に遠きみ山に居ればなるべし。又獸にも奇しき鳴聲のものあり。雕菰餘聞、貔貅産二醜嶋一。自二木皮殿一以上。林木間有レ之。形類レ犬。黄質白章龐贅狉䮍。見レ人不レ驚。羣犬常侮レ之。其聲似二念佛一。非二猛獸一也。予按。毛詩陸疏云。貔似レ虎。或曰似レ熊。一名執夷。一名白狐。遼東人謂二之白羆一。與レ此差異。といへり。伊藤東涯のいへる如く、人のきゝなしにて、佛事を講ずるあたりには、その語にきゝなす事もあるべく、又念佛の聲をきゝならへる獸は、其聲を學ぶもあるべし。こゝにても念佛のまねする犬など、常にある事也。〔みやまがらすは、本草啓蒙に、一名嶽がらす、即山烏、一名鵜といふもの也。深山に非ざれば居らず。大さ鴿の如くにて肥、頭大に黒く、頭より背及胸腹皆黒くして綠光あり。翼は青く、風切は黒し、尾微しく長くして黒し、目大にて青く、嘴大きにして赤色微黄、目のめぐり及左右赤色、脚淡赤色、爪黒し、俗に佛法僧といふは非也。佛法僧は嘴小にして、身も鴿より狹痩自別なりといへり。

○鵲

文化八年辛未の事也き。淺草安部河町なる高田派一向宗の稱念寺本堂の屋の上に、鵲巢を營む。此鳥これまでは、同處之旅籠町松平西福寺の屋のうへに、年來巢を造り子を育せしが、いかゞしけむ此處に移りたりしが、その年十二月十一日の夜、その邊より失火起りて、西福寺は寺中の小院までも延燒に及べり。鵲の巢をかへしはこの故とこそしられたれ。おのれ折ふし博聞類纂を見ておもひ合せし、其書卷二十雜占門に、鵲忽移レ巢。舊巢處必有二火災一といへり。これにていよいよ其鳥の頗る靈なる事を覺ゆ。されど翌年壬申十二月二十二日、稱念寺本堂の屋背に、鵲一羽嘴を瓦より内の椽横まで深く突立て、拔得ずして死たり。これ鵲などのかれが伏せる卵をとらんとしけるを、突かむとのあやまちたらむといへり。一

且火災を知りて逃れしはかしこけれど、か丶る死に逢ふことはまぬかれがたし。其寺にこれを埋めてしるしの石など建たり。

○鸞

異國より來れる鸞羽あり。予も一莖をもたり。長サ一尺四寸許、廣サ二寸五分、茶褐色にして白く、微し黄ばめる圓き斑文ならびたり。これを青鸞といひて、羽の小きをば羽箒などに作れり。本草の學者に尋ぬるに、鸞は鳳の屬なり。此羽は鸞のうちにて青鸞といふもの也といへり。按るに、廣東新語卷二十、青鸞條下、青鸞即鳥鳳。狀如二喜鵲一、色紺碧。鬂頭有レ冠。類二雄雞一。尾垂二二弱骨一、各長サ一尺四五寸。及レ抄歸在二尾羽一簇一、若二垂旄一、而兼二翟一、然鳴聲清越。悦二惚笙簫一、度タリ曲。妙合二宮商一、又能爲二百蟲音一といひ、又秘傳花鏡に、鸞乃神鳥也、形似レ鶴而稍小。首有二長情一。其羽毛純青。則人家常有レ之。惟五彩者不レ易レ得云々。あるを見れば、全身青色なる故に、青鸞といふとみえたり。何ぞこの羽の如く、茶褐色にて白斑あるをしかいふべき。こは五彩なるものは得がたしといへるによりて、是を青鸞なりといふなるべけれど、純青といへるものに、か丶る羽の雜りたらんはいかゞ。又異國より是を青鸞といひて渡せりともいへり。〔割注〕異國より名を何といひてわたせるものに、其名とたがへるものすくなからず。是もおぼつかなし。人情珍奇を好むものなるに、めづらかなるをおきて、世に多かる物の名をつけて、おこともなからもなし。もし是を青鸞といふ、實ならむには、花鏡の說はかならず誤なるべし。されど花鏡に、人家常有レ之といへれば、さばかり多きものを誤りみとめんよしもなし。

聖賢圖像



世に朝鮮板と稱する古今聖賢圖像一卷あり。むかしこゝにて明板を翻刻せしにや知るべからず。典籍便覽に、紹興郡學有二已刻一古今聖賢圖像一。凡百二人亦有二牴牾一者。唐文皇虯髯遶レ喙。天下稱爲二髭聖一。今本虯而不レ抑。明皇日細而長。今作二巨目一。梁武晩節一短瘦老公。而今狀偉甚。隋文以二魁異一驚レ世。而今特細瘦。文中子鬚下垂至レ腹。見二其書一。今微鬚而短。蓋古人之跡數傳至レ今。自不レ能レ無レ異耳。といへり。彼原本はこれと知られぬ。今その圖を出して此說に合せみるに、唯唐玄宗のみ范泓がいへる處にかなはず。唐明皇かくの如く細目なるに、今作二巨目一といへるは、此本と異也。その外はいへる處のごとし。〔割註〕爰に寫し出しは縮圖也。本書は頭の大さ二寸五分許、その上に冠あるなり。」

〇義　經

新撰佐渡風土記に、山本兵衛尉義經流罪之事の條、〔割註〕東鑑治承四年十二月十日記に、去安元二年十二月晦日配二流佐渡國一云々、のよし見へたり。」今世に源九郎義經の事を、向ふ齒そつて猿眼と申傳へ侍りぬ。源九郎が事にあらず。この山本兵衛尉義經の事といへるは、據なき不稽の說なるべし。長門本平家物語、其他も向齒そりたることをいへり。

義經記七卷三の口の關とほり給ふ事の條に、色も白くむかばのそりなどしたるものをば、道をはすぐにやらず。判官殿とてからめ置てきうもんしてぞひしめきける云々。笈さがし草に、直江の太郎が申やう、はうぐわん殿と申は、せいちひさく色白く、むかふばそつて猿まなこ、赤ひげにましますとうけ給はり候と云々。これ實傳なるべし。

又金うりに隨ひて從者となり、陸奥へ下ることを、〔割註〕平家物語下卷にみゆ。」謠曲などに傍り一作れるを、俗人はまことゝ心得あり。これも右の長門本平家物語には、米を負ひ從者となりしといへり。それは實錄ならむ。〇また安宅關にて辨慶に打たれしといふ事、似たる事あり。宋書六十三、王華傳に、恭檄レ廞起レ兵之際。多レ所二誅殺一。至レ是不二復得一已。因舉レ兵。以レ討レ恭爲レ名。恭遣二劉牢之擊一レ廞。々敗走

云々。華時年十二。在軍中與〓相失。隨沙門釋曇永逃竄。牢之搜覓華甚急。曇永使華提衣幞隨後。津邏咸疑焉。華行遲。永呵罵云。奴子怠懈行不及我。以杖捶華數十棗乃不疑。由此得免。また草廬雜談に、南史を引て云、雍州刺史袁昂、顗之子也、顗敗藏於沙門、將以出關、々吏疑非常人。沙門杖而語之遂免。と辨慶が義經を打し計に同じといへり。

晉書符融傳。京兆人董豐妻。夜爲賊所殺。妻兄疑豐殺之。送豐有司。豐不堪楚掠。誣引殺妻。融察而知馮昌殺之。於是推檢獲昌而詰之。昌具首服曰。本與其妻謀殺董豐。期以新沐枕爲驗。是以誤中婦。これ源度が妻の藤盛遠に殺されし事と似たり。紫芝園漫筆にも、はやく見出てしるせり。

○水鳥記酒戰盃　樽次底深が傳

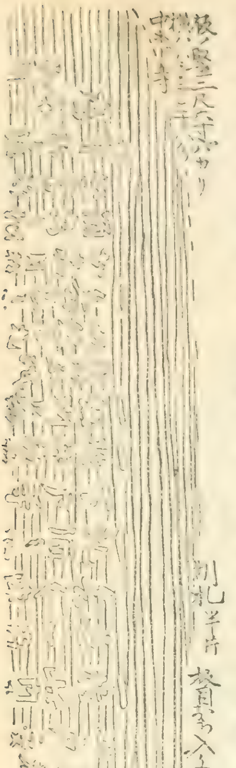
慶安の頃、地黃坊樽次と大蛇丸底深と、酒戰の事を戲れに記したる水鳥記二卷あり。〔板本一種〕樽次は伊原城春湖といふものにて、酒井侯〔雅樂頭〕に仕へ、〔割註〕茶道の由吉傳ふ。然れ共醫師といへる方に從ふべくや、水鳥記の趣是に近し。」大塚の郷にあり。底深と酒戰に利を得し事も、人の請によりてみづから著せり。小石川戶崎町瑞鳳山祥雲寺住僧は、酒徒にてありしかば、樽次死後十餘年にして寺内に石碑を建。〔割註〕是樽次存生に約せし故と聞ゆ。」正面に立像の不動を刻し、右に法名〔割註〕酒德院醉翁樽枕居士。」左に辭世二首。〔割註〕皆人の道こそかはれしでの山打越みればおなじふもと路。南無さんぽう數多の樽をのみほして身はあき樽に歸る古里。」臺石の蓮花の中に、延寶八庚申天正月八日とあるは、此碑を建し日なりとぞ。まことは寛文十一年辛亥四月七日歿す。駒込千駄木坂下日登山妙林寺に葬る〔割註〕江戶砂子に、谷中妙林寺とするは非也。」今妙林寺は天台宗となる。いかゞしけむ石碑なし。只位牌を遺せり。〔割註〕法名は信善院日宗といふ。」これには信善院[illegible]とのみあり。傍に地黃坊樽次是なりとしるし、又旁に施主伊原城七右衛門とあり。〔割註〕或云、七右衛門は春湖が子なるべし」て底深と異名せ

しは、大師河原の村をさ太郎右衛門といへるが、とをつ祖太郎左衛門が事也。底深が三男太郎次郎といへるもの、池上村に新田をひらき、これに住て邑長となりけるに、底深、後には太郎次郎の方に隱居したりしなり。これによりて池上太郎左衛門とはいひけるとぞ聞へし。太郎右衛門の家に、水鳥の記三卷、古き寫本にて、卷末に慶安三年五月と有り。又件の酒戰に用ひし大なる盃、また其頃設けたりし制札の半ば破れたるあり。〔割註〕又明和五年公より、苗氏帶刀御免ありし悦びに、酒宴設けたるに、此大杯を用ひし詞書なども有り。又この物どもをやごとなきかたの御覽ありける時のことにかけるなど添へたり。

其器物の圖書もの其のうつし、左の如し。

筠庭主人云、水鳥記アルニヨリテ、底深ガ名モ不朽ニ傳フ。サレ共此記ハ、彼ガ爲ニ恥辱ノ甚シキモノナリ。コレ所謂芳ヲ傳フル事アタハズ、臭ヲ遺スタグヒナルベシ。

○水鳥記ヲ按ズルニ、コノ盃ハ樽次ガ家ノ器物ニテ、制札モ彼ガ立タルナリ。然ルニ、池上氏ニコレアルハイカナル事ニカト思フニ、底深ガ病ニ臥セルヲ、樽次、コレガヤマヒ愈ン事ヲ藥師ニ祈リシカバ、本復シテ酒戰ニ及ビケルコトナリ。コレハ池上氏オモク病メル事有テ全快ヲ得タルハ、茨木ガ療治ニテモアルカ。サナクトモ酒友ナレバ、コノヨロコビノ酒宴ニ招カレ、此事ヲ戯文ニ作レトイハレテ書ケルナルベシ。池上ガ負ケタル事ト云々。其アツラヘニヨレル事ト見ヘタリ。





或云、この池上氏は成島氏の門人なりと云。しからばこの盃の物名の歌は、冷泉家の御作とおもはる。

○一錢切

上總國望陀郡眞里谷村に、天草山眞如寺といへるは、此國曹洞派總錄の寺なり。此寺の門前に禁榜あり。その條目の文に、門前百姓於二非法有一レ之者可レ爲二一錢切一事とあり。房總志料云、按るに、一錢切其義不レ詳。清正記を考ふるに、太閤、清正へ給はりし高麗軍中の制札に、軍勢於二味方地一亂妨狼藉輩可レ爲二一錢切一とあり。戰國の時あされたき制と見ゆ。猶又考ふべし。或人云、一錢切といふは、犯人に過料錢を出さしむる事ならむ。切字は限りなるべし。譬へば僅に一錢持たるとも、その一錢限不レ殘取上るを、一錢切といふなるべし。此說は非也。房總志料にいへるがよし。按るに、是北條家の令條の禁榜なるべし。北條五代記、伊豆の國に新九郎高札を立る。上略。以來年貢五ッ取所をば一ッゆるし、四ッ地頭おさむべし。此外一錢にあたる義也とも、公役かくべからず云々といへり。一錢切は一錢にあたる義なりとも、非法はゆるさじと也。信長記卷一、信長卿は淸水寺に在てけるが、於二洛中外一上下みだりがはしき輩あらば、一錢キリと御定有つて、則柴田修理亮。略。彼等四人被二仰付一ければ、則制札をぞ出しける。禁制、一、當手之軍勢亂妨狼藉等之事云々。右條々於二違背之輩一者、可レ被レ處二嚴科一者也。仍如レ件。永祿十一年十月十二日と見へたり。これ軍中の酷禁と聞へたり。鶴林玉露に、張乖崖崇陽の令たりし時、一吏庫中より出るに、其鬢の傍巾の下をみれば一錢あり。詰レ之則庫中の錢なり。乖崖命じて杖にて打しむ。吏勃然として云々。一錢何ぞ此の如くせむるに足む。爾今かく我を打といへども、我を斬む事は能はじ。乖崖これを聞て筆を援て判斷して云、一日一錢、千日一千錢、繩鋸レ木斷、水滴石穿といひて、みづから劍を取て階を下り、其首を斬れり。崇陽の人、今に至る迄是をいひ傳ふ。蓋五代以來軍卒ども將帥を凌ぎ、胥吏は長官を凌ぐ。其餘風此時いまだ除かず。乖崖がこの一事それ故也。一錢のためにはあらじとなり。また東鑑五十一卷、弘長三年九月十日、切錢事有二其沙汰一。近年多以出來之由有二其聞一。自今以後背用二切錢一事。可レ停二止之一云々あるは、錢の兩廓をすり取し事にて、件の事と異也。

○昔物がたり

白痴なるもの、人の許にて團子を喰ひて家に歸り、其ことをいはむとするに、團子といふ名を遺忘れて、妻に問へども通じ難く、憤りて妻を打たゝける話あり。按るに、續狂言記岡太夫聟といへる狂言、よく是に似たり。其趣は、はな聟むこ入して、わらび餅をふるまはれて其名を知らず。舅に尋ぬれば、それは蕨もち也。女も仕やうを知て居れば、いひ付てこしらへさせよといふ。聟よろこびて家に歸り、其よしいはむとすれども、餅の名をわすれ、妻に問へども分りがたく、果には大腹立て、妻の手を敲きけるに、扨もいたや〳〵、しどんのものうさはわらびひとの手をとるといふが、此ことであらふといへるを聞て、やう〳〵蕨もちをおもひ出せる狂言なり。〔割註〕是は白氏が野相公草春詩にて、和漢朗詠集に出たる、紫蕨嫩蕨人擧レ手。碧玉寒蘆錐脱レ襪。といへる句をもて作れる狂言也。但し嫩字を楓とおもへるにや。作者の誤なり。〕さて件の童話は、全くこれより出たり。〔〕又おのれ稚き時、乳母に聞きたるおとしの話あり。猿丸太夫、鹿の鳴く聲を聞むとて、山駕籠に乘て奥山にゆく〳〵、駕籠昇紅葉をふみ分け行ほどに、石につまづきて倒れければ、ぬしは駕籠より轉び落て、腰骨をしたゝかに打ければ、痛さをねんじて塵うち拂ひていふやう、猿丸なればこそかくてもあれ。もし河原の左大臣ならましかば、粉の如く碎けなましとぞいひける。〔割註〕かやうの物がたり、古き草子にて見しとおもへど今わすれたり、此事文類聚などに引たる、晉書石崇傳の故事に似たり。其文曰。石曼卿善戲。嘗出。御者失レ馭馬驚。曼卿墮レ地。從吏遽扶掖昇レ鞍。曼卿曰。賴我是石學士。若瓦學士豈不二跌碎一乎。これらは必しもこの故事によりて作りたるにもあらず。おのづから似よりたるなり。

室町殿日記十九卷、桑山法印の云、蜷川新右衛門年頃深く、おもふ女房のかたへ、文つかはしける其端書に歌よみけるに、使とり違へて本妻のかたへ屆ければ、女房よみて京へ返しける。蜷川のそこの心のあさければこひし〳〵の數は見へける。その後新右衛門、又古郷へたより次に返し、おもふかたあまたありその濱千鳥ふみたがへたるあしもとをみよ。こは傳への誤なるべし。醒睡笑五卷、周防太守大内殿の北

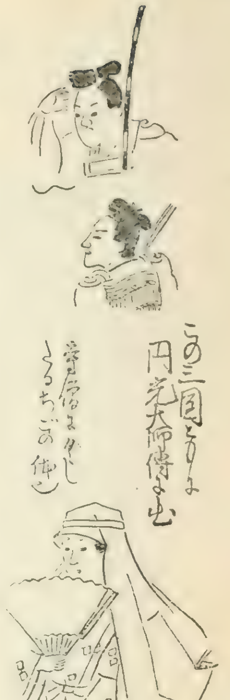
の方在京の程、ある内にふみ二つのぼせり。御臺へのをばとりちがへて、おはなといへる女房のたちへやり、お花のをば御臺へあげ參らせし時のかへり事に、おもふかた二つありその濱ちどりふみちがへたる故とこそ見れ。〔割註〕可笑記卷五、むかし九州おほちの御前と申みまそかりけり。御つまの義隆公都へ登り給ひぬ。其頃義隆公いとをしく思して契り給ひける女の、近き處に有けり。おほち御前聞し召て御文あり。おくに、身をつみて人のいたさぞしられける戀しほりせば戀しかるらん。貞女のためしに申つたへたりとある又異也。〇武者物語に、古き侍の物がたりに、大内義隆公の忍びてかよひ給ふ女房あり。彼かたへ御文をつかはさるゝに、御つかひうけ給はり損じ、御簾中へもて參る。御臺此文を御覽ありて、後女房のかたへあそばして贈り給ふ。頼むなよ行末かけてかはらじと我にもいひし言の葉のすえ。その後義隆公へもかくの如く遊はして贈り給ふと也。おもふ事ふたつありその濱千どりふみちがへたる故とこそみれ。前の歌末の字二つ有。誤有べし。〇眞田增譽といふ人の輯めたる明良洪範といふものに、大坂陣の時、紀州侯の士に矢部虎之助といふ者、大位牌の立物に、一首の歌を書。咲ころは花の數にもたらねどもちるにはもれぬ矢部虎之助。云々の物がたりあり。是は大坂御城に友田金平が鑓あり。柄は無之て、中心に和歌一首彫付たり。鑓長二尺八寸計、中心五尺五寸計。いつの日のいつの頃ぞと思ひしにことしのけふの今にとゞまる。有ときは花の數にはあらねども散にはもれぬ友田金平。此こと進藤夕翁といふ人、安澹泊に贈れる書翰に見へたり。作の物がたりは是をまがへたり。〇古歌に似たるうた、芋窓漫錄に、石川丈山比叡のたもと一乘寺村に詩仙堂をいとなみて隱れし時、わたらじなせみの小川の淺くとも老の浪よるかげもはづかし。此歌、人口に膾炙して千載の絕唱といふ。されども是に似たる古詠あり。後拾遺集旅部に、前大僧正隆辨、七十の年ふるまゝに鈴鹿河老のなみよるかげぞかなしき。といへり。これらを似よりたりといはゞ、古歌にもその等類あまた有べし。古學和歌集は仁齋が歌なり。其中に、あはれよのひかりともなれさよふけてかすかにてらすふみのともし火。人がらに似つか

はしき作也。おもふに此歌新葉集に、後龜山院御製。あつめては國の光となりやせむわが窓てらす夜半の螢は。とあるによく似たり。そも又しらずしてよみしなるべし。

○古年童

圓光大師傳第十三、興福寺の古年童は、上人清水寺にて論義の時、念佛をすゝめ給ふを聞て、歸敬渇仰の餘り、やがて發心出家す云々。その裏書に、古年童は彼寺東金堂七日の行ひの時、手水湯をわかすもの也。此役者になれば、諸の公事をゆるさるゝ故に、望みて此業に入。然間奈良中に古年童と云者ある也。見聞。是興福寺に不レ限。諸寺に有レ之。古年は代々の義、童は下僕をいへり云々。南都傳說とあり。安齋云、古武家の俗語に、重代の鎧をコンネントウと云は、古年胴なり。コンネンは古年にて、ふるきをいふ也。もとは寺々の古年童より出たる詞なるべしといへり。圓光大師繪傳に、南都衆徒の中に兵仗を帶びたる童おほくみえたり。幼き童にはあらず。是古年童なるべし。またすぎたるわらはにて、見めとし經たる也。軍物語などに、わつぱには誰々などいへるもこれならむ。其内には左那丸等が如き勇猛なるもの有て、それらが傳へたる武具を、こんねんどうといひしなるべし。安齋の云、鎧のかたに闘といへるもいかゞながら、どうの音かなへり。太刀かたなには、たうの聲清濁異也。もし其他の物ならんには、どうの聲になかるべし。わつぱゝ童の急呼にて、つよく唱ふる事、古年童の如し。武夫の詞と聞ゆ。また今も彼五郎丸、牛若丸などの繪をみるに、首に衣をかつげるは、ことさらに女に出立しにはあらず。もとより小童は女の如くきぬかつぎせり。左の圖をみて知るべし。童が髪の結ぶりは、軍中の裝なる故にはあらず。其頃ちご喝食に限らず。常の童も平生この儀に髪を結びたり。おもふに是今の女子の髪のしまだなり。されば島田とかくは假字にて、しまだはしめたわの轉なるべし。しめはしめたにて緊急也。たわは手輪にて、今いふ曲の事なり。もと撓の義にて、山のいたゞきなどにもいへるを思ふべし。髪にたわといへるは、源順集、又金葉集などに歌あり。また宇津保物語の詞などにもみゆ。是等は髪に

曲りくせの出來るをいへり。



ワラハヲワツパト云モ、ツヨキヲ好ム呼ヤウ也。源平盛衰記十一條、ヲトル、靜憲法印ガ兒童皆石皆鶴、初メ熊野ノ僧積金房ガ兒童ナリシガ、皆石ハ五十餘人ガ力アリ。弟皆鶴モ劣ラズ有也　靜憲後ニ元服サセテ、兄ヲ金剛左衛門、弟ヲ力士兵衛ト改名ス。又市夜叉、瀧夜叉ト云ワラハアリ。二人ナガラ二十人ガ力アリト云リ。

曾我物語卷九、五郎丸トテ御レウノメシツカハル、ワラハアリ。モトハ京ノモノナリシガ、ヱイザンニチウシテ、十六ノトシシ、ヤウノカタキヲウチ、ザイキヤウカナハデトウゴクニ下リ、一デウノ次郎タゞヨリヲタノミタリシニ、タゞヨリ御テヲトテウタレ給ヒテ後、コノ若ニマイリタリシガ、クツキヤウノアラウマノリノガウノモノ。

○保夜

土佐日記に、ほやのつまのいすしといへり。いすしは、本草に出たる淡菜なり。主計式に、貽貝保夜ノ交鮨とみゆ、ほやは雨航雜錄に石勃卒とある是なり。九州に多くあり、筑前より例年江戸に獻上ありとぞ、奥州には春夏これを捕る、西國には秋冬あり。國によりて時節相違すとかや。播州姫路には、保夜に

かならずほやを食ふならひなりとか。江戸にもたま／＼あるは、いづくより來れるにか。予も是を食し事あり。其狀圓く口二つあり。色赤くして鬼貝ある事、沙噀の如く、その間に紫色の龜甲紋あり。凡に根生て、石のうへにつきたるは、草の生たるに似たり。うへの皮を剝ば中に白き肉あり。鹽酢に漬て食ふに、味も沙噀にひとし。寄生をほやといふ故、これにも其名ありとみゆ。能登にても多くとりて食料とすといへり。むかしは海つ物のかゝるたぐひをば、すしといひけるにや。枕雙紙に、名おそろしきもの、いにすし、それを名のみならず、見るもおそろしといへるは海鞘なるべし　いすしも此例と聞ゆ。



長サ二寸許

○土佐日記

土佐日記に、男女これかれゆあみなんどせんとて、あたりのよろしき所におりて行く。中略　ふねにのりはじめし日より、舟には、くれなゐこくよききぬきず。それは海のかみにおぢてといひて、なにのあしかげにことゞづけて、ほやのつまのいずし、すしあはびをぞ、心にもあらぬはぎにあげて見せける、といへる條、諸抄ともに分曉ならず。今按るに、男女ともに船よりおりたちて、便宜なる所にて行水なんどする事と見へたり。ふねに乘そめし日より、けやけき色なる衣とだに着ねば、海神を恐れ憚りてなり。この日記は、女のかけるやうに物せるにかなへり。〔割註〕今も海上ゆく舟には、かゝる忌事多し〕何のあしかげにことゞづけては、海上にていみじく怖れつゝしみしかど、船岸邊によすれば、さり氣もなく打興じて湯あみするは、蘆の蔭あればおそれなしとおもふにや。なにのはいかに也。〔割註〕今俗に、何の事ぞなどいふ意なり。〕ことゞづけては、今俗にかこつけになどいふ意也。ほやのつまのいすしすしあ

はて、〔割註〕是にても聞ゆれど、恐らくは、いずしの下、すしといふ文字、誤りて重なりしか。」これらの海鞘を、とりあへず湯あみし男女の陰し處にたとへて興ずるにや。鰒を女陰に準へし事もあれば、ほやを男根に比へんこと論なし。こゝは專ら女のかたをいふ。そはほやのつまのと、かの交鮮を妻の意とせるにて明らか也。鰒をよそへし事は、明衡が新猿樂記に、野干坂伊賀專之男祭。即鮑苦本舞。稻荷山阿小町之愛法。鰹破前喜。〔割註〕狐坂、京師在松崎北越北岩倉路。伊賀專は、もと狐の事なれども、こゝは媒の老女などをいふ。男祭は女に逢はんとて祭るなるべし。鮑苦本はあはびの介のくぼきを女陰にたとへし也。阿小町はおすめをいふ。阿はしたしむ言葉、小町は女をいふ。小野小町、三條の町などおもふべし。愛法は愛敬の法などにて、男におもはれむとて祈る也。「几」には、和名抄に宇世流と訓じ、說文を引て、以鎮押物也といへり。鰹破前はかつをぶし、破前とはその狀なり。和名抄に、玉莖を破前ともいへり。野干坂稻荷山は地名なり。くはしくとき盡さば、事繁く、且はこゝにえうなければ、たゞおほむねをいふのみ。」とあり。これ蘿蔔の二根にたとへしもの也。心にもあらぬはぎにあけて見せけるとは、腰高くかゝげしかば、心にもあらで藏しどころを人に見られたるなり。かの湯あみせし人々のかへり來るさまなるべし。〔割註〕さきに岸本椎園が、土佐日記標註を刻みしころの事なりき。この草稿を椎園にも見せ、また高田松屋にも見せ置たるを、人のみつるにや。今茲天保三年後言といふ草子三巻板のしつるは、姉ゝ奇談を學びて和學者を批評して、いとおかしく書なしたり。其中に、岸本椎園が土佐日記標註を難じたる條、全く予が此意なり。但異なる處は、何のあしかげといへる何は、河字の誤りなるべしと椎園がいへるをとれり。此しりうごといふ草子は、大黒當是の雇人にて、川崎源三千鳥庵琴彥といふものの也。平田篤胤が門人にて有ながら、篤胤をも草子の内に謗れり。其答書に鳥おどしといふあり。板行にはならず。是も同人の作なりとぞ。」

○水くゝる

古今集、〔秋下。〕千はやぶる神代もきかず立田川から紅に水くゝるとは。又古今六帖。霜の題、木葉みなから紅にくゝるとて霜のあやにもおきまさるかな。このくゝるといへる事を、契沖も潜る事といへれども、さては六帖の歌解がたし。又眞淵は絞り染の事とのみいへり。此二首の歌共に染るといふ事の縁なし。くゝるとのみいひては染る事にはなりがたくや。但し六帖の方は、くゝるとてといへるにて、まだ染ざる事と聞へたり。今按ずるに、くゝるといへる事、もとより何にもいふべき也。そのうへ水にくゝるといふは、今も田舍にていふ事也。四神地名錄に、豐島郡の記德丸村の條に、百姓の下說に、耕作せむなら冬田に水くゝれと云ふ方言あり。水をくゝるといふは、田に水を溜ておくをいふ也云々。古今集の歌は、散れるもみぢの紅にて水をくゝりとゞむるといへるなるべし。風のかけたるしがらみなどおもふべし。潜は洩出る事なり。泳をもよめり。日本紀に泳宮とあり。岡田挺之云、水くゝるといふを、古は淸で呼けるにや。美濃の泳といふ地名、今も久々利と書て、淸で呼ぶなりといへり。

○風見

千五百番歌合顯昭が歌、鈴ふねをよする音にやさわぐらむ須磨の上野にきゞす鳴なり。とあるを、六家抄、貞德などの誤りつたへたる事、又仁德紀の歌に見へたる、那耶波譬苦須儒赴泥苦羅齊とあるは、釋云、鈴舟、以レ鈴錺レ舟也といへるにて、驛鈴にはあらず。驛鈴は始て孝德紀に見へたれば、仁德帝よりは遙に後の事なり。これらの事久保之取蛇尾に說ありけり。されば顯昭が歌を、小倉問答に、鈴舟は鷹をつかふ時、鳥などへ鳥をやらじとて、舟に鈴をたてゝ沖を漕するなり。といへるを引て證とするはうけがたし。顯昭が歌、鷹狩の歌ともおもはれず。こはまたく仁德紀の歌によれるなるべし。さて古へは、鈴を諸物につけたる事多ければ、舟の錺にも用ひたらむこと勿論なれど、たゞ容をかざれるのみには有べからず。よりておもふに、鈴舟はかざきり、〔割註〕風見ともいふなり。〕風鈴などたてたる錯なるべし。

開元天寶遺事に、五王宮中各於庭中竪長竿、掛五色旌於竿頭。旌之四垂綴以小金鈴。有聲即使侍從者視旌之所向。可以知四方之風候也。とあるが如く、こゝにも風見に鈴を付たる事あるべし。〔割註〕今も佛家のはたには鈴を付る也。」舟にはわきて風見を用ふべき理なり。天工開物云、定風旗按插于海船桅。以示風者。一云否風旗。とあれども、これには鈴のことなし。今のやうに木にて造れる風見は、近き世より始まれるにや。物にみえたるは、中山傳信錄。官吏家有人渡海者。劉木爲小舟。長尺許檣帆俱備。著竿首立庭中。候風以卜。歸即撤之。また琉球國使略。中山竹枝詞に、小船高起半天中。一尺檣懸五寸蓬。渡海歸人當有信。竿頭昨夜是南風。註に、曰闔歸國。皆以南風爲候、とあり。此詩は徐葆光が作なれども、傳信錄に載せざる故、周煌恭拾遺して使略に出せり。此舟の形の風見は、こゝにて今專ら作るもの也。江戸にて人家の屋のうへに風見立る事、享保より多くなりし歟。救火の設、その頃そなはれり。享保八年町々火樓の製やう定めあり。其申渡の內、出火有之候はゞ板木にて爲知可申候。火之見之近處に喚鐘釣置、火之見番人兩人定置、風有之喚鐘鳴り候はゞ、壹人の番人は火之見へ上り可罷在候。殘る壹人は火之番上り候段町中へ爲相知可申候云々。ある喚鐘は、風鈴と聞へたり。今の半鐘にはあらず。またもろこしに護花鈴あり。こは花のための鳥おどしにて、農家の引板鳴子の類なり。

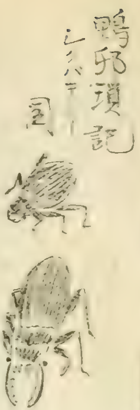
蛇の冑

文政四年夏日、ある人のもとにて異物を見る。津輕家士の所藏となむ。蛇の冑と名づけて記文あり。其略は、天明五年乙巳四月十三日、津輕之民小屋敷村太左衛門者。〔割註〕小屋敷村屬津輕黑石。則在治之西北一里許。采薪相澤山中。〔割註〕相澤村在黑石東北二里半計。山有稱七曲阪。行見蛻冑蛇云々あり。それをとりて傳へて、蛇の冑とは名づけたり。其狀大さ圖の如く、色は面黑褐色、裏は褐色なり。角并に下にある蝸牛角の如き物黑漆の如し。角も動かせば少し動く、蝸牛角のやうなるものは、

○蛇骨圖



前と横とに動く。眼は黄色なり。總て光澤あり。鼻の下の穴は口なるべし。背には穴なし。これを蛇の載き居たりといふは非なるべし。是全くわぶとむしなどの類の虫の頭なり。蛇それを食て、首ばかりを餘したるか。おぼつかなし。蝦夷地へ行きたる人の隨筆、澁江長伯蝦夷紀聞といふものに、異虫の圖をあらはして云、此二蟲ともに蝦夷の人、名づけてシクハヤリといふ。常にある虫にて、さいかし虫の一種なり。キリといふは虫の事なりといへり。件の蛇骨はこの蟲なるべし。圖は雌雄と見へたり。寫生描きにや。



〔をさき狐　玄狐〕

上野藤岡の人語りけるヲサキ狐は、もと秩父郡に限りたりしが、その獣ある家より緣者となる者の方へ、狐も分れて付隨ひ、はびこりて武州の内にも其家あり。是に依て聟を取、よめを迎ふるに、其家をよく糺す事也。男女に限らず、其家より來る者に狐も添て來る。早く離別に及べば事もなし。子出來て後は狐も永く離れず。此狐は四時の土用の節に、子を育する事鼠の如し。もし狐子を生めば、其家は離緣に至るとも、それに拘はらず、狐の子は其處を家として里へ歸らず。狐大さ鼠の如にて、毛色白く光あり。又斑なるも有〔一說〕斑は赤また黑も有るにや。「多く連りてありくものなれど、人に見ゆる事いと稀也。この狐ある家より怨なる人などあれば、やがて其人をなやませ、此方の惧み言を口ばしらす。此事往々あり。予もその付たる者を聞て物いひたる事あり。必ず其者の鼻下の際側まかれるもの也。又山葵を忌む。權盛ある人、勇猛の人を恐る。法者を頼み祈念によりてはなるゝもあり。取殺さるゝもあり。

狐ある家盛なる時は、ます〳〵よき事多けれ共、衰ふるに及びてはさま〴〵妖孽をなす。秉穗錄ニ、遠州ニテクダ狐ノ人ニツク事アリ。其人なま味噌を食して餘物を食せず。尾州にていふかまいたちと的對なりと云り。味噌を好むものにや。味噌樽うはべはその儘に有ながら、中をば皆食ひ盡し、空虚になす事などあり。當國にてはこれに付かるれば、秩父なる三峰權現より御狗を借來る。是にて免かる者といへり。○又同人、是も藤岡の人語りける。藤岡龍源寺といふ寺の藪の中に狐の穴あり。此狐、寺の下僕が夢に見へし事有て、六七年前より人々是を信じて、今は祠なども建て、參詣人常に絶へず。祠の後に神狐出現ありとて、夜中燈火を置き、其傍に食物を備へて待に、宵の間はよの常の狐出、夜深になつて白狐、玄狐、又は斑らなるも出くるとて、是をみむと詣づる人あり。予もこれが爲に、三夜つゞけて行きたれば、玄狐を見たりしかど、夜中故明らかには見定がたく、黒猫にやと疑はしかりき。然るに、當年〔割註〕天保三年壬辰なり。〕七月、玄狐の子死で、彼祠の邊にあり。其よし別當よりしらせこしかば、行て見るに、猫ばかりの大さして、全身及び爪までも黒く、總て狐の形狀ながら、尾ほそく短かきが腹は脹れたり。別當のいへるは、何か毒に中りて死たる歟。又は犬等に傷めるにてもあるべし。去年は子二ツ生れしと見へたり。おやは是より今少し大也。一ツは尾ふとく常の如し。一ツは尾ほそしといへり。玄狐は數百年を經て黒くなり。又形も小くなると聞傳へしが、是をみれば白は白、黒は黒、それ〴〵種類なはれるにやと語りぬ。按るに、續日本紀、元明天皇和銅五年壬子秋七月壬午。伊賀國獻玄狐。其伊賀國司目以上進位一階。出瑞之郡、獲瑞人、戸給復三年と有。後世狐を伊賀專女と稱するも故あるかな。清朝實錄、天聰九年十一月癸丑、有圖里特者、于西拉木輪河地方、獲黒狐、以獻上。黒狐爲長白山、進東海使、皆虎爾哈部落所出産。土人歳以進貢。非我國地方所出也。また順治十四年乙酉。東彝託科羅氏南岳等來朝、進貢花黒狐皮云々。などみゆ。花黒狐皮は黒斑の狐皮也。韃地よりは東方の地に出るなるべし。こゝには今松前に黒白斑駮なるがあり。また會津には灰白なるもの有といへり。黒狐

皮は蝦夷より來るとなむ。延喜式に、玄狐神獸也なども見へて、古はこれを瑞物とす。かの和銅五年九月己巳。詔曰。朕聞。舊者相傳云。子年穀實不レ宜。而天地乘レ禎。今茲大稔。古賢王有レ言。祥瑞之美。無下以加二豐年一。況復伊賀國司阿直敬等所レ獻黑狐。即合二上瑞一。其文云。王者治致二太平一則見。思下與二衆庶一共中此歡慶上。宜レ大ニ赦天下一云々。

コレ三州、遠州ニテ管狐ト見ユ。或人信州伊奈郡松島宿ノ孤村ニテ怪獸ヲ殺セリ。其形大サ猫ホドアリ。面ハ全ク猫ノ如ク、身ハ獺ニ似テ、毛ハスベテ灰色、尾ハ太ク栗鼠ノ如クナリ。誰モ見知レル者ナケレドモ、信州ノ方言ニ管ト言獸也ト人々究メタリ。コレ妖物ニシテ形ヲ人ニ見セズ、クダ付ノ家トテ、代々其家ニ付マトヒ居ルモノト云。三州、遠州ニテ管狐ト云ハ、至テ小ク、管ノ中ニ入ル故名付トハイヘドモ、實ハ其形鼠ホドアルモノニテ、慥ニ見タリト云モノ、三州荒井ニアリテ、能々聞シ事モアレドモ、此類ノモノイクラモ有トハ見エタレバ、管ニ入ノモ有ニヤ。然シ其管狐トハ別種ト見エタリト、嘉永ノ初刻セル尾張人ノ想山著聞ト云モノニイヘリ。然ラバ、信州伊奈郡ノ右ノ獸ハ、本草ニイヘル猫狸ノ類ト見エタリ。然レドモ、本草家ノ説ヲ按ズルニ、虎狸ハ尋常ノタヌキ、猫狸ハ猫ノ頭ノ如ク肉ニ臭氣アリテ食ノベカラズ。俗ニマミタヌキト呼、轉ジテマメタヌキト讃州ニテ云。猯ヲマミト訓ズルトハ別ナリ。京師ニ少シトイヘル猫ツラノタヌキ、容易ニアル事ヲ聞ズ。オボツカナキ事也。又本草家ニ、オサキ狐ヲ黄縣志ノ皮狐子ト云モノト云リ。和訓栞ニ、信州伊奈郡ノクダ、上州南牧ノ大サキ使云々イヘルハ、聞エタルモノニテハ有ナリ。黄縣志云、皮狐子色黑形小、巴狗多年者能魘レ人。俗呼爲二皮子一ト有。巴狗トハ番狗也チンヨリ小キナレハ、鼬ノ大サナルベシ。三州ノ人語リシニ、管狐ハ大サ鼬ノ如ク色黑、其後ニ又小キ耳ノヤウナルモノアリ。人ニ遇ヘバ手ヲカザシテ人ヲミルト云リ。又昔年高崎侯御領ニテ、狐ツカヒ刑セラレシニ、彼ガ使ヒタル狐ノ鹽ヅケヲ壺ニ入テ、江戸御やしきに來たる、親しく見たる人いふ。形状全ク鼠ト大小形色コトナル事ナシト云リ。彼

是考ヘミレバ、オサキ狐ハ管ヨリモ小キ物トミユ。

○河童

河童は本草溪鬼蟲附錄なる水虎なりとぞ。寛永年中豐後國肥田にて捕へたる河童の圖あり。原本は鍋島攝津守殿にあり。長サ一尺五寸計にかきたり。傍にしるして云。頭のさらに蓋あり。蛤などの如く打かぶり、深さ一寸ばかりあり。齒は龜の如く、おく齒上下四枚とがり齒なり。背色龜のごとし。脇はらに柔かなる立筋あり。是を執へ候へば動く事なりがたし。手足縮め候へば龜の如く、甲の內へ入る。手足の節うらがへしにも、前にも自由にまがる。尾は龜の如く一寸四五分のとがり尾なり。なま臭き事甚し



總體淡黑藍隈ドリ、足ニハ赭石ノクマ少シアリ。頭髮疎ニシテ赭石色眼赭トシワウノクマ、腹赭ぐミシワウクマ、鼻ノ尖リ赭石、

○

と有。按るに、本草啓蒙に諸州にこれあり。濃州及筑後柳川邊尤多。體粘滑にして捕へがたし。女青葉藤を手にまとへば捕やすし。性好で胡瓜及白柿を食ふ。白柿三つを食へば障といへり。蔴楷及その炭を忌み、蜀黍糕を惡む。若し人口に鐵物を加へ居れば、水に引入ることあたはずなどいへり。三歲ほどの小兒の如しとなむ。大和本草には、五六歲の小兒ほどゝいへり。又云、人と角力をとる事を好み、人に勝

事あたはずして水に沒して見へずなれば、其人忽ち恍惚として夢のごとく、家に歸りて病む。寒熱遍身疼痛爪にて抓たるあとあり。又人家に往々妖をなす。狐妖よりも甚しと見へたり。俗には遍身墓の疣だちたるが如くかけり。其さま胡瓜に似たれば、胡瓜を江戸の俗にカツパと呼ぶとおもへる者多し。さるにはあらず。明和二年露丸評萬句合、八重桐ハキウリズキカラ事起リ。トイヘルハ、荻野八重桐ト云俳優、中洲興行ニ、誤テ水死シタルヲ、カツパニ引レタリト云シ事アリ。彼が好む物なればなり。その故に是を河中に流す事などもあり。九州にてはさま／＼人に妖をなす事、その話多く聞ゆ。耳袋といふものゝに、天明元年の頃八月、仙臺河岸伊達侯の藏屋敷にて、河童を打殺し鹽漬にしたるを、其のあたり見たる者語りけるとて、圖を持來る人あり。その子細を尋るに、右屋敷にて小兒故なく入水せしが、怪しむ事有て、右堀の内淵ともいふべき處を堰とめて、水をかへほしけるに、泥を潜る事風の如く早きものあり。漸く鐵砲にて打留し由聞及びしと語りぬ。傍に在し人云、昔河童の圖とて見侍りしに、今この圖と少しも違ひなしといひぬと有て圖を出せり。其狀寛永中捕へたりと云ふ圖に能く似たれば、むかし見られしとあるは此圖なるべし。されば此物がたり虚ごとにや。

○芭蕉桃青が事

桃青江戸に來りて、本船町の名主小澤太郎兵衛得入、寶永六年十二月二十四日歿ス。〔割註〕卜尺ハソノ子也。卜尺ハ號。〕が許に居れり。日記などかゝせたるが多く有しと也。其頃の事にても有か、水道普請にかゝれる事見へたり。そのかみ神田、玉川兩水道ともに、町年寄支配なれば、彼がさやうの事巧者なりしかば、試みに差圖をはからはせしなるべし。役所日記延寶八年庚申歲六月町々へ觸れ書あり。爰に寫す。

綾ニシキ得入〔小澤氏師不レ知。〕卜尺〔長子ハジメ孤吟ト云。〕季吟門人。次ノ卜尺〔先卜尺ノ長子。〕現存ト云リ。又云、ハセヲ翁、東都ニ於テ始テ履ヲトカレシハ古卜尺ノヤドリ也。

覺

一明後十三日神田上水道水上總拂有之間、致相對候町々は、桃青方へ急度可申渡候。桃青相對無之町々月行事、明十二日早天に杭木かけや水上之致持參丁場請取可申候。勿論十三日中は水きれ申候間、水道取候町々は、左樣相心得可相觸候。若雨ふり候はゞ總拂相延候間、左樣相心得可申候。

六月十一日

また此下に、明二十三日神田上水道水上總拂有之候間、桃青方へ相對致候町々急度可申候。相對無之町々は人足に道具を爲ﾚ持、明早天に水上へ差出可申候。勿論明日中水きれ可申候間、町中不ﾚ殘可相觸候。六月二十二日とあり。是は先に雨ふりて總拂延引に及べるなるべし。

〔英一蝶 佛工民部

〔割註〕寶永五子三月十二日云々。民部同道七面へ參詣。谷中宗林寺番神堂ニテ酒給申候。田畠西ケ原へ參詣。夫ヨリ平塚明神之由ニテ小筒披キ、茶屋長三郎へ金子遣シ、王子月藏坊ニテ開帳有之云々。法智坊方ニテ料理馳走給申候。歸リノ節平塚茶屋長三郎處ニテ酒給。暮六ツ過歸宅など、民部ハ往々同伴シタリト見ユ。」

寶永七年庚寅日記、九月四日暮頃より右出帶刀方へ咄に參候。佛師民部輩、大場休知、山村淨閑、村山四郎次夜九つ過歸宅。同八年辛卯三月十六日〔割註〕此年五月正德ト改ル」暮より、樽屋新右衛門へ振舞に參候。竹內德庵、民部、一蝶、お留都出會。八つ半頃歸宅とあり。山村常閑は、木挽町歌舞妓芝居の座元山村長太夫なり。此時隱居して長太夫、名前は子に讓りて、おのれは常閑と稱せり。一蝶はそのかみ多賀朝湖と稱せし頃、佛師民部、村田半兵衛、三人ひとしく故ありて、元祿六年遠島に謫せらる。〔割註〕この說さだかならず。江戸眞砂の說も信じがたく、又龍溪小說などにいへるは殊に妄說也。大田南畝の話に、不受不施法華の故也といへり。さもあるにや。」寶永四年御赦によりて歸鄉せり。〔割註〕一說

に、元祿十一年より寶永六年迄、十二年の間諸居せりといへれど、予が家の日記寶永五年子三月十二日の處、民部が名見へたり。御赦にあへるは三人同時なるべし。朝湖は姓名を變へて英一蝶といひしが、民部などはなほもとの名にて有しと見ゆ。〔割註〕半兵衞も同じきにや。詳ならず。これらの輩、わかきほどは遊里に戯れ、大家の幇間ともなりしかど、さすらへの事の後は、昔の如き事あるべくもあらねど、そのかみより知己の家などの酒宴に招れて、やみがたきあたりには出會せしなるべし。其頃の酒席には、酌取女といふものなく、唱ふものは瞽者のわざにて有し也。彼日記にお留都とあるは、三弦をならす盲法師也。民部は石町に居たりとぞ。〔割註〕江戸眞砂に、村田半兵衞は本石町三丁目に住めりといへれば、近隣なるべし。」一蝶もと、呉服町一丁目新道に住ひしが、配所より歸りては、しばしが程深川長堀町に居れり。其後また舊宅のあたりに歸住せしにや。靈岸島〔割註〕越前侯屋敷門前ノ處、多賀屋半藏ト云ふ材木屋、我ガ隣家ニ住シタリトナム。一蝶本姓多賀、此商家モ多賀ヲ家號ナレバ、ヨシミモアリシカ。多賀屋半藏家、文政ノ半ノコロニ衰ヘテ、縁者ナル奈良屋〔義左衞門ガアト〕ガ分家奈良屋五郎兵衞ト云モノ、八町ボリ五丁メ横丁ニ住セリ。此者半藏ガ跡ヲ引請ケ材木屋タリ。奈良屋ガ跡モ零落シタレドモ、木小地面ニテモアリシカ。足袋屋トナリ、家守役ヲモトメ居レリ。此アトヲモ有ノ五郎兵衞ツギテ商賣シタリシガ、是モ其店ヲバ見エズ。傳屋三右衞門ハ木原店普近キホトリナルベシ。」一蝶畫四季ノ繪の跋、それ大和繪は、そのかみ土佐刑部大輔光信がすさみに、堂上のうや〳〵しきより田家のふつゝかなるさま、岩木のたゞずまひ、やり水のめいぼく、是にはじまりて、また〳〵流れ、予がごときつたなきまで、これをもとゝす。近頃越前の産岩佐の某となむいふもの、歌舞白拍子の時勢粧を、おのづから寫し得て、世人うき世又平とあだ名す。久しく世にもてあそぶに、又房州の師宣といふ者、江府に出て梓におこし。こぞつて風流の目をよろこばしめぬ。此道予が學ぶ所にあらずといへども、若かりし時、あだしあだなみのよるべに迷ひ、しぐれ朝がよひのまばゆきを厭はざる頃ほひ、岩佐、菱河が上に立む事を思ひ

て、よしなきうき名のねざしのとりて、はづかしの森のしげき如く、御ともなれり。さるが中にあたりて、謫居さすらへしこと十とせにあまり、はたとせに近きを、有がたき御めぐみのめでたきもとのみやこにかへりきぬ。或人むかしの筆の四時の戯れ書を、予に見す。この頃は心たくましく、眼に髪すぢを十筋に分ることわざも事足らざりけらし。しかしけふ世のありさまにくらぶれば、髪のつとえりを越えず。ふり袖大地をすらず。唯あまさかる田舎女の姿絵ともおもふべからむ。螢星うつり變りて此一巻を見る事、流島が七世の孫にあへるのためしに引て、かつはよろこびをそふる心ちす。これが爲に跋すと有。〔割註〕此文によれば、さすらへの間久しかりしとみゆ。又世にいふ所の官人女臈に似たる事の咎めも有しにや。一蝶が謫居の間、母妙壽尼〔割註〕一蝶は多賀伯庵といひし醫師の子也。には、友人横谷宗珉が家にやしなはる。一蝶歸りし後、正徳四年に身まかれり。宗珉か許に給仕せし女〔割註〕三河島百姓の女、後に柳川直政が妻となる。この物語に、常に一蝶來りて三四日程止宿せし。大なる法師にて顔にはもがさの跡ありし也、また宗珉は痩がたちにてよき男なりといへり。一蝶は享保九年正月歿す。享年七十三といふ。〔割註〕二本榎なる承教寺の内顯乗院に葬る。日蓮宗也。墓所一覧に、字は君受とあるは、法名の英受をまがへたる歟。〇柳川直政は柳川氏の祖政次の子也。政次は、横谷の祖宗與が弟子なる故、直政は宗與が弟子の如し。」

一蝶ハ近江産ナルベシ。按ルニ、江州ニ多賀氏アリ。朝湖ノ名モ、近江ノ人ナル故トシラル。淺妻舟ノ作モコレアル也。龍溪小說云、民部半兵衞ハ八丈島ニ流サル。南島雜話ニ三宅島ノ條、富賀明神本地藥師堂、十二神像一蝶ガ筆也。一蝶ハ此島ヘ流罪ニヨリテ、此外ニモ筆蹟多シトイヘリ。又同書八丈島ノ條ニ、宗福寺ノ藥師如來、大日如來ハ、法橋民部作トアレバ、コレ又民部コヽニアリシ時作リシナルベシ。

〔元祿四年日記、谷中感應寺、碑文谷法華寺、小湊誕生寺、悲田宗ト唱ヘ、御法度ノ不受不施ノ類ナ

ルニ依テ、御咎ヲ蒙ル事見エタリ。

紀逸ガ雜話抄、英一蝶、淺妻舟ノ畫賛ニ、傳聞、美濃國野上ノ里、近江ノヤ朝妻ノ江ハ、ソノカミ遊女ノハジマリシ所トナム。ワナミワカヽリシ頃、サヾ浪ヤ東ァフミニワタラヒ行テ、鍋ノ數ミシト名ダカク傳フ。ツクマノ古ヘナドナガメツヾケテ、朝妻ノ里ニモトメイタレバ、烟ウツマスラノ、四手ヒクスナドリノミニテ、ナニナマメキタルユカリモ、今ハ絶タルニ、ソノ隣ニ床ノ山ト言名トコロ、打ツヾキタルモエニシアリヤト興ジテ、一曲ノ章歌ニツヾリテウタカタ人ノ口スサビテシモ、今ハムカシ。

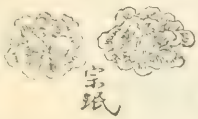
此アトニ通例アダシアダナミノ歌アリ。此端書アルハ稀ナリ。

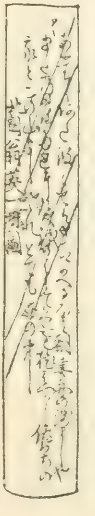
〔横谷宗珉後一乘牡丹　宗與　後宗珉淺右衞門　友武宗知　柳川直光傳附之　菊岡沾凉傳〕

金工名譜といふものを見しに、横谷氏の家に系を引て、宗與、宗知、宗珉とつゞけて、宗與は京都の産にて、江戸に來りて宗知が養子となるとあるは、いたく誤れり。元祖横谷宗與名は守信、[illegible]、京師の人、江戸に來りて後藤程乘光高が弟子となる。元祿三年庚午十二月十七日身まかりぬ。世に是を祖父宗與といふ。〔割註〕後にも宗與あればなり。其子宗珉はじめ宗知といへり。〔正徳年中、〕名は友常、俗稱はじめは長次郎、後に治兵衞といへり。薙髪して遯庵と號す。四十歳の時、始て彫刻の法一家を立、專ら英一蝶が下繪を用ふ。是に依て世に繪風を賞せらる。六十歳、享保十八年癸丑八月六日歿せり。淺草本願寺寺中等光院に葬る。其子宗知は世を早うせるによりて、弟子を養子として、是を宗與といふ。〔割註〕祖父の名を襲がしむ。この人長壽にて、安永八年己亥六月二十八日、享年八十にして終る。三子あり。長子は彫刻のわざ後には上手にならむと人々稱せしが、惜むべし若者となれり。倅は家督を續で宗珉の名を襲ひしが、祖父の名を汚せしまでにて、子もなく、天明六年丙午五月二十五日歿して家絶たり。三男を傳三郎友武といふ。却て一庵宗珉よりも、其わざ巧者なりし。此人本妻に子なく、側女に

二子ありしかど、職業賣なれば横谷の跡絶えたる也。はじめの宗珉が養子宗與は友貞といへり。横谷伊右衛門英精といへる者の二男也。此宗與が時は毛彫行はれしかば、是を學ぶ事精しかりし故、殊に毛彫は勝れて、名乘の字なども、先輩比類なしといへり。法名は旭菴照溪、後宗與禪定門と號す。其二男宗珉は一庠閑樹、後宗珉禪定門と號す。（祖父宗與が時は、檜物町に拜領地ありて住めり。御用を達し、弟子も多くありて昌へけるに、其子宗知〔割註〕後に宗珉といふ。〕出藍の能ありしかど、不羈にしてたはれ遊び、家地をもうしなひはふれさまよひ、淺草あたりなるある寺の門番やうの者となり。綺水の說をなして居ける。宗與が弟子政次是を尋ね出し、我家に伴ひ歸りて、諫め勸めて家職を復さしむ。爰に於て宗珉志をあらため、憤激して工夫をこらし、古來よりの彫刻のおもむきを變へて、別に一家をなせり。是より父の宗與が弟子ども、みな來りて其風を學びぬ。此時神田お玉が池の邊に居しが、〔割註〕宗珉が妹は、其頃豪富の聞へありし冬木といへる商家へ嫁す。宗珉此冬木より借財せし事有て、その償ひせむとて彫刻をなして贈れり。毛彫は殊に多かりし故に、後代迄も、其家にあまた所持せりとなむ。〇宗珉一たび和泉橋通りに、家よく作りて移り住しが、程もなくこの家類燒にあへり。或云、わたましのいはひする日に燒けたりと云〕

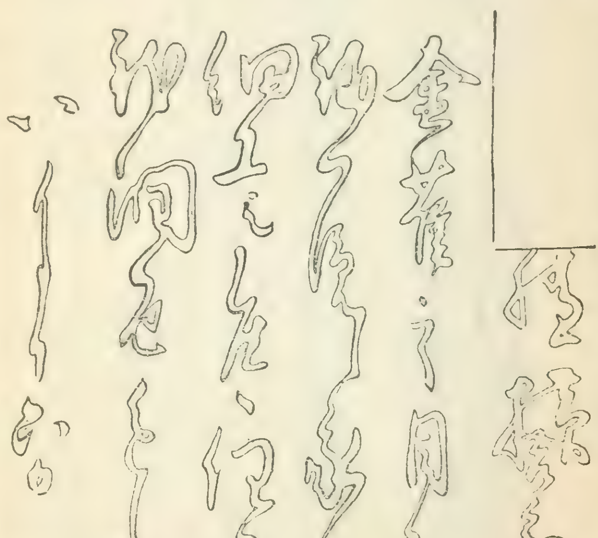
又同所富山町に移り住ぬ。〔割註〕類燒にあひしは、この轉宅の間としらる。〕宗珉と名を改めたる時、宗知といふ名は一子に讓れり。此宗知は放蕩にて不肖子なれば、人にもしられず〔割註〕新吉原日本堤にて、何者にか殺害せられしと也。然るを、かの金工名譜には、いかに誤りてか。宗珉を京師の人とし、宗知が養子とはいへるぞ。〔割註〕宗珉が昔宗知といひし時作れる物も多かるべけれど、人





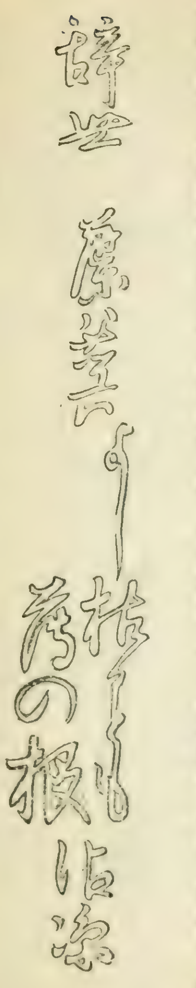
しらざるは、其頃迄は後藤の家風にて、いはゆる作風なれば、名などは絶てしるす事なかりし。〔一〕宗珉が作れる物世に名高きが多し。一輪牡丹は肉を飽まで高くして、いともつよく打出したれば、高低の間地がねいと薄くなり、花瓣ちぎれなむと思はるゝ程なれば、裏より脂を詰て固めたり。一具蟆がねの金目貫なり。奇跡考に出せる圖は非也。こゝに模しゝ圖もよしとにはあらねど、眞物をうつしたり。また淺妻舟の小柄は、すべて銀の四分一がねにて、表は人の知りたる柳の蔭に船ありて遊女が乘りたる圖。裏は四分一銀に、金と銀と二筋斜に入りたる上に、彼歌を毛彫にしたり。常に一蝶が繪を以て彫ものゝ下繪とす。昔後藤光乘は、狩野元信が繪を用ひて彫鐫せしと一般也。宗珉が子孫のもたりし、一蝶がかける蝙蝠の下繪は、美濃紙一枚にかはほり五つばかりあり。是も奇跡考に出たると異なり。〔一〕また金剛神の目貫は、殊に心を用ひて作れるにや。晩年の事なりしかば、度々駕籠にかゝれて、淺草寺又感應寺など、處々の金剛神を見ありきしと也。銅にて作り金にていろしたり。世に只二具あるのみ。一は有馬侯の珍藏となり。一はいづくへ行きたるかしらで有しが、あるおや船の船頭が手に入て、誰が作なるをしらずして、舟玉の神像を收めたる小き厨子の戸びらに付てむと思ひ、佛師の許にもて行てあつらへ置けるを、其頃歌舞妓役者中村七三郎〔少長〕折ふし佛師の許に來りて、其目貫の凡作ならぬを見て深く惜み、宗與が子傳三郎は知る人なれば、やがて此事を告て行て見せしむるに、果して宗珉が眞作なりければ、傳三郎是を新材木町山形屋某といへる材木屋、もとより刀劒の小道具を好みける者に物語り、勸めて買はしめたりとなむ。さきに有馬侯聞及ばれ、所藏の目貫と大小一具とせむとおぼして、高價に求めんとの事なりしかど、山形屋秘おきて賣らざりしとなむ。されど是をよく見し人のいへるは、有馬侯のは勝れて、山形屋なるは及ばずと也。また宗與が家に作りかけたるものあり。片しのみ打出したれど、かたしは〔割註〕コレハ職文ノ詞也。」延たる地がねに毛打したる迄〔割註〕毛打とは畫家のつき筆のごとし。」にて有しを、後の宗珉一庵うせて、妻なる者の緣者〔割註〕伊奈半左衞門家中の者とか〕に贈りたるを、菊

岡光之〔割註〕柳川直光が弟子也。」その毛打のかたを作りかけの如くにして一具とはなしぬ。〇宗珉遯菴は、下戸にて煎茶を好めり。又煙草を吸ふに、烟管のらうは、蘆を用ひて一度吸たるをば取替て捨たり。年老て臥具は常に釣夜着を用　元来性質少し氣儘なる男也と、是も直政が妻の物語也〔割註〕夜中ねざめに茶を煮さする事、往々有しなどいへり。」



〇直光が小傳を、その弟子の菊岡氏が需めに應じて書る事あり。因みにこゝに記す。柳川直光、小字利右衛門。本姓石田。奥州宇多郷中村人。父幸右衛門。以造刀劍之装具為業。直光承之。其質剛直、頗有識見。語人云。吾固為南郷事件匠。而恥終世名不稱也。寛延三年庚午來江戸。寄相馬侯藩。擇師從柳川直政。于時年十八。其老實帳直政之意。且所彫刻於門人中為巨擘。直政益嘉異之。遂養為子。嘗稱三左衛。〔割註〕直政俗稱也。」門人或妬之。先是直政無子。賛子直散亦夭折。爾後有一子。是為直春。直政之物故也。直春方八歳。蠢頑疎于事。直光盡力

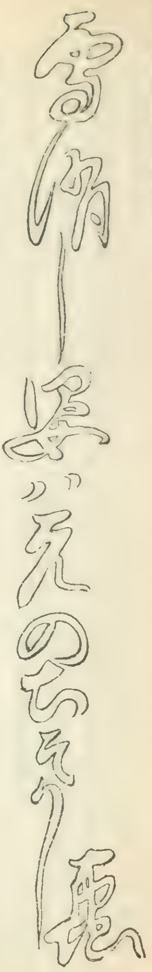
教之。以就其材。及成人則悉與家私。自避其居。因號一柳軒。生一女。以門生直時為婿。柳川氏於是為二家。直光能教不倦。門人多良工。就中飛聲四方者。菊岡光之也。直時久不隕家聲。尤稱精巧。直光晩年所造細密者。皆直時之代作也。直光從來嗜茶事。慕小堀遠州侯之風流。故號宗固。相馬侯〔樹胤君。〕保科侯〔正寛君。〕皆隨學焉。歿年七十八。實文化五年戊辰十二月十五日也。○光之は祖父の名を襲ひて沾涼と號せり。祖父は伊賀上野の人。飯束氏の子なりしが、菊岡氏の猶子となり、藤右衛門房行といへり。元祿年中江戸に來り俳諧を好み、内藤露沾公の門人となり。權下菴沾涼と名を改め、神田鍛冶町に居れり。數多著述の書ありて人にしらる。〔割註〕本朝俗諺志、諸國里人談、藻鹽袋、あや錦、百福壽、百花實、江戸砂子等なり。〕延寶八年七月生れて享年六十八、延享四年十月身まかりぬ。墓碣は淺草誓願寺にあり。男二人あり。兄を藤兵衛布仙といひ、弟を傳右衛門權左といふ。ともに俳諧をよくして、其發句ども沾涼が著しゝ書中に往々見へたり。布仙が三男光之は、即ち直光の弟子にて、彫刻に名あり。沾涼が墓前に、辭世の發句をしるして建たる石柱あり。これは後の沾涼光之が建しにて、短冊に出でたるを、石に刻せしは、字を大にうつしたるにや。今こゝに出しゝは、



いたく縮め模せる也。その石大さ四五寸角なる柱の如く、長さ臺石共に五六尺もあるべし。正面にこれを彫、右に短冊塚とあり。左傍に寛政八丙辰年十月下旬三世菊岡沾涼光行建之と有。墓碣には、

延享四丁卯十月廿四日
民德院南仙浩凉居士
超譽妙圓信女
享保五庚子三月七日俗名美保

かく誌せるのみ也。○布仙が肖像を光行畫きて、上にそれが辭世の短ざく、を



押たるが菊岡氏にあり。

○原富が傳

鴨郁瑣記原氏某は、岡安の門人にて、寶永の頃より三絃を以て鳴りたる人なり。ある日品川のある樓に行て、三絃の音當に變りたるを聞て、海嘯のあるべきをしり、其席を終らず一座の友を誘ひて急に歸りけるに、程なく大に脊潮して浪の爲に、その邊りの家ども流失し、人も多く損じたるよし、一時の技藝といへども、其妙に至りしを人々感じけりとぞいへり。又南畝、予に語りけるは、原富は原武太夫と云。〔割註〕もとの名は原富之丞とかいひしとなり。」御留主居番與力にて、牛込清水坂の邊に住めり。〔割註〕此地後尾州御屋敷へ御添地となりて入たりと云。」劒術をよくし、その性潤氣にして三絃を好み、妙を得て人にしられたり。其頃尾州の君の牽頭となりて、常に吉原に行きたり。其ころいまだ遊客編笠を着る事也しを、武太夫は此里に來るうへは、面を隱すに及ばずとて用ひざりき。余が十八歲の頃まゝ逢ひたりしに、七十ばかりの老人なりしとぞ。〔割註〕又或寺の住持は、此人の叔父なりしが、福僧にて死後百五拾金ありしを、他に親族なければ、執事の役人是を武太夫に收むべしとありし時、武太夫云やう、私かの叔父存生の内中よからず。今その金を受けむ事あるべからず。彼が弟子の僧に遣はされて、然るべく哉と申けるを、執事の人聞て、さても武太夫は只放蕩者とのみおもひしに、武士くさき男かなといへりとな

む。

〔筠庭云、此人斷絃餘論またおせゝ〔割註〕吉原と歌舞妓芝居の事をいへる草子なれば、表題には吉原芝居雜記としるせり。」といふもの各一卷を書けり。晩年に往事を思ひ出で記せる也。其書中に、いにし元文の秋三絃を廢棄せし由をいへり。〔割註〕書中に云く、予は相方せし者大勢あり。土佐節は土佐太夫虎之介。外記節はさつま源次郎、同左内、甚内、平太夫、半次郎。永閑節は小源太夫。半太夫節は古梁雲の梁雲、半十郎、初太夫、文次郎、先祖河東意教、双笠、蘭洲、榮析、二代目河東、三代目河東、甲良志摩、長崎屋平七。一中節は古一中、今一中、古三中、和中、仲太夫、國太夫を初め、數ふるにいとまなし。うたは中山小八、松島庄五郎、わけて朝暮手馴しは意教、双笠、榮析、二代目河東、さつま、左内、宮内、平太夫、古一中、古三中、今一中、今梁雲、此等はみな〳〵予が方に來り居、十日二十日又は三十日づゝも宿せし故、毎日語り合せ手馴し云々。三絃は平五郎、菱屋小左衛門、松村權之丞を初め、山崎源左衛門、源四郎、新次郎。一中ぶしは都原新六、手事はつれ川檢校。かぶき歌は羽山八郎左衛門、古喜三郎。かれ是たより三十年執行せし事は世に知るところ、然れ共、曾て手に入がたし。四十歳餘に及ぶ。此後追日發破就せざる事を思ひはかりて、元文のはじめひしと斷絃せしなり云々。」節は數多ありとみゆ。南畝は寛延二年に生れし人にて、十八九は明和三四年也。それより數ふるに、原武は元祿十年ころ生れしなるべし。然れば、寶永の語り正德元年に十五歳なれば、三絃の能世に鳴しはいまだ。猶高年にて有しか。但し世に知られたるは其後にて、〔割註〕享保中なる歟。」彼尾州の君、〔割註〕享保初め頃より、種々の事聞へて、元文四年終に御蟄居なり。」御全盛の風流やみなむとする頃ほひ、原武も斷絃せしなるべし。〔割註〕當時音曲の名人どもを、戲家に止宿せしめたる事なども、彼君の故なるべし。」原武を元祿十年の生れとすれば、享保十一年の頃三十歳ばかり也。此を準據として見れば、彼書の末に七十歲に近き身としてと有るは、寶曆の末、明和の初めに書きたる草子とみゆ。〕原武が風流さかりの世の風俗

は、昔合せ幾、ふと元結のこたひ付なるに、原武等は元結二寸程卷、まげは針打、大ばすに元ゆひかけ、地を引ほどの長小袖、緋ぢりめんの繻絆、えり袖口より一二寸出、羽織を着ず、長脇差ひとつ印籠笠や頭巾かぶる事なく、其身いづれも助六とおもふ出立なりしなど、みづからしるせり。〔割註〕放逸のありさまけしからずや。」

〔割註〕一ツ橋御家人畑山常操トイフ人、梅軒ト號シ、歌ヲヨメリ。話ニ云、今人歌ヲヨミ、テニヲハヨクシレリト思ヘ共、未シキ事ヲシラズ。昔シ原武太夫ト云シヲノコ、三絃ヲ妙ニ彈ケリ、ソレガ岡安某ニ、其ワザヲ學ビシコロ、風雨モイトハズ通ヒシニ、其ワラグツ岡安ガ家ニ積捨タル事夥シカリシ。コレハ其家ノ刀自、其志ヲ感ジ、イカバカリトテツミ置テ見セシトカヤ。コレハ其習ヒハジメノ事トミユ。サテ妙手ノ聞ヘアル頃、コレモ其時スグレタ彈手ニテ、岡安ニソレガ事ヲ聞テ、原武ガモトニ尋行テ相見ン事ヲ求テ、其業ノモノ語リシカレガ業ヲミント思フニ、ヤガテ三絃ヲ出シテ、先ヅコノ手練ノ聞バヤト言シカバ、何カ一曲ヒキタルヲ聞終テ云、イカニモ能手ナリ。サリナガライマダ調子カナハヌ處多シ。マヅテウシヲ習ハレヨト云ニ、肝ツブレテ餘リニモ人ヲウツケニシタル事云ゾト思ヒ、モハヤ其ガ彈ク處ヲ聞ン事オモシロカラズ、辭シテ歸ラントスルヲ、原武ヒタスラ止メテ、今暫シト云テ、他ノ物語リヲナスヲ、快ヨカラネバ今ハ止ムル共歸ラント思フ時ニ、原武云、サキヨリアナガチ止メシハ、コノ音ヲ聞セント思ヘバ也。今鳴ル鐘ノ響キ床ニ置ク三絃ニ應ズ。心付給フマジ。又ヒヾクベシ聞レヨト云時、果シテヒヾキ應ジテ、三絃ナレバ奇シク思テ問ケレバ、サレバサキ程テウ子ノ事ヲ申シヽ是ナリ。其調子其物ニ叶ヘバカク應ズル理リ也。コレ律ノ起ルユヱ也ト云ヘルニゾ。其物ハ汗ヲ流シテ恥ケルトゾ。此モノ物語、柳亭モ語リ、又外ニテモ聞タリ。其柳亭ニ先年云々ノ話アリシガ、何ニ出タルゾト尋ネケレバ、其時ハ柳亭ワレハ其話ヲシラズ。他人ノ話ナラントイヘリ。思フニ、コレハ此話ニ付テ、何カ予ガ難問セン事ヲ恐レシカ。又オモフニ、柳亭モ常操ガ話ヲ聞テ語リ

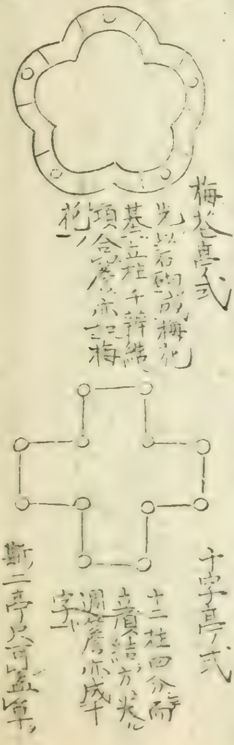
シナラム。」

○くやみぐさ

悔草といふ草子は、正保四年秋出板とあり。〔割註〕其後慶安二年としるしたる本も有。板は同じ。作者の名なし。淺井了意が浮世物語に、井上小左衛門何某悔草を作りて云々いへる是也。按ずるに、大坂記に、井上小左衛門四十四歳、元和元年四月道明寺へ鐵炮百預り、又兵衛加勢に出で討死すとあり。此説いかゞあるべき。又或説には、大坂籠城の諸人の内、井上小左衛門定利、嫡男次兵衛、父子共二條御城まで召出さる。今の新左郎が先祖也。二男瀬兵衛加賀家に仕へしが、後に黒田に仕ふといへり。これに據れば、此書は小左衛門老後にかける事諒すべし。書中〔下卷〕近年の浮世といへるは、寛永の末年なるべし。

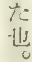
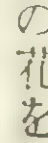
○亭　式

京師東山なる傘の亭、世に珍奇とす。されど漢土には、猶さまざまの造りかた有と見へたり。明の末に松陵の人、名は計成、字を無否といへるもの繪事に名高く、關仝制造が筆意を宗とす。ある時人の石を集めて假山を作るを見て笑て云、凡眞あれば社假は有たれ、假を用ひむ。其眞を用るにしくべからずといひけるに、其人わぬしさはいふとも、いかでかは其事をおし得べきといひしかば、やがて成梅觀といふを作れり。觀る者感じたり。是より其伎廣く人に知られて、名園ども人の需めによりて造れりとぞ。其式を書に著は



して園次と名づく。〔割註〕名園巧式奪天工と書名をいへるは、後人のかへたる題名なるべし。」其中に亭造式無レ定。自二三角四角五角梅花六角横圭八角一至二十字一。随レ意合レ宜則製。惟地圖可二略式一也。」とありて、地圖の處に梅花と十字の式を圖して云、諸亭不レ式。惟梅花十字。自レ古未レ造者。故式二之地圖一。聊識二其意一可也。といへり。圖は右のごとし。

○紋樣〔割註〕桔梗、イノ目、菱花、ハリギ、香草、波紋、衍波、楞蒲、立涌、ウヅラ皮、七寳ツナギ、龜甲、觀世水同、紙ヨリ。」

園冶門窗式の中に、種々の形あり。梔子といへるはくちなしの花がた也。本邦にはこの花などを物の形になぞらふる事なし、是等の形をば桔梗といふ。おなじ草木の花をもて形容をたとふるにも、おのづからたがひあり。今いふ麻の葉を、古くは辻といへり。此事別にしるし置けり。〔割註〕嬉遊咲覽にもいへり。麻葉の紋はこれとはすこし異なれども、辻といへる名は、是等をもなべていふべくや。○又同式の内、如意といへるは、三方臺などに付たる、いの目の狀に似たり。いの目は是等の形いづれもいふべし。眼象といへるも同じ、只窓の名也。〔割註〕穴を目といふは和漢[illegible]なじ。舊說に、猪の目として、猪は猛獸なる故、武具に是を用ふといへり。又或人は形いろはのい文字に似たりといへるは、事もなく覺ゆ。さて是を如意といはむは、名義もよろしからずや。○また園冶漏甎牆とて、瓦を組で間を透し、煉土にて固めたる垣を作る。其式をいへる處に、彼の梔子花の式を、幾つも重ねたるかたを畫きて、是をば菱花といへり。菱花とは八つ花がたの鏡の形とのみおもひしか、さばかりにもあらず。鉢皿などのはたの花がたなるを、下學集に桔梗皿といへり。古き俳諧などにもよめり、是を今人はハリギといふ。桂林漫錄に、其家兄周の說を擧て、ハリギといふは、花稜の唐音ハマリンの轉訛なるべし、菱花、稜菊花、稜の名武備志日本嗜好部にみゆといへり。但しノギは新撰字鏡に芒をよみ、和名抄などには穎を訓り。花稜のいらだつ故に、刺芒といふを約めた

るも知べからず。○また磚地式の中に此圖ありて、香草邊式用ニ磚邊瓦砌ニ。香草中或鋪レ磚。或鋪ニ鷺子。といへり。鷺子石とて、小をかはら、又は小石を鋪て作る、今俗ねりだんといふものゝ類、即敷がはら也。此紋波紋に似たれども、波紋式はかく畫けり。香草はこゝにいへる鶉皮の紋に似たり。また宋淳熙敕編古玉譜第五十三冊に、古玉衍波文佩璉圓徑六寸二分、厚サ四分、玉色淡碧、當璉丹赤。琢刻作ニ衍波相輪之形一。琱法精工。漢已前物也といへり。此衍波といへる紋、こゝにいへる立涌の紋なり。立涌といへる名も、雲水によれる名なるべし。又按るに、唐書〔四十二〕、遂州土貢樗蒲綾と見へたり。樗蒲は古への博の具なり。其形杏仁のごとしといへり。その綾の紋側かくのごとくなるべし。然らばおなじ文ながら、竪になりたるは樗蒲にて、横になれるが波紋なるべし。衍波とは水の溢れ進む形をいふ也





○又元人費著が蜀錦譜に、盤毬錦といへるは、こゝにいふ七寶つなぎなるべし。○むかしこに毬といへるは此形なれば也。また唐書などに、龜甲綾見へたれども、後世龜といふ事を諱る故にや。〔割註〕烏龜といふ事を忌むによりて。龜とばかりも嫌ふ。〕龜甲紋を六方といへり。○また



水の紋には俗に観世水と稱するものは、猿樂に用ふる扇子の繪よりいふなるべし。されど是もふるき紋と見へて、直幹中文の繪卷物の内に、障子の繪に書きたり。おもふに紙捻は紙よりなれば、附會してかんぜよりとし、彼家にて烏帽子の懸緒に用ひそめしなどいふと同じ。此水の紋卷水なるべし。然らば昔によみてクワンズイなどいはゞ、カンゼといふに近からむか。そは知べからず。唯この紋かきたる扇を、彼徒の用ふる故に、観

世水の名に流れたり。今はかぶき役者に流行を奪れて、霰の紋を市松といひ、其外傳九郎染、龜藏小紋小六染の類いと多し。是と同例にて昔と今と異なるのみ。〔割註〕著聞集十一和漢州ノ屏風ニハ、巻水ヲ書上ニ唐繪ヲカキ、下ニヤマトヱヲ書タリケリ云々アリ。」

○排　行

史館著話〔割註〕梅洞林㦤著寛文七年刻林春齋子也。この遺稿一巻にもたらざるを、春齋少し補ひ足して板に上せしなり。」曰。江以言遇二唐人一問曰。古集氏下用二數字一。或曰二某二某三一。或曰二某十一某十二一。其義如何。唐人答曰。是一家子孫列次之行也。譬有二一人一。其人有二三子一。則自レ嫡次レ之曰二某一某二某三一。其嫡子有二子五人一。則曰二某四五六七八一。其次男有二子四人一。則曰二某九十十一十二一。其三男有二子三人一。則曰二十三十四十五一。其嫡孫有二子二人一。則曰二十六十七一。如レ此嫡庶世々以二次第一稱レ之。限以二四十九一而及二五十一。則又稱二一二三一云々。今按。此言不レ知二其據一。然以言直聞二唐人一面諭。則可レ爲レ證乎。就想。蘇二。黄九。魏十六。韓二十八。魏三十六。劉四十之類。以レ此解レ之。則不レ勞二工夫一而其義可レ通。〔割註〕また崎允明が唐詩選の註にもいへり。今よくもおぼえず。」

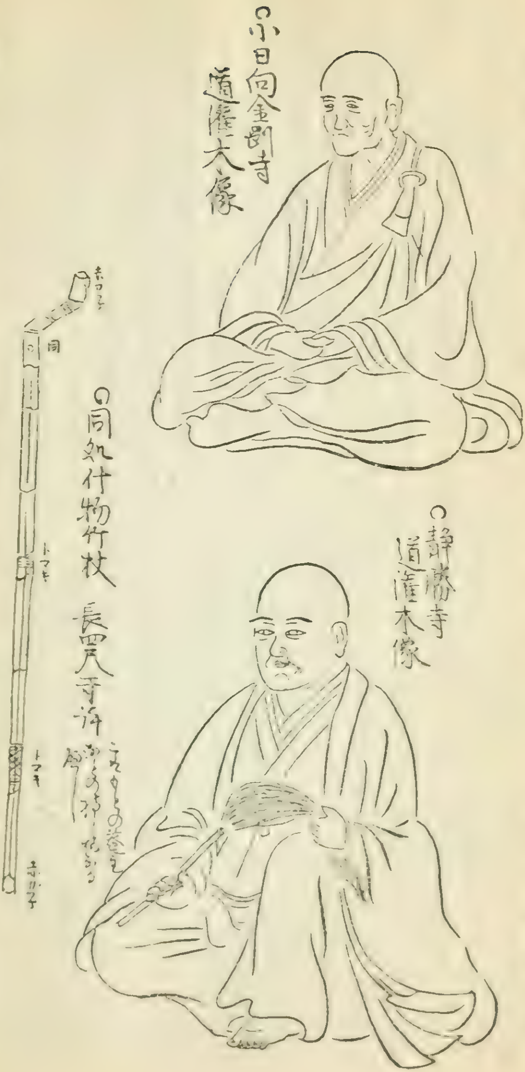
筠庭雜錄增補

○太田道灌

かゝるときさこそいのちのをしからめかれてなき身とおもひしらずば。此歌、道灌みづからの辭世にあらず。味方の侍治部少輔重賴といふ者、敵なかに入、からぬわかぬのゝ首をもて來て、心ばへのやさしき歌、ひとつ手むけにとすゝめければ、其首にむかひてよめる。重賴が返し、なき身とはたれもしれどもろともにいきはにおよぶ事をしぞ思ふ、と委しく慕京集に見へたり。安澹泊が白石へ贈れる書簡に、道灌辭世の歌は、全く武者物語に載られ候ものに御座候云々。室町日記に、道灌辭世の歌とて有レ之候。さも有べく被レ存候。眞僞混淆每事如レ此候。定て御覺可レ被レ成候。きのふ迄まよ〳〵もうそうを入れおきしへんなし袋今やぶりけり。へんなし袋、いか樣の物に候哉。思召當りも御座候はゞ承度候。白石答書に、道灌辭世の事に付、へんなし袋の事、只今迄心も付不レ申候處、御尋にて誠に上存レ仕候云々。いかにも事は酒飯袋など申如く、穀の事とは聞へ申候。雖レ然へんなしと申義無二覺束一候。當時も俗語に、へんなき事など申候。常の事に候。無用の事の如くにも申事に候哉。御尋に付一事存合候。眞備公の中に篠輪と申を、京にて一條家被二仰下一候には、へんぬりと申物との事に有レ之候き。さらば、へりと申を、京家の詞にへんと申候事と見へ候。然るに古き袋の裏に、旗袋に久きはさし袋と申物、至極の古物を見候事御座候。いづれも緣組にて口を括り候物にて、今のカマリと申も、これらの裏により候はん歟。へんなし袋は、緣なしの袋にて、用に立ぬ義にも可レ有レ之歟。たしかならぬ事ながら、存より候故申上候と有。武者物語は松田・築といふ者の作也、へんなし袋現身の事といふは、さもあるべし。緣なしの說は非なり。一休和尚水鏡に、本來面目をいふ處に、へんてつもなきものといへる是なり、離價などのいへる俗語と聞ゆ。文字は邊徹な

どにや、徹底の意なるべし。今俚俗にはヘンテコ、又ヘンチキなど訛りいへり。へんなし袋はいかにもあれ、是又靜勝軒の辭世なりやいかゞ覺束なし。〇また道灌狩に出てむら雨ふりければ、あたりの家にて簑を借りむといふに、あるじなきよし答へたる歌の事いひ傳へて書にもかけり。これは後拾遺集に、小倉の家に住侍りける頃、雨ふりけるに簑かる人の侍りければ、山吹の枝を折てとらせ侍りけり。心も得でかまり過て、又の日山吹の心も得ざりしよしいひおこせて侍りける返事に、〔兼明親王〕、七重八重花はさけども山吹のみのひとつだになきぞあやしき。これを誤りしなれど、建仁寺の永雄長老の新撰狂歌集には、ある人といひて、いまだ道灌とはいはず。歌は下句みのひとつだになきぞかなしきとあり。おもふに、いそがずばといふ夕立の歌の廣くしられたれば、これらにおもひよりていひ出しにや。又此歌も、慕景集に、細川勝元朝臣短慮不成功といふ目黎のつくりしことばなど、消息のはしに書付て、この心ばへをとひ給ひしかば、いそがずばぬれざらましを旅人の跡よりはるゝ野路のむらさめ、人しれぬ心のあだにいそぎてつかれてとやにふしゝばの露と有。〇四神地名録豐島郡の條、稻付村自得山靜勝寺は、太田道灌古城の跡、曹洞派の禪宗也。道灌の木像あり。長二尺計殊勝の像也といへり。久しきあとの事なりき。野遊びのついでおのれも其寺に行て木像并鐘の銘などをみて、此外に何にても古什物なきやと寺主に尋ねければ、二俣竹の枝を出して、道灌の遺物なりといへり。鐘に彫りたる文に云、武藏州豐島郡岩淵庄稻付村自得山靜勝禪寺、源三位頼政十世孫。太田備中守資清公者、壽考八十餘、明應元年壬子二月二日卒。法名號自得院殿實慶道眞大居士。資清公之嫡子。始名太田源六郎、後號左衛門大夫資長。公於此地下築城郭所構之舊基也。於城中臨池有臺觀。題靜勝軒。是灌公清心之定室也。資長然後入相陽。于時文明十八丙午曆七月二十六日。壽考五十五歲而生害。法名號香月院殿春苑靜勝大居士。則葬于相陽秋山上糟屋洞昌院。畢。而後城郭亦競荒爲名將陣跡。雖然幸有清水淨安僧。來於其跡結草庵改靜勝軒號道灌寺とあるのみ。正德五年としるして、此卷の草創、いつの頃か詳な

らず。また道灌の名持資を資長とあり。但し是は慕京集古本奥書に、資永と書きたるもみゆ。靜勝軒は此處にあらず。大城の舊跡なるべし。新井氏の說に、西城の昔の趾と見えて、船見山といふ處極て高くし



て、國府臺などは手のとゞく程に覺らる。此處なるべしといへり。事跡合考に、西丸は御入國以後に御取立也。今世西丸御休息の間、前の芝山古來より道灌の船見山と申傳ふ。又道灌當城在住の時の歌に、我庵は松原遠く海近く富士の高根を軒端にぞ見る。是又天下の口碑にありといへり。靜勝寺などは、皆

をかまへし舊地なるべし。また牛込金剛寺に道灌木像あり。稻付の像とはかはりて枯痩したり。江戸砂子牛込の條、小日向惠日山金剛寺〔吉祥寺末〕。開山用山和尙。太田道灌。文明年中建立。道灌の木像あり。又道灌菩提所は、岩淵の常勝寺なりと云。又駒込吉祥寺の條に云々、太田道灌開基御入國の頃は、第五世用山玄照和尙とあり。然らば金剛寺は、その世の開創にや。文明中建立といふは、本寺吉祥寺の事歟、紛らはしき書きやう也。且ツ岩淵なるは、即稻付の靜勝寺なり。常勝は非なり。又その處菩提所にはあらず。歌集を蘂京集といふは、居處の名、蘂京樓といへばなり。道灌の字或は觀に作る。ある年の夏、三緣山增上寺の御寶物共虫ぼしの折、拜見せし中に、增上寺音譽上人於二太田道觀之亭一よめる歌ありて、右三首は道觀自筆之記、太田備中守家傳之者也。天和三年林鐘日生譽靈玄書と有。懷紙一幅其儘寫し置く。

○翁草

共鯛といふ老人が翁草といふもの、校本は僅に五冊なり。北窓瑣談に、京都の町與力神澤與兵衞、致仕の後杜口と名乘りて市中に隱れ、翁草といへる書を作れり。二百卷成就して、後猶近年の奇事多ければ、筆を留むとて塵泥と名付、四五十卷を著せり。皆近世の實錄にて、上王公より下庶民に至る迄の雜事を錄せり。此杜口齡八十四歲の時、余始めて知る人に成りて、時々尋て隔意なく物語せり。溫厚柔和の質にて、隱居せし後は、世事を經營する事露ばかりもなく、實に世外の眞隱なりき。老後は耳聾て物語みな筆談也、ある日余彼庵に尋て、例の筆談に、余が著作の書中にも遠慮なき事多く、世間へ廣くは出し難き事有りなど謂けるに、翁色を正して、足下はいまだ壯年なれば、猶此後著書も多かるべし。平生の事は隨分柔和にて遠慮がちなるよし、但筆をとりては、聊も遠慮の心を起すべからず。世間に憚りて、實事を失ふ事多し。翁が著す書は、天子將軍の御事にても、いさゝか遠慮する事なく、實事の儘に直筆に記し、是までも親類朋友毎度諫めて、いかに寫本なればとて、世間に洩出まじきにてもなし。いか成

忌諱の事に觸れて罪を得まじきものにもあらず。高貴の御事は遠慮し給へといへど、此一事は親類朋友の諫に從ひ難く、强て申切つて居れり。翁が實錄は後世にも傳ふべく思へば、善惡使せしは其人の過なれば、たとへ高貴の御人にても、少も枉て實を覆ふ事を欲せず。此實事錄の事に付て罪を得て、八十の老翁が白髮首刎らるゝ共恨みなし。初より一命を差出して錄する事也。世間高貴の人の惡は憚りてよきに取なし、下賤の人の善事は稱する人稀なり。遂に世に埋るゝ事歎息すべきの至り也。足下などゝ與々筆を取ては、何事によらず遠慮し給ふべからずとくり返しいはれし。誠に翁の志毅然として尊ふべからず。古への良吏の風ある人なりきといへり。此老人筆まめなる事よみすべく、其志もまたさる事ながら、按本をもて其經略をおもふに、春暉がいふ處過當なるにや。

（佐藤直方）

松崎堯臣が窓のすさみといふ隨筆に、佐藤五郎右衛門直方は、大儒にて世に用ひられ、前橋侯の賓客にて終りける。或時彦根侯の許に招請せられしに、往ていまだ君前へ出でざる內、家老など物語するに、直方がいふやう、大事は何事いさゝかのわざも傳授ならぬと申事有て、師にたよりて傳へ、又工夫を盡して後に得るものなるに、日本にては大切の事に傳授なくして、自己の分別にて濟しぬる事あり。各は御存候やといふに皆々通ぜず。いかにと問ければ、されば國家の仕置にて候。萬民の命にかゝる安危の至要にて候故、聖人の教へ置れたる萬世の道是あり候へども、今諸家の君臣これに心付ず。たゞ自己の了簡次第に致さるゝは、危き事の至極にて候と語りけるとぞ。〔割註〕先哲叢談にこれを洩せり。實にもことわりなるかな。直方は淺野家の四十六士をも復讐にはあらず、上を凌ぐもの也とす。方正の人と見へたり。上さまの事は更なり。民間といへども、すこし人の上にたゝむもの、物のわいだめ知らでや有べき。そをしらむにはもの學びすべし。道理はおのづからわかるものとおもふは非なり。鳩巢遺話といふものに、北條安房守殿被レ申候者、堀田筑前守殿名譽人にて候。父安房守町奉行役被レ仰付レ候節、筑前守殿へ禮

に相越候ひて逢被レ申て、大役被ニ仰付一候間、隨分精を出し勤め可レ被レ申。但公事ざた聞被レ申時分。相手にならぬ樣心得申さるゝ事第一に候よし被レ申。其時は替りたる儀を被レ申とのみ存居申候。後に心當りの義有レ之公事に出候者、憎く相成にて申立させぬ樣にしたきものに候。是は公事を聞くにては無レ之、相手に成と申ものに候。虛心平懷にてさへ、是非聞違有レ之儀なるを、此身に怒氣候ては理非惑ひ申筈に候。相手にならぬやうとの一言面白き儀と、安房守殿被レ申候旨新井氏物語に候。此安房守殿も、父祖の家法有レ之と見へ申候といへり。それとは異ながら、關東にては下賤の者の口論は忽鬪ふ事常也。上方にてはさやうの輩も、先互に道理をつめて容易に打あふ事をなさずと、世のことぐさにもいへり。怒氣に乘じて分別なきも、氣ばやなる士風のよからぬにて勇氣にはあらず。

○胄の赤熊付



繪にかける諏訪法性の胄といふもの、上に裝りしは赤熊(シャグマ)なり。これの白きを白熊(ハグマ)といふ。漢土には白纓紅纓と名づく。みな彼國より渡れる物にて、是を唐のかしらと呼。犛牛の尾を染めたる也とぞ。唐のかしらに本多氏など、そのかみの諺にも聞へたれば、多くこれをもて餝とせしなるべし。安齋隨筆錦芥抄を引て云く、かぶとの四天の鋲の下の息出しの穴より綱(ツナ)を出す。赤熊付といふとありて、其下に分註して、藤堂泉州家にて物頭役には、白熊の引廻といふものを許さる。繩に白熊を付て胄に鉢卷する。コハゼを付て赤熊付のつなに付くる也といへり。さまぐ\に付けやうも有事にや。

古き春畫の十二番なるものを見しに。其中に胄に白熊付たる武者あり。長く纛を立たるは又異ざまにや。

○寶づくし

寶盡しとて、繪にかくもの種々あり。まづ隱れ簑笠は拾遺集十八卷、忍びたる人のもとに遣はしける。

平公誠、かくれみのかくれ笠をもえてしがなきたりと人にしられざるべく。狭衣双紙に、かくれみのゝ中納言やおはすらむなど有。和訓栞に、神武紀に簑笠を着て正身をかくし、大功を遂げたりし事見へたりといへれど、こはよの常のみの笠にて、隠れみの笠はさにあらず。康頼入道の寶物集にも、隠れ蓑の少將と申す物語も、あるまじき事を作りて侍るとこそうけ給はれ云々といへるが如し。故に鬼のもてる物といへる童話も有、狂言記などにも見へ、宇良美の助草子に、鬼の島にありときくかくれみのかくれ笠といふこともみゆ。續筑前集五、秋のゝに有か昔のたから物月にみゆるはかくれみのかし。〇打出の小槌は、平家物語祇園女御の段、是ぞ誠の鬼とおぼゆる、手に持ちたるものは、きこゆる打出の小づちなるべし。寶物集に、打出の小槌といふものこそ能寶にて侍りけれ。中略。人傍より指出て云やう、打出の小槌はめで度寶にてはあれども、口惜き事は、物を打出して樂しくて居たる程に、鐘の聲だに聞つれば、打出したるもの皆こそ〳〵と失する事の侍る也云々。閑隱偶談に、引ニ西陽雜俎續集第一一曰、新羅國有ニ旁㐌一。遂ㇾ鳥上ㇾ山五六里。鳥入ニ一石罅一。日沒徑黑。旁㐌因止ニ石側一。至ニ夜半月明一。見ニ群小兒赤衣共戲一。一小兒云、爾要ニ何物一。一曰要ㇾ酒。小兒露ニ一金錐子一擊ㇾ石。酒及樽悉具云々。良久飮食而散。以ニ金錐一揷ニ石罅一。旁㐌大喜。取ニ其錐一而還。所ㇾ欲隨ㇾ擊而辨。因家富侔ㇾ國と。はやく見出て見えいへり。〇鑰匙は、本居氏の玉勝間五卷に、今世中にたからづくしとて、寶の限りをあつめ書く事有。その中に鑰のあるは何の故にかとおもへば、むかし天智天皇の御世三年に、近江國栗太郡に磐城村主殷といひし人の妻、家の庭に出たりし前へ、空より鑰匙二つふり來りけるを取て、夫の殷に與へける。それより其家富さかえたりし事、書紀に見へたり。是よりや世にめでたきたからとして、繪にもかくことにはなりにけんといへり。按るに、是に書紀までには及ばず。七福神の手にもてる物ども、皆これ寶づくしの内に書きたれば、是も辨財天の手にもてる物にて、且は財寶秘めおかむ肝要のものなれば也。鹽尻に、辨財天は右鑰、〔割註〕日本ノ藏ノカギニ非ズ。〕左手印章を執らしむ。〔割註〕寶珠ニ作ルハ非ナリ。〕といへり。〇寶

珠はもとより寶物なれば論なし。〇丁香の如きもの、是は漢土の金の圖也。圖其形如レ此を誤れり。幼學須知雜字大全などにみゆ。緞子の紋にあるも、この類なり。〇橘井に珊瑚のやうなる物。橘は本朝にて古へいたくめでたる菓子なれば、後世に至りても、酒器の紋に用、また其形を作りものとなす。鉢かつぎ姫の草子に、鉢の落たるをあげて見給へば、二つかけごの其したには、こがねのさかづき、白かねの小ひさげ、しやきんにて作りたるみつなりのたちばな、しろかねにて作りたるけふぽのなし云々見ゆ。これはそのかみ金銀にて菓物など作りて、風流にする事あり。砂石集に、相手を鬮に取て、引出物さするといふ事の有て、貧しき侍の宮仕へしけるが、主の御相手に取あたりたる條、屋地を賣て用意し、さて御相手に參て御前に置きたる物を見給へば、銀の折敷に金の橘を心も及ばず作りたりけるなどあり。けんぽのなしは枳椇にはあらず。玄圃梨と美名をいふ迄にて、たゞ梨子の事也。橘は猶諸書にみゆ。秋の夜長物語 法師より童の方へ物贈る處、こがねの打はだのたちばなに、たきもの入て云々。是は香合に用ひたり。又やしま尼公物語。しやきん百兩、みつなりのたちばながたにつませつゝとあるは、沙金は袋にいるゝなれば、それを橘の實にかたどりてつみたるなり。

〇酒を霞といふ

むかし酒を霞といふこと、俳書などに常の事也。貞德が御傘にも、霞盞と出たり。宗因千句に、夕霞二三盃せし合りして、などやうにもいへり。何故にさはいへるぞ。今にてはいぶかしき事也。仙人飲レ霞といふ事によれりなどいふは非也。むかしはみな濁酒にて清酒なし。漢土の詩に浮白などいふも是にて、彼處にも清酒はすくなきなり。霞は日傍氣と註せる字にて、朧なる事にはあらず。朝夕の紅雲也。古來此字をかすみと訓ふは誤なる事、今更いふ迄もなし。かすみとは明らかならぬ也。水の濁りて底徹せざるを、今もかすむといへり。濁酒にいふも是なり。酒の今の如く、清酒になりしは、僅に百五六十年此かたの事とぞ。今も遠國邊地には皆濁酒を用。北窓瑣談に、唐土も濁酒多しと聞ゆ。殊に日本は、米

穀萬國に勝れて精質なれば、酒も一しほ味厚く、醉事も甚しといふ。長崎へ渡り來る唐人の、勝れたる上戸も、日本の酒にては、彼國の三が一つも飲み得ずして酩酊すといふ。年ごろ渡りきし程赤城といへる唐人、年六十に過ぎつれば、親族諫めて渡海を止むる故、二三年も隱居して有しが、又近年頻りに渡り來りぬ。いかなる事ぞといふに、第一日本の飯を食ひなれては、彼國の飯は食ひ難く、第二は酒、第三は味噌汁也。あの方には味噌汁なく香の物なく、是等日用の事にて、程赤城は年はたち計のころより、六十餘に及ぶ迄、年々渡り來て馴れぬれば堪へ難く、隱居せしにも日本の米味噌など取寄食ひしかど、食味に奢りをなすやうに憚りもありて用ひがたく、商の爲に渡海すといへば、其歸るさに一年半年の食物を携へ歸りて用るには、人目にも立ず。この故に死せむまでは日本へかよふべしとて、又近年引つゞき二來るとぞ。米味噌香の物の類、日用の物にて、我國に生長の人は其よき事をしらず。猶山海の珍味を貪り求るは奢ともいふべしといへり。唯これらのみならず。産物すべて萬國に勝れたるを、却て異邦の貨物を貴なたぐひ多し。所謂隣の糂汰にや。おほよそ藥物の外は、なくてもよきものなるべし。

（淀屋が黄金の鷄　辰巳屋發跡

有の儘といふ隨筆、〔割註〕京師の人陸可彥、文化丁卯。〕に、浪花の富商淀屋某が家の重寶黄金の雞といへるもの、世に名高くして、黄金もて作れる鷄とおもへり。彼家滅却の時、其父ケ谷八幡に退き、其地に終れり。その玄孫八幡や何がし、剞劂を業として京に住めり。余が左經を刊せし時、其事にあづかりて日毎に余が家に來る。話言この雞の事に及び、如何なる物と尋ねけるに、答云、親しく是を見ざれ共、親なる者にうけ給はりぬ。宋の徽宗皇帝の震筆の雞にて、何とかいへる古錦襴にて表裝したる横軸なり。今和州郡山にあるよし承ると答へぬ。其外珍器の事聞ぬれども忘れたり。金銀を借したりし豫文等は、今に猶持傳へたりと語りぬ。窓の須佐美〔松崎堯臣〕に、浪花の大商辰巳屋といへるは、祖父はもと船士也。或富人伏見より船に乘て浪花へ行くとて、舟士にいふやう、いかに此あたりの舟士の中に、近年

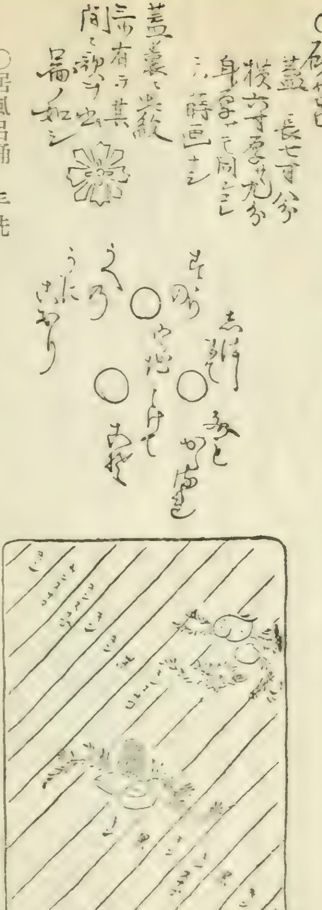
富有になれるはなき歟と尋ねしかば、舟士答へけるは、左様の者も候はず。但し其物語子細も候にや。こなたにも少しうけ給はりたき事の候といひければ、されば三年以前この渡しにて、五十金携へたるを、棚の下に置き眠り居て、舟着しかば急ぎ上るとて忘れて出ぬ。道にて思ひ付しかど、今は尋ぬるともたやすく出まじ。我は是を失ひても、さのみ事かく身にもあらず。拾ひし者の幸よと思ひて、其事いひも出さゞりしが、其者今は富有ならむと思ひよりし儘に、問ふばかり也と語りければ、舟士いふやう、某は浪花の者に候が、其金は我等拾ひ候。何人の落し置れしやらむ、返し申さむと存ずれども、急には知れがたく、先づ持歸りて、其儘封を付、妻子とても見付候はゞ失ひもやせむと、持佛堂の壇の底に隠し置、其ぬしに逢次第返すべしと、よその様に問へ共、今迄逢不レ申候。我宿へ御供申、右の金を渡し申べしといふに、旅人驚き、さりとも正直の人かな。さほど迄心を盡さるゝ事、誠にたぐひも有まじ。さあるうへは、それを贈り申とも受けらるまじければ、其金は請申べし。この貞實たゞに置べきやうなし、おもく禮を致すべしとて、ざこ濱のもと舟を譲り與へけるとかや。それよりして、今の如く大富有となりしといへり。實否はしらざれども心得られぬ事にや、舟士、幸にもとのぬしに逢ひたれば、金を返す事を得たり。もし逢はざらむには、返す則なかるべし。さまで心を勞するに及ばず。公に訴申すべき事ならずや。此事宋人の摭青雜説に出たる、茶肆の主が遺金を收め置て後年、其人來るに逢て還したるもの語におなじ。

○梶原景時が硯箱

梶原氏の人、ふるき硯箱を持傳へて、景時が用ひたる物と云。是をみるに硯は紫色に青き處多く斑なる石也。端溪に似たれども、唐ものにあらじと見ゆ。瓢に鯰魚を彫りたるにて、其時代も知らるれど、いひ傳へを信にして秘藏する家寶なれば、何ともえいはで、たゞ殊勝の物と褒しかど、鹿苑院義滿公相國寺の



僧如拙に命じて、屏風に新様を畫かしめ給ふ。其圖は唐人瓢をもて鯰魚を捕へんとする處をかけりとなむ。されば其の頃より此圖は有なるべし。また箱ふたの裏にかける歌の末のかた違へり。但し是は蒔繪せし者の、こほりと有るを誤れるにてもあるべし。



○居風呂桶　手洗

孔雀樓筆記に、角谷正雅といふ人數學を業とす。門人に醫生あり。その地の祠の祭りには、社中誘ひあはせて参詣し給へ、□屋にて酒くみ候はむと度々いへり。ある年五六人打つれて行、醫生の宅は格子を構へ、裏口やゝ深げにみゆ。京より某ども参れりと言入る。下女出て格子の間へ請じ、茶煙草盆など出して、其妻の口上を傳へていふ。主はつとめて出侍りぬれど、やがて歸るべし。しばし待せ給ひてよと

云によりて、待ども〳〵歸らず。內のやう靜かにて、祭のまうけもなしと見ゆるに、日ははや午を過ぎぬべしとおもへど、今更歸らむも便なければ、物ほしき腹をねんじて居ぬ。年老たる下部入來て、下女を呼出て、居風呂桶を借し給はれ、家なるはそこなひて侍りと云。女共よしいひ次で出ていふ。一人して持給ふや、男年よりてかなひがたし、力をそへてたびね。女打わらひて、こなたなる人は、主の御供に出たり。わらは擔ひ申べし。裏口へ御出あれとてつれ行きたるが、いと古き居風呂桶に繩を結び、擔ひ出しが、たゞ〳〵とよろめきて重げにみゆ、男つまづき倒れんとする時、繩きれて桶落蓋飛で、中より大法師まろび出るをみれば、主の醫生にてぞ有ける。こは思ひあへず、客來るを俄にうろたへさわがむもさまあしと、僞りて他行せしといひ、隣家に計りて風呂桶に入て出、病家より歸りたる體をなし、首尾を合せむとせしなるべし。その計らひ成らずして、主客共に心をいたましめぬ。醫生の本意人を馳走せんとての事、露にくむべきにあらずといへり。何事もたゞ有の儘なるにしかず。○似家蜂物語に、町の友達どもよりあひ、初心連歌の會をしける。頃は六月二十五日八つさがり迄、はや八十句ばかり出來す。折ふしゆだちしてかみなり、頭の上に落かゝる程に覺えて、連衆の顏青菜の如く成りにける。此家古やねなれば、雨の音天井に當りて聞ゆ。亭主心付、漏をとめばやと思ひ、大入道にて有けるが、まはだかになりたらひを持、次の間の天井をやぶり、おくの間の願迄そろり〳〵行くうちに、雨ふる事おびたゞしく、いなびかりつよくして鳴音はげしきに、坊主もどつけをとられ、横桁をふみはづし、天井をふみ破りて、持ちたる盥を前にあて、座敷の眞中へはづみかへる程にぞ落にける。連衆共皆々倒れふしたり。亭主の入道これをしらず、落ると其儘たらひを持、面目なく勝手へさして引込ける。さてかたびらなど着て出で見るに、伏したる者草を亂したるが如し。亭坊又肝をけし、氣付のませ、水をかけ、內のもの隣の者迄やとひ呼いけゝるに、やう〳〵よみ還り、大かたもとの如にぞなりける。其內に神もしづまり晴天となり、生かへりたる者共、落たるかみなりの批判するこそをかしけれ。我等は落ると一度に死入まゝ始

終存ぜずと言者も有。其中に一人武邊よきものにや有けむ進み出ていひけるは、我等よくかみなりを見るに、せいは六尺計りの大入道、布のふんどしをしめまはし、腰に太鼓を付けるが、扨も大きなる太鼓かな、六條門跡のだうぢやう太鼓のはゞほどあり、たゝくとは見へれども、殊の外のなりやう也。其儘太鼓を持ちながら勝手の方へゆかれ候をみるに、少し腰をひかれ候。定めて臺所口よりてんじやう致され申べし。扨もこはき事かなと、舌をふるはせてぞ語りけるとあり。作りもの語りなるべけれど、あるまじき事にもあらず　件の事と同日の談といふべし。

○名古曾の關

千載集春二、みちのくにまかりける時、なこその關にて花のちりければよめる。源義家朝臣、吹風をなこその關とおもへども道もせにちる山櫻かな。是を伊勢安齋云く、たゞみちの國にまかりける時とあり。いくさに行くとも何ともなし。然るを前太平記に、前九年の合戰に下られし時の事と記せり。夫よりして繪にも義家甲冑を着て通る處に、櫻の散る體を畫く。前太平記は、近世の人の編で妄說多き書也。用ひがたし。猶考べしといへり。按るに、圖は前太平記によるにあらず。今鏡に、江匡衡の詩を評せしに、ものゝふのあけの革して、緋威とかやしたる着て、えならぬ駒の足ときに乘て、逢坂の關をこゆるけしきなりといへる、風情のおもしろければ、畫きたりけるを、義家將軍にまがへたりしが、終に誤り成れるなるべし。○次でに云、北條五代記に、傳へ聞源頼義公、陸奥の衣の館にたてこもる貞任、宗任をほろぼせしに、貞任まさなくもうしろを見せしに、頼義公衣のたてはほころびにけりといひかけ給へば、貞任駒引きかへし、年を經し糸の亂れのくるしさにと、上句をつぎしも、今こゝに思出せる云々といへり。衣のたては衣川の館の破れたるを云。重頼が懷子集にもカクいへり。されど是も藻玫波集十四雜部、みそぎする日にめぐり逢ぬる。安部貞任、年を經し糸のみだれの苦しさに、といへるを取て作りたる事也。

○紀文が事

放蕩にして名を知られし紀伊國屋文左衛門は、其親文左衛門、紀州熊野より出たるよし、材木を賣て本八町堀三丁目に居れり。作事方の請負をして利を得たり。〔割註〕其頃の日記の中に、延寶八年庚申、長崎町廣小路小屋場本八町堀三丁目材木屋紀伊國屋文左衛門に相渡申候。右御作事小屋場なりなど往々みゆ。○材木屋の俄に富をなすもの、今も往々ありめづらしからず。〔割註〕紀伊國屋請負したる内、上野中堂御普請に數千の金を得たりとなり。○其子、親の名を續て文左衛門といふ。俳諧を其角に學びて千山と號す。○これが遊興の話、さま〴〵有しやうにいひ傳ふれど、たしかならぬ事のみなり。揚屋町和泉屋半四郎が許にて、小粒金の豆蒔せしと言ふなども非なるべし。一中淨瑠璃に、元日金年越といへる有。椀久が事を作りたる也。〔割註〕此事また椀久一世物語にも出て、其圖もあり。○また澪標に、元祿中に大坂玉屋某といひし人、茨木屋長左衛門方にてこれを學びたりといへり。然らば紀文これをなしたりとも、二つ番のうへにて奇とするに足らず。○又大黒舞といふ青樓のさわぎ歌に、純子三本紅緒左近云々、二枚五兩の小鴨羽、揚屋半四へ贈らるゝを、紀文が事にして歌へるは非也。平澤氏が後は、昔物語に、我父の友に小久保靜也といふ老人あり、是も乙卯の生れにて、我に六十年うへにて、此老人の話に、几帳といひし傾城は、紀伊國屋文左衛門に請出されたり。此几帳になじみたる士は、この隱居の覺えたる男と聞へしが名も忘れたり、几帳、紀文に請けられて力を落せしを、餘の人皆太夫ぶしに作りてかたりたりとて、隱居も語りき。「廓の薦たにサア聞きれ、ふッつりばッたり寢入られぬ儘に、つく〴〵と宿の首尾のみ案ずれば、我黒かみも白髪となり、樂み盡て悲みの泪たもとをうるほせり。几帳にはだまさるゝ二枚左兩の小鴨羽、純子三本もみ左近、縮の代迄とり揃へ、霜月半ばに送りしに、終にそれとて見せもせず、今は文左が賣ものと云文句也云々いへり。橘の栞といふ草子、あづき淨るりの部半太夫ぶしに、きてうといふ歌あり。即是にて少し異同あり。「みつけはこざき廓の内、ねられぬまゝにつく〴〵と、宿の

首をのみあんずれば、我黑かみもしらがとなる。几帳にはだまさるゝ、二枚五兩のこわきざし、どんす三ぼんもみ五疋、綿の代迄相そへて、霜月なかばにおくれども、終にそれとて見せもせず。今はふたりがなかにある。〔割註〕是にて全文也。右の老人の覺えたるは、木の儘にて文左衛門名も出たり。それを二人が中とかへて讀くうたひ、印行にも及びし也。紀文正德に當りて零落したり。江戸眞砂には錢座に懸りて、紀伊國屋錢とてイマダアリ。此錢より始て銅計りにて小く成て惡くなれり。併江島石垣健立シテ石は殘りし、段々身上ワロクナリ、法體シテ深川八幡一ノ鳥居ニ七八年迄長命也。薙髪して深川に閑かなるに住居して終れりと云。正德二年壬辰日記八月四日、木曾村木問屋紀伊國屋助右衛門隱居仕、跡目紀伊國屋庄助相續仕候由屆來ルト有。文左衛門家號を他へ讓りたるにや。又は別家など歟。また後は昔物語に、我十三四の頃存義小あみ町より深川一の鳥居の北側に越て住す。父と共に行しとあり。又點取懐紙の即點の爲に、我ばかり行たる事もあり。この菴は紀文が衰へて後住ける所也と聞て、少年の時ながら、少し心を付て見たるに、替りたる事もなかりし。天井は一枚紙にて、唯やたらに此邊に張りたるやうに覺えし。其後三十年ばかり有て、存義が噺せしとて、曉得が物がたりしけるは、彼一の鳥居の宅の天井破れて見にくければ、いかな樣にも繕ひてよと、門人の内に經師ありければ頼みけるに、損じたる處を委く見て、横手を打て感じて言けるは、此天井もとの如く繕はなは甚難儀の事也。紙の色々にかづつかはりて見ゆれど、皆同じ白紙にて、粘は色々の粘を以て張りたる也。百年に及ぶ粘あり。五十年三十年、或は十年經たるも有べし。今かく百年を經る粘を持ちたる者なし。奇也々々といひしとなん。世にはたま／＼かゝる噺も有事ながら、信じがたき事かといへり。これ極めて妄談なり。さまで古き粘の保つべきやうなし。又侘住ゐに奢侈の物ずきもいかゞなり。〔割註〕平澤氏十三四は延享年中也。紀文は享保十九年四月死。深川靈岩寺塔中淨等院に墓あり。實子文左衛門といふは、築地飯田町に住てびなんかづらをけづりて生活とせしが、落髪して明西といへり。安永四年六十餘にて死す。これにて紀文が跡は絕

えたりと山東京傳が、淨等院にて聞けるとなり。游樂に家産を失ふは常に多し。さるをことに後迄も名をしらるゝは、大盡舞によりて也。此歌右にいへる如く事實たがひ、もとよりふつゝかなる文句、亡八の徒も其道に恥づべき事のあるを、今に吉原町にてうたふは何事ぞ。唯古風の遺れるをよしと思ふにやいとをかし。

明良洪範に、松前伊豆守町奉行の時云々。其頃世上に沙汰有し富有の町人紀伊國屋文左衞門、奢甚しきもの故、兼て目を付て居られしが、元祿十二年夏評定所へ出で願ひけるは、只今は御用之間に候儘、病氣養生として入湯仕度段申ける。伊豆守殿大に怒て、町人の分として上を輕しむ、湯治願などは我等が組與力が家來共迄頼みて願ふべき事也。然るに屢々公用之評定の席へ罷出る事は大なる僭り者なり、毎々御用をも承るなれば、其次第存ぜざるには有べからずとて、牢舍申付られけりと有。〔割註〕此事は恐らくは、寶永七年寅九月二十七日、先堀割木原與右衞門役義被二召上一。これは其頃借財方公事之事ありて後、評定所出席の時、湯治願差出不埒之御咎にて、右の如き事あり。是をまがへたる事と思はる。〕

〔頭書〕江戸眞砂六、上野中堂御建立、其頃定小屋小買物方請合ハ、松屋十太郎、紀國屋吉之輔也。此兩人中堂御用請負金高ハ不レ知。其時深川永代橋ヲモ請負、中堂ノ殘木ヲ遣ヒ橋出來テ、兩人利分壹萬貳千兩ヅヽ取レルコトシ、我モ其頃ヒノノヽ雖〔元祿十一年也〕ニ、九歳ノ時行、次ヨノ兩人モ今ハ跡方モナシ紀伊國屋ハ金吹町、松屋ハ龜井町也ト云リ。コノ紀伊國屋ハ紀文ガ家トハ異ナルベケレド、紀文モ此時材木賣テ利ヲ得シナルベシ。〕

○白澤の圖

品川宿驛前に白澤圖あり。畫者並に其贊辭かける人の名聞及ばざるが、近世の人なるべし。これに添へたる書付に、白澤の畫幅、予家上段之間不斷掛置候處、文化七年午二月御勅使廣橋大納言卿御畫栫被レ爲

レ有、其節御一覽之上、畫讃共に珍敷被ニ思召一、御意を伺候處、右白澤圖、禁中清涼殿御別間鬼之間に不斷御掛有レ之。右之圖と異なる處も有レ之候間。御熟覽被レ遊度に付、即京都迄御借持に相成り、同年五月公儀御名代宮原彈正大弼樣京都へ被レ爲レ入御歸路、右白澤軸もの御返却御持被ニ成下一爲ニ御賞禰一、狩野祐清先生富士之畫へ廣橋卿御讃御歌被ニ成下一。御歌に、不盡能嶺のとはれどさらにみられけり雲よりうへにみするしらゆき。右懸物へ雜掌藤堂左兵衞尉殿、野村將曹殿御書物被ニ差添一、御懇意の御文言頂ニ戴之一、難レ有表具仕立所持致候。翌文化八未年、同御勅使六條大納言卿御參向之砌、前年廣橋樣御覽被レ遊候白澤御尋に付入ニ御覽一候所、又候御歸京御借持被レ遊度に付差上申候。翌申年二月、御參向之砌箱御仕立御返却被レ遊、其節御短尺其外種々御目錄等迄頂戴仕候。右白澤圖、禁裡清涼殿別間鬼之間に常住掛有レ之趣は、元より存奉らず。しかるに予家高貴之御休宿被レ遊事故、殊に御座近く掛置候は、草野之妖魅を怖し、又は不祥之惡夢を除んとのみ用意致候處、不レ圖も雲之上の事がらには似かよひ候事ありとて、高貴之御留覽にも入、いとゞ難レ有覺え奉りて、其荒增を書付置ものなり。

文化九申年二月　　石井伊左衞門記　忠陣

○紙地横幅摺き墨畫にて表裝も麁相也。

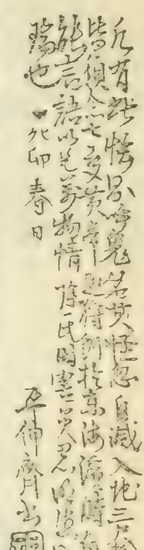
按ずるに白澤圖さま〴〵に寫せれば、いづれをよしとも定めがたきにや。但し寶を畫たるは異やうなるべし。狩野家の人の寫しゝをみるに、錦卷して妛を結たり。是を誤りて寶となしたるにはあらずや。

○名目抄聞書、鬼の間百澤王の事、禁祕御抄に、鬼の間二間の障子也。南の間當にあけず。南北に御物の具を置。南の壁に百澤王鬼ヲキル圖ヲ書ト有。大明會典〈五十八〉、百澤の事あり。黃帝東海ヲ巡ル時、百澤出テ物ヲ言ト有。賢王ノ德ニ依ルモノ歟。禁祕ニハ白字也。本朝ニテハ帝王編年記、寬平四年八月十七日ノ夜、武德殿ノ東ノ松原ニ鬼有テ人ヲ食フ。七月十九日巨勢金岡ニ命ジテ、御在所ノ南ノ廂東西ノ障子ニ畫かしむとあり。此類歟。百澤王の事しれぬ事也。已上安齋隨筆。

赤蛇落地　鬼名大技
見蛇相交　鬼名神通
蛇入人家　鬼名孔禽
狗公人屋　鬼名一女
狗行交耳　鬼名大陽
狗公屋臥　鬼名神霜
甑耕破聲　鬼名金光
飯瓶作聲　鬼名劍女
甑聲鳴ゝ　鬼名金高
雞生轉子　鬼名彩女
胃聞雞聲　鬼名賊火
鳥聲汚太　鬼名飛遊
鴟作雄聲　鬼名死龍
野鳥入屋　鬼名不穴
狐狸作聲　鬼名恒珠
欠汚人右　鬼名遊綫
夜夢交不祥　鬼名吟月
竈前生菜　鬼名水淡



今按ずるに、古今著聞書圖部云、鬼の間の壁に白澤王をかゝれたる事は、むかし彼の間に鬼のすみけるを鎭められける故に、かゝれたるとは申傳へたれども、たしかなる說をしらずといへり。夏山雜談に、白澤王は李將軍の事なり。名目はハクタ王なり。俗名讀にはハカタ王と言なりといへり。李將軍は前漢の李廣なるべし。禁祕御抄に、白澤王鬼ヲキル圖などあるより、かゝる事をいひ出しにや。御抄も鬼ヲキル圖とあるは誤字なるべし。鬼ヲサルなどにて有しにや。そのうへ李廣は虎を射、また石を虎と見て射などしたる人にて、鬼をきりし事はなし、虎をば鬼ともいふべけれど、專らにはいひがたし。著聞集を見るに、陣の座の上に、李將軍射虎圖、陽由基射猿圖ありと見へたり。されば此を渾じていへる事知べし。○又件の贊語は、何の書に出たる歟、いまだおもひ得ざれども、誤字も脫字も有とみゆ。且この文にては諸怪の事、白澤にはあづからぬやう也。さには有べからず。書言字考を見れば、白澤［韻註］陳子之屬見ニ瑞應圖一。又傳燈錄ニ家有ニ一ー之圖一。必無ニ如レ此妖怪一といふ事を引たり。文を簡に從ひて、諸怪事を略せりと見ゆ。いまだ傳燈錄を捜索せざれども、大かたこれらなるべし。





筠庭雜錄 終

勇魚鳥

いにし文化十年のかみな月ばかり、六國史を讀ばやとゆくりなく思ひたちしが、暇なくて打過しかど、ことし十二年といふ年のきさらぎになん、からうじてよみはてぬる。世中にやかくあるよき事のかぎりは、よき人のよくよみて、物に引いでたるがいと多ければ、それは今更何かは書もしるさん。そが中にめづらしと思ひ、あるは世の移りこしさまのしらるゝ所々、あるは昔も今もかはらぬなど、さま〴〵に心のとまる折々に、爪しるしゝて拔出しを、やり捨んもさすがにて、くた〴〵しくしるしつくるになん。

勇魚鳥目録

初編上の巻

初編下の卷

二編

勇魚鳥初編 上之卷

著者不詳

○野見の宿禰出雲の蹶速　日本紀第六。垂仁天皇七年秋七月己巳朔乙亥。左右奏言。當麻邑有勇悍士。曰當麻蹶速。其爲人也強力。以能毀角申鉤。恒語衆中曰。於四方求之。豈有比我力者乎。何遇強力者。而不期死生。頓得爭力焉。天皇聞之。詔群卿曰。朕聞。當麻蹶速者天下之力士也。若有比此人耶。一臣進言。臣聞。出雲國有勇士。曰野見宿禰。試召是人。欲當于蹶速。即日遣倭直祖長尾市。喚野見宿禰。於是野見宿禰自出雲至。則當麻蹶速與野見宿禰令捔力。二人相對立。各舉足相蹶。則蹶折當麻蹶速之脇骨。亦蹈折其腰而殺之。故奪當麻蹶速之地。悉賜野見宿禰。是以其邑有腰折田之緣也。野見宿禰乃留仕焉。

○殉死の禁　同帝二十八年冬十月丙寅朔庚午。天皇母弟倭彦命薨。十一月丙申朔丁酉。葬倭彦命于身狹桃花鳥坂。於是集近習者。悉生而埋立於陵域。數日不死。晝夜泣吟。遂死而爛臰之。犬烏聚噉焉。天皇聞此泣吟之聲。心有悲傷。詔群卿曰。夫以生所愛令殉亡者。是甚傷矣。其雖古風之。非良何從。自今以後。議之止殉。と見へたり。いとも有難き御掟也けり。されど舊弊猶改まらざりしにや。同紀第廿五、孝德天皇大化二年三月癸亥朔甲子の詔の條下云。凡人死亡之時。若經自殉、或絞人殉。及強殉亡人之馬。或爲亡人藏寶於墓。或爲亡人斷髮刺股而誄。如此舊俗一皆悉斷。縱有違詔犯所禁者。必罪其族云々。其後世中いたく亂れし比より、又殉死といふ事盛に行れしと見ゆ。寬文三年癸卯嚴命を下し、是を禁止せらる。其令條諸令類彙に見えたり。

覺

殉死は古より不義無益之事なりといましめ置といへども、被二仰出一無レ之故。近年追腹之者餘多有レ之。向後左樣之存念可レ有之者には、常々其主人より殉死不レ仕樣に堅可二申含一之。若以來於レ有レ之者。亡主不覺悟可レ爲二越度一。跡目之息も不レ令二抑留一儀不屆可レ被二思召一者也。

卯五月廿三日

其後同八年戊申八月五日、諸大名を營中に召され、酒井雅樂頭忠淸朝臣台命を傳へていはく、今度奧平美作守相果候砌、家來之者御法度之追腹仕候。依レ之跡式御立被レ成間敷候處、大膳亮先祖御代々御奉公相勤、其上美作守儀、當御代御部屋住之時分被レ爲レ附候筋目有レ之付而、御宥免被レ成、於二出羽山形一九萬石大膳亮に被レ下之、二萬石御減被レ成候云々。且右の追腹の者悴兩人有レ之、一人は傍輩へ養子に遣すといへども、兩人とも切腹被二仰付一。是より後殉死の事は、全く止み果たり。

○三種の神寶　世に三種の神器とて、御代々々に取傳へさせ給はるは、天照大御神の瓊々杵の尊に、葦原の中つ國を任し給へる時授け給へるものにて、かけまくもかしこき大御寶也けり。されば人の世となりても、鏡劍玉の三つをもて重き幣とせしにやあらん。日本紀第八、仲哀天皇八年春正月、筑紫に幸給ふ條に云、時岡縣主祖熊鰐。聞二天皇車駕一、豫拔二取百枝賢木一、以立二九尋船之舳一、而上枝掛二白銅鏡一。中枝掛二十握劍一。下枝掛二八尺瓊一、參二迎于周芳沙麼之浦一云々。又次の文に、又筑紫伊覩縣主祖五十迹手。聞二天皇之行一。拔二取五百枝賢木一、立二于船之舳艫一、上枝掛二八尺瓊一、中枝掛二白銅鏡一、下枝掛二十握劍一。參二迎于穴門引島一而獻レ之。因以奏言。臣敢所二以獻一是物者。天皇如二八尺瓊之勾一以曲妙御宇。且如二白銅鏡一以分明看二行山川海原一。乃提二是十握劍一平二天下一矣云々。

久備按、今神社に賢木を置、又鏡を掛るは、皆此遺製なるべし。

○姓氏　家々の姓原多く詳ならぬが多きぞむべなる。今より千有餘年の昔さへ明らかならざりしと見え

たり。日本紀第十三、允恭天皇四年秋九月辛巳朔己丑。詔曰。上古之治。人民得レ所。姓名勿レ錯。今朕踐祚於茲四年矣。上下相爭。百姓不レ安。或誤失二己姓一。或故認二高氏一。其不レ至二於治一者、蓋由レ是也。朕雖二不賢一。豈非レ正二其錯一乎。群臣議定奏之。群臣皆言。陛下擧レ失正レ枉而定二氏姓一者。臣等冒死。奏可。戊申。詔曰。群卿百寮及諸國造等皆各言。或帝皇之裔。或異之天降。然三才顯分以來。多歴二萬歳一。是以一氏蕃息。更爲二萬姓一。難レ知二其實一。故諸氏姓人等。沐浴齋戒。各爲二盟神探湯一。則於二味橿丘之辭禍戸甲一。坐二探湯瓮一。而引二諸人一。令レ赴曰。得レ實則全。僞者必害。〔割註〕盟神探湯。此云二區訶陀智一。或泥納レ釜煮沸。攘レ手探二湯泥一。或燒二斧火色一。置二于掌一。」於レ是諸人各著二木綿手繦一而赴レ釜探湯。則得レ實者自全。不レ得レ實者皆傷。是以故詐者愕然之。豫退而無レ進。自レ是之後。氏姓自定。更無二詐人一。其後又年を經るまゝに、詳かならぬ事の多かりしにや。日本後紀第八、桓武天皇延暦十八年十二月戊戌。勅。天下臣民。氏族已衆。或源同流別。或宗異姓同。欲レ據二譜諜一。多經二改易一。至レ檢二籍帳一。難レ辨二本枝一。宜下布二告天下一令上レ進二本系帳一云々。又其後いく程もなく、嵯峨天皇弘仁五年甲午姓氏錄なれり。然るに續日本後紀第三、仁明天皇承和四年六月己巳。散位正六位上六多眞人淸雄言。姓氏錄所レ載始祖。錯以非レ實。私門之大患也。詔令レ刊二改之一云々。是を以て思へば、往古より誤り多く、又詳かならぬ事の有しと見えたり。今の世の系圖を見るに、十にして八九は、源氏と藤原氏と也。平氏是に續ぐ、其餘の姓氏は甚稀なり。いかで神別蕃別の裔もなかるべきや。是も亦中頃、世中いたく亂れたる頃より誤り傳へしも多かるべし。又思ふに、六國史の中に、三代實錄の末に至りて、年々の補任を記されたる、十にして六七は、源氏と藤氏なり。神別蕃別の裔は、年を追て衰へしと見えたり。今の世の系圖もかくの如く成ゆるにや。

○姓と氏との辨　本居翁の古事記傳卷三十九〔十四丁〕云、氏姓は宇遲加婆禰(ウヂカバネ)ト訓ム。宇遲ト云物ハ常ニ人ノ心得タルガ如シ。〔割註〕源平藤橘ナドノ類ナリ。」加婆禰ト云ハ、宇遲ヲ尊ミタル號ニシテ、即宇

遲ヲモ云リ。〔割註〕源平藤原ノ類ハ氏ナルヲ、其ヲモ加婆禰トモ云ナリ。」宇遲モモト賛テ負タル物ナレバナリ。〔割註〕是ハ夕言ハ賛タル言ニ非ルモ、負タル意ハホメタルモノナリキ。」又朝臣宿禰ナド、宇遲ノ下ニ著テ呼ブ物ヲモ云リ。此ハ間賛尊ミタル號ナリ。又宇遲ト朝臣宿禰ノ類トヲ連ネテモ加婆禰ト云リ。〔割註〕藤原ノ朝臣大伴ノ宿禰ナドノ如シ。」サレバ宇遲ト云ハ、源平藤原ノ類ニ局リ、朝臣宿禰ノ類ヲ宇遲ト云ルコトハナシ。加婆禰ト云ハ、宇遲ニモ朝臣宿禰ノ類ニモ、連テ呼ツニモ亘ル號ナリ。宇遲ト加婆禰トノ差別、大方如レ此シ云々。〔以下略之〕。久備按、此說を日本紀に據て詳するに、實にかくの如し。先日本紀に、氏と姓とを通はしていひしは、天智天皇八年冬十月庚申、鎌足公に氏を賜りし條に、仍賜レ姓爲ニ藤原氏一云々。又源平藤原などいふを氏といふ事は、常に人のいふ如くにて論なし。是を姓といひしは、雄略天皇十五年紀云、賜ニ於秦酒公一。公仍領ニ率百八十種勝部一。奉ニ獻庸調御調也絹縑一。充ニ積朝庭一。因賜レ姓曰ニ禹豆麻佐一云々。禹豆麻佐は則太秦にて氏なり。又朝臣宿禰の類をのみ姓といふも又論なし。抑姓〔加婆禰〕といふは、公より賜りし稱名なり。往古より樣々に臣連をはじめ、其姓の種々なりしを、八色に定め階級を定られしは、天武天皇紀にいふ十三年十月己卯朔。詔曰。更改ニ諸氏之族姓一。作ニ八色之姓一。以混ニ天下萬姓一。一曰ニ眞人一。二曰ニ朝臣一。三曰ニ宿禰一。四曰ニ忌寸一。五曰ニ道師一。六曰レ臣。七曰レ連。八曰ニ稻置一云々。〔割註〕我友細井貞憘が姓序考に詳に姓の次第を論へり。」又氏といふは、公より賜りたるも、居所などによりて私に稱せしもあり。源氏、平氏、藤原氏、橘氏などは、皆公より賜りしなり。其外私に稱せしが、やがて一つの氏となれるものも亦多し。續日本紀第四十、延暦九年十一月條云、夫物部連等。各因ニ居地一行レ事。別爲ニ百八十氏一と見えたり。源平橘等は視したる稱、藤原、菅原などは地名に因れり。膊士師の類は、行事に依て稱せしなり。扨今の世に至りて、貴人には稱號といひ、家號といひ、常人の苗字といへるも、此昔の氏といふものに大旨同じ。貴人の御座所を稱して、一條殿、二條殿といふは、尊みていふ詞の、やがて御稱號

と成たるなり。下つかたも田舍住して勢ひ有ものを、何がし殿、某殿といひしが、やがて今の苗字也。清和源氏の貴族にていはゞ、新田、足利、吉良、武田、小笠原などいへる則家號なれども、其本居地に依て稱せし號なり。往古は清和源氏の家より別れて、新田と稱すれば、直に夫を氏として新田朝臣某と名乘し也。後世に至りては、其儘新田源朝臣某と名乘る故に、新田は苗字と成て、號は幾つに別れても源氏なり。其外の苗字といふも皆是に同じ。本より君より賜りし氏は格別、其餘私に稱へ初し氏といふものは、全く今の苗字といふもの丶依て出來る處なり。其居地に因て氏を被りし事の正しく紀に見へたるは、續日本紀第七、元正天皇養老元年九月條云、從五位上臺忌寸少麻呂言。因レ居命レ氏、從來恒例。是以河内忌寸因レ邑被レ氏。其類不レ一。請少麻呂率二諸子弟一。改二換臺氏一。蒙二賜岡本姓一。許レ之。と見えたり。

○奈能利曾　日本紀第十三、允恭天皇十一年春三月癸卯朔丙午。幸二於茅渟宮一。衣通郎姫歌之曰。等虛辭倍邇、枳彌我阿閉濔毛、異舍儺等利、宇彌能波摩毛能、余留等枳等枳弘。時天皇謂二衣通郎姬一曰。是歌不レ可レ聆二他人一。皇后聞必大恨。故時人號二濱藻一。謂二奈能利曾毛一也云々。

○眞珠　同卷、同帝十四年秋九月癸丑朔甲子。天皇獵二于淡路島一。時麋鹿猿猪。莫々紛々。盈二于山谷一。焱起蠅散。然終日以不レ獲二一獸一。於レ是獵止以更卜矣。島神祟之曰。不レ得レ獸者。是我之心也。赤石海底有二眞珠一。其珠祠二於我一。則悉當レ得レ獸。爰更集二處々之白水郞一。以令レ探二赤石ノ海底一。海深不レ能レ至レ底。唯有二一海人一。曰二男狹磯一。是阿波國長邑之海人也。勝二於諸海人一。是腰繫レ繩入二海底一。差頃之出曰。於二海底一有二大鰒一。其處光也。諸人皆曰。島神所レ請之珠。殆有二是鰒腹一乎。亦入探レ之。爰男狹磯抱二大鰒一而泛出之。乃息絕以死二浪上一。既而下レ繩測二海底一六十尋。則割二鰒實一。眞珠有二腹中一。其大如二桃子一。乃祠二島神一而獵之。多獲レ獸也。唯悲二男狹磯入レ海死一之。則作レ墓厚葬。其墓猶今存之。

中葉の海人の謠曲に、千尋の繩を腰につけて、海底に入珠を取得しさま、粗紀の男狹磯が大鰒を取得

たる趣に似たり。もし海人の齋曲は、是等の故事を思ひよりて作りたるものにはあらざるか。後に安齋漫筆を見しに、貞丈云しる事をしるし置し。大和名所圖繪卷三、添上郡南都興福寺の條云、中金堂本尊は丈六の釋迦にて像也。眉間の玉は、震旦國より渡れり。其中に本尊の影うつり給ふ。何方より拜みても面なしにより面向不背と名付らると云々。又云、原書割濟有眞字記云、當寺第一の寶物なり。正法院にありとぞ云々。

○浦島の子　日本紀第十四、雄略天皇二十二年秋七月。丹波國餘社郡管川人、水江浦島子、[illegible]以爲レ婦。相逐入レ海。到二蓬萊山一歷二覩仙衆一。語在二別卷一。とありて、委しき事は載されず。萬葉集第九、詠二水江浦島子一首并短歌と題して歌あり。春日之、霞時爾、墨吉之、岸爾出居而、釣船之、得乎良布見者、古之、事曾所念、水江之、浦島兒之、堅魚釣、鯛釣矜、及七日、家爾毛不來而、海界乎、過而榜行爾、海若、神之女爾、邂爾、伊許藝趍、相誂良比、言成之賀婆、加吉結、常代爾至、海若、神之宮乃、内隔之、細有殿爾、携、二人入居而、老目不爲、死不爲而、永世爾、有家留物乎、世間之、愚人之、吾妹兒爾、告而語久、須臾者、家歸而、父母爾、事毛告良比、如明日、吾者來南登、言家禮婆、妹之答久、常世邊、復變來而、如今、將相跡奈良婆、此篋、開勿勤常、曾己良久爾、堅目師事乎、墨吉爾、還來而、家見跡、宅毛見金手、里見跡、里毛見金手、恠常、所許爾念久、從家出而、三歳之間爾、垣毛無、家滅目八跡、此筥乎、開而見手齒、如本來、家者將有登、玉篋、小披爾、白雲之、自箱出而、常世邊、棚引去者、立走、叫袖振、反側、足受利四管、頓、情消失奴、若有之、皮毛皺奴、黒有之、髮毛白斑奴、由奈由奈波、氣左倍絶而、後遂、壽死祁流、水江之、浦島子之、家地見。

反歌　常世邊、可住物乎、劔刀、己之心柄、於曾也是君、今の世に見にいひ聞するむかし〳〵物語は

訛りたれど、大なれ右の趣に同じ。

○物の價　日本紀第十五。顯宗天皇二年冬十月戊午朔癸亥、宴二群臣一。是時天下安平、民無二徭役一。歳比(シキリ)登稔。百姓殷富。稻斛銀錢一文云々。爰に銀錢と見えたるは、いかなる錢にや、是より前の紀に新錢など鑄られたる事は見えず。〔割註〕錢幣の事は、猶次々にいふべし。續日本紀第五。元明天皇和銅四年五月己未の條云。以二穀六升一當二錢一文一云々。こゝに一文とあるは、所謂和銅開珍の銅錢にや。同五年閏十二月の條に、布の價を記さる云々、諸國所レ送調庸等物。以レ錢換。宜下以二錢五文一准中布一常上云々。一常といふは、一丈六尺なり。左氏傳に。八尺爲レ尋。倍レ尋曰レ常と見えたり。同紀第十。聖武天皇天平元年四月條云。其輸。以二上絁一匹一充二銀二兩一。以二上絲小二斤。庸綿小八斤。庸布四段。米一石一。並充二銀一兩一云々。又米價貴く成たるをりは、公より詔を下し給ひ、種々民を救はせ給ひし事、次々に見ゆ。同紀第廿四。廢帝天平寶字七年四月條云。京師米貴。糶二左右京穀一。以平二穀價一。(八年カ)同年冬條云。是年兵旱。仍米石千錢云々。同紀第廿六。稱德天皇天平神護元年二月條云。左右京糶各二千斛。糶二於東西市一。籾斗百錢云々。三代實錄第十二。清和天皇貞觀八年丙戌二月十六日壬戌。太政官處分。定二左右京白米一升直錢四十文一。前廿六文。今加二十四文一。黑米三十文。前十八文。今加二十二文一。是歲。穀價騰踊。東西津頭。白米一斛七貫二百文。黑米四貫百文。由レ是增二定京邑沽價一云々、同紀第十四。同帝貞觀九年丁亥四月廿二日辛卯。東西始置二常平所一。用二官米一而糶レ之。米一升價新錢八文、來買者如レ雲。是時穀價騰躍。内外飢饉。米一斛直新錢一千四百。由レ是官糶以救二俗弊一焉云々、

○別業　日本紀第十七。繼體天皇の御卷云。母曰二振媛一。振媛活目天皇七世孫也。天皇父聞二振媛顏容姝妙甚有二媺色一。自二近江國高島三尾之別業一。遣レ使聘二于三國坂中井一。納以爲レ妃云々。又三代實錄第六、清和天皇貞觀四年壬午二月十六日乙卯、參議正四位下行左大辨兼左近衞中將藤原朝臣良繩。頃年

寺を建て、名を貢如院と賜るべきよし申請ふ。奏狀云。別墅一區。在山城國葛野郡云々。別業といふことも亦古し。

○佛法　日本紀第十九。欽明天皇十三年冬十月。百濟聖明王〔更名聖王〕。遣西部姬氏達率怒唎斯致契等。獻釋迦佛金銅像一軀。幡蓋若干。經論若干卷。別表讚流通禮拜功德云。是法於諸法中最爲殊勝。難解難入。周公孔子尚不能知。此法能生無量無邊福德果報。乃至成辨無上菩提。譬如人懷隨意寶逐所須用盡依情。此妙法寶亦復然。祈願依情無所乏。且夫遠自天竺爰洎三韓。依教奉持。無不尊敬。由是百濟王臣明謹遣陪臣怒唎斯致。奉傳帝國。流通畿內。果佛所記我法東流。是日。天皇聞已歡喜踊躍。詔使者云。朕從昔來。未曾得聞如是微妙之法。然朕不自決。乃歷問群臣曰。西蕃獻佛相貌端嚴。全未曾看。可禮以不。蘇我大臣稻目宿禰奏曰。西蕃諸國一皆禮之。豐秋日本豈獨背也。物部大連尾輿。中臣連鎌子。同奏曰。我國家之王天下者。恆以天地社稷百八十神。春夏秋冬。祭拜爲事。方今改拜蕃神。恐致國神之怒。天皇曰。宜付情願人稻目宿禰。試令禮拜。大臣跪受而忻悅。安置小墾田家。懃脩出世業爲因。淨捨向原家爲寺。於後國行疫氣。民致夭殘。久而愈多。不能治療。物部大連尾輿。中臣連鎌子。同奏曰。昔日不須臣計。致斯病死。今不遠而復。必當有慶。宜早投棄。懃求後福。天皇曰。依奏。有司乃以佛像。流棄難波堀江。復縱火於伽藍。燒燼更無餘。於是。天無風雲忽災大殿云云。平田篤胤云。此時佛法の渡り來りたるよし紀にみえたれど、是より二十年ばかり前に、はや密々に傳へ來り、此頃下つ方のものは、やう〳〵尊信せしと見えたり。されど押立て異邦より佛法の事を奏上せしは、此時始めなる。故に世中にしか云ひ傳へしならんと云へり。久備按、此說實に然るべし。稻目宿禰の尊信せられしさま、更に始て聞出たるものとも思はれず。扨此時天皇は御拜なしとは見えたれど、猶內々は歸依ましまし〳〵けるにや、尾輿の連、鎌子の連の詞に、昔日臣が計を用ひ給はずといへり。其上次々の

記を以て思ふに、必ずかくの如く成けんかし。抑百濟の聖明王の表に、佛の功德を稱する事廣大也とはいへども、國史を閲するに、佛法の皇國に利益有し事を見ず、稍もすれば、妖僧出て人をたぶらかし、大治政に害ありしは、正しく紀の文に顯然たり。其上此聖明王も佛の力にも及ばざりけるにや、次の十五年の冬十二月の紀に、聖明王爲レ賊見レ殺云々。と見えたり。是は新羅の爲に殺されたる也。されど皇國に於て佛法の盛りに行はるべき故あるにや。今の大御政に於て合せ考ふるに、更に國に益なしとのみは云難し。あなかしこ。是も又皇神の御心なるべければ、いかで我輩のしるべきわざならんや。同帝十四年夏五月戊辰。河內國言泉郡茅渟海中有二梵音一。震響若二雷聲一。光彩晃曜如二日色一。天皇心異之。遣二溝邊直一入レ海求訪。是月。溝邊直入レ海果見二樟木浮レ海玲瓏一。遂取而獻。天皇命二畫工一造二佛像二軀一。今吉野寺放レ光樟像也云々。按、十三年の紀に、佛殿を燒、佛像を難波の堀江に捨られしよし有て、今十四年の紀に、樟木を以て佛像を造り給ふよしあるは、いと不審し。思ふに、十三年の紀に、後に國に疫氣行はるといふより下は、遙の後の事なるを、文の因によりて、引つゞけて記されたる故に、只一年の事の如く聞ゆれども、實は遙に後年の事なるべし。紀の文に伽藍を燒くなど見えたれば、一年の事に非ること論なき歟。又蘇我大臣稻目宿禰は、此帝の三十一年の春三月甲申朔薨ぜられたるよし記さる。もし此後などにやあらん。猶尋ぬべし。次に、同紀第二十、敏達天皇〔割註〕欽明天皇の皇子也〕十三年秋九月。從二百濟一來鹿深臣〔闕名字〕。有二彌勒石像一軀一。佐伯連〔闕名字〕。有二佛像一軀一。是歲蘇我馬子宿禰請二其佛像二軀一。乃遣二鞍部村主司馬達等。池邊直氷田一。使二於四方一。訪二覓修行者一。於レ是於二播磨國一得二僧還俗者名高麗惠便一。大臣乃以爲レ師。令レ度二司馬達等女島一。曰二善信尼一。〔年十一歲〕。又度二善信尼弟子二人一。其一漢人夜菩之女豐女。名曰二禪藏尼一。其二錦織壺之女石女。名曰二惠善尼一。〔割註〕壺此云二都符一。馬子獨依二佛法一。崇二敬三尼一。乃以二三尼一付三氷田直與二達等一。令レ供二衣食一。經二營佛殿於宅東方一。安二置彌勒石像一。屈二請三尼一。大會設齋。此時達等得二佛舍利於齋食上一。以二

舍利一献二馬子宿禰一。馬子宿禰試以二舍利一置二鐵質中一。振二鐵鎚一打。其質與レ鎚悉被二摧壞一而舍利不レ可二摧毀一。又投二舍利於水一。舍利隨二心所一レ願浮二沈於水一。由レ是。馬子宿禰、池邊氷田。司馬達等、深信二佛法一修行不レ懈。馬子宿禰亦於二石川宅一修二治佛殿一。佛法之初。自レ茲而作、此文を以て按に、前に嚴しく佛法を禁止せられしより、悉く絶果たるにはあらねど、公の御掟なれば、押たちて執り行ふものもなく、自然に衰へたると見えたり。蘇我馬子宿禰は、稲目宿禰の子なれば、父の志を繼て、今又佛法を再興せられし成べし。次の十四年春二月戊子朔壬寅の條云。蘇我大臣馬子宿禰起二塔於大野丘北一大會設齋。即以二達等所レ獲舍利一藏二塔柱頭一。辛亥。蘇我大臣患疾。問二於卜者一。卜者對言。祟二於父時所レ祭佛神之心一也。大臣即遣二子弟一奏二其占狀一。詔曰。宜依二卜者之言一祭二祠父神一。大臣奉レ詔。禮二拜石像一。乞レ延二壽命一。是時國行二疫疾一。民死者衆。三年丁巳朔。物部弓削守屋大連。與二中臣勝海大夫一奏曰。何故不二肯用二臣言一。自二考天皇一及二於陛下一。疫疾流行。國民可レ絶。豈非レ專由二蘇我臣之興二行佛法一歟。詔曰。灼然。宜レ斷二佛法一。丙戌。物部弓削守屋大連自詣二於等一踞二坐胡床一。斫二倒其塔一。縱レ火燔レ之。并燒二佛像與二佛殿一。既而取二所レ燒餘佛像一令レ棄二難波堀江一。是日無レ雲風雨。大連被二雨衣一。訶二責馬子宿禰與二從行レ法侶一。令レ生二毀辱之心一。乃遣二佐伯造御室一〔割註〕更名於閭礙也」喚二馬子宿禰所レ供善信等尼一。由レ是。馬子宿禰不二敢違一レ命。惻愴啼泣。喚二出尼等一付二於御室一。有司便奪二尼等三衣一禁二錮楚二撻海石榴亭一云々、又發レ瘡死者充二盈於國一。其患レ瘡者言。身如二被レ燒被レ打被一レ摧。啼泣而死。老少竊相謂曰。是燒二佛像一之罪矣。夏六月。馬子宿禰奏曰。臣之疾病至レ今未レ愈。不レ蒙二三寶之力一難レ可二救治一。於レ是詔二馬子宿禰一曰。汝可二獨行二佛法一。宜レ斷二餘人一。乃以二三尼一還二付馬子宿禰一。馬子宿禰受而歡悦。嘆二未曾有一頂二禮三尼一新營二精舍一迎入供養云々、本文に據て按に、守屋大連是より先に、度々佛法を禁止せらるべきよし諫め奉られし成べし、其事は紀に漏れたり、先欽明天皇の御宇、佛法初て渡り來りしをりも疫癘流行し、爰にも又疫疾行はれ瘡を患ふなど〔割註〕今瘡を患ふといへるは、疱瘡に

や、痲疹にや、分明ならず。此考は別にしるす。」見えたれば、皇神の御心に違へること明らけし。さはあれど蕃神の御心にやあらん。鎌子、尾輿の兩連、及び守屋の大連の、次々に忠志を盡し拂ひ棄んとせらるれどもあたはず。此頃既に因果應報の教、民の心に染りけるにや、瘡を患て死る者の詞に、是佛像を燒の罪戮といへり。是則佛法人の耳に入ては、世に斷絶し難き一端なり。其上天皇の御心にすら、長に忠臣の諫を諾ひ給ふがごとく也とはいへども、內には猶佛道に歸依ましく／＼けるにや。此年の三月寺をこぼち佛像を燒しが、いく程なく六月に至りて、馬子宿禰の奏を許させ給ひ、汝獨佛法を行ふべきよし詔あり。此書の紀のさに詳かに見えずといへども、再び又世に行はれける成べし。又按に、天皇〔敏達〕も瘡を患給ふよし、三月の條下に見えしが、其名號などにや、いはしましけん〔同年秋八月乙酉朔己亥、御病彌留おもりて崩じ給ふよし記さる。彌留おもりてとあるにて、初の瘡の引つゞきなるべく思はる〕按此崩御の時、誄なるをりの事をいふ所に、守屋大連馬子宿禰やうやく怨恨を生ずと見えたり。されど其實は佛法の事より不和なるにやあらん。次の帝用明天皇も佛道を信じ給ふよしは、第廿一卷此帝の御代の始の紀に、天皇信二佛法一尊二神道一といへり。用明天皇二年夏四月乙巳朔丙子の條云、御二新嘗於磐余河上一。是日。天皇得レ病還二入於宮一。群臣侍焉。天皇詔二群臣一曰。朕思下欲歸二三寶一卿等議上之。群臣入朝而議。物部守屋大連與二中臣勝海連一。違レ詔議曰。何背二國神一敬二他神一也。由來不レ識。若レ斯事一矣。蘇我馬子宿禰大臣曰。可下隨レ詔而奉上レ助。詎生二異計一。於レ是皇弟皇子〔割註〕皇弟皇子者。穴穗部皇子、即天皇庶弟。引二豐國法師一〔闕名也〕入二於內裏一。物部守屋大連耶睨大怒云々。此時押坂部史毛屎といふ人急ぎ來りて、今群臣卿を圖るよし、密に守屋の大連に告ければ、大連是を聞て、則阿都といふ所の別業に退て人數を集む。中臣勝海連も家に於て衆を集め、大連を助く。然るに勝海連事の成難からん事を思ひて、彥人皇子に附從ふ舍人迹見赤檮、遂に勝海連を殺す。此ほど天皇の病彌盛なり。時に鞍部多須奈〔割註〕司馬達等が子なり。」奏して曰、臣天皇の御爲に

出家して道を修せん。又丈六の佛像及寺を造らん。天皇是が爲に悲みまどひ給ふ。其日癸丑、天皇崩じ給ひぬ。御世繼の御位いまだ定まらせ給はず。五月に成ぬ。守屋大連初め穴穂部皇子を立て天皇とせんと欲す。今に至に及で、他の皇子を替立ん事を謀す。謀泄れてたらず。六月甲辰朔庚戌、馬子宿禰等炊屋姫尊〔割註〕後推古天皇と申奉る。」の詔を奉じて、穴穂部皇子及宅部皇子を誅殺す。秋七月、馬子宿禰諸皇子及群臣を勸めて、守屋大連を滅さん事を謀る。則軍兵進み攻む。守屋大連防ぎ戰ふ。其軍強くして皇子と群臣との軍三回退く。此時厩戸皇子白膠木を伐取て、四天王の像を作り、誓言を發して云、今若我をして敵に勝しめ給はゞ、寺塔を起立せん。馬子宿禰も亦誓言を發して云、凡諸天大神王等、我を守りて利益を得せしめ給はゞ、寺塔を起立し三寶を流通せん。其後軍兵を進發し、遂に大連并に其子等を誅す。此亂平均の後、厩戸の皇子攝津國に於て四天王寺を造る。馬子宿禰も亦飛鳥の地に法興寺を建つ。八月癸卯朔甲辰、崇峻天皇御即位ありしよし紀に見えたり。〔割註〕天皇は欽明天皇の第十二の皇女、御母は小姉君、稻目宿禰の女、今按要して記す。」是よりやう〳〵佛道盛りに行はれし成べし。崇峻天皇五年冬十一月癸卯朔乙巳、馬子宿禰謀つて天皇を弑し奉る。其年十二月壬申朔己卯、推古天皇御即位。〔割註〕天皇は欽明天皇の皇女、敏達天皇の皇后、豐御食炊屋姫尊と申奉る。」元年四月庚午朔己卯、厩戸豐聰耳皇子を皇太子とし、則攝政し給ふ。

是より佛法益盛に行はる。二年春二月丙寅朔條云。詔二皇太子及大臣一令レ興二隆三寶一。是時諸臣連等各爲二君親之恩一。競造二佛舍一。即是謂レ寺焉。抑馬子宿禰の君を弑し逆臣を誅せし、其頃佛法に權與せしには非ざるや。是を國に害なしとはいふべからず。豐國法師御櫥を穢す事あたはず、何ぞ佛法に功德有りといはんや。然るに月をかさね年を遂て、益盛に成行しは、いとも〳〵不審し。二十二年〔推古〕秋八月の條云、大臣臥レ病爲二大臣一而男女并一千人出家。」千人出家せしは夥しき事也。二十九年春二月己丑朔癸巳、上宮太子薨じ給ふ。三十二年夏四月、一僧有り、斧を執て祖父を打つもの有りと聞し召

て、諸寺の僧尼を集めて推問せられ、惡逆の僧尼を罪せらる。爰に百濟の觀勒僧表を上て云、夫佛法西の國より漢に至て三百年、乃百濟國に傳へて僅に一百年也、我王佛像及內典を貢上して未だ百年に滿ず。〔割註〕按自ニ欽明帝十三年一至ニ推古帝三十二年一。年數七十三年也。〕今僧尼法律に習はず、惡逆を犯す。其惡逆の外の僧をば罪し給はざらん事を請ふ。天皇則免し給ひ、壬戌觀勒を僧正とし、鞍部德積を僧都とし給ふ。秋九月甲戌朔丙子の條云。按ニ寺及僧尼一具錄ニ其寺所造之緣、亦僧尼入道之緣、及度之年月日一也。當ニ是時一有ニ寺四十六所、僧八百十六人、尼五百六十九人、併一千三百八十五人一と記さる。今の世に比ればいまだ少き事なり。然るに尼僧の數多きは今と異なり。いかに猥なる行ひにか有けん。按同帝〔推古〕三十四年五月戊子朔丁未、蘇我馬子大臣薨ぜり。〔割註〕時の人島の大臣といふ、稻目宿禰の父なり。凡大御國に佛法のかくばかり廣まりしは、十にして七八は、此馬子大臣の力なり。然るに世の佛者聖德太子を尊崇すといへども、此大臣をいふものなし。是もしかるべき故あることにや。又日本紀第廿九。天武天皇十四年三月丙午朔壬申條云。詔ニ諸國一毎ㇾ家作ニ佛舍一乃置ニ佛像及經一以禮拜供養云々。此時に至りて、日本國中殘る隈もなく佛法流布し、不朽の基本成就すといふべし。其是非邪正は今論をなすに及ばず。其國に害ありしは、弓削道鏡禪師の亂れを始めとして、國史に見えたるも少からずといへども、是は只皇國に流布せし故よしをのみ、聊か抄出して後考に備ふる微意なれば、筆をさしおく。

○兩部習合の神道と號して、今の世に專ら執行ふものは、神道の名を借りて、其實は兩氏を盜めるもの也。然るに此きざし、早く日本紀に見えたり。第廿四皇極天皇三年秋七月條云。東國不盡河邊人大生部多、勸ニ祭ニ蟲於村里之人一曰。此者常世神也。祭ニ此神一者致ニ富與一ㇾ壽。巫覡等遂詐託ニ於神語一曰。祭ニ常世神一者、貧人致ㇾ富、老人還ㇾ少。由ㇾ是。加勸捨ニ民家財寶一陳ニ酒菜六畜於路側一而使ㇾ呼曰。新富入來。都鄙之人取ニ常世蟲一置ニ於淸座一歌儛求ㇾ福。棄ニ捨珍財一都無ㇾ所ㇾ益。損費極甚。於ㇾ是葛

野秦造河勝懲ニ民所レ惑、打ニ大生部多一。其巫覡等恐休ニ其勸祭一。〔中略〕。此虫者常生ニ於橘樹一。或生ニ於曼椒ニ〔割注〕曼椒此云ニ裒曾紀一。其長四寸餘。其大如ニ頭指許一。其色緑而有ニ黒點一。其貌全似ニ養蠶一云々。己が欲に引れて、かゝるよしなしごとにたぶらかさるゝぞ、昔も今も世の人の常なりける。

○米糞上人　文徳實錄第六、齊衡元年七月甲申朔乙巳。備前國貢ニ一伊蒲塞一。斷レ穀不レ食。有レ勅安ニ置神泉苑一。男女雲如集。觀者架レ肩。市里爲レ之空。數日之間。遍ニ於天下一。呼爲ニ聖人一。各忘ニ其業一。但此伊蒲塞仍有ニ許詐一。婦人之氣。莫レ不ニ睦惑作稱一。後月餘日。或云。伊蒲塞夜入定ニ後。以レ水飯送下、并米ニ。天曉知レ炳。有レ人竊レ之。米糞如レ積。由レ是聲價應レ時減折。兒婦人爲ニ謂之米糞聖人一。是は千有餘年の昔物語なれども、今の世も更に異なる事なし。中にも末の文に、既に此僧竊に米を食する事を見顯はされて、世の嘲へ牛に成たれども、兒婦人は猶米糞聖人といひたるよし記されたる、實に愚夫愚婦の迷ひて靡るが如くなるは、爲方なきわざなり。ゆめ不思議奇妙をいふものあらば、早く正道に非ざる事を悟り、眉毛に唾して彼妖妄に欺かるゝ事なかれ。

○死者の衣服を佛具に遣りて、寺に送ることも、昔より古き習はし也。日本紀第三十、持統天皇元年八月條云、請ニ集三百龍象大德等於飛鳥寺一。奉ニ施袈裟一。人別一領。曰、此以ニ天渟中原瀛眞人天皇御服一所ニ縫作一也云々。是は先帝天皇の御衣にて製造せしをいへる也。

○僧の奸惡を禁ず　續日本紀第七、元正天皇養老元年四月壬辰。詔曰。置レ職任レ能。所ニ以教ニ導愚民一。設レ法立レ制。由ニ其禁ニ斷奸非一。頃者。百姓乖ニ違法律一。恣任ニ其情一。剪レ髮髠レ鬢。輙着ニ道服一。貌似ニ桑門一。情挾ニ奸盜一。詐僞所ニ以生一。姦宄自レ斯起一也。凡僧尼。寂ニ居寺家一。受レ教傳レ道。准レ令云。其有ニ乞食者一。三綱連署。午前捧レ鉢告乞。不レ得ニ因レ此更乞ニ餘物一。方今小僧行基。并弟子等。零ニ疊街衢一。妄説ニ罪福一。合ニ構朋黨一。焚ニ剝指臂一。歷門假説。強乞ニ餘物一。詐稱ニ聖道一。妖ニ惑百姓一。道俗擾亂。四民棄レ業。進違ニ釋教一。退犯ニ法令一。二也。僧尼依ニ佛道一。持ニ神呪一。救ニ溺徒一。施ニ湯藥一。而療ニ痼病一。於レ令

聽レ之。方今僧尼輙向二病人之家一。詐禱二幻恠之情一。戻執二巫術一。逆占二吉凶一。恐二脅耄穉一。稍致レ有レ求。道俗無レ別、終生二姧亂一三也。如有二重病應レ救、請二淨行僧一、經二告僧綱一三綱連署、期日令レ赴、不レ得二因レ茲逗留延一レ日、實由二主司不レ加二嚴斷一致レ有二此弊一。自レ今以後、不レ得二更然一、布二告村里一、勤加二禁止一。其後行基法師は、聖武帝の寵恩を蒙り、大僧正の位を極め年八十にして、天平勝寶元年二月丁酉遷化のよし、此紀に見えたり。又同紀第三十八。桓武天皇延暦四年五月條云。己未。勅曰。出家之人本事レ行レ道、今見二衆僧一多乖二法旨一。或私定二檀越一、出二入閭巷一、或誣二稱佛驗一、詿二誤愚民一。非二唯比丘之不レ愼二教律一、抑是所司之不レ勤二捉搦一也。不レ加二懲禁一、何整二緇徒一。自今以後、如有二此類一、擯二出外國一、安二置定額寺一。（割註）安置の上に例奠尊の字脱せしにや。

○鷹を養ふ事　續日本紀第十、聖武天皇神龜五年八月甲午、詔曰。朕有レ所レ思。比日之間。不レ欲レ養レ鷹。天下之人、亦宜レ勿レ養。其待二後勅一、乃須レ養レ之。如有二違者一、科二違勅之罪一。是は何故といふこと詔の内には見えねど、全く殺生を悪み給ふことゝ成べし。又同紀第廿五。廢帝天平寶字八年十月條云、甲戌。勅曰、天下諸國、不レ得下養二鷹狗及鵜一以田獵上。又諸國進二御贄雜宍魚等類一、悉停。又中男作物。魚宍蒜等類悉停、以二他物一替充。但神戸不レ在二此限一云々。近く元祿の頃もかゝる御制度有しが、共に佛法の人を惑はす弊なるべし。

○新に寺を建る事　續日本紀第十六。同帝天平十八年五月庚申。禁下諸寺競二買百姓墾田及園地一永爲中寺地上。同紀第三十七。桓武天皇延暦二年六月乙卯。勅曰、京畿定額諸寺、其數有レ限。私自營作。先既立レ制、比來所司寛縱、曾不二糺察一。如經二年代一、無二地不一レ寺。宜下嚴加二禁斷一。自今以後、私立二道場一。及將二田宅園地一捨施、并賣易與レ寺。主典以上解二却見任一。自餘不レ論二蔭贖一、決杖八十。官司知而不レ禁者、亦與同罪上。聖武帝、桓武帝は、佛法の歸依ましくゝけるに、如レ斯禁制あるは、いたく度を過ける事成べし。是より後も猶次々に新寺を建立する事止まず。天正、元和より今少し後に至りても未

だ断絶せざりしが、大御政によりて、今は止み果たり。武家諸法度には、家綱公の御代、初天和三年亥七月廿五日の御條目に、諸國散在之寺社領。自レ古至二于今一所二附來一者不レ可二取放一。勿論新地之寺社建立。堅令二停止レ之。若無レ據子細有レ之者。達二奉行所一可レ受二差圖一事とあり。〔割註〕家光公御代如寛永十二年六月廿一日の御條目には、諸國散在寺社領。自レ古至レ今所二附來一者。向後不レ可二取放一事とあるのみなり。是より御代々の御條目、皆天和の御制度に同じ。

○宗旨　日本紀には、何宗といふやうの事見えたることなし。按に、學問僧入唐して、各傳受の門を教導せしより、宗旨といふ事定りける成べし。五宗といふ詞の始て國史に見えたるは、續日本紀第八。元正天皇養老二年十月條云。五宗之學。三藏之教。論討有レ異。辨談不レ同云々。〔割註〕六年七月にも、詔の内に五宗といふ事あり。五宗といふは、華嚴、律、法相、三論、天台なり。日本後紀第十三。桓武天皇大同元年正月條云。凡此諸業。廢レ一不可。宜下華嚴業二人。天台業二人。律業二人。三論業三人。法相業三人。分レ業勸催。共令二競學一。仍須下各依二本業疏一讀中法華金光明二部經上。漢音及訓。云々。續日本後紀第十二。仁明天皇承和九年十二月條云。自二去延曆年中一以降。一十二人分配二五宗一。使二之得度一云々。此頃迄は、いまだ宗派は五つなりしと見えたり。其後八宗といふ名目出來れり。三代實錄第二。清和天皇貞觀元年己卯四月十八日癸卯。皇太后之御願文云。世間所レ行。八宗之教。須二皆修習一云々。八宗といふは、拾芥鈔云、律、俱舍、成實、法相、三論、天台、華嚴、眞言とあり。是なるべし。此後淨土、禪の兩宗くはゝり、又遙に後に一向宗、日蓮宗出來たり。又近世に至て黄檗宗と稱する一派廣まれり。是は臨濟派にて禪宗なれども、又別に一宗をなせり。

○檀那寺　三代實錄第十八。清和天皇貞觀十二年庚寅八月廿六日丙午條云。以二山城國葛野郡觀空寺一預二之定額一。勅。觀空寺者。嵯峨太上天皇創建。宜下以二其後親王源氏一爲中檀越上。永爲二恒例一云々。是は今の世に開基旦那といふが如し。されど今の世の旦那寺といふとは聊異なり。當時は邪宗門を改め糺

し給はん爲に、銘々邪宗に非る證人に、旦那寺の印形を公儀に奉るによりて、其むつび厚く成たるなり。此事は寛文の頃より定められしと見えたり。〔割註〕いまだ慥なる令條を見ず。」されど人々の歸依次第にて、銘々旦越となる故に、父は淨土宗なるも、其子は禪宗となり。其時に歸依の僧住持する寺を旦那寺にせしと見えたり。是は寶永、正德の頃迄も、今の如くにはなかりしなり。尤寛文五年七月十一日諸寺に賜りたる御條目の内にも、檀越之輩雖レ爲ニ何寺一。可レ任ニ其心一。從僧侶方不レ可ニ相爭一事とあり。然れば開基旦那などいふは格別、其外は何寺の旦那と定りたる事はなかりしを知るべし。

○兒の髮　日本紀第廿一。崇峻天皇二年七月條云。廐戶皇子束髮於額。〔割註〕古俗年少兒十五六間。束ニ髮於額一。十七八間分爲ニ角子一。今亦然之。」而隨ニ軍後一云々。

○男女の髮　同紀第廿九。天武天皇十一年四月條云。詔曰。自今以後。男女悉結レ髮云々。又同年六月條云。丁卯。男女始結髮。仍着ニ漆沙冠一云々。同十三年閏四月條云。詔曰云々。女年四十以上。髮之結不レ結。及乘馬爲ニ縱橫一。並任レ意也。別巫祝之類不レ在ニ結髮之例一。同卷。朱鳥元年七月乙亥朔庚子條云。勅。更男夫著ニ脛裳一。婦女垂ニ髮于背一猶如レ故。按に、十一年の紀に、男女始て結髮とあるは論なし。爰に婦女髮を脊に垂る、猶元の如くせよと記されたるは、いかにぞや聞ゆれども、さにはあらず。一旦髮ゆふべしと詔有しが、又古に復して髮を垂れよと制令有し成べし。玉勝間つら〳〵椿卷に、〔割註〕本居宣長大人。」引たる文を抄出して爰にいふ。此朱鳥元年の勅は、天皇大御病し給ひて、くさ〴〵の御事有しほどなれば、此女の髮の事も、神代よりの風を改め給へることを慢み給ひてにや有けん云々。」已久備接、其後續日本紀第三。文武天皇慶雲二年十二月條云。乙丑。令下天下婦女一自レ非ニ神部齋宮人及老嫗一。皆髻髮上。〔割註〕語在ニ前紀一。至レ是重制也。」註に前紀に有よし見えたれど、見漏らせしにや見えず。是より後の國史にも所見なし。此紀の如くなれば、又髮を結ふ事に成しにや。されど源氏などの物語をはじめ、其比は又髮を脊に垂れたり。慶雲より後又改りける成るべし。或人のいへる。

今も伊豆國大島の婦人は髪をゆはず。髪を半頭にて結び、後の方へ垂れおくといへり。古風の今に存せしもの歟。

○賤き人の名　日本紀第廿四。皇極天皇二年十一月條云。於レ是奴三成與二數十舍人一出而拒レ戰云々。三成は山背大兄王の從者なり。日本後紀第八。桓武天皇延暦十八年二月條云。陸奧國新田郡百姓弓削部虎麻呂。妻丈部小廣刀自女云々。三代實錄第三十二。陽成院元慶元年丁酉九月廿七日乙丑條云。出雲國言。楯縫郡白水郎海部金麻呂。同姓黑麻呂云々。此外猶見えたれど抄せず。往古の人の呼名粗しる。少しも位階など給はるべき程の人は、姓と名とをいひしと見えたり。尤も常の呼名と別に、實名として名告るは、遙に後の事也。往古は名告(ナノリ)の外に呼名有事なし。又按、日本紀第廿五。孝德天皇御代の初の紀云。大伴長德〔字馬飼〕云々。同紀。大化五年三月條云。蘇我臣日向〔割註〕日向字身刺。」是等は別に字といふもの有しなり。爰に字と記されしは、全く漢文にて、其實は呼名成るべし。〔割註〕字の考は一の卷にしるす。」

○異なる名　續日本紀第三。文武天皇慶雲元年正月條云。正六位上文忌寸釋加云々。同紀第八。元正天皇養老五年正月條云。志我閇連阿彌陀云々。三代實錄第廿二。淸和天皇貞觀十四年壬辰十一月廿三日己丑條云。節婦武藏國橘樹郡人巨勢朝臣屎子云々。

○蜜蜂　日本紀第廿四。皇極天皇二年條云。是歲。百濟太子餘豐。以二蜜蜂房四枚一放二養於三輪山一。而終不二蕃息一云々。紀のごとくなれば、此時は養ひ得ざりし成るべし。其後いつの頃よりか養ふ術を得て、今は世に多く成りけるならん。

○國の人數をしるす　同紀第廿五。孝德天皇大化元年九月條云。甲申。遣二使者於諸國一錄二民元數一云々。今の人別改なるべし。

○遷都の兆　同紀。同年冬十二月乙未朔癸卯條云。天皇遷二都難波長柄豐碕一。老人等相謂之曰。自レ春至

レ夏。鼠向ニ難波一。遷都之兆也。今の世にも、鼠よく火災を知て、其害を遁るといへり。げにさることも有べきにや。

○田租の法　同紀。白雉三年正月條云。凡田長三十歩爲レ段。十段爲レ町。〔割註〕段租稻一束半。町租稻十五束。續日本紀第三。文武天皇慶雲三年九月丙辰條云。遣ニ使七道一。始定ニ田租法一。町十五束。及點ニ役丁一。日本後紀第十七。平城天皇大同三年九月條云。今年三月十九日格云。收ニ備後。安藝。周防等國田租一。不四得六。有レ疑ニ通計一。宜ニ毎レ戸立レ率。免レ四收レ六。莫レ用ニ通計之法一。今の世の收公の法は、公四六民なり。是に比ぶれば多に似たり。いかなる納法なりしにや。又續日本紀第八。元正天皇養老三年九月條云。詔。給ニ天下民戸一。陸田一町以上二十町以下。輸ニ地子一段粟三升也。

○五人組　日本紀。白雉三年四月條云。是月造ニ戸籍一。凡五十戸爲レ里。毎レ里長一人。凡戸主以ニ家長一爲レ之。凡戸皆五家相保。一人爲レ長。以相檢察。是五人組といふ事の本成るべし。其後代有家々も、五家相保の法を立てられたる事あり。三代實錄第六。淸和天皇貞觀四年壬午三月十五日癸未條云。左京職言。戸令云。凡戸皆五家相保。一人爲レ長。以相檢察。勿レ造ニ非違一。云々。請親王及公卿職事三位以上。以ニ家司一爲ニ保長一。無品親王以下六位以上。別當ニ爲ニ保長一。散位三位以下五位以上。以ニ事業一爲ニ保長一。然則皇憲通行。隣伍相保。奸猾永絶。道橋自全。太政官處分。依レ請。右京職亦准レ此。

○燃る土、燃る水　日本紀第廿七。天智天皇七年秋七月條云。越國獻ニ燃土與ニ燃水一。こゝに燃る土といふは、今も越後の國に土を掘て、四角に能き程に切り、日に乾かして薪の代りとす。臭氣あり。又燃る水といふは、臭水の油なるべし。今も彼國には取用ゆる也。其油を取る法、水の上に油の浮きたるを、蘘の生にて漉などにすくひ入るといへり、是も又臭氣ありとぞ。

○一產多子　一產に三人生れて、養育の料を賜りたる事は、國史の中に多く見ゆ。一產に四人生れしは、續日本紀第一。文武天皇三年正月條云。京職言。林坊新羅女牟久賣一產ニ二男二女一。又六人產せ

しは、同紀第三。同帝慶雲三年二月戊子條云。山背國相樂郡女鴨首形名三産ニ六兒一。初産ニ一男一。次産ニ二女一。後産ニ二男一。其初産一男。有レ詔爲ニ大舍人一。

○惣領　同紀第一。同帝四年十月條云。以ニ直大壹石上朝臣麻呂一。爲ニ筑紫惣領一。直廣參波多朝臣牟後閇爲ニ周防總領一。こゝに惣領といへるは、今いふとは異なりといへども、其義は同じかるべし。

○跪伏の禮を止む　同紀第三。同帝慶雲元年正月條云。辛亥。始停ニ百官跪伏之禮一。是は西土の禮法を模せられける成るべし。されど此禮久しくは行はれざりしにや、此後復古せられし事は、紀中に見あたらず。

○君子國　同卷。同年七月條云。正四位下粟田朝臣眞人自ニ唐國一至。〔中略〕今稱ニ大周一。〔中略〕唐人謂ニ我使一曰。亟聞。海東有ニ大倭國一。謂ニ之君子國一。人民豐樂。禮義敦行。今看ニ使人一。儀容大淨。豈不レ信乎云々。

○新田　同紀第五。元明天皇和銅四年十二月條云。有下應レ墾ニ開空地一者上。宜下經ニ國司一然後聽ム官處分上。新田開發する事は、昔より公にも御心を用ひさせ給ひしと見えたり。

○烽　同卷。和銅五年正月條云。廢ニ河内國高安烽一。始置ニ高見烽及大倭國春日烽一。以通ニ平城一也。往古の武備粗思ひやらる。春日のゝ飛火の野守とよみしは、此後の歌也。こゝに烽といへるは、いかなる業をせしにや、いまだ考へ得ず。又日本後紀第五。桓武天皇延暦十五年九月己丑朔。勅。遷都以來。于レ今三年。牡山烽火。無レ所ニ相當一。非常之備。不レ可ニ暫闕一。宜下山城河内兩國。相共量ニ定便處一置中彼烽燧上。と見えたり。

○子年不作　續日本紀。和銅五年〃月條云。己巳。詔曰。朕聞。舊老相傳云。子年者穀實不レ宜。而天地垂レ祐。今茲大稔云々。昔はかゝる諺の有けるにや、和銅五年は壬子の年なり。

○瓦葺　續日本紀第九。元正天皇神龜元年十一月條云。太政官奏言。上古淳朴。冬穴夏巢。後世聖人。

代以二宮室一。亦有二京師一。帝王爲レ居。萬國所レ朝。非二是壯麗一。何以表レ德。其板屋草舍。中古遺制。難レ營易レ破。空殫二民財一。請仰二有司一。令二五位已上及庶人堪レ營者構二立瓦舍一。塗爲中赤白上。奏可之。是は壯觀の爲に瓦葺にせらる。近く享保の頃、御府内の家々、瓦葺にすべきよし命ありしは、火災を防がん爲なり。古今おのづから時勢の異なるによれるのみ。

○一匹六丈　同紀第十。聖武天皇天平元年三月條云。令下諸國一停二四丈廣絁一。皆成中六丈狹絁上。同紀第十二。天平八年五月條云。諸國調布。長二丈八尺。闊一尺九寸。庸布長一丈四尺。闊一尺九寸。爲レ端貢レ之。寬文四年甲辰七月十三日の御定に、

定

一　絹紬之儀、一反ニ付而大工のかねにて丈三丈四尺、はゞ一尺四寸たるべき事。

一　布木綿之儀、一端ニ付而大工のかねにて丈三丈四尺、はゞ一尺三寸たるべき事。

右之通此以前より被二相定一候處、近年猥ニ有候間、向後書面の寸尺より改レ之。不足之分見出次第可レ取之間、諸國在々所々において可レ存二其旨一者也。

辰七月十三日

○たんじやく　續日本紀第十。聖武天皇天平二年正月條云。辛丑。天皇御二大安殿一。宴二五位以上一。以賜二酒食一。因令レ探二短籍一。書以二仁義禮智信五字一。隨二其字一而賜レ物。得レ仁者絁也。義者絲也。禮者綿也。智者布也。信者段常布也。たんじやくを歌を書く料紙に用ふるは後ながら、たんじやくといふ名目はいと古し。玉勝間つら〱椿卷（本居宣長）云。書紀齊明天皇ノ御卷に、或本云。有間皇子與二云々一。取二短籍一卜二謀反之事一とある。短籍と云物、是に始て見えたり。ヒネリブミと訓り。續紀十の卷にも見え、其後の書どもにも、をり〱見えたり。續紀なるも、ひねりぶみと云てよろし。されど此物、ひねりぶみには限らず。何事にまれ、只いさゝかの事を書く物也。但し歌をかくは、遙に後のこと也。と

なり。

○門　同卷。天平三年九月條云。左右京職言。三位已上宅門。建ニ於大路ー。先已聽許。未レ審身薨。宅門若爲處分。勅。亡者宅門。不レ在ニ建例ー。此紀を見れば、三位已上の人ならでは、宅門を設け造らざりしにや。

○疫瘡　同紀第十二。天平七年八月條云。太宰府言。管內諸國疫瘡大發。百姓悉臥。又同じ卷の末に云。是歲。年頗不レ稔。自レ夏至レ冬。天下患ニ豌豆瘡ー。〔割註〕俗曰ニ裳瘡ー。夭死者多。〔割註〕此事首卷麻疹の考の所にもいへり。合せ考ふべし。」今按に、今年流行せし疫瘡といへるは、則疱瘡なるべし。卷尾の紀に、豌豆瘡を患ふとあれば、太宰の管內の疫瘡も同物なる事論なき歟。又同卷。天平九年四月條云。太宰管內諸國。疫瘡時行。百姓多死。又云。是年春。疫瘡大發。初自ニ筑紫ー來。經レ夏涉レ秋。公卿以下天下百姓。相繼歿死。不レ可ニ勝計ー。近代以來未ニ之有ー也。此疫瘡も疱瘡にや、又は近代以來いまだ不レ有レ之也といへるは、歿死する人の多き事、近代是程の事なしといふ意にや、夫ならば疱瘡として論なし。是を近代なき疫瘡也と見れば、一昨年天平七年に疱瘡行はるゝあれば、近來なしとはいひ難し。然れば爰は麻疹なりしにや、猶考ふべし。又同紀第四十。桓武天皇延暦九年條云。是年秋冬。京畿男女年三十已下者。悉發ニ垸豆瘡ー。〔割註〕俗云ニ裳瘡ー。臥レ疾者多。其甚者死。天下諸國往々而在。と見ゆ。玉勝間つら〳〵椿の卷、「本居宣長」この延暦九年の紀を抄していふ、垸字は豌を誤れるなるべし。此瘡の名、是より後の書には皰瘡といへり。皰瘡同じことなり。今の世にも、はうさうといふ。又いもといふ。されば昔もがさといへるは、いもがさの省きか、といへり。

○年忌　一周忌、三年忌、七年忌云々といへることは、いつの頃より始まりけるにや。往古は人死して四十九日迄僧を供養し、又一周忌の忌日に法事をなし、其後は年々の諱忌日に供養などせしと見えたり。年忌といふこと、國史には見えず。續日本紀第十二。天平七年十月條云。詔。親王薨者。毎ニ七

日ニ供齋ニ。以ニ僧一百人ニ爲レ限。七七齋訖者停レ之。自今以後。爲レ例行レ之。周忌といふことの史に見えたるは、三代實錄第四十。陽成院元慶五年十一月條云。廿六日庚午。皇太后奉ニ爲太上天皇ニ〔割註〕清和天皇の御事なり。〕於ニ染殿宮ニ。設ニ周忌御齋會ニ云々。又云。十二月四日戊寅。於ニ圓覺寺ニ。設ニ周忌御齋會ニ云々。是は周忌とあれば、御一周の御齋會なる事論なし。翌年御三周の忌には、慥に御三周のよしは見えず。同紀第四十二。元慶六年壬寅十二月四日壬寅條云。清和太上天皇御忌。勅。遣ニ使於圓覺ニ。貞觀。水尾等三寺ニ。修ニ功德ニ云々。四年目の紀も大むね同じ。同紀第四十四。元慶七年十二月四日丙申條云。是日。先太上天皇忌也。太皇太后設ニ齋於圓覺寺ニ云々。是を以て見れば、三年忌、七年忌などいふ事はなくて、年々の周忌に、御齋會を設け給ひけるならん。五年目元慶八年は、陽成院御位を退き給ひ、光孝天皇御即位有。十二月の紀に周忌の事見えず。鹽尻〔割註〕天野清景筆記。〕に、玉笑零音を引ていふ。人之初生以ニ七日ニ爲レ臘。人之初死以ニ七日ニ爲レ忌。一臘而一魂成。故七七四十九日而七魄具矣。一忌而一魄散。故知ニ鬼神之情狀ニ云々。〔割註〕東鑑に見えたる年回の事は、第一の卷にしるす。〕

〇一斤の貫目　續日本紀第十三。天平十二年四月乙亥條云。令ニ天下諸國改ニ駄馬一匹所レ負之重大二百斤ニ。以ニ百五十斤ニ爲レ限。按に、拾芥抄云。六銖爲ニ一分ニ。四分爲ニ一兩ニ。十二兩爲ニ一屯ニ。十六兩爲ニ一斤ニ。三斤爲ニ大一斤ニ。制度通〔伊藤長胤〕云。一兩は今の拾匁に相准ず云々。然れば大一斤は四百八十匁、小一斤は百六十匁なり。本文に大二百斤といふは、九十六貫目なり。如レ此なる時は甚重し。此法に依て百五十斤を小一斤とし、算するに二十四貫目也。是は少し輕し。是を大一斤とすれば七十二貫目なり。いまだ一定の分量にあらず。猶尋ぬべし。

〇息利　續日本紀第十五。天平十六年七月甲申條云。詔曰。四畿內七道諸國。國別割ニ取正稅四萬束ニ。以入ニ僧尼兩寺ニ。各二萬束。每年出擧。以ニ其息利ニ永支ニ造寺用ニ。此末にも猶、是に似たること多く見

ゆ。息利を取て事を行ふは、いとこざかしき後の世めきたる事なれども、はやくより出來そめし事也けり。

（投文　同紀第十七。天平勝寶元年二月條云。丙辰。以朝庭路頭屢投匿名書。下詔教誡百官及大學生徒。以禁將來。今の世の捨文張訴などの如し。

（錢幣　續日本紀第一。文武天皇三年十二月條云。庚子。始置鑄錢司。以直大肆中臣朝臣意美麻呂爲長官。按に、此時銀錢を鑄られけるにや。〔割註〕是より先に、日本紀顯宗天皇二年に銀錢一文といふ事見えたり。その錢を鑄られし事は、重て尋ぬべし。」

和同開珍

同紀云。元明天皇和銅元年正月條云。乙巳。武藏國秩父郡獻和銅。云々。〔割註〕慶雲五年改めて和銅元年とせらる。同年七月條云。丙辰。令近江國鑄銅錢。按錢の文を記されずといへども、是は和同開珍の錢なるべし。同二年正月條云。壬午。〔中略〕向者頒銀錢。以代前錢。又銅錢並行。比奸盜逐利。私作濫鑄。紛亂公錢。自今以後。私鑄銀錢者。其身沒官。財入告人。行濫逐利者。加杖二百。加役當徒。知情不告者。各與同罪。同年三月條云。甲申。制。凡交關雜物。其物價銀錢四文以上。即用銀錢。其價三文已下。皆用銅錢。同年八月條云。乙酉。廢銀錢。一行銅錢。云々。こゝに銀錢を廢して、專ら銅錢を行ふよし見えたるに、同紀第八元正天皇養老五年正月條云。丙子。令天下百姓以銀錢一當銅錢二十五。以銀一兩當一百錢。行用之。云々。此文を見れば、猶銀錢も世に行はれしと見えたり。又此紀の文、今の通用の法に粗々相通ひ、算家に所謂永一貫文といふを一兩とするの義にも通へり。又同紀第九。同六年二月條云。詔曰云々。更量用錢之便宜。欲得百姓之潤利。其用二百錢。當一兩銀。仍買物貴賤。價錢多少。隨時平章。永爲恒式。云々。

萬年通寶（銅錢）　　大平元寶（銀錢）

開基勝寶（金錢）

續日本紀第廿二。廢帝天平寶字四年三月條云。丁丑。勅。錢之爲レ用。行レ之已久。公私要便。莫レ甚ニ於斯一。頃者。私鑄稍多。僞濫既半。頓將ニ禁斷一。恐有ニ騷擾一。宜下造ニ新樣一與レ舊並行上。庶使下無レ損ニ於民一有中益於國上。其新錢文曰ニ萬年通寶一。以レ一當ニ舊錢之十一。銀錢文曰ニ大平元寶一。以レ一當ニ新錢之十一。金錢文曰ニ開基勝寶一。以レ一當ニ銀錢之十ニ云々。按に、金錢はことし始て鑄られけるにや。猶尋ぬべし。

神功開寶

同紀第廿六。稱德天皇天平神護元年九月條云。丁酉。更鑄ニ新錢一。文曰ニ神功開寶一。與ニ前新錢一並行ニ於世一。前の天平寶字四年より今に至て、年數纔に六年なり。いかで新錢を鑄られけるにや。

同紀第三十二。光仁天皇寶龜三年八月庚申條云。太政官奏云。天平寶字四年三月十六日。始造ニ新錢一。與レ舊並行。以ニ新錢之一一當ニ舊錢之十一。但以ニ年序稍積。新錢已賤一。限以ニ格時一。良未ニ安穩一。却以ニ百姓一人間。償ニ宿債一者。以ニ賤日新錢一貫一。當ニ貴時舊錢十貫一。依レ法雖ニ相當一。計レ價有ニ懸隔一。因レ玆物情擾亂。多致ニ論訴一。望請。新舊兩錢。同レ價施行。奏可。

同紀第三十五。寶龜十年八月壬子。勅。去寶龜三年八月十二日。太政官奏。永止ニ舊錢一。全用ニ新錢一。今聞。百姓徒蓄ニ古錢一。還憂レ無レ施。宜レ聽ニ新舊同レ價並行一。今按、前の紀と齟齬す。若書き誤る事有るにや。

隆平永寶

日本後紀第五。桓武天皇延曆十五年十一月乙未條云。更制ニ新錢一。仍增ニ其直一。文曰ニ隆平永寶一。宜下以ニ新錢一一當ニ舊錢十一。新舊兩色。兼使中行用上。但舊錢者。始レ自ニ來歲一。限以ニ四年一。然後停廢

云々。辛丑。始用二新錢一。

承和昌寶

續日本後紀第四。仁明天皇承和二年正月戊辰條云。令レ鑄二新錢一云々。文曰二承和昌寶一。以二新錢之一一。當二舊錢之十一。新シク與レ舊。宜レ令二並用一。

長年大寶

續日本後紀第十八。同帝嘉祥元年九月乙亥條云。令レ鑄二新錢一云々。文曰二長年大寶一。一以當二舊之十一云々。

饒益神寶

三代實錄第二十。貞觀元年己卯四月廿八日癸丑條云。詔曰云々。宜下改二舊幣一更制二新錢一。勒二此變通一。救中彼流弊上。文曰二饒益神寶一。一以當二舊之十一。即舊シク與レ新。並令二雜用一云々

貞觀永寶

同紀第十七貞觀十二年庚寅正月廿五日鑄二新錢一事之條下云。文曰二貞觀永寶一。一以當二舊之十一云々。

六國史に見えたる所かくの如し。因に拾芥鈔を按に、此外に見えたる錢幣左の如し。

寛平大寶。〔割註〕寛平二年九月、件錢自二今年一至二延喜六年一經二十七年一。

延喜通寶。〔割註〕延喜七年十一月三日。件錢自二今年一至二天德元年一經二卌四年一云

乾元大寶。〔割註〕天德二年三月廿五日。件錢自二今年一至二應和三年七月五日一。

此後新錢を鑄られたる事ありや、重ねて尋ねしるすべし。近世の錢幣左に註して後考に備ふ。

室町殿の頃には、西土の錢を雜へ用ひ、其上鐚錢といふもの出來しなり。中にも永樂通寶は、多く渡り來りし故に專ら用ひし也。永樂通寶は應永十年初て渡り來るより、古今錢銘錄、金銀圖錄等にしるす。天文十九年北條氏康、關東は永樂錢のみを用ひ、鐚錢を停廢す。其後御當家に及びて、寛永

通寶の錢を鑄らる。

寛永通寶

家光公御代寛永十三年丙子。於二江州坂本一鑄二新錢一。其文曰二寛永通寶一。石谷十藏貞清監レ之。曰ニ六月朔日ニ通用云々。〔御當譜略〕明暦年間の令條、諸令類纂に見ゆ。

定

一寛永之新錢金子一兩ニ四貫文、勿論一分には可レ爲二一貫文賣買一、若致二違背一高下賣買仕においては、自二双方一其賣買之一倍爲二過料一可レ出レ之、其町之年寄二百疋、其外は家一軒より拾疋宛爲二過料一可レ出之事。

一大かけ、われ錢、かたなし、なまり錢、新悪錢、此外不レ可レ撰レ之。若撰者五錢を抑る、隨がふ者有レ之は、或は其前に三日曝、或は十日可レ爲二籠舍一。其町之過料同前之事。

一新錢之儀何之所ニ而も無二御免一而不レ可二鑄出一レ之。若違犯之輩於レ有レ之者可レ爲二曲事一事。

一新錢被二仰付一之上、假令末雖レ爲二悪錢一、或は麁錢。或者散錢等にも不レ可二取扱一之事。

一御領私領共に年貢收納等にも、此御定之通不レ可二相背一事。

右條々堅可二相守一之者也。仍執達如レ件。

明暦三年八月二日　　　　奉行

按に、此令條傳寫の誤ある歟。重て改糺すべし。

十文錢

寛文五年戊子閏正月令條。〔同上〕

覺

一今度京都錢座ニ而、大錢出來候。世間通用自由のために候間、諸國何方によらず、賣買請取方渡

方無レ滯、只今迄之新錢にまじへ通用可レ申候、但右大錢一錢者、只今迄の十錢に相あたり候積候事。

一只今迄の新錢相場、金一兩ニ錢三貫九百文より四貫文迄之積ニ定、夫より高下無レ之樣ニ相守、大錢を差まじへ通用可レ仕事。

附、大錢當四月より通用可レ仕候事。

一大錢外ニ而似せ拵候者於レ有レ之者曲事たるべき事。

以　上

閏四月

國朝舊章錄〔白石先生〕云、寶永五年戊子に寛永通寶の大錢を鑄させらる。此錢の表に寛永通寶、裏に永世久珍の文字は、大久保加賀守家人にて、林大學頭門弟樋口彌門書し、錢座より謝禮として、彌門へ黃金一枚を遣す。寛文年中、新錢鑄らるゝ時、裏に文の字を弘文院林春常門弟辻春達書せしが、錢座より黃金一枚を春達へ遣せし先例有るに依て也。若年寄稻垣對馬守指圖に依て也云々。

四文錢〔割註〕以二眞鍮一造。表文寛永通寶。裏靑海波。〕

明和五年戊子四月令條。〔同上〕

大目付江

世上通用之爲於二銀座一眞鍮錢吹方被二仰付一候付、右眞鍮錢一文ニ而並錢四文之代りに相用ひ、國々至迄無二差支一之樣可レ令二通用一者也。

四月

○錢幣雜事　續日本紀第五。元明天皇和銅四年十月條云。詔曰。夫錢之爲レ用。所下以通二財貨一易中有無上

也。當今百姓。倚迷二習俗一。未レ解二其理一。僅雖二賣買一。猶無二蓄レ錢者一。隨二其多少一。節級授レ位云々。錢の出來たる始のさま、げに如レ斯なりけんかし。錢を蓄ふる者には位を給はるべきよし見えたり。是より末の紀に、錢を蓄へたる人位を授け給ひし事折々にしるさる。又同卷。同五年十月條云。令下二行旅人一必儲レ錢爲上レ資。因息二重擔之勞一。亦知二用レ錢之便一云々。往古錢の行はれざりし世には、旅人米を負擔ひて往來せしと見えて、防人など行路に餓ゑて困窮なりしさま、紀中に見ゆ。又三代實錄第十一。清和天皇貞觀七年乙酉六月十日己未條云。禁下京畿及近江國賣買之輩擇二弃惡錢一曰。弘仁十一年六月九日。下二知大藏省一曰。鑄錢司所レ進新錢。雖二文字頗不一レ明。而不レ失二體勢一。亦有二小疵一。行用無レ妨。宜二猶檢納一。而間、愚者不レ悟二此旨一。專任二己心一。擇弃不レ受。或稱二文字不一レ全。計レ十嫌二二三一。或號二輪郭有一レ缺、擧レ百欠二八九一。是以要二升米一者。飢口難レ餬。買二屯綿一者。寒身不レ暖。宜下牒二予路頭一。嚴加中禁止上。若有二乖違一。臨即決笞、今の世の人疵金を擇ぶに相似たり。又同紀第十七。同十二年庚寅十月十七日乙丑。貞觀永寶の新錢を諸社へ奉り給ふ告文に、仍所二鑄作一之早穗二十文云々。錢を初穗といへり。

○八陣孫子　續日本紀第廿三。廢帝天平寶字四年十一月條云。遣二授刀舍人春日部三關。中衞舍人土師宿禰關成等六人於太宰府一就二大貳吉備朝臣眞備一。令レ習二諸葛亮八陣。孫子九地。及結營向背一。

○曆　日本紀第廿二。推古天皇十年冬十月條云。百濟僧觀勒來之。仍貢二曆本及天文地理書。幷遁甲方術之書一也。是時選二書生三四人一。以俾レ學二於觀勒一矣。陽胡史祖玉陳習二曆法一。大友村主高聰學二天文遁甲一。山背臣日並立學二方術一。皆學以成レ業。此時いまだ曆を頒行せられざりしよし、續日本紀に見ゆ、[制註]末に抄出す。

元嘉曆　儀鳳曆

同紀第三十。持統天皇四年十一月條云。甲申。奉レ勅始行二元嘉曆與二儀鳳曆一。

大衍暦

續日本紀第廿四。廢帝天平寶字七年八月戊子條云。廢儀鳳暦用大衍暦。

長慶宣明暦

三代實錄第五。清和天皇貞觀三年辛巳六月十六日己未條云。頒行長慶宣明暦經。先是、陰陽頭從五位下兼行暦博士大春日朝臣眞野麻呂奏言。謹檢。豐御食炊屋姫天皇十年十月。百濟國僧觀勒。始貢暦術。而未行於世。高野姫天皇四年十二月。有勅始用元嘉暦。次用儀鳳暦。高野姫天皇天平寶字七年八月。停儀鳳暦。用開元大衍暦。厥後。寶龜十一年。遣唐使錄事從五位下行內膳正羽栗臣翼。貢寶應五紀暦經云。大唐今停大衍暦。唯用此經。天應元年。有勅令據彼經造暦日。無人習學。不得傳業。猶用大衍暦經。已及百年。眞野麻呂去齊衡三年。申請用彼五紀暦。朝庭議云。國家據太衍經。造暦日尚矣。去取已違。莫貴兩存。宜暫相兼不得偏用。貞觀元年。渤海國大使馬孝愼新貢長慶宣明暦經云。是大唐新用經也。眞野麻呂試加覆勘。理當固然。仍以彼新暦。比校大衍五紀等兩經。且察天文。且參時候。兩經之術。漸以麤疎。令朔節氣。旣有差。又勘大唐開成四年。大中十二年等暦。不復與新暦相違。暦議曰。陰陽之運。隨動而差。差而不已。遂與暦錯者。方今大唐開元以來。三改暦術。本朝天平以降。猶用一經。靜言事理。實不可然。請停舊用新。欽若天步。詔從之。

此後の事は國史に見えず。遙に後に至りて、東鑑、園太暦等の書を閲するに、暦博士に日蝕有無の論など見えたれば、今の如く精密なる推歩にてはなかりしなり。玉勝間に「本居宣長」三代實錄の眞野麻呂の奏言を按じていふ。此時より件の宣明暦を用ひられて、ちかき世貞享まで八百餘年改められし事なかりき云々。久循按、貞享以降の改暦の物に見えたるは左の如し。

貞享暦

靈元帝貞享元年甲子十月廿九日新曆頒行。〔柳營譜略〕

寶曆〔甲戌〕曆

桃園帝寶曆四年甲戌十一月十五日新曆頒行。〔同上〕

寬政曆

今上〔御諱兼仁〕寬政十年戊午十一月　日新曆頒行。

○日蝕　國史に月蝕の事は見えず。日蝕は必ず記さる。三日の日蝕。三代實錄第二十。清和天皇貞觀十三年辛卯十二月壬寅朔。雷雨。三日甲辰。有レ蝕之。又夜の日蝕も見えたり。同紀第三十一。陽成院元慶元年丙申四月壬申朔。夜丑一刻。日有レ蝕之。虧初子三刻三分。復至二寅一刻一分一云々。外從五位下行陰陽權助乃劑連是雄等言。天長八年四月一日夜。日有レ蝕之。有司豫不レ奏云々。

○蓄米　續日本紀第廿七。稱德天皇天平神護二年二月條云。甲午。勅。夫蓄貯者爲二國之本一。宜レ令下募二運近江國近郡稻穀五萬斛一。貯中納於松原倉上。

○拍手　同紀第廿八。同帝神護景雲元年八月條云。乙酉。參河國言。慶雲見。屈二僧六百口一。於二西宮寢殿一設レ齋。以三慶雲見二也。是日。緇侶進退無レ復二法門之趣一。拍レ手歡喜一同二俗人一。日本後紀第八。桓武天皇延曆十八年正月丙午朔。皇帝御二大極殿一受レ朝。文武官九品以上蕃客等各陪レ位。減二四拜一爲二再拜一。不レ拍レ手。以レ有二渤海國使一也。手を拍て貴人を拜するは、皇國の禮なるべし。神道者流手を拍て神を拜するを、かしは手といひて傳授とす。全く往古の禮の神拜に殘れるなり。

○蛙合戰　續日本紀第廿九。稱德天皇神護景雲二年七月條云。庚寅。太宰府言。肥後國八代郡正倉院北畔。蝦蟆陣列、廣可二七丈一。向レ南而去。及二于日暮一。不レ知二去處一。また同紀第三十八。桓武天皇延曆三年五月條云。癸亥。攝津職言。今月七日卯時。蝦蟆二萬許。長可二四分一。其色黑斑。從二難波市南道一南行。池列可二三町一。隨レ道南行。入二四天王寺內一。至二於午時一。皆悉散去。これ世に所謂蛙合戰なり。

○文宣王　同紀第廿九。神護景雲二年七月條云。辛丑。大學助教正六位上膳臣大丘言。大丘天平勝寶四年。隨レ使入唐。問二先聖之遺風一。覽二膠庠之餘烈一。國子監有二兩門一。題曰二文宣王廟一。時有二國子學生程賢一。告二大丘一曰。今主上大崇二儒範一。追改爲レ王。鳳德之徵。于レ今至矣。然准二舊典一。猶稱二前號一。誠恐乖二崇德之情一。失二致敬之理一。大丘庸闇。聞レ斯行レ諸。敢陳二管見一。以請二明斷一。勅號二文宣王一云々。

○史書　同紀第三十。神護景雲三年十月條云。太宰府言。此府人物殷繁。天下之一都會也。子弟（弟カ）之徒。學者稍衆。而府庫但蓄二五經一。未レ有二三史正本一。涉獵之人。其道不レ廣。伏乞。列代諸史。各給二一本一。傳二習管内一。以興二學業一。詔賜二史記。漢書。後漢書。三國志。晉書。各一部一。と見えたり。實に今の御代の書に富めるは、いともくかしこき御惠めにこそ。

○名人貴僧の見件薨卒　國史の中には、いと多かれど。筆のついでに抄し置きたるを、いさゝかしるしつく。

眞備公

寶龜六年十月辛酉朔壬戌。前右大臣正二位勳二等吉備朝臣眞備薨。年八十三。〔割註〕續日本紀第三十三。」

大伴家持卿

延曆四年八月庚寅。中納言從三位大伴宿禰家持死。其屍未レ葬。大伴繼人。竹良等殺二種繼一。事連二家持等一。由レ是追除レ名。〔割註〕同紀三十八。」

坂上大宿禰田村麻呂

延曆四年十一月。從五位下。〔割註〕元正六位上（續紀第三十八。」

同六年三月。爲二兼内匠助一。〔割註〕近衞將監（同紀第三十九。」

同年九月。爲二近衞少將一内匠助如レ故。〔同上〕

同七年六月。爲二兼越後介一。內匠助如レ故。〔同上〕

同九年三月。爲二兼越後守一。近衞少將內匠助如レ故。〔同紀第四十〕

同十年正月，遣二東海道一。簡二閱軍士一兼檢二戎具一。爲レ征二蝦夷一。同年七月。從四位下大伴宿禰弟麻呂爲二征夷大使一。正五位上百濟王俊哲。從五位上多治比眞人濱成。從五位下坂上大宿禰田村麻呂。從五位下巨勢朝臣野足並爲二副使一。〔同上〕

同十五年十月。近衞少將從四位下坂上大宿禰田村麻呂爲二兼鎭守府將軍一。〔割註〕日本後紀第五〇從四位下に昇進の年月詳かならず。〕

同廿四年十一月。參議從三位云々。〔割註〕同紀第十三〇任叙の年月不レ詳。〕

大同元年四月辛亥。爲二中納言一。甲寅。爲二兼中衞大將一。〔割註〕同紀第十三。〕

同四年三月。正三位。〔割註〕同紀第十七〇日本後紀闕本なる故に、補任及薨の年月も詳かならず。是は雅樂の謠曲に作りて名高き人なれば抄し出ぬ。弘仁三年壬辰卒云々。〕

小野篁朝臣

仁壽二年十二月。參議左大辨從三位小野朝臣篁薨。〔割註〕文德實錄第四〇篁朝臣はじめ承和元年正月遣唐副使となる。此時從五位下彈正少弼兼行美作介たり。同三年五月發遣、難風に逢て、同年七月肥前國に漂着。其後遣唐使再び進發、大使上奏して第二の船を改めて第一とし、大使是に駕して出帆す。篁深く憤りて病と稱して不レ行。西道謠を作りて遣唐の役を刺る。五年十二月國命を背くに罪せられて、隱岐國に配流。七年二月召かへされ、同年六月京に入、八年九月正五位下を授給ふよし、續日本紀に見えたり。〕

役小角

文武天皇三年五月，役君小角流二于伊豆島一。初小角住二於葛木山一。以二咒術一稱。外從五位下韓國連

廣足師焉。後害二其能一。讒以二妖惑一。故配二遠處一。世相傳云。小角能役二使鬼神一。汲レ水採レ薪。若不レ用レ命。以レ呪縛レ之云々。〔割註〕續日本紀第一。」

大僧正行基

聖武天皇天平十七年正月己未朔己卯。詔。以二行基法師一爲二大僧正一。〔割註〕續日本紀第十六。」天平勝寶元年二月丁酉。遷化。年八十。時人號曰二行基菩薩一云々。〔割註〕同紀卷十七。」

大僧都空海

承和二年三月丙午朔丙寅。大僧都傳灯大法師位空海終二于紀伊國禪居一。六十三。〔割註〕續日本後紀第四。」

左大臣融公

承和五年十一月。源朝臣融於二内裏一冠焉。天皇〔仁明〕抽レ筆叙二正四位下一。嵯峨天皇第八子。大原氏所レ產也。賜二之天皇一令レ爲レ子。故有二此叙一。〔割註〕續日本後紀第七。」

同六年閏正月。爲二侍從一。〔割註〕同紀第八。」

同九年九月。爲二近江守一。〔割註〕同紀第十一。」

同十四年正月。爲二美作守一。〔割註〕同紀第十七。」

同十五年二月。爲二兼右近衛中將一。〔割註〕美作守如レ故〔同紀第十八。」

嘉祥三年正月。叙二從三位一。〔割註〕同紀第二十。」

齊衡元年八月。爲二伊勢守一。〔割註〕右衛門督如レ故。文德實錄第六。右衛門督に任ぜし年月不レ詳。」

貞觀二年正月十六日。參議正三位行右衛門督源朝臣融爲二近江守一。右衛門督如レ故。〔割註〕三代實錄第四。參議正三位任叙の年月不レ詳。」

同年十一月三日。賜二大和國宇陀野一。爲二臂レ鷹從レ禽之地一。〔同上〕

同五年二月十日。爲二左衞門督一。近江守如レ故。〔割註〕同紀第七。」
同六年正月十六日。爲二中納言一。〔割註〕同紀第八。」
同年三月八日。加二陸奥出羽按察使一。本官如レ故。〔同上〕
同十二年正月十三日。爲二大納言一。〔割註〕同紀第十七。」
同十四年八月廿五日。爲二左大臣一。〔割註〕同紀第廿二。」
同十五年正月七日。叙二從二位一。同十二月爲二東傅一。〔割註〕同紀第廿三。」
元慶元年正月三日。叙二正二位一。〔割註〕同紀第三十〔三代實錄の卷尾、仁和三年に至るまで、如レ故左大臣たり。〕」

因にいふ。融公の山莊を棲霞觀といひしよし、三代實錄に見えたり。元慶〔四年八月〕廿三日條云、太上天皇遷レ自二水尾山寺一。御二嵯峨棲霞觀一云々。棲霞觀者左大臣山莊也云々。彼名高き六條河原院の事は、國史には見えず。古今集に、貫之、

河原の左のおほいまうちぎみの身まかりて後、かの家にまかりて有けるに、鹽がまといふ所のさまをつくれりけるをみてよめる。

君まさで烟たへにし鹽がまのうらさびしくも見えわたるかな

在原業平朝臣

嘉祥二年正月。无位在原朝臣業平叙二從五位下一。〔割註〕續日本後紀第十九。」
貞觀四年三月七日、叙二從五位上一。〔割註〕三代實錄第七。」
同五年二月十日、爲二左兵衞權佐一。同年三月廿八日。爲二次侍從一。〔同上〕
同六年三月八日、爲二左近衞權少將一。〔割註〕同紀第八。」
同七年三月九日、爲二右馬頭一。〔割註〕同紀第十。」

同十一年正月七日。叙二正五位下一。〔割註〕同紀第十六。」

同十七年正月十三日。従四位下行右馬頭在原朝臣業平爲二右近衛權中將一。〔割註〕同紀第廿七〇従四位下に叙せられし年月不レ詳。」

元慶元年十一月廿一日。叙二従四位上一。〔割註〕同紀第三十二。」

同二年正月十一日。爲二相模守一。〔割註〕同紀第三十三。」

同四年五月廿八日卒。年五十六。〔割註〕同紀第三十七〇卒する時美濃權守たるよし紀に見ゆ。任ずる年月日不レ詳〇此時の紀に云、業平體貌閑麗。放縦不レ拘。略無二才學一。善作二和歌一云々。」

僧正遍昭

嘉祥三年三月。左近衛少將良岑朝臣宗貞。出家爲レ僧。宗貞先皇之寵臣也。〔割註〕文徳實錄第一〇先皇といふは仁明天皇の御事也。此月廿一日崩御。」

貞觀十一年二月廿六日。授二僧遍昭法眼和尚位一。〔割註〕三代實錄第十六。」

元慶三年十月廿三日。法眼和尚位遍昭任二權僧正一。〔割註〕同紀第三十六。」

仁和元年十二月十八日。延二僧正法印大和尚位遍昭一。於二仁壽殿一中二曲宴一。遍昭今年滿七十。天皇慶賀徹レ夜談賞云々。〔割註〕同紀第四十八。」

因にいふ。天皇といへるは光孝帝なり。徒君がため春の野に出て若菜つむといふ御歌を註して、遍昭僧正の七十の賀を、陽成帝より給はりし時、いまだ光孝帝親王にておはしけるによみて給はりけるよしいへるは誤なり。七十の賀を給はりしは光孝帝にて、しかも十二月なれば、若菜を給はらんことと似つかはしからず。古今集此歌のはし書に、仁和のみかどみこにおはしましける時に、人に若菜給ひける御歌とあり。其若菜を給はりし人は、誰ともしられぬなるべし。

都朝臣良香

貞觀十四年五月七日。掌渤海客使少内記都言道自修ニ解文ー。請ニ官裁ー稱。姓名相配。其義乃美。若非ニ佳令ー。何示ニ遠人ー。望請改ニ名良香ー。以遂ニ穏便ー。依レ請許レ之。〔割註〕三代實錄第廿一。〕

元慶三年二月廿五日。文章博士從五位下兼大内記行越前權介都朝臣良香卒。〔割註〕同紀第三十五。〕

紀朝臣行常

元慶元年正月廿三日從四位下行周防權守紀朝臣行常卒。〔割註〕三代實錄第三十。〕

○海邊の守禦　續日本紀第三十六。光仁天皇寶龜十一年七月丁丑。勅。安不レ忘レ危。古今通典。宜下仰ニ緣海諸國ー勅令中警固上。其因幡。伯耆。出雲。石見。安藝。周防。長門等國。一依ニ天平四年節度使從三位多治比眞人縣守等時式ー。勅以警固焉。又太宰宜レ依ニ同年節度使從三位藤原朝臣宇合時式ー。海邊の守衛は、實に皇國專要の武備なり。近く寛政の年間御掟ありしはいと尊し。

勇魚鳥初編 下之巻

(富士の燒 續日本紀天應元年七月條云。癸亥。駿河國言。富士山下雨灰。灰之所及。木葉凋萎云々。
また三代實錄第八に。清和天皇貞觀六年甲申五月廿五日庚戌條云。駿河國言。富士郡正三位淺間大神大山火。其勢甚熾。燒山方一二許里。光炎高二十許丈。有雷。地震三度。歷十餘日。火猶不滅。焦岩崩嶺。沙石如雨。煙雲鬱蒸。人不得近。大山西北。有本栖水海。所燒岩石。流埋海中。遠三十許里。廣三四許里。高二三許丈。火焰遂屬甲斐國堺。富士山の燒けて灰を降し、沙石を降らし事、近く寶永年間にも有しが、昔より時々燒けたりしと見えたり(寶永の年月等は末の卷にしるす)

○御諱を避く、 續日本紀第三十八。桓武天皇延曆四年五月條云。臣子之禮。必避君諱。比者先帝御名。及朕之諱。公私觸犯。猶不忍聞。自今以後。宜並改避。於是改白髮部為眞髮部。山部為山。先帝は光仁天皇なり御諱を白壁と申奉る。桓武帝の御諱は山部と申奉りしなり

○軍士一日の糧 同紀第四十。延曆八年六月條。攻蝦夷使奏狀云。征軍二萬七千四百七十人。一日所食五百四十九斛云云。

○國繪圖 續日本紀。聖武天皇天平十年八月條云。辛卯。令天下諸國造國郡圖進。日本後紀第五、桓武天皇延曆十五年八月條云。諸國地圖。事跡疎略。加以年序已久。文字闕逸。宜更令作之。夫郡國鄉邑。驛道遠近。名山大川。形體廣狹。具錄無漏焉。近く元祿年間諸侯に命令ありて、各國々の繪圖を新に畫きて奉らしめ給へり。

○撰史書 是は六國史の中に見えたるを悉く抄せしには非ず。唯いさゝかに抄し置きたるを、今筆の序にこゝにしるしつく。

律令

續日本紀第二、文武天皇大寶元年八月條云。癸卯。遣下三品刑部親王。正三位藤原朝臣不比等。從四位下下毛野朝臣古麻呂。從五位下伊吉連博德。伊余部連馬養等上撰中定律令上。於レ是始成。大略以二淨御原朝庭一爲二准正一。仍賜レ祿有レ差。

續日本紀

日本後紀第五、桓武天皇延曆十六年二月條云。先レ是。重勅二從四位下行民部大輔兼左兵衞督皇太子學士菅野朝臣眞道。從五位上守左少辨兼右兵衞佐丹波守秋篠朝臣安人。外從五位下行大外記兼常陸少掾中科宿禰巨都雄等一。撰二續日本紀一。至レ是而成。

大同類聚方

同紀第十七、平城天皇大同三年五月甲申條云。先レ是。詔二衞門佐從五位下兼左大舍人助相模介安倍朝臣眞直。外從五位下侍醫兼典藥助但馬權掾出雲連廣貞等一。撰二大同類聚方一。其功既畢〔中略〕成二百卷一。

治瘡記

續日本後紀第四、仁明天皇承和二年十月條云。丹波國人右近衞醫師外從五位下大村直福吉〔中略〕妙得二療レ瘡之術一。〔中略〕令レ撰二治瘡記一。

姓氏錄

同紀第六、承和四年六月條云。散位正六位上八多眞人淸雄言。姓氏錄所レ載始祖。錯謬非レ實。私門之大患也。詔令レ刊二改之一。

日本後紀

同紀第十、承和八年十二月甲申。修二日本後紀一訖。奏御。

秘府略

文德天皇實錄第四。仁壽二年二月乙巳。參議正四位下滋野朝臣貞主卒云々。天長八年。勅與二諸儒一撰二集古今文書一。以レ類相從。凡有二一千卷一。名二秘府略一。此秘府略といふ書は、今の世に傳はらざれば、いかなる書とも知りがたし。されど文の體、摘捨按が群書類從といふもの〻如くならんかともおもはる。

貞觀格

三代實錄第十六。淸和天皇貞觀十一年己丑四月十三日庚子。撰二貞觀格一畢。

貞觀式

同紀第二十。貞觀十三年辛卯八月廿五日己亥。撰二貞觀式一畢。

○御註孝經　三代實錄第四。淸和天皇貞觀二年庚辰十月十六日壬辰。制。哲王之訓。以レ孝爲レ基。夫子之言。窮レ性盡レ理。即知。一卷孝經。十八篇章。六籍之根源。百王之模範也。〔中略〕鄭孔二註。即謂レ非レ員。御註一本。理當二遵行一云々。近き世には、只朱註の本をのみ用ゆ。近頃寬政十二年屋代弘賢御註孝經の舊本を得て梓行せられたり。

○一絃の琴幷綿種　日本後紀第八。桓武天皇延暦十八年七月條云。是月。有二一人一乘二小船一。漂二着參河國一。以レ布覆レ背。有二犢鼻一。不レ着レ袴。左肩着二紺布一。形似二袈裟一。年可レ廿。身長五尺五分。耳長三寸餘。言語不レ通。不レ知二何國人一。大唐人等見レ之。僉曰。崑崙人。後習二中國語一。自謂二天竺人一。常彈二一絃琴一。歌聲哀楚。閲二其資物一。有レ如二草實一者。謂二之綿種一。依二其願一令レ住二川原寺一。即賣二隨身物一。立二屋西郭外路邊一。令二窮人休息一焉。後遷二住近江國國分寺一。近頃一絃の琴を造り。須磨琴といふ。是は或寺に在原行平朝臣の彈給ひしもの〻殘れりとて、世間にもてはやせしかど、行平朝臣須磨にて一絃の琴をも彈給ひしといふ事、慥なるものに見えずとて諾なふ人少し。然れば爰に見えたる一絃の琴をも

て、其始めなりといはゞ、中々よろしからん歟。又閑田次筆〔蒿蹊翁〕云、河内國駒が谷金剛輪寺の僧、一絃の須磨琴といふものを弘めらる。其圖また謠ふ歌も、板琴知要といふ小冊子を印行して、世に公にせれば、ふたゝびこゝにはいはず云々。〔割註〕板琴知要重て尋ねしるすべし。「又綿種を持渡りしよし記されたるは木綿にや、「草綿にや草の實の如きもの有りといふ文によれば、草綿と聞ゆ。茅窓漫錄に、草綿は文祿年間に渡り來るといへり。延暦の頃渡りし種は絶て、再び文祿の頃より世に廣まりけるにや。

○殿上元服　日本後紀第十三。延暦廿四年十一月條云。戊子。坂本親王於二殿上一冠云々。

○酒壺を封ず　同紀第十四。平城天皇大同元年九月條云。遣レ使封二左右京及山崎津難波津酒家甕一。以二水旱成一レ災穀米騰躍一也。東鑑にも、酒家の甕に封をせしことと見えたり。第一卷にしるす。

○八幡大菩薩　同紀第十七。大同四年閏二月條云、潤。越前國氣比神。豐前國八幡大菩薩宮司等云々。八幡大菩薩といふ事初めて見ゆ。又續日本後紀第一。仁明天皇天長十年四月條云。奉二御劍幣帛於八幡大菩薩宮及香椎廟一云々。是より末の國史皆大菩薩と記さる。

○明神　續日本後紀第十八。仁明天皇嘉祥元年三月條云。勅。奉レ充二山城國乙訓郡山崎明神御戸代田二町一。明神といふ事、こゝに初めて見えたり。又三代實錄第四十九。光孝天皇仁和二年丙午八月七日癸丑。新止雨告文曰天皇我詔旨止掛畏支松尾大明神乃廣前云々。玉勝間おもひ草卷〔本居宣長〕云、文德實錄仁壽元年の處に、詔以近江國散久難度神列於明神。三代實錄貞觀七年の所に、奉充諸明神々田、などあるをもて見れば、もろ〳〵の神社の中に、殊に明神といふ列の有しにやあらん云々。

○花の宴　日本後紀第廿二。嵯峨天皇弘仁三年二月條云。辛丑。幸二神泉苑一。覽二花樹一。命二文人一賦レ詩。賜レ綿有レ差。花宴之節始二於此一矣。

○長柄橋　同卷同年六月條云。遣レ使造二攝津國長柄橋一。また文德天皇實錄第五。仁壽三年十月條云。攝

津國奏言。長柄三國兩河。頃年橋梁斷絶。人馬不レ通。請准二堀江川一。置二二隻船一。以通二濟渡一。許レ之。

按、弘仁三年橋を造られしより仁壽三年に至りて、年數四十二年なり。早く、人馬の通ぜざる程に成りたるは、修理などの行届かざりしにや。詳ならず。古今集の序に、今はふじの山も烟たゝずなり。ながらの橋もつくるなりときく人は、歌にのみぞ心をなぐさめける云々。此序に依れば、延喜の比再び長柄の橋を造られけるやうに聞ゆ。林[illegible]云、文德實錄、仁壽三年船渡しの事明らか[illegible]。仁壽三年より古今集を撰れし延喜五年に至りて五十三年なり。此間に造られけるにや、新古今集卷十七に、壬生忠岑、

　　年ふればくちこそのこれ橋柱むかしながらの名だにかはらで

とあり。忠岑古今集の撰者なり。其頃橋梁斷絶せし事同し。又新古今集同じ卷に、惠慶法師、

　　春の日のながらの濱に船とめていづれか橋ととへど答へぬ

とあり。惠慶は寛和の比の人にて、忠岑よりは五六十年後の人なり。然るに伊勢集のはし書に、ながらの橋つくると聞て、

　　難波なるながらの橋もつくるなり今は我身を何にたとへん

是は正しく橋を造られたる證なり。所謂清和、陽成、光孝三代の帝を經たれば、一わたりに[illegible]いひがたし云々。久備按に、伊勢集になからの橋を造るとあれば、今なしとはいへども、橋のたえたる方につきていはゞ、つくるなりといふは烟もたゝずといふ對にて、くつるなりと有しを造ると心得て、かんなを上下に寫しあやまりけるにや。伊勢の御も、忠岑と同じなどの人なり。伊勢集の詞書ひなきにあらず。よく尋ぬべし。〔割註〕伊勢の歌、古今集誹諧歌の中に題しらず。伊勢とて此歌を載せらる。」

〇濱名の橋　三代實錄第四十五。光孝天皇元慶八年九月條云。遠江國濱名橋長五十六丈。廣一丈三尺。高一丈六尺。貞觀四年修造。歷二二十餘年一。既以破壞。勅給二彼國正稅稻一萬二千六百四十束一改作焉。

○茶　日本後紀第廿四。弘仁六年六月條云。壬寅。令㆓畿內并近江。丹波。播磨等國殖㆑茶每年獻㆒之。字書を按に、梌〔文加切〕同㆑茶とあり。和名鈔云。爾雅集註云。茶〔割註〕宅加反。又作㆑梌。〔小樹似㆓支子㆒。其葉可㆓煮爲㆒飲。今呼早採爲㆑茶、晚採爲㆑茗。〔音酩〕茗一名荈〔音喘〕風土記云。荈者茗老葉名也」と見えたり。乘穗錄〔岡田挺之〕云。類挿拾遺編に、弘法大師性靈集にもれたる遺文也。其中に思㆑渇之次忽惠㆓珍茗㆒とあり。其頃茶を賞する事明らか也云々。久備按、大師は承和三年三月遷化。弘仁六年よりは廿一年後なり。然るに世に傳ふる所は、栂尾の明惠上人より始るといへり。明惠上人は寛喜四年正月十九日遷化なれば、弘仁より寛喜は中間凡四百年の後なり。然れば中頃一旦絕たりしを、明惠上人再西土より持歸りて、世に廣められけるにや。

○薄泥の禁　續日本後紀第三。同帝承和元年二月條云。癸巳。勅曰。金銀薄泥。用㆓之公私㆒。有㆑費無㆑益。宜㆑禁㆓斷之㆒。享保年間にも御沙汰有りしが、實〔眞カ〕に然るべき御掟也けり。

○射禮　同卷同年六月條云。庚子。從四位下紀朝臣眞道卒云々。能傳㆓射禮之容儀㆒。大同年中。有㆓從五位上伴宿禰和武多麻呂㆒。亦傳㆓此法㆒。由㆑是後世武士長效㆓兩家之法㆒。頗有㆓異同㆒。大體惟一也。

○山城國を上首とす　同紀第五。承和三年十月條云。承前之例。畿內國次。以㆓大和國㆒處㆓之第一㆒。勅宜㆘據㆓舊式㆒改㆖之、以㆓山城國㆒處㆓之第一㆒。皇居のある國を以上首とせらるゝなり。此時既に今の京に都を移し給ふ後なり、

○天王寺雷火　同卷同年十二月條云。頃者雷㆓震天王寺㆒破㆓壞塔廟㆒云々。此時は火の災はなかりけるにや、近く寛政十二年庚申〔〕月、此寺の塔雷火の爲に燒けたり。

○米花　同紀第七。承和五年九月條云。從㆓七月㆒至㆓今月㆒。河內。參河。駿河。伊豆。甲斐。武藏。上總。美濃。飛驒。信濃。越前。加賀。越中。播磨。紀伊等十六國。一一相續言。有㆑物如㆑灰。從㆑天而雨。累㆑日不㆑止。但雖㆑似㆓恠異㆒。無㆑有㆓損害㆒。今茲畿內七道。倶是豐稔。五穀價賤。老農名㆓此物米華㆒

云。

○蕎麥　同紀第八。承和六年七月條云。庚子。令下畿內國司勸ニ種蕎麥一。以下其所レ生之土地。不レ論ニ沃瘠一。播種收穫。共在ニ秋中一。稻梁之外。是亦爲レ食也。

○矢根石　同卷同年十月條云。乙丑。出羽國言。去八月廿九日。管田川郡司解偁。此郡西濱達レ府之程五十餘里。本自無レ石。而從ニ月三日一。霖雨無レ止。雷電鬪レ聲。經ニ十餘日一。乃見ニ晴天一。時向ニ海畔一自然隕石。其數不レ少。或似レ鏃。或似レ鋒。或白或黑。或靑赤。凡其狀體。鋭皆向レ西。莖則向レ東。詢ニ于故老一。所レ未ニ嘗見一云々。是今の世にいふ矢の根石なるべし。又三代實錄卷四十六。光孝天皇元慶八年甲辰九月條云。廿九日丙戌。出羽國司言。今年六月廿六日。秋田城雷雨晦冥。雨ニ石鏃一廿三枚。七月二日。飽波郡海濱雨ニ石似一レ鏃。其鋒皆向レ南云々。

○食封を減ず　續日本後紀卷九。仁明天皇承和七年六月條云。癸巳。伏奉ニ今月十六日詔書一偁。去年陰陽幷隔。秋稼不レ登。頃者偏亢淹レ旬。藝殖或損。御物幷常膳等。並宜ニ減省一者。群臣跪讀。不レ勝ニ感歎一云々。暫減ニ五位已上封祿一。以支ニ萬一一云々。壬申。權中納言從三位藤原朝臣良房奉レ宣ニ復命一曰。頻省ニ來表一。具ニ之懇情一。宜ニ食封之家依レ請減一レ之。人別四分之一。四位五位秩祿惟薄。今年之間。不レ可ニ減省一。借り上米といふ事も、昔より有しなり。同紀第十三。承和十年十月條云。癸酉。公卿封祿復レ舊云々。

○衣服位記の制　同紀第十二。承和九年十月辛酉朔丁丑。文章博士從三位菅原朝臣淸公薨。傳記を載されたる中に云、弘仁九年有ニ詔書一。天下儀式。男女衣服。皆依ニ唐法一。五位以上位記。改從ニ漢樣一云々。按、弘仁九年戊戌は、嵯峨帝の御宇なり。西土は唐の代にて、憲宗の元和十三年に當れり。此事國史には詳かならずといへども、此時我國の制度一變せしなるべし。

○墳に五位を賜ふ　同紀第十七。承和十四年十月條云。辛亥。授ニ雙丘東墳從五位下一。此墳在ニ雙丘東一。

天皇遊獵之時。駐二驛於墳上一。以爲二四望地一。故有二此恩一。按に、古事記に、神代黄泉の段に、桃を意富加牟豆美命と名付給ひし事あり。爾伊邪那岐命告二桃子一。汝如レ助レ吾、於二葦原中國一所レ有宇都志伎青人草之落二苦瀨一而患惚時、可レ助告賜。名號二意富加牟豆美命一云々。又笈挨隨筆〔百井塘雨〕云、松の大夫の位に叙せられしは、人よく知て美談とす。柏の大夫に叙せられしは人多くしらず。五雜組曰、唐武后封二柏於五大夫一。但知三秦始皇封レ松不レ知レ封レ柏。

○甲を着す　文德實錄第一。嘉祥三年三月。仁明天皇崩御の事を記されたる條に云。先レ是。諸衛著レ甲。以備二非常一。今日脫却。各從二常儀一。是より末の卷々、年々の加茂祭の時も、諸衛府甲冑を着する由見えたり。今世の儀にくらぶれば嚴重なる事也。其外崩御等を初め大事有る時は、使を遣して三關〔割註〕近江逢坂、美濃不破、伊勢鈴鹿」を警固せらるゝ事も見ゆ。

○再生　同卷同年五月。太皇太后〔割註〕嵯峨帝の后なり。」崩ず。后の御傳の中に云、伊豫國神野郡。昔有二高僧名灼然一。稱爲二聖人一。有二弟子名上仙一云々。我當來世得レ作二天子一。次の文にいふ、〔割註〕摘要してしるす　我もし天子とならば、必郡の名を以て名字とせんといへり。其年上仙命終る。是より先、郡下橘の里に橘嫗と云ふものあり。常に上仙に供養す。上仙死去の後、吾久しく和尚の檀越たり。願くば來生に於て、倶に一所に會し、親近する事を得んといひて、俄にして命終る。天皇〔嵯峨〕の御諱を神野と申し、大后を橘夫人と號す。是所謂天皇の前身上仙是也。橘嫗の後身夫人是也とあり。按に、國史に載されたる事なれば、さも正しき支證も有べけれど、此事なくてもあらまほし。此事識されたればとて、夫人の聖德にも非ず。時勢やむ事を得ざる筆法なるべけれど、いと〱淺まし。

○旗雲　同紀第十　天安二年六月條云　庚子。早旦有二白雲一。自レ艮亘レ坤。時人謂二之旗雲一。歌に夕はた雲と讀來れり。此文によれば朝も旗雲はあるにや。

○壯士の墓　三代實錄第五、淸和天皇貞觀三年辛巳二月條云。廿九日癸酉。參議從四位上行太宰大貳淸

原頭人異成幸云々。至二于爲二大貳一。西府倉屋破壞特甚。有レ意二修造一。不レ遑二寧居一。伐二神社之木一。充二結構之用一。或人諫云。此神見稱レ有レ靈。崇咎之所レ致。不レ利二於人一。異成拒而不レ肯。與令二伐取一。因レ此受レ病。不レ幾而卒。年六十三。今の世にかゝる事はいふ也。昔よりしか有けるにや。

○童相撲　同卷六月條云。廿八日辛未。天皇御二前殿一觀二童相撲一。是より後の卷にも所々見えたり。童相撲といふ事めづらし。

○年賀　紀中に見えたるを次第して、左に註す。

四十賀

同第十五。貞觀十年戊子十二月條云。五日甲子。勅遣二使者於近京四十箇寺。平城四十箇寺一。修二轉經功德一。禮錢寺別有レ數。賀二皇太后春秋盈二四十一。以レ時祈二餘算一也

同紀第四十一。陽成天皇元慶六年壬寅三月條云。廿七日己巳。天皇於二清涼殿一設二酒宴一。賀二皇太后四十之算一也云々。

五十賀

同紀第三十四。元慶二年戊戌九月條云。廿五日丁巳。太上天皇延二屈碩學高僧五十人於清和院一。大設二齋會一。講二法華經一。限二三日一訖。太皇大后今年始滿二五十之算一。由レ是慶賀修レ善。祈二請餘齡一。

同紀第四十七。光孝天皇仁和元年乙巳四月條云。廿日（个）。是日。天皇於二延暦寺東西院一。崇福　先釋。元興寺等。各請二十僧一。始レ自二今日一。五十日之間轉二讀大般若經一。賀二太政大臣（割註）基經公なり」滿五十算一。祈二祝壽命一也。

六十賀

同紀第七。清和天皇貞觀五年癸未十月條云。廿一日庚辰。天皇宴二太政大臣（割註）良房公なり。」於

内殿㆒。以賀㆓滿六十之齢㆒。有㆓衣被寶物之贈㆒。毎㆑色叶㆓於六數㆒。

七十賀

同紀第四十八。仁和元年乙巳十二月條云。十八日戊辰。延㆓僧正法印大和尚位遍昭㆒。於㆓仁壽殿㆒中曲宴㆒。遍昭今年始滿㆓七十㆒。天皇慶賀。徹㆑夜談賞云々。

八十の賀は所見なし古今集に、

仁和のみかどみこにおはしましける時に、御をばのやそぢの賀にしろかねをつえにつくれりけるを見て、かの御をばにかはりてよめる、

ちはやふる神のきりけんつくからに千とせの坂もこえぬべらなり　僧正遍昭

新拾遺集に、

弘安八年三月、從一位貞子に九十賀給はせける時讀侍る、

かぞへしるよはひを君がためしにて千世の始の春にも有かな

建仁三年十一月、和歌所にて九十賀給はりける時、つかうまつりける、

百とせにちかづく人ぞおほからん萬代ふべき君が御代には　皇太后宮大夫俊成

○死を言ふを悪む　三代實錄第十七。貞觀十二年庚寅二月條云。十九日辛丑。從三位春澄朝臣善繩薨云々。篤㆑信㆓陰陽㆒、多㆑所㆓拘忌㆒。毎㆑有㆓物恠㆒。杜㆑門齋禁。不㆑令㆓人通㆒。乃至㆓一月之中門扉十閉(トヂル)㆒。亦其家宅不㆑治㆓垣屋㆒。口罕㆑言㆑死云々。今の世にもかゝる拘忌の人稀には有り。多く不學の弊なり。もし學問ある人の如き此なるは、學問に泥めるもの歟。或ひは己が力に負けたる人なり。よく教諭せまほし。

○母衣　同卷同年三月條云。十六日戊辰云々。望請。縫㆓造調布保侶衣千領㆒。以備㆓不虞㆒。

○山崩れ山涌出づ　同紀第十八。同年七月條云。廿九日己卯。山城國言。綴喜郡山本郷山頽裂陷。長二十

二丈。廣五丈一尺。深八尺。底廣四丈八尺。相去七丈。小山堆起。草木無二變動一。時人疑下陷地入二地
中一更堆起成レ山歟上。

○咳病　同紀第廿一。貞觀十四年正月條云。是月京邑咳逆病發。死亡者衆。人間言。渤海客來。異土毒
氣之令レ然焉。爰に渤海の客來り、異土の毒氣に依て、咳逆病を發する歟といへるは、佛法の渡り來
りける年、始めて疱瘡流行せしといへる、古き諺とよく相似たる事なり。

○一切經の數　同紀第廿七。貞觀十七年乙未三月條云。廿八日辛亥。勅遣二傳燈大法師位安宗於太宰彌
勒寺一。安二置一切經三千四百三十二卷。大乘經二千二百十四卷。大乘律五十卷。小乘律五百三十卷。錄
外經百六十七卷一云々。

○御杖代あれをとめ　同紀第三十。陽成天皇元慶元年丁酉二月。伊勢の齋宮、賀茂の齋院を卜定し給
ひ、兩社に申給ふ告文に云。今侍怡子内親王波太上天皇乃太神乃御杖代止天之奉レ入賜倍流余利。云々。又加
茂の御社の告文に云、敦子内親王乎卜定天阿禮乎度女爾進狀乎云々。

○勅書の御諱　同紀第三十一。同年四月條云。太上天皇（淸和帝）御封戶を辭し給ふ事を、當今（陽成帝）
に奉らせ給へる勅書に、太上天皇諱（惟仁）此勅書年月日下註惟字云々。是より先御諱を註せらるべき
や否の事、大江朝臣音人奏議す。則ち其議に從ひ給ふよし見ゆ。

○神社の數　同紀第三十二。同年九月條云。廿五日癸亥。分二遣中臣齋部兩氏人於五畿七道諸國一。班二幣
境內天神地祇三千一百三十二社一。緣レ供二奉大嘗會一也。

○弓　同紀第三十三。元慶二年戊戌五月條云。九日甲辰。下二符相模國一。令レ採二進槻弓百枝一。安房國百
枝。信濃國梓弓二百枝。但馬國檀弓百枝。備中國柘弓百枝。備後國百枝。いにしへの弓のやう見つべ
し。

○一身田　同卷六月條云。二日丙寅。勅以二參河國播（豆イ）磨郡荒廢田一百町一。賜二孟子内親王一爲二一身田一。一

身田といへるは、其封を子に傳へず。一世にして收公せらるゝなり。

○初雪　同紀第四十。元慶五年辛丑十一月條云。十八日壬戌。雨雪。十九日癸亥。雪猶未止。勅賜六府少將佐已下見在陣座。及五位以上在侍從所者綿各有差。外記內記亦預之。慶新雪。

○路頭の死骸　同紀第四十三。元慶七年癸卯正月條云。廿六日癸巳。令山城、近江、越前、加賀等國。修理官舍道橋埋瘞路邊死骸。以渤海客可入京也云々。路邊の死骸を埋めしむとあるは、如何なるものゝ死骸にや詳かならねど、いと淺ましき事也。今の大御代にはいづくの果なりとて、かゝる事やはある。人毎に世は末に成たりといふぞ。古しへをしらぬ物いひなりける。

○四十人の盜賊　同卷同年二月條云。九日丙午。上總國介從五位下藤原朝臣正範飛驛奏言。市原郡俘囚四十餘人叛亂。盜取官物。數殺略人民。由是發諸郡人兵千人。令其追討。而俘囚燒民廬舍。逃入山中。商量非數千兵。不得征伐者。勅。如奏狀。是俘夷群盜懼罪逃竄者也。況四十餘人偷兒。何足以馳羽檄。宜停給勅契。直下官符。差發人夫。早速追捕。按に、勅して咎めさせ給へるは、げに諾也けり。按是の事跡を見て、古への御政の迂からざりしを見つべし。故に抄しつ。

○砂を敷く　同紀第四十五。元慶八年甲辰二月廿八日己未條云。天皇遷自東宮。御內裡仁壽殿云々。行掃除之事。栽樹種竹。布沙搓水云々。

○一つ書　同卷同年五月廿九日戊子。太政大臣の職掌の事を勅問の條云。式部少輔兼文章博士菅原朝臣道眞等議曰。一太政大臣職掌有無事云々　一太政大臣史傳之中相當何職事云々。漢文の中にかく書きたるはめづらし。

○高瀨舟　同紀第四十六。同年九月十六日癸酉條云。令近江、丹波兩國。各造高瀨舟三艘。其二艘長三丈一尺、廣五尺。一艘長二丈一尺。廣五尺。二艘長一丈、廣三尺。送神泉苑。高瀨舟といふは、俗めきたる名なりと思ひしが、いと古き名なり。

○現米　同紀第四十七。同帝仁和元年乙巳二月八日甲午條云。勅ニ有司一令ニ返奉一。以ニ山城國愛宕紀伊南郡官田七町百三十歩一。充ニ同神〔割註〕平野の御神也。〕社預一人。御炊女四人月料一。終停レ給ニ見米一也。
見米といふは、今いふ現米と同じきなるべし。

○肛門なき子　同卷同年閏三月六日辛卯條云。左辨官使部大石益行妻産レ女。無ニ臀大孔一。糞出レ自レ口。但其陰如ニ常人一。數日而死。

○羽蟻　同紀第五十。仁和三年丁未四月條云。四日乙巳。地震五度。是日。達智門上有レ氣。如レ烟非烟。如レ虹非レ虹。飛上屬レ天。或人見レ之。皆曰。是羽蟻也。時人云。古今未レ有ニ如レ此之異一。今も羽蟻といふもの、雨後などに夥しく出る事はあれど、かくおびたゞしく出る事もあるものにや。

○いにし年、伊勢の神宮にまうで、越の國に行し。その折々日記といふにはあらねど、道のゆくてにいひ出たることしをれ歌を書付おきたりしを、此頃見出たれば、こゝにしるす。その一つに伊勢の神宮にまうでしをりの紀行、

伊勢の神宮に幣奉り給ふ御使をうけたまはりて、正月十七日たち出ぬ。友だちうまのはなむけせんとて、川崎の驛につどひて、酒くみかはし、別れをしめば、ゆかんすべもしらず。かくてはてしなければ、いざ〳〵とて立わかれゆく、

うちみればさすがに我をまねきけりわかれしなどの青柳のいと

けふは師の翁の家の子日にまからんとたのめたりけるに、えゆかずなりにければ、たきつけて道よりつかはしける、

しら波のまたゝちかへりこん春のけふの子日を契りてぞゆく

十八日のひ、雪のふりければ、

たが爲のぬさと空よりたむくらん草木なしなどふれるしら雪

打かつぐすげの笠のおもきまでなどこゝろなく雪のふるらん

鴫たつ澤にいたりて、

我もまた雪のふる日はさなければしきたつ澤にたちぞやすらふ

箱根山をこゆとて、

足柄のはこねの山をこえゆけばいや故里の遠ざかりゆく

原の驛をすぐるに、ふじの山雲うちかこみてさらにみえず、

草まくら旅行我ぞこゝろせよふじの高根にかゝるしら雲

かくしつゝゆくほどに雲はれぬ。いまはたかきつくべきすべもしらず、

かくぞやは何によそへてかたらまし富士のたかねの春のすがたを

田子の浦をゆくに、日もうら〳〵に、麗くむさまえもいはずめづらしきに、さしむかふふ二の山いと白うたてり。赤人ぬしのながめけむかしも、かくやとおもひつゞけて、

田子の浦にふじのねみつゝやすらふをしほくむ海人と人やみるらん

ひとりかゝるけしきを見るごとに、おなじ心なる友もがなと、さすがに故郷のことも思ひ出ぬ、

風ふけば田子の浦わによる波のたちかへるこそうらやましけれ

清見寺にまうで、三穂の松原を見やりて、

風早の三穂の浦波よるまでも見つゝをらなん永き春日を

つとめて宇都の山をこゆとて、

宇都の山朝こえゆけは旅ごろも袖ももすそもいとゞぬれぬる

はじめて鶯の聲をきて、

足曳の山こえゆけばうぐひすのふるすをいづるこゑをきゝけり

濱名の橋の跡をたづねて、

常盤なるみどりの松はしるやいかにはまなのはしの有しむかしを

宮の驛にいたりて、とく船に乘らんとするに、けふは風あらくてなど、わたしもりのいなみければ、こゝにやどる、

すこしだに我故郷のちかければゆかでやこゝに草まくらせん

又の日朝まだき船よそひして漕いでぬ、

見わたせばそこともしらぬ海原をかぜのまに〳〵こぎぞいでぬる

伊勢の神宮にまうでゝ、

君がためいのるこゝろは神風やいせの內外の神ぞしるらん

もろ〳〵のみやしろおがみめぐる、

神路山わきてそれとはなけれどもたゞかしこくもおもほゆるかな

二見の浦にまかりて、

立かへりきたも來てみん名にしおふ二見の浦によするしら波

伊勢の國を立いでゝ、あし原の大和の國さしてゆくに、このひ雨いたうふれり。

さらでしも旅のこゝろもはかはかぬに雨さへいとゞふりかゝりぬる

初瀨寺にまうでゝ、

それとな　きけばなみだぞこぼれけるはつせの寺の入相のかね

奈良のいそのかみにて、人麿ぬしの歌塚といふをたづぬ、

花鳥をめでけん人のことの葉はいまの世かけて色もかはらぬ

奈良の都のむかしを、所の人にとへば、こゝかしこいざなひありく、

青によし奈良の都はふりぬれど梅の花こそあらたなりけれ
　春日の御社ふしをがみて、
かすがなる三笠の山のやま松は神のまに〳〵千代やへぬらん
　住吉の神にまうでゝ、
いくちどのよはひならまし姫小松木毎〳〵のときはなりせば
　宇治の里をゆくに、梅いと多し。ことにさかりなりければ、
よし人のとがむる香にはしみぬともいざ見てゆかん梅の花ぞの
　都の春はわきていなのさまにはにるべくもあらず。見るものもきくものたゞめづらしくて、うちおどろく〳〵ことのみおほかる。名だゝるくま〴〵たづねありきて、大井川をわたりけるをりに、
大猪川下すいかだにちりかゝる花かあらぬか瀬々のしら波
　しばし都にやどりぬれど、さすがに旅なれば、古郷のかたすてがたく、たちいでんと旅よそひして、
春霞たちかへりなんふるさとはみやこにまさる花もなけれど
　都をたちいでゝ、
逢坂の關のひがしへこえゆけば都のやまにかすみたなびく
　不破といふ所をゆく、
いにしへの不破のせきやはあれにけり松吹かぜのおとばかりして
　かへるさに不二の山をみれば、雪なほいとしろうふれり。
野も山もはるのけはひになりぬれどこぞのまゝなるふじの白雲
　きのふけふはことにのどかにて、右も左も桃さはにさけり。

うめもまたにほはざりしがいつの間にたびねかさねて桃の花咲

かくて家にかへれば、たらちねのおやも、うちつどふ友どちも、千里ゆく道の海をわたり、山をこえてつゝみなく歸りけることをよろこびて、やがて都の春はいかにやなどいひあへりけるに、

花のさくみやこはあれどすゝたるゝおのがやどりにまさるべきかは

ことし天明五年、けふは二月廿六日なりけり。

○こし路の紀行

おほせごとうけ給りて、霜月十日あまり、越路のかたに出たつとて、馬のはなむけしける友だちの許に、

わかれゆくそのわびしさをおもひやれこしのしら山しらぬさかひに

またの日つとめて立出るに、故郷のかたいとゝほざかりぬ。限りありてたち歸るべき物から、さる心盡しもなかるべきに、さすが四五人のずさのみにて、かたりあはすべきすべもなければ、こしかたのみかへり見がちなり。

打まねく野邊のを花をわかれてしふるさとびとにたくへてぞ見る

かくしつゝゆけば、そこはかとなくものわびしうのみおぼえて、

天さかるひなの冬野をわけゆけばひとめも草もかれにかれぬる

行かたをおほふばかりに見ゆるは、上毛の國より信濃國なる高根ぞと、所の人のいひければ、

我もまたわけつゝこゆるみねなれやいともひとつにふれる白雪

うまや〳〵を過行つゝ見やれば、こしの山々いと白うたてるに、みどりの空にひとしくつゞけるは、東の國の峯々也けり。をちこちの山のけしきいとめでたし。

思ふどちまとゐつゝ見んよしもがなおかれ〳〵の冬のけしきを

　淺間の嶺を見やりて、

淺間山あさしてふ名はおひながらふかきおもひにもえわたるかも

　碓氷の山をこゆとて、

冬されはしかこほれるをいかにしてうすひの山と人のいふらん

　またどなりに、

思ひいづる吾嬬の國を見わたせばそこともしらず雲ぞかゝれる

　けふは未過の程より雪いさゝか降出れは、此日は沓掛といへる驛に宿りぬ。夜もすがらをやみなかりし雪のけしきなるに、明ればもとの日也ければ、つとめてたち出る比ほひは、名殘なくはれわたりて、月の光ことにすさまじ、

眞白なる雪の朝けのきえわたりあり明の月の影さへぞてる

　かくて信濃路の山のそは傳ひをのぼりくだりつゝゆけば、只山々打かこみて、平かなる里はなきにやとこそ見ゆれ。武藏の國人はさることにみなれぬ物から、いといたう打おどろかれぬ。高根のみ雪白くつもれり。麓はまだはたれにぞ見ゆる。繪にかゝば、筆のいたらぬきはみ社あらめ。おのづからなるけしきは、いづれのたくみのけづりなせるすがたにかあらむ、落葉せし木々のこの間より、はつかに家居の見やらるゝも、よろづにすうかはりて、いとめづらしかれ。ふせる千草も秋は色々の花にや有らん。岩のはざまよりわきかへる谷川のながれ、えもいはずをかしければ、しばしとて立とまりぬ。

行水と山のすがたをそれながらみやこのつとにせんよしもがな

　筑摩川のほとりをゆく〳〵、

ちくま川岩にせかれてわかたともながれあふ瀬をたのめてぞゆく

をば捨山を見やりて、

更科やをばすて山のしら雪を月のひかりにたぐへてぞ見る

田ごとのさまはたといふもさら也、

さやけさは雪にくらべてしられけり田ごとの月の秋ならねども

善光寺に詣でゝ、あみだぶつと云ふことを句のかみにおきて、

あさな夕なみなをとなへてたのめたゞふかきむくひもつみもけぬべし

牟禮と云へる所より、にはかなるやうにて雪ふかうつもれり、

草も木も眞白にうづむしら雪のしらぬ山路をたどりてぞゆく

十八日野尻と云へる驛を、朝日のさし出る頃ほひたち出るに、さながら玉しける野山に、しろかねの植木うゑたらんやうにていとをかし。所の人の家居は、雪のまゝげにあやしのものもてかこめるがなかばもれたり。旅のてうどなど、そりといふものにのせて引ゆく。

朝まだきわけ行人の跡のみぞ雪の野山のしるべなりける

行々て海のほとりにいたりぬ。こゝなん越後の関澙町と云へる所なりける。その所にやどりて、

さらでしも旅寐の床のものうきに浪の音さへおどろかしつゝ

宵より雨風いたく聞えし、またの日は雨こそはをやみ、空はなほ黒をすりたるやうにして、風いと荒し、海づらを見やれば、雲のかぎり見ゆる山もなく、波いかめしうたちさわぐ、

越の海の波のたちゐぞたゞならぬもろこしよりや風の吹らん

廿二日といふに、與板といへる所に至りつきぬ。つとによはに公のことしげくて、友だちも多かれど、しづ心もなく、やがてしはすの八日の日、また旅よそひしてたち出ぬ。

あかずしてわかれし里の山の端にいかでわかれしさとをへだつる

けふは年ごとに海づらあれて、あやしき魚打よする日なりと、人々のとゞめしかど、かぎりける日數なればたちいづるに、雨ふりしきり風あらく吹すさみぬ。しひて濱づたひしつゝゆけば、さるあやしきものこそあなれ。かたちはちいさき魚のさまにて、かしらより尾のわたり、只針をうゑたらんやうにて、いとおそろしきが、いさごの中にたふれふせり。是なんはりうしなへるをんなのかくなれる、それが名を針千本と社、昔より中ならはしたれと、人のかたるを聞つゝ、その日は宮川と云へる所に泊りて、またの日立いでんとするに、雪さへ降いでゝ、なほ雨風やまず。かしらさし出べくもあらぬ空のみだれに、心ともなくておなじ所にやどりぬ。

故郷をしのぶなみだもうちそへぬあらき海邊に旅寐する夜は

十日のひも猶風いみじう吹、雪もふりまされど、つとめて立いづるに、濱の眞砂みだれちりて、笠も取あへずたゞよひゆく。旅のうきといふことも、かゝることなんきはみなるべくおもほゆる。されば心ざす所までは行べくもあらず。柏崎と云へる里にからうじていたりぬ。

白波のよするぞいとゞわびしけれ夢もむすばぬうきねのみして

またのひは風すこしをやみぬれど、雪はきのふよりふりまされり、

こしかたもまた行すゑもおしなべて猶ましろなる雪のあけぼの

ひるといふにくもりながら雪ははれぬ。濱づらをつたひゆけば、鹽たかくみちけん、跡もあらはになごりなほよせかへる浪あらし、行々つゝ山路にさしかゝりて、おぼつかなくもわけまどふに、空のはれくもることさだめなし。山人の家居は、此頃の雪にふり埋みて、何のあやめも見えわかず。烟の立のぼるこそ、それかともしらるれ、されどれいよりは雪も深からぬなど、所の人のたふるも所がらなるものにこそ。

空ごとになしこそはてめ見ぬ人のためにはいはじこしのみ雪を

越後の國より信濃國なる山中をわけはてゝ、淺間山の麓を過る程は、雪ははだれなれど、筧のおともたえはて、硯の水にすらつらゝゐて、もの書べくもあらず。げにこと國にはにるべくもあらぬ風の寒けさになん。かくしつゝみ山路を行々て、上毛の國に至れば、風もなく空もはれて、うら〳〵と日かげのさし出たるまゝに、心ものどけく、ものけはひおぼえて、よもやうち見やれば、垣ほの梅白う咲ぬるに、雪をのみ見なれしに、同じやまとの國すら、かくをりふしのさまもかはりけるよと打おどろかれぬ

冬ながら梅こそにほへ春來ぬとおもふはおのがこゝろのみかは

廿一日つゝみなくて、ひんがしの大城のもとに歸り着ぬ。ことし寛政元年なりけり。

○みやこの道の記

葉月十三日都のかたに出たつとて、馬のはなむけしける友だちのもとに、

紅葉見にゆくとはすれど唐にしきたちわかるゝはものうかりけり

此日は金澤といふ所にいたり着ぬ。入江のさまをかしう、折から夕霧たちわたりて、いと見所おほし、

ほのかなるけはひもさすがあはれなり霧たちわたる秋のうみ山

又の日は相模の國鎌倉にいたる。

星月夜かまくら山をわけゆけばみちたど〳〵し草深くして

繪の島にわたりて、御神をふしをがみ、所の人にともなはれて、島めぐりしつゝ見やれば、いはほのさま世のつねならず。波よりむかふに富士の山さへ見えて、いと興あり。其夜は藤澤のうまやにやどりて、そこより大山寺にのぼる。けふは大礒の里にいでゝ、浦わの月をも見んと思ひけるに、

秋の日の暮やすく、いせ原といふ山里にとまりぬ。こよひは名にしおふ夜なれば、故郷の事もいとゞおもひやられて、

さしのぼる此山のはの月かげを故郷人はめでやあかさん

ふけ行くまゝに月いよ〳〵あり

山里に旅ねはすれど夜もすがらおもふばかりの月をこそみれ

十六日のひ、つとめて立いづるとて、

さやかなる月のひかりやさそふらんまだ夜をこめていづる旅人

十七日箱根山をこゆとて思ひ出れば、さきに伊勢の神宮にもふでしも、はや十とせあまりになりぬ、

はこね山ふたゝび来てもこゆるかなあゆみをはこぶ神のめぐみに

十八日朝は空も打くもりて、午過る頃ほひやゝはれ行くまゝに、吉原のわたりは富士のねもくまなく見えなんといそぎ行くに、ふもとの霧さへ立そひて、高ねの雲猶はれやらねば、

家にゆきて何とかたらん不盡のねをきりのへだてに見すてすぐれば

田子の浦を過るに打よする波を見て、

なつかしきものと社見れ田兒の浦のよせて歸らぬ波しなければ

宇都の山をこゆとて。

夢にだにこえばやと思ふうつの山うつゝながらにけふぞわけゆく

十九日は朝より雨いたくふりて、大井河水かさまさりぬと人のいひければ、藤枝といふ所にやどる。又の日は空くまなくはれて、大井河もわたるべしなどきゝて、此里を立いづるとて、

みかさます川邊の宿りけふもまた心ともなきたびねをやせん

廿一日大井河水おちて、今朝はわたるべしと聞ければ、島田の驛を朝とく立いづるに、月ことにさやけし。

うきものと見し晨明の月かげも見つるや旅のこゝろなるらん

遠江國掛川にいたる。こゝはつかへまつる君のむかしれうし給ふ所也ければ、相しれる人もおほく、くろ傳ひにこゝかしこたづねありくに、

ゆたかなる小田のおくてのやつか穂にゆづりあふべきくろさへぞなき

おなじ國一色といふ里の長なる、富永猗仙といへる人のもとにいたりて、庭の松を見るに、年ふりたる木にはあらねど、ひだり右の枝ははたひろにやあまりなん。木だちめでたう見えければ、よみてあるじに遣しける。

常磐なる松のしづえも此宿もながくさかえんほどぞしらるゝ

此頃は山より山にわけ入るのみなれば、只そこはかとなく心ぼそうおぼえて、しばしまどろむほどの夢にも、故郷のことのみ見えければ、

今更にものはおもはじかねてよりいのるこゝろは神やしるらむ

行々てまた人里ちかくなりぬ。下ぐさの花咲みだるゝに、露をかしう打おすゞて、虫の聲の所えがほ也、

山道も下ぐさの花に虫の音にさすが心はなぐさめてけり

三河國鳳來寺にのぼる。こゝよりそば傳ひにたどりゆけば、かたへは高き山雲にそびへ、麓は谷川のながれ深し、筏さしくだすさまなど、見もならはぬ心には書き盡すべくもあらず。此所を人にとへば瀧川となんこたふる、

家づとにつゝみてゆかんたき川のいはにくだくる波のしら玉

廿八日田の宮に船よそひして、桑名の海をわたらんとするに、宵より雨いたう降て、今朝も猶やまざりければ、佐夜といふ所より小ぶねに棹さして山川をくだる、

風わたる汀の蘆にまねかれてたなゝしをぶねこがれてぞゆく

廿九日伊勢の國白子に至りぬ。こゝに觀世音たゝせおはします。此御佛なん、子うむことと守り給ふちかはいちじろくおはしましけるに、されば雁君の御事よりはじめて、これかれゆかりあるかぎりいのりおきて立いづるに、庭の櫻花ふたつ三つ咲たり。これなん不斷櫻と云傳へて、つねにはな咲てたゆることとなしといひけるを聞て、

時わかず咲るさくらの花にこそまもるちかひの程もしらるれ

かくしつゝ行くほどに、長月二日には伊勢の神宮にまうでゝぬさたてまつる、

神風や伊勢のうちとの宮ゐこそたうときことのきはみなりけれ

こゝかしこをがみめぐりて、その夜は松坂の里にやどる。又の日つとめて大和國をさしてゆくに、雁の聲を聞て、

玉章をあつらへやらむすべもなしみちのゆくての雁の一つら

小倭の庄は、打見るかぎり山そばへて、水のながれもまたゝぐひなし。只何となき深山木もけはひをかしう、をみなへしのいは色なるも、秋深きほどはしられぬ。を花が袖はるかにまねき、まつ虫の聲心ありげ也。汀の荏の風に打そよぎ、鮎つるさまの見やらるゝも、又をかし。

思ふどちうちたれて見んよしもがなやさまのすがたも川のながれも

名張といふ所にて、はじめて菊の花を見る。

わけのぼる山路に菊の花なくばながき月日もしらで過なん

四日のひは初瀬寺にいたり、さきにもふでし時やどりける家にとまりぬ。其程はきさらぎはじめに

て、梅の花匂ひやかなりしをなどかたり出したるに、かの貫之のぬし、花にむかしのとよみ給ひしをおもひいでゝ。

むかし見し花は匂はでふるさとの秋のゆふべはさびしかりけり

奈良の里は名どころもおほけれど、歸るべき日數もさだめあれば、心にもまかせず、また昔見ぬ所も見まほしければ、はつ瀬より朝とく立出て、多武の峯にのぼり、吉野の山にもわけいらんとて、けはしき山傳ひしつゝゆくに、みたけ詣の修行者より外にことゝふべき人もなし。よしや世中とよみたうのみわけ行て、よしの川のほとりにいたる。こゝをば櫻のわたしといへり。よしや世中とよみたればと、わたし守にとへば、左に見ゆるこそ、いも山には侍れ、せ山ははるかに程へだてゝ、紀伊國倭歌山のわたりになん有りといふ。むかしこゝより飛侍るよしかたりつたへしなどいふも、あやしき事にこそ。

秋もきたながめぞおほきよし野川いはうつ波を花にたぐへて

よしの山は中々程遠かりけり。つゞらをりなる道にさしかゝれば、みねより谷のそこまですべて櫻ならぬ所もなし。此頃の時雨にもみぢしぬれば、春のけはひにもをさ〳〵おとるまじう見えたり。やよひの頃ならばなど、今迄もいひしが、さばかり山姫のはらたゞしうおぼしけんと、いとかしこし、

よしの山みねのしら雪たちかへて秋はもみじのにしきなりけり

七日のひ高野山にのぼる、

高野山まきのこずゑも年ふりてたえぬ御法のほとぞしらるゝ

ゆき〳〵ていづみの國さかひといふ所にいたる。けふは長月九日也けり、

長月のけふをかぞへて旅人もたをりてかざす野邊の白菊

攝津の國住吉の御社をふしをがみて、

住吉の神のめぐみをまつが枝にかけてぞいのる千代のゆく末

難波にいたりて京にのぼらんと、その夜よど川に船をうかべて、

さやかなる月のよふねに棹さして淀の川せをよどまでぞゆく

都はさすがに心おくしこや有けん、事のまぎれにやよりけん、歌よまんすべも覺えざりし。十一日のひ比えのお山ふしをがみ、日吉の御社にぬさ奉り、志賀の辛崎にいたるに、夜の雨をこそは龍にもきゝつれ、秋の日しめやかにふりいでゝ、名だゝる松も一しほに見ゆれば、

唐崎のひと木の松をきて見ればあめもさはらぬこかげなりけり

大津の里にいたりて、小野治爲といふ人のもとにやどる。又の日もそこにとまりて、あたり近き山にのぼり、松のもとに木のこひろひて、海見ゆる山つかさにむしろ打しきて、日一ひ酒たうべなどしてあそびくらしぬ。其夜は空くまなく晴れわたりぬれば、あるじにともなはれて三井寺にのぼりて月を見る、

さゝ波や三井の古寺かねしなくばにほてる月を見てあかさまし

けふはなが月十三日なれば、こよひもこゝに旅ねして、鹽みたぬ海邊の月をもめでよかしと、あるじのいたくとゞめたりしかど、歸るべきほどもさだめある身なれば、心ぐるしういなみぬるよしなど書て、

にほの海の深き心はしりながらしひてぞかへるなみならぬ身も

其夜は武佐といふ所にやどる。月のかげいとあかし、

旅衣たちわかれにしふるさとのそらよりいでし月のかげ鴨

十五日つとめて、關が原のうまやを立いづるとて、

ながき夜をあかしかねてや有明の月にきほひていそぐ旅人

十六日鵜沼の里をいでゝ、太田といふ所にいたる。此わたりより美濃の山々高くつらなり、木曾の川ながれすさまじく、たてるいはほのすがた、いづれのたくみの削りなしたるにかあらん。すはまのけはひ、繪にもかゝまほしう見ゆれば、水さかさまにおつるはや瀬に、柴つみたる船こぎ下しゆく、

柴船のしばしよどまでくだすなりながれはげしき木曾の谷川

岐岨の山道にさしかゝれば、みやこにはやうかはりて、いとゐなかびたり。山風寒く吹て、ふんでとる手もこぼるよとおぼゆ、

故郷は紅葉そむらし信濃路やきその山みち風さゆるなり

こゝは山ふところなればにや、木々のもみぢさながら錦をさらせるやうにて、ことにめでたし。

麻ごろもいつぬぎかへてもみぢばのにしきになるゝ岐岨の山人

宮の越などいふわたりは、山いよ／＼深く紅葉またいよ／＼ふかし、

我もまた秋に心をそめてけりはなにもまさる木々の紅葉に

唐にしきたつことやすき秋の日をもみぢ見つゝやこゝにくらさむ

十九日の夜洗馬といふうまやにやどる、

衣うつ木曾の山ぢのいねがてに谷の水おとみねのさをしか

廿日鹽尻山をこゆるとて、すはの湖を見やれば、むかふに不二の山はるかにたてり。こほれる冬のさまなど、所の人に尋ぬれば、海こほりて三日といふに、諏訪の神の御輿渡し奉れば、其日よりなん、氷の上を行きかふと語る。そこより和田山などいふたふげをこえ行くに、此日ごろ千草の花を見てしが、やゝ冬がれぬるけはひに、旅寐せし日かずもおもひしられて、

打まねくを花が袖もうらがれて人まつ虫の聲よわりゆく

おなじ日の夕さりかたよめる、

やどりとるふもとの里のたそがれに入日ほのめく峯のもみぢ葉

廿一日和田の里を立いづるに、霜いたうおけり、

わけわびし野べのしら露いつのまに霜にさえゆく曉のそら

碓氷の山をこゆとて、

木々の葉はくれなゐ深く染てけりうすひの山の名にはおはすも

上毛の國にいたれば、まだ世もあたゝか也。同じ日本の内にも、から土はと打おどろかれぬ。こゝにも相しれる人おほかりければ、こゝかしこたづね行くほどに、古郷ちかく成りぬ、

歸るさは駒のあゆみもすゝみぞとおもふはおのがこゝろなりけり

廿八日の日武藏國板橋の驛にいたる、

いまぞしる海と山とをめぐりきて神と君とのふかきめぐみを

廿九日巳過るほどになん、ひんがしの大城のもとに歸り着きぬ。此たびは友とする人わづかに、ひとりずさなどもはぶきて、かちよりゆけば、あしたゆく心うみて、日記などしるすべうもあらず。されど打過し所々をおもふに、名だゝるはおほかりしかど、不破の關屋の名のみして、勢多の長橋ながからんもやくなければ、歌よまぬ所をばもらしつ。ことし寛政八年也けり。

勇魚鳥二編

○おとゝひあさて和泉式部物語に、思ふことなくて過しつ、おとゝひもきのふもけふになすよしもがな。あすあさてものどやかにもの語聞えん云々。按、一昨日〔おとゝひ〕といふは、あと〳〵のひといふことなるべし。〔割註〕上のあは同音にておと轉じ、次のあは略りたるならん。〕明後日をあさてといふはあすたちならん。〔割註〕たちの約ちなるが、てと轉じたる成べし。〕昨日、〔割註〕きのふと云はいぬひの轉語。〕明日、〔割註〕あしたといふは、あちかたの轉語、あすはあしたの約れる詞。〕成べし。

○日本　國號考〔本居宣長〕云。孝德天皇大化元年七月。初稱ニ日本ト云々。秉燭譚〔伊藤長胤〕云。東國通鑑卷九。新羅文武王十年八月條下云。倭國更號ニ日本ト。自言。近日所レ出以爲レ名と。此年は唐にて高宗の咸亨元年、本朝にては天智天皇九年に當る。本朝不レ知事なれば從ひがたし云々。久備按、天智天皇九年は大化元年より廿六年後なり。遠境なれば此時始めて彼國へ聞えける成べし。

○桑原井　秉穗錄〔割註〕尾州岡田挺之。〕云、和泉國和泉郡に桑原井あり。土人曰、昔此井へ雷落けり。井より上らんとする所を、人寄集り井の上に蓋を覆ふて、雷を責る事やゝ久し、雷大に苦んで、誓て曰、永く此所へ落る事なしといひければ、蓋を取てゆるしやりぬ。夫より此地に雷落る事なし。雷鳴の時、桑原々々といふも是によるとぞ。〔已上〕久備按、此說信じがたし。雷鳴の時、くはばら〳〵といふは、さあ晴よ〳〵と願ふ詞なるべし。くはといふは、源氏物語末摘花卷に、くはや昨日にかへりことあやしく心ばみすごさるゝとてなげ給へり云々。註にくはやはさあなどいふ詞也云々。くはたくはやなるべし。〔割註〕はや約はなり。〕扨はらは晴よなるべし。れよを約むればのなり。同音にてらといへるならん。

○常世の國　古事記傳云、常世國とは、何處にまれ、遠く海渡りて往く國を云ふなれば、皇國の外は萬國皆常世の國なり云々。久備按、俗にはときはの國ともいへり。常世の國といふは、異國のすべての稱なること、翁の說の如くなるべし。扨とこよといふは、伊勢貞丈云、遠越〔トホコユ〕なり。トホをトとのみいふは、トホの切トなればなり。コユをコヨといふ。ユとヨは同音にて通よべるならん云々。

○へつひ　古事記傳云、加麻度と云ふは竈處なり、万葉五〔卅丁〕に、可麻度柔播火氣布伎多弖受とよめり。〔割註〕私記に、加麻斗者梵語也と云はひが言なり。又閇都比と云名も古し。神樂竈殿遊の歌に、止與戸川比と見え、枕册子に御へつひとあり。加麻度とは差別あるか、未だ思ひ得ず。」云々。久備按、へつひは埴築なるべし。埴は土なり。へついは必ず土もて築き立るものなれば、しかいへるなるべし。ハニの切ヒなるが、へと轉じ、ツキといふ詞のツイと成けるならん。然ればひはいの假字なるべし。

○から　國學忘貝〔割註〕讃岐人森長見。」云、神國類聚鈔神國篇にも、外國をからと稱する事見えたり。からは高麗の略語なり云々。久備按、此說然るべし。日本紀應神天皇十四年云々。是歲弓月君自ニ百濟ニ來歸。因以奏曰。臣領ニ己國之人夫百二十縣ニ而歸化。然因ニ新羅人之拒ニ。皆留ニ加羅國ニ。爰遣ニ葛城襲津彦ニ而召ニ弓月之人夫於加羅ニ。然經ニ三年ニ而襲津彦不レ來焉云々。此文は全く高麗を加羅と書きたり。扨高麗より移りて、外國をすべてからとはいへる成べし。から衣、から錦などいへるは、異國の物は珍重すべければ、此國の物にも稱美して、から何とはいへるならん。

○臺所　炊所なるべし。臺所は一切の食物を調ふる所なれども、飯は碎くの物なれば、炊所とはいへるならん。源氏物語明石卷云、うしろのかたなる大炊殿とおなじき所に移し奉りて云々。又按、焚所にても然るべし。

○富士山　改觀抄〔契沖〕云、富士山を俗にいふ孝靈帝の時涌出すと。されど万葉第三赤人の歌に、天地之分時從神在備手高貴寸駿河有布士能高嶺乎とあり。神代より有來れる山なり。又都良香富士山記

云、富士山東脚下有二小山一。小山延喜廿一年三月雲霧晦冥十日云々。神造也。是らを傳へあやまれるにや云々。久備云、富士山の根がたすばしり口と云處、寳永四年燒出しをりに、〔割註〕寳永年次記を按に、十一月廿三日天陰、巳下刻より鳴動不レ止。廿五日江戸近邊砂降。同夜止ム。廿八日天晴云々。」近國砂降り、此時もまた一つの小山出來れりと云傳ふ。いとくすしき山なり。

○山莊　といふべきを、山里と書きたるは、源氏物語橋姫卷に、宇治といふ所によしある山里も給へりけるにわたり給ふ云々。是は宇治の八宮の京の家燒けにければやがて宇治に移り給ふをいへる詞なり。

○しはすの月夜　總角卷いふ、世の人のすさまじきことにいふなる、しはすの月夜のくもりなくさしいでたるを見給へば云々。

○墓　須磨卷にいふ、御はかは道の草しげくなりてわけ入給ふほど、いとゞ露けきに云々。

○かた田舍　清少納言〔割註〕すさまじきものゝ條。」云、かたゐなかにすむものどもなど、皆あつまり來て云々。

○瓦葺　茅屋　同書〔割註〕心もとなきものゝ條。」云、何事もせばふかはらぶきにてさまことと也云々。源氏物語須磨卷云、かや屋どもあしふけるらうめくやなど、をかしうしつらひたり云々。十六夜日記云、山のすそ野にかや屋ひとつみゆる云々。

○つゞらをり　同書〔割註〕近くて遠き物の條。」云、くらまのつゞらをりといふみち云々。久備按、九折をつゞらをりと訓じたれど、つゞらをりといふ訓は、十折ならん。〔割註〕良は助字なるべし。」

○立待月　十七日の月をいふ。夕顏卷に、たち待月さし出て云々。此詞は月十七日の事をいへるなり。俗に十九立待といふは誤なり。

○居待月　十八日の月をいふ。歌袋云、万に坐待月とかけり。丹後守家百首に、頼政卿山がつの外面の庭に凉みゐていらぬ先にもいづる月かな云々。

○臥待月〔割註〕寐待月ともいふ。」十九日の月なり。若菜下卷云、臥待の月はつかにさし出たる心もとなしや云々。是は正月十九日の事をいへる所にあり。又空穗物語梅花笠卷二月廿日の所にいふ。寐待の月をきのふといひて云々。

○神馬を牽く　うつぼもの語梅花笠卷云、まさよりもけふ此みやしろに神馬引たてまつらせんとてなん侍りつる云々。

○部屋　うつぼもの語條使卷云、ひかりをとぢつるゆふべはくさむらの螢をあつめ、冬は雪をつどへて、へやにつどへたること年かさなりぬ云々。

○花ぐもり　十六夜日記に、

　花ぐもりながめて渡る浦風に霞たゞよふ春の夜の月

又爲尹卿千首

　何となく雨にはならぬ花ぐもりさくべき頃の二月の空

爲廣卿集

　是ぞ此月の桂の花ぐもりかすむをよそに何恨みけん

○小夜中山　都のつと〔宗久〕云、ふはの關、なるみ潟、たかし山、二むら山など過て、さやの中山にもなりぬ。かの西行がまたこゆべしとおもひきやとよめるも、あはれに思ひ、何はせられぬさやの中山、さよの中山といふ說のあるにや、中納言師仲當國の任にてくだられけるに、土民さよの中山と申侍りけるとて、中古の先達たども、さやうによまれて侍るにや、撰集の中にも見えぬ心地し侍りし。源三位頼政は長山とぞ申ける。此たび一人の老翁の有しにたづね侍しかば、ことやうもなくさやの中山とこたへ侍りき。

　こゝはまたいづくとゝへばあまびこのこたふる聲もさやの中山

云々。

○きりかけ　大和物語云、この大とく房にしける所の前に、きりかけをなんせさせける。そのけづりくづに書つけたる。

　まがきするひだのたくみのたつき音のあなかしがましなぞや世の中

云々。此詞にて見れば、きりかけといふは、垣の事なる事論なし。源氏物語夕顔巻云、きりかけたつものに、いと青やかなるかつらのこゝちよげにはひかゝれるに、白き花ぞおのれひとりゑみのまゆひらけたる云々。註に、板をつらねて垣などにしたるもの也とあり。按、きりかけだつといふダツは、形容の詞にてメクといふに同じ。然ればきりかけといふほどにはあらで、かりそめなる垣に夕皃の花咲たると成べし。

○おかしをかし　玉勝間〔本居宣長〕云、物をほめておかしは、おむかしの約りたるにて、おの假字也。書紀に、徳の字、欣感などをおむかしみすといへり。又笑ふべき事をいふは、をことといふ言のはたらきたるにて、をの假名也。續紀の宣命には、うむかしとも見えたり云々。幸西隨筆〔石原正明〕云、笑ふ方はをかし、面白き方はおかしと書べきよし、本居先生も是に從ひたり。されど二つともにをかしと書べし。蜻蛉日記〔割註〕倫寧朝臣の女、天暦八年陸奥の任はてゝ登る時の日記なり。〕に、みちの國にをかしかりける所々を、繪に書てもてとりて見せ給ひければ、

　陸奥のちかの浦にて見ましかばいかにつゝじのをかしからまし

とあるも面白き方なるを、岡に言かけたればをかしなる證とすべし云々。已上〔割註〕荒木田神主久老が槻の落葉に記したるも是に同じ。誰か先に見出たりけん。〕久備按、外に慥なる考證なければいひがたけれど、石原正明の説よろしからんか。凡をかしきといふ言の本は、皆笑ふべき事なればなるべし。ヲカは鳴呼の轉じたる詞、〔割註〕カとコと同音にて通ず。〕シはシキの約れる詞。〔割註〕シキ反

シ。」扨シキといふは形容の詞にて、ヤウニなどいふが如し。至りて面白きも、笑ふべく事の打合ぬさまなるをも笑ふべければ、其笑ふさまをいへるならん。

○こしをれ歌　といふ詞も、古くよりいへるなり。いざよひ日記云、こしをれかゝりたる事も思ひつゞけらるれと云々。又源氏物語帚木巻に、こしをれ、又浮舟巻に、こしをれ歌といふ詞見ゆ。

○つぶりと入る　古事記傳云、都夫多都は、師説に物の沈沒する時に、水の鳴る音なりといはれき。今の世の言にも、水に沒り沈むを、都夫理と入ると云是なり云々。久備按、都夫といふは、丸き物をいふにや、粒を都夫と訓ず。多都は立なり。うねだつ、筋だつなどの立に同じ。都夫多都といふは、かの鮫、又は唐もろこしといふもの丶實を見て、粒たちぬといふに同じかるべし。扨つぶりと入るといふは、物の水へ落る時は、丸く巾くぼみて落入る故に、其形ちをいふなるべし。又丸く肥えたる人をつぶ〳〵と太りたりといふ。又つぼといふも同語なるべし。莟といふも、花の咲んとて先丸く成たるをいへり。器に壺といふも同じ。庭をつぼといふも、丸きとにあらねど、一まとひに圍むものなれば成べし。局をつぼねといふも同じ意にて、ねはいひ定むる詞、つかねゆだねのねに同じく、根の意ならん。誂りてはすぼめるともいへり。榮花物語若はえ巻に、はかなく屏風に帳ばかりを引つぼれて、ひまもなくゐたりと有。局といふはつぼやかにつぼねたる所のよし也云々。

○やかましし　紅毛雑話〔森島中良〕云、黒坊〔割註〕紅毛人連來る所」が詞に、人の立さわぎてさう〴〵しき時、ヤゲンマーイ〳〵といふに制す。ヤカンは莫の意、ヤーイは喧といふ事にて、たはむるゝ事なかれといふ詞也。日本にてやかましいといふは、是等の轉へるならん云々。久備按、此說信じがたし。先ヤといふは發語、カマは喧の字、物語にさわがしきを制する詞に、あなかまといへるに同じ。シはシキに同じ形容の詞、雅語の訛り詞なるべし。

○夜なべ　秋齋閒語云、伊豆國にては、夜分打よりゆるりに鍋をかけ仕事をするゆゑ、夜る仕事をする

事を夜なべと云習はせり云々。東牖子には、夜延の轉語なりといへり。久備按、夜業にて毎夜々々といふ意ならん。

○ゐんのこ　東牖子〔田仲宣〕云、平相國幼稚の時、夜分魘れなどせられしをりには、傳人其院の子〳〵と申て、邪祟を鎭め參らせしより、京童の口號になれり。相國は法皇の御落胤也云々。久備按、いんの子といふは、狗の子なるべし。小兒の枕上に犬張子を置、則其義ならん。〔割註〕又按に、猪の子にても有べし。玄猪の祝ひの事思ひ合すべし」

○あらしやうや　猿楽の熊坂といふ謡ものに、盜みも命のありて社あらしやうや、引んとて長刀杖につき、後めたくも引けるが云々。東牖子云、荒枝葉哉なり云々。久備按、かゝる戰ひを枝葉といはんもいかにぞや聞ゆれど、詞の義は其如く成べし。

○そふかいなかふかいな　東牖子云、かいなは數否也云々。久備按、そうかいな、〔割註〕そふは然也。かは歟、いは助字、なは詠の詞に同じ」かうかいな、〔割註〕かうは此なり。かいなは上に同じ」といふ意ならん。俗言に、いを助辭にいふ事多し。行うかい、憎いやつじやわいなどのいに同じ。古言にも亦あり。歷朝詔詞解〔本居宣長〕云、神龜六年八月詔に、〔割註〕年號を天平と改給ふ詔也」藤原朝臣麻呂等伊負圖龜云々。〔割註〕伊は多く人名の下に付ていふ助辭なり。繼體紀の歌に、ケナノワクコイフエフキノボル、毛野の若子伊笛吹上る也。萬葉三に、シヒイハマヲセンハ志斐の嫗が自ら志斐伊といへる也。同四キノセキモリイトドイチンカモナニニ家ナルイモイイブカシミセンなど見ゆ。」

○致します御座ります　東牖子云、ますは方也云々。久備按、すべてますましは敬の詞なり。御座るといふは、我より下等の人に對していふ詞、御座りますといふは、人を敬して云詞なり。雅語に坐ます國といへるますも、大むね詞の轉じてか、めすともめしともいへり。〔割註〕思しめす、聞しめし等也。」然れば申の意とは異なるべし。

○ぢんぢやう　按、此詞三種あり。物の小さきをぢんぢやうといひ、一つは平日有るものを尋常の何といひ、普通の物に替れるをぢんぢやうの物に非ずといふ。一つは臆することなく能くせよといふを、ぢんぢやうに勝負せよといへり。然るにすべて尋常の文字を用ゆ。八尺曰レ尋。倍レ尋曰レ常。とあれば、平日有来れる物と、普通の物に替れる物をいふ時は、尋常の字叶ひて聞ゆ。小なるものをいふは珍重といふ詞の訛れるにや。さゝやかなるものは愛すべければ成べし。又ぢんぢやうに勝負せよといふは、治定などいふ詞の訛れるにや、夫は死を一決して戦ふべしといへるならん。

○につこと笑ふ　莞爾の字をあてたり。言の意は和やかに笑ふ也。につこといふは和の意、ツは添りたる詞、トは手爾波也。

○ほう／＼　俗に所々といふべきをかくいへり。是は保々と書くべきにや。〔割註〕方々と書ても義は通ずべし。」東鑑第六、文治二年丙午十一月條下云。相分保々可ニ尋求一之云々。第四十二。建長四年壬子九月條云。鎌倉中所々可レ恭ニ制清酒一之由。仰ニ保々奉行人等一云々。按保々といふ義を按ずるに、其制度詳かならず。凡縣郷庄保は同等の物にて、郷の中の小割なるべし。郷庄は今に至りて稱呼存在する所々少からず。縣保の二つは、今は其稱絶えたり。然れば縣と保とは現に用ひたる稱にはあらで、郷庄といふべきを、唐土のさまを模して、縣とも保とも書けるにや。先縣といふことを、郷にかへ用ひたるは、加茂氏のかばね縣主なり。和名抄山城國愛宕郡の郷名に加茂あり。又京官の除目を司召といひ、國人の除目を縣召といへり。縣といふ名目も古く用ひたれども、實に其所は名目に負せたるにはあらず。日本紀成務天皇四年二月に、國郡立レ長縣邑置レ首と見えたる縣は、前の說に合へり。又同五、秋九月の紀に、隔ニ山河一而分ニ國縣一、隨ニ阡陌一以定ニ邑里一と見えたる縣は、郷の答と聞ゆれば、是は只漢文のあやにてこそあらめ。又保といふ名目の郷庄に相當するよしは、遠州井伊谷八幡宮鐘の銘、〔割註〕大永六年丙戌八月。」遠江州伊那佐郷井伊保八幡宮云々とあり。和名抄遠江國引佐郡郷名の

内に渭伊と見ゆ。又同郡澁川村萬福寺の棟札には、〔割註〕應永三十二年己巳。」遠州引佐郡井伊谷庄万福寺とあり。郷庄保は同等なることとしるべし。又村といふべきを保と書きたるもあり。三州瀧川村万松寺の棟札、〔割註〕永享十二年庚申。」三州額田郡瀧川保慈應山万松寺云々。和名抄額田郡の郡名に瀧川といふ所は見えず。又京師の町々をいふ保は、前文とは異なり。京之水云、一行〔割註〕横一町、長四十丈。」四行、〔割註〕右の一行を二つ並べ、一行を中より二つに割りたる也。」一保、〔割註〕四行を四つ合せて四日詰の如く成したるをいふ。」一坊、〔割註〕一保を四つ合せたる也。」是唐の制に合へり云々。拾芥抄に見えたるも此説に同じ。東鑑に見えたるは郷庄をも保といひ、町家にも保といへり。寛喜三年辛卯四月廿一日條云、承久兵亂之後。諸國郡郷庄保。新補地頭所務事。被レ定ニ五丁修率法一。又寛元三年乙巳四月町々禁制の事をいふ條に、保司奉行人可ニ存知一條々と見ゆ。〔割註〕郡は縣と同じくコホリと訓じ、郷と里と同じくサトと訓る説、白石先生の東雅に見えたれど、こゝに用なければ抄せず。」然れば保といふは郡郷庄村の稱とは同じからず。文のあやに用ひけるならん。又同書石清水八幡宮の寄進状に、

奉レ寄　八幡宮神領一處

在ニ河波國三野田保一者

右件保所レ奉レ寄ニ當宮神領一也。早爲ニ少別當任賢沙汰一。知ニ行保務一。爲ニ祈禱一。以ニ所當物一。可レ令ニ神事用途一之狀。奉レ寄如レ件。

元暦二年六月五日　　前右丨源朝臣頼朝

○あふむがへし　雲の上は有し昔にといふ歌は、小野小町の詠なりといひ傳へ、申楽の謡物にも、鸚鵡小町とて、此歌をもて一箇の曲となしたり。然るに十訓抄に云、成範卿〔割註〕少納言通憲子。」事ありて召通されて、内裡に参られたりけるに、むかしは女房の入立なりし人の、今はさもあらざりけれ

ば、女房の中より昔を思ひ出て、雲の上はありし昔にかはらねど見し玉だれの內やゆかしき、とよみ出したりけるを、返事せんとて灯爐のきはによりけるほどに、小松のおとゞの參り給ひければ、急ぎ立のくとて、とうろの火のかきあげの木のはしにて、やもじをけちて、そばにぞ文字を書て、みすの內へさし入て出られにけり。女房取て見るに、文字一つにてかへしをせられたりける有がたかりけり云々。井澤長秀の俗說辨に、賴政卿のいづれあやめと引ぞわづらふといふ歌は、梶原景茂の歌なりといひ、太田道灌の蓑をかりける時に、みのひとつだになきぞ悲しきといふ歌は、後拾遺集に、兼明親王の歌とて出たるよし辯じたり。世の中にかゝる誤りを傳へたる事、いかばかりかあらん。中にも系譜を糺明せんとする人の疑惑して害多きは、土人の附會、僧家の私說、俗書の虛妄なり。是によりて思ふに、此頃稗史の作者といふもの、好事に過て跡なし事を誠しやかに作りなすを、其道の高手として稱美す。早く禁止せずば、萬世事實の害を生ずべし。

○丙午の女　は夫に害あり。井澤長秀云、此說和漢の書に據なし。丙は陽火なり。午は南方の火なり。火に火を加ふる故にあしゝといへり。凡人の壽夭は命なり。妻が性によりて夫猥りに死んや。笑ふべきの甚しきもの也云々。〔已上〕、凡婚儀には俗說の妨をなす事少からず。此頃よめとめといふ事をいひ出して、婚を議する人夫婦の年四ツ目十目とに當るを忌むといへり。是は人の容貌を見誤ることをいひし詞の、いかでかくは云習しけん。又是より增りて害となるは、持參金賄金といふ事なり。大家の娘を小家に嫁せしむるに、其不自由ならんことを慮りて持參金を贈り、年々に賄料を贈る。夫は大家より小家に贈るものなれば、さのみ難儀にもあらず。小家の人は是を計りて婿を求むる故に、小家の女は適當の婿をなす事を得ず。貧困の家は男女の子をして、空しく老に至らしむ。其弊實に歎くべし。されどかゝる流弊も又久しき事なり。源氏物語帚木卷品定めの中に、白氏文集の富家女易レ嫁。嫁早輕二其夫一。貧家女難レ嫁嫁晚孝二於姑一といふをふまへて、はかなきついでにいひよりて侍しを、お

や聞つけて盃もて出て、家ふたつの道うたふをきけとなん聞えごち侍しかど、おさ〳〵打とけてもまからず云々と見ゆ。

○三月又は正五九月嫁娶を忌むといふも古き習俗にや　源氏物語玉かつら巻、三月肥後の太夫の監が、玉葛君を肥後へ迎へとらんといふをいひのがるゝ詞に、此月はきのはてなりなどゐ中びたることをいひのがる云々。又正月の事は物語には見あたらず。五月、九月を忌よし見えたるは、螢巻に、兵部卿の宮の玉葛君をけさうし給ふことをいへる條に、五月雨になりぬるうれへをし給ひて云々。〔割註〕湖月抄云、細、五月には人に逢はざる愁をいへる、五月を忌む事花鳥に見えたり。信明集神代よりいむといふなる五月雨のこなたに人を見るよしもがな。盛明親王集、わびつくし續む月日はあるものを五月雨にこそ成にけるかな。〕東屋巻、薫大将の浮舟君に逢初め給ひしことをいふ條に、九月にもありけるを、心うのわざやいかにしつることぞとなげゝば、あま君もいと〳〵ほしく思の外なることゞもなれど、をのづからおぼすやうあらんうしろめたくな思ひ給ひそ。ながつきはあすこそせち分と聞しかといひなぐさむ。けふは十三日也けり云々。〔割註〕あすこそせちぶといふは、明日より九月の節に成れば、けふは八月の内ぞといふ意なり。」

○ものもをたうれ　井澤長秀云、言〔モノモウ〕、誰〔タウレ〕、なり云々。久備按、ものもたは物申〔モノモウス〕、の約言なり、たうれは長秀が説の如し。

○てふや花や　清少納言人の家につぎ〳〵しきものといふ條に、后の御歌、昔人は花やてふやといそぐ日も我心をば君ぞしりける云々。

○今の世には、四といふ數を音も忌嫌ふ事となれり。昔はさもなかりしと見えて、源氏物語若菜上巻、源氏君の四十の御賀の事をいふ條に、御ぢしき四十まい、御しとねけうそくなど、すべてその御ぐどもいときよらにせさせ給へり。らでんのみづしふたよろひに、御衣ばこよつすゑて云々と見ゆ。

○硯に物書かぬといふ事　橋姫巻にいふ、姫君御硯をやをら引きよせて、手習ひのやうに書まぜ給ふを、これに書給へ、硯にはかきつけざなりとて、紙奉り給へば、はぢらひてかき給ふ云々。〔割註〕湖月抄云、河、見る君の面に、ものもかゝざりき。ふしの楊枝もつかはざりけり。菅家硯は文殊の腰也。此故に眼石といふ。此譬をかりて硯石とは書く也云々。仍ておもてにものをかゝざる也。菅家の御日記にも、硯の面に不レ書とある。呼、折ふしのいさめにや。久備按、河海の御説いかゞあらん。呼花のかたおだやかならん。」

○源氏物語に古歌を引て書たる所に、作意の名をも書たるは多からず。總角巻に、わが涙をば玉にぬりなんと打ずし給へり。伊勢の御もなうこそは有けめ云々。〔割註〕七條后うせ給へる時、伊勢、よりあはせてなくなる聲を糸にして、わが涙をば玉にぬりなむ。」又同巻に、ものとはなしにとか、貫之が此世ながらの別のをたす心ぼそきすぢに引かけんを云々。〔割註〕古今、貫之、糸によるものならなくにわかれぢの心ぼそくもおもほゆるかな。」

○はつほ　早蕨巻に、宇治のあざりの寺より中君に蕨など奉るよしいへる條に、わらびつく〴〵しおかしきこにいれて、これはわらはべのくやうして侍るはつほなりとて奉れり云々。神ならではつほといへるは、俗にいへるに同じ。又神に奉るものを初穗といへるよしは、安齋隨筆云、初穗と云は、其年田畝に生じたる五穀の穗を取て、先神へ供へ奉るより起りたる詞にて、すべて初穗といふ。三代實錄十八昔文に、畫所令早穗二十文乎、左馬助從五位下多治見眞人藤吉平差使矣、令捧持奉出賜と見えたり。是清和天皇貞觀十二年饒益神寶の錢を改めて、貞觀永寶と云ふ新錢を鑄られたる時也。賤人神前にて錢を二三文投散して奉るゆゑ散錢と云也。又賽錢の賽の字は、玉篇に先再切、報也とありて、返報の字也。カヘリマヲシとよむ。願ほどきと云に同じ云々。

○いそがしう　清少納言〔割註〕心ゆくものゝ條に云、賤人の五位とて、それをしもぞいそがしうつかへ

ど云々。按、いそがといふは急ぎなり、しうは形容の詞。

○いま〳〵しう　桐壺卷にいふ、「ゆゝしき身に侍れば、いま〳〵しうかたじけなくなどの給ふ云々。按、俗にいふ意と大かた替ることなし。但し雅語には、忌るゝかたにいひ、俗語には惡むべきかたにいへり。

○いさかひ　東屋卷にいふ、かの殿にはけふもいみじくいさかひ給ひけり云々。

○手水　清少納言〔割註〕あはれなるものゝ條に。」云、はんざうに手水など入て、たらひの手もなきなどあり云々。

○とくゐ　同書〔割註〕物のあはれしらせがほなるものゝ條に」云、かならず見せさせ給へ、御とくゐなり云々。久備按、得意なり。

○ほん〳〵と　同書〔割註〕うちとくまじきものゝ條に」云、大なる松の木などの二三尺ばかりにてまろなるを、ぽう〳〵となげ入などするこそいみじけれ云々。久備按、俗にぽん〳〵となげ込などいふは、ぽう〳〵の訛れる詞なるべし。又〔割註〕すさまじきものゝ條に」云、ながえぼうどうちおろすを云々。此ほうども同じ詞ならん。

○ちうせい　同書〔割註〕ことゝ〳〵なるものゝ條に」云、隨身のおまへのものは、例のやうにてはにくげにさぶらはん、ちうせいをしき、ちうせいたかつきにてこそよく侍らはめと申を云々〔割註〕註にいふ、隨身おさなくおはしませば、ちいさき折敷、高長器可レ然といふ事なり。」久備按、今人の丈の高からず低からぬを、中ぜいといふも同じ詞にや。

○おし〳〵　同書〔割註〕家いといふ條に。」云、足音高し、けはひなどおし〳〵といふ聲聞ゆ云々。臨瓦云、今世高貴の御ありきに先拂ふとて、しひ〳〵と云は、此おし〳〵なるべし。忍の字おしとよむ。忍びかくれに忍びしづかなれと云意にや云々。久備按、おし〳〵といふは、あな〳〵の轉語にや、お

しく〳〵より移りてしひ〳〵となりたる成べし。あちは彼の意、おちかたも彼方にてあちかた也。〔割註〕同音の通ひて轉れる成べし。」

○おれよかやつよ　清少納言〔割註〕ことに人にしられぬものゝ條に。」に、加茂へ詣し道に賤しき女の多く立て歌をうたふといふ物語に云、郭公をいとなめくうたふ聲ぞ心うき。ほとゝぎすよおれにかやつよおれ鳴てぞわれは田にたつと唄ふ云々。〔割註〕春曙抄云、是なめくうたふ歌也。おれよは日本紀に己の字をおれとよめり。かやつは玉葛卷にすやつばらとあり。宇治拾遺にくやつといへるに同じ、世俗にきやつといふ詞なり云々。」古事記傳、素盞烏尊の大國主神を罵り給へる條の釋に云、意禮は人を賤め詈る稱なり。記中白檮原宮段に、兒宇迦斯をも詈ていひ、日代宮段に、熊曾建をも云り。書紀に右の兒宇迦斯を云るを、儞と書て此云飫例ことあり。又神代下卷、敏達卷などに、儞とも作り。〔割註〕儞は爾と同じと字書に有。」枕冊子に、田植る女の謡へる歌に、郭公に意禮よ加夜都に意禮鳴てこそ我は田に立〔割註〕是女心に田に立つ勞を苦みて郭公を詈れる詞なり。中昔の軍記などに、人を詈て夜意禮と云事多し。是も夜は呼出す辭。意禮は此と同じ。又今俗書に、詈て起をたちおれ、行くをゆきおれといふも、たておれゆけおれにて、こゝのおれ成べし。然るを轉じて又、立おつた、ゆきおつたなども云り　又今の世の俗言には、自ら意禮といひ、人を詈るに、己とも我とも云は、古と相反なり。」是奴の二字を許夜都と訓べし。上の意禮の下に引る枕冊子の加夜都は彼奴にて、共に古言なるべし。〔割註〕今かの加夜都も對へて、是奴は許夜都なることを知ぬ。扨今の世の俗語には、是奴を許伊都といひ、彼奴を伎夜都とも、阿伊都とも云なり。又杼伊都と云は誰奴なり。是等皆夜を伊と訛り云ふ格の同きにても、是奴は許夜都なる事明けし。對馬などにては、今も阿夜都、許夜都、曾夜都といふといへり」久備接、己をおれといふは、於のの約於なればなり。

〕香を聞く　玉勝間云、香を聞くといふは、もとからことにて、古への詞にあらず。すべて物の香は、薫物

などをもかぐといふぞ雅言にて、古今集の歌などにも、花橘の香をかげばと見え、源氏物語梅枝卷に、薫物どものおとりまさりを、兵部卿宮の判め給ふ所にも、人々の心々に合せ給へる深さ淺さをかぎあはせ給へるになど見えたれば、「聞く」といへる事は、昔の書に見えたる事なし。その世の人はそをばしらで、香などをかぐといはんはいやしき詞のごと心得ためるは中々のひが事也。きくといふぞ俗言には有ける云々。安齋隨筆云、家語曰、與二善人一居。如レ入二芝蘭室一。久而不レ聞二其香一といへり云々。

○宵まどひ　手習卷云、よひまどひはえもいはず、おどろ〳〵しきいびきしつゝ云々。

○そばへる　俗にざれほこるをいふ詞、清少納言〔割註〕にちはの條に云、そばへたることねりわらはなどに引とられてなくもおかし云々。

○そく才　同書〔割註〕うれしき物の條に云、さぶらふ人もいみじくやすきそくさいのいのりかなといふ云々。註に息災也云々。

○そゝかし　俗に卒忽なるをいふ詞、源氏物語横笛卷、薫君のいはけなきさまをいふ詞に、いとそゝかしうはひおりきはぎ給ふ云々。古事記傳云、萬十七、越國立山長歌に、之良久母能知邊乎於之和氣安曾々利多加吉多知夜麻とあり。安曾々理も此山の甚高くして、天に進み登る状なるを思ひ合すべし。〔割註〕俗に人の心の浮立進むをそゝると云も同じ。云々〔以上〕、清少納言〔割註〕にげなき物の條に云、たき口の弓ならし、くつの音そゞめきいづるに云々。久備按、そゝかし、そゝる、そゞめき、皆同語ならん。

○なさけなき　清少納言〔割註〕口をしき物の條に云、五日のあした、宮づかさ車のこといひて、北の陣より五月雨はとがめなき物ぞとて、さしよせて四人ばかりぞのりてゆく、うらやましがりていまくづして、おなじくはなどいへば、いなとおほせらるれば、聞もいれずなさけなきさまにて行に云々。此なさけなきといへる詞、俗にいふ意に同じ。

○歌の本する　同書〔家はの條〕云、古今のさうしを御まへにおかせ給ひて、歌どものことを仰られて、是が本はいかにとおほせらるゝに云々。又〔割註〕うれしき物の條。」云、はづかしき人の歌のもとするとひたるに、ふとおぼえたる我ながら嬉し云々。

○仰書　同書〔割註〕うらやましき物の條。」云、心にくき所へつかはすべきおほせがきなどを、誰も鳥の跡などのやうにはなどかあらん云々。

○けしからぬ　俗に尋常ならぬを驚きていふ詞なり。同書〔割註〕口をしき物の條。」云、わびてはすき〳〵しからん下すなどにてもがなとおもふもけしからぬなめりかし云々。是は用意して出たるを、よき人に行逢れば、せめて下様なりとも見せまほしく思ふは、けしからぬ心といふ意也。俗にいふ意に同じ。又玉葛卷、まつ人の心はげまさんとおぼすよ、けしからずとの給ふ云々。

○めざとき　清少納言〔割註〕うつくしき物の條。」云、三つばかりなる兒のいそぎてはひくる道に、いとちいさきちりなどの有けるを、めさとに見つけて云々。俗にいふとは替りたれど義は同じ。

○水ももらさぬ中　伊勢物語云、むかし色ごのみなりける女出ていにければ、歌一などてかくあふごかたみに成にけん水もらさじとむすびしものを。

○したりがほ　清少納言〔割註〕すさまじき物の條。」云、けんじやの物のけてうずとて、いみじうしたりがほにとこやすゝなどもたせて云々。

○しどけなし　俗にあどけなしともいへる、小兒などの取繕ふこともなきさまをいふ詞也。同書〔割註〕にくきものゝ條。」云、いみじうしどけなう、かたくなく、なをしたりぎぬなどゆがみたりとも、たれかは見しりて笑ひそしりもせん云々。帚木卷云、直衣ばかりしどけなくきなし給ひて云々。枕草子抄云、いにしへは一年四度の勘帳有しと也。諸國の任たる者より四ケ度勘定帳を勘解由へ達するを四度解と云也、其勘定の未進などあるをしどけないと云也云々。源語梯云、無證（シツケ）氣の義なり云々。久備

按、しどけなくといふ意は、俗にいふに同じ。言の本は品げなくにや、品といふは取つくろふやうすもなくといふ成べし。〔割註〕ナより夕と轉じ、又トとなりけるならん。」又あどけなしといふは、別にて無ニ他氣一なるならん。

○しそこなふ　淸少納言〔割註〕心ゆく物の條。」云、あまり有心過てしそこなふなどの給ふに云々。

○晝寐　常夏卷にいふ、姫君はひるねし給へるほどなり云々。

○引出もの　行幸卷にいふ、すべてひきで物ろくどもしなぐ〳〵につけて、れいある事限りあれど、又ことくいへてになくせさせ給へり云々。玉勝間云、引出物といふは、もと馬を牽て贈物にするより出たること也。北山抄大饗條に、次尊者牽出物、〔割註〕馬二疋、若尊者好鷹者馬一匹、鷹一聯加レ犬など見えたり。」云々。久備按、ろくを給ふといふは、字音の詞、玉篇云、祿〔タマモノ〕、音鹿、賞賜也云々。

○せう〳〵の　俗にせう〳〵の事はなどいふは、大體の事はといふに同じ。螢卷云、左のつかさにいとよしある官人おほかるころなり。せう〳〵の殿上人におとるまじとの給へば云々。行幸卷云、中將の君ぞつら〳〵おはする、さかしらにむかへ給ひてかろめあざけり給ふ。せう〳〵の人はえたてるまじきとのゝうちかなあなかしこ〳〵と、しりへざまにいざりしぞきて云々。せう〳〵といふ詞、俗言にいふに同じ。

○すがゝき　若葉卷にいふ、ものむつかしく覺え給ひて、あづまをすがゝきて云々。又若菜上卷にいふ、心にまかせて只かきあわせたるすがゝきに、よろづのものゝ音とゝのへられたるは云々。湖月抄に、花鳥餘情を引ていふ、和琴に菅攙、片攙とて、神樂催馬樂に用る事あり。五つ拍子にはすがゝき、三ツ拍子にはかたかきと云り。又箏にも樂毎に曲終にかくを菅攙と云ふ云々。俗三絃にすがゝきといふは、琴の名目によれる成べし。扨すがゝきといふ意は、すがはすが〳〵しなどいふすがにて、サツパリト

シタといふ詞、取繕ひもなくといふに同じかるべし。カキは則彈なり。然れば何の曲といふにもあらず。取繕ひもなく彈くをいへるならん。

○質をおく　うつぼ物語吹上下卷にいふ、御はかしとりいでゝ、大藏史生の家に十五貫がしちにおきにやりて、御ともの人道のほどのわりごなどせさす云々。

○上手　同卷云、かくおもしろき所にあるかぎりの上しゆつどひて、あけくれあそびわたれと云々。久備按、こゝに上しゆとあるは、俗に上手といふ事なるべし。上手と書てもじやうしゆとよまるれど、上首の字にや。源氏物語桐壺卷に、おぼえいとやんごとなく上ずめかしけれど、わりなくまつはさせ給ふあまりに云々。此上ずめかしといふも、上首めくの意にて義通ず。又藝の拙きものを下手といふは、下等の轉語にや。〔割註〕ケとへとは同音にて通ず。トウといふ詞の同意にてタと成けるよし。」

○はたご　吹上下卷にいふ、おくり物にひと所にしろかねのはたご一かけ、山の心ばへくみするゑて、それにからあやうす物などいれて、しろかねの馬にぢんのゆひくらおきて、しろかねのをのこにひかせたり云々。契沖云、篚〔はたご〕馬に飼ふ物を入る籠なり。旅籠とかくも此意なり。宇治拾遺にはたご馬などいへり。今は旅人に宿かす家をはたごやとのみいひて、其本をわすれたり云々。

○くつたく　或本懊熱、又屈託に作る。按、共に借字にて、其實は字音の詞にあらず。苦といふ詞なるべし。然れば苦度と書べし。扨苦をくつと訓ずるは、くを強く云んとて、韻のゥを呼出したるがつと成たる也。越後國三島郡久田村をクツタムラと訓ず。同例なるべし、又たくは添たる詞義なし。めでたく、うれたくのたくに同じかるべし。

○はいそう　俗物のいやましなるにいふ詞。東鑑卷三十一、嘉禎二年丙申十月二日條云。自二去月中旬之頃一。南都蜂起。構二城郭一巧二合戰一。六波羅遣二使者一雖二相宥一彌倍增云々。

○文の奥の月日　大和物語云、近江守公忠の君の文をなんもてきたるいとゆかしうれしくて、あけて、

みればよろづの事ども昔もていきて、月日などかきておくのかたにかくなん。

　玉くしげ二とせあはぬ君が身をあけながらやあらんと思ひし

云々。又源氏物語若菜上卷、明石入道の文のさまをいふ所に、水草清き山の末にてつとめ侍らんとてなんまかりいりぬる。

　ひかりいでん曉ちかく成にけり今ぞ見し世のゆめがたりする

とて月日書たり云々。

○將軍家の正夫人を御臺所と稱す。臺と書くは、借字に西の對、東の對といふ對の字なり。源氏物語に、紫の上の事をたいのうへと書たり。東鑑にも御臺所と書たれば、臺の字を書くも其始め久し。

○納言以上の正室を簾中と稱し、貴人の正妻を奧方と稱する事、古きものにはいまだ見あたらず。

○正妻を北方といふは、上大臣より下受領に至る迄の通稱なり。二判問答御堂云。室家稱二北方一事。〔割註〕自二大臣主殿一室家之通稱歟。」小右記〔割註〕寬弘九、六、廿九。」曰。左大臣殿大北方〔割註〕一條左府娘。」後拾遺集曰。右大臣北方。〔割註〕右大臣六條顯房公北方は權中納言隆俊女。」中右記〔割註〕保安元、七、廿二。」曰、內府法性寺殿北方〔割註〕民部卿宗通女。宗通者右大臣俊家男也。」同〔割註〕寬治三、九、十五。」右府北方。後拾遺集左衛門督北方。〔割註〕左衛門督は師忠也。土御門右大臣師房四男。」山槐記〔割註〕保元二、正、九。」前齋北方〔割註〕葉室光賴。」增鏡云、富小路の中納言秀雄の北の方にておはせしかば云々〔已上〕。久備按、源氏物語玉葛卷に、あが姫君大貳の北方ならずば、當國の受領の北方になし奉らん云々。又浮舟卷に、常陸の北方はおとづれ聞え給ふやといふは妹なるべし云々。

○年山紀聞〔割註〕水戶安藤爲章。」云、世繼物語に、東三條兼家公に本室なくして、家の女房大輔といふ也仕ひ給ひて、時めかし給ひけるを、權の北方にてめでたしと書たり。女どちのさがなき詞と聞ゆれど、いにしへのは雅にも侍りし云々。

○北政所　と稱する事も、二判問答に見ゆ。

北政所事

一玉葉〔割註〕治承三、十二、十。」日。兵部卿入道信蓮來。教訓談話。御一家習大臣之後雖ニ攝籙一。以前以ニ室家一稱ニ北政所一。延久元永例也。補ニ家司一供ニ節供一。

一後成恩寺殿下記曰。御當職之時被ニ迎申一候。必北政所ト申候歟。御職已後者不レ申候歟承度候。宣旨ナド候歟。

雖ニ當職一以前有ニ婚姻之禮一者可レ稱ニ北政所一候。延久元永等例如レ然候。近代大略攝籙之後始儀式有レ之。補ニ家司一供ニ節供一候。不レ及ニ宣下沙汰一候也。

一大中納言女ヲモ北政所申候歟。必非ニ大臣女一者不レ可レ申候歟。

六條攝政後京極攝政等例如レ然歟。於レ有ニ婚姻之禮一者不背道理歟。近代不レ及ニ婚禮沙汰一。以ニ大中納言女一稱ニ北政所一歟。不レ可レ然者乎。

○婦人の名におもじを冠らせて呼ぶこと　いつの頃より始りけるにや、古きものに見あたらず。按、おは稱美の詞なれば、御の畧語にや、貴女を稱して御といふは、古くよりものに見ゆ。源氏物語にごたちといふことを註して、本朝文粹に俗稱貴女爲レ御といへるを引て、御等也といへり。俗にいふおもじも、御の字の訓の略りたる詞にや。信長公の旗下に、長谷川お竹などいふ名も見ゆれば、室町殿の頃よりの習俗ならん歟。

○防人　萬葉集にさきもりと訓す。此名は唐の制によれる也。唐令云。凡兵士向レ京者名ニ衞士一。守レ邊者名ニ防人一云々。

○疱瘡、麻疹、水痘の酒湯に、一番湯、二番湯、三番湯といふ事あり。或醫に問ひしに、痘疹ともに見點より十二日め酒湯、夫より一日置て二番湯、又一日置て三番湯なりと答へし。

○鍛冶　冶はヤの音なるに、カチといふは誤なりといふ說は誤りなり。カヂは訓の詞なり。古事記傳云、鍛人は加奴知と訓べし。字鏡に鑑は加奴知とあり。金打(カネウチ)を約たる也。〔割註〕泥字は奴と切し後に加遲(カチ)と云も、加奴知の約りたるぞ云々。

○ぐはえん　火消の御役人の召仕ふ役場中間といふものを、ぐはえんといへり。と、或人云、火役と書なりと云々。久備按、實も火消の屬にては、火役ともいふべけれど、所々の御門の下部をもぐはえんといへば、此文字中るべからず。よりて思ふに下人といふ詞の訛れるなるべし。げをぐはといふは、花をけともくはともよめり。又えんは院の字ゐんともいひ、俗にはえんともいへり。ぐはえんといふは小人中間よりも下に有るものなれば、下人とはいへるならん。

○御前　俗に貴人の御座所をもいひ、直に貴人の御事をもいへり。古事記傳云、〔本文〕能治我前者。御前常に云前の意にては聊か通え難きもあり。さて御座位を指て云が、やがて其神を指して云なれば、治我前とは即治我といふ事也。〔割註〕中昔の言にも、貴人をさしては意麻閇と云り。今の世にも御前と云は是に同じ。中比婦人の名に某前、某御前と云も聞ゆ。」さて又墨江三前大神、伊豆志之八前大神などあるも「三座八座と云と同じくて、座とは其神の座所を以て、其神の員を申也。〔割註〕是又中昔の物語文などに、貴人をば一人二人とは云ずして、一所二所と云るも同意也。稱德紀の詔にも二所の天皇とあり。」云々。久備按、今の世にいふ所も是に同じ。源氏物語横笛卷に、大將こそ宮いだき奉りて、あなたへゐておはせとみづからかしこまりて、いとしどけなげに給へば云々。今昔物語に父こそ、宇治拾遺に地藏こそ、大和物語に西こそといへるこそも、御前の轉じたる詞なるべし。俗には姫ごぜ、尼ごぜともいへり。皆同じ。

○御新造　東牖子〔田仲宣〕云、御深窓也。長恨歌に揚家の深窓に養はる云々。陸氏が傾城の新艘の說は不可なるべし云々。久備按、遊女に新艘といふものは、船によりて名付たる事論なかるべし。新嫁の

婦を御新造といふは、新造御殿の御方といふ意なるが、押移りて凡下の人の妻女をもしか呼び習へるなるべし。

○お袋　山崎垂加翁云、俗稱ニ人母一曰レ袋。蓋取ニ諸飽胎之義一云々。久備按、是は漢語の訛れる詞にて、北堂ならん。

○とら者　玉勝間云。今昔物語に、今はむかし鎮西に住ける人、商ひの爲め數人船一艘に乘て、諸國に行て本國に歸りけるに　鎮西の未申の方に當つて、遙の沖に大なる島有、人住める體なれば、船中の者ども此島に漕ぎ寄て食物のいとなみせんとて、船をよせて島に上り見めぐるに、多くの人來る音にあやしく思ひて、又船に乘て是を見るに、山の方より男どもの、烏帽子に白き水干袴着たるが、百餘人ばかり出來たり。船の者ども此やつどもに殺されもせんかとて、船をさし去るを見て、此もの共海に下りければ云々。恐れをなして漕ぎ戻しぬ。鎮西に歸りて後、此事を人に語るに、年老たるものいはく、それは度羅島といふ所也。形は人にして人を食する也。若案内不レ知して其島にゆけば、集り來て殺して喰ふと聞けり。是に依て人の中につたなくして人に似ず、みだりに物をくらふ者をばどら人といふ也云々。安齋隨筆此文を引ていふ、世人身の行ひ我儘にて、女色飲食を好み、人を一言にあなどるたぐひの者をどら者といふは、度羅人より出たる事なり云々。久備按、どらものは墮落者（ダラクモノ）の訛れる成べし。だらく者とも、どろぼうともいふ皆同じ。

○ばうじ、食を調ふるものをかくいふは、飯司（ハンジ）の轉語なるべし。僧家より出でたる詞にや。

○藪醫師　醍醐隨筆云、くすしのわびたるをやぶといふ。藥種を買ひ求むること成がたき故に、藪のあたりを尋て、あけび、すいかづら、ぜうがひげやうのものを取集め藥となして、病人にあたふる故ならん云々。本朝俚諺云。或云。藪草莽之謂。猶レ云ニ野醫ニ云々。又或作ニ野夫醫一。又作ニ野巫醫一。久備按、やぶといふは、サビの轉語にて、翁さび、神さびなどいへるサビなるべし。サビはメクといふ意に、醫

師のやうなるものと云ふ程の意なるべし。柑子に似たるを藪柑子といひ、枸杞に似たるをそよいもと云に同じ。

○はぐろめ　今の世に女子婚嫁の約定りて後に、袖をとめはぐろめを附る也。是を半元服といへり。源氏物語末摘花卷にいふ、紫の君いともうつくしきかたおひにて云々。はぐろめもまだしかりけるをひきつくろはせ給へれば、まゆのけざやかに成りたるも、うつくしうきよらなり云々。「細註」湖月抄にいふ、まゆのけざやかにといふは、歯くろめの後ぼうまゆの常の眉になりたるをいふ。」是は紫上の十一の年のもの語なり。今賤しきもの歯黒め附れば、やがて眉をそる事とすれば、其さまは相似て少し異なり。幸西随筆「割註」石原善左衛門正明」云、女の眉そる事は、兼もて睡かんとての事なり。されば生え際のしどけなき所、色のこき薄き所などありておのづからなれば、夫を剃落して思ふ儘に書く也。今大かたは剃りたる儘にて書んもいともおもひたらぬは、無沙法なる事也。又はぐろめは色の黄ばみてきたなげなるを隠さん料なりと云。又男の事ながら、安斎随筆云、堂上方の元服といふは、民間にいふ元服とは品の替る首服也。堂上の元服は、今まで有りし眉を剃おろして、其眉上額の際に、墨を以て丸く二所に付る。是を高眉といふ。但高眉に十五六七歳の頃まで置るゝ、夫より前に止らるゝもあり。其成長にしたがふか、何れも高眉に御位の勅許を蒙りて止らるゝよし、高眉を止らるゝ時、本眉を元のごとく立らるゝ。此時に腋の袖を留らるゝ也。是は今の袖留の風也。いにしへは振袖なし。昔は只腋あけ也。古しへはわき明をふさぐ也。又歯黒といふは、元服の日歯を鉄漿にて染めらるゝなり。すべて堂上諸家皆歯を染めらる。白きは無礼なるよし云々。久信花に、前の湖月抄の説と、安斎の説大むね合り。今の俗習の變革いさゝか見ゆ。

○いびき　是はいやしき詞にやと思ひしに、清少納言にも源氏物語にも見えたれば、さもあらぬなるべし。此外にも川合人の詞に、古き雅語の其儘に傳りたるも、昔の俗語なるも、又此二つのまのゝ混り

たるもあり。清少納言〔割註〕人にあなづらるゝものゝ條。」云、さるよじうあながちなる所にかくしふせたる人のいびきしたる云々。榊卷に、いふほどもなくいびきとかきゝしらぬ音すれば云々。久備按、いびき、孟津に吼鼻の字を當られたれど、息響の約れる詞ならん。

○今參　淸少納言〔割註〕にくきものゝ條。」云、今まゐりのさしこえてものしりがほに、をしへやうなる事いひうしろみたるいとにくし云々。東屋卷にいふ、西のかたにれいならぬわらはの見えつるを、いま參りの有かなどおぼして云々。

○よめむこ　同書〔割註〕有がたきものゝ條。」云、又しうとにほめらるゝむこ、又しうとめにおもはるゝよめの君云々。更級日記云、越前守のよめにてくだりしがかきたえおともせぬに云々。

○高家　源氏物語柴卷云、さばかりにてはさないはせそ。大將殿をぞかうけには思ひ聞ゆらんなどいふを云々。久備按、花鳥餘情にはかうけを豪家とす。大將殿は源氏君をいふ也。源語梯には高家なりと註す。此かたよろしからん。

○たゞしかはら　蓬生卷云、たゞしかはらなどまでよろこび思ふなる云々。〔割註〕是は源氏君の歸京の事を人々歡ぶなり。」淸少納言〔割註〕家はの條。」云。その里よりくるものども、おさめみかはやうど、たゞしかはらといふまで、いつかはそれをはぢかくれたり云々。〔割註〕是は宮仕する女房は、あはく〳〵しうわろきものに思はるゝは、色々の人に恥かくれず見らるゝ故なりといふ物がたりにいへり。」容德物語祭の使卷云、歌「川べなる石の思ひのきえぬはや岩の中より水のわくらんたゞしかはらもといふ云々」〔割註〕是は人々のあて宮を戀したひ給ふよしいへる物語の歌なり。」枕冊子抄云、貫之の白河大相國于日會席に、たゞしかはらまで松の下と世をいのり云々。湖月抄云、細たゞしかはら百姓也。いやしき人々迄の意云々。春曙抄云、稱名院御說、たゞしかはらは百姓なり云々。源語梯云、註に百姓也といへり。百姓は農民を指せるにや、然らばたゞ民にて、しは助字なるべし。されどいか

なる事とも明解なし。契沖も、元輔家集に、つくしにて大貳の帝にほたいず奉り上らるゝに、みがくらし玉の光を賴むかな數にもあらぬたびしかはらも、とありて考證なし云々。久備按、此說々を見れば、たびしかはらといふは、賤しき者迄といふ意なる事は論なし。扨この二つのものをいかなるものにやとしひて按ずるに、たびしといふは荼毘師にて、人の葬を事とするものにや。下學集云。荼毘。〔割註〕二字共唐音葬送之義。〕又書言事考に、僧家謂㆓火焚㆒爲㆓荼毘㆒云々。師といふは、俗に檜物師、縫物師といふ師なるべし。〔割註〕安齋隨筆云、工匠の徒を何師といふは、實は爲の字也。爲の字はルともシともツクルともよむ也。〕今も人の火葬を事とする者を御坊といひて、殊更に賤しきものとす。此たぐひならん。又かはらといふは、今俗に河原者といふものにて、屠兒の屬なるべし。扨きたなきものをカハといふは、雪隱をカハヤといひ、小兒の小便するものをもカハといひ、皮をもカハとよめり。穢らはしく淸からぬものをいへる古言なるべし。河原者といふ河原は、借字にてカハモノなり。ラは子等、妹等といへる等に同じ。然ればたびしかはらといふは、賤しき者のきはみなれば、たゞ迄も云々なりといへる成るべし。されど荼毘師といふ名、古き文字書のものに見えねばいかゞあらん〔割註〕枕册子のをさめは長女にて下女のよし、八雲御抄にみゆみかはやうどは御厠人なり云々。〕又按、日本紀神代紀一書曰、伊弉冉尊云々。次小便(ユハリマル)化爲㆓神㆒名曰㆓罔象女㆒云々。罔象女〔訓美都波〕則水の神なり。川をカハと訓ずるもよしありげなれど、いまだ何とも思ひ得ず。

○やうめいの介　夕顏卷云、やうめいのすけなる人の家になん侍りけるをとこの、ゐ中にまかりて、女なんわかくことこのみて、はらからなど宮づかへ人にてきかよふと申す云々。久備按、やうめいの介の說いと多けれど、みな心ゆかぬは、猶中らぬしるしにやあらん。是を諸國の介と見る故に、解がたき成べし。此やうめいの介とわかんとほりといへるは、字書に唐名もていふ俗語の有しを、物語のあやに書きたるが轉じたるものか、先舊說によりてやうめいといふを、有名無實の官とすれば則權介な

り。權介をやうめいといへる事支證なし。〔割註〕權官を遙授の官といへば、もし遙命にやとも思ひしが左にはあらじ。職原抄はさる有職の名高き親房卿の撰なるに、やうめいの介といふものは見えず。昔より言習はしたる正しき詞ならば、必ず記さるべき事なり。然るを此事の見えざるは一つの不審なり。又薩戒記に、山城、上野、上總、常陸、近江の五ヶ國に限りて、揚名介と稱するよし見えたれど信がたし本文に男は田舍に行き、女は京に在るよし見えたり。正官の介ならば在國すべし。在國するほどならば、常陸介の空蟬君を伴ひしやうにゐて行くべき事也。物語の詞に、妻は京に居たるよし書たるは、二つの不審なり。よりて思ふに、やうめいのすけといふは兵衞佐なるべし。本文に田舍に行てと有は、國務の爲にはあらで、何ぞ他の事ありて他國へ行きけるならん。扨やうめいを兵衞の唐名なるべしといへるよしは、拾芥抄に、兵衞督唐名鷹揚衞と見え、又陽明門を兵衞御門といふよしも見えたり。やうめいの介は兵衞佐なるの明證ならずや。扨揚名介と書きたるは、揚名顯親の詞によりて、後人のおほせし借字なるべし。又按、徒然草云、揚名介にかぎらず、揚名目と云ふもの有。政事要略にあり云々。註に政事要略百三十卷あり。惟宗允亮撰云々。猶考べし。

○わかんどほり　末摘花卷云、わかんどほりの兵部大輔なるがむすめ也けり云々。久備按、是も說々多けれど諾ひがたし。先兵部大輔は相當正五位下なるよし、職原抄に見えたり。今は官位ともに高からねど、上達部に成べき人の子といふ成るべし。先達の說の如く、王家といふを親王家の近き支流とすれば、侍女の列にはなし難し。又親王家の遠き支流とならば、源平皆王家と稱すべし。舊說信じがたきにはあらずや、すべて納言以上の御女を重んじて上の品とし、わかんどほりと見えたるを中の品とし、受領の娘を下の品とせしは、物語のさまにていちじるし。抑わかんどほりといへるも、前のやうめいの介と同じく、字音の詞にて亞槐筋なるべし。夫は納言にもなり昇るべき人の、今はまだ兵部大輔なる人の娘といへるなり。扨納言の唐名を亞槐〔アクハイ〕といへるが、轉じてわかんと成りたるならん。

トホリといふは通にて、則筋の意。上達部〔割註〕官は宰相以上、位三位以上をいふ。」筋の人の娘といへる也。

○白粉　清少納言〔割註〕大夫はの條。」云、袖を出しあてゝうつぶしゐたるも、からぎぬにしろいものうつりてまだらにならんかし云々。

○百姓　うつぼ物語吹上下巻云、つたなき百さうは、けうあるすぢをなん思ひよらず侍らん云々。

○遊び　更級日記云、たかはまといふ處にとゞまりたる夜、いとくらきに夜いたうふけて、舟のかぢのおと聞ゆとふなれば〔割註〕久備按、此五字解がたし、衍文にや。」遊びのきたる也けり。人々けふじて舟にさしつけさせたり、遠き火の光りにひとへのそで長やかにあふぎさしかくして、歌うたひたるいとあはれに見ゆ云々。昔の遊女のさまほのかに見ゆ。

○妾めしうと　大和物語云、かの在次君のいもうとの伊勢守の妻にていますかりけるがもとにいきて、かみのめしうとにて有けるを云々。源氏物語胡蝶巻云、宮はひとりものし給ふやうなれど、人がらいといたうあだめいてかよひ給ふ所あまた聞え、めしうとゝかにくげなるなのりする人どもなんかずあまた聞ゆる云々。

○もとあらの萩　都のつと〔宗久〕云、宮城野へこのした露もまことに袖もとりあへぬほどなり、花の色々錦をしけると見ゆ。中にももとあらの里といふ所に、色なども外にはことなる萩のありしを一枝をりて、

宮城野の萩の名にたつもとあらの里はいつよりあれはじめけん

云々。そも〳〵もとあらの萩とは、春やきのこしたる去年のふる枝に咲きたるをいふ也と聞置侍り。それをこ萩とも申なり。これは枝ざしなども、なべての萩よりもこは〳〵しく、あばらなるにや、もとあらの櫻などもよみて侍ればとおもひ給ひしに、〔割註〕曾丹集に、我宿のもとあらの櫻さかねども心を

かけて見ればたのもし。」今聞侍れば、もしこの里の名によりてもやよみけんと、はじめて思ひあはせられ侍り云々。

○ひともじ〔葱〕　貝原篤信云、和名きといふきは一字なる故、後世にひともじといふ云々。久備按、此說しかるべし。されど木は隱語成しが、習俗と成ける成べし。

○黑木赤木　源氏物語野分卷云、よしあるくろ木あか木のませをゆひまぜつゝ云々。註に皮ながら有る木を黑木とはいふ也。皮なきは赤木也云々。赤木といへるめづらし。

○短冊　草廬漫筆〔武田信英〕云、短冊は頓阿法師已後のものなれども、昔より叙位除目の時短冊中文といふ事有。官位を願ふ事を書付し也。さればにや、御堂關白道長公短尺中文の多く有けるを、裏がへして歌書せ給ひしと云事、清少納言の日記に見えたり云々。久備按、短冊といふものは、古くより有て、清少納言の頃はやく歌を書くものと成しにや、同草紙うちとくまじきものといふ條に、ある男の家やけたりとてなげきけるに、清少納言歌書てやりけるよしいへる條に、このおはする人の家のやけたりとて、いとをしがりて給ふめるとてとらせたれば、何の御たんじやくにか侍らん、物いくらばかりにかといへば、まづよめかしといふ云々。此文短冊に歌書てやりたりしと見えたり。又おもふに近頃古きを好む人は、たにさくと書く義は宜しかるべけれど、たんざくといひたるぞよろしかるべき。

○ゆるし　ある呉服師に尋しに、御用の品は紅梅裏、又は紅梅熨斗目といふ御納戸にてはゆるしといはずと答へし。按、裝束の色に聽色(ゆるし)といふは、紅の薄色をいへり。色合よりやがて其ものゝ名とも成ける成べし。須磨卷に、山がつめきてゆるし色のさはやかなるに云々。花鳥餘情に、ゆるし色は薄紅をいふ也。三善淸行請レ禁ニ深紅衣服一奏議云、但淺紅輕紅末及大色者不レ在ニ制限一云々。是にて色の事はよく聞ゆ。

○或人の語りしは、豆飴といふは、昔製の殘れるものにて、今すあまといふ菓子の初めにや。其製する

やうは、菓子豆一升、砂糖一斤、先大豆を炒て粉にしふるひ皮を去る。扨五合ツ、二つにわけ、五合の粉には、砂糖半斤もみ合せて器に入置、又殘る半斤の砂糖を鍋に入れ、水を少しさして煮返し蜜とす。此間に殘る五合の粉を炒り、暖かなる内に蜜鍋へ明け、初の砂糖を合せたる粉をも入、水飴を少し加へてよくねり合せ、ねり調ひたる時程よく丸く長くして、白箸の類を三本三所へあてゝ丸めあげて、箸を捨てこ口より切て食するとぞ。

○江州大津の小野治爲、痰切の方とて教へしは、中位の梅の赤みなく青く實のりたるを撰び、二升にても、三升にてもよく洗ひ、水を乾（か）し、わさびおろしにておろし、核を捨、其すりたるを布に包み汁をしぼり取、扨其汁を鉢に入、晴天三四十日毎日日に當、折々かき廻す。日數を經て黑く練藥のやうに成たる時、其梅の分量ほど氷おろしを入、かき交ぜて貯へ置なり。何年立ても損ずる事なし。痰の切かぬる時、耳かきに一つほど用ゆ。又氣附にも宜しといへり。一とせ法の如くして試みたりしに其言の如し。後に或人息合の藥也といひし。

○伊達　諸家深祕錄云、寛永三年に二條の御城へ行幸あり。此時伊達政宗の家來共、皆々美々しき衣類を着ければ、諸國の人に持りし故、時の人伊達人と云初しより、今に至り風流なる人をば、伊達者と云習しけり。〔已上〕久備按、だてははでの轉語、〔割註〕今衣服の美々しきをはでなりといへり。〕はではははへの轉語なるべし。はへは夕ばへ、出來ばへのはへに同じからん。

○うぐひす　焚たる香包を重ねてさす竹の串をいへり。安齋隨筆云、あかなくにをれるばかりぞ梅の花香をたづねてぞ鶯のなく、〔割註〕續後拾遺春上、順德院。〕と云ふ古歌をもつて、東福門院の名付給ふとぞ云々。久備按、是は催馬樂鶯のぬふてふ笠は梅の花がさとある詞をとりて、古今集に、鶯の笠にぬふてふ梅の花折てかざさん老かへるやと、あるをとれるならん歟。

○九獻　秋齋間語云、酒をくこんと申事、女の詞のみと心得たるはあしゝ。吉野殿雜事にも軍立の九獻

とあり。左傳僖公廿二年云。楚子入二享于鄭一。九獻註云。用二上公之禮一九獻酒而禮畢云々。海人藻芥〔割註〕惠明院僧正記。〕云、光嚴院御愛酒にて御座しける程に、常に御酒宴有て數獻に及ぶと云々。其御代より獻數加增して、或は五獻七獻九獻と被二聞召一たり。依て近頃は酒の名を九獻とぞ申合ける云々。久備按、兩說いづれかよろしからん。但し婚禮の盃事に三々九度といふ事あれば、重き禮には九獻を用ふるにや。されど猶心ゆかぬ名目なりけり。

○酒のかん　老人養草〔香月啓益〕云、酒をあたゝむる事を和俗間といふ。間とは冷熱の間にして、よきほどにするものなるべし云々。久備按、是は壒囊抄の說によれる成べし。されどかんといふは訓の詞なるべし、酒を造るを釀〔カモス〕といへり。かもすは溫になして熟さしむる也。カモといふは溫かなるものをいふ詞なるべし。甄をかもといひ、鴨をかもと訓ずるも、皆溫物なり。かもといふ詞の轉じてかんと成けるならん。

○御はかせ　愚得隨筆〔割註〕朝倉孫左衞門、日下部景衞。〕云、漢王釼天下欲レ亂時者。倒臥占二吉凶一之間、故云二御博士一云々。久備按、貴人の御太刀を御はかせといふは、腰に佩ぶる物の中に、太刀は第一のものなれば、御はかせといへば、太刀の事とする也。御とらしといへば、弓の事とするは、手にとるものゝ中に、弓を第一とする故也。漢土の詞にあらず。我朝の古語なり。然るを御たらしといふ事を、公事根源に、天竺貝多羅葉は其長七尺五寸、弓の長に同じ事なるが故、是を多羅枝とは申にやと有を引て、日下部氏說々を擧げたれど誤りなり。萬葉卷一御執の梓弓之奈加弭乃云々。同卷十三御佩乎劍池之云々。

○うつぼ　愚得隨筆云、空穗、東鑑には羽壺に作る。元獵の具也。山野の茂みにて矢を損ずまじき爲なり。又云、矢種盡たるを人に知せぬ爲にせしものなり云々。久備按、うつぼといふ名目は、中の空虛成故の名なるべし。

○海人藻芥云、內裏仙洞には一切の食物に異名を付て被レ召事也。一向不レ存知レ者、當座に迷惑すべきもの也。飯をば供御、酒は九獻、餅はかちん、味噌をばむし、鹽はしろもの、豆腐はかべ、素麪はほそもの、松茸はまつ、鯉はこもじ、鮒はふもじ、鶴はつもじ、〔割註〕但つぐみを供御には不レ備也。」土筆はつく、蕨はわら、葱はうつぼ等、如レ此異名を被レ附云々。久備按、今俗間の婦女のいふ所と大同小異なり。されど是も古き習俗と見えたり。

○目黑村の不動尊の門前にて、餅花といふものを商ふ。それは何の故ともしらざりしに、鹽尻〔天野信景〕云、修行者吉野の花見んとて、此春かしこに行き歸りしに、藏王堂にて花とも御福ともいひて賣物あり。よそにて見なれぬ物故とり歸り侍るとて予に送りぬ。實も竹を割り、扇のごとくにして、末々に黄色したる餅を付けたり云々。〔以上〕久備按、目黑の餅花といふものも必ず是なるべし。されど何の故といふ事は、いまだ思ひえず。

○こまもの　四方の硯〔畑雜龍〕云、商家に小間物といふは高麗物といふ事也。高麗をこまと訓ずる也。今も泉州堺にはこま物やといふ名殘れり。高麗と書くなり。此地昔は異國船往來せし時、彼土の產物を交易したる時の名なるべし云々。久備按、小間物といふはこまかなるものといふ詞の約れる成べし。

○かちん　鹽尻云、兒女の詞に餅をかちんと呼ぶ。小式部內侍が故事とて、歐貨と書く、といへど、又禪語の家珍也なんど云、俗傳附會歟、堂上方の說に、應仁文明以後、朝庭衰廢の極に合せ給ひ、殿中荒廢せし時、官女なんど食にさへ乏しかりし程に、町より餅を調じて、日々に賣ありく者禁門に入ける。男褐の着物を着ける。さすが女房の夫とも得いはで、彼男來ればかちんめせなど呼初めけるより、爰にもかしこにもかちんとて買けるとなん。〔割註〕二條殿御話し云々。〔以上〕。四方硯〔畑雜龍〕云、一とせ川端道喜が掌粹堂の記を作りぬる事ありて、彼家の舊記など見侍りし事あるに、餐をかちんといふ事あり。元龜天正の間世の中騷しかりける頃、宮中より餅を召さるゝ事あり。たま／＼器を失ひければ、

新に造れる硯蓋のあるに盛て捧げゝれば、天機うるはしく、今よりかくせよと仰事有ければ、夫より永く吉例となり、朝ふたと稱して今に調進す。道喜御所に餅を捧ぐる時、かちん色の素袍を着す。是より大内の詞に餅といはずしてかちん來りぬといふ。遂に餅の異名とはなりぬ。一説にかちんとはかちいひなりといふは、調にかゝはりたる說成べし云々。〔已上〕。久備按、かちんは搗飯なる事更に論なし。其褐色を着たりしは、たちんといへる秀句にてこそあれ、事は實にして其傳は誤れりといふべし。久安齋隨筆云、餅をかちんと云事、京都五條天神社は、少彥名命を祭る。相殿に大己貴命おはします。少彥名命は神代に醫の道をなして病をいやし、禁厭の術をなして災をはらふ事を教へ給ひし神也。故に今も節分に朮を供ふる祭ありて、朮餅を參詣の人にあたふる例也。その餅を勝餅といふ。此義をもて勝をかちんとはいはれて餅の異名とするなり。朮はおけらといふ草の根也。藥種に用ふる白朮也云々。此說も信じがたし。

○藥 按、くすりと訓ずるは、病を治する事の奇しく神々しきを稱へたる名なるべし。久志といふは奇の字の古語なり。久久志備ども訓り。久志備の備は都び、田舍びのびに同じく、俗にメクといふ意。須里を約むれば志となる。くすりはくしの延語なるべし。叔醫師をくすしと訓ずるは、くりしの異りたる成べし。〔割註〕師の字は官名なり。安齋隨筆云、職員令の所見醫師、陰陽師、繪師、書師は官名なり」平田篤胤云、くすりのクスは貼る事の古言なるべし。クスリといふ名は傳貼が本なりし故、負へる名成べし。按クスリ、クスネとも通はしいひて、俗にクツツク、〔割註〕クツツクのクツはクスリのクスと同語にて、クスリツク成べし。喰術と思ふはいまだしきなり。」といふ同じ語なるべし。〔割註〕今の世にクスネといふもあり、これ古言の存するにや、スクスグルといふ語も、體に指をすりつけるさまなども、何とやらんよしありげ也。」和名本草に、石解を須久奈比古乃久須禰、〔割註〕少彥名之藥也。もろ〳〵の藥此神に故よしなきはあらねども、わきて此草は彼神のもはらにものし給へるをもて

此名を負る歟。「一名以波久須利〔割註〕和名抄同じ。」とあり。こは此草はいとさかしき岩に生貼（ナヒツク）ものなれば、岩貼（イハクスリ）の義歟。若くは岩に生ふる藥の意歟、いづれにもあれ、クスリクス不同語と聞えたり。又藥は貼るが本ならんと云故は、同書に芍藥を衣比須久須利、〔割註〕こは夷なり。「一名奴美久須利〔割註〕和名抄同じ。」とある、奴美久須利は呑藥にて、藥は傅貼が本なりしゆゑ、呑て病を瘳す藥をば、殊更にヌミグスリとはいへるなり。〔割註〕然るを後には此業やう〳〵に委しく成にて、藥は大かた呑む事となれる故、又殊更に貼藥といふ事とはなれるなり。方の事かやうに移りゆくぞ常のためし也ける。「古き書にも藥は傅貼たる事のみ多き也。〔割註〕そは古事記に見ゆ。」然はあれど、貼る事をクスルとも、クスヌともいへる例を見あたらねばいかゞあらん云々。此説いづれかよろしからん。

○硯ぶた　清少納言人の家につぎ〳〵しきものといへる條に、青き薄やうを艶なる硯のふたにしきて云々。野分卷云、かみひとまき御硯のふたに取おろして奉れば云々。

○古きものめづるは、昔も今もひとしかりけり。源氏物語梅枝卷にいふ、おほやけわたくしのどやかなる頃ほひに、薰物合せ給ふ。大貳の奉れる香ども御覽ずるに、なほいにしへのにはなこりてやあらんと覺して、二條院の御くらあけさせ給ひて、からのものの共御覽じくらぶるに、にしきあやなども猶ふるきものこそなつかしうこまやかには有けれとて云々。おもふに今の世にては、東山殿の頃ほひなるものを、おほくは古代のものとてめで尊むなり。源氏物語の世にくらぶれば、四百五六十年ばかりの後なり。又東山殿の頃より、文化の今に至りては、又三百四五十年にや成べき。よろづの物しかおとりゆかば、今の世になりてはせんかたなく成ぬべきに、さもあらぬは心得がたし。さればとておのれよりはじめて誰もみな、むかしの物こそよろしけれとぞいふなる。

○懸盤　清少納言〔割註〕心ゆくものゝ條。」云、かけばんともして何にかはあらんもの參るべし云々。

○衝立　同書〔割註〕人の家につぎ〳〵しき物の條。」云、ついたてさうし云々。

○からかさ　同書（同じ條）云、しやうぞくよくしたる、ゑぶくろからかさ云々。又（扈はの條）云、隨身だちてほそやかにびゝしきをのこからかさゝして云々。

○なし繪　同書（割註）太夫はの條。」云、宮はぢんの御火たけのなしゑしたるにむかひておはします云々。李吟翁云、梨繪は梨地のたぐひ成べし云々。

○帶ひもとく　常夏卷云、みやづかへするわかき人々、たへがたからんなおびひもゝとかぬほどに、こゝにてだに打ちみだれ、この頃世にあらんことの、すこしめづらしくねぶたさめべからんこと語りて聞せ給へ云々。是は暑きをりなれば、裝束の帶も紐も解て語り給へといふ意にて、俗にいふとはかはれど、詞は俗にいふに同じ。

○蒔繪　伊勢物語云、右の馬頭なりける人のをなん青き笥をきざみて、まきゑのかたに、この歌をつけて奉りける云々。

○かみ屛風　住吉物語云、かみびやうぶにやまとゑ書きたる一よろひたてゝ、もやのみすにくらきかたのきやうかたびらかけて、いとあるべかしくしつらひたり云々。

○茶碗　大和物語云、廣き庭に生ひたるなをつみて、むし物といふものにして、ちやうわんにもりて云々。

○仙臺の侍醫辛原隆朝といふ人は、業をかくし且好古の人なり。享和年間病犬に傷られたる時の灸法を印施せし事の有しが、予がもとにも多くおくりて人々に頒ちぬ。其殘れるをふと見出ぬれば、こゝにしるしつく。

猘犬咬傷灸法

一病犬に咬つかれたるに、早速杏仁を赤く成るほど炒（いり）て、擂鉢にて能くすり、味噌のごとくにし、疵口の大小に隨ひ、錢ほどにも碁石ほどにもして、味噌灸のごとく灸をすれば、杏仁の中へ血を吸込

也。斯のごとく幾度も取替、血も止み疵口に痛を覺ゆる時やめてよし。〔割註〕若疵口淺く、血出でずとも、毒は杏仁の中へ吸ひこみて後の患なし。」

一疵口▲ほどならば、杏仁の大サへほどにすべし。但し廻りを厚く、中を少し薄くして、艾を澤山に置くべし。

一疵口に湯水のつくことをいむ

一杏仁の拵えやうは、湯に浸しはぢき豆のごとく皮を去り刻みて炒べし。但藥種屋にて刻みたる杏仁を買ば手廻しよし。若し藥種屋なき所にては、兼て刻みたる杏仁二三拾匁貯へて置べし。

一病犬に咬つかれたる藥、さま〴〵あれど、此灸法の上に出るはなし。然れ共時刻移り疵口堅く成る時は効なし。依て預しらしむ。

一凡物喰て居る犬にさはる事なかれ、必咬つくもの也。愼むべし。

〇以呂波の假字は、傳授の說あれば知り難しとぞ。其傳を受得ん事、本より容易からず。されば迚て常にもてあつかふ事をしらでやみなんもいと口をし。さばれ代々の先達の考へおける跡も多けれど、猶信られぬ事なきにしもあらねば、今愚なる心に思ひよりたるを失れながらしるし付ぬ。

〇片假字は古くより吉備公の製作なりといへり。

按に、「吉備公といへるは、下道朝臣國勝の子、名を眞備といへり。年廿三にして安倍仲麿と共に入唐し、留學二十年にして、聖武天皇の天平七年に歸朝し、又天平勝寶二年遣唐副使と成て再び入唐し、同六年本朝に歸り、次第に登庸せられて右大臣に至り。吉備朝臣の姓を賜はる。故に世に吉備の大臣とは申也。光仁天皇の寶龜二年致仕、同六年八十餘歲にて薨せり。

片假字の事させる支證を見ず。白石先生の多識なるも、〔割註〕同文通考に。纔に卜部兼俱の神代卷抄に見えたる由を擧て、吉備公の製作といへるを證せられぬ。又僧契沖正濫抄にしるしていふ。片假

字は吉備公の作などいへど、させる證なし。若し常の以呂波と共に、弘法大師の作り玉へる歟、狹衣に片假名にて歌を書きたるよしあれば、其頃より遙の先に出來たる事なるべし云々。

按に、狹衣一之上、五月四日狹衣の中將内より退出し給ふ道に、中將の閑雅なる姿をめでゝ、或女の歌よみて參らせけるよしいへる條に、軒の菖蒲を一筋引おとして、いそぎ書てはしたものゝおかしげな童してもたせて奉る。おくれてはしる御隨身にとらせてかへるを、いづこよりとか申さん、やがて御車に參り給へとてとらへつ、御らんずれば、

しらぬ事のあやめはそれと見えずともよもぎがもとはすぎずもあらなん

とぞ書たる。いかなるすきものならんとほゝゑみてとはせ給へど、いはんやは心とき、御隨身共わたりに硯もとめて奉りたるして、たゝうがみにかたかんなにて、

見もわかですきにけるかなおしなべて軒のあやめのひましなければ

今わざと參らせんといはせ給ひて云々。按に、狹衣は大貳三位の作なりといへり。大貳の三位は權中納言爲時卿の孫、右衞門佐宣孝の女、母は紫式部、後一條院の御乳母云々。後一條院は寛弘五年九月十一日に生れさせ給へり。

源氏物語に片假字の事は見る所なし

梅枝卷に、よろづのことゝ、昔にはおとりざまにあさく成ゆく世の末なれど、かんなのみなん、今の世はいときは（無際）なくなりたる。ふる跡はさだまれるやう（片以呂波之體躰）にはあれど、ひろき心ゆたかならず。一すぢにかよひてなん有ける、たへに（妙）おかしきことはとゝもりてこそかきはつる人々有けれど、女でを心にいれて習ひしさかりに、ことゝもなき手本おほくつど（集）へたりし中に、中宮の母御息所の心にいれず、はしりかい（草書・行）給へりし一くだりは、かりわざとならぬをえ（得）て、きは（際）ことに（異）おぼえしはや云々。弘

法大師の世におはせし時より、源氏もの語をしるしたる時までは、相去る事凡二百年に餘りぬべし。昔といへるにあへり。又定まれるやうにはあれど、廣き心豐かならず。一すじにおよびてなん有けるといへるは、以呂波の假字の、只一體に定めたるをいへるなるべし。今の世はいと際なく成たるといへるは、類音の字を草の手に色々に書変ぜて、あやをなせるさまをいへるならん。然れば是は全く以呂波の假字の昔にして、今の書體に劣れるを評せる詞とこそきこゆれ。又同じ卷に、い、にこやかなるかたのなつかしさはことなるものを、まんなのすゝみたるほどに、かんなのしどけなきもじこそまじるめれとて云々。又同じ卷に、此頃は只かんなのさだめをし給ひて、世中にかくとおぼえたる上中下の人々にも、さるべきものどもおぼしはからひてたづねてかゝせ給ふ云々。是もまた平がなといふものゝ事と聞ゆ。

僧全長の以呂波字考錄に、片假字とは全字に音をかり、其字の片傍を略書する故に、片假字と云ふ云々。

今按に、片假字と名付たる故は、此說の如くなるべし。古き詞にかたなり、又はかたことなど書るは、全くとゝのはぬことをいへば、其意相かなへり。

本朝字府秘傳云、備公天平勝寶年中、大和の都に於て、世に通用する所の文字を撰み、點畫を省き取て、片假名五十字を作り給ふ。是を俗に大和いろは假名といふ云々。同文通考にも、大和假字といへるよし見えたり。

按に、片假字を吉備公の作とする時は、大和假字と名附る事、字府秘傳の說の如く成べし。後の人の作とする時は叶ひがたし。若ヲコト點と云へる言の訛りて、ヤマト假名といへるにはあらずや、猶末に云べし。

倩思ふに、片假字は吉備の大臣の作にてはあらじ。

かく云よしは、眞備公と大伴の家持卿の時代を按るに、眞備公は光仁天皇の寶龜六年に薨ぜられしに、家持卿は其年十一月右衛門督に任じ、其後正四位下左大辨春宮大夫を兼、桓武天皇の御代に至りて、延暦二年中納言に任じ、征夷大將軍となり、同四年八月薨ぜり。眞備公は家持卿より先輩なる事論なし。按萬葉集は家持卿の筆記なるに、彼書に年號を記されしは、天平五年より天平勝寶三年に至れり。眞備公片假名を作り給はゞ、家持卿萬葉集をばなど煩はしく、音訓義の三つを假りて記されんや。夫も日本紀など云ふほどの記錄ならばこそあらめ。是は私の集なれば、片假字といふもの丶あらば、必ず夫れを用ひて書給ふべき事也。其世にはまたかゝる目あきものなかりける成べし。

然れば片假字は、以呂波の假字より遙に後れて、寬弘の頃よりや普く世には廣まりぬらん。

前に引たる狹衣の文を思ふに、けさうぶみの歌なるを、何とてかたくなゝる片假字にては書たりけん、いとも心得がたし。契沖は狹衣の時代より、遙の先に出來たるにやといへり。實も狹衣より今少し先に出來たるもの成べけれど、狹衣を書き記せし頃よりや、世中には廣まりけん。其時いまだめづらかなる書ざまなれば、態と片假字もて歌を書たりとは、文のあやにいへるにやあらん。左もなくては、片假字もて歌を書たる故、何とも辨へ難し。寬弘の前後の世は、殊更文化盛なりしと見ゆれば、漢學する人の、漢字の傍に書付るに、以呂波の假字は似つかはしからず。よりて以呂波の假字の本字により、其字畫の片傍を省きとり、又は草書よりも取て、片假字といふものを作れる成べし。如レ此なれば、以呂波の假字よりは遙の後に出來たるものならむ。又按に、安齋隨筆云、堤中納言虫めづる姬君卷にいふ、かなはまだ書給はざりければ、かたかんなに、

ちぎりあらばよきごくらくに行きあはん先づ滅にくし虫の姿は

按に、まだ假名は書給はざれば、かたかんなとあるは、古代手習には片かなをならはせて、後に至て平がなを習はせたる事と聞ゆ云々。久備按に、安齋翁の說も猶信じがたし。片假名といふものゝさ

る押出したる物ならば、何にてもあれ、慥なる書に見えぬ事はあるべからず。こゝにかたかんなとあるカタは、一むきなる心か、俗に片意地、片法花などもいへ、また成べし。扨かた假名とは、おもしろく色々にあやなし書給はず、只定りたる平假名もて、ひろひ書にし給ふといふ意ならんか。然れば前に引たる狹衣のかたかんなといへるも、右に同じく、御隨身のもとめ出して參らせたる硯ならば、墨筆も心に任すまじければ、草卒に常の一むきなる假名にて書給へるといへるにや。もし此說の如くならば、今片假名といふものゝ事にてはあらじ。

同文通考に云、訓點の圖は、讀書に便せんが爲に作れる成べし。是を作れる始さだかならず。菅江二家に傳ふる所、又經點記點等各ひとしからず。世にをこと點といふ事は、其圖此二つの言葉を以て始めとするが故なるべし。又いふ今の代印板の書盛りに行はれて、悉く皆片假字を加へて讀誦に便するを、點加ふるといふ事は、猶古き詞によれるなるべし。〔割註〕摘要して記す。」

前に云ふ如く、漢學を教ふる人の、和學の人に便せん爲に、片假字といふものを作り、扨訓點の圖をさへ作りける成べし。尤片假字は、此ヲコト點の料に作れる歟。又は反切の五十音の爲に作れる歟。又は漢字の傍に註するに似つかはしきやうにとて作れる歟、其實はしるべからず。いかにもあれ、片假字は儒家に出たる事は論なかるべし。且其大和假名といへるは、ヲコト假字と云事を訛り傳へたる歟。又は漢字に國訓を添ふる假字なれば、ヤマトヨミノカナといふべきを、中略してヤマトカナといへるにや。抑今の如く印板の書盛りなる事は、往古曾てなき事なり。是は今の大御代に至りて、文化開けたる世の幸なり。昔よりかゝりけるものとな思ひそ。あなかしこ。二荒の山に鎭まります大御神の御たまものなるものを。

點圖の假字の、今の片假名と異なるものを、同文通考字考錄にしるせり。左のごとし。

中菅家早、同卜家、七リ菅卜家、禾ワ日本紀、太タ菅家、爪ツ卜家、子ネ卜家、ㄋノ卜家、丁マ菅卜家、尸民字、才セ平齋、

ヨ與字、ン上略、ヿ事字、寸時字、メ爲字、片トキ合字、𪜈トモ合字、

此中にンヿ寸メ片𪜈の六字は、今も用ひ來れり。其外の字は當世用ゆるを見ず。是は今の世に略書して、才權、子孫、イ從、厂應、广摩、ホ等など書く類なるべし。或人𪜈假名ははじめ神言四十七言によりて、今の五十音を作りたりといへり。四十七言の神言なる事は、本朝の人の自然の詞なれば更に論なし。神言によりて五十音の出來たりといふは、是に似たるの兆なり。五十音は悉曇の法に據りたれば、釋門より出る事決せり。されど反切に便よければ、儒家にも專ら取用ひて、片假字もて萬の事をも書ける成べし。

片假字は楷書の省文と、畫少き字の全體なりと而已思ふ故に、其說困める歟。キき、ツつ、サさ、寸す等は、以呂波の假名より省き、又草書よりも取れる也。又ハハ、ニニ、チチ、ヰヰ等、全字なりと云說、實もとは聞ゆれども、其歸する所は如何あらん。今試に以呂波の假字を楷書に復し、或は其儘以呂波の假字よりとり、草書よりも略し見るに、四十有七字悉く其說をなし得たり。作者の心は測りがたしといへ共、以呂波の假字と片假字と、其本字別なりと云んよりは、同字なりといはんはいかに、且四十七字各其本字異ならば、作者既に別人なれば、左もあるべし。四十七字過半は同字にして、殘れる字纔に異字なりとせんは不快の說成べし。來哲猶ほ是を正せ。

○以呂波の假字を平假名ともいへり。以呂波といへるは正にして、平假字といへるは俚語成べし。

白石先生曰〔割註〕同文通考に。「切韻の書に、三十六字を以て母とし、母を以て子を呼び、多くの聲をなす事なり。されば人の子の其母に生れ育ちぬるが、日々に其數の多きに似たる事なれば、字と名付き、又後三十六字を名付て字母といふ。我國の以呂波亦是に同じ。四十七字を以て母として、多くの字をなすが故に、吾國の詞によりて以呂波といふ。後成恩寺殿〔割註〕一條禪閤兼良公神代纂疏に、「御説にも、父を加會といひ、母を伊呂波と云也。今の以呂波四十七字をしるして、また一十

百千の數をしるす事、是則ち父母にかたどれる義也と見えたり。〔割註〕加曾、加須、其聲通ずる故にかくはの玉ひしなり。」云々。又一說に、以呂波と云は、論語に學而第一など云ふ如く、初の音をやがて名とすといへど信じがたし。和名鈔云、母〔以呂波〕と見えたり。以呂波もじと云べきを略して、以呂波といへる事論なかるべし。兼良公の四十七字の末に一十百千の數を添て是を父とし、いろはの母字を合せて父母字也とのたまへるも甘心せず。按平假字といへるは俗稱なるべし。字考錄云、平假字とは平は平滿の義なり。片假字の字の闕て滿ざるに對するの詞なり。本朝學源には、以呂波を平假字とするは平易の意なり云々。今按に、兩說の內平易の意といへるや叶ひたらん。漢字のかど〱しきに對して、安らかなる文字と云ふ心なるべし。俚語にも繕ひなく安くと書を、平たく〱又は平たくいふなどもいへるなり。土佐日記に、眞字を男文字といへるは、以呂波を女しき文字として、漢字を男文字とはいへるにや。又字考錄云、假名といふ事は、漢字の音を假りて義をからざるなり云々。かなといへるはカリナといへるがかんなとなり。又約りてカナとは云へる也。ナは字といふもじの和訓にて、字に音訓あるは、物に名あるに同じければなるべし。

以呂波を作れるは弘法大師也といひ、又は護命弘法ふたりの作なりといひ、其外說々少からず。されど人口に膾炙せし說なれば、大師の作といへるを正說と定むべし。

一說に、いろはにほへとちりぬるをといふ十一字、護命のよまれしに、是より下は大師の續給ひしといへり。又護命、弘法、傳教三師の作なりともいひ、又は石淵寺勤操、延暦寺最澄、高野山空海、以呂波を唱和す。此中に最澄は京の一字を添ゆると云々。又は聖德太子、或は傳教大師、或は閑院左大臣冬嗣公、或は蘇我馬子、或は橘逸勢の作などもいへり。又はいろはにほへとちりぬるをは勤操の作る所也。其後杵築明神の靈夢によりて、末を弘法の作る所なりともいへり。說々如レ此といへども、國史等の實錄に、其證明かならざれば、すべて信じ難し。

以呂波は大師の作り給ふとして、時世よく相協へり。

古今集は、延喜五年の撰進なるに、以呂波の假字もてしるされたり。抑々古今集の萬葉集に後れたる事、古今集の序によれば、百年に及ぶといへり。〔割註〕萬葉集を家持卿のしるされし時までは、今少し年數久しかるべし。」又大師は承和二年乙卯に入滅し給ひたれば、延喜五年乙丑よりは七十年ばかりの先なり。但し菅家の新撰萬葉集の上卷は寛平五年の撰なるよし、彼序文に見えたるに、以呂波の假名を用ひ玉はざるは、古風を模せられける故なるべし。

傳事のやうを思ふに、其はじめ以呂波といへるは、今の以呂波と云ふものにはあらで、五十音といへるものならん歟。

今の世に以呂波といへるは、無常を觀じたる詞にて、是を漢字に移せば、色者雖艷散去留遠、我世誰曾將常在、有爲乃奧山今日越而、殘夢不見醉毛不爲云々。契沖是を釋して云、世間淺近の無常より、出世深遠の言理を次第に述べたる事、おぼろげの人のしわざにあらず。又七字づゝ切たれば、何事とも聞えず。是亦陀羅尼の如く、善功方便なるべし云々。されど契沖も佛者なれば、其說所も彼家を立たりとやいはん。無常の理を敎ふるは去事なれども更に用なし。我國萬々世の爲に、かゝる有用の文字を制作し玉ひしほどの大師の御心には、しらべ今少したらずとや云べき。今愚意を以て是を評するに、其罪尤多しといへども、同志の人の爲に、聊是を論はん。先色者雖艷といへども、何の色とも定かならず。醉毛不爲と云しは何に醉ずとにや、文の表に於ては、其義全からず、且此以呂波といへるは、反切の用をもなさず。只幼兒の覺ゆるに便よきのみ也。是をやよしといはん歟、されど夫も耳なれたればにやあらん。其餘天下の用をなす事なし。然れば以呂波と云傳し名目によりて、佛法の盛なる頃ほひ、今の以呂波の歌は、好事の者の作り出せる成べし。扨大師の始て作り玉ひし以呂波といふは、「必ず五十音の假字なるべし。大師は眞言の奧祕を究め、能く悉曇の法に熟し玉ひ

ぬれば、四十七言にして、千萬の言語の盡る事を悟り知玉へる成べし。かく四十七言にして、天下の言語の盡る事を知玉はゞ、いかで五十音を捨て、他の無用の詞を作り玉はん。是必道理の然るべき所にあらずや。抑々五十音といふは、和漢の書を學ぶ粹一の有用なるに、誰人の作といふ事を傳へず。是は全く天竺の悉曇の法によりて、本朝の音聲に協へたる而已なればにやあらん。されども悉く天竺の悉曇にもあらねば、權者の手を假らずば、いかで本朝の音聲に協ふ事を得んや、大師其始め四十七言を考へ定め玉ひし時は、梵字にてや書玉ひけん。又は日本紀、萬葉集等の如く、眞字を借てや書玉ひけん。其事はしるべからず。本朝の音聲四十七言の中に、全く整ひて後、本朝の風俗に應じ、且婦人幼童、或は田夫野人に到るまで、學問の功を積ずして、其用を爲さしめんとて、漢字の畫少きを撰でて、猶夫をたやすからしめん爲に草體に寫し、夫が點畫をさへ省きて、今の以呂波の假字とはなし玉ひぬらん。大師は希有の能書にして、しかも草書の達人なりし事は、世その記銘に明白なり。往古名僧と稱せし人多しといへども、如レ此萬世不易の書法を定めん事は、大師に非ずして誰か是を能せん。然ればいよ／＼、今の以呂波の歌と片假字とは、遙の後に出來たる事とこそおぼゆれ。

爰に又一つの僻論あり。五十音は本朝の字母なるよしいへども、五十音悉く字母なりといはんはいかがあらん。抑々西土には、三十六字を定めて字母とし、三萬有餘の字音を生ず。實に其三十六字をば字母と云べし。本朝の五十韻は是又異なり。四十七言にして本朝の言語盡きたり。其音千萬の言語をなすといへども、夫は皆二合三合などいへるものにひとしく、或は四十七言にして餘れる音もなく、足らさる音もなし。然れば本朝の字母といふものは、天竺の悉曇の法に同じく、アイウエオの五韻、カサタナハマヤラワの九聲、合せて十四音こそ、我朝の字母なるべけれ。扨五十音の中に此十四の字母を除けば、殘の三十六字は子なり。然ればもし大師の十二點とて、入木道に傳へ來れるのや、若し誠の以呂

波文字にやあらん。今世の人の手習の始めに、以呂波を教ゆる事の本は、此十二點の事也とすれば、字母といふ名義其實を得べし。されどおのれ力少くて支證を明し究むる事を得ず。只來者の明辨を俟つ。〔割註〕悉しく十二點の條にしるす。合せ考ふべし。」

悉曇字記及同指南鈔に據て、本朝五十音の出來たる始めを按るに、悉曇と云は、唐土に字母と云が如し。又摩多の字とも譯し、又是を韻ともいへり。抑々悉曇は十二字あり。梵字の母なり。其十二字はアイウエオの五字各長聲短聲あり。合せて十字、次にアの字に大空點、涅槃點と云ふを加へて、二字合せて十二字なり。〔割註〕是にも亦異說あり。今は大むねをいふのみ。」此十二字長聲は短聲に合し、空點、涅槃點の二つは、元のアの字に合す。是を約すれば、アイウエオとなれり。〔割註〕アイウエオのオ、古來ヲの字を用ふ。今は本居宣長の說によりてオとす。」是五韻の出來たる所なり。又カサタナハマヤラワの九聲は體文といへり。體文は梵には五類聲と云て廿五字、次に遍口聲といひて〔割註〕滿口聲ともいふ。」十字あり。合せて三十五字なり。今俗にいふ父字にて竪に通ふ字也。此三十五字の内、同音濁音を除きて要を取るに、カサタナハマヤラワの九聲に約れり。然れば本朝の五十音の五韻九聲合せて十四音は、全く悉曇によれるなり。其餘の三十六聲は、十四の父母字によりて生じたる字子也。涅槃經に所謂善明子有二十四音一といふは、此十四音の事なるよし、契沖が正濫抄に、信範法師の說を舉て是をいへり。五十音は實に法を天竺にかり、字を唐土にかり、本朝の言語に協へ整へて制作せしもの也。沙門盛典も、韻鏡易解にしるして云、所レ餘三十六字は弘法大師の所レ制也云々。然るに神學者流の說に、天照大神ヒフミヨイムナ等の四十七音の靈句を、大己貴尊に詔告し給ふ。尊は天八意命と心を同くして、此音を以て萬音を作り給ふといへり。本より四十七音の神言にして、しかも其音の萬國に勝れたるは、言靈の功なる事は論なしといへども、神勅の靈句によりて出來りといへるは、正史實錄に洩されたれば信じ難し。兎に角に五十音は、悉曇により

て成就せし事決せり。且唐土の韻鏡も、其始め天竺の法に據て制作せしよし、彼書に見えたれども、西土の法は天竺を去る事漸遠し、本朝の五十音は、其法西域に甚近し、又梵文を反切して音を生る法を按に、先摩多の字と云は響きなり。體文の字は形を主とす。體文を父とし、摩多を母として、反切し字子を生ず。たとへばカイの切キを生ず。カとイを呼べばキの音出來れり。カの字の半體と、イの字の半體とを合せ書きて、キの一字となる。天竺にては反切して、音と字形とを生じ、本朝の五十音は反切して音を生ずる而已。字の形を生ずる事なし。本朝と天竺との法、其異かくのごとし。

因に云、天竺には十二點といひて定れる點法十二あり。體文の力に十二點を一點づゝそゆれば、其音皆變じて一字の力十二字となれり。字毎に十二の點を加へて十二の音をなす。又二合三合といひて、本朝の假字書にキウ、キヤウなどいふ如き法ありて、七千餘字となれり。其本源はアの一字に起りて、十二の摩多三十五の體文となり、摩多と體文の四十七音を父母として、如レ此に至れる也。

如レ斯なりといへども、いろはにほへとといへる以呂波の歌も、いと古き代より傳はり來れり。契沖云、四十七字と云事は、千載集の序にも見え、うゐのおくやまけふこえてといふ事は、顯昭法橋の古今秘註にもかゝれ、いろはと云事は、拾遺愚草にも見え、壬二集の分にもあり云々。然れば六七百年の昔より習俗とはなれる也けり。今世古學を唱ふる人は、五十音を古きものとして、すべて次第をわかつに、以呂波を捨て五十音を用ゆ。されど五十音は初學の耳に近からねば便宜からず。註釋などせんをりに次第をわかつには、以呂波を用ひたるぞ中々に增りぬべき。たとへば甲はヨロヒなるを、カブトといふの類少からずといへ共、今改め難きが如くなるべし。

以呂波の假字は、もろこしの草書を用ひ、多くは全體なりといへども、へ。そ。す。等の數字は、草

書の書を省けるなり。一概にはいひがたし。又肥人書、薩人書の事は、既に國文通考に其說見えたりといへ共信じ難し。以呂波の假名といへる、其もとの文字は、世々和訓に借り用ひ來れる漢字にして、日本紀、古事記、萬葉等の眞字に書けると、更に替る事なしといへども、尊卑長幼の隔てなく安々と書つらね、漢字にしるしがたき本朝の言語を、其儘に書傳ん爲に、權者の制作し給ひけるものにて、實に此いろはの假字の國家に益あること得ていふべからず。

ある漢學者流の說に、假字といふもの出來りて、本朝の學才衰へたり。假字といふものゝ無りける世は、人皆漢文を用ひて用をなせる事、古事記を見てしるべし。あはれ假字はなくて社有べかりけれと云り。是何と云事ぞや、むかし假字の無りける世に、學文せぬ人は、只口にて傳ふるのみなれば、いかばかり行違ひたる事の多かりけん。其上日本紀を始めて、今世の記錄に至るまで、漢文に書きたる故に、事實を誤りたるも少からず。假字を惡める人は、たとへば美食に飽きみちて後、佳肴珍味を避厭ふが如くなるべし。

○以呂波の字體を按るに、其四十七字は專ら吳音を用ひて、漢音を用ること少し。止。江。女。非。等の字は訓を用ひたるよし、古人の說已に決せり。萬葉集、倭名鈔、新撰字鏡等、皆音訓まじへ用ひたれば論なしとはいへども、音訓を交へて以呂波の假字を定めたりとしては、甚だ窮したるに似たり。此以呂波の假字を作るほどの人の、四十七字悉く音を用ひて定むるとも、何の難き事かあらん。日本紀、古事記は、音のみを借りて假名とす。萬葉、倭名等に至りて音訓相交はれり。是世の押移れる所なるべし。故に今杜撰の說を立て、四十七字悉く字音なるべしといへり。然るに其杜撰の說をなし得たるは、其說中らねども遠からねば成べし、且夫以呂波の假字と片假字とは、其本字替れるもの有よし、舊說詳かなりといへども、是も亦必ず其本字は同字なるべし。尤も二つの假字作者各異なりと見ゆれば、强て云難けれど、以呂波を草書の全體とし、片假字を眞字の省文とのみする故に、其說をなし得ざる

成べし。以呂波を草書の全體略體を交へ用るとし、片假字は眞字の省文及以呂波の假字よりも取り、草書よりもとれりとし、各變ぜし事ありとする時は、更に窮する所なし。〔割註〕諸說同じきものは註を省く。」

い　イ　以

いの本字は以伊、又ら字とす。〔割註〕ら者佛書の伊の字。」イは伊の半體とす。今按に、人從ふ字はすべて扁にはイとす。いイを伊字とする事不レ甘心。以の傍も人なれば、いイともに以字なるべし。

ろ　ロ　呂

は　ハ　波

はは諸說波の字とすれば論なし。ハは八の全體とし、半の省文とす。今按に、はの竪横の二畫をとれるなるべし。〔割註〕又按に、波の略體ともいはん歟、散水の一を扁とし、皮のへを傍とせしにや。」

に　ニ　仁

には諸說仁字とす論なし。ニは二の全體とも、仁の略體ともいへり。仁の略體として、更に害なし。〔割註〕仁の音ニンなり。人の韻きを捨て、ニのかなとす。ワイのひゞきを省きて用るは、假名の通例なり。以下准レ之。」

ほ　ホ　保

へ　へ　反

へは邊反閉へ宂扁遍皿等の字とす。古人の說一定せず。同文通考片假字のへの註に云。按に、日本紀、古事記、萬葉集等多くは邊の字を用ひたり。只邊の字其點畫尤多くして、省き用る所其畫極てすくなければ、世の人疑ひなきにしもあらず。宂の字は別の字の古字にて、其畫少くして省き用る

所、やゝ相似たり。されど別の字を用ひし事は、萬葉集の中に纔に見えて、其餘の書に見る所なし。されば兊の字を省きたりしと云說も從ひ難しや。釋日本紀に、伊呂波は昔より傳來れる和字を用ひしとも見えたり。さらば此字は昔より傳來れる和字なるを、片假名には取用ひられしにや。又按に、輿須などの字の如きは、點畫尤多けれども、省き用る所の畫は多からず。〔割註〕ヨス是也。」若此例によらば、片假字に取用ひし處、日本紀、萬葉集等に見えし如くに、邊の字を省き用ひしといはんも據なきにはあらじ。伊呂波は片假名によりて、への字を用ひたらんもしられず云々。」已上。〔割註〕白石先生は片假字を吉備公の作として說を立られたり。」字考錄云、予は〔全長なり〕反の字の略といふを是なりと思へり。故は如何、日據あり。世流布の印行の大智度論廿五卷の音釋に、泪才呂反と書くべきを、反の字をへと書、是略書なり。論の廿五卷已下の音釋、反の字多くはへと書云々。已上。今按に、への字といふ說是に近し。是はホツといへるを、半濁に呼てホツとなるを轉じ用ひしにや。されども日本紀、古事記、萬葉等に用ひたるを見ず。以呂波の本字は悉く古來用ひ來れる文字なるに、俄にへの字を取出べくも非ずやあらん。然れば此說も快からず。さればとて、白石先生の說の如く、往古より傳へ來れる文字とせんもいかゞあらん。四十七字の中に、への字、ツの字のみ傳來する事あらんや。傳來の文字ある程ならば、此外にもなほ多かるべきに、左もなき社心得ね、又への字は梵字より取出たるやとも思ひしか、是も亦他の假字に例なければ然はあらじ。又邊の字の辶のへをのみ取たりといはんとすれば、以呂波は草書より取たる例なるに、行字ならでは四繞を辶には書くまじ。抑々以呂波の假字は、漢字の草書の全體を用るとする故に、諸說甚著めり。本より全字なるが多けれども、草體を省きたるも亦例あり。たとへばその字は曾の略なりとして、先達是に從へり。然ればへつす等の說々多き假字は、省く處多き字なるべし。〔割註〕つすの說は末にしるす。」よりて思ふに、へは反の草書のへの一點を用ひける成べし。但し字考錄に、大智度論に

反をへに作るといふを例とせしは、少く心ゆかず。只反の字の省文として害なかるべし。

と　ト　土

とは土止の字とし、トは土止徒の省文とす。同文通考との字註云、とは止の字なり。世の人土の字の草書とするは、伊呂波の義例を不レ知也云々。又トの字の註に云、トは止の字の省ける文にて、訓を借て音とせる也。舊事記、萬葉集、倭名鈔等に、其訓を用ひて音とせしも多し云々。以上。今按に、訓をとりて音に用ひしは論なし。然るに止の字はトヾマルといふ訓也　夫をトとのみ取用ひし事は心得がたし。凡音訓を省きて假名とせしもあれど、アイウエオン等の詞を省きて、ホウをホとし、ニンをニとせし類のみなり。トヾマルといへる訓を、トとのみ用ゆべき謂なし。然れば止は本省ける字にて全字にあらず。趾徒等の字を略書せしものにや。趾はアトといふ訓あれば、アを省きてトに用ひしにや。又は徒の音を借て、其半體の略を用ひたる歟。しからば中々に土の字の草書なりとせば說話なかるべし。片假字のトも、土の略として害なからん歟。

ち　チ　知

論なし。但し片假字のチは知字の省文也とも、チ字の全字なりともいへり。字考錄に、萬葉、色葉を引て、知の半體也といふ說を擧ぐ、此說是なるべし。

り　リ　利

ぬ　ヌ　奴

る　ル　流

るは留字とし、ルは流の省文とす。今按に、るも亦流字の草體の略なるべし　流はるに作れり。

を　ヲ　遠

をは遠字とし、ヲは乎字とす。今按に、ヲを亦遠の省文なるべし。

わ　ワ　和

わは和字とし、ワは和曰回の字とす。今按に、わワ共に和字なるべし。

か　カ　加

よ　ヨ　與

た　タ　多

たを太字といひ、タを多字といへり。今按に、たの字も亦多字なるべし。唐高宗の墨跡に多をたに作れり。

れ　レ　礼

論なし。但し正字篇にはれを列の字とす。然れども礼の字といふかたや増りたらん。レイは漢音にして不快に似たれども、本朝古書の假名に漢音呉音を交へ用ひたれば害なかるべし。

そ　ソ　曾

そは所所曾字といへり。されど曾の字といふ說是なるべし。いはゆる草體を略し取りたるもの也。〔割註〕字考錄云、曾に作るは俗なり。曾に作るを正とす。〔片假名のソは曾の字の省文なり。

つ　ツ　都

古來說々多し。つは徒闘門津爪の草書也とす。又つを川字といへり。正濫抄曰、つは俗にかどつと云て、門の字と思へり。音訓ともにつとよむべき理なし。又門の字都豆切なれば、此呉音といふ人あり。さる目なれぬ文字用ひらるべくもなし。万葉第十八に、待を末川とかき、續日本紀に、稱德天皇の宣命の中にも用ゐ、續日本後紀に、尾張の連濱主が歌を載せたるにも、此字を用ひたり。しかのみならず常に川、かやうにも書、片假名にツと書くも、共に此字なり。川を川と訓むは津の音なり。万葉に、河汁とも河門ともよめり云々。〔以上〕。今按に、川の字といふ說、支證多ければ論なかる

べし。されど川をつの假字に用ひたるは、普通の事ならねば、今少し心ゆかず。古倭名鈔には川ひたるを見ず。本より川を津と義訓すべけれども、海を津と訓みたる事なし。いづれ快く信ひがたし。古來以呂波の假字を、草書の全體とし、片假字を吉備公の作とする故に、其故なづめるたらん歟。以呂波の假名の全體にあらざるも、多き事は前にいへるが如し。然ればつは都の字の草書の略なるべし。都は常に奴とも書けば、になどやうに書きたりしが、年をふるまゝにつとは成けるなるべし。扨ツはつの一變せしものなるべし。

ね　子　禰

ねは禰、子は子の全字なりと云り。今按に、子も又禰の半體なるべし。菅家の點圖にネに作り、此ネの變じたる歟、もし亦傍の尓の變じたる歟。凡此二つを出づべからず。

な　ナ　奈

ナは南の字の省文也といふ說あり。しかれども奈の略といへる說是なるべし。

ら　ラ　良

む　ム　武

むは諸議武の字とす。今按に、むを武の草書といふ時は、其形いと遠きに似たれど、字考鈔に、草露貫珠を引て、義之はむと書き、懷素はむと書く云々。然れば危なかるべし。又ムは牟の字の上を取るともいひ、ムの全字ともいへど、以呂波のむの半體なるべし。

円に云。んンはむムに同じ。んは无の字の省文といふ說あり。字書を按に、無字の註に云、古作レ无或作レ亡或作レ武云々。是に據れば武無无の三字、古しへ通じ用ひたりと見ゆれば、んは无の字の省文にては有べけれど、古くむと書きたるも見ゆれば、むの頭と點とを省けるものなるべし。又ンは武の字頭を取るとして害なかるべし。

う　ウ　宇

うは于字とも宇字ともいへり。今按に、宇字の草書の略なるべし。ウは宇字の冠なる事、尤論なし。

ゐ　ヰ　爲

片假名のヰは、井字の和訓を用ゆといへり。前條に准へて是を思へば快からず。按に、ヰもまたゐの變ぜしものならん歟。以呂波のゐをゐとも書こ、自ら廉立て見ゆれば、ゐ如レ此なる形より變ぜし歟。又楷書の略に爲と書きたれば、此半體の變ぜしもの歟。

の　ノ　乃

お　オ　於〔俗作レ於〕

く　ク　久

や　ヤ　也

ま　マ　末

け　ケ　計

片假名のケは、氣字とも、个字とも、介字ともいへり。今按に、ケも亦計の字にて、計の言篇を略して、ケと書きたるにや。又旁の十の字のケと變ぜしにや、此二つの内なるべし。

ふ　フ　不

こ　コ　己

こは古字とも、今字とも、己字ともいへり。今按に、こコ共に己の字なるべし。コを工の字とするは非なるよし、同文通考に見えたり。

え　エ　衣

舊說江字とし、衣字とす。今按に、江も亦訓なり。衣の字と云ふを正とすべし。衣の草書をえと書きたるが、一變してにと成りたる成べし。又ェは以呂波の江の傍なるべし。

て　テ　天

ては天字とも、弖字とも、丁字ともいへり。今按に、天の字と云を正とすべし。又テは天字ともいひ、庭、底、亭等の省文ともいへり。按に、天の字の半體として害なかるべし。但テの竪の畫の頭、下の一を貫かざればいかゞ也と云說もあれど、夫は久して變ぜしもの成べし。

あ　ア　安

アは阿の字の畧なりと云說多けれども、安の字の省文といふぞ增るべき。

さ　サ　左

さは造の字ならんと云說もあれど、左の字といふ說を正とすべし。片假名のサは藏字とも、散字とも、薩字とも、草字とも、艸字ともいひ、左字の下を取るともいへり。今按に、是も以呂波のさより取て、初はサなど書きしが、サとなれる成べし。

き　キ　幾

キは幾字とし、又貴の字と云說あり。幾の字と云說是なるべし。片假名のキは幾字の和字の省文也ともいひ、又喜の字の上を取とし、一說には、以呂波のきを取るともいひ、貴字の草書よりとれるかとも云り。今按に、以呂波のきを取ると云說を正とすべし。

ゆ　ユ　由

片假名のユは遊字とし、勇の上を取るとし、由字の略ともいひ、弓字の省ともいへり。今按に、由字の略といふ說是なるべし。ユの形は久して變ぜし成べし。

め　メ　毎

めは女字とも、母字とも、名字とも、毎字とも、面字ともいへり。今按に、女の字も亦訓なり。毎の字は古くめの假名に用ひたれば、毎の字と云ふを正とすべし。又メは以呂波のめの半體なるべし。

み　ミ　美

片假名のミは、三の字の全體とも、身字の半體とも、美字の略ともいへり。今按に、美字の略といふ說增るべし。

し　シ　之

ゑ　ヱ　惠

片假名のヱは、慧字〔惠の古字〕の中を取るといひ、惠の和字の省文ともいひ、衞字より取るともいへり。今按に、惠字の省文なるべし。

ひ　ヒ　比

も　モ　毛

もは母字ともいへり。今按に、毛字と云ふを正とすべし。

せ　セ　世

す　ス　春

すは諸說寸字とす。又一說守字とす。今按に、萬葉には、寸字はキの假字に用ひたれば快からず。すは春の字の草書、春と書くを省きたるなるべし。又片假名のスは、須の字の略とす。然れども以呂波のすの字の略なるべし。

因に云、以呂波四十七字の終りに京の字あり。是は傳教大師の添え玉ふともいひ、又は悉曇の終りに藍と乞叉との二字ありて、二字三字を合せて一字とせし事を示す。今の京の字も其意也といひ、又京とは涅槃常住の京にて、有爲の奥山今日越而といふは、法性の京に歸る也。淺き夢見し醉もせずとは、

法性の京に安住する也ともいへり。今按に、此說々不ニ甘心ー。其むかし以呂波の終りに、一より億までの數字を書て、幼者に敎へたりと見ゆれば、萬億の下に兆京と有しが、年を經るまゝに亂れて、四十七字の末に入たる成べし。兆とは十億をいひ、京とは十兆をいへば、一二三四五六七八九十百千萬億兆京と書きたるが亂れたること論なかるべし。

○使筆の法十二點は、高野大師の遺法にして、筆道の權輿なり。又十二筆勢ともいへり。三國筆海全書には十二運筆法と標せり。

此點法は入木道の秘奥にして、吾輩の伺ひしるべき事にしも非ず。然りとはいへども、窃に先點法と名付たる所以を按るに、使筆の法といへるは、大師眞蹟の書訣に、執筆法使筆法と標して其法を記し玉へり。是漢文なれば、如レ此題せられける成べし。其實は十二點といへるぞ誠の名なるべき。夫をいかにといふに、梵字に十二點の法ありて、其點法十二にして、梵字七千有餘をなせり。今此使筆の法も十二點にして、三萬有餘の文字の筆法悉く備り、聊殘る所なければ、彼梵字の十二點に本きて定め置れける成べし。若梵字の名目を借るべき謂なしと云人もやあらん。本より數字の五十音は、梵字より出たるが上に、大師は釋門の人なれば、書法にも亦此名を負せ玉はん事、更に疑ふべくもあらず。又十二筆勢といひ、十二運筆法などいへるは、後に出來れる名目なるべし。〔割註〕筆意所五松霍林云、十二點三十六法をはじめ、全く梵字より出たり。しかあれば則梵字を諳熟するの聲にあらざれば、空海師の堂には登るべからず云々。」

十二點法の出來れる源は、字母の十四音を準據とし、筆法を漢土に取れる成べし。

此點法を十二點と唱ふれども、其數十四あり。是字母の十四音なるべしといへる所以なり。〔割註〕其數十四あれども、十一點と云べきよし、末にしるす。」抑々十四音といふは、アイウエオの五韻にカサタナハマヤラワの九聲を合せて十四音とはいへり。〔割註〕此說前にしるす。」扨今の十二點と云は、

或人の説に、永字の八法に四點を添玉へるなりと云り。本より漢土の筆法なれば左も有べしとはいへども、何故四點を添玉へりともしれねば快からずとやいはん。此外内閣字府を按ろに、永字の八法を始めにて、變じては七十二法を擧たり。又同書に、漢帝の筆法とて十四法を出せり。是は永字の八法に數點を增減せしものと見えたり。其數今の點法に均しといへども、全く權輿すとは云難し。又本朝字府といふ書に、嵯峨天皇の筆法要訣廿四條、橘逸勢の七字九品の法、參議佐理卿の點形三十六法など、種々の筆法を識せり。又一說には、橫畫の一點に諸法其足すとも教へ、廣橋勝胤卿の手習道しるべには、橫畫の二點を諸字の父母也とも記させ玉へり。此數々の法、すべて其大旨皆同じかるべし。是其法漢土の法則なればなり。若今の點法、予が愚按の如くならば、以呂波とて大師の作り玉ふと云傳へしは、則此點法にして、字母といふ和訓に叶ひ、義も亦よく貫くべし。凡十四音は千言萬語の父母、十四の點は三萬有餘字の親なればなり。

今試に點法と仮字と引合するに左の如し。

先日の五點を按るに、

一橫畫ナ竪畫コ重點ア仮畫ア

今十二點と唱ふるは、ナコの二つを合せて一點とし。アアの二つを合せて一點とす。故に其數二つ減ずれば十二點とはいへるなるべし。按此五點を梵字の(ア)(ウ)(エ)(オ)に照し合するに、其形狀似たる所なし、抑々アイウエオの五韻は、天竺には悉曇といひ、爰に韻といふ。韻は字の響きなり。韻は本より母にして形を主とせず。父字の質を稟て字を生ずれば、父字に隨ひて字子の音各異なり。是を人に譬ふるに、姓を父にうけ、形を母にうく、形をなすものは母にして、しかも母の統をうけず。文字も亦同じ、所此五點すべて文字の形を生る親なりといへども、しかも其形を主とせず。且夫此五點を約すれば、橫竪及重鋒の三點に過ず。又アイウエオの五韻を約すれば、エはイに、オはウに攝

して、只アイウの三韻なり。亦奇ならずや。然れば權者の法則を定め玉へる、自然にして亦微妙に至れるにや。又は初めより此心を主として定め玉へるにや。其質はしるべからず。今此五點を梵字の形に準據せられざるは、中々に五韻を撰し出されたる支證とや云べき。次にカサタナハマヤラワの九聲は、梵字に體文といひて形を主とす。則父字なり。點法に合するに左の如し。




カ			拂畫
サ			留畫
タ			折鉞
ナ			反鵲
ハ			烏形
マ			龍爪
ヤ			回鸞
ラ			馬蹄
ワ			銀鈎

此九點の中に、カサタハマラワの七點は、其形梵字に全く同じ、ナヤの二點は其形同じからず。是は梵字を習はざれば、只悉曇字記に書きたるによれば、其形ち誤れる故にや、識者に開て決すべし。但しナヤの二點を強て合するに、ナのゝは梵字の乁をとれるにや、ヤの乁は梵字の己と運筆の法同じければにやあらん。

附ていふ。點法に名を稱せずといへども、覺ゆるに便よきは名あるにしくはなし。故に傍に分註す。〔割註〕名も一定せずといへども、今一本に從ひてしるす。尤名を主とせざれば强てもとめず。」

大師の眞蹟也といへる使筆法には、乙は乙の次にあり。本より眞蹟なれば疑ふべからずといへども、予が伊藤氏〔割註〕備中松山侯藩士。〕より傳授せしは、次第前に記すが如し。凡聲の梵字に合するに、予が傳へたる次第にあらざれば符合せず。是非云難しとはいへども、彼眞蹟と稱する本も、皆傳寫の書なれば信じ難し。尤印行の書、其眞を失ふもの少からず。故に今は師傳の次第にしたがへり。

因に愚按を附錄して、識者の折衷をまつ。

抑々入木道と稱する家々はおきぬ。其餘俗間の筆學者流、人を教ふるを見るに、空しく法帖の形を寫すを要として、筆法有るを教へず。其形容優美にして愛すべしといへども、たとへば木偶人の美服して堂上に坐するが如し。遠くして目を欲はしむるといへども、近くして是と辯論すること難し。往昔以呂波を初學に教ゆと云しは、必ず今の點法なるべし。若此點法にあらずば、五十音の假字なるべし。且夫初學の人、先づ點法を習ひぬれば、筆法の有る所を知るべし。骨法既に備らば、形容は錺らずして美なるべし。凡土匠すら規矩の術あり。何ぞ筆道に法則なき事を得んや。點法を學ぶは規矩の法を學ぶが如し。規矩を捨ては良工也とも大厦を建つる事を得べからず。尤點法は幼稚の兒女は習ひ得難きに似たりといへども、若風俗とならば何事かあらんや。或人云、堂上方の君達は、手習には十二點の法をのみ習ひ玉ひて、字形は心に任せて書せ給ふよしいへり。此說誠なるや否しりがたしといへども、堂上方の書せ給ふものを見るに、地下の者の書きたる如く、一むきなるものにはあらず。各其體異なり。然ればかゝるをしへなどもあるにや、猶尋ぬべし。又おもふに、紫式部は婦女也といへども、さる名人なればにや、其詞筆道を盡したりとやいはん。帚木卷云、手をかきたるにも深きことはなくて、こゝかしこてんながにはしりかき、そこはかとなく氣色ばめるはうら見るにかどくしけしきだちたれど、なほまことのすぢをこまやかに書きえたるは、うはべの筆きえてみゆれ

ど、今一たびとりならべて見れば、猶じちになんよりける云々。然ればものかくは形にあらず。法をまなぶべき事なることとしるべし。

かへすぐ、己が愚かなる心には、五十音と十二點との二つの内、必ず以呂波といふものなるべしと思ひよりたるは、あたれりやあたらずや。

勇魚鳥　終

蜘蛛乃糸巻

叙言

齋藤彦麿大人は、おのれが見なりし醒齋翁の、學の窓におとづれかほしたる知音の益友なり。さればおのれもまた其學の緒をつぎて、おとづれを絶たず。机下に問を擧ぐる事、茲に五十餘年、猶色かへぬ松風をちぎるになん。一日、大人を尋ねし時、一冊子を出だして閲を許したまへり。其夜燈下に開き見れば、神代の餘波と題して、大人の若かりつる昔の、今に移り換はりたる事のくさ／＼を、書き集め給ひし物にぞありける。大人は今年七十九歳、おのれに一とせの見なれば、大人の記したる事ども、おのれ猶臆にあり。嗚呼、白樂天が七年の夜雨はものならず、六十年の秋の月をしのぶぞ多かりける。いでやおのれも神代のなごりにもらされしをひろひつゝ、忘貝の忘れしを思ひ出だして、硯の海に筆をぬらしぬ。其事皆見聞の實跡に據れば、敢て文を飾るべきものならず。草稿だになさで、心に思ひ出づれば筆隨ふ。されば年序の前後、自他の語格もいと覺つかなし。此叙言も亦然なり。こは何のはかなき雙子いそがれて作るひまをぬすみつゝ、心闇しき黄昏の軒に、あみ作るふるまひなれば、蜘蛛の糸巻と題しぬ。

花の雲ちらすををしみ春の夢しばしとゞむる蜘蛛の糸巻

弘化三年丙午更衣の日　七十八翁　京山老人百樹

百樹曰。本文の標註は、彦麿翁が筆なり。

鞬櫜以來、蕩平二百餘年、枝をならさぬ松の色、千とせの春を契りて、昨日の淵は、今日の瀬と換りつゝ、地廣ごり人集りて、萬民鼓腹の逸樂に過ふは、かしこくもかたじけなくも、嬉しくも面白くいふは更なり。抑大江戸の繁昌たるや。武藏野のにげ水はいづくへかにげゝん。なりかけの井も跡なし。絶えて玉川の流は、衢の下をくゞりて、千門萬家國のめぐみを若水に汲み、風呂の澤に浴するも馴れ、流れはかくあるものと思ふめるは、いと／＼かしこき事ぞかし。されば夫を筆にのせて、大江戸の移り換りたる事どもを、書き記したるものは、落穂集、事跡合考、むかし／＼物語（一名老人雜話）。春臺獨語、松下隨筆、龍溪隨筆、我衣の類、猶あまたあれど、明和以前の人たちのすさみなれば、近き六十年の昔をば、今の若人はしらじ。筆にまめなる人のもよふしたるがあるべけれど、世に出でざるにやあらん。これら思ふにつけても、彥麿翁が神代のなごりの册子は、若き人にひらかす浦島が玉手箱にぞありける。

蜘蛛の糸巻目次

追加

蜘蛛の糸巻

岩瀬京山著

○茶番

おのれ京山は、明和六年己丑の歳の生にて、天明元年辛丑は、十三歳なりき。〔割註〕今弘化三年丙午より六十六年まへ」されば物心ありて、見聞したる事ども、心の底にたもちたるをおもひ出だすに、天明元年の十二月ある所なる勢家にて、年忘れとて茶番といふ事ありしに、客は大家の留守居たち、或は權家の歴々たちなり。茶番の題は、「鬼に鐵棒、二階から目藥、「猫の尻へ木槌、などいふ卑俗の諺なり。此比神田邊に住したる生花の師匠、門人〔割註〕神田小御町に住める、生花の師匠 其邊の町醫某の娘、門弟なる者を松と云ひし由、其比のはやり唄に、いさゝか心の底にのこれり。」の小娘を強淫して、淫門を破りしに事起りて、獄に下りし事、倭說雷同の比なりければ、彼の猫の尻へさいづちと云ふ題を強淫の事に趣向したるは、此時に北廓のたいこもち、名高かりし五町と云ひし者也。是は猫の題を取りたる勢家の命じたるなり。扨て茶番の日の畫七つ比、吉原にて勝れて美しき禿十四五人、扇屋、松葉屋、丁子屋、玉屋などより五町が才覺にて、やとひたるを家形船にて來り、一石橋につけてより、茶番ある家の門より、廓中の童のまゝなる禿ども入りたるを、おのれ十二三の時、目の前に見たり。〔割註〕此時おのれは、此勢家に出入する醫者の伴と同じく、茶番の見物に禿ども共に門に入りし時なり」扨猫の茶番に成りし時、五町坊主のかづらをかぶり、猫の禿に花ををしふるさまをなし、強淫におよばんとする時、十二三人の禿出でゝ、五町を打ちたゝきなどし、つひに裸になしたる時、張子のさいづちを五本持ち出だし、すこ

し蔵たけたる禿、五町が尻をうちて、餅つくさまをなす。此時大小の鼓を打ち、三味線にて餅つきの歌をうたふ。皆廓中の歌妓なり。五町は、猫の身振りをなして笑を取り、禿どもに米の粉をふりかけられ、箕の中にいれられ、禿どもに引きづられて樂屋に入る。一座絶倒せざるはなし。扨五町、かたちを改め出づれば、踊より大きなる三方へ、蒲色ごろうどにて作りたる煙草入、同じきせる筒へきせるを入れ、うち違ひにとぢつけて、さいづちと見せたるを、大三方へ積み上げしを、前に置きて、五町が口上に、是は何様の茶番なりと、面白く口上をのべ、三方なるを總景物とて、連中へ禿にくばらせけり。〔割註〕猶ありし中におもしろしとおもひて、今にわすられざるもあれど、さのみはとて記さず。此廓中の酒池肉林はさらなり。其比躍り子と唱へし時、島の藝者ども十四五人酌を操る。鬼に鐵棒といふ題の景物は、其比はやりし銀の延べのきせるに、虎の皮の煙草入なり。茶番の連中多かりし故、夜明けたれども、戸を開かず。燭をてらして茶番のはてしは、朝五つ比なりし。此一事にて天明の時勢を知るべし。

○うちはうり　扇賣　いかのぼり

かゝる世の中なりしかど、猶古貨の殘りたる事もあり。此比は今の如く、繪店にて錦繪の團扇は稀には賣るもありけれど、はし〳〵には繪見世さへなければ、團扇を物に入れて脊負ひ、竹に通したるをもかたげ、ほんしぶうちは、うちは、更紗うちは、ほぐうちはとよびて賣りありく。大方は若衆ごとゑなり。錦繪の團扇一本十六文なり。其麁末なりしをしるべし。團も二枚張四十八文、繪は役者の立木に片馬、居浪に日の出、雲に舞鶴の羽など、いかにも麁末なる繪なり。こはおのれが七つ八つの時なり。〔割註〕安永四五年、安永は九に改元。其後十二三の比〔割註〕天明元年。にいたりて、字團と唱へて、龍、蘭、鶴の字など雙鉤、字のめぐりを藍、又は紫に色どりたるを珍とし、賞として喜びけるに、今の字團は、下品として子供よろこばず。又扇賣といふものありけり。扇の形したる箱をいくつらも重ねたるを、肩におき、あふぎ〳〵とよびありく。其姿は、染めゆかたに白き脚半、じん〳〵ばしより、おけか

たはなまめきたる男、あみ笠をかぶり、呼び入るれば、地紙を見せ、其座にてをりてうるなり。〔山〕是正徳比の遺風なりしに、寛政にいたりて絶えたり。

初代市川門之助と云ひし凡役者、扇賣の狂をしたる事ありき。

市川門之助〔幼名辨藏〕、市川男女藏〔幼名辨之助〕、市川門之助〔幼名多門〕。

一はぜうり　さござい

同じ頃、餅米をいりてふくれたるをはぜといひて、是をば、必ず年の始の蓬莱には、家毎にしく事なりし故、大晦日の明ぼのに、「はぜ〳〵はぜ引と賣りありく聲、いと春めきて心よかりしも、今はきかず。同じ比、辻賣引とて、賣引の糸を持つ物に、くさ〴〵の手遊を入れならべ、糸一筋の價、手遊のよきあしきに依りて高下あり。當れば隨意の品一つをとらす。此賣引いくたりもこゝかしこの辻に立ちて、さ來さい〳〵と呼ぶ。兒ども此聲をきゝつけ、足のふむ所を知らず。此賣引、大方は松の内を盛りとし、十日比に止む。新春の一つの景物なりしに、寛政に禁令ありて、聲なし。

一女髪結の起立

安永の末〔割註〕再按、山下金作寶暦七年はじめて下り、安永の末は二度目の下りなり。」山下金作といふ女形下り、深川の業木といふ所に住む。時鳴の正旦なりき。此者のかつらつけ〔割註〕かつらの髪結なり」仲町の妓に通じたりしに、或日此妓の髪を金作がかつらの樣にゆひけるを、妓輩うらやみ、謝物をおくりてゆはせけるに、後は一度を二百錢と定めけるに、結はするもの多ければ、かつら附を止めて、妓の髪を結ふを渡世としけり。甚吉といふ若き男、弟子となり、一度を百づゝにて、妓家の仲居どもの髪までゆひけるに、百づゝ故、百さん〳〵と呼ばれ、つひには名となりけり。此百は興吾聲、天然婦子の如く、男に情をゆるすを好みけりとぞ。されば女の業なる、女の髪を結ふ事をも習ひしならん。此者後に八丁堀大井戸といふ所に住み、藝者ども或はかこひもの抔ゆひあるき、女の弟子ありて、弟子に髪

をすかせる其跡へまはりて結ふ。うかれ地女など結はすれば、茶屋ものなり、驕りなりとて、他に譏らるゝ故、此悪風俗他の女には移らざりけり。こは寛政二三年の比なり。是女に髪結といふ悪風起りたる起源なりけり。其後百が弟子の玄孫弟子、或は自立の者も多く出来る故、起立の百をくづして、五十となり、三十二文、又は二十四文の安賣もありて、女髪結千筋に別れ、招く物も、櫛の齒を挽くが如くなれば、今三十代の市中の婦女は、髪結ふすべを知らざるに至る。是他なし。かの百が妓風の毒を殘しゝなり。然るに、維新の御時に遇ひて、此妓風一時に止まるは、忝くも賢き事にぞ有りける。

百樹再按、天保十五年辰、大坂板に二千年袖鑑と云ふ、事物の始源の年数のみを記したる物に、女髪結は明和七年より始まるとあり。思ふに、件の金作がかづらつけ妓の髪を、後には女髪結を渡世としたるも、大坂の風によりたるなるべし。しかりとすれば、女髪結は大坂を始とすべし。



毛筋立といふ物、彼の百が創立して作れり

○かり宅　中洲

天明四年辰四月十六日、廓中水道尻秋葉常燈明より出火、廓中殘らず焼亡して、假宅は兩國、並木、駒形、黒船町なりき。此時兩國なる今の淡雪の店、橋より左の方の二階計りを、吉原の若菜屋假宅にしたるに、〔割註〕あわ雪の隣、二軒をかりて勝手としたり。〕何者にや。世の中はさかさまにこそなりにけり上には若菜下にあわ雪。同七年未の十一月九日、角町より出火、假宅、大橋、深川、新地、中洲。〔割註〕按ずるに、中洲は安永二亥年ひらけ繁榮、十一年にして寛政三年戌の秋、御改革にて町家取り拂ひ、埋め立ありて、元の川づらとなれり。〕深川富永町、高橋、此假宅は己れ十七歳の時なり。抑中洲といひしは、今五十代の人も名のみ聞きてしるまじきは、論におよばず。中洲とは大橋より南の方、川岸凡三丁餘、川中へは二丁ばかり、安永の末に埋め立てたる新地なり。名主は二人、湯屋三ヶ所、人家はいか

計りありしやらん覺えず。行くての道は、大小三四路も有りしやらに覺ゆ。かくし賣女の家あり。岸には水茶屋鱗次として軒を並べたる中に、大橋の方の岸に臨みたる所に、四季庵といふ大廈高臺の料理茶屋有り。三叉の北は、岸にのぞみたる茶見世の軒に、提灯をかけ渡したるが、水面に映ずるさま、遠目には龍の都のこゝに浮み出でたるかとおもふ。夜見世の見世物も多かりし中に、鶴市といふ非人、歌舞妓どもの身ぶりこわいろをなすに妙を得て、しかも美男にてありし故、婦女子にすかれ、濫行もありしとぞ。扨其構をなしたるさまは、今の見世物芝居にかはらざれど、木戸錢は一人前百銅なり。是にて鶴市が藝の妙をしるべし。此比、市川八百藏とて、婦人には殊さらひゐき有りし立ものに、此鶴市常もよく似たる貌、顏をつくり、衣裳を飾り、其聲色をつかへば、八百藏こゝにあるが如し。是れ鶴市がはやりし所以なり。なす所の藝はすべて相手をとらず、物ぐるひ、物語、扇の手など、其外さま〴〵の事を、八百藏、團十郎、仲藏、團藏、菊之丞、里好〔女形〕、又は中役者迄も、其こわ色はさらなり。顏つき身ぶり、それかあらぬかと、目をぬく計り奇々妙々なり。始めは常なみの非人、手づま一つ二つなし、扨鶴市出でゝ、藝をなし、是をひと幕として打ち出だす。〔割註〕一まく一人前百銅」

中洲ありし比は、五月節句より、夜見世ありき。鶴市の外、見世物、辻賣、千燈萬照かゝる中に、彼の四季庵へ左明樓〔割註〕扇屋宇右衛門」をはじめ、北廓の娼家こゝかしこへ假宅して、夜見世の賑ひ、天明中の一壯觀、筆にも詞にもつくしがたし。猶七八十の老人に訪ぬべし。〔割註〕此時左明樓は、高橋の大黑屋石橋よろすと云ひしをかりて、抱の遊女計は、こゝにて客を迎ふ」

因にいふ、花街燒亡は、明曆の大火に、元吉原類燒して、同三酉年、新吉原に移り、十六年經て、延寶四辰年十一月七日、江戸町二丁目花屋といへる遊女屋より出火、一廓殘らず燒亡。此時假宅なし。此後九十三年經て、明和五子年十一月七日、〔割註〕延寶出火と同月同日。」江戸町貳丁目、四つ目やと云ふ遊女屋より出火、一廓燒亡。假宅始めて願濟み、今戸、橋場、山谷、鳥越、此のち三十年經て、明

和八卯年四月七日、揚屋町河岸梅屋〔割註〕遊女屋なり。」出火、假宅前に同じ。一ヶ年經て、同辰年二月廿九日、〔割註〕此年の秋、安永と改元。」目黒行人坂より出火、南風礫を飛ばし、一郭燒亡。假宅、兩國橋邊、深川。其後十年經て、天明元年巳の九月晦日、伏見町家田屋〔割註〕茶屋なり。」より出火、一町燒亡。假宅なし。四年經て、天明四甲辰年四月十六日、水道尻秋葉常燈明より出火、假宅兩國、並木、駒形、黒船町、其後四年經て、天明七未年十一月九日、角町より出火、〔割註〕火元きゝもらす。」假宅大橋邊、深川新地、同八幡前、中洲、高橋、此後八年經て、寛政六年四月二日、江戸町二丁目丁子屋〔割註〕大家の遊女屋。」より出火、假宅、田町、聖天町、山の宿、瓦町。七年經て、寛政十二申年二月廿三日、田町龍泉寺門前より出火、假宅同所。十二年經て、文化十三子年五月二日、京町の娼家海老屋吉助より出火、假宅同所、此後今年まで、三十一年のあいだの燒亡は、今の耳目にもあれば、さのみはとて記さず。

○十八大通

元祿の比、紀伊國屋文左衞門といふ村木の問屋、本八丁堀壹町殘らず持地面にて、大廈を構へ、片名に呼びて紀文といふ。今も其名人口に膾炙す。其角門人にて俳名を千山といへり。其角五元集にも、千山が宅にてと云ふ句二三首見えたり。紀文ひとゝせ、歳越の夜花街に遊びて、豆の中へ小粒金を交へて、豆蒔をしたる事、口碑にもつたへ、物の本にもみゆ。〔割註〕委敷は己が家兄醒齋京傳翁著近世奇跡考にあり。」紀文かゝる奢侈に家産を破り、晩年深川一の鳥居の邊に住し、こゝに歿せり、其後、俳諧の宗匠某、紀文が住みすてしを買ひけるに、居間の天井紙張にてありしが、いたくふるびたれば、經師に張替さする時、經師言ひけるやう、こゝは何人の住ひし跡やらん。あるじは物好みにふけりたる人にて有りけん。天井を張りたる紙を見るに、一つ紙にはあらず、日本國中の紙なりといひけるよし、ある隨筆に見えたり。おもふに紀文零落しても、心のをごりかくのごとし　此一を以て盛なりし時を知るべ

し。今いへば是れぜいたくなり。ぜいたくは驕奢の陰病なる物なり。此病ある者、黄金湯を用ふれば、ますく〳〵上昇して治しがたく、その上遂には破財亡家の死にいたる。享和の比、川柳點の句に、「唐やらで賣家と書く三代目」とは、よきいましめぞかし。拾本編の神代のなごりにもいはれしごとく、天明の比、花車風流を事とする者を大通、又は通人、通家などゝ唱へて、此妖風世に行はる。其中にも、十八大通とて、十八人の通人ありけり。首長たる者は、日本橋西河岸の〔割註〕材木屋と聞ゆ。「十曉、御藏前なる〔割註〕札差大口屋治兵衛」文魚なり。ある日、十八人の通人集會ありし時、文魚、銀のはりがねにて、髮を結ばせて出でしを、通者も見て譏り云ふやう、文魚が銀の針がねは、今日一日の晴ならん。さのみ稱すべきにもあらずといひしを聞きて、此後は平日も銀の針がねにて髮を結はせしとぞ。其比、巷説にもいへり。此文魚も紀文の如く零落して、御廐川岸の格子作り、間口二間ばかりの家に住ひたる比、ある貴人の御隱居、文魚が河東節の上手なるを聞き給ひて、召されける時、上るり終りて、別の座しきにて酒食をたまひ、文魚なりとて目錄は多からず、八丈縞五反給はり、文魚が連れ來りし、名のきこえたる河東ぶしの三味線彈にて、藝を業とする者なれば、目錄を給はりけり。時に文魚たまものゝ反物を、今日はたいぎなり。是は寸志なりとて、一人へ三反、一人へ貳反、其座にてとらせたるを、貰ひし三味線彈、昨夜かやうの事有りしとて、亡兄に語りて、文魚を稱したりき。おのれかたはらにありて聞きぬ。三味線彈は山彥源四郎なりき。紀文が大井の紙、文魚が八丈縞は一對の奇談と云ふべし。

○墨河が智計

北廓にて朋友の富饒なりしは、明和中にて、大上總屋なり。あるじが俳名を一應といへり。淺草三社祭禮のありし時、幼き悴を大名の行列にいでたゝせんとて、道具類殘らず新に作らせ、二日ねり物に出だしたる費、三百金なりとぞ。此一事を以て、富饒を知るべし。此大名の眞似したる悴、をろかなりし故、家次第におとろへて家亡び、晩年剃髮して俳諧師となり、名を百路と云ひて、天明の比、藏前邊に

住し、富家の遊び坊主となり、亡兄に俳諧の上の事など、度々聞きに來りしが、をかしき坊主にて、是が事にはくさ〴〵をかしき話あれど洩しぬ。此大上總屋の後世に聞えしは、江戸町一丁目扇屋宇右衛門墨河と號す、妻をいなきとて、夫婦とも、歌も書も千蔭門人にて、天明中の盛家なりき。亡兄したしかりし故、二人が短冊など、今猶家に残れり。墨河が親はちいさき娼家なりしに、墨河にいたりて大家になりしとぞ。天明の比、初代花扇、東江門人なり。遺墨世にちり残る中に、見めぐり稲荷の額に、自筆のよみ歌のこれり。同じ時、同家の瀧川は千蔭門人なり。千蔭も東江も、天明中の名家なれば、これが門人となしたるは、墨河が一つのはかりごとなるべし。しか思ふ由は、墨河が計にて、一ヶ月一度づゝおゐらんと稱せらるゝ者へ、客の多少により、品に位を付けて、褒美をとらすなり。然るに瀧川が客の、花扇におとりたる事多かりければ、其後の時、位よき品をわざと瀧川方へもたせやり、〔割註〕花扇は表座敷、瀧川は裏座敷、三間つゞきなり。」ふたゝび輕き品なるをもたせやり、使にわざといはするやう、今のは、表座敷へ参るものなりしを、間違しとて、よき品は花扇へもち行きたりければ、瀧川心に不足して憤發の心を起し、勤に精を出だしければ、兩妓一雙の珠光をなしゝとぞ。是亡兄が日毎の話なり。おもふにかゝる才量ありし故、家を起しつらん。墨河一代は盛なりしに、親骨折れし後、今扇の風ありやなしや。

○妓　風

天明の後廿年ばかり。文化の比まで、おゐらんと稱せらるゝは、大方は横兵庫といふ髪の風なりしに、近年此風たえ、むかしを失ふ。さしかざるかんざしは、昔にまさりて、大きになりしなり。天明の比は、いかにも細くかるげなり。されば今の如く、馬踏は頭にのせざりき。女の髪の結びぶりの始は、唐輪、其後、兵庫、次に島田、丸髷〔割註〕一名勝山。」次にしひたけ。其沿革は余が歴世女裝考に圖説を擧げて記しぬ。近きに上梓せん。

○娼家に樓號の始

娼家に樓號を付けはじめしは、五明樓なり。〔割註〕扇屋五明は扇の異名。〕墨河好事なりし故、樓號をつけしより同時に、鶏舌樓〔割註〕丁子屋。鶏舌は丁子漢名。〕松葉屋を松葉樓。又は館といひしは、今すこしあるべし。うちつけにてをかしからず。玉屋を玉樓は、玉の字うごかしがたし。近來はさま〲の樓號あるが中にも、大黒屋を甲子樓といひしは、いかゞや。五明、鶏舌、松葉の三軒は、今絶えたれば、獨り玉樓のみ光りをうしなはざるは、代々主人綿服にて、萬事素をつとむと聞く。以て玆光を失はざるならん。返々も今いふぜいたくは、亡家の毒水なり。若人たち愼むべし。懼るべし。〔割註〕文化の比に至りては、深川新地などの岡場所にても、大覩樓、百歩樓抔、似げなき號を犯せり。料理茶屋、蕎麥屋など、皆僭上なる世となりぬ。

○文墨の名家

天明を盛、歷々たる名家、儒子、曲山〔割註〕北鵬の二家は少しおくる。〕詩は、西野〔割註〕市川小左衞門。米庵の父。〕和歌は千蔭。書家は親和、東江、其寧、淳信。畫家は朱紫石〔唐畫〕、浮世繪に北尾重政、〔書もよし〕勝川春章、角力に谷風、小の川。遊女に花扇、瀧川。俳優に團十郎〔白猿〕、中村仲藏。狂歌師に四方赤良〔後に蜀山人〕。朱羅漢江、元の木阿彌、大屋裏住、鹿津部眞顏、宿屋飯盛、錢屋金持。右いづれも、おのれ十五六歳の時、見聞の名家なり。文墨の人々は、亡兄の友なりし故、余も又咫尺して、容貌今猶目にあり。〔割註〕此比、三井親和は、高名なれば、煙草入女帶など織物にし、浴衣、手拭など染めものにしたり。

○白猿の質朴

市川白猿、ひとゝせ木挽町座にて、春狂言に岩藤の役をなして、大入をしたる時、眞顏、白猿より棧じきをもらひ、亡兄〔京傳〕をさそひ、余も見物をなし、幕の間に、三階の部屋へ禮にゆきし時、白猿、お

初しかへしのまくの時なれば、中通の女形に襟おしろいさせゐたりしが、役前なりとて無禮を一揖なし、おしろいつけさせつゝ云ひけるやう、昨日も顏におしろいつけさせながら、淚をおとし候。それは、いかんとなれば、御素人樣ならば、倅へ家業をゆづり、隱居をもすべき歲なり。然るにいやしき役者の家に生れし故、歲にも恥ぢず、女の眞似するはいかなる因果ぞと、しきりに落淚いたし候。役者として、こゝに心づきては藝にもつやなく、永く舞臺はつとまらぬものなりと、歎息して語りけるに、はたして二三年の後、寺島村〔割註〕あざ名向じま。」に隱居せり。隱宅は人の孫店にて、六疊に勝手のみにて、天井張らず、茅屋根の裏みゆ。庭よりの上り口に、雙六盤のやつれたるをすゑて踏臺とす。三尺の佛壇ありて、圓窓を開き、内に小石を敷き、瀬戸ものゝ佛具有り。正面に佛像はなくて、白紙一枚を張り、歲日、亡兒眞顏おのれもしたがひ、白猿を尋ねし時、佛像なくて白紙あるを、兩人いぶかり問ひけるに、白猿うちゑみつゝ、御兩人さまよく見給へ。あの紙は西の内なりと答へければ、兩人はさらなり、おのれが若かりし心にも、おもしろく覺えて今にわすれず。此時天井に竹を渡し、ひらきたる屛風わたしありしを、眞顏尋ねければ。白猿曰、風ふけば硯にちりおちて、物書くにあしきゆゑなり。此屛風につけて狂歌あり。先生いかゞあらんやとて、

　天井をはれば鼠はさわぐなり水もたまらず月も宿らず

是等の風骨、元政の筋脉ありて、俳優にはをしき人物なり。隱居の雜費、一月に金貳歩づゝと定めたるを、むすめよりおくろ。〔割註〕芝居茶屋いづみやが妻は、白猿が實子。」をり／＼は魚類をもおくるゆゑ、心足らずとおもふ事なし。老いたる役者どもゝ、私の樣に世をすつれば隱居なるべきに、をごる心をすてざるゆゑ、いつまでも顏をぬり候と、同じ時の咄しにいへり。此白猿の名をつぎながら、今の白猿、罪を驕者に得て、藥市の罪に遇ひ、孝心なる三升顏も見られず、父子山川を隔つるはいかにぞや。隱居白猿泉下に告（柏子）けうたせて、今の白猿をにらまさらめや。事皆ぜいたくより出づ。おそるべし。愼む

べし、〔割註〕五代目白猿初徳藏、六代目三升早世、七代目白猿初新之介、八代目當時。」

按ずるに、ぜいたくと云ふ詞は、おのれが若かりし比には聞かず。今より十四五年以來、市中よりいひはやしたる詞なり。たとへば銀器の物をくすべ、それとみえざらしむる、是ぜいたくなり。されど人に對しては、是はぜいたくなりとはほめず。是は御好事といふ。さすれば、ぜいたくは誹る詞の氣味あり。好事の文字は、五雜俎にも多く見えたれ共、ぜいたくの文字、なに物にも見えざるはさらなり。またおもひえず。卓識の人に問はん。

○鼻紙袋の始

按ずるに、上古の人といへども、他行の時は、懷中に使用の紙なくんばあるべからず。是を古書にはたゝう紙、文字には疊紙ともあり。しかれば、今の鼻紙は昔のたゝう紙なり。さて鼻紙袋といふ物は、余の父の物語に聞きしは、寶永の比よりの物にて、〔割註〕今より百四五十年前。」はじめは絹にもあれ。木綿にもあれ。四角にぬひくゝるべき紐をつけ、內には途中用の物を入れしを鼻紙袋とて、妻などに細工させ、今の如く〔割註〕天明をさしていふ。」鼻紙袋屋といふものなかりしといはれき。」扨烟草入は、余の幼年〔安永中〕の比は、今の鱷袋[二]の形にて、皆こはぜがけなり。表は似た山木綿、裏は黑繻子、鼈甲のこはぜがけなるを、上なきものとして、人も手に取りて見る程なり。價は五匁位なりしに、安永の末の比より、丸角はやり出だし、〔割註〕今も室町に居あり。銀の櫻鋲に、織部形のかやうなり。是今いふかな物の起立なり。又此同家にて、織部形といふ烟草入をはじむ。[一]此形、今にのこる。天明の比、かの通人ども銀の櫻鋲に、織部形の煙草入を持たざるはなし。寛政に至りて、〔割註〕今より六十年前。」淺草田原町に、越川屋といふ袋物見世はやり出だし、懷中ものに一層の奢侈を增長せり。此店御藏前札さしどもよりはやらせはじむ。名物の裂功をうつし織らせたるは、此見世に權輿す。

○菓子の變格

天明の侈風なるも、未だ菓子には移らず。饅頭羊羹を最上としたる當時、一名を仕切場と唱へ、茶店にも用ひ、通人の稱美したるものなるに、今は駄菓子や物となりて、おつかゝ四文くんねへのいやしき小兒の物となりぬ。然るに、菓子追々奢侈にうつり、寛政の始、大久保主水の菓子、杜氏のはて喜太郎といひし者、日本橋の新道の小家の表は格子作りにて、夫婦に丁稚の召仕一人のくらしにて、自ら上菓子少しばかりづゝ造りて賣りけるに、煉羊羹といふ物を製しはじめけるに、今のやうに、さゝ折といふものもなければ、口に奢る者、重箱を持たせて取りにやるに、けふは賣れ切れたりとて、空しく歸る。さらばうすとて、煉羊羹のために招きたる客をかへす程の稱美としたるに、今は諸國にもある中に、日光なるは江戸にまされり。僅に六十年の變化、菜の侈りし事、菓子に於ても此の如し。

○天ぷらのはじまり

天明の初年、大坂にて家僕二三人も仕ふ商人の次男、至情の歌妓をつれて、江戸へ逃げ來り、余が住みし同街の裏にすみ、名を利介とて、朝夕出入しけるに、或る時亡兄いふやう、大坂にてつけあげといふ物、江戸にては胡麻揚とて辻うりあれど、いまだ魚肉あげ物は見えず。うまきものなれば、是を夜見世の辻賣にせばやとおもふ。先生いかん。兄曰、そはよき思ひつきなり。まづ試むべしとて、俄にてうじさせけるに、いかにも美味なれば、はやく賣るべしとすゝめけるに、利介曰、是を夜見世にうらんに、そのあんどんに、魚の胡麻揚としるすは、なにとやらん物遠し。語聲もあしゝ。先生名をつけてたまはれと云ひけるに、亡兄すこし考へ、天麩羅と書きて見せければ、利介ふしんの顔にて、てんぷらとはいかなるいはれにやといふ。亡兄うちゑみつゝ、足下は今天竺浪人なり。ふらりと江戸へ來りて賣り始める物ゆゑ、てんぷらなり。てんは天竺のてん、即ち揚ぐるなり。ぷらに麩羅の二字を用ひたるは、小麥の粉のうす物をかくるといふ義なりと、戯れいひければ、利介も洒落たる男ゆゑ、天竺浪人のふらつきゆゑ、てんぷらは面白しとよろこび、見世を出だす時、あんどんを持ち來りて、字をこひける故、亡兄

余に字を書かしめ給へり。こは己れ十二三頃にて、今より六十年の昔なり。今は天麩羅の名も文字も、海内に流傳すれども、亡兄京傳翁が名付親にて、予が天麩羅の行燈を書きはじめ、利介が賣り弘めしとは知る人あるべからず。〔割註〕此說實に侍り。我幼き比は、行燈に本胡麻揚とありしなり。」されば〻おのれ増修したる北越雪譜の二編、越後の小千谷にて鮭のてんぷらを食したる條下にもいへり。おもふに物の始源、おほかたはかやうなる事にぞあらんかし。

〇琴曲の變格

近古の琴曲は、八つ橋撿挍一變して、明和に生田撿挍出でゝ二變し、世上の琴聲生田流にあらざるはなし。予が姉ふたりも生田の門人なりき。扨天明に山田撿挍出でゝ、寛政、享和を盛りに歷て妙音なりし上に、風雅もありて、文學の名家にも交り、自作の琴曲、或は名家の作もありて、文句みやび、且艶色もありて、調の手、雅俗に渡りておもしろければ、生田の流は落葉して、山田の稻いやさかえて、琴曲の風一變して、門人多かりし中に、今の山登撿挍出藍の聞えありて、山田も我が跡をつぐべきものと稱賛せられ、十三四の比より、師にしたがひて、しば〲境殿錦堂へも館入せりとぞ。是寛政の比なり。〔割註〕今より五十餘年前。案ずるに、寛政の末、尾上松助〔割註〕今の菊五郎の父。」九尾の狐の狂言に、始めて中乘りといふ事をして、世の中を動しけるに、松助かつて山田にしたしかりし故、〔割註〕松助は三味線の上手なり。」是によりて山田撿挍、人氣をはかりて、今も彈く奈須野といふ新曲を作り、臨時の才、其餘を知るべし。今琴の音する所、山田流にあらざるなきは、山田、山登二撿挍の名譽といふべし。〔割註〕山登、今年六十四歲なるよし、門人いへり。」

〇料理茶屋

百五六十年以前は、江戸は飯を賣る店はなかりしを、天和の比、始めて淺草並木に、奈良茶飯の店ありしを、諸人珍らしとて、淺草の奈良茶飯喰はんとて、わざ〲行きし由、近古のさうしに見えたり。

〔割註〕本書より抄出し置きたれ共、座右におきてむつかしければ、引裂せず。〔しかるに、都下繁昌につれて、追々食店多くなりし中に、明和の比、深川洲崎に、升屋祝阿彌と云ひし料理茶屋、亭主は剃髪にて、阿彌といふ名をつけしは、京都丸山に倣ひたるなるべし。此者夫婦、人の機をみるすありて、しかも好事なりしゆゑ、其住居二間の床、高麗縁長押作り、側付を廣敷とし、二の間、三の間に座しきをかこひ、中の小亭、又は數寄屋鞠場までありて庭中は推してしるべし。雲州の御隠居南海殿、おなじく御留主の御次男雪川殿、しば／＼爰に遊び給へり。此兩殿は、其比の大名の通人なり。雪川殿のかくし紋、此の如く川といふ字の羽織、名あるたいこ持は着ざるはなし。升屋祝阿彌、件のごとき大家ゆゑ、諸家の留守居者の振舞といふ事、みな升屋を定席とせり。其繁昌、今比すべきなし。廣座敷に掌陀覽の三字を鑄物になし、地は青色、縁は蒔繪、四角に象眼のかな物、大さ六尺ばかり、書漢文にて南海君の祝阿彌へ賜ふゆゑよし、二百字ばかり記しあり。嗚呼盛唐の宮閣も亡ぶる時あり。此額近ごろ、質の流れを買ひしとて、或人の家にて見しが、後に聞けば、今の白猿に與へけるとぞいひし。天明にせゝりの通人が遊ぶ料理茶屋、葛西太郎、〔割註〕隅田川より秋葉へ往く、堤の下り口、今は平岩。〔大黒屋孫四郎、〔割註〕同所秋葉、甲子屋、〔眞崎〕、二軒茶屋、〔割註〕深川八幡境内。〔市川、〔割註〕室町横町。〕

〇かくし賣女

天明中盛んなりしは、娼妓の賣色、根津〔二朱〕、谷中いろは茶屋〔二朱〕、音羽〔二朱〕、赤坂〔二朱〕、氷川〔二朱〕、市ケ谷〔割註〕八幡社内、二朱、麹町天神〔かげま〕大久保しく／＼谷〔割註〕切みせ二朱。〔下谷柳の稲荷〔割註〕四六と切みせ。〔三島門前〔割註〕ひとよ泊り、二朱切二百。〔淺草朝鮮長屋〔切みせ〕、同所大根畑〔切みせ〕、同所堂前〔切みせ〕、赤羽根〔二朱〕、芝神明社内〔割註〕二朱にかげまもあり。〔高輪〔二朱〕、中町〔切みせ〕、花ぶさ町〔割註〕かげま二朱。〔三田三角〔二朱〕、淺草馬道〔割註〕二朱十二匁。〔蒟蒻島〔割註〕靈岸島の内、蒟蒻島は、横堀を埋立てなれば、ある埋立地、二朱、くにぶら／＼ふるひ動く、

ゆゑに名づけたるなり。」八町堀り代地〔割註〕かげま出合茶屋、切二百、泊り二朱。」上野下佛棚、同所三枚橋東側、けころ〔割註〕切二百、泊り二朱。」此けころといふ名義は、此比、淺草、兩國、橋町、石町邊にてころび藝者と唱へ、百疋づゝにてころびねの枕席したるものありしゆゑ、此名あり。けころの名は、蹴轉ばしの義なり。此けころ切二百、泊りは客より酒食をまかなひ、夜四つより二朱なり。一軒に二三人づゝ暮夜見世を張り、衣服は縮緬を禁じ、前だれにて必半疊の上に座すなり。〔割註〕案ずるに、水茶や、茶汲女の姿たりつらん。」此賣色大方佛店より軒を並べて、四五十軒許りありつらん。是おのれが目睫をいふ。けころの姿、繪にも團扇にも賣り出だしたるを、余一柄を藏す。今は珍奇なり。さて賣色、藪下、麻布市兵衛町〔切みせ〕、鮫ヶ橋〔切みせ〕、兩國回向院前銀猫〔二朱〕、同所辨天金猫〔一分〕、同所おたび、同所松井町〔二朱〕、入江町〔四六〕、深川仲町〔切二百〕、大橋〔割註〕十匁二朱。」櫓下〔一切二朱〕、裏やぐら〔同〕、すそつき〔同〕、三十三間堂〔四六〕、直助長家〔同〕、入船町〔同〕、網打場〔同〕、古石場〔一切二朱〕、新石場〔同〕、新地〔同〕、大橋〔割註〕びくに切二百、下は百、泊り二朱。」以上三十三ヶ所、此外船まん頭とて、深川吉永町に軒をつらねたるもの、夜に入れば船に一人づゝのりて、所々川岸、あるひは高瀨船に色をうる。〔割註〕百、下なるは五十。」提重、〔割註〕切賣女と號して、色を賣る、美惡にて價上下あり。」地獄、夜鷹。」

右追々絶えて、今依然たるものは、北廓はさらなり。品川、新宿并夜鷹のみ。

○疫病

安永二年夏、疫病流行死亡多かりしゆゑ、官より寺院へ御たづねありしに、疫死十九萬人、蓋し中人以上は、病者稀にして、下賤に多かりしと、同三年の冬、嚴寒にて、川々氷厚く通船なりがたく、諸品高價、同四年凶作、同五年、麻疹流行、三十以下の人、貴賤となく、病まざるはなし。同九年、夏洪水、米價貴躍す。同九年、五百羅漢寺螺堂建つ。安永終はる。

○市中灰降る

天明元年、田沼侯御老職御勝手、同三年關東飢饉。

下に其略を記す。

同年七月六日夕、七つ半比、西北の方鳴動、諸人肝を冷す。翌七日猶甚しく、江戸中に灰ふる。是淺間山の燒けたるなり。此時、おのれ十五歳なり。六日は時ならぬ風吹き、北烈しかりしゆゑ、屋根などに灰のつもりしを、人々灰ともおもはず。風塵とのみ見すごしけるに、六日の夜中、積りし灰を七日の朝、人々見て愕然せざるはなし　おのれも硯箱の塗ふたを、物干にしばし出だし置きたるを取りいれ、指頭にに字を書きて試みしに、霜の厚く降りたるが如し。家内うちよりて、是を見て、いかなる天變にやといろ／＼に評しけるに、家翁いひけるやう、寶永四年、不二山燒けたる時、江戸に灰のふりしことあり。昨日鳴動したるは西北の方なり。此方に當りて、江戸近き高山は淺間なり。常にも燒くる山なれば、おそらくは淺間の大燒ならんといはれけるに、人はしかりともおもはず。此日は一日往來もまれなり。八日は快晴無風灰も降らず。諸人安堵しけるにや。往來常の如し。九日の夕方、亡兄の友なりし、伊勢町の米問屋、丁子屋兵衛門が長男要太郎とて、下陰翁の書も歌も門人なるが來り、上州よりの書状なりとて見せけるに、淺間の燒けはじめて騒然たり。亡兄、家翁が推量の違はざるを感服せられき。家翁は享保七年の生れなれば、近き寶永の燒を、親たちの話しにも聞かれしならん。

此一條を書きつゝ、ふと心にうかむやう、犬馬の老は論ずるにたらざれど、卓識はさらなり、少しく事物の義理を辨へたる老人は、事の實地を踏みて感服したる事多なれば、一言の下にも味ひある事多し。されば老人の詞は馬耳すべからず。然るに、若人は老人を流行おくれとおとしむれど、其流行といふは、五十歳の人ならば、物心を覺えて僅三十年の世を歴て、六十年七十年の世を歴たる人をおとしむるは、權露松霜をしらざるが如し。予に霜踏すといふも、松霜のよしなるべし。おのれ犬馬の老

にしてかくいふは、おのが田へ引く水くさのやうなれど、若人の爲に記す。是も流行のおくれたりとやいはん。

○行人坂の大火

明暦三年丁酉正月十八日出火、同十九日の夜、火しづまりたる次第、并に主なき燒死十萬八千人を、本所に埋め、常念佛の庵室を官より建て給ひし事どもは、武藏鐙と云ふ〔割註〕板本二卷あり。繪入にて上下。」物に詳なり。庵室は今の回向院なり。此比未だ兩國橋なし。此火事の後かけぬ。右大火後廿七年たちて、天和元二度打ち續きて、大火ありしことは、天和笑委集〔割註〕寫本十卷。」中に一條ありて詳なり。〔割註〕八百やお七、天和二年春三月大罪の事あり。」さて右大火の後百十六年を歷て、明和九年は、明和九の歲なりとて、雜說さま〴〵ありしに、果して二月廿九日、西南の烈風砂礫を飛ばしけるに、午の上刻、目黑行人坂大圓寺所化長五郎坊主と異名せられし惡漢、〔割註〕十八歲とぞ。」師匠にいさゝかうらむ事ありて、物おく所に火を放し、二日二晩にて、火消えたる事、〔割註〕目黑より吉原まで燒け、千住にて止まる。」今も巷說に傳ふ。〔割註〕燒死四百餘人、燒亡の地里二里、幅一里、長六里。」

○白刄仇を斬る

天明四年の春、米價貴躍、同年三月廿四日、若年寄衆退出の時、新御番佐野善右衛門、田沼山城守殿を斬る。翌日死す。主殿頭長男大目付松平對馬守殿、佐野を組み留む。御目付柳生主膳正殿、佐野が血刀を奪ふ。同四月三日、山河下總守殿檢使として上り、座敷庭上にて切腹、家斷絕。父主殿頭は三日過ぎて常の如く勤仕、主頭殿は事なく職に坐す。佐野殿は淺草本願寺內德本寺に葬る。香花を手向くる人、貴賤老若群をなせり。此年おのれ十六歲、柔術の師本間丈右衛門〔割註〕照降町新道住。」に隨ひ、德本寺にいたりしに、先門前に莚を敷き、花線香を賣る所三ヶ所、門に入れば、四斗樽に水をたくはへて、手洗ふまうけとして、錢を乞ふ。墓には花を立てしさま林の如く、地上線香煙り人を襲ふ、群集開帳場の如

くなりき。かく有りつるゆゑに、寺社奉行の令として、參詣を禁じゝゆゑ、門を閉ぢけるに、夜中窃にくゞりより參詣せしとぞ。かく群をなせし由は、佐野氏白刃を揮ひし翌日より、高直なりし米價俄に下落せしゆゑ、佐野を世直し大明神と市中にて唱へしゆゑなり。是地妖といはゞいふべし。

○乞食鍾馗に扮出す

此比、非人一人は、七つ梅の酒樽の薦を着、鬼の面をかぶり、〔割註〕田沼の紋所七つ梅。」一人は、劍菱の薦に、鍾馗の面、兩手に銀紙張りたる劍を持ち、鬼を追ひまはし、窃に佐野の眞似をなして、街上をかけめぐり、門々に錢を乞ふ。よき案じなりとて、門毎に錢をあたふ。是余が見たる所なり。

○朝參り

同五年乙酉六月、嵯峨釋迦、回向院にて開帳群をなし、朝參りの者、さま〴〵の好みをなしたる提灯を高く照し、夜をこめて群集なし、是をとて觀に行くも有りければ、茶見世、辻賣、晝にまされり。此年例より大暑なりしゆゑなり。されば新穀みのりて、諸人安かりけり。

○天鼓の妖

明くれば天明六丙午元日も丙午、日蝕皆既。〔割註〕元日四つ時より日蝕闇の如し。諸侯は大年登城なし給ひしが、退出なりがたく、下馬の供待の士、蝕にあたりて氣絶せし人、二三人ありしとぞ。」いかなる天災にやならんと、諸人安き心はなかりしに、初春より雷にもあらざる響、天にあり、北に聞くかと思へば南にあり。四方所を移し、晝夜定まらず。物しる人は天鼓ならんといへり。おもふに、明の英宗が天順七年癸未の年、天鼓の妖あり。時に賢臣李賢凶作なりと評したる事、明史に見ゆ。果して同年八月より、大樹君御不例、八月一日、田沼侍從城を削られ、減地一萬石、雁之間詰、屋敷三日の間に取り拂ひ、相良城御取上、〔割註〕城受取脇坂。」同時稻葉越中守職を削られ、減地三千石、九月八日薨御の音聲あり。十月四日御出棺、同月十二日、何者の浮言にや。兩水道に毒ありと流傳して、市中騷動云ふべから

す。愚人は懼れ、智者は笑へり。此妖言江戸中一時なりき。

此時おのれ十八歳なり。よく覺えしは、我家に家翁の養ふ猫と雞とに水を呑ませてこゝろみ給ひ、猶茶を煎て、色香をためし給ひしに、常にかはらざりしゆゑ、しか〳〵の由、緣者はさらなり。よしみある者はこゝろみ給へとをしへくれしかど、用ひざるもありけり。此比は、未だ今の如く堀井戸多からざりしゆゑ、水道を汲み置きたるをも捨て、堀井戸へ至りみれば、我より先に汲む人群集して、よりつかれざれば、また是を遠きにはこびてみれば、こゝも群集なし、むなしく空桶をもち歸るも多し。是夜中の事なり。諸人水に噪ぐ事、火に騷ぐが如し。清潔なる水色に、高野水の浮名を流したる事一日一夜にして、いづこよりともなく止みぬ。地妖といふべし。

○火　事

天明六丙午の春、件の如く天鼓の妖、玉川水妖あり。是より先、正月中旬ころかしこにて、今年は火災ありと、誰いふとなく言ひふらし、〔割註〕此時何となく、柱壁など、夏の日にあたりたる如く熱かりしを、人々あやしく思ひしなり。扨毎日風烈しく、物の乾く事不思議なり。同月廿二日、湯島臺より出火、西北の風烈しく、狂言兩座燒亡。北は馬喰町、東は濱町山伏井戸の邊にて消火す。明くる廿三日、西久保紙屋町より出火、北風烈しく、同町海岸にてきゆ。同月廿七日午の刻、本所四つ目より出火、釜屋ぼりにて消ゆ。其夜、御搗屋より出火、北風にて火の粉、金城にふる。依りて俄に公命ありて、八手の大名幷町火消にて飛火なし。同年四月九日、日光山風雷烈しき日、日光奉行天野山城守臺所より出火、四十一坊民家十三町燒亡。江戸は四月半迄雷なく、およそ三十七八日晝夜風烈しく止む時なく、諸人手を束ねて、火災のそなへをなすのみ。〔割註〕此比、町火消のまとひ、銀箔にて、大小二本を用ひしに、寛政に禁ぜられ、今の如くなる。〕同年五月半比より、七月迄霖雨、晴日なく、道路田の如し。諸人洪水をおそれしに、果して七月の末、稀有の洪水にて、猿ケ股の堤きれて、八十餘村を流し、溺死數を

知らず。深川の大家は軒を浸し、小家は棟を越す。御藏前通り船にて通行、大橋、東橋も追々洪水にて崩れ、兩岸通路たえしゆゑ、親族水災を案じ、人心安からず。官船數艘溺を助け、あるひは屋の棟に露命饑餓を救ひ、兩國廣場、馬喰町馬場二箇所に小屋を作り、朝夕の食を賜ふ。是より先、市中の童謠に、親もくれは子もくるといふことはやりしに、「果して」此洪水あり。此洪水五十餘日にして、常の水路になりぬ。〔割註〕此春、玄米一兩に八斗、七月洪水に六斗、十二月もち米、一兩に貳斗五升。

○うちこはし

翌年天明七丁未年五月、玄米兩に二斗五升、麥八斗、大豆六斗。同月十日比、白米百文に付三合五勺、豆七合。同廿八日比、百文に三合、御藏米三十七石に、金二百五兩、一兩に一斗七升、錢兩に五貫二百、玆にいたりて米穀動かず。米屋ども江戸中に閉す。同月廿日の朝、雜人共赤坂御門外なる米屋を打ち毀す。〔割註〕此時數十人の打こはしの中に、美少年一人、大入道一人まじりて、少年は飛鳥の如く飛び廻り、入道は金剛力士の如くにて、目も綾なしと、見たる人語りき。こはあらびにつれて、魑魅の變形したるなるべし。同日同刻京橋南傳馬町三丁目萬屋作兵衞萬作とてきこえたる、米殺問屋を打ち毀す。此の時おのれ十九歳、毀したる跡を見たるに、破りたる米俵家の前に散亂し、米こゝかしこに山をなす。其中にひき破りたる色々の染小袖、帳面の類、やぶりたる金屛風、こはしたる障子唐紙、大家なりしに、內は見えすくやうに、殘りなく打ちこはしけり。後に聞けば、はじめは十四五人なりしに、追々加勢にて百人計なりしとぞ。同夜中小網町、伊勢町、小船町、神田內外、藏前、淺草邊、千住、本鄕、市ケ谷、四ツ谷、同夜より翌日廿二日に至りて、曉まで諸方の蜂起、米屋のみにあらず。富商人は手をくだせり。然れども、官令寂として聲なし。廿二日午の刻、町奉行出馬井御先手方十人捕へ方の命あり。又竹鎗御免死骸閲に及ばざるの令、市中に降りしゆゑ、市人勢を得て、木戸々々をしめ切り、相議し言葉を作り、互に加勢の約をなし、拍子木をしらせとす。玆に至りて、蜂起も又寂として聲なし。

江都開發以來、未だ曾て有らざる變事地妖といふべしと、諸人いひけり。後に聞けば、大店の閉したるは、大八車四五輛に、大勢取り付き、撞き破り、打ち毀したるのち、酒食をむさぼりしが、同類、盗を禁じたるは、いはゆる江戸子なるべし。されども、蜂起散じたる跡には、盗もありしとぞ。〔割註〕此時の町奉行は、曲淵甲斐守侯、牧野大隅守侯なりしを、石河土佐守侯、柳生主膳正侯、池田筑後守侯、山村信濃守侯、初鹿野河内守など度々かはりし。道路に散たる物を取りて、逃げる者あれば、打ちこはし人取り返し、打擲して取りたる者は引き破り、捨て置く事、町火消の掟によく似たり。」

市中の人數

同月廿日の蜂起より、廿一日、廿二日、廿三日、廿四日まで、江戸中諸商人戸をとざして業をせず。依りて米はさらなり。諸人日用の品に困る。廿五日初めて戸を開く。町奉行に公命ありて、御救被下〔割註〕曲淵甲斐守、牧野大隅守、〕四日市に小屋かゝり、施行場とす。壹人に玄米貳合五勺、豆貳合五勺、銀三匁貳分づゝ、小兒七歳以上迄、御救被下。此時町家の人數を檢戸ありしと、ある記に、

町數二千七百七十餘町
表店二十萬八千餘家
市中總人數百二十八萬五千三百人
内〔八千二百人男、六千三百人女、二千五百人遊女禿〕
出家五萬二千四百三十人、〔一向宗の女除く〕
山伏七千二百三十人、〔妻帶の者の女除く、〕
神職三千五百八十人

右の外御用達町人、能役者、諸家の家來町住の者は除くなり。

○賢臣擧げらる

打ち續く凶荒ゆゑ、富農ども穀を出ださず。官柄にも動かし易からざるに似たり。されば、國隣普からんとて、此年〔天明七丁未〕六月廿日、賢臣伊奈半左衛門、〔當年二十七〕ぬきんでられて從五位下攝津守に任じ〔〔割註〕御小姓組番頭格。〕假に五穀運搬の總司令に命ぜられ、米穀買ひ上げの金子二十萬兩を降し給ふ。是他用ならず。市中御救のためなり。余此とき、いまだ審に入らざりければ、國恩の一飯を喰しゝゆゑ、今措筆に染むるはいと／＼かしこし。伊奈殿總司令と聞きて、富農ども招かざるに集り來り、穀路大にひらけ、時の相場にて買ひ上げ、價を減じて諸民にうりたまへり。官仁職掌に感服して、諸國よりも穀船日毎に入津す。船印に伊奈の二字を染めたる幟をひるがへせり。依レ之米價追々引き下げ、六月雨に一斗八升の米、七月二斗八升、八月四斗二升五合、九月六斗八升より、僅に一二升上下して年おはり、萬民喜躍して、春をむかへり。

謹んで案ずるに、左傳に有德は萬世祭らるといへり。萬世は大數をいふのみと、經にも見ゆ。豈萬世のみならんや。湯平の天運、茲に循環して、白川の賢君重任に坐し給ひ、奸猾職を削られ、賢者學擢の時に遇ひ、寶暦以來三十年來、侈放の國體を一洗したまひければ、天もまた豐兆を下し、五風十雨にして、五穀富饒、萬民鼓腹して、萬歲を唱へり。

追加　凶荒年表　永代橋崩る

寛永十九年壬午飢饉	是より三十三年の後
延寶三年乙卯同	五十七年經て
享保十七年壬子同	五十二年經て
天明三年癸卯不作	
天明六年丙午飢饉	四十八年經て
天保四年癸巳同	此年八朔大風雨

九月比より白米小賣、百文に五合五勺、御救米兩度、翌年春六合五勺、北國不毛餓死多し。然るに、江戸の窮民に菜色なかりしは、御德澤に浴する故なり。仰ぎこうむるべし。國恩一日も忘るべからず。

案ずるに、凶荒は、大方五十年を一期とす。前記をおもひはかるに、飢饉の備はなしたきものなり。一人三度の飯の一簀を米につもりて、五十年貯へおかば、凶荒の時、一家安心はさらなり。他人をも救ふべし。是何のぞうさもなき事なれども、吉に居れば凶をしらず。成すこと安して成る人を聞かず。

文化四年丁卯八月廿九日、深川八幡祭禮の日、朝四つ時比、貴重の御船、永代橋の下を通るとて、空船なれども、橋番人綱を橋のきはに引張りて、人を留めけるに、珍らしき祭禮ゆゑ、千家萬戸見ざるはなく、時刻は四つ時、人の出盛りなりしに、大方は皆此永代橋にかゝるゆゑ、一條のなは幾百人を止めし事半時あまり、まちくたびれたる時、それ通れとて、繩を引くを見て、數百人の馳け通る足の力、體の重み、數萬斤の物をまろはすが如くなりし故、細き長橋いかでかたまるべき、橋の眞中より深川の方へ十間計りの所を、三間あまり踏み崩しければ、いかでか落ちざらん、跡の者はかくとはしらずおしゆくゆゑ、おされて跡へすざる事ならず、横へひらく道なき橋の上なれば、夢のやうに入水したるも多かるべし。此時一人の武士刀を拔きて、高くひらめかしければ、是を見て跡へ逃げ歸りて、道を開きたり。〔割註〕我も行きて橋を渡らんとするに、込み合ひて渡りがたければ、豐海橋の邊なる家より、舟にのりて、川中まで漕出だす比、橋は落ちて、目くるめき、きもをひやしたり。よくぞ橋を渡らざりし。後に聞ば黑川德足は、川下の水くずとなりしとなん。いとびんなきわざしてけり。〕此一刀にて多くの人を助けしとぞ。此事世上にてほめけるが、其名をいふ人なかりしを、今年まで四十年、其人をしらざりしに、今年の晩春、幽篁庵の席上話此事におよび、おのれが見たる所を語りしに、〔割註〕見たるとは、はしのおちし時、かけ行きて見たるはなし。〕御主人〔割註〕久松助殿五十三。〕曰、一刀をふりしは、南町奉行組同心渡

邊小右衞門と云ひし半老の人なりと聞きて、其時にあひて、四十年しらざりしを發明して、耳を新にせり。此人なくんば、なほいく人か溺死せん。無量の善根といふべし。

此時橋落ちしと聞きて、おのれ駈け付け、岸に立ちて見たるに、年の比は十六七の女、色小袖に髮は亂れたる、死體をなはにくゝして、小船にゆひ付け、水中を引き行く。今死にたれば、紅おしろいも落ちず。船には四十ばかりの女、顔に袖をあて聲をあげてなく。母ならんと見るもいたはし。付き添ひたる男、町人體なり。愁の色見えざるは、他人とおもはれけり。又五つ計の男の子、祭に出立のまゝなる死骸をいだき、なく／＼ゆく老人もありけり。水上には祭のねり物にいでたりと思ふ花笠、挟ばこ、茶屋臺といふ物など流れたり。初めは二三十人の死體といひしに、追々波の上に浮き流るゝにより、官命にて諸方の船集り、小き碇に苧繩を付けたるをなげいれ、死がいを船にひろひ、東のきしなる空地につむ。〔割註〕御船組手屋しきの前なり。〔町與力、同心、會所にありて指揮す。初は老若男女一所に積みおきけるが、死がいを貰ひに來る者、見わくるにたよりあしとて、綿服、絹服、老若、男女、年のほどまでも一類にわけおきける故、夜に入りても見わけ安かりしとぞ。是にても溺死の多かりしをしるべし〔割註〕人形町所役人、名前橋請負罰せられし迄、聞き書きしおきたれど、さてはうるさし〕なほ委しくは、此時家兄の記されたる夢の浮はしといふ寫本一冊子あり。今なほ藏す。おのれ七十年來大火洪水の死亡は聞きたれど、同じ時、同じ所にて、一瞬の間にいく百人水死したるは、古今きゝもおよばざる天變なり。是をおもへば、大に群をなすとき、弱きはしを心なく渡るべからず。風烈又は雨中暗夜の獨行なども、あやうし／＼。けふのお祭は評判なり。天氣はよし。内に居たまふ日にはあらず。われらが行く先は親類なり。いざ／＼とすゝめられて、おのれが妻子らもゆく心なりしが、不思議の事ありて行かざりし。誘ひし神田邊の醫師の娘十三歳、下女十八歳二人溺死せり。此とき誘ひに隨ひなば、今日の顏は見られじ。

○兒ども遊び

寛文の比十五六の娘、竹馬にのりて遊びし事を、正徳の比〔割註〕寛文より五十年後。」自笑が〔京板〕書きしものに見えたり。今思ふときはうそらしけれど、誠にありし事なめり。今より六十年前の比は、市中の街上にて、十より以上以下男女の子供、うちまじりて目かくし、鬼兒つ子、柱とつゝき、草履かくし、かくれんぼなどゝとなへて、夏の夕、往來の妨になるほどむらがり遊びしに、今さる事する兒どもなきは、さかしくもなりしにや。おのれをさなき時と、今の子ども遊びのかはりし事、なほさま〲なり。〔割註〕安永、天明の比の小兒は、寛文の比の大人の如く、當時の小兒は、安永、天明の比の大人にまされり。こざかしき事なり。」

○天明中戯作者

天明中草雙紙の作者、有名の者。通笑〔割註〕横山町道具屋。」喜三二、〔割註〕佐竹の留主居。」春町、〔割註〕小石川官人。」好町、〔割註〕四ツ谷官人。」全交、〔割註〕芝之赤羽根 觀世座狂言師。」京傳。曲亭馬琴は、寛政の初、家兒の許へ、酒一樽持ちてはじめて來り、門人になりたきよしをいふ。所を聞けば、深川仲町の裏家に獨り住むよしをいふ。家兒曰、草雙紙の作は、世を渡る家業ありて、かたはらになぐさみにすべき物なり。今時鳴なる作者皆然り。さて又戯作は、弟子としてをしふべき事一つもなし。されば、おのれをはじめ古今の戯作者、一人も師匠はなし。まづ弟子入はおことわりなり。しかし心安くはなしに來給へ。また出きたる物あらば、みる事はみてやるべしと示されけるに、しば〲來りてもの問へり。其後、すこしばかり卜筮をしりしゆゑ、うらなひにて錢をとらんと、しるべありとて、かな川宿を心あてに、旅次第にて永くも足を止めんとて、いとま乞ひに來りしが。其後六七十日、音づれを聞かざりし故、馬琴は狼にや喰はれつらんなど、家兒戯れいはれしが、ある日、今歸りしとて來り、旅寐のはなしするうち、物など調じてくはせ、さて立ち歸りしが、或日又來りて云ふやう、旅の留守に出水の〔割註〕

是寛政三年の洪水。」ために、壘残らずくさり、壁も落ち、勝手の物流れうせしゝ多し。族の碌きもはかばかしからざりし故、今我足なき蟹の如し。いかゞせんといふ。家兄曰、しからば當分我所に食客せられよと聞きて、馬琴大によろこび内弟子の心にて居し故、衣服までも心つけ給へり。かくてありし事半年あまり、ある日地本問屋蔦屋重三郎〔割註〕通油町京傳戯作あまた上梓したる板元。來り、家兄にいふやう、此節見世の番頭引負にていとまをやり、帳場あきて見世あしゝ。みれば居候の男年比もよし、帳だに付くればよし。かゝへたき物なり。いかゞあらんといふ。家兄曰、酒はのまず、手も書き、文字もよめ、作氣もあり、てうどよからん。しかし實體とたしかには請合申されぬ。何れ當人に咄して見んと、蔦屋歸りて此事を咄しければ、戯作者になりたく家兄をうらやむ馬琴なれば、大に喜び、家兄世話にて別に請人ありて證文をなし、蔦屋が家僕となりしは、已れ目前知りたる事なり。〔割註〕馬琴は京傳翁の大恩受けし人なり。元武家浪人にて醫者の内弟子となり。瀧澤宗伯と改めしかど、町醫の方を追だされ、飯田町邊の家主となり、變名をいとや清右衛門とし、終に作者となりしは、皆京傳の大恩なり。序に曰、蜀山人の高弟子なる宿屋飯盛は、蜀山人の死亡葬送の時に行かず。師恩を忘却したるは、馬琴と一對の不義にて、人倫とは云ひがたし」さて奉公中、花の春風の道行全二冊〔割註〕但一冊五枚宛。〔春朗畫にて〔割註〕今の北齋。」蔦屋出板。馬琴自序に京傳門人とあり。〔割註〕此本我家にありしが類燒の時失せぬ。」此雙紙大に行はれてより、年々作ありて高名になりぬ。蔦屋に三年ばかり奉公して、よき入聟の口ありとて、家兄をたのみいとまもらひ、飯田町中坂なる下駄屋にて、家主なる後家へ入聟となりしに、筆硯を好む心には、下駄屋はいやなり〳〵と常にいひしが、千蔭翁の門人となり、出精して少しく筆意を得て後、下駄屋を止め、共うちにて手習の指南をなし、かたはら戯作をなし、後には娘に聟をとり家主をつがせ、悴清吉に或家の醫師の名目を買ひとり、宗伯と名乘らせ、下谷字鼠屋横町といふ所に、玄關付の家を買ひて、同住せし事多年の間、著述を以て家内の口をすごせり。此間に一子宗伯死す。か

くて天保十一年頃書畫會をなしたる時、藏書のこらず賣り、書畫會の金を合せて、檢校官上の名跡を讓り受けて、宗伯が一子につがせ、今八十一歳ばかりならん。四五年前より眼病つのりて盲人となれり、宗伯〔割註〕此者は、二十年前死去。〕が妻に筆を執らせ、字までも口授して、今に著述の上梓あるは一奇人と云ふべし。

宗見死去の時、〔割註〕文化十二年乙亥九月八日。〕馬琴へも知らせやりしに、寺へはかり〔割註〕本所回向院。〕悴宗伯を名代として、自身不レ來。舊友は蜀山翁までも來られしが、馬琴が來らざる故、人々宗伯に尋ねしに、病氣にはあらざるよし、七日佛事の時も馬琴をも書中にて招きしかど、佛前へ少しの物使のみにて、其後亡兄のいたみをもいひにも來らず。書狀にもたづねず。音信不通なり。しかるに馬琴書畫會をなす時、京山、京水、越後の留守よりは聞きながら、宗見亡後始めて來り、自筆の扇二本持參したるは、いかなる心ぞやと、妻房より歸りて云ひける故、舊友なればすてもおかれずと、會の後ながら、目錄もちてかの下谷を尋ねしに、うりすゑといふ札を見て、行きし先まで尋ぬべきにあらねば歸りぬ。畫事は大淵宮も照覽あらせ給へ、いつはりにあらず。

右の文章なれど、京傳、馬琴と雙璧によはるゝは、出藍の才子なり。殊更八犬傳の末に自讚もあれど、よみ本にて三百部五十卷にもおよぶ、人に推稱せらるゝもの、源氏物語、水滸傳にも比すべし。よみ本といふもの、大和の西鶴に起り、自笑、其磧、寶永、正德に鳴りしが、馬琴には三舍すべし、惜哉。此人、にして盲病あり。

草雙紙の評格

天明年間に記しゝ如くの世上なれは、洒落本流行、繪雙紙も滑稽の笑ひをとる旨趣としけるに、京傳翁十九歳の時、〔天明二年〕始めて御存賈貫物〔割註〕全二冊板元鶴屋自畫。〕といふ繪ざうしをかゝれしに、其年四方赤良〔蜀山〕作にて、「繪雙紙年中判記」つたや板出板ありし時、京傳翁總軸卷極上々吉にあげられき、

是道を戯作の花澤へ踏み落とされしはじめなりけり。そがしき木を作るゆゑに、戯作者の名あり。享和のはじめ、南仙笑楚満人と云ふ者〔割註〕芝神明前へ獨居板木師、學問はなけれど戯謝ありし老人なり。」敵討三組盃と云ふ前後六册物を出板〔割註〕芝神明前和泉屋市兵衛板。」して、大に流行し、翌年京傳翁敵討千鳥の玉川前後六册大に行はる。是より戯作變じて實録めかす物となりぬ。文化の中比にや。京傳お六櫛木曾の仇討を作られし時、畫師豐國おもひつきにて、卷中に人物の役者の似顔になせり。又口繪といふもの〔割註〕さうしの始めに、一卷の人物を出だし、讃などあり」つかひはじめて加へ。

かやうにおもひ出だしつゝ、筆を採りつゝは駑馬のあゆみぞかし。なきし野の古草は、たづぬるに果なし。且白駒の寸陰もをしければ、葉を山東庵の窓下に拭ふ。〔割註〕此一卷は悉く實記に二、いさゝかも文場虚談なし。我ならぬ八十にせぶ人にしりつべし、西左十年以下の人はいかゞ思ふらん

文化三年丙午初夏朔日筆を起し、四日のともし火のもとに記し終ふ。

七十六翁　京山老人百樹

蜘蛛の糸巻追加

本編の糸巻、かりに清書したるを、斎藤彦麿翁に見せけるに、翁が説を標注して返されし故、おのれおもへらく、彦麿翁も八十餘の人と云ひ、博識の文人なれば、おもしろき追加もあらんと、其事を文通してまたせやりしに、四五十日ありて、返しおこせしに、一言の追加もなかりき。後に人づてにて聞きしは、彦翁より又借したる人ありて、寫し取りたる人もありしとぞ。されぱかりそめのすさび、世にちりしも知るべからず。抑武名世に高き天野三郎兵衞殿の後裔、〔割註〕屋敷築地備前橋向。」今の三郎兵衞殿の御父、今隱居なる某殿、武事の外、文雅もある御人にて、おのれ京山、雅莚に侍したる事しば／＼なり。ある日、蜘蛛の糸巻といふ物作りし由語りければ、そは見たき物なり。借覧せんとありし故、見せけるに返されしにそへられし追加の說、兩三紙に書かれたるを、文のまゝ追補す。

一　手遊盆太鼓

寶暦の比迄は、六月の比より七月の末まで、手遊やにて盆太鼓と云ふもの鬻げり。こは昔の盆踊りに、手太鼓をうちて踊りたるなごりなるべし。



か樣の形にて、緣は竹なるを、紙にて張り、黄に染め、草花など書き、丹もていろどり、腰をつよく引きたるゆゑ、うてば少しく響をなす。柄は木にて墨にて塗りたるものなり。予も幼き頃手遊にしたり。此物、今淺草寺中見世といふにあるを見れば、形は以前にかはらざれど、眞の皮張にて、漆の塗柄なり。價も以前に十倍せり。僅に六十年前にして、小兒の手遊さへ、僕奢の變風、嗟歎すべし。

二　紙鳶

寶暦の比迄のいかのぼりは、今の如く、〔嘉永〕骨多くいれしはなく、八枚張以上ならでは、七本骨はな

し。繪様は京山翁が本書に云はるゝ如し。されば價も今より下直なり。一枚張十六孔、二枚張二十二孔、四枚張八枚張も、一枚十六孔に價定まりてひさげり。然りしに、寛政八年の頃、鐵炮洲當横町に室崎屋と云ふが、今の如き手を盡くしたる畫様をなし、大凧仕立と唱へ、一枚張にて骨じ太たるを賣り弘めし事ありき。價は昔しに一倍して、一枚三十二孔なりしに、小兒の頃、此凧をあげざるを耻とせり。是余の居宅の遶りの凧屋に近き故なり。其後、京橋彌左衛門町と覺ゆ。和泉屋と云ふに、室崎屋と同じ凧を商へり。是今の如く、凧の奢侈になりし始なり。

三　たぼさし

今貴賤となく用ふるたぼさしと云ふ物は、寛政七八年の比、一橋殿御館の女中の召仕ふ婢女が工風にて厚紙にて手づからたぼの形に作り、墨もて塗り用ひしに、髪結よかりしとて、〔割註〕今とは少し異なる〔〕此部屋方にて婢女多く用ひしに、作り様粗なる故、損じやすきをいとひ、常に出入する小間物屋、神田明神下に住める兵藏と云ふ者に、かやうの物をとて、其たぼさしをあたへて作らせよとて、誂ひしより世に流行せしとぞ。右の兵藏は、予が許へも出入の者ゆゑ、此度か様の髪結に、便利なる物いできて、女中方多く用ひたまふは、いかにやとて、予が下女に見せしを、下女どもとゝのへ用ふと、予か父聞かれて、驕りの端なりとて不興し給ひき。後々に至りては、世上一統の用具となり、今猶盛なり。

京山按ずるに、寛政年間翁の随筆、賤のおだまき〔寫本〕といふ物に曰、延享の頃、女中のたぼさしと云ふ物、初めてはやりいでゝ、京より下りしを、母をはじめ召仕ふ女どもまで、めづらしがりてもてはやしぬ。鯨にて作りたる物なりとありて、圖をいだしたる傍註に、此物今すたれて、用ゆる者なしとあり。其後、小林蘭城翁、〔割註〕御庭木隠居〔〕鯨にて作りたるたぼさしのいと古きをもとめて、時代の考證を尋ねられしに、かのおだまきにのせたる圖と同じ物なり。形、圖の如く、總長六寸、左右の張出し四寸なり。おだまきにある延享の物に定むるよしは、此頃の女のたぼ先、かもめつとゝ名づけ、たぼのさ

かゝ程に至る程なり。右の圖のたぼさしの丈の長を以て、延享の物と定むべし。また巻に、此物今すたれて、誰知る人もなしとあれば、近來のたぼさしは、天野翁の説の如く、婢女の作り始めしは、古今の間合にて、いとめづらしき説なりかし。

四　町藝者

天明の頃は、世の中賑はしく、武家にても少し酒盛めく折は、町藝者とて酌取女を招くは、何れの家にもある事なり。されど此酌取女も質素の風ありて、髷結に紅絹の切を、よしの紙に包みて用ふる事はやり、地女等も是を學べり。今は田舎娘も髷結に縮緬を用ふるなり。天明年間町方の女ども、櫛笄といふ笄はやり、髪を束ねて櫛につらぬき、根元を文通の反古にて巻きし物なり。今は見る事なし。

五　雷除に赤もろこし蟲の藥　青酸漿

淺草觀世音毎年七月十日を四萬六千日とて、參詣群集なす。此事、昔はなかりしをと古老いへり。さて又此日、山内にて、赤き唐もろこしを雷除とて商ふ。俗子買はざるはなし。そも〳〵赤き唐もろこしは、昔物近き文化の始め、何國に生ぜしにや。其以前はなかりし物なり。本草家栗本瑞仙院に尋ねしかど、昔物には見えず。近來異生の物なりといへり。されば文化年中よりの品物なるべし。雷除なりとは何によるにや。芝愛宕山の四萬六千日は、毎年六月廿四日なり。此日、御夢想の蟲の藥なりとて、青酸漿を商ふ。用ひやうは、氣にて丸呑になすなり。參詣の諸人爭ひて是をかふ。此事の起りは、明和年中愛宕下の青松寺前なる倉橋内匠〔割註〕或は井上助之進の家來ともいふ。の中間、此四萬六千日の日、主人の庭掃除しける時、青酸漿のちいさきを取り來り、今日是を丸呑にすれば、大人は癪の根を切り、小兒は蟲の病をよくると、戲れに家中の者等をだましけるより起りし事と、其邊の老人いへり。かの赤唐もろこしも、此たぐひなるべし。

京山ひとゝせ、此四萬六千日に參詣したる時、社前にて此青酸漿を賣る物三人あり。諸人より立ちつ

どひ、こゝにて小兒に呑ますもあり。あるひは町人など、立ちながらいたゞきて呑むもありしに、其中に大諸侯の重臣と見えて、若黨兩人めし連れたる半老の武士、若黨に命じて青酸漿をもとめさせ、ほうづきを水に入れたる茶碗を、社に向ひていたゞき呑みしが、おのれ傍に立ちて見たるに、此人、主人の國政を擁けよと嗟歎したる事ありき。五雜組に、樹の皮に草鞋をうち掛けしが、つぎ／＼にうちかけ／＼して、終に草鞋天皇と祭りしと云ふ事見えたり。……、もろこし、青ほうづきを、和漢古今の雅事なり。

六　豪　氣

寛政年中、松平越中守殿執政ありて、御改革ありて、大間の門番一變したる頃、松平隱居少將一心齋殿御用番、越中守殿へ吉原町見物致し度段相伺、本格の供立にて、吉原大門の捉口にも不拘、二本道具を先に立て、廓中を靜々見物して歸られけり。此人は豁達才智、世にしられたる豪貴なり。されば其用ありてせられし事と見えたり。かゝる人、今は見えず。

京山曰、此事は其頃街談にも聞ゆ。しかのみならず此侍、日本橋に供揃りをまたせ、徒士よりあり立ち、日本橋高札の前に立ち、小者に刀を持たせ、高札讀み給ふ。供の大勢、路上に蹲居して時を待せり。使ひ之へ、しばらく往來止る。これおのれ目撃したる事なり。〔割註〕或曰、故ありて高輪淳士禪林と云ふ額ある東海寺に參詣したる時、此寺は備前侯の菩提所なる故、一心齋殿の筆なる異風を見しに、唐紙二字の草書、筆力飛動闊紙に溢れり。平日の氣象見るに足れり。

七　初　鰹

天明の頃、我宿の長屋渡邊松右衛門、石町の豪富林治左衛門が許に至り、〔割註〕今は此大家おとろへ、賤しきくらしとなり〕初鰹の振舞に逢ひし時、林が手代に價を尋ねければ、今日は安し、壹本貳兩貳分

なりと云ひしとて、立ち歸りて我が父へ語りたるを、我等傍にありて聞きし事ありき。弘人、鰹を好まれしゆゑ、出入の魚屋常に持ち參りしが、初鰹は高價なりしが、秋の古背に至りては、肥大なるも價二百孔に過ぎず。今は初鰹も貳兩三兩をなさず、古背も貳百孔の物なし。いかなる故やらん

八　風邪流行

不圖思ひ出づる儘、むかしをしのびて記すは、寛政三四年の頃にやありけん。江戸中風邪流行して病ざる家なし。市中商人の家など戸をさして、家内風邪に付相休申候と札を張りたる家、所々に見えたり。殿中伺候の面々、但立減少、長袴不着と云ふ令を出だす程なり。此比街歌に、そんれはおそろきお世話へと云ふ章句はやりし故、此風邪をお世話風といへり。其翌春、京傳作草ざうしの新板に、〔割註〕此頃は、上下一冊紙員十枚なり。おせはと云ふはやり女郎、深川にありて、客床に入れは團扇を以てあふぐ、客たちまち嚔元ぞつとして風をひき、熱にをかされ、様々の事をなす趣向なり。大に世に行はれ、予も幼年所持せり。是も六十年のむかしとなりぬ。此比の草ざうしは、其時世の事をあからさまに作りたる物あまたありき。寛政中の草雙紙に、天下一面鏡の梅鉢と外題したるは、時の執政越中守殿の紋梅鉢なるを當てたるなり。越中守殿を小野篁に見立て、さまざまの仁政ある趣向なり。かゝる事もありし故にや、其比、草ざうし開板町奉行にて、可改令ありしが、僅一年にして、町方名主に草ざうし改役と云ふ令ありて、猥に開板を許し給はず。今に然り。

九　十八大通

蜘蛛の糸卷に、十八大通の事あり。おもひ出だして記す。十八大通の中、我が識る人兩人あり。一人は本所三つ目に住せし七百石取の官士なり。富饒なりしが、大通の爲に散財し、且つ痼疾を得て家をも失へり。一人は近き邊りの築地に住し、四百石の官士なり。是も富饒なりしが、大通のために晩年は貧しく破れり。此人に一奇事あり。相學、易術もしらざりしが、死去の前年十月、日頃親しき輩なる許にいた

りて、我來七月七日に天命終はるべし。暇乞に來れり。馳走給はれと所々にいたりしに、いづれも戯言とはおもへど馳走はなしけり。扨翌年の夏に至り、我死期に近しとて、おもふまゝの遊をなし、家來にまで形見をあたへ、云ひしにたがはず。七年四日、只二日の病にて、行年五十八九にて死去せり。今は此人の孫の世なり。祖父大通に似ず大武邊者にて、御足高給はり、近々昇進もあるべき人物なり。大通二人、姓名はもらしぬ。

以上九條は、天野翁自記して贈られしを寫す。

十　天明中俳優

天明、寛政の比は、藝道に名人多かり。俳優にも市川團十郎、〔割註〕六代目、後に向島白猿、中村仲藏、松本幸四郎、大谷友右衛門、中村助五郎、澤村宗十郎、嵐三五郎、二代目市川八百藏、市川門之助、女形に瀬川菊之丞、〔割註〕仙女の盛、同富三郎、岩井半四郎、中村富十郎、同のしほ、小佐川常世、佐野川・松、山下金作、いづれも千金の役者なり。今に比すれは立者多かりき。尚委しくは初代の立川焉馬が作、歌舞時代記を見て知るべし。

十一　中車死亡

安永六年の秋、初代の市川八百藏、市村座にて、八百藏勘平、菊之丞おかるの役にて出勤中、病氣にて引き込み、〔補註〕代り瀬川雄二郎つとめたり、遂に此世を去りぬ。行年四十三歳、安永六年酉七月三日、戒名實鑑中車眞海淨土、寺は淺草觀藏院なり。此狂言中、團十郎寺岡平右衛門にて、おかるに逢ひ勘平の死を語る時、其中より勘平が戒名なりとて取出だし、八百藏が戒名をよみ、おかるとゝもになげき、見物に向ひ、をしい事を致しました。おなじみの中車儀〔割註〕八百藏俳名〕憚りながらいづれも樣へ、御宗旨の御回向頼ひますとの口上に、見物袖をぬらさぬはなかりしとぞ、かぶき年代記に見えたり。此作者焉馬は役者付なりし故、目前見たる事を記したるならん。此八百藏、其頃役者中の美男にて、婦女としてひゐ

きすぎるはなく、中車うせたる初七日、婦女の參詣多く、淺草近邊のしきみの花、賣切れしと、京山翁の物語りきゝぬ。墓前に中車が紋所をつけし銀のかんざし、參詣の婦女手向の心にて、地上にあまたさしおきしとぞ。又戒名一枚百疋づゝにて寺より與へしとぞ。近來婦女たちのひゐきありし役者のうせたるをかりしに、さる事のおろかなるふるまひありしを聞かず。僅に七十年ばかりの間に、世間の人情才智になりしをしるべし。されば小兒の遊にも、目かくし、鬼ごつこと云ふわざはさらなり。毬とつゝきなど云ふ事、今路上にてする童を見ず。元祿のむかしは、十五六の女子、竹馬に乘りて遊びしと、西鶴が草紙に見えたり。

十二　芝居三日替り

天明元丑年四月廿五日より、市村座戲場花萬代曾我、二番目江戶、京、大坂の事を三日替りの狂言に、初日〔割註〕お夏　菊之丞、淸十郎、門之助。〔道行比翼の菊蝶〕二日目〔割註〕おちよ　菊之丞、半兵衞、三津五郎。〔道行垣根の結綿〕〔割註〕おはん　菊之丞、長右衞門　幸四郎。〔道行瀨川の仇浪〕上るりいづれも富本豐前太夫。〔割註〕いつき太夫、おは太夫〕狂言作者櫻田治助なり。古今の大當り、秋まで興行せり。〔割註〕此頃、豐前太夫が紋は、いるの丸なり〕此時、京山十三歲にて、おはん長右衞門を見物したるに、おはん菊之丞今日にあり。長右衞門になりし幸四郎は、近年うせたる幸四郎が父なり。踊の手なかりし故、長右衞門が役をさせ、おはんが踊る間、只うで組みしておはんを殺す事の、いたましき心になげくさま見えて妙なりと、人々いへり。かゝる事今は見ず。戲場の盛なりしを知るべし。近來鶴屋南北の後、狂言作者に、櫻田治助がごときなる上手もなく、役者も亦然り。新作の狂言更になし。

十三　春駒の上るり

天明三年寅の霜月、顏見世に中村座にて豐前太夫上るり〔割註〕いつき太夫、としろ太夫〕にて、〔割註〕いとすゝきさしこ人萬寶花の內云ふ對の春駒〕卧月蘂の手取、八幡太郎義家澤村宗十郎、鎌倉權五郎景政

市川門之助は才蔵の姿、宗十郎は萬歳の太夫の姿にて、本舞臺せり出だし、見物紀の國屋、〔割註〕宗十郎家名〕瀧野屋〔割註〕門之助家名〕と興ある聲かまびすし。上るり、くどきありて、見物切幕の方に目をそゝぎ、大和屋、澤村屋と口々にほむ。半四郎宗任の妹うとふ、菊之丞うとふの妹やすかたなり。半四郎は丸顔にて太く、肉太がらなり。菊之丞は細面やさがたにて、生年も半四郎よりは歳下なり。姉妹のさま眞に迫れり。兩人とも振袖を紫手綱に、金糸にて櫻の花ちらし縫もやう、帯は繻子に黄ちりめん、紅うらのほゝかむり、手に鈴付の駒、手綱は紅白、手綱染切まくより半四郎出で、揚より菊之丞出づ。見物の聲街をなす。兩人義家と見に花道に止まる。豊前太夫妙音にて、櫻田が作にて、吉原の遊女名寄の春駒、兩人の所作奇々妙々いふべからず。半四郎は近年うせたる太夫といひたる半四郎が父、菊之丞は俳女といひしが若盛りの時なり。此時、京山十四歳にて、目撃したるをいふなり。此時の役者〔割註〕宗十郎、門之助、半四郎、菊之丞〕上るり、〔豊前太夫〕作者〔割註〕午(?)〕櫻田治助〕、らが影の後年に殘りしは源之助、菊五郎、多門といひし菊之丞、大太夫とよばれし杜若、富本太夫、鶴屋南北等、僅に影はかり殘りしに、それさへ今は一朝の露ときえて、戯場に人なし。あゝ又昔にも歎ずるには、おのれ此年八十二まで、眼の黒き故なり。扨右遊女名寄の文句にのりたるは、若紫〔玉屋〕、丁山〔丁子屋〕、雛鶴〔同〕、九重〔同〕、もろこし〔同〕、丁山〔同〕、なゝ里〔扇屋〕、若松〔同〕、瀧川〔同〕、濃紫〔玉屋〕、花紫〔同〕、誰が袖〔大文字屋〕、かほる〔同〕、花扇〔二代目〕、若菜〔わかなや〕、白露〔越前屋〕、くれなゐ〔同〕、すがたの〔松葉屋〕、粧路〔同〕、あげ巻〔同〕、瀬川〔同〕、通菊〔同〕、すが原〔同〕、江山〔同〕、ときは木〔同〕、かたらひ〔同〕、春日野〔同〕、以上廿七人、いづれも時の名妓、みせにつかず、仲の町をはりたる遊女どもなり。よし原も盛りなりしをしるべし。右の遊女とても、[illegible]顔みせたり、名よせに入れられたれば、作者櫻田治助へ禮有るべしとて、花扇〔時に十九歳〕が番頭新造花町、〔割註〕才ありしもの故、花扇つきだしの時より、主人宇右衛門墨河が目がねにて、花扇が

になし、此花町故に、花扇大にはやる。」しかぐ〳〵のよし、主にいひければ、此方のみにて、他を袖になされはいかゞなり、左町にはからはせよと、墨河がいふに隨ひ、左町はせ廻り、名の出し遊女共廿七人、一人三百疋づゝ櫻田へ賭る時、其禿ども、吉原の姿にて廿七人、左町おの〳〵やり手一人、若者付添、中村座二階座敷、七間つゞきにて、一日見物しけるに、さじき白金の花咲きたるが如し。其頃街談喧しかりき。天明の時勢を知るべし。櫻田ははからず廿金計りを得て、此上るり吉原はさらなり。世上にはやり、夜元蔦屋重三郎も、〔通油町〕大金を得たりと聞きぬ。さて又有名寄に入りし遊女ありし女郎屋、今殘るは玉屋山三郎のみなり。嗚呼變りたる事かな

十四　四の戸上るり

天明四年辰霜月、顔見世より、市村座名題かはり、桐長桐なり。此顔見世に、常磐津兼太夫上るりにて、積戀雪關扉小町、〔割註〕墨染櫻の生靈。〔菊之丞、四位少將門之助、關守關兵衛實は大伴黒主仲藏大當り、今も上るり殘り、芝居にて度々する事あり。作者櫻田治助なり。

十五　高尾の淨瑠璃

天正二寅の秋、狂言中村座伊達染仕形講釋、二番目上るり豐前太夫、土手の道哲關十郎、高尾幽魂菊之丞、上るりげだい新曲高尾懺悔、櫻田治助作なり。此時、初日以前に櫻田、家兒京傳翁のもとへ來り、此程、左明樓に居つゞけしたる時、此度、路考にさする高尾上るりの文句あらましをつゝれり。いまだ本書にあらねど見給へとて、懷中より小菊紙にあら〳〵と書きたるを、京傳見て、これ〳〵かあいてのたのしみは、さかてふの字の名を付けて、むり酒呑まぬ身とならば、すゑしもやげな是爲になり、とは何ゞ玉の如し。しかしなり酒呑まぬと云ふを、二日醉ひせぬとあらばいかゞあらんと云ひければ、櫻田、膝を打ちて然なり然なりとて、家兒が机上の筆をとりて、即座に補正せり。此時、京山傍に居て見たりき。是も此上るりを聞く度に、おもひ出だして、おかしをしのばぬ。櫻田治助は作高き人にて、此頃五十年餘に

見えたり。常に來りて家兒と親しかりしが、家兒は此頃、吉原の洒落本といふ物に妙作あまたありし故、高尾ざんげの上るりも、吉原の妓女が身の上の事ゆゑ、文句の相談ありしなるべし。かやうの事も記しおかば、身後好事の談柄にもならんかし。

十六　山王祭禮

享保以前、山王、神田明神の祭に、屋臺と唱へ、破風作り四本柱、總黒塗になし、此内に草花人形など、さま〴〵の飾物をなして擔ひありく。其費屋臺一つ三十五兩を限りしとぞ。物の價、今より安かりし故なるべし。此事享保六年御禁ありて絶えしに、卅年ばかり後、寶暦に至り、始めにかへり、附祭りと云ふ事も起り、昔飾り物、屋臺をどり屋臺と唱へ、正面に腰掛を置き、毛氈を掛け、女子二人三味線を彈き、歌を諷ひ、其姿は髷の正面に花かんざしの長きをさし、其をたよりとして、紫絹紅裏手拭やうの長を着たる後見あり。此屋臺の後に付けて、男あるひは女のはやし方、いづれも銀地の扇の上に、牡丹の花の作り物を付け、皆紅裏の絹の手拭やうの物を縫ひ付けて、かぶりありきながらわざをなす。是寶暦、明和、安永中三十年ばかりの間の風俗なり。天明中の末に至りて、今のそこぬけ屋臺とて、はやし方、是に入りてわざをなす事起りしなり。天明二三年の頃の事かと覺ゆ。松村町に附祭りありし時、踊り指南なる藤間おかん、踊屋臺にて、石橋の所作ありし時、歌は松永忠五郎〔割註〕狂言座立歌也此屋臺大評判なりしに〔割註〕是はしんばより出だしゝにや。其比、しんばの屋臺と云へり。しんばの樹に黒びろうどを一挑に切り抜き、下に紺縮緬を着たる者、多くありしを見たり。今はさる事なし。七圖集叢なり。

十七　祭禮萬度

天明前後の祭禮には、萬度と唱へて、七八寸の角柱の、たけ九尺なるを眞とし、上には横板ありて、是にさま〴〵の飾り物をなす。正面には、扇の形の額をうち、山王と大書し、町名を出だし、或は氏子中など書くもあり。是を手だめしに持ちありく。其力量にほこるを俠とす。此小なるを小萬度とて、子供

らに持たしむ。祭禮近なる夜中、角物に土俵を結付け、かりに萬度としたるを、かの俠客ども、萬度の稽古とて持ちありく。各町の手提燈おほかたは、裸體にて鉢卷、緋ちりめんのふんどし、見る者群集すなして隨ひありく。子供等も又是に倣ふ。天明中の風俗なり。扨天明五六年の比と覺ゆ。京橋弓町より藤細の大萬度出でゝ、町の木戸口に障りて、横になして通る程の物なり。此祭禮（山王なり）の時、警固の棒引、足輕と口論して、雙方入牢のものありしに、長州の足輕七八人、入牢の中にて、一人譜代の者ありて、三日牢扶持を喰はず。牢役尋ねければ、我は主君ありて、扶持に預る身なり。たとひ餓死するとも、他人の食は喰はずと云ひければ、長州の役人へつたへ聞きて、吟味中入牢の足輕どもの、三度の食を牢内に贈りしに、吟味つまりて、弓町の者三人遠島、其餘、一件の者御咎ありて、足輕どもは無事に濟みぬ。飯を喰はざりし足輕は、長州家中にて、三王五郎兵衛と異名せられ、祿もましけるとぞ。弘化三丙午年、件の一件より五十餘年經て、再び傳馬町より山王祭禮にはかならず出づる。神祖御手張の獅子と唱ふる持夫の者町鳶の者と、かの棒引と、口論打ち合ありて、雙方入牢ありしに、長州先例によりて入牢、足輕〔八人ときく。〕へ三度の食を給ひしとぞ〔割註吟味百日計りにして、木挽町の鳶の者、傳馬町にやとはれ、山口屋發頭人とて流罪、足輕どもは追放、內々長州へかへさる。〕長州侯より御頼にて、棒引警固相止む。山王へ獅子にて奉納あるとの風聞なり。〔同年正月廿五日記〕

書出すべき事あまたあれど、他の編作に筆せはしくして、うちおきぬ。ひまを見て書きつゞくべし。

蜘蛛の糸巻 終

後言序

近時文運之不レ振。世乏二其人一矣。其老師宿儒自居者。非二汲々射レ利之徒一。則必汔々賣レ名之輩。其所レ言。多牽強傅會。守レ株畫レ足。以爲二一家之見解一。甚多儲レ書。每レ有二一事一。輒左右抽掠。而傲然夸二辨博一。世亦多眩二惑其說一。而竦然欽慕焉。友人瞋二目於斯一。作レ書辨レ之。名以二後言一。蓋有レ所二後言一也。雖レ知下抉二剔瑕疵一。無上レ所レ容。而資二大方家之藥石一。而眩惑者之金篦也。讀二此書一。而取二其長一舍二其短一。以知二老師宿儒之爲二老師宿儒一。則其於二知人風鑑一。不レ無二小補一云爾。天保辛卯抄冬左日　得雷老漁序

橋牕茶話

芳洲先生橘窻茶話序

無爭乎、可矣。苟有言者必爭。爭者必有私。有私者必有門。有門而無爭氣。其言能敎誨人者。與有幾。今之講道也、以建己之言、加諸有爭之人。人之鬼蹟、已則使然、豈惟儒士哉。士大夫之處世也亦與類於是。古人有言。曰、有爭氣者、不可與辨。知言哉。芳洲雨森先生夙修濂洛之學、遂以儒術筆仕於對馬。進至原任用人身居於醫無閭南。以通異邦之志。壽踰八十。久要尚無有敗事。蓋學之博德之美。於修節潤色之乎何有。且其所襄贊盛明文物。有是以徵箕聖之遺風、則游觀閲覽之資所以備成大眼孔。即世指繩先生所不可企及。其在斯已。而猶蹈常而動。蹈而言、言蹈環琫、而運往無傷。發其今故。獲攄內外。常寛容於物。不壞人以自成。以彼參此、此則敎之所以傳而有益於人者也。退食之暇、與諸子弟論著者。皆錄成卷、自命曰橘窻茶話。其言曰。天無二道。理無二致。立敎有異。自修不一。是可以槩一編之趣旨也。釋與李莊、倘且視之猶同胞。況乃其他乎。如此則公平而無爭氣者。可謂敎之所存也已。又所以得能勝其任而無有敗事也。而今所傳

甞。臆窩譚稿。世恨無善本焉。書肆其請。余校閲之。曾是數門。茅塞不可弭。纔盡才子。背易技係。而後字業。於乎茶話之成已四十年矣。今乃與國字雜書併上梨棗。末路之難。未知之何。如索善本。俟河之清。昔歟頃此爲如。詩云行百里者。半於九十。其此之謂乎。余應請贅卷首云。

天明六年夏五月　浪華　竹　應　道　序

橘牕茶話 卷之上

對馬 芳洲雨森東伯陽甫著

浪華 篠應道安道校

余平素揭示書生曰。學者所以學爲人也。自以爲一生所得只有此一句。頃閱丘瓊山學的有云。此乃井侍講之語。朱子以爲至要。乃知。原出於古人。私心忻喜如獲至寶。吾十四五歲時。讀學的一過。經久而忘之。謬以爲出於自己也。可見奧妙之言。古人未嘗不說耳。或曰。學者所以學爲人也。此意人人知之。何得謂之奧妙。曰。是是。人人知之。而人人未必知耳。

宋王曾父嘗重字紙。明王華亦敬重字紙。兩家各有名子。人以爲。敬重字紙之報。王華有人匯事。不知出於何書。〔割註〕凡字之書於紙上者。謂之字紙。我人所謂反古也。又有以書詩之紙爲字紙者。素以書簡爲字兒。又以書詩之紙亦爲字兒。」

莊子所謂七十二鑽。人莫知其義。又以卜學爲象形。亦不曉其意。余到對馬始見其法。參之以五行之說。方知其故。可謂奇矣。相傳。神后征韓。留卜者十家於此地云。今僅存二家。其人乃畎畝之家、祖無書史。口口相傳。其詳不可得而知焉。南岳家所藏一冊。出於卜部兼魚。庶得古法。然不過四五張。可惜矣。兼魚官爲神祇大副。不知何時人也。〔割註〕莊子外物七十二鑽。

而無遣喪之一

或問二際不際一曰。莊子言二一切所レ有本生二於無一。際者有也　不際者無也　這無現有　謂二之不際之際一。這有本無　謂二之際之不際一。蓋聖賢之書、只將二善惡一存、則其理不レ差、老莊之書　只將二有無一存　則其意分明。「割註」知北遊際之不際。不際之際。」

惝鑿二字出二於莊子一。又楚辭二方鑿而圓內。鑿曹去聲。等孔也

曰惠子。曰孔子。勤レ志服レ知也。莊子曰。孔子謝レ之矣。而其未二嘗言一。莊子深得二夫子言言之意一。故曰、其卓見過二於惠子等一、豈不二萬倍一哉。

又曰、就二此一段一而觀レ之、莊子可レ謂能知二孔子一者矣。東坡云。於二天下篇一具言、抑亦未矣

曰、莊子於二天下篇一、列爲二五家一、實有二意在一焉。墨翟禽滑釐之爲同、宋鈃尹文之爲同、彭蒙田駢愼到之緣レ不レ得レ已。與レ己相類。而實有レ不レ同。故別叙二其說一、而加レ之以二關尹老聃一。則其所二尊尚一、蓋以二博大眞人一以貴レ之。但其建レ之以二常無有一、主レ之以二太一一。則似二乎有レ有二寄心一者。恐間二關尹之源一。故別立二一家一附、以二己見一爲二老子之所レ同一也。

養生主老聃死一章。分明把二老子一貶剝。深味二此章之意一、似レ言三我之所レ宗者比二老子一更高二焉。莊子之學本出二於老子一、而所レ言云云者。亦譏剝之意也

又曰、莊子稱二老子一爲二博大眞人一者、以二其所レ言虛無與レ己相合一故也。然老子以二常無有一爲レ宗、以二太一一爲レ主。此爲有二可レ指者一在焉。其言曰レ別有レ所レ聞而說レ之。則自成二一家一可レ知矣。況又有二一章一。有二我能無レ有矣而不レ能レ無レ無之說一乎。古今以二老莊一連言。竟與二孔孟著稱者一不レ同。

曰、莊子之貶二剝老子一、乃禪家之罵レ佛呵レ祖也。

性ノ個字。孔孟既沒、經漢歷唐千五百年、未有識之者。至宋濂洛、君子相繼輩出、然後披霧睹日。可謂命矣。在佛經則元自分明。所謂本如來藏者命也。圓成自性者本然之性也。緣起自性者氣質之性也。妄想自性者人欲之私也。以其異名。儒釋皆莫之覺。

曰、上天之載。無聲無臭。無聲者無形也。無臭者無體也。佛家謂之虛空、道家謂之自然、儒家謂之理。曰。然則三家同門乎。曰。立教有異。自修不一。五官四肢謂之形。湊而名之謂之體。

老聃者虛無之聖者也。釋迦者慈悲之聖者也。孔子者聖之聖者也。三聖人之言形而上也。不謀而同。蓋天唯一道理無二致故也。其言形而下也。則差矣。孔子後釋迦殆將四百年。以孔子之智詎知防風氏之骨肅愼氏之砮。豈不知西方有佛者之教乎。其所謂西方之强君子居之者、直指佛也。列子以佛爲西方之聖人。而未識其實也。文中子以佛爲西方之聖人。未必以孔子並稱也。

天惟一道理無二致。雖立教有異、故自修不一。釋子之法乾燥。儒門之教滋潤。彼以爲與其滋潤也、寧乾燥。此以爲與其乾燥也、寧滋潤。

或問儒釋之辨。曰。形而上者謂之道。釋老以爲教。所謂第一義佛法也。形而下者謂之器。吾儒以爲教。所謂第二義王法也。

聖賢千言萬論。無非存天理而遏人欲。大藏一部止是修菩提而祛煩惱。其他皆付皮帶紙耳。

眞人不以眼底漢。一天霹靂令人竦動。儒門却無這等語。曰儒門如何說。曰剛毅木訥近仁。

老子云、自與之爲取。國之寶因、善棊者云。棊法亦如此。

所有老子、則有老子事。有釋子、則有釋子事。既有矣、安得無。既實矣、安得空。聖人之所以爲聖人者、即有即實。今日之事也。

者耶。蓋東方言語異於齊國。若不明字義、則聖賢旨意深奧之所在焉、得而知之、是不得已也。

乃字有二義。一曰承上辭。一曰難辭。〔割註〕古語

不可爲巨之乎。爲諸何不爲盍。〔割註〕古語

料想　寧可　不合　只聽　竟　更　却還　了　着　呢　哩　不　啀　呀等類、不可枚數、猶國語

有帝一波。必也個個明白。方可成語。南京和尚曰。劉某昨來。講話一日、竟不知所説。是何事。

蓋劉某大狄鞮也。講出語句、無一字而非唐語。惟助語過語時。或失度。故唐人莫得而曉也。

不可以不謹。

曰詩中且字譯作騃阿。還字譯作摩駄。始尚且大。且字別是一義。

曰一個異之字。或善。或能有異。一箇世之乖留字。或使。或令。有異

仕是仕官之仕。居官食祿之謂。事者奉承之意。事君。事父。事主。事兄長。謂也。韓文上張

僕射書。上司稱爲主。亦因事。本于左傳。

見　ミル　視　心ヲトメテミル　觀　クリカヘシテミル　覽　ミワタス　覩　ヒヨツトミル

瞻　アフヌイテミル　瞰　ウツノイテミル　矚　氣ノツケテミル　瞧　ミツケク　誰一味留

字各異其義。凡字皆然。字學不可以不講。

開雲霧覩白日。〔割註〕晉書。又如景星鳳凰之見。先覩之爲快。〔割註〕韓文。覩字可知。

徵文應需。徵是徵發之徵。需是需索之需。並讀詞與求字太差

索筆。索器。〔割註〕淵客泣珠。索字可知

一片心猶言一座山一口氣也。片座口三字虛。

一事猶レ言二一件一。件即物也。見二于國語一。
歌曲名齣之義。見二于青藤山人路史一。乃建仁寺普光菴藏本也。
的底地三字。同用。但鄕音差耳。故陳選小學音義云。底音的。
糊塗音鶻突。見二于十八史略宋紀註一。鶻突或作二鶻濁一。見二于焦氏筆乘一。文公家禮註有二鶻突字一。
鶻突。鶻濁。糊塗。三言同意。鶻突者曖昧不レ明也。俗譯二津加字登依字一。蓦顢遂失二本義一。與二三平二
滿同一誤矣。
若爲猶レ言二如何一。唐詩中用レ之者多。正德年。李東郭見二日本人詩中有二此二字一。如レ有二疑訝一。余以爲。
或是我國人誤用耶。後見二通鑑一。宋明帝泰豫元年。殺二揚州刺史江安侯王景文一條下云。景文常以二盈滿一
爲レ憂。屢辭二位一。宋主不レ許。詔報曰。人居二貴要一。但問二心若爲一耳。夫有レ心於避レ禍。不レ若レ無二心於
任運一。存亡之要巨細一揆矣。
△古是字曾見。一士對二韓人一爭語云。人姓石。名丈。以二今字一做二僕我等一。字用可レ疑。
日如二多少大小異同緩急豈使傳携踈類一。皆帶言也。
合語一割註學面。註。僅可二。而有レ所レ未レ盡之辭。凡言レ僅者。如レ脫レ身。僅免二老病一。僅保レ類。可二
僅看一。
日相逢。相値。日向レ盃逢者人相逢也。値者當二其時一也。斯了。水滸傳武松事。斯字本出二于詩經一。非二
俗語一也。一割註。詩章門編草門有二棘一。斧以斯レ之二一
病起者自起也。起病者起レ人也。一割註二病中。惠曰二病起一。即自起也。疾病發作亦曰二病起一二一
拴同上。拴。性理大全五十七卷北註。拴音栓。字彙。拴揀平聲。木拴閂レ門閉レ門機也。愚按。拴元是搇字。

蓋久留指。或久和牟奴邊之鳥也。從木以公。與栓楾之栓不同。

套題太牢。報也。俗以爲勝字之義。見于訓蒙字會。朝鮮人所撰。

裛露掇其英。註裛箋衣香也。箋字。字彙韻會。並無明義。康熙字典云、置也、裝也。字彙曰裛。爲香裛衣。則訓爲裝者、蓋似近。或曰、康熙字典。拚字下云、拌也。漢書賈誼傳曰、因以拚。

箭拚之。字彙云、拚同。則以拌字爲訓亦得。

影移行子盃。香撲使臣衣。移是遷移之移、非映照也。上句云、春露枝頭弱、秋霜果定肥。葉後句從春枝上來。香撲句從秋果上來。

王戎條下、箭每摘運去。云々。孔明條下。先主遂詣亮。適詣同意。

唐書韓愈傳曰、歐陽詹左、作字用時事。可知是謂歐陽詹也。又有歐陽詹者、時[illegible]。

言採謀。友于兄弟。爲友于言兄弟也。此類甚多。

刀筆吏。刀筆同是一物。三才圖會書爲一物一枝。

詩周南註。豈當文王朝會征伐之時、妻思拘幽之日而作歟。太雅註、豈徒庚虎王之時、至是而備。

其城郭之守歟。此等豈字不可作當豈字看。上有豈字、下必有歟字。此又一例也。

轡者轡也。詩云、六轡如組是也。俗爲久津波讀。然晋時遷有轡章、以轡爲韁、未必然歟。

人或言、雉雉無聲。因致疑於呴而作詩。苑有青蠅篇曰有鷕雉鳴、又云者、[illegible]之。

則雖雉亦有鳴者歟。

駱賓王檄文有云、抔之土未乾、六尺之孤何在。上句用張釋之傳語。下句用論語。今昔作坏可見。

未燒陶瓦也、見于史記正林。

秦坑儒生。白起坑四十萬。項羽坑二十萬。凡坑云者。迫之於壑也。
刻畫無鹽唐突西施。唐突者揬觸也。見于世說。
封綿上山曰介山。封山之封。猶封門之封。禁人不伐山中草木。曰封山。封者加封也。譯語多
天爲誤。史略曰。環綿上田。封之號曰介山。與左傳不同。
傾國。傾城。傾字訓異作覆國覆城。解者有。又有註作傾覆國家之傾者矣。詩瞻卬所謂哲夫
成城哲婦傾城。分明作傾覆之傾解。如高都護總馬行走過掣電傾城知。當作傾國解。李太白清平
調詞。名花傾國兩相歡。又不可作傾覆字解。然此則本於李延年也。
庭階之處。俗言天井坂嶝之嶝。俗言海子瞳前要有處。俗言月臺。阿房宮賦註。有天井字解者。豈爲臆
說耶。又。拜時四休詩。蓋公子荊居室苟完之意。平滿者建除之名。二十者不求十分也。說者以爲醜
女之事。非是也。
主字有二義。一是主僕之主。一是主客之主。
詩載芟云。侯彊。侯以。註。彊民之有餘力而來助者也。能左右之曰以。太宰所謂。閒民轉移執度
者。皆今時傭力之人隨主人所左右者也。鄭氏曰。閒民謂無事業者轉移爲人執事也。由是觀之。
三代。亦有閒民之無事業者傭力以供朝夕。蓋理勢之必然者也。
稱呼有小兒。而無舍兒。蓋舍者家中之小房也。
日本所謂烟貝。當用霞字。用烟字亦可。如烟花烟波等類。皆係氣裊裊之狀也。霞者爲天利。一名
野武。非如貝也。常觀則誠有載田子浦赤人歌云々。由是觀之。當時之人亦知霞之爲保
天利。而不知何時而誤用霞字耶。

刻是刻漏。晝夜百刻。又豕之足跡曰刻。見于字書。蓋邊俗所謂犬之布多多計、曰當豕之布多多計。

京人解作蘭之節、別是一說。

哩囉來囉哩來哩來囉來囉哩來、還慰時。敲鑼擊鼓所唱之詞。曾在傳奇書内。見之日本人所唱底哩耶多囉哩多囉哩來。原出于唐也。

行宮又曰行廟。日本人所謂於多比也。多比者旅也。神靈行遊旅寓之所。故曰於多比。行遊者漢所謂遊衣冠也。

人心有所不可。于歲除之夜、靜聽人言、以卜休咎。謂之耳卜。亦謂之響卜。日本人所謂津留宇羅也。使人拍掌爲卜吉凶。亦曰響卜。又是一事。

高瀨川當言角倉渠。大坂新川當言瑞軒渠。凡自然而成者曰川、開鑿而通者曰渠。

以血滴血。見于五代史。龔釘越僂越息。出于俚諺。說話刊此達通一致。腹別曰邊津沙利。余創字云。蟄殺哩。俗語有兩句。云蟄多只怪巨坑小、肚蟹翻嫌褌帶長。

天下伎藝各有四等。一曰偏多。二曰功者。三曰上首。四曰冥盡。君子之於道亦然

北胡罵中國人爲漢。中國人罵北胡爲虜。

唐山十三省。南直隸。北直隸。或曰十五省。

日。會有一書云、海島中惟日本爲大。然不當中國一大省也。未知果然乎否。

宮刑者。割去勢。勢者睾丸也。非截男根也。馬曰騸馬。朝鮮所送養於官廐。比常馬稍大、不能交。騸音扇。俗名幾牟奴氣武廬。

女子幽閉者。因之於深室也。俗誤爲鎖閉陰戸之義。陰戸可鎖而閉之耶。

點無字、而不端莊。故哉。如懷素自叙帖、米芾天馬賦、猶如手簡不可學者也。
唐人得筆而後可。否則爲光悦矣。光悦者京師人也。學十七帖、至老不倦。漆黑字紙滿箱盈匣。
有人問學書者。輒出而示之曰、如此乃可以爲光悦矣。當時謂之光悦體。人之求書者塞街填門。今而視之。與右軍毫不相似、可見不知唐人筆法、則雖有十七帖、果無所用也。有姓堀者、善一名手之筆。得其手簡而學之。積歳盡日、竟無所成。惜乎。其不求法帖而學之也。
執筆非獨指也。在腕、在臂、在肩、在頭。其本則心也。嘗觀唐人寫字、執筆光景與我人相反。豎心背則譏乖。字様隨而有異、自然之勢也
學書者問曰、求唐筆而未得、如之何而可。曰、學御家體、稍有筆法、可爲他日學唐之地。我國現有數流、如御體者、別體皆可不學而能學。別體者、御體非可下筆即像、可見御體之高矣。
善文、善詩、我人無望於爲唐、言語差故也。至於能書者、不過是一手藝耳。而又有可望之理。然卑也。未嘗聞有其人者何耶
後世經可有一等、曰斬。〔割註〕身首分離、曰絞。〔割註〕全體而死、又有一等、凌遲處死即尚也。
凡有官者曰掛、其官一者曰掛、乃掛印之義。或曰、掛搭之意。寺規有掛單語、掛字同義、與掛冠之掛不同。凡書一張紙者、曰單。如食單、貨單、禮單、寫單、戲單是。
天下之書、是中必有非、非中必有是。無全是書。無全非書。人之於人也、先是彼之所是、非彼之所非、然後徐而是我之所是、非我之所非、爭論庶乎息矣。有爭氣者遠、非彼之所是而試顧之、是我之所非、而欲強之、終朝竟夕相爭相張。噫噫然不能歸於一、豈非惑乎
攝州有村翁、嘗夫人題文寸幀頭一軸、夫今將五百年、形管妙跡、尤爲難得。儼然幸在於州臣

之家。可不重寶而珍襲之乎。雪舟四時山水圖四幅。昔其在唐時所圖者。一幅在長崎。得之於唐舶。二幅在朝鮮。購之於韓人之手。今皆藏於官庫。可謂珠還合浦。劍合平津者矣。

中書格者。中書省奉勅并諸官府所用字體端正。姜立綱爲第一。其法略見于內閣字府。謝管典輩以傳。

中書字樣令人嘔噦。以其拘於法也。

顏筋柳骨。〔割註〕顏眞卿。柳公權。明人以顏眞卿爲惡札之祖。見于書文式。

或曰。寫字法。執筆正用。鋒尖。起重。行健。收停。左見備。方可以入唐矣。

或曰。以日本人運筆。學名人石刻。猶如鈍刀雕木。僅得其形。失其眞也遠。豈非徒勞乎。然知者鮮矣。

或曰。運筆一如漢人。而後石刻可得而學也。執筆有法。點畫。竪勾。挑拂。撇捺。然後可學矣。不在字形也。

或曰。石刻不可學也。必求漢人手筆。勤而學之。庶乎得矣。

或曰。一畫收筆處。須要看八分字方纔得。

或曰。一畫收筆處。墜落成疵不好。總有四病。一曰行筆者。〔割註〕右轉急手仰。佗亦不好。二曰收筆者。〔割註〕成疵。三曰八分字不識。〔割註〕小尖。四曰駿不開〔割註〕小者夾縫。大者夾[illegible]。僧張爲宜。」

夫法帖手簡並出於一人之筆。而手簡不可學。此乃人人所知。蓋法帖者循規蹈矩。手簡出手所成也。古今以右軍爲式者。豈非一頁十七。

年少攻學者。能如齊通之用力。則十年工夫可以爲域內之雄矣。蓋每日作詩一首。每月做文三篇。

讀書除四書五經外。一日讀半卷。積至十年。當得詩三千六百首。文三百六十篇。書一千八百卷。如是而學不成。讀者未之有也。今年少者名為攻學。而十年之內能幼此數者。千中豈得一人。然則虛過歲月。費無益之年工夫。與孟子所謂專心致志者殊矣。夫工人之於業也。頃刻有所休歇。則不能以養活家口。是故寅而作。酉而輟。不必釋手。疾病則強之。事故則避之。如右花請酒。昔韓不休。彼攻學者若能如此。則可謂實用工夫矣。〔劉註〕說苑卷三。建本篇曰。甯越中牟鄙人也。苦耕之勞。謂其友曰。何為而可以免此苦也。友曰。莫如學。學二十年則可以達矣。甯越曰。請十五歲。人將休。吾將不休。人將臥。吾不敢臥。十三歲學而周威公師之。夫走者之速也。不過二里止。步者之遲也。而百里不止。今甯越之材。而久不止。其為諸侯師。豈不宜哉。

宋伯姬女而不婦。而劉向收之於列女。左氏乃論理之言。劉向是讀懦之意。然左氏之言與其有也。甯紀〔劉註〕女婦二字須作少女老婦字看。伯姬時年六十有餘。〕

書開大學敖惰曰。敖惰未非好字。然此則不過是姑且失敬。姑且失嚴之意。須要參看。此章乾隆在甘上。凡吾居家事。尊長之於卑幼也。何嘗似接賓客。亦何嘗似對外人。自有敖惰之時。此家庭之間。必曰不可免。唯太過則辟矣。曲禮云。敖不可長。敖字同意。若解作矜己慢物而已。則何必待長。予嘗見蔡虛齋不敬曰。惰慢以為己心。將得死乎。另是一意。

吾友陶由莊在商門。司馬獨人也。為郡太守。政有異績。嘗謂人曰。聞人譽己則無益。聞人詆己則有益。可謂不愧于堂矣。

吾友大田正淳。京師人也。吾謂書不讀則已。讀則自始至終。不遺一字。以之作宜。上。而實夫。相

其何速哉。

長崎人唐話。如大凡曰差不多。難得曰斷得。險危曰干係。不妨曰不打緊。皆失本義。不可不審。

余不自揣分。敢作擬賀征夷大將軍拜除詩一首曰。鳳綸朝下漢西京。套錦煌煌照武營。旄鉞森嚴驃騎府。金湯日繞霸家城。八千東歲傳鴻業。六十餘州歌太平。大寶應勤寧有極。蒲田萬古磐丹誠。韓子有尊王賤霸之說。我人不知文義。遂謂霸是可諱之號。最爲可笑。夫覺曾貴天子。其次曰公侯伯子男。皆有土地人民。而傳世者也。王室無人。國步艱難。當斯之時。有人爲倚適行義。而有富强之國者。天下推之尊爲盟主。名之曰霸。上以維持王室。下以定億兆。下天子一等。其尊豈有外乎此。乃出于時勢之自然。而不得已者也。三王以仁義。五霸以詐力。昔韓子有尊王賤霸之說。其所賤者。在詐力而不在霸號。昔桓文人稱之。以霸而不知。項羽以霸王自稱。而爲貴。向使左霸以仁義自居。則與文王之爲西伯。同揆而不。誰見其德之□。何可賤之有乎。由是觀之。以霸爲可諱之號者。可謂謬矣。

惺窩先生以來。稱東藩爲柳營。呼將軍爲大樹。名實明稱。可謂遠字僞矣。余二十歲時在東。世人知讀唐詩選。爭以詞藻宏麗爲貴。動用丹鳳城南頂閣等語。以爲東藩事。南林云隣亦莫之能禁。蓋人之無知有如此者。俗人猶可恕。以昌昌讀書傳家門之。不知乙犯。作歳之義。其罪歸於名教也大矣。哀哉。

洪崖和尚語余曰。神代有四十七字。載於先代舊事記。但錄。以後世所用片字。不知神代如何書。寫起句十字。分明自一至十之名。以下三十七字不可辨認。至應命輔爲。以爲萬代保之主

知利奴留遠。空海所作和加與太禮云々。合四十七字也。

或人問。賞罰無章。何以沮勸。曰賞罰者。其猶言行乎。天下之人莫不言也。莫不行也。然言而不中行而無善非言行也。今夫天下之從政者。無華夷。無大小。端委趨朝。夙夜而匪退。無非賞罰之事也。然賞或失濫。罰或失潜。何是以沮勸乎。國之不治。正在此。此之謂無章。章者明也。輕重大小。巨細疎密。釐然如綺穀之交整而不亂也。此之謂有章。古曰。無賞罰則雖堯舜不能治天下也。又曰賞罰者。政之樞轄也。有味哉。其言之也。

朝鮮來聘稱通信使。通信者。傳通訊問也。或爲通國之通者誤。通國字出於孟子。

信聘時。有問詩稱一首二首何義者。學士無明答。詩小雅瓠葉篇有云。有兎斯首。傳云。有兎斯首一兎也。猶數魚以尾也。由是視之。其義自明矣。

天和年成學士云。朝鮮只有平側人。韓上去混爲一聲。故歸作歌曲。終之亂合韻。爾問諸別人云。朝鮮固有四聲。未知孰是。我東人不識四聲。妄爲歌曲。直所謂小兒强作解事也。

行道一字韓人皆以爲味知於安留久。知此方不生本旨。安得施於域内而其之寧。言行之行。韓人譯爲行貴。乃字言也。施行之行。譯爲於古那布。或爲施行之字言也。

之字。韓人以爲助語。無譯。

或問。匆匆不暇草書。曰草書之所以爲難者。以不失其眞也。

我小孩兒。讀要先以片字。無識者。以爲禁忌。太不可。蓋猶以用筆。則永字八法不勞曰未矣。只與我東人不知筆法耳。

明人云。寫百字不如寫一大字。此語佳好。

小學有書札二字。即寫字也。或以爲書簡者非。

我東人欲學唐話。除小說無下手處。然小說還是筆頭話。不如傳奇直截平話。只恨雜在褻語不可把玩。又且不免竟隔重靴。總不如親近唐人耳提面命之爲切矣。若以我東人爲師。則北轅適越。不獨字音已也。

通詞家咸曰。唐音難習。教之當以七八歲爲始。殊不知。七八歲則晩矣。非從襁褓中則莫之能也。我東有單音而無合音。單音何。曰アイウエヲ是也。碎音也。合音者何。曰アンインウンエンヲンアウイウウ丶エ丶オ丶アツイツウツエツヲツ是也。全音也。我東孩兒之於單音也。總慣聽熟於襁褓不言之中。一二歲以上智慧漸開。結而成語。其勢然也。今以不便之合音。遽教唐話於七八歲時。唯見其難耳。然則爲之如何。曰一二歲以上戯要引鬪之際。漸次教以合音。使之吻較古滑有如天成。以爲五六歲上學話之地。則庶幾易易耳。

或曰。學唐話須讀小說可乎。曰可也。然筆頭者文字。口頭者說話。依平家物語。以成話人背聽乎。

水戸淺香覺兵衞。紀州高瀨善仆。二人俱通唐音。覺則能讀而不習唐話。高則能講而不能讀書。正孟子所謂不爲也。非不能也者。蓋用心與否之別也。

岡島援之只有肉蒲團一本。朝夕念誦。不頃刻撤。他一生唐話從一本肉蒲團中來。酒泉竟太夫委上。只有一本蘇文選。手不暫釋。讀得熟爛。後大有文名。仕水戸侯爲彰考館總裁。可見讀書在精不在多。老拙自少貪多。務得經史子集。非不涉獵。所讀小說亦不下四五十部。年將八十。自視欿若。眞古人所謂非不楞然大。終無所用也。請一位勿爲泛愛。

或問。吾子喜爲唐音如何。曰。用著一生力。只學得箇乾音耳。

詩貴新奇。然有意於新奇。則不獨新奇不可得。却失風人之旨。而詩不可得而詩矣。杜甫所謂語不驚人、死不休、未必有意於新奇。天真發越。自有驚人之句。從肺腑中流出。故云爾。古人多記古詩。才如李杜。皆云。取材六朝。未必斬新造語。如杜詩伐木丁丁山更幽。自王籍鳥鳴山更幽轉換出來。如王荊公一鳥不鳴山更幽。又自王籍詩中變化出來。皆有自然之趣。令人吟誦不已。何必如今人所爲古文辭。而後爲詩。大凡事尙自然者非獨詩也。

曰。汝曹讀唐詩選。有未嘗用過熟字。必要自己用得。念念不忘文理自然富麗。求險怪爲病。豈非道在邇乎。

作詩如做手簡兒。一般略言之。有始中終三等。細言之一二三四五六各有次序。但據事直書。平平鋪將去。謂之手簡。借著風雲雪月山河草木來形容。錯綜成章。語言不多、意思有餘。又清雅又響亮謂之詩。手簡如假走。纔得容易。詩如錦繡。最要纖麗。我人作詩。非獨學力不到。原來描口鈍腮。無此許多伎倆。

凡天下事有其然豈其然者。譬如人言某處風俗如此形勢如此物産如此。一旦躬造而覩之。未必如其所言。狀山之高。則曰上干雲霄。狀河之深。則下徹三泉。豈皆干霄而徹泉乎。唐虞之民比屋可封。桀紂之民比屋可誅。亦就其多者而言之耳。故孟子曰。盡信書。則不如無書。必須深心以理方得

論說賢良方正孝廉諸科。以擧天下之士。賢良者有德。有才大。而可以執政。小。而可以宣化。方正者正直自立者。可以爲尊長。孝廉者行誼淳良。能得州里之譽。我東人不識字義。或求之太

深。或求之太深。故不適於用。蓋未之深思耳。

或問、六藝或註爲六經、或註爲禮樂射御書數、有異耶。曰、一也。言其事、曰禮樂射御書數。言其書、曰六經。禮樂屬文、射御屬武。書數通文武。皆治人者之要務。七十二人身通六藝者、不特讀其書、通其事、併通之爾。論語云、行有餘力、則以學文。又云、游於藝。書云、周公多材多藝。無往而非一。後世不求學於實、而徒探理於虛。故書藝分爲二途。讀其書者謂之學士、習其藝者謂之行人。治之務於是乎缺。非古學也。

或問、知射御書數、古有其書耶。曰、何曾無書。然大抵口授身教、而使省力。縱有書、思豈必知後世之弄曲藝畫蟲技巧、目之爲。禮樂亦然。

或問擇交。曰、不必擇也。操守堅固、則不必擇而自正。

曰、子之於父母、臣之於君上、猶僕妾之事主。故曰、善事父母謂之孝、善事君上謂之忠。事者言爲其所使也。凡人只知事君上、而不知事父母。蓋臣之不肯所使者、即時罷職棄祿。其勢不得不所使也。父母則不然。故欲事則事之、不欲事則不事。是之謂偷孝。然則其事在也。爲利也、非爲忠也。

夫蠶之爲蟲、吐之結繭、與夫蜘蛛之結網、哀哉之置乎元。非人所能。惟人則能收而用之、所以爲蟲也。君之於臣也亦然。皆賢所爲。則主不能。惟君則知而擧之。仕而用之、所以爲明也。苟欲事事必自爲、則非明君也。

君臣上下、尊卑大小、各守其分而已、無侵瀆之患、則天下治矣。

人有四等。曰士農工商。士以上勞心。農以下勞力。勞心者在上、勞力者在下。勞心者心處大

面居士農工賈、以下勞力自食而已。顛倒則天下小者不平。大者亂矣。位一分高、則心一分勞。彼倭海安佚者、不知在位之道也。在朝者有意於廢居、則士而商賈也。在坊者有喜於弓馬、則商賈而士也。此之謂顛倒。儒家而好立奇邁之論、僭上而致爲華麗之飾、此而可忍、孰不可忍也。勤勤於小能者、或必慢慢於大德。拳拳乎大能者、時或簡簡乎小德。子夏之言。蓋有所爲而發也。可謂曲通人情、然未信救弊之說、亦不可廢也

明刑罰、教、固有常法。此乃公於天下之所立。故曰天討有罪。五刑五用。亦曰天工人其代之。蓋天意非人爲也。彼迂儒不知者。見其用於君上、以爲其自家之和物。可以隨意而更換之。不亦謬乎。吾世之法、固有出於君上之好、而非公於天下者私意也、非法也。未有不亂者。

於乎伊[illegible]侯曰、義氣不可無、偏私不可爲。曰、抑強扶弱爲心、路見不平、拔刀相助者。義俠之風也。雖非中道、志士取焉。近世所謂俠士者。非撞禍、則惹禍、不足取矣。

或問法曰、據理辭、可以經久、可以通行、而後法立焉。否則反之。

鄉人有問之者。曰。吾將近八十、讀書不倦。是不自知其愚之竟不能成也。可謂愚矣。曰。活一日讀一日、務欲上前。乃吾黨之志也。學之莫能成也。吾知之久矣。

曰。余甚愛讀書。有如性命。少時孤身立之於衣食、日夜奔忙。竟無佔畢之暇、當念銘於王侯之家、奉公暇讀書、何快如之。雖在當遠邊僻之邦。亦所不辭。既而策仕木州、衣食稍足。左圖右史、手不釋卷、宿願於是乎償矣。又得往遊異邦、親覽風俗。一切書義禮節、固有忽然省悟、有非則書人所能。然則埋沒遐落。終老海國、非不幸也。況於主恩隆重、闔家安堵者乎。

一日誡諸生曰。老身叨據函丈之尊。動輙恣爲責讓。曰。賢等不敏、此非自敏老身而獨不敏賢等也。老身於賢契、同不敏中進行。但讀書日久。坐位較革耳。所謂聽敏者。必至程朱韓蘇乃極。然程朱韓蘇未嘗不以不敏自嘆也。筆而上之。聖人亦未嘗無不敏之嘆也。故曰。士希賢。賢希聖。聖希天。蓋義理無窮故也。賢等於不敏言。莫自怠。莫自沮。而亦莫自滿也。徂徠教人以盛氣。此一術也。然不知者激勵未至。遽自許與。故不能如徂徠之精細。此亦不可不思也。一義之上又有一義。同是理也。理於此而不理於彼。因事隨時不可偏執。猶如吾心之變化不測。此之謂義理無窮。

或問。學者何書當讀。曰。子欲爲掌故文學耶、四書。五經。小學。近思錄。左國史漢。唐宋十杜詩集。韓蘇文集。其他蒙求、古言故事。事類。摘錄。成語考。平生把玩如此足矣。如干同王守家集讀也可。不讀也可。又從而言曰。不知不讀。其意僅或以一見無毛爲未足也。必欲以虞真人耶。只看論語。便終身有餘。廣求有德君子、患心致志。何必勞勞然惟古紙之爲簣乎。中庸所謂博學審問。愼思明辨。乃程朱所謂窮理之事、學道之要。除此別無他法。而篤行在焉。其中博字人莫錯認。至於篤字、則泛然看過。蓋博者非博雜之謂也。學者以專門爲務。不特漢代。嵌後世說杜能通九經者。謂之博學。然此乃記誦之學。若夫真學經書、則九經畢世讀而味、深得其趣爲事。不必章章句句瑣然背誦。如某子家。亦有何妨哉。其他如稗官小說之書。無暇及此。有何不可。彼其讀怪僻之書、誇宏博之名者。非真學者也。篤字爲篤固也。篤亦厚也。物厚者守固也。禮記儒行篤行而不倦。註猶純也。純壹之行。然則篤字有厚固純粹之意。今語曰。君子不重則不威。學則不固。非直爲篤行之說。然篤行之意彷彿可知矣。

所謂窮理者。就綱常上窮之也。有大學八條目自明矣。朱子言一草一木者。併舉言者而爲言也。蓋盡其極功、則不得不爾。非謂責學者使之。捨急而趨緩。汲汲然求之也。孟子曰。仁之實事親是也。義之實從兄是也。智之實知斯二者弗去是也。禮之實節文斯二者是也。樂之實樂斯二者。樂則生矣。云々。朱子大學序文云。其高過於大學而無實。此實字當將孟子所謂實字作解。非指方便言也。此而詞章指科學之學而言也。其所以爲無用者。薛文淸公讀書錄中言之詳矣。或者見讀序文、以爲詩文非儒者事。竟不想到風雅列於五經。大儒程朱之輩作詩嘗文。何曾斥爲禁忌。可謂癡人說夢矣。然非謂玩物喪志亦無不可也。

聖人不言處變之術。處變之術。惟可與權者。臨時自知。非所以預教人也。故不得已而言之。則道其常而已矣。若瞽瞍殺人、孟子所答明白。然使瞽瞍果有此事、舜與皐陶所處、未必如此。是亦道其常而已。況周禮有八議之說乎。蓋有斯心、而後其處之也、必當所謂斯心者何。其臣不以天子枉法。其君不以富貴易親是也。孟子又言完廩浚井事。不言其事有無。唯言聖人友愛之切至。蓋亦大賢之語也。

明儒以爲、宋儒迂闊。故有假道學頭巾氣之誚。夫三代以降。經學經濟岐爲兩途。蓋專主理學而不知處事用權之道。則或未免乎用胥於陳。故一旦臨乎經濟、則或有納鑿之病焉。然宋朝諸賢自甘迂闊、卓爲一世之教主。其旨深矣。明儒之於學也。動或雜用申韓老莊之言。駸駸乎將流於覇術。自知此而不已。則聖人之道不幾於熄乎。故宋儒之學如迂如腐者。實聖人之意。而明儒之以爲不迂不腐者。乃覇術之說。非聖人意也。如薛文淸公者。粹然一出於正。可謂賢矣。

宋儒之學。明人目レ之爲二迂腐一。固有下似二於迂腐一者上。蓋弗レ思之甚也。彼其迂腐、宋儒者使三之見二於孔子一、亦必以二迂腐一目レ之矣。齊景公欲レ封二孔子一、晏嬰不レ可。季康子欲レ召二孔子一、其臣止レ之。叔孫武叔毀二之於朝一、皆以二迂腐一見レ之。而如二子路一者、以二十哲之一人一、直以爲レ有二是哉子之迂一也。故余嘗言曰。明儒大抵可二與言一異端一。不レ可二與言一聖學一。

洙泗之後、唯閩洛之學、可三以垂二於不朽一。本末巨細、靡レ不二悉備一。諸家紛紛之說、如二陸象山之言悟、陳同甫之事功、王陽明之良知上。皆在二其範圍之中一。彼其務爲二一偏之說一者、卒然見レ之、非レ不二眩曜一、究竟未二聖人一也、遠矣。

天下之至理。有二奧而深奇而妙者一、能知能行二於一一。一蟲之上者。凡人亦可二以與一焉。如二庖丁之刄、車扁之輪一是也。若能施二之於心身家國之間一、雖二聖人一能レ之。以二顏回之賢一、猶不レ免二乎間之差一。子貢以下知レ之。亦不レ能。何況行レ之乎。故曰、回也非二汝所一レ及也。蓋聖人之道以二彝倫一爲レ重。故絕高至妙、而常人之所レ不レ能レ與者、聖而已之、而弟子以爲レ隱也。非レ隱也。言レ之無レ益而有レ損也。至二於釋老之徒一、嶄新乎、言レ之不レ已、以二彝倫一爲二忘想一故也。

夫至理之所レ在見識明、而本心正、則天下無二可レ廢之學一。亦無二可レ退之術一。雖二百何雜書醫術一、皆可以爲二正修治平之資一。今夫荒毒斑猫殺レ人之物也。醫官猶收二之於藥籠一、待二其要而用一レ之、固是也。然收而藏レ之、亦未二必非一也。或曰、如二子之所一レ言、似乎不レ置二己見於胸中一者。孟子曰、能言而闢二楊墨一者、聖人之徒也。韓子曰、不レ塞不レ流、不レ止不レ行。孟之與レ韓、猶未レ畢耶。曰、何爲乎。其然者、時一時也。此一時也、然斯道也、以二孔孟一爲レ標。程朱爲レ準。慎レ獨自省。無レ愧二於天地鬼神一、而後可二由而行一矣。

豈常易也耶

天下有二，曰才，曰德。尚德者似乎迂腐，尚才者似乎聰敏。尚德者君子之歸也，尚才者小人之濟也。

張南軒就腰上起草立成。吾聞，直指月潭亦然。〔割註〕張南軒事見于朱子語類。

包拯為龍圖閣學士，後為御史，人呼閻羅包老。唐寅字伯虎。明朝才子。一生流落。僅得解元及第。故稱唐解元。〔割註〕可考解元會元狀元是為三元。及第狀元曰殿元，次曰榜頭。

曰，陽貨不臣也。而孔子往拜之，時勢所然。聖人亦有不免者。但不失其正爾。

漢高公言分我一杯者。非不忍也，不得已也。而合張良隱諭項伯。殺項羽肆暴之心謀也。宋君臣屬諸所言之使者，似孝非孝也。乃所以促存國之內也。

曰，夫君子之在於世也，各隨其所好。伯夷好清者也，柳下惠好和者也，孔子則不然。

許魯齋不言，僅使之聽其一辯也。然其人可知。李斯焚書。坑儒之說。原出於荀卿，讀荀子可以見矣。荀卿法於後王之意。不及張釋之遠矣。

讀宿學於文中子。太疏闊切。可謂青出於藍矣。古人雖有可學者。有不可學者。揣分察勢。乃無詩亂之患。張良者豪傑之士，所以有借箸之籌也。否則不幾於俗言所謂渾底穢急者乎。

曰，古人云，心貴乎用，豈有方圓並出。東西兩到之理哉。多岐亡羊。慎之慎之。

中庸之言簡便，四方之言曇明。

若同子曰尺，荀曰君子。

取法於上，僅得其中，取法於中，安得不下。〔割註〕古語。欲求生富貴，須下死工夫。〔割註〕

常言。」
曲突徙薪無恩澤、焦頭爛額作上客耶。〔割註〕前漢霍光傳。」
通鑑云、魚遊沸鼎之中、燕巣飛幕之上。魚遊沸鼎、本于後漢書。燕巣幕上、本于左傳。〔割註〕
後漢虞詡傳。」
厲之人夜半生子。惟恐其似己也與。夫行步顧影者、何相去之遠也。
凡人五行之合成心。猶油鹽醬醋之和成味也。
太史公曰、言雖小可以論大。
楊誠齋云。無事好看韻書、見于鶴林玉露。
曰。小日者以大日為無日。小智者以大智為無智。夫蟭螟之所視。人莫得而見、雖離婁以為
人無日也、智之於人也亦然。
曰、拙者之於巧也、惟見其艱之大。巧者則不然。譬如鵾鵬之沖天、扶搖九萬里、豈惟尺鷃蜉蝣
見其久且遠、而鵾鵬不自覺也。人之於學也亦然。
曰。天下之事、皆有直捷之道。彼未經練達者、徒事迂濶、曠日持久、及至老邁、方始開悟、已
不及矣、可恨。
曰。柳宗元云、樂之來由人情出者也。聖人飾乎樂、其始非聖人作也。吾亦嘗言之矣。聖人欲觀乎
二東之俗。乃知樂之移風易俗、果信而不謬矣。
曰。魯公云。大小之獄、必以情斷之。曹劌曰、可以一戰。柳宗元非之、而吾輒謂非之同矣、豈矜
爾。

曰。里革直矣。僕人亦以爲レ宜。故其吏而不レ拒。僕人亦賢矣哉。請將不レ如二激將一。里革蓋用レ之也。

曰。仲孫它之妻衣。不レ過二七升一。宗亡也安。知下其不レ受二命於父一而爲上レ之。遽疑二其侈僭專一乎已耶。

可レ謂レ粗矣。

荀子曰。有二爭氣一者不レ可二與辨一。

或問レ事曰。無レ大無レ小。同是一理。

曰。天下伎藝無レ大無レ小。各分二三等一。上等者竟是難レ得。下等者比比皆是。今之有レ名者。大約中等也。中等亦分二三等一。得二中之下一者自誇。以爲レ能。得二中之中一者。自稱二當今第一一。彼其能脱二下等一固幸。然夫上等二由遠矣。噫。

曰。所謂聖人者。即英雄之極也。遇下於可二與有一爲之君上。則天下可レ運二諸掌一。若下有二英雄一。上非二其人一則不レ能也。英雄而不レ遇二其主一。悲哉。

曰。知二其所一レ及。知二其所一レ不レ及。庶乎無下陵レ節之失一而有中自修之功上也。異端高妙之說。固非二衆人之所一レ能二與知一也。故聖人不レ言。非三絕不レ言也。罕言而已矣。

或問二文一曰。內則文黨。外則母黨。至二於無服遠宗一。畢皆在二其內一矣。

其父從レ人。執仇其子一。曾將レ行。卻二但生於異端一。不レ肯二少借意一。蓋如レ此。

或曰。悟道難二一決一。予仰天大笑曰。悟道乎。悟道乎。何難乎哉。千典萬論一。聽即知。唯有下未二曾說出二底話一。者費二工夫一。這也瞞不レ得二聰明人一。說出底話即是說不レ出底話。說不レ出底話即是說出底話。

或問。忠臣義士。貞女烈婦事。非二中行一者十有二八九一。古人勤勤。撰述欲レ傳二後世一。其故何也。曰。靈菌異草不レ可下以二當世一爲中常產上。然。珍禽異獸。以爲二聖世之瑞一者。以二其天地之正氣一也。中不レ中何假二比較一。

孝子家産之。因何有此祥瑞。曰。一家和則一家之氣正。一國和則一國之氣正。區内和則區内之氣正。家國區内同在天地之中。而有分別者何。曰。鄉各殊音。家自異風。造化之妙非人所能知也。

凡事在于老成練達焉耳矣。

信手而著。望而知其拙也。

讀大學立入德之門。讀論語孟子觸類旁通曉天下之故。讀中庸誠透根柢知道之大原出於天。只此四書約矣

天下妙理不論巨細。各有極到處。字到王羲之極。詩到盛唐極。文章到韓歐極。學問到四書極。演説到程朱極。吾知歷萬世莫之能變也。但不知醫道當以何者爲極。書籍紛綸有如聚訟。至於明季雜以異端之説。倚側無據。遂令精者無回春之望。往往死於非命。可嘆。

或問。制其死命。曰其死其活。命數長短我制而定之。乃強主之事也。

曰。若欲深知事理。必須要言語風俗識唐認韓。然後無所窒滯。非徒讀書而可得也。但東者非先其具而求成者也。故議理也。不及人者多矣。

專于主數者。不得不精。壽夭自有毫分縷析以爲人業趨避之地。其他莫如棄流安命通融爲心。亦處世之一樂也。長澤純菴嘗語余曰。予乃玩世肆志之士也。可謂眞中實言矣

將聖賢的言語。看做教人的話。消消替替。看做自家的話。要角繭毛逐箇精推精確見。一般。皆如乙那中們只知醫人。不知自醫。那不知自醫的醫人也不大好了。

曰。如億萬斯年。以爲頌壽之詞。著於文字。無所不可。而以爲實則非也。比屋可封。以爲頌

美之辭。責於言語。無所不可。而爲實則非也。孟子曰。盡信書不如無書。自斯道之不明也。世之儒者。或盡信而流于腐。或不盡信而失于肆。不獨此也。悲夫。曰。何以救其病。曰。正心以明理。

漢唐士大夫賤斥宦官太甚。以列南北衙左相傾軋。有如水火。國家隨而滅亡。此乃不知不惡而嚴之道。異于孔子之意矣。惡者賤斥侮慢之也。嚴者以規矩自律而已。非怒言盛氣勢之謂也。

或問。巡檢是箇卑職。巴不得有事。曰。請功討賞。索詐銀兩。悉從誣中出。故巴不得有事。蓋巴不得有事者。猶言恨不得挿翅。言巴巴乎不得有事也。

宋末有一妄人。依倣杜詩。捏造故事。托名曰蘇東坡註。朱文公論之。其詳見于事文類聚。〔割註〕別集十一至何得升落帯。亦能爲言。今千家註中目蘇曰者是也。近觀成語考。亦有以蘇註所載舉爲一事者。其誤人也多矣。謂之僞蘇註。

曰。陳同甫論莊子云。天下不可無此人。亦不可無此書。得矣。然則程子以淫聲美色爲喩。不可乎。曰。明教以誘人不得不爾。

老子之言未可非也。釋子之言亦未可非也。所以爲異端者。事業差耳。故程子曰。即就迹上斷便了。

老釋之徒。我道也。立教有異。自修不一。余嘗言。三聖一致。而未敢言三教一法也。然爲斯言也。自知其爲滑圍之罪人也。

有有也者有。無也者有無。無也者。釋老之說盡於此矣。

或問。佛書難看。曰。予之於經也。猶如坐轎而行于東海道中。平坦明白不覺艱險。彼其台家之

乾ニ老苗ヲ。華宗之災スルニ枯梨ニ。一筆勾レ之故ナリ。

日。佛者在ニ世界内ニ。別開ニ一世界ヲ。命レ人曰ニ快樂之國ト。其俗无ニ君臣ニ。无ニ父子ニ。无ニ夫婦ニ。無レ士。無レ農。無レ工。無レ商。食則米穀蔬菜。不レ御ニ葷肉ヲ。不レ飲レ酒。衣則壞帛。髡シテ其頭ヲ。適方其袍。凡衣食之需。宮室之制。咸仰ギ給於十方ニ。以ニ看經念佛ヲ爲レ業ト。以ニ明心見性ヲ爲レ志ト。清淨默齋優游門逕ニ。以其散處ルノ四方ニ。人不レ知ニ其爲ニ一國ト也。

橘牕茶話　卷之中

或問。佛法實ニ助ニ政教一、曰、文王之治レ政也、先恤ニ鰥寡孤獨之民一。佛子與ニ其弟子一立ニ萬世衣食之法一。雖レ非レ公ニ于天下一。然其所レ謂實ニ助ニ政教一者、實在ニ于此一也耶。

或問ニ佛法一曰、今世災孽償ニ前生債一。不ニ敢怨一レ天尤レ人。即今良善結ニ來世因一。愼當レ懲レ惡。豈又非ニ一補ニ益於世道一之說耶。雖ニ是賺哄一、賣ニ出愛憫一。視ニ慈母勅レ兒嚇一レ鬼可レ知。佛家伸ニ明因果之說一。救ニ濟天下萬世無數無量窮困無告之民一可レ謂レ奇矣。後世君子見下其門徒妄費ニ土木一或因爲ニ奸詐一。必欲下滅レ法毀レ像以逞中一時之快上。決非ニ至理一也。陳繼儒。大養濟院之言可レ謂レ得矣。

佛家所レ謂方便二字、余嘗非レ之。云彼其有ニ天堂地獄之說一。猶下慈母之於ニ頑兒一說レ鬼以嚇上レ之。方ニ斯時一唯此爲ニ便宜一。故曰ニ方便一。方便者猶レ言レ權也。此說雖レ創ニ于我一。實似ニ的當一。古人譯ニ爲料簡固好一。然此乃方便之意。非ニ字義一也。〔割註〕方便和尚、元是梵語。古人註ニ和尚二字一曰。以レ和爲レ尙。亦是此意。

一楞嚴經一言以蔽レ之。曰。本來無ニ一物一。

或曰。六祖之悟因ニ於擊竹一。非レ謂ニ因ニ詞義一纔悟上也。曰。甚善甚善。已而曰。其然豈其然。

幾中梓行。四十餘卷。日僧。

或問ニ儒釋之別一。曰。天惟一道、理無ニ二致一。立教有レ異。自修不レ一。又從而言曰。佛子所レ爲。孔子不

爲。孔子所能、佛子不能。古學翁能知聖人、亦能知佛子。故其言皆着實。曰、子學古學翁耶。

曰。吾學程朱。

或曰、我國無聖人。曰、前有七聖、後有五聖。何謂無聖人乎。曰、其教如何。曰、其行何武乎。何謂惟一。曰、允執厥中。何謂清淨。曰、祓而能祓之、祓之而不已、則汗穢除。汗穢除、則清淨復。清淨者本原澄徹、心能之明也。正直者功効之着也。

神道者三。一曰、神璽仁也。二曰、寶劍武也。三曰、鏡明也。我東尚質、未有以文之者。曾然漢信篤行、而有得焉、則何必言語文章之爲哉。或不得已、而欲求其要、則求之孔門六藝之學可也。所謂三器者、本經也。繇魯之所述者、我註脚也。人或有雜以釋老異端之言者、其去神道也遠矣。

曰武内宿禰祖孫相繼歷世同稱。故言壽三百歲。

或問、古今當以何人爲第一。曰、其當求用乎。觀其制作、皆非常人所能

曰源義經智勇之人也。不敢抗厥兄、所從處義上、非常也。天下至今惜之、蓋以忠矣

曰、耕慶之於義經也、猶閼閻居安。及其逝也、殺身以往追躡、豈特智也哉。

或問楠中將。曰。忠肝義膽、輝與日月爭光可也。曰、彼不知古之仁、可謂有爲、不使三顧而出、所由與諸葛亮異矣。曰、亮也、亂世之遺民。并邇由已。今乃草莽之臣、敢辭鞠躬安可綏乎。曰、之不是與有爲也。彼知之素矣。

或問中江與右衛門。曰、賢人也。隱居近江、譁卑繼藥、爲佛子、有所安宜。乎要、自以貫焉。嗚呼無人而出然也。問山崎嘉右衛門。曰、嘗爲沙彌於妙心寺。廿歲左右著闢異一篇。時於

寺門遁俗斎後、可謂丈夫。惜乎、其未知佛意也。然則程朱非歟。曰、否。問伊藤源助。曰、余少歳時觀望侃刑、至今宛在心目、君子也。問荻生卿。曰、余故人也。博覽文章域内無比。第於大綱上有差。心實惜焉。問木下先生。曰、慢悌愛書。教育英才則見之。其他非吾所得而知也。

余童卯時、米川倍兵衞、中村迪齋、藤井懶齋。俱以經學教授京師。信從者衆。

霞沼與余同寓縫塾。小於我八歳。最喜成翠虛凝富山浮空積翠開煙鬟句。吟賞不已。一日問我、杜詩中何者可意。余答以萬里蒼茫水龍蛇只自深。時霞沼年十四五。今已將近六十載矣。追而想之、天眞爛意、敏捷過別。有如此者可矣。

吾十五六歳時、觀衆人圍棊、意以爲此是容易。何故費心。且未可輕言。回家自爾一夜。次早對衆人曰、如此便好。衆人默想一回、開言曰、這等做怎得。突然出吾所料之外、頓目無言。一人號玄果者在傍曰、汝亦粗鹵太過。我等一看就明白的。誰肯刊於法則印行四方。吾大慚服、從此自信的心消大減。只是臨事之際、又生怯懼之心。自謂不得。因知苟非其人、害也不好。有也不好。

有一箇性迹了、讀小學、至事父母、爲何曉一章。說道人道應該如此。到次日、絕早起來、與櫛盥了。到父母睡處去叫醒。父母道、天纔明、再睡些起來也不遲。何必催我。他說道、不是。不聽。我從今日要行起孝道來。父親倘快些也起打掃門庭。母親也趕早打水煮飯。如今人學道大半是這等的了。又有一個說行道、是個好事、只是要行則行、不要行則不行。便好只要一樣有一喩、譬如此錢財。如今人貪慾的多。自家的錢財縁毫也不割捨的。別人家的東西、恨不得一手

搶奪一。這等人一介不下以與二人的時節一行上レ道。不下以取二於人的時節一不上レ行。好笑。

日本人字義不レ通。故讀レ書雖レ久。識二義理一終淺。有二一人一疑曰。雞鳴問レ安。父母還在二熟睡之中一。日高而問。則違二於禮經一。爲レ之奈何。此亦不レ通二字義一之過也。有二一淸使商來者一到二打綱番所一。下レ馬拱レ手問二守者一曰。貴州何禁爲レ大。聞者錯愕。此徒讀二禮記一而不レ知二禮意一。可レ笑。有二一人一。再取二娼婦一。翌日領二媳婦一拜レ墓。人告レ之曰。古者取レ婦之家三月而廟見。選二擇吉日一而行二於墓一。不レ於二廟中一所レ宜也。其人乃止。此非レ不レ信レ道也。惟講理不明。故到二此誤一。可レ惜。〔割註〕打綱番所在二對府城門之外一。」

有二比隣者一。北勤勞。南遊蕩。除日債主塡レ門。忿爭辭詈無レ所レ不レ至。其妻不レ勝二怨怒一。聞レ之曰。北隣勤勞。卿不レ能レ學耶。其人搖レ手曰。彼則有二終年之勞苦一。而僅獲二一日之快一。我乃有二終年之歡樂一。而只受二一日之苦一。何可レ易也。陳後主。隋煬帝。未三嘗不二以二衣食一爲一矣。終至二於亡國絕祀一。亦此意也。

邊人到レ京言語。京人笑レ之。莫レ不二羞澁一。京人到レ邊言語。邊人笑レ之。亦莫レ不二羞澁一。在レ邊則不レ羞。到レ京則羞。在レ京則不レ羞。到レ邊則羞。此之謂レ無二定見一。若夫君子則舉レ世譽レ之。而不レ加レ勸。舉レ世非レ之而不レ加レ沮。見定故也。

近得二長崎書信一有レ云。痘瘡之輕者名二狀元痘一。取二其醫一名以二業藥一。將二竹管一吹二入鼻中一。十四日或六七日痘出。謂二之種痘一。閩人有二李仁山者一。相稱善二其術一。崎陽令下二三醫生就レ彼學上レ習。吾意痘可レ種乎。又安知。種者易レ治。而自然生者反難レ醫耶。人之愚惰莫レ知二其爲レ妄。噫。

藤懶齋以レ醫仕二久留米侯一。一日講二用藥餌一。告レ官曰。雖二終身隱居一。君子哉。余十一二歲時。人或勸レ學レ醫。有二姓高森者一。伊勢州名醫也。一日謂レ人曰。東坡云。學レ書紙費。學レ醫人費。凡醫費二藥幾十遭一。

然後困レ心衡レ慮。得三以成二良醫之名一。余傍聽心駭以爲。折レ肱猶可。人其可レ費乎。曰レ是絕レ念不レ學。今而思レ之、此乃童駭之見。直爲レ可レ笑。然以二余之麁陋一。萬一策二名藥院一。未レ必無二懶寄之誤一。今則行年八十。徒事二鉛槧一。雖二固無一用於世一。亦得レ無レ害二於人一。夢寐之間。無レ愧二于心一。可レ謂レ幸。

昨夜見二一劍客一。言二其術一甚詳反覆。萬端無レ非下無二聽レ之以一レ耳。而聽レ之以レ心。無二聽レ之以一レ心。而聽レ之。以レ氣之說上。夫藝者至理之所レ寓。故雖二一擊劍之微一。精二於其道一者。其言暗與二至道一合。可レ謂レ奇矣。

開堂通箭。或五千。或六千。以爲二定準一。則域內之人。皆可二以演習一。今則以二八千一爲レ極。所三以人之絕望二而射藝全廢一也。我之無レ有二遠慮一。此亦其一耳。

五月豎レ旗者何耶。曰、不レ知也。我人爲二其事一。而不レ知二其義一者。非二獨此一也。是乃我俗之所三以賢二於漢一。亦我俗之所二以不一レ賢二於漢一。賢不賢之間。君子之所下以審二人情一察二風俗一。據二諸天理一。而爲中之政敎上者也。

擊レ鐘一九九。二九八。三九七。四九六。五九五。六九四。蓋二一九以下。皆除レ十以爲レ數。此乃貝原篤信之說。其以二子午一爲レ始是也。然不レ論二晝夜一。以レ九爲レ首。且以レ九爲レ準者。未レ詳二是何義一。

第一更三點閉レ門。第五更三點開レ門。鼓鑼并用。更有二五點一。點即鑼也。〔割注、出二劉氏鴻書一。〕

出梅。入梅。衆說不レ同。入夜。出液。亦然。篤信以謂。未レ必定二其日子一。似三是但不レ知二我國曆家有二何所據一。相傳。攝津州有二梅雨理左衛門者一。其家天井中有レ穴。入梅時水涌出。出梅時水乾。未レ知二然否一。

俗云、杜鵑帝魂所レ化。故詩人墨客現二於詞章一。以伸二感慨之情一。我國歌人常爲二可レ喜之聲一。殊無二意義一。

或曰。今人負博學之名。不讀何書法讖。多者爲優。徐而推之。不讀思得。昔者大學一篇亦不能暗誦。可笑之甚也。余爲之赧然

有一士人。日出招牌云。要札要詩學問不論。可謂乖巧矣。然與其誇張也。寧爲儒者而識而已矣。

頃聞。近日有一才子。頗有重名。喜立異論。引誘後生。彼其私淑時貞之徒。翻國貞傳。固不好程朱之說。如小學近思錄等書。束置高閣而莫之省。吾恐東讀之學從此而大壞矣

我昨夜在田舍莊子。與是誠得莊子了。但不知其人果爲如何。竟不可解其用意耳。其人果能篤實。又不曲道自誇。無不是中行也。好道一箇高明透徹的人物。一部舊在見得之書也。若是怪俊。上有這箇話。竟是不中用了。何謂篤實。曰。言忠信。行篤敬。何謂怪俊。曰。如坂域佛書等輩東京上作戲文的。形容人情。說出世態。令人嘆賞不已。彷彿乎風人之旨。要其喜怪俊爽。皆壞人心。纔是天花亂墜也。使人一笑而已。

頃觀田舍莊子。雖若俳諧。其中多精到語。此必知道者所撰。只不知其何等何名何居住也。

天下人孰不讀書。然讀書而能得書意者。千百中難得一箇。田舍子亦云

倆看有戲。戲所寫情。無非戀慕。妖魔鬼怪。無一不備。何等境界。何等多事。倆在有樓上喧嘩笑語。指點吃酒而已。

觀諸戲場。曰。爲貞婦。生爲義夫。莫不令觀者感心揮涙稱賞無已。蓋完則仍直。而夫俗子耳。講書信我輩者。皆優人耳可愧。有一儒講小學。滿坐咸下帶之語。天花亂墜有一才學進曰。太娘請。乃努嘴曰。我方講書。老婆子有何急事喚。此儒中之惡賊也。

余一日遊以南苑、寒甚。命僕回家取袍。因作一詩曰、驢由山頂坐徘徊。料峭春寒特地催。莫道先生無盛服、女袍方自典家來。

或問、子多何製、何者曰、余素慕東方朔之爲人。不敢願爲大先生故也。

吾自散其衣服、以至宮室爵位、絕無偏好。故門閭寂然。家門無事。此即可以質諸鬼神而無愧。然不好者唯、關尹以下處如、唯平生最不堪者有四。一日詩惡、二日棋輸、三日身疼、四日錢無耳。

日、余雖年不肖、素無片善之可稱。但世人所患、痰氣疾火頭痛痔瘡等症、一無所有。素質健康、年將八十、又早托傅家、身無凍餒之憂。長子雖亡、次男三男可以保家。女子女孫早已出閣。孫兒非無貧者之望、不亦人生大快事哉。王侯之貴、素封之富。非不盛也。然非吾所慕也。此皆祖宗遺德、父母善行所致。平日祠堂香火、唯有叩謝。不敢爲祈禱之言。蓋器小量窄。頗欲易足故也。

余十六七歲時、與二三新友、同詣高雄山。賞楓。就寺裡簷下柱子上、各書一人姓名曰。某某某年某月某日題。既而嘗看抱不忘。時々新在市武。我客海涯、相隔三千里、不獨會面難屢。音信亦已疎闊。後二十年一日又新遊寄書。其言近登高雄。二人親筆現在。墨跡鮮明、宛如昨日。余追懷當年舊遊、不禁淚下也。又新當值薩南、顛頓幾載。既而歸洛、道逢林莘。六十有餘。流爲泉下之鬼。余顛倒爲鄉。升斗絆身、頻之風燭、臨境奄奄。侍鬢苗背、齊骸化爲毫朽。一十一歲時、同幻覺。何可言説。因念京師人、積舍何長。少長僅戢。一家團欒、同享盛饗。然不知靈就之爲何物。日我輩視之。猶如十八宿中、蠶盡已靈。有涎唾唾遺。常於世務之間。隨乃

徒知貪濟。醉生夢死。不自悟帝郷之樂即蓮臺也。惜哉。又新菴者。姓石河。男玄微之婦翁也。延享乙丑十月日。七十八歲已。

平田左仲謂余曰。我家以使力進秩。得爲馬組官。所願以業傳家。世得其人。庶乎可以報君恩萬分之一。亡親故師在天之靈。亦得忻喜於冥冥之中。故日夜孜孜未嘗懈怠。勿倚子採用躁達之人有志。來學者未嘗不竭力教授。望其成材焉。余曰。人有五重。曰君。曰親。曰師。曰天。曰地。今子存心如此。可以感動天地。家門榮耀從可卜矣。余家亦與子相類。故平生諄諄。非不切至。未知他日果是如何。斯爲憂耳。

吾欲使爾曹爲儒醫焉。儒而爲醫之事者。謂之儒醫。在上者也。醫而有儒之心者。亦謂之儒醫。在下者也。在上者有命。不可以希而圖之。在下者有志可以勉而爲之。古曰。上醫醫國。其次醫人。勉乎芳洲。七十八歲書示阿平吉勝四賢。

夫聖賢之道存乎書。書之意在言。言之義在字。字學不可以不明。然字學不可以徒得。必也既能博學。又兼能詩能文。積名域內。如先生門下鳩巣等諸人者。可以當中華人百分之一。又難矣。今世所謂經生家者。僅讀四書小學等書。討論講說。踏襲遺出唐宋。固揣頗爲博。以明經自負。彼其字且不識。意何由而通。意且不通。聖賢之道何由而明。此乃所謂吾窮理。而窮理之學未嘗講也。故其爲學也。固陋偏執。見識指窺。終不過是斗筲之器耳。豈非吾人之所當戒勵者哉。余少歲時。以明經爲志。如中村米川諸儒。固不可以博學名之。然其立身卓偉。日修謹嚴。亦可以爲篤行鄉先生。今則無斯人矣。

一日書示童生曰。固機活法書。其在幼學最爲要緊之物。凡遇得閑。不嘗作詩與否。須要

開卷一回熟讀可味、嘗如過元日前三日看過一遍。清明以下每節準此。其他如草木禽獸天象地品每一觸目。隨即開讀、念念不忘。積年累月。活法一部可以不勞而藏於胸臆。才學敏贍之道。莫便於此。彼興化英偉之士、志氣太高。不喜作低地伎倆。今以庸眾之資。遽欲摹而效之。所謂河漢無際跳博幹日

凡結師弟之契者。雖在千里之外。每年歲首一遭務致拜年之賀詞。則可以知其安否。可以知其住處。又可以知其讀書不廢。何喜如之。有書必有幣。古禮也。或團扇一柄。或扇子一把。伴械亦足矣。儻或連年累歲音問斷絕。時有想及。不無憂愁之念。令尊長有所憂愁。恐非子弟所宜矣。

團扇伴械、恐或太輕、日不然。余少年時、與文人墨客結爲詩社。每月一遭。輪流接待。設饌果品。極盡豐饒。一遭甚於一遭。不數年便廢。又與同學寒士、聚讀通鑑綱目。夜深腹枵、必奉夜消。不過冷飯蔬羹、外在豆腐羹而已。其內一人。一夜徒設燒團。外無一物。座客欣欣然笑曰。從今以後、倣此者有焉。然年年相續、長久不絕。因知倹者長、而奢者短也。凡人欲送書信先擇幣物、因致遷延年月。併書信一都無。故幣輕者長久之徵。情義兼盡、莫過於此矣。

嘗作桂林話事曰。人有求書桂聯者。俗語有之曰。欲高門第須爲善。要好兒孫在讀書。余乃取而書之以與焉。旣而言曰。凡人心不能無好。不在此則在彼。不在善則在惡。爲人之父兄者、教其子弟以一藝半技、便其心有所依托。則邪僻之路自無由入。故曰、游於藝。又曰、不有博奕者乎。爲之猶賢於已。博奕猶可。何況讀書乎。小則識字。大則知學。向後勉爲善人之資、亦在其中矣。余觀世之富者、其於子弟也。所以謀其長久者深。雖堆金積玉。非不裒且

大也。然所爲不得其道、結以嬌奢、夾之以奢靡遊惰、放[illegible]、遂日徒其心、蕩然無所依托、比至十七八歲情竇甫開、則[illegible]之[illegible]、[illegible]酒[illegible]之好[illegible]、[illegible]化、至於[illegible]而後已、欲革其[illegible]而不知[illegible]、欲[illegible]其子而[illegible]俗言曰、富家無三世、洵不虛矣。有一[illegible]者曰、京[illegible]有一人[illegible]業豪富、其[illegible]子弟、[illegible]四書[illegible]、莫[illegible]。有二人[illegible]見[illegible]叢[illegible]乃止、使人[illegible]市[illegible][illegible]乎、[illegible]之、[illegible]以爲已、輒曰、今日又幸得一好[illegible]也。其平素好[illegible]、從可知焉。[illegible]貴官[illegible]之家、其[illegible]子弟圖謀者。往往[illegible]、而[illegible]尋常之士、勤[illegible]見[illegible]、可[illegible]得矣。[illegible]典、[illegible]之餘、援[illegible]錄。以[illegible]之云[illegible]士大夫、而[illegible]爭利、猶且不可、何況天子乎。[illegible]弘羊之屬、紛紛輩出、[illegible]有圖地[illegible]者、而天下已壞矣。[illegible]知先王量入爲出之道也。[illegible]也。上下同然。今不[illegible]生、若夫[illegible]好色縱飲者殀亡之兆也。然[illegible]即殀[illegible]、[illegible]徵、並至於殀亡、其[illegible]利也。亦然。可[illegible]矣

或問。今日王侯貴[illegible]之日至、是何言也。曰、人有一見[illegible]、[illegible]構求必華麗、雖有進[illegible]財、[illegible]多[illegible]少。不能[illegible]、不得已而至[illegible]貧者也。若夫一歲所入、固足以養親族、而[illegible]有[illegible]門有[illegible]居[illegible]漏也。東[illegible]

縉紳未必足也。而求ニ齊興ニ會一、則飲醐歌矣。出則艶服誇耀。如レ此而至ニ通欠日積催逼塡一レ門。此謂ニ無レ病而呻吟一。非ニ貧貧者一。此理也。天下國家雖レ有ニ大小之別一。無レ往而非ニ一致一。安得レ存。以レ此而賤ニ於今之王侯一者乎。蓋食レ祿之家。一百石以上。至ニ于王侯一。苟能華レ人爲レ出、則各自丰足。何患ニ乎匱乏一。大凡不レ論ニ多寡一。使費之出ニ於分劑之外一者。謂ニ之奢侈一。以レ下爲レ準。不ニ敢做一レ上。此其法也。貧困。唐俗可ニ得而禁一耶。曰。衣服之制立。然後可也。曰。如ニ今官有ニ衣服之禁一如何。曰、彼哉。彼哉、曰、何其細也。曰。有ニ三難一。三難之中。細而言レ之。千端萬緒。

曰。變ニ風移レ俗、利ニ澤後世一。非レ無ニ一異策一焉。不レ能ニ大陳ニ其義一。行將ニ齎レ志以沒一。可レ惜。

中庸云。詩曰。尚不レ愧ニ于屋漏一。君子之所レ不レ可レ及者。其唯人之所レ不レ見乎。余讀ニ斯言一。銘レ心刻レ骨、自ニ幼學一至ニ于年將六十一。未ニ嘗一霎而忘一也。但未レ得ニ其旁據一耳。昔有ニ一法華宗一。善說法。匠。而有ニ中…之僧一。聽衆日湛。宗門開衰。一日陞座。颺レ言曰。檀越未レ見ニ夫蓮華一乎。雖レ生ニ於汚泥一而人必貴レ之者、以ニ其有一レ香、我同汚泥也、然所レ說者蓮華。諸君既有レ愛ニ於其香一。亦何厭ニ乎汚泥一。斯僧也、以ニ汚濁一自居、欲ニ嚮レ人以ニ蓮華一。可レ謂ニ不レ知ニ內愧一者矣。然吾儕之譏レ道也。亦有レ見乎。

吐霧者、日行ニ齋消地一。方見ニ一縣令收賄有一レ錯。大喜親書ニ如臨二字一以賜レ之。常視之而、行ニ乎四週一。嘗有不レ過ニ數十人一。不レ禁ニ纏纒一。人或責ニ其太僻一。恐有ニ不測之變一。答之曰。有ニ天命一者。孰ニ其目取一。何必防焉。

曰。聖人之言。可ニ…一等之人一。若尚未レ之。至ニ於聖人一高レ人。不レ知ニ其幾何一。可ニ以爲ニ萬世之教主也。

高山人文皇統、曰、文質彬彬。至ニ於一國俗制一。壁レ不レ取ニ法於齊國一。…聖人之…。…君子…

取乎人以爲善。何必事出於己而後爲貴乎。但其中未必無季世之所知。此亦不可不審也。

朱明開國已來。一代只一年號。可法。

古大將在外。所患當在于讒毀內行。因不得成其功也。樂羊甘茂猶非遇文侯武王、安能免一篋之謗。而守息壤之盟乎。晁錯所恐。或在於此。而知七國妄動。六軍視征撫猶培塿耳。古固有賞其所以己欲居守。而使天子自將也。豈料景帝之怯懦惑邪說。如此之甚哉。域公全其說固其身。亡必然也。

古者各國異文。故云。非天子不議文。蓋後世同文之謂。故下文云。今也天下書同文。後世事尙更姓。則改篇字書。如洪武正韻康熙字典。蓋亦同文之遺意也。

或曰。科擧可行於今。曰。科擧之法至繁至嚴。自漢以來歷千百年。而後定。唐有秀才明經。爲思而致甘露之變。今則吾子爲思。而欲行科擧之法。何其粗也。他事姑且置之。能究時文之式者。亦且無有矣。何況有難於此者乎。

以材藝進者。自文學射御以至書計卜筮。給以厚祿。終身而止。此法古今同有。當擧用矣。

且論。三萬六千是。寧知。四十九年非。何害放肆。何害驕傲。又何害無行。小人之所以爲小人。亂世之所以爲亂世。皆在于此。淮南子原道訓云。蘧伯玉年五十。而知四十九年非。何者。先難以爲知。而後易爲攻也。莊子云。蘧伯玉年六十。而知五十九年非。此明本於淮南子也。

先則制人。後則制於人。勞心者養於人。勞力者養人。主侯子路見衛郡宰。主蘧伯玉家。主司城貞子家。一有於字異義。一有於字同意者焉。

古文眞寶出胡原賦注。康熙瓦釜嘆也。字須作的字看。眞的地三字。本是一字。俗方異音

音昔有某音某音。有某某切某聲。須辨。

或問三細六粗。曰。吾子今日何往。某王宅曰。出門南走三十街。楞角頭連甍車門。周閣重墻。屋板上有大鴟吻。就是他家牆中。左有酒樓茶肆。右有油房米市。又有無限大家小戶。何必一一細究乎。

文章巧不巧在虛字。斡旋處說話亦然。譬如朝鮮譯講話。句句是日本話。其不通者失於斡旋耳。

明察者流于偽。質朴者近于闇。

宋儒之學。務欲令人近於迂僻。天下事有不徐。乖滑處壞者耶。

異端邪說有別。猶佛家言外道邪魔。朱子大學序文。說得分明。

徹字。宋人以來專就心上說。固當如此。然春秋時士大夫言敬者多。學者逐抄出。體認周悉。庶乎用工著實

林鍾史記作林鐘。黃鍾詩經作鼓鍾。鍾鐘古字通用。非誤也。

盧照鄰長安古意云。獨黃粉白車中出。含嬌含態情非一。讀此兩句。王昌齡割註西宮秋怨。所謂。含情字隱然可想。

司馬遷報任安書云。士有畫地爲牢。勢不可入。削木爲吏。議不可對。定計於鮮也。路溫舒上尚德緩刑書云。俗語曰。畫地爲獄。議不入。刻木爲吏。期不對。二者語雖相像。意實有異。司馬遷言。爲士者寧可引決自裁。不肯受辱于下獄也。路溫舒言。嚴刑峻罰。人望而畏之也。

太史公游俠傳序。以術取宰相卿大夫一柱。獨行君子一柱。拘學一柱。卿曲之俠一柱。布衣之俠一

杜。問者俠ニ杜、匹夫俠ニ杜、使下陵孤弱ニ志欲自快上杜。大概言。儒者偏ル法、游俠犯ス禁。而儒者以
以テ術取ル貴。固無レ可レ言。至テ若キ原涉ノ、非レ不レ可レ貴。然トモ與ル大衍學者。經不レ知道之俠。古ヨリ僅有
罪。而發スル忠ヲ命者也。若太史公漢ニ罪スル之時、者紬其言。索何譎詞。無レ有一出力於扶救者。嘻哉於
爲則取レ守。而雖ス糟ヲ極。序游俠ヲ固護之、而進ム焉。至テ古ノ今ニ人、幾不レ可レ言

古人云。做詩ノ法。一曰做多。二曰看多。三曰商量多。夫三多ノ内。以做多ヲ為ス首ト。蓋
做シテ而不レ看、則不レ續。固無レ用。譬如ニ田者耕シテ而粟愈多。收亦愈多。不レ看則何用ニ做。然ドモ做ヲ以テ
多。或漸ニ成ス句。或強テ定ム事。譬如下射者志在ニ命中スル數。而不レ欲ニ中的ニ、亦唯何用。只以ニ一首ヲ篇
鍊改易。必在ニ于篇ニ必滿意而後止。此謂ニ詩家秘密藏。初學者不レ可レ以不レ知也。又於宋人
自鍛錬者。其亦益益者。多者。所ニ以宏ニ材料也。商量多者。所ニ以求ニ其必當也。是以吾
圖レ之。則不可哉。

或問。曰、哀樂追慕ノ詞。譬喩三者之心。植ニ藩于內ニ而情氣結。發シテ於外ニ小レ歌為者。大レ為
レ哭。於自然之理。里人因而為レ之哭歌之禮耳。非ニ強為一也

北野天滿宮。二月廿五日有ニ菜種御供。闔邑行レ哭。俗不レ知ニ其為ル哭也

宋時以ニ道學ニ自任者不レ習ニ舉子業。如ニ陳北溪、劉靜春、字安卿、竟不レ仕。觀ニ于宋史道學傳ニ可レ見
矣。此乃前史所ノ未レ有也。豈非ニ大然直住進者。孰能與ン此。陸象山、張南軒。陸王學問之道。今用事家
宗旨。學形氣ノ學。纔知覺得ニ天理之妙。不レ由ニ究理格物。而欲ニ徑造ニ上達之境。反託ニ專門ニ以自標
榜云。朱子嘗曰ニ陸象山ニ曰。如今所學。已見ニ本原所闕者。下學之功哉。

先生一字。古者有ニ單稱一字ヲ為ス禮者。如ニ鄭先叔孫先尊有ニ兩生。王半貫生某之。非レ自ニ後世始レ之

曰、先生則否。或以生曰之則然焉。

或致知於格物之學曰、今世學者不知格物之義。而泥於一草一木之說。動或流於支離。子之致知於此固宜也、章句有云、物猶事也。詳味此句、以格物爲格事。以下學人事、先務爲急之言參而考之、則其爲疑也渙然。日程子、蓋所謂事者人事也。人事者誠意。正心修身齊家治國平天下是也。而人事中亦有緩急大小之序。故先務之爲急、天下無理外之物。雖一草一木之微、至其所以然、亦皆則固有無遺漏。然則乃格物之極功、在貫通之後、日積月累之效。有自然而得之者。非所以責望於方學之人也。嘗聞閩學陳北溪學於朱文公、無事不讀、無物不格。凡經傳史子百家、紀綱制度之實、禮樂刑政之用、古今興亡治亂之原。得失利害之機。與夫異端邪說似是之非者、皆逐一剖析、周匝究明、徹上徹下、而於文公所以教、無復遺恨。由是觀之、則朱先生之所謂格物、陳北溪之所學、何曾泥於一草一木之微哉。

程子曰、伯有爲厲、別是一理。若遊魂滯魄爲異爲妖。亦是尋常所有之事。然非如因果之說。

敬重而遠之、不褻則可。至於慢非也。不亦甚或至於諂媚亦非也。

樞戶、轉軸、開闔出入之者也。譯語比智。雖常擬之日也。譯語津保。

均是一也。均之當何行。謂之權。時措之宜。謂之權。小權者近而易知、至於大權如湯武放伐、則非爲窮理而不能。蓋曰、未可與權。蓋權有時以濟經之所不及者。蓋但宗元謂權者所以達經者也。

陳北溪曰、由小事權衡、萬理無所不包、萬事無所不統。古人每言、學必欲其博。孔子所以學不厭者、皆以其學之心量之大也。孟子所謂。盡其心者、貝知其全體大無極之量、無一理

一物之或違。方是眞能盡得心。然孟子於諸侯之禮未之學。豈非爵祿法制之未詳聞。畢竟是矣。此心無究之量。終有所欠缺未盡處。余以爲。夫子曰。知爲知。不知爲不知。中庸曰。及其至也。雖聖人亦有所不知焉。孟子諸侯之禮未之學。爵祿法制之未詳聞。何曾有所欠缺於盡心處。北溪此言。恐或致支離之譏。蓋亦未之深思也歟。沛公之不怕項羽者。以恃項伯也。謝安之不怕苻堅者。以恃朱序也。

天下之有壽者無過於木。故嶧山有禹貢時孤桐。曲阜有孔子手植檜。其他如泰山秦大夫松、涿州漢昭烈時天竺第山許旌陽手植梅。見於傳記者不少。吳興鐵佛寺。金陵牛首皆有六朝時銀杏樹。我州琴浦亦有一銀杏樹。大殆十圍。舟行者從洋中望之。蔚如一山。定是千歲外物。世無好古之人。未有爲之記載者。故人莫知其始植果在于何時。知與不知。雖是等閑。然稀有之物。來歷湮沒。未免爲之悵然。

蘇不知竹。竹不知肉。即肉是風肉陳之肉。〔割註〕一事皆楊同忠事。」

朱子以修佛者爲槁木死灰。蓋迹上斷也。

科舉中閩有睦達者。唐杜德祥等五人。同榜皆七十餘時。謂五老榜。其他可類推。

龍樹菩薩翻譯經。不容議擇別有摩訶釋論義者。以爲非眞經也。弘法立宗專依釋論。盛風靡焉。弘法爲楞子。而潭有立華嚴宗。有寺在松尾南。潭同胞三人。或以傳奇。或以書詞。但有名于世。

或曰。觀我人之虐事。如小兒集而成戲也。觀齊國人之虐患。如剪綹率而相集也。此非君子之言。然默而思之。亦非虛言矣。

孟嘗君於邑註。於邑短氣貌。或曰。短氣勞瘵病。當勞瘵於邑并作短氣。字義蓋煩寃愁苦之意。國語以短氣爲忿怒者非。

余每讀中山靖王聞樂對。未嘗不掩卷而嘆。曰甚矣哉。齊國人之多嫌忌。使人不相保之暴也。歴觀古今。凡其離間骨肉。疑忌功臣。弄小成大。激變生釁。多出於書生之口。蓋賈誼治安策防骨肉如寇讎。至于鼂錯激七國起兵。大抵齊國人。三代以上則尚矣。及至季世質實少而華飾多。良心薄而機智深。所以有此失也。漢至中葉。其所以濁亂王室者非權臣則宦官。及其移鼎也。專由外戚。於宗室乎何有矣。如是則向之所以深謀遠慮者。果有何益然。所以致此者。未必非宗室之罪也。

有一才子焉。自言曰。以才屈于下僚可惜。余曰。子以異才而屈。自以爲可惜。宜也。然以子之才。鳴不平於詩章。百世之下誰不嘆慕。儻且貴顯。則於俗士之間。隨行逐隊。可不亦減價乎。其錯也甚矣。

宋史有川班殿直。班字譯語久美。戲文如玉筍班。亦是同譯。如觀世座今春座。以漢語言之。當曰觀世班今春班。如人參座朱座者。當曰人參務朱務。

梵語和尚此言力生。言師之力生長法身。又言知有罪知無罪也。西遊記以和尚爲僧者。蓋戲語也。

寇準曰。雖有勅旨。不得過三十萬。又曰。受勅戒之。蓋天子親口之言曰勅旨。○諸勅着眼。

子擧權註。可與權謂能權輕重使合義也。圈外程子曰。權只是經也。朱子患經權混爲一事。故曰。以孟子之言而推之。經與權當有辨。其實非有二義也

宋時進士階名規矩。
第一　名承事郎　第二・第三　並文林郎
第一　甲陽進士　第二　甲同進士及第
第三　第四　甲陽進士出身
第五　甲同進士出身

東按、第四名以下無二郎名一。蓋所謂不レ入レ流者耶。可レ考。

思是思慕、想是料想、念是念慮、有二思耕之意一、憶是記憶。然亦有二通用者一。不レ可二拘拘一、拘レ旨。慎レ古。

象曰、澤無レ水困。君子以致レ命遂レ志。本義致レ命猶レ言二授命一。言持以與レ人而不レ之有也。言授命二字。若不レ如レ此看一、則王業之言難レ通也。

爾雅曰、南方有二比翼鳥一焉。不レ比不レ飛。其名謂二之鶼鶼一。見二于郊祀志注一。

老子云。骨弱筋柔而握固。未レ知二牝牡之合一而峻作。精之至也。終日號而嗌不レ嗄。和之至也。峻子雷切。朘韓半聲。

戰國時、平交以レ臣自稱。以二足下一稱下爲二人主一者上。古今異レ稱。有二如レ此者一。

陸機文賦、箴頓挫而淸壯。註、箴所下以刺二前事之失一者上。故須レ抑二折前人之心一。使二文淸壯一也。頓挫猶二抑折一也。文評有二頓挫抑揚者一。似乎與レ此小異一。可レ考。

林道榮善レ讀二圓機活法一。自レ少至レ老、一生不レ廢。彼乃一時文人老二長於詩一。自二六朝詩話一至二唐宋諸大家詩集一、莫レ不二徧索而熟習一焉。然少有二間隙一、則必手レ之不レ廢。此則大有二深意一。在二日本人一則當二學

之以爲法。如楊升菴論草訣百韻歌與詩學大成、別是一意。後進小子不知其源委。恐有難成材器之患。故絮切至此。

嘗時伏臘四字、見于楊慎書中、無註解。

文官奉命東藩者、當言天使、今言勅使者非也。勅使即宦官也。

詩人用粧點字、本出于象語。如芳草多情賴此粧點勸君、莫上靑山道點粧行人分外愁是也。譯語阿比志羅伊。如樹畫松檜上有垂蘿、下有花卉少加點綴然後可觀。即粧點也。

前輒傳、使工以藥焠之。索隱曰。染也。謂以毒染劍鍔也。聖主得賢臣頌。淸水淬其鋒。注淬燒劍。合熱漬于水中、以取利。考之字書、淬焠二字同音同意。一從水。一從火。

徐中行有句云。霞落萬天衝赤壁、霞標萬里落天台。此用滕王閣序中字。以落霞爲霞之落。如此者亦多。蓋如俗語隊落來也。「割註」一云蟲名可考。

等閒譯語戲子。所謂奈牟天茂奈伊古登是也。

古人云、煉句不如煉字。煉字不如煉意。煉意不如煉格。以聲律爲竅。物象爲骨。意格爲體。又云、杜詩紅入桃花嫩、靑歸柳葉新。若非入與歸二字、則與兒童之詩何異。又云。或曰煉字不如煉句。則未安也。好句要須好字。據此二說、煉字意不知矣。蓋所謂格者。雅俗之別是也。

日本人廟門爲華表者非。

古者網罟必用四寸之目、魚不滿尺、市不得粥。人不得食。此乃豐鎬中原之制。非以濱海之國而準。洿池字可看。然竭澤而漁、明年無魚。其意則雖云海國、又不可無也。

因其自言而目之曰。此日何時亡乎。盡收天下名士囚禁之。目爲黨人。〔割註〕朋黨論。兩目字。
譯語志古奈。

唐子西語錄云。詩最難事也。吾於他文不至蹇澁。惟作詩甚苦。吾亦云爾。鏗金戛玉千餘篇。膾炙嚼人口傳。須知一一丈夫氣。不是綺羅人語言。此四句。蓋韓退之自言也。不入詩家選何病。

蘇頲詩。東望望春春可憐。孫逖云。上望字向東望也。下望字望春色也。故人古云。望望春春四字。妙以望春二字爲宮名。讀者趣味索然。余以爲此亦一說。

李東郭謂余曰。明詩如人大聲語。此譏其咀嚼則無味也。可謂善知詩者矣。

余九歲時作詩曰。寒到夜前雪。凍民安免愁。我儕猶可喜。穿得好衣遊。非不好也。然念及凍民。鮮有憫恤之意。似若安分。而以好衣爲言。其爲器也小矣。嘗觀杜少陵詩云。安得廣廈千萬間。大庇天下寒士。俱歡顏。吾廬獨破受凍死亦足。白樂天云。百姓多寒無可救。一身獨暖亦何情。爭得大裘長萬丈。與君都蓋洛陽城。以予詩比之。天壤間隔。夫天稟高下。根於自然。吾一生所得。止于如此。蓋有定于垂髫之時者。固不可得而掩飾也。本詩云。寒到夜前雪。飢百姓何居。我等還有樂。著好衣物遊。當時平仄不知。亦無文字。七十九歲改作韵語。以示子孫云。因作二絕曰。兒日新詩此日改。只看點鐵未成金。經年七十用工苦。可笑聰明絕古今。古今以杜詩爲第一。其氣象雄渾。句中有力。而行餘不失言外之意者。以諸名家詩比見。然後可知矣。

凡詩出於天才者。藹然有自然之意。讀之令人心爽神怡躍躍然。不能自已。若夫安排摸擬而後

得者、雖レ云二巧妙一終久厭倦、令二人思一レ睡。故予晩年案頭所レ置。以二陶淵明一爲レ首。李杜爲二第一一。韓白爲二第二一。蘇東坡爲二二之下三之上一。優二游吟二詠於其間一。不レ知二身之過一レ耄且耋一。一日瑞鶴斡鸞。韓幹筆箚之從レ空而來迎レ之也。若二夫明人之詩一。譬二如嬌婆妖姫一。素無二天然之妙姿一。搔映修飾。苟レ求二媚嫵一非二我所一レ好也。宋明人皆學二盛唐一。然意思差矣。

近世學二宋詩一者。務二於僻僻用一レ工。終身言レ之。不レ過二是眼前語一。竟無二浩然之氣象一。學二明詩一者。務二於聲律一。竭レ力非レ不二鏗鏘一。却無二膏粱之滋味一。

小巧誳諷不レ關二風雅一者。不レ作可也。縱不レ得レ已而作。旋即附二於丙丁一。不レ留二於詩卷内一。此爲二上策一。余嘗作二一首一。示二童生一曰。乾坤如午潤。搏擊有二鵬鯤一。何緣提二巨筆一。僅僅說二蟣虱一。

凡詩晩唐以下無レ詩。以三其用二工於小處一故也。至二于宋一、求レ奇二指匠レ意琢レ句而成者一。其弊殊甚。近觀二詩人王晉一、其評二宋詩一。稱爲二精絶一者。固爲レ不レ少。求二其金華玉中語一。未レ見二一句一。譬如二我國和歌爲二誹諧一。准レ之、會稽以二卑俚汚穢語一耳。蓋唐則李杜爲二之宗一。而末流汎二濫于晩唐一。宋則蘇黄爲二之主一。而餘派奏二靡于晩宋一。譬如二聖門之學分而爲二諸子百家一。此亦雖レ免之勢也。

韓文公和二皇甫湜陸渾山詩一註、劉貢父云。唐人賡和詩有二次韻一。依二其次一用レ韻也。有二依韻一在二此一韻中一耳。有二用韻一用二彼之韻一。不二必次一之。嘗觀二一書詩評一。前韻少後韻多。謂二葫蘆韻一。

唐人取レ士以レ詩。率皆以二樂府一爲レ題。如二昭君怨婕妤怨出塞三曲一是也。蓋唐朝士子生平攻習。專在二于此一。所二以多一也。

一種小説曰、好事集。載二宋元得二韓愈所レ寄詩一。先以二薔薇露一盥レ手薰二玉蕤香一。然後發讀曰。大雅之文理。當レ如二是觀一。以上見二于韓文註一。

人日城南登高詩云。罇酒清濁共令徵。前事爲註。劉貢父云。唐人飲酒以令爲罰。今人以絲管歌謳爲令。即白傳所謂。醉翻襴衫拋小令是也。其擧故事物色爲令。即公所謂令徵前事爲是也。徵擧也。文海披沙卷三云。劉孝標與梁武帝策錦被事。多十餘事。帝失色。遂不復引。是後沈約與帝徵栗事。約少帝三事。出語人曰。此公護短不讓。即羞死。後帝聞之亦怒。蔡居安當國會館職食瓜。各徵瓜事。坐客不敢盡言。校書郎董彦遠連徵僻事數條。不過數日。即補外。以此知文士當韜晦。不可盡露胸臆以取忌也。故鮑昭多累句。王僧虔用禿筆以避禍。悲夫。

聖人執左契而不責於人。吳註。契有左右。左契在主財物者之所。右契以付來取財物之人。司左契者住。人來取無心計較。其人蓋左契如典當家帳面。右契如典者所持不駄。不責于人者。只着其不駄。而不論來人之如何也。○又云。契之合適於符。○不駄漢語票。

同一機軸言厚薄長幅同也。譯語比登波多。

釋子生於西域。雖窮生之力。言所不出於中國聖人之説。余有十六字。以爲儒釋之斷案曰。天惟一道。理無二致。立教有異。自修不一。

宋朝濂洛諸賢。只要鑄出箇端正忠厚的人。末世儒者只要做箇伶俐乖巧的人。非乎

天留保字即光棍二字。天留是光。保字是棍。俗呼登呂保字。能唐話有光棍。還將這光棍打惡人。須待我惡人害的話。

我國人發語。對尊長則曰。茂矣之。即虞字也。

楊子云。老子之言道德。吾有取焉爾。及搥提仁義絶滅禮學。吾無取焉爾。吾於佛教亦云。

逼死人命。或以言語。或以形勢。其事雖異。與刄傷無殊。故抵償不宥。齊國之法然也。我

東人心。大興良善。又有弄刀反噬之慮。雖有逼迫、不如齊人之感毒。彼其自裁多出於不忍小恥。未必由于事勢之逼迫。故無逼死抵償之律。此亦出于自然者也。夫立法輕重、必須審國俗而後可。蓋齊國律書不可遽用于我東。此其一端也。

善教射者、以鷙而不以彀。

張芝伯英善草書。凡家之衣帛、必先書而後練之。臨池學書。池水盡黑。寸紙不遺。韋仲將謂之草聖。所謂池水盡黑。蓋洗硯也。

韓文註云、建中初、日本使者與能書方物、與能善書、其紙似繭而澤、人莫識。蓋芳野紙類也歟。羲之襲蘭亭、乘興而作。用蠶繭紙、韓詩云、繭淨雪難如。蓋紙之白也。

朝鮮人言語、本於文字者爲好。其他俗下所用、不據文字者斥之。爲常言。〔割註〕常言者俚言也。在官者不敢出口。雖是文語少有差謬、互相改正言之。所以正也。我國讀書人、用會有文語酬應、但我國讀書人少哉。不大興。或用文語、而失本義者、十有五六。非如朝鮮箕聖定封以來、上下讀書爲業。故一國言語、必據文字。讀書亦易分曉矣。

孝子不疑其父、舜居于頑嚚之下、責己以自怨者。以其不疑於父也。嘗觀諸世疑其父與祖者、多是不良之人也。何得而望其忠孝乎。

有一箇退糧人、求福菅神廟、守夜七日。忽聞空中語云。牟加之濃比登仁阿布天登波波耶。既而聞國抵雄日嶺、有一國使、駐節登覽之際、得歌一首、字須比登和多禮加伊比計牟古伊毛美知。不能自幹、同僚臣下、不敢應答。適有其人、坐發日誦云。牟加之濃比登仁阿布天登波波耶。乃大加賞嘆、詠終其身。

儒者之於老釋。如開宗之祭於繞統可也。可嘆在老釋。可憐在僧道。何憐焉之有哉。身者外也。輕也。心者內也。重也。外乎身。而求安於心。者君子也。切切於身。而不求心之安者小人也。

天下不祥者莫王侯若也。傳世幾十。累葉榮顯。非不高矣。然必有子孫相殺。舉家族滅之禍。視諸漢唐宋。可知矣。豈能如殷盧一島窮民自開闢至先窮。繩繩而不絕哉。宜乎。古之賢者。不以天下爲顧也。

丙吉知大體之言。當時掾史一聞即服。後世儒者。或有非之者。是乃一掾史之不若也。

長城起於秦皇。人咸言之。而隸書亦起於秦。則不言其他。如稱朕稱詔稱勅等類。後世相因。至今未廢。可惜其不事仁義。而不能與商周同稱也。

抱朴子云。孔子讀易。韋編三絕。鐵擿三折。可見讀書人用指擿之法。最不可廢也。或云。鐵擿一名丁馬。不知出于何書。

醫家除病曰治療。无病曰平復。大學所謂。國治天下平。亦復如此。

鄧伯道弃兒可謂義矣。然其繫樹而去。何不仁也。朱子作小學。不採繫事。蓋以此乎。

漢成帝曰。勿易。因而輯之。以旌直臣。晉惠帝曰。此嵇侍中血勿浣。非賢明之主。而有人君之言者。蓋其良心使之言也。宋哲宗謂。卿等不欲使人英宗廟塵乎。拭其塵於地。亦是可謂愚者一得。

讀書學文。中國人徒爲科舉之資。使力射策。日本人徒爲仕官之階。故讀書學文之人。未必是賢人君子。使力射箭之輩。未必是猛將勇士。

讀レ書到ニ忠義決烈處一、但作ニ一場話說ト看過者。是不ニ曾讀一也。

郭氏云。子可ニ再有一、毋不レ可ニ再得一。俗語把ニ再字一、放レ在ニ話上一着眼。壺公云。明日可ニ更來一、更字亦同。

孟子曰。天下之言レ性也。則故而已矣。故則以レ利爲レ本。夫老佛之言レ性。不レ以レ故。或以レ故不レ以レ利。所ニ以異一于聖學一也。

子貢贖レ人不レ取ニ金於府一。孔子曰。聖人擧レ事。可ニ以移レ風易レ俗而教導一。可ニ以施ニ於百姓一。非ニ獨適ニ身之行一也。莊子曰。君子不ニ壞レ人以自成一。以レ此參レ考。可ニ以見ニ君子之公一矣。

木蘭代レ父從レ軍。非ニ刻木之丁蘭一也。

晉書云。張悳勃窣爲ニ理窟一。勃窣字無ニ明解一。不レ知ニ是何義一。相如賦婆跚。勃窣。字書云。勃窣行緩貌。似ニ乎與レ此不ニ相合一。

聖人憂ニ百世一如ニ一日一。蓋智愈大。則慮愈遠也。小人反レ是。

三代而降。世推ニ之長一。莫レ如ニ漢唐宋一。論ニ其風俗一。則宋爲レ上。漢次レ之。唐爲ニ最下一。蓋漢則王霸雜用。唐則閨門不レ修。所ニ以不レ及レ宋也。就ニ其大者一而觀レ之可レ知矣。如ニ司馬晉一者。無ニ一可ニ觀。以ニ老莊行故一也。夫人主之崇尙。輿情之趨走。綱紀風俗。迥然不レ同。不レ可ニ以不レ愼也。

韓非李斯俱事ニ荀卿一。而非爲ニ刑名法術之學一。李斯建ニ焚書坑儒之策一。未ニ必不レ爲ニ其師論道之弊使ニ之然一也。韓李二人。以ニ同門之友一。不レ免ニ互相殘害一。亦可レ見ニ其非ニ仁義之人一也。

同。孟光擧レ案齊レ眉。古者席レ地而坐。漢時尙然。其レ食之案。必低而小。如ニ日本人今日所レ用者一也。或以爲、案大。非レ可ニ齊眉一。或爲ニ以レ案即椀字一。皆以ニ後世一觀レ之也。

蜀先生曰。吾必當乘此羽葆蓋車。葆與寶同。即寶蓋也。

陶淵明知晉將爲宋。遂托言折腰以歸。不但見機。亦可知其有大節。時人云。多僥倖之心者。必有不救之敗。是以商人傳家之短。不如農民奕世之久。故曰。農民僥倖有限。商人僥倖無窮。

未有茹毒而不死者也。亦未有好酒色而不亡者也。

或問俗儒記誦詞章。曰。俗儒言世俗之儒非三代之儒也。記誦詞章即科舉之學也。三代以下凡仕宦之人。莫不由科舉而進。科舉莫不以記誦詞章爲業。其所以勤力不已者。專在於仕宦而不在道。能是之謂俗儒記誦詞章。儒則謂之俗儒。文則謂之時文。皆非古也

或問虛無寂滅。曰。皆指心而言。形而上之事也。蓋老佛之學。極其高則彷彿乎無聲無臭無思無慮之說。而無綱常之實也。孟子曰。仁之實事親是也。義之實從兄是也。智之實知斯二者弗去是也。禮之實。節文斯二者是也。樂之實樂斯二者云云。當以孟子所謂實字爲此序解。大學乃下學人事之事。異端之說所以其高過於大學也。

或問術數。曰。術數者法術知數也。一切以就功名之說。即指權謀術數二者言也。一字出于漢書鼂錯傳。非倂讖緯言之術數也。[割註]按。漢書鼂錯傳註。張晏曰。術數刑名之書也。臣瓚曰。術數謂法制治國之術也。師古曰。瓚說是也。公孫弘云。擅生殺之力。通壅塞之途。權輕重之數。論得失之道。使遠近情僞必見于上。謂之術。此與錯所言同耳。一

質字訓作贄。則委字當譯曰於久。委雉之委亦同。質字訓作身。則委字當譯由太奴留。言不有其身也。

傳奇即嘴上話。學唐話者朝夕誦習可也。若要做文字。當由小說。此亦不可廢也。若大文字不在此例。

本國話有用漢字而失其本義者。皆語轉而爲之。如風聞爲沙汰。辭讓爲時宜。疎遠爲如在。欲喜爲珍重類是也。

或問朝聞道。曰。如易牙善調味。及調木犀香。凡聞字不獨耳聞而已。

曰。人之於物也。不信。不疑。則自無迷惑之病。寧可信。其有不可信。其無此。亦是一理。

有惡者有除也。爲壽俗所謂做生日也。

開阡陌。玉堂綱鑑註。開非開創之開。乃開闢之開。開阡陌。朱文公言之詳矣。

以功利誘之。則人皆喜。以道德責之。則人皆沮。君子不以其沮而廢其道德之責。蓋誘之以功利。則人欲日熾。而禍必隨之。責之以道德。則善心日興。而禍或有歸。豈非自然耶

君子勸君。以恭儉欲其益於國也。不肯者誘君以驕奢。欲其利於己也。禮曰。國無九年之蓄曰不足。無六年之蓄曰急。無三年之蓄曰國非其國也。三年耕必有一年之食。九年耕必有三年之食。以三十年之通。雖有凶旱水溢。民無菜色。然後天子食日擧。以樂。蓋有三十年之通。然後天子食日擧。以樂者不忘蓄也。

宋徽宗紀倚曹保。觀其畫。都人素畏之云云。註。俗謂曰二郎神。傳奇所謂二郎神者見於此。

橘窓茶話　卷之下

南海寄歸傳唐義淨三藏著曰。鷄貴者。西方名二高麗國一。彼國敬二鷄神一。而取レ尊。故戴二鷄羽一而表飾矣。東以爲二鷄貴一者。鷄爲二之貴一。蓋反言也。又曰。西方諸大寺處。咸於二食廚柱側一。或在二大庫門前一。彫レ木表レ形。或二尺三尺。爲二神主形一。坐把二金囊一。却踞二小牀一。一脚垂レ地。毎將レ油拭黑色爲レ形。號曰二莫訶歌羅一。即大黑神也。古代相承云。是大王之部屬。特愛二三寶一。護二持五衆一。使レ無二損耗一。求者稱レ情。但至二食時一。廚家毎薦二香火一。所レ有飲食。隨列二於前一云云。我國彫二大黑一者。戴レ巾坐レ苞手持二小槌一。不レ知二何所一レ據也。

群碎錄陳繼儒著。曰。被池被緣飾之名。謂二其形象一水池一耳。左太沖詩。衣被皆重池是也。今被頭別施レ帛爲レ緣。呼爲二被池一。宋子京作宴詞二被池一用レ此。

藺相如完レ璧。蓋一時所レ言。乃大丈夫不レ分之心。然非レ所三以施二於秦一也。王世貞所レ言。似二乎戰國說客之辯一。可レ謂奇而不レ可レ用也。要レ之藺相如非二孟浪作レ事者一。朱子之言可レ玩。

藺趙王之臣也。胡史書以二藺倍一レ秦秦怒攻レ之。綱目特書二秦入寇一。所下以扶二三綱一垂二聲教一立中萬世之分上者。其旨嚴矣。吉良宗本平記。以二隱岐征討一書二御謀叛一。彼乃方外之人。不レ知二名分一固宜。天下縉紳之士。平生熟讀。未二敢一未レ見レ有二[illegible]然一筆削。如二朱文公者一。噫。非所謂君子。必有二筆削之書一。然後可三以當レ之。否則被宦官無レ識者。雖レ擧レ國稱レ之。何得爲萬世之所レ取乎。蓋明哲者少。而情惰者多。當時趙國之異レ揖必多。而趙王特二聽而信一者。畢竟擅レ徒

也。而自己既以爲。以レ名使レ人。而人亦以爲。以レ名使レ之。其實則使二無名一也。田單用二火牛一。而復二齊七十餘城一。後世王則用二之於前一。郤苻用二之於後一。並爲二明鏡王德一之所レ破。蓋庸人之妄祖二故智一。大概如レ此。

古人云。讀二諸葛亮出師表一。而不レ流レ涙者。其人必不忠。余於下樂毅答二燕王一書上。亦云。

大乙眞人有二經三部一。共只六字。儒者誦レ之成レ聖。道士誦レ之成レ仙。和尚誦レ之成レ佛。一字經曰。忍。二字經曰。方便。三字經曰。依本分。〔割註〕遵生八牋」

三要致詞。一曰。室内嬙姿醜。一曰。量レ腹接レ所レ受。一曰。暮臥不レ覆レ首。應璩詩也。〔割註〕同上。」

一日所レ謂煩惱即菩提。即心即佛。自是至道之言。然聖人則先レ之矣。學者於二空言雅言之間一。瑩然有二自得一焉。則儒釋之辨自分矣。

日。聖人之教。惟治二天下一也。非二天上一也。大學者。學之始也。故曰。欲レ明二明德於天下一。中庸者。學之終也。故曰篤恭而天下平。終章言二先レ聲先レ臭者一。子思非二性急一。蓋不レ得レ已也

曰。聖人之所三以切二切於心一者。其志在レ修レ身也。故曰。欲レ修レ身者。先正二其心一。又曰。自二天子一以至二於庶人一。壹是皆以レ修レ身爲レ本。古學翁有レ見二於此一。可レ謂レ卓矣。然山崎諸賢之學。最以不レ可レ廢也。

理有下所二以當一レ然者上。平常而易レ見。衆人亦或知レ之。有下所三以當二然之故一者上。幽微而難レ見。唯聖人能知レ之。學者於二聖人之所一レ能知。而雅言者信而從レ之。從而行レ之。則人道於レ是乎足矣。過レ此則索レ隱。索レ隱則行レ怪。

大可者不二小可一。

或曰。道家衣冠肉食。則似二乎在一レ世。說レ虛說レ無。則似二乎出一レ世。諺所レ謂不レ上不レ下者也。〔割註〕道士

先妻子者曰。全喫素食。有妻子者曰。火居肉食。唐山道釋兩家如仇讐。然我國則誦經念佛。兩家合爲一家也。

讀書先要慢讀。字音不差。意義明白。皆於讀慢中得矣。雖然快讀亦是一法。必到快讀之境然後慢慢讀去。方謂之善讀。昔日余與霞沼談及讀書。同恨不能快讀。不知其出於不熟。到今要慢則慢。要快則快。一慢一快。無不如意。讀書之法成矣。所憾者。年迫桑楡。朝不謀夕。雖能勤讀。竟有何益。又況於精神衰憊記性日減乎。可嘆。可嘆。

昔莫善於直讀。否則字義之精粗。詞路之逆順。何由乎得知。譬如一個助字。我國人則目記耳。韓人則兼之以口誦。直讀故也。較之我國人差矣。

直讀的不論經史。將漢話講得來。便是成就的了。只會直讀不解文義者。徒爲賢乎已耳。

使人直讀一一聽得出。纔是唐音爛熟之人。

我國人學唐音。到底止得箇乾。如薩奧人學京音。何曾免乎乾。

須以唐人爲師。難免乎乾。以乾者爲師。一傳之後。遂爲國音。黃檗宗誦經可見矣。輾轉至久。全然不相似。今之所謂漢音。即唐音。昔謂之漢音。今謂之唐音。乾唐音可半年三箇月都了。如學東字。東字下幾字。不學而知。東字讀作上聲。則某字。某字下幾字不學而知。去聲入聲一同。蓋只學一箇東字。幾十字不學而知。此例而推之。則平日通用一萬餘字。聰明者三箇月可了。或少鈍亦不過半年而就。節奏不在此例。讀書有節奏。必須學於唐人而得。後日爲節奏者一同。要拍子的打話。終不成箇話。

國音无ニ平聲一。何故。曰。大抵國話長而慢。呼ニ漢字一有レ時乎平。有レ時乎上。有レ時乎去。否則不レ成レ話。所ニ以不一レ定也。入聲則全無。又有ニ因レ情而變者一。大抵喜而言則平。哀而言則去。怒而言則上。

國話長而慢。其狀如何。國話サウデゴザリマス。長而慢。韓話クリックト短而促。唐話則一箇是字。國話サウアリテカラ長而慢。韓話クリハタカ短而促。唐話則一箇既字。話話如レ此。奚啻天淵。

韓人教レ讀。毎レ句三層一讀。合爲ニ四法一。阿直岐王仁初教ニ讀書一之時。必當レ用ニ此四法一。我國人由得ニ一件訓讀一。非ニ我國人怠慢一也。天使ニ之然一也。

韓人直以ニ國音一。我國人國音不レ可ニ直讀一。故假ニ音於唐一雜記熟。比ニ之韓一其爲レ雜也。又甚矣。

運用者謂ニ之氣一。統ニ陰陽一之名也。運用之變化不レ測者。謂ニ之神一。氣者猶レ名也。神猶レ字也。

神氣也。精質也。血之所レ成者也。氣不レ可レ見。而精可レ見。譬如ニ火可レ見而煖不レ可レ見。水可レ見而寒不レ可レ見也。

莊子。耳目鼻口心知。佛說。六根眼耳鼻舌身意。儒書耳目鼻口之欲。佛之所レ謂意者。莊子所謂知也。

張敞傳。有ニ偷盜酋長語一。酋長非ニ特夷狄之長一也。

水母目蝦四字。少年時曾覩ニ於文選中一。楞嚴第七亦曰。諸水母等以レ蝦爲レ目。

杜少陵古今稱爲ニ大家一。比ニ諸搬戲一。少陵如ニ男扮ニ女粧一。諸家如ニ女扮ニ男粧一。未レ免ニ纖弱之態一。青蓮白是逸流之仙。

沛公慢而易レ人。或者添ニ一箇字一講釋。不レ知下酈生知三沛公之爲ニ英雄一。亦在中慢而易レ人上。後世區區修ニ飾邊幅一。如ニ隗囂一者何能爲哉。

天下之可レ畏者。莫レ甚ニ於民一。末世徒知ニ瓦解之禍一。而未レ知ニ土崩之慘一。其於ニ瓦解一萬萬矣。悲哉。其

於レ民也。
有二迫脅之心一。而無二愛育之政一。其不レ畏二其所一レ畏。豈非二顯然一乎。
侯書言溝之東。安知二其非下讀張耳使中之言上二於高帝一耶。張良說二漢王一曰。湯武封二桀紂之後一者。度三能制二其死生之命一也。今大王能制二項籍之死命一乎。後世制死命三字本レ此。制二死命一者。制二其死生之命一也。

酈生曰。楚必欲レ往而朝。欲往字非二獨女子一可レ稱也。

帝急覽詞丁公曰。兩賢豈相厄哉。綱鑑註。厄音阨。困也。兩賢謂三季布與二丁公一也。兩窘二帝子一相應、黃甸二是季與レ丁也。此亦可レ備二一說一。

取二良人子一名爲二長公主一。綱鑑註。宮人名號有二上家人子中家人子一。此亦一說。

黃門古無二明指一。中古以來有二爲罪之律一。而充二賞善之司一。其故何也。曰。理勢然也。如二指レ路者一。數人以二在中隨其處出一。其他不レ論。亦是同理。

曰。堂屋之奧、巢穴之下、固有二闇昧黑暗所一レ在。然言二大陽之光一則曰。無二一處而不一レ照。未三嘗曰二微有二闇昧一亦無可一。可二大陽者一光也。萬物者一理也。故言二爲理之功一則曰雖二一草一木之微一。無レ不レ涵二徹其理一。然以二勤力之方一言レ之。則有二大小緩急之別一。故曰。物有二本末一。事有二終始一。知レ所二先後一則近レ道矣。

我國非二武一智謀之士一。然大概而論レ之。肉食者動或不レ過二山鬼之知一。不レ學故也。

井田、封建、學校、肉刑、四レ一不可。三代聖人之制。所下以亙二萬古一而無上レ弊也。漢文有二不レ忍レ人之心一。以レ晉代レ之。然後世上者或輕用レ之。而下者或輕犯レ之。文書盈二于几閣一。未二必不一レ由二乎此一也。

有未可謂非而實非者。有未可謂是而實是者。遽而言之。不但自失心。將誤人。宜乎君子之愼於言也。

韓人大醉。第二日吃酒曰解醒酒。我人所謂須志加伊宇津也。蓋漢書所謂。以酒解醒。五代史所謂。以血湔血。同一說話。酒可以解醒乎。劉伶所言。五斗解醒另是一意。

憑几一詔。天子事也。在平人。則當曰易簀一言。

視於下而有餘。則起驕慢之心。視於上而無窮。則生謙虛之意。世之自滿自大者。皆視下而不自覺也。

法者天下之公器也。

或講論語千乘章曰。朱子前言主一無適者。全體之敬也。後言敬其事者。一事之敬也、聽之者以爲兩件。夫敬有大。有小。有指全體而言者。有指一事而言者。然其爲敬也、無往而不主一無適。豈有差別乎。

禮玉藻曰。瓜祭上環。食中棄所操。註。上環橫切之。圓如環也。今人去上環。或出於嘗試。暗與古法合有趣。喪禮用天蓋燈籠等類者。唐山季世之俗禮。僧家遊於其地者。學習其儀。歸而用之於本國。不知者以爲佛家之事。以白紙抹額者免也。所謂旛者銘旌也。白晝燒燭者。堂屋深奧故也。唐山王者宮殿、不得不然、僧家尊佛。奉以王者之禮。故所居曰殿。又復用燭。其他無非官衙之式。凡言寺者。起於白馬寺。然則今所謂叢林者。亦一官衙也。安得不略用官衙式。

所謂一周忌者小祥也。三年忌者大祥也、非西域有此規矩。七年忌。十三年忌者。庶人之家。不能

逐年齋醮故。延其期間而行之。王侯富室亦復因循蹈襲。終不究其故者何也。夫以正祀而論之。則論祀甞烝不敢闕一是矣。若其信佛者。亦順年年齋醮而後可也。

大學所謂絜矩者。如匠以度爲方器。弔一丸子於中間者。丸子吾身也。廣狹各四旁也。長短者上下也。方正者形也。均齊者用也。

或云。大象之爲畜也。蓋戇異之物。在蠻則識蠻人之意。在唐則識唐人之意。在倭則識倭人之意。雖見擾物不倫。唯此一事。則所謂聲入心通也。又如哺乳孩兒。亦能聲入心通。稍長則不然矣。所謂兒子乎者。亦是此意。芳洲曰。若然則。聖人不待像胥。而識四方之情也哉。

異端固有。欲得著處。但不在綱常上說。君子之所以不屑爲也。朱子嘗云。

後世謂濫惡爲濫觴。謂貼條爲驚燕。謂旗裝爲行李。皆失本義也。

鼂錯號爲智囊。而不知景帝柔懦不可以有爲。其於智也。何取。曾以爲不如是。天子不尊。宗廟不安。急於功名。而彼徒見一偏。然則朝衣之斬。不亦宜乎。

雖薰食菜蔬必祭。與涅槃經梵行品所言。救四部衆出七粒生飯者。事相類。而意實異。生飯者衆生食也。人生曰人。死曰鬼。凡唐俗所謂鬼者。平話所言幽靈也。非夜叉也。佛經有權喜夜叉神。生子至五百。入王舍城所在男女。次第取食。即平話所謂於仁也。又有惡鬼者。與夜叉同義。

或問。予生於漢爲與王渙。則何如。曰。即當上跪日伏闕朝議。心實感嘆。竊惟賈誼一臣之言。可謂天下之至策。匡輔自削國土。務率諸侯。永祈社稷之安。若其多寡。唯命之聽。仰望據理直諫。每得遺勞聖慮云云。若使朝議有所顧惜。不至大削。則當再四申請。繼之以泣。必至於得比當時小藩國而後止矣。

古今在雄疑之地、而善處之者、漢張良。竇融。錢俶。數人而已。
夙寤晨興四字。見于天人策、承流宣化同上。
陳選小學序。有小學以成始。有大學以成終。鄉試謂之小學。所謂庠序是也。會試謂之大學。所謂國學是也。董子所謂立學校、以教於國、設庠序以化於邑、亦是此意。有選擧之途者。卿貢是也。

富貴榮耀者。君子之所以不得已而處之者也。貧賤幽潛者。君子之所以甘而樂之者也。惟聖人則無意於榮耀、亦无意於幽潛、遭所遇而循其命而已。

建元三年閩越擊東甌。遣使發兵救之。漢武玩兵。黷武之失權輿於此。惜乎。田蚡之說不行也。莊助其佞人哉。

搜索搜驗、又謂之露索、見于漢書。

芳州問曰。剪徑取買路錢、則活。否即死。爾肯爲之乎。曰不爲。曰抉墻偸財則活。否即死。爾肯爲之乎。曰。不爲。曰爾能知之。溺子之非不辨而自明矣。惜乎。爾讀書不知賈彪之心也。

皇后陳氏廢。后以祠祭厭勝媚道、網蠱誅。后寵衰忌衞子夫得幸。乃媚道座祠祭祈神爲祐。以厭其勝已者。

小廉小節衆皆勉强而爲之。至於大廉大節。顚躓。觀望。嘆呻。嚅喏。先所不至。故曰偸取備兒。舊性復發。又曰獨孫君子。未免毛病不改。

夫尾大者不掉。固爲理勢之自然、然天下之治亂。國祚之久短。未必專在藩國之大也。漢賈誼立制

國之說。鼂錯主父偃相尋纂傚。至於武帝。行其推恩之令。當時藩屏非不微小。至於末流。王莽奪之國。而同宗諸侯。俯首服從。而國遂亡矣。蓋我國侯伯。如此强大。何曾有逆節構亂之人乎。要之。君明臣良。則上下平和。區區法制非所用也。書生之論徒。爲强聒。不究其本。言雖剴而未中。意似喜而實疎。故孟子有言。曰。格君心之非。一格君而國定。

呂祖謙曰。漢之取士隨時設目。蓋非一科。其行之最久而得人爲多者。在學校則有明經。在郡國則有孝廉賢良茂才。而已。孝廉賢良始於文帝。茂才明經始於武帝。四者之科。終漢世不變。而公卿大夫。多由此途出。

李陵謂蘇武曰。庶幾乎曹柯之盟。司馬遷審察其志。而言之如此。然非人臣之道。其有愧於豫讓也多矣。

喜則笑。哀則哭。出於天理之自然。而人情之所必有者也。我國自古尤臨哭之俗。以其近於婦人爲嫌。而哀情無所發舒。可嘆。

大學治天下章末。說義利。與孟子開卷首章說義利之辨同意。可見孟子之學。出于曾子也。

古人云。道豈有行義。通經則有之矣。未見有行義者也。

陳不肯。嘗立一家斷案曰。天惟一道。理無二致。立教有異。自修不一。一生所得。惟有此十六字耳。未知果然耶否耶。

或問修齊治平。曰。修是補修其缺之修。屋不得時修則必至大敗。時時刻刻不須臾忘。隨破隨補。務使無破壞之患。人之於身事亦然。齊有均一齊整之意。不均一則親戚怨憎。不齊整則閨閫紛擾。凡言治者。有除惡之意。猶如醫者治病必也。除腸腹胃之汚穢。存壽滿陰之精魂。然後可 四

以望其不中道夭焉。即賞罰之謂也乎者。寬嚴用夷。無阻險艱難之患。教養之成也。佛書有王法佛法之言。蓋王法者。伏憑時王。佛則專修其獨善之教。故凡經典所言者。舉皆陵庶其子弟之言。業生則附學也。

公孫弘論卜式曰。此非人情。不軌之臣。不可以爲化。太善東藩河村某。欲獻十萬金不許。可謂盛德之事。凡有所獻者。必有官爵以報之。是不言貿易。而實則賣官鬻爵也。何可以化天下哉。

新製齊紈素。皎潔如霜雪。註云。齊地產絹。列子有齊紈字。註。爲細密之絹。亦是一說。

或問。漢宣接待呼韓之議何如。曰。使荀悅蕭望之同仕於漢宣之朝。則匈奴迎接禮式。必有如作舍道旁者矣。何書生之多論也。要之王者無外者。仁恩之大。弘覆普徧無遠。而不及也。非必謂破摧厭抑使之稽顙乞命之謂也。蕭望之之議。可謂先弊。彼其強則卑下而示事之弱。則欺負。而驕慢之者恥也。

周公恐懼流言日。王莽謙恭下士時。假使當年身便死。一生眞僞有誰知。此乃白樂天放言詩中四句也。古今以爲王荊公作者非。

近有姓官者。著書論駁五行生剋之說。不止小兒強作解事。正所謂病狂妄言者也。蓋仁齋作俑。後進小子從而慕之。立異現怪。愈出愈謬。爲學之弊。至此可嘆也夫。

或曰。子若以異端之人爲可尊者如何。彼以索隱行怪。見絕於聖人之門。其人則善人也。焉得而不尊之。曰。何不謂之君子。曰不可以君國。不可以子民。安得謂之君子。

孟子曰。今樂猶古樂也。大哉言乎。可謂得治平之體矣。後世之學古者。必欲以文。而不欲以

實。若夫文則隨時制宜。何必三代儀文之爲哉。
人每遇快治時、即自以爲是禍之萌、殃之兆、戒愼恐懼不敢放縱、則自無逆道之擧、壽命長家國安泰不求而自至矣。如貪財好色嗜酒厭肉居官處宰上寵下威、總是一般、此乃消長盈虛之機、禍福倚伏、權易之爲道不外于此、可見天下之理也。
漢高帝曰、馬上得天下、安用詩書。宣帝曰。漢家自有制度。何必效唐虞。此是同一志趣。文帝則或文。或武。然信賞必罰。執權在于如用一轍。此其所以爲祖爲宗爲中興也。
賞罰者善善而惡惡也。所謂賞者非獨賜與也。罰者非獨制刑也。
惟須寡欲。天下國家可得而治矣。
人唯知漢文帝恭儉、而不知其爲英勇之主。使之得伊呂之佐、則庶乎與商周同治矣。
古今稱賈生之財、余獨恨其所以處置同姓之道。有未盡矣。
一家承意於尊長、一國受命於君上。若不孝之子不忠之臣、勤有專擅之心者何耶。
賤人賣役於人家者、有三等。一曰良民雇工人是也。二曰私屬。雖非良民、亦非奴婢。三曰奴婢。有罪沒入、轉相賣買者。私屬字見于王莽傳、置奴婢之市、與牛馬同。闌謬於天地之性人爲貴之義。今更天下田、曰王、曰奴婢。曰私屬。皆不得賣買。
選擇人材之法、雖非三代良規、然當今可以循而行之者、身言判是也。闌夫之御馬。韓哀王良笑之、然皆於法然、無法者遠矣
大凡儒生所論。固囿古之經知、政者所用乃應時之捷法。儒生不以迂闊自嫌。政者不以便利自喜。

大藏一部汗牛充棟。彼惡僧賤禿。未嘗得一字之力。可見吾之爲物也。不可以無之。亦不可以有之也。儒門亦然。不亦非乎。

好老莊者。品格頗高。則更爲慘刻之人。資質篤厚。則滿爲疎懶之士。以其無義也。

學老莊者。胸中空空洞洞。無些拘礙。自以爲得力。不知去道之遠矣。

予不敢自諱。慨然立而言曰。大和乃東方陽之國。謂之倭者何。以其俗尚好目前而無遠慮之計也。猶小兒之撫弄玩好而自喜也。謂之陽者何。以其有仁慈之習也。

說文云。南蠻從虫。北狄從犬。西羌從羊。惟東夷從大。從弓。俗仁而壽。由是觀之。夷字當訓作平易。四方國土。惟我用大弓。自古而然。

春秋王人齊人晉人云者。皆微官之稱。

獨麟和尚云。曾在美濃慈溪寺。得交大領智教於結制之際。二人皆是遠人也。時堂上有福祿壽眞形。二僧爲之。踊躍歡喜不已。曰。我國每代必生一異人。身首相半。笑容可掬。與堂上所畫毫髮不爽。稱曰福祿壽。以爲國瑞。若產於民間。取而養于宮中。雖在粉白黛綠之中。少不動心。醫卜百家之書。無不通曉。今所稱福祿壽者。名曰壽水正。百有餘歲。爆有童顏。

朝鮮地尺。三指三。一指一爲尺。六尺爲步。三百步爲里。

或問。家曰内。則父黨。外則母黨。至於異姓遠宗及婚姻之族。皆在其内矣。

唐山朝鮮及我國俗。爲之三國異。昔三國之習。誰我國爲最難。貽笑之日。就一人而觀之。有愚者。有智者。有賢者。有不肖者。三國莫不皆然。何可以泥之。舉一國大事係於天下者而論之。乃可以知其優劣矣。何謂大事。曰天子也。輕重大小稽來之儀。暫得而論三國之優劣哉。

莊子曰。能見子乎。孟子曰。大人者不失其赤子之心者也。同以小兒爲言。然莊子之言則虛無。孟子之言則倫理。

海東諸國記。述室町氏時風俗最爲詳悉。乃申叔舟稽留皇京。所親見而錄之者也。其言云。人戴烏帽。各佩一刀。可見露頂脫帽各佩兩刀起于近世也。今戲子家扮主人者佩一刀。跟從者奉長刀以隨。中古俗固然也。蓋干戈擾亂之時。或無有跟從。又不便應急。故有兩刀併佩之習。至今不改。頃非太平之容矣。

公羊傳云。君子大居正。宋之禍宣公爲之也。東萊議之曰。宣公好奇好高。余以爲不獨宣公也。穆公遂二子。亦好奇好高也。當斯之時。縱不得已而即位。使其明陳權攝之意稟白天王。外告國罡。內諭臣民。不敢冒居踐祚。如周公之負扆。則雖不逐二子。庶乎免於弒奪之禍矣。

事有輕重。勢有緊慢。人非不知也。然君子之所志。小人之所尙。常自相反。有若薰蕕。政治之所不成也。

地位高則所見遠。否則反之。君子小人之所以殊者。其在於遠近之間乎。

孔子稱子貢。不曰簠簋。而曰瑚璉。瑚璉者古名也。以喩子貢之非今人也。可以補本註餘意。

漢土人以無窮之詞。吐無窮之情。謂之詩。人人可以能之。我國人以有窮之詞。欲吐無窮之情。何以能得。朝鮮人亦復知此。但彼去漢土不遠。國音順便。加以文學練習振古相尋故。有時或壽曠之詩。豈以我國人比朝鮮人。彼富而此乏。他壯而我弱也

其以圍碁爲主。蓋謂之圍棊。欲殺子以取勝者拙工也。圍有大小緊慢之別。不可以不知焉。

爲官擇人。漢土取之特起。我國取之世家。累代尊貴自然。寛裕世族庶幾。但不免有驕昏之失。備嘗險難能知下情者。特起爲是。然或時有刻薄之患。世族未必好。未必不好。特起亦未必好。未必不好。然則取人之道如何。曰。爲君者自修以正。則百官無不正矣。

事不中法曰邪。事皆中法曰正。正之中又有雅俗之別。偏執謂之俗。超脫謂之雅。學者不以不知。

詔勅章奏。必須中書。然不可用於騷人之幾。觀於公家書短冊可知。

漢土物事。每事雅致。我國物事每事粗俗。朝鮮則又甚矣。

甯巖有言。曰。華而不實。怨之所聚也。夫慈弱篤厚使才氣不敢彰露於外。謂之愚。予曰。其愚不可及也。二甯俱其人乎。

堯舜之道孝弟而已矣。無非孝弟也。孝弟之中。自有階級。觀諸志學章可知矣。外孝弟而爲說者異端也。天道也。孝弟而爲說者聖人也。人道也。異端之說。在天道之中。肇立階級。故茫然不可捉摸矣。

或問。佛未嘗說天道。曰。彼所謂本如來藏者。非天道而何。

有一人好歌。喜用保乃保乃字。或責之曰。此乃禁字。何用。曰。普天下之言。普天下之人。用之孰能得而禁之。或人笑之曰。知之半而不知之半也。

或曰。予喜言佛說所謂最疑然入于其中者乎。笑曰非也。

夫心固無究。言亦無究。心口相應無所齟齬。萬國之人莫不皆然。唯學講異國言語心。是無究。話却有究。所以難也。何況作詩作文。乃言語之精華者乎。唐人不能詠歌。日本人不能

做詩、其理一也。朝鮮人亦有此患。唯國音直讀、比我國人太差。人又致疑於直讀唯通。余教諸生多以唐音。其中直讀稍通者不止數人、可見有志者事竟成矣。大都學唐雖亦專在習慣、然亦由其立志淺深用力勤惰如何耳。

不致疑於譯人之通話、却致疑於學人之直讀、亦不知其類耳。

有人叫門、應曰、登於禮者即誰字也。唐人叫門、則必言。有人麼、即我國物申也。叫化來乞、則言別轉別轉、國語登於禮。叫化者、請捨救命銅錢一文、國語以知巨牟玖太佐禮。或言化化。故曰叫化。作叫花者非。

唐人視挾刀者。槩稱頭目非是。頭目者將校下有體面者。改作官員儘可。然亦有大有小。不可槩稱書生、稱生員。未入泮者、入泮稱秀才。凡未入泮者、無論老少、叫為童生。故有老童生語。

我國人二便為矢、矢巴巴。破屋為破。不不都是唐話。如此等類亦復不少。人未曾究耳。

人皆欲知唐音、唯長崎人以訓讀為便。各有於一偏之見、不能據理透徹。學唐音者須知其故。

今井小四郎從幼親炙朱之瑜。後為水戸府文學。深通唐音。做文敏捷。余少年時問其弟子曰。四郎讀書專用唐音耶。答曰。間用唐音。訓讀亦不廢。意者此乃學唐人中之傑然者也。韓人亦是如此。惟恨我等學唐之人。不能如韓人之用其國音而直讀之也。究竟韓人亦不能變為唐人。何況我人乎。

余用心唐話五十餘年。自朝至夕不少廢歇。一如搏沙難可把握。七十歲以上略覺有些意思。

也是氈上之毛上了。二三子用レ工亦當レ如レ此。

イロハニホト六箇字眞書。教二誨童丱一筆法爛熟。可三以通二一槩字樣一。未三必待二七十二點一。是爲二捷法一。教以二永字一固好。今云云者。要レ使二其易一レ曉也。

凡學二寫字一。唐人親筆爲レ上。石刻爲レ下。學二我國筆法一不レ如レ不レ學。唐人尊尚石刻一別是二一意一。未レ有二支體不レ備而成レ人者一。亦未レ有二點畫不レ明而成レ字者一也。用レ筆手不レ可二少仰一。仰則不レ正矣。

學二一永字一可三以通二天下之字一。是乃理一分殊也。雖レ然如レ此窮二極衆理一。方爲レ盡レ性。故此趙子昂日書二萬字一。

元來讀レ書最難。明白者少。暗昧者多。彼後生小子用レ心粗糙。隨レ口讀過。以爲レ得二其肯綮一。豈知下其中委曲有中許多未レ能二辯盡一者上。余今年老矣。氣憊矣。諸凡名家未レ譯之書尤覺レ難レ讀。豈非下老將レ知而耄及レ之者上耶。

字彙云。竇威傳竇氏子弟皆喜レ武。獨威尚レ文。諸兄詆爲二書簏一。又古人借二書一瓻一。還二書一瓻一。瓻以盛レ酒酬レ之也。然亦有二作レ癡者一。藝苑雌黄李濟翁云。借レ書一癡。惜レ書二癡。索レ書三癡。還レ書四癡。

蓋古人云。借レ書一瓻云云者。出二于顏氏家訓一可レ考。

官箴是二教勅之言一。故無二罪例一。一如二我國一。所レ謂壁書者。與二律書一不レ同。

圓レ夢。圓字未レ見二註解一。圓原音近。想是通用。原夢一字出二于一書一。蓋原者推原也。

天下衣服唯我國爲二不便一。大抵男子礙レ於下趨逐上。婦女嫌レ於レ露レ肌。非二啻此一也。習慣既久。人不二自覺一耳。造レ船亦然。漢韓船隻能指二風勢一。我則不レ如也。

貫-嘗古今稱爲二才子一。但抑二制同姓一之說。余則未レ之信一焉。逓錯用レ之，激二成七國之變一。主父偃用レ之。漸二發劉氏之烙一。齊泰黃子澄用レ之，靖難之兵興。吾未レ見二其可一也，非二我族類一其心必異，本支百世俟于レ周曆。由レ己非レ由レ人也。嗚呼三代之所二以盛一矣。

措大眼孔小。所レ詢刻薄，先二此寛容氣象一，動致二生レ事開レ釁之患一。齊黃二生徒見二晉藩之富且強一焉，知下以二天下之大一下二視晉藩一，不レ啻二二十之一一。若使下京師上有二英主一下有中賢輔上。則何患二乎有二不軌之謀一哉。否則異姓可レ畏。豈獨同姓也乎。

凡欲レ行二新令一者。須下以二自試一爲上レ先。自試之法可三以行二於天下一。未レ試之法不レ可レ行二於家庭一。人主聞レ有二一議一以爲レ可レ用。則率然而行レ之。故有レ所二妨礙一而不レ成。所謂官先二三日禁一者。大半是未レ試之令也。試レ之之法非二止一端一。或自試二於身一，或自試二於事務一。要二詳審一而已。今舉二一事一而言レ之。夫醫之療レ人也。自經二其病一者。知レ發明白。配劑穩當。故曰。三折レ肱爲二良醫一。否則反レ是。

或問レ權曰，人子方二寒夜一。不レ知レ遽被二其親一，而先以二其身一而溫レ之。雖レ學二黃香一，而其親則患レ臭。此之謂下不レ達二時宜一。嫡死子幼立レ庶爲レ嗣。而以二其室一妻レ之。此之謂レ亂。知レ經而不レ知レ權則窒。知レ權而不レ知レ經則蕩，君子小人於レ是乎分矣。

極大之權希世一有。如二湯武之征伐一是也。至小之權朝夕時有。觀二于孟子援溺之章一可レ知矣。夫子所謂未レ可二與權一，專就二其大者一而言也。然雖レ云二細事一，苟非二其人一則差。不レ可レ不レ愼也。

目、禪代一卷。不レ可レ以レ不二尊重一。其爲レ言也。進潤。奧斷。弗レ究可也。人欲レ求二其的確一。可レ謂二無識一矣。

西學實以眞。齊圖之古來而純朴之風散。此乃莊周所レ謂絕レ聖棄レ智之說。可レ謂二大有一レ所レ見矣。鄉生後□動

在細處生論。故不知斯言之爲大也。然矯枉過直。未免者弊。要之齊國典籍不可廢也。夫天下之事有天焉而非人力者。天者自然也。倘逹其自然而强爲之。有所益于此則必有所損於彼。昔者是獻策於官者曰。近江太湖鑿渠宇治。而洩之。墾闢可數十萬畝。朝議以爲。果如此則河內攝津之民化爲魚矣。遂止。蓋裁成輔相之大功。必有聖人之德之才。然後可望其成。固非尋常君子之所能與也。齊書之來我國。釋老之在世間。皆自然也。非人爲也。必欲除之而後爲快者。不知天者也。

有一等神學家。牽合之說最多。如吐普加美。分明是五行之目。反爲三寶之稱。紫宸殿觸頭。俗名高麗狗。解爲波伊登不。殊無意義。大黑天乃西域廚神。引以爲大己貴尊。庚申三猿曾爲神家之物。如此等類不可枚數。必也有藤森其人者。而後神學大明於天下矣。

神學家偏欲人之淳朴。無外慕其志至矣。然不喜讀書。動或以己之不通。亦欲令人之不通。大乖於皇朝取法齊國之本意。豈知樂取人以爲善者。乃學道之大公哉。

學校館驛之説。朝鮮遍於域內。我國則無之矣。尊經崇學則風俗齊矣。

或問。今若創建學校。則教以何書耶。曰四書小學五經之內。一經從頭必徹。通曉考其大略。此則可以通行於域內矣。

勸善懲惡。凡國之主政者莫不皆然。然不明之實無張之徵。雖有若無矣。

天下事本不難爲也。惟人不肯做耳。唐陸象先曰。天下元無事。只庸人擾之耳。此是一說。

孔子於緊要處。必舉天以爲言。孟子亦然着眼。

左傳註。覆浮夫聲。伏兵也。考之兵書。伏覆有別

尚殘西山上。有神功皇后城跡基址。宛然專皆磐石。非神功焉得而有之。可謂奇矣。

或言、唐人吃蘿蔔曰、此可以敵人參。日本人多壽。今乃得之。蓋唐山蘿蔔不如我國。大坂有名醫、與人唱歌、嘆曰、此内寒也。良久又聽之曰、寒矣。詢知其食蘿蔔羹而領之。併此二者而觀之、蘿蔔非常藥也。有一庸醫、見人患痰勢急高叫曰。速取蘿蔔來。彼欲言生薑而誤曰蘿蔔。滿堂大笑。果用蘿蔔則無功矣。

人身之有少壯老死、猶如天地之有春夏秋冬。二十五年爲一時。老夫正當冬時。雖不瞑目。已在死候之中。亦何求焉。幸賴天假眼光精神未老。雖在病蓐之間。未嘗一日而廢講習。古人老年儆戒。非所敢望。又非誨人不倦之人。只是借此消遣俟盡而已。目下從遊之中有兒童。併孫兒共七八人。小者七歲大者不過十四。或以字。或以詩。或以唐話。朝夕相嬉不覺寂寞。爭聒者手拍。背讀者口奨。有瓜果與喫。有佳話爲講。一來一往熱鬧、覺日。取茶取火。隨意使喚。眞老境一樂事也。

尸子曰、人生於天地之間寄也。寄者固歸。列子曰。死人爲歸。則生人爲行人矣。又見於一書曰。爲言、生者寄也、死者歸也。余謂、聖人只説死生如晝夜也。生者寄也四字。恐或不説。

余天資庸劣、輕浮粗躁。一生學苦、爲此四字所累。頭病老相尋委頓牀蓐。因在字眼上、開悟透徹。其曰。忍一字甚。已忠無。最爲要緊。古云貴而欲躁而惡囂乎。眞吾喩也。着爲不少。古覺、古人主靜之說、極爲深切。但於修齊治平上。工夫仍舊。悵然終歸於不濟耳。

凡教幼兒。先教以一字。且使之知其字義。然後教以小學或大學。每日不過二三行或四五行。必講其義以教之。不必究其領會不領會。講法比諸與成人講者。有詳略之別。只要其易曉

且無悔。事欲爲他日之地而已。時或叙以詩句亦好。然日少年行宮韻同級詠清詩篇等類、恐或有妨於名教者不教可也。至於十幾歲以上、教之當見其資質如何、不可預定一法。

教誨幼兒不論文少、須要連註解并讀。暗誦爲上不能者不必强督、今人欲其草草讀完、因書五經、最覺無益。

或曰。誨小兒學寫字、皆吾曹匆忙之人。最所難也。曰非難事也。雖云匆忙、豈有如僱人之督役。百工之趣錢者耶。方其閑暇之際、不敢講閑話、不敢爲閑事、則其餘誨兒學寫也、自有餘而先不足矣。

余萬事無能。至於寫字最爲拙劣。小歲時未曾學書。每看一書只管細字抄寫專要速就、不論妍蚩。既長之後、非先心於墨池。譬如破敗之屋未由修葺、筆法已郎當矣。遂悲乎終身不勝慚悔。每遇後生小子、必以學書爲勸者。有所自懲也。其所言書法、皆得於有識之口、非有自試自能也。聊贖品藻之誚。恐或未之免耳。

平安言祀爲會。如祇園會是也。左專趙孟適南陽、將會孟子餘。註云。會祭也。俗語結會者、我所謂多乃茂之也。國分子者太之阿和寸留也。詩會文會謂之做會。或曰結社。又有茶社圍社蓮社等名。同事者曰社友。年長者曰社翁。

初學之士毀佛心重。遂至慢神。可謂懲羹吹齏者矣。

祭會之日。遠親故舊互相延請。京師風俗振古乃然。余少歲時揚言曰。殊覺其煩也。柳川三省正色曰。一年一次團欒叙濶。人情於是乎華矣。何謂煩乎。余爲之面赧。

天下人心唯我國爲淳厚、近古。以今日視之。唐之與韓有所不如。豈非神聖之遺澤也哉。蓋

問。吾子嘗曰。東方朔陽之言。又曰唐之與韓有所不如如何。曰非相悖也。吾于韓之有唐詩選也。其猶歌家之有正風體乎。俗語云。唐詩誦得一千首。不會吟詩也會吟。博約並至。非猶道學已也。

或曰。學詩者。須要多看詩話。熟味而深思之可也。此則古今人所說。不必覼縷。但我人則又欲多閱讀歌家之論歌也。余以爲。此乃明理之言。大有益於造語者。然非粗心人所能知也。蓋詩者情也。說情至於妙極。人丸。赤人。少陵。謫仙。同一途也。彼以漢言。此以倭語。邈如風馬牛不相及。故不知者以爲二端。惑之甚也。

不讓於君。愁苦悽惻之恨。洩之於宮怨。使義疎財。擴作氣勢之態。狀之於少年行。非宏非壯。不足以服衆。故極言宮闕城池之盛。邊防征討乃國家重事。故暗刺窮兵黷武之失。此等類。我國歌中所罕有者也。

歌所謂戀者。類於閨怨。閨怨者夫婦相慕之情。戀者男女相誘之詞。

吾友龍勢格雲深通經史。乃純德君子也。今則亡矣。南部草壽賦環翠園曰。雁歸塞北長爲客。梅發江南暗憶人。吳南老極口稱贊。有一人在傍曰。佳則佳矣。暗字似乎婦人語。南老曰。予欲改以何字耶。其人曰。如字。南老曰。若爾則非詩矣。有李判事者。巡齋數而朗誦不已。南老曰。來汝知此詩意耶。李低視不言。南老曰。汝但喜音韻調話耳。南老者朝鮮人。閑在越中南部氏別墅。

義國興一鄉十五歲時。聞有魚躍活潑潑。地對以光風霽月當惺惺。法。可謂的對矣。長門州山田元欽十歲時。師法蓮華白。對以心弱梅花紅。平仄不對。花字相犯。然亦奇想也。此等異才傳之生於齊魯何患乎不爲三大家耶。元欽大我一歲。相知於京師。六十年前事也。不幸早卒。

平田茂左衛門在朝鮮。有詩曰。江風送人語。陽岸有歸舟。朝鮮人金泰敬終身吟賞。

松浦儀右衛門十四歲。置詩草於案上。南部草壽吟誦不已。既而問其自作。大驚曰。吾謂抄寫唐人之詩也。

榊原玄輔有蘆何論。長崎劉總擊節嘆賞曰。不料訓讀之中有此一篇。觀瀾。鳩巢。東涯。徂徠。何如。曰名數人也。盛名雷轟。何得乎曹丘生也。

晝日筆見于五代史。以通鑒考之可知矣。

揚言於衆曰。我東人共智也。稱而小。或喜焉。或怒焉。喜者固是。怒者未必不是。第喜而養之。怒而檢之。其庶幾乎。

取辨於口者。世謂之聰明。

孟僖子曰。禮人之幹也。無禮無以立。立字須要著實體認。

或問。思之又思之。有神而通之。非神之通也。思之至也。曰人性本靈。豈有不通之理哉。但嗜欲遮蔽。天機藏匿。譬如鑒之蒙塵水之涸泥。所以不通也。思之。又思之。念茲在茲。且心竅清澄。天機發露頓覺忽然開悟。此乃從性靈中流出者。多在睡夢中得之。是其驗也。〔割註。有一造曆者。諸算明白未得減一法。夢有人來指點。從此豁然。人有一人學書難於勾畫。夢有人患之。乃筆下无礙。〕莊子曰。嗜欲深者天機淺。文清最愛此語有味哉。

魯周公之後也。魯昭十年始用人於亳社。蓋不書於經者。乃爲國惡諱也。齊國人有殘酷之性。於是乎見其一端矣。

或曰。筆法有陰陽。有起。有落。有行。可惜御家體無此筆法。所以不唐也。

或曰。曾晳分明。是虛無之學。幸而遊於聖人之門。否則必爲原壤矣。夫子有與點之嘆者。蓋乘桴浮海之意。非所以善之也。亦是一說。

君子於父子兄弟之間。以和睦爲主。箴規次之。夫子曰。兄弟怡怡。孟子曰。古者易子而教之。可謂人情之極矣。

克己復禮。朱子本於劉炫之說。左傳昭十二年正義可考。聖人以神道設教。王欽若所言。與杜預合。程朱則不取也。

賣古說猶。見于國志。諸家不注其所據。

易曰。近利市三倍。子產亦曰。商有利市寶賄。我勿與知。註汝有逐利於市。珍寶貨賄之物。我鄭不敢與聞其事。俗語利市字想或本此。

或曰。今言云。知之爲知之。不知爲不知。是知也。中庸云。及其至也。雖聖人有所不知焉。子路問死。問鬼。有意於索隱之學。故夫子語此以誨之。莊子有云。知止其所不知。至矣。蓋齊諧之義也。雖云異說。亦有道理。

顏淵章。克己二字。己者身之私欲也。不曰心而曰身。身字著眼。本文己字人字。要緊相應。一日卽一日。猶積之時也。非積累則無一旦之時。程子言箴文字著眼。天下字兼四海在內。有雖蠻貊其行直意思。

夫身心之外。事之示論。於天下國家言。其道之不能爲是爲教也。昔有一君曰。吾欲學天官。一猶言曰。君上之所當務者天下也。非天上也。雖似譎謔。又有意思。

有一儒者曰。儒學可廢也。因子所謂儒者君子儒耶。小人儒耶。曰一切可廢也。曰果爾。則周公孔子王法

者誰爲誰倚。佛法雖有殺人放火之賊。逃入寺中。必釋衣以藏之。乃其所謂慈悲也。佛法王法於是乎判然矣。或曰。佛法盡。曰。何曾盡也。唯圓頂而方袍者棄耳。王者與之上下。必世而後仁焉。則不除而寡矣。曰可盡無乎。曰決無其理。

寬以濟猛。猛以濟寬。爲政之則也。子產死而仲尼涕。非爲子產涕也。爲鄭國涕也。非子鄭國涕也。爲天下涕也。聖人之愛人也。至此乎哉。

一大爲天。土也爲地。人或言之。洪崖師曰。天字三才具焉。上一畫天。下一畫地。圓之則人形。方之則地形。人在其中。

昭公二十一年梓愼日食之。答與朱子所說不合。

强健之人。夏則憂日之長。冬則憂夜之長。所憂常在其身。若夫疾病尫羸之人者。夏亦苦。冬亦苦。晝亦苦。夜亦苦。無所往而不苦。君子之處世也。其猶健人之於四時乎。富貴貧賤。安樂憂患。無所往而不樂。雖有少不快者。如室之有蚊蝱。牖之有蚤虱。聽逐之而已矣。盡心無所累也。余已老耄。雖無君子之樂。亦無小人之累。從今以後。當有一二年之壽。曰可以讀書。且可以辨音。而手可以寫字。如此而一日無病溘焉以死。則眞可謂至幸之人也。聊錄之以當何傷。未知可得而如願邪。否邪。

余與同志者讀左傳。至穆叔曰趙孟年未盈五十。而諄諄焉。如八九十者。弗能久矣。謂之曰。余正八十。言之諄諄。請毋怪焉。洪堂

或曰。吾子不敢以道德自負焉。可乎。曰道德可以自負乎哉。

凡言離於口。未免一偏之患。不如默默。

吾平生文字。只有大聲一欸耳。

吾聞窓師暗記。有事於理者必筆之。師又從而輯之。日積月累遂成一書。名曰橘窓茶話。吾乃逐臭者。又有嗜痂者。愚師乎。愚師其逐臭嗜痂之儔匹乎。

對馬州文學原任用人雨森東

橘窓茶話終

鈴木忠侯集撰

一挙博覧

此書ハ王乃しけ撰を訂し萬條の誤ひを釋きて
読賦一揆をしむる事實よ雲霧を拂く白日を見るが如し
辟ハ古今集よそ諺説画てなる百千鳥の傳もみゆるをそれ忽
其謚ゆ知る又日本紀以下諸の国史より太平記平家物語
等の書を参て過ま撰をゆし其時代の風俗言語を辨じ

一擧博覽目錄

卷之一

卷之二

卷之三

[illegible]合百四十五條

例言

一此書は予若年の餘閑、本邦の正史および稗官小説の中より古賢の人に益あるものを抄出し、類をとり首に從ひ、少しく愚意を加へて童蒙に便りす。予もと、漢學短才にして是を編修する事、約ならざれども見る人、其冗長を厭はず、其他をすてゝその實をとらば、業上の古事を講說する且興隷用大の方言にあるて、翻其正を得る事あらんといふ事爾り。

鈴木忠侯識

一學博覽 卷之一

鈴木忠侯集撰

〔一〕日向國高千穗峯は、日向風土記に、臼杵郡知鋪鄕とあり。今の霧島山なり。」延喜式神名帳に、日向國諸縣郡霧島神社と云々。按ずるに、霧しま山、今は薩摩國鹿兒島領にして、城下より二里餘ひがし海邊の高山なり。常に登山の者多く、先達、神代の故實とて、登山の人々に稻穗をもたしめて曰、きり來らば是にて打拂ふべしと。此山、黑霧・陣づゝ吹越、その聲大風のごとく、一度に晴冥としてみちをわかたず。漸もすれば人霧にまかれて、他方に尸を落す事度々ありとかや。故に霧來れば、手々に稻穗にて祓ふ事かまびすし。暫の間に大間明す。山頂を御鉾といふ。池のごとくの凹數間四方あり。その中に神代の御鉾とて、九尺ばかりなる金銅の鉾一柄立り。いとも神々しく見ゆ。登山の輩これを拜し奉る。赤く火燃出し、黑烟天をおほひ、蟠行數里に飛ぶ事あり。是を神火と稱して、南、隅、日の諸州ともにおそれ拜すとかや。山頂、海岸に臨みで南をうけたり。霧島明神は山下に鎭座ましまし、周方三間計にて、自明物ふり深樹茂りて、太神さびたる靈地なりと、彼山に登りし人のかたり侍る。

〔二〕神代卷に、風雨といふ字に、かぜあめと假名をつけたるは、文字につきての假名なり。風雨とありてもあめかぜと讀べし。我國の語にかぜあめとはいはず。あめかぜといふなり。漢字を借用るにあること、あめかぜに風雨と連續字を用たるなり。神代卷に限らず、和書にはかゝる類多き事なり。風波もなみかぜ、山海もうみやま、晝夜もよるひる、夫婦もめをとなり。

〔三〕手向山のたうげは手向の轉訓なり。手向をたうげと訓ずるは、日向をひうがといへるがごとし。たうげは

上り下りの山のさかひにて、國も多くは爰にてさかえば、旅行の人道のほとりをいのりて、國津島に手向をするゆへの名なり。道祖神を手向神といえり。萬葉集に、幣の字をたむけとよみ、祭幣をたむけとよめり。

〔四〕七夕の二星牽牛織女參會の説は、異邦の事にして、吾國の故事にあらず。日本にては棚機姫神を祀るは、上古よりの事なり。日本書紀第二曰、故 歌 之曰、阿妹奈屢夜乙登多奈婆多廼汙奈餓勢屢云々。アメナルヤオトタナハタハ天に在る也。天とは都なり。ヲトタナハタハ乙女機織也。天朝につかふる官女に天棚機姫命あり。これを申奉る。古語拾遺曰。令天棚機姫神織神衣。所謂和衣也とあり。是大神に織給ふ職の神にして、歌にたなばたつめと詠る是なり。延喜式神名帳に、天棚機比賣神社あり。山城國稻荷社傳記曰。七月七日於稻荷社前祀天棚機姫命云々。吾朝にて乞巧奠の事は、天平勝寳の頃より初るよし、江次第、公事根源に見えたり。萬葉集に、

七夕の五百ハタタテヽヲル布の秋去衣タレカトモミン

天の川と歌によめるは、日本書紀所レ謂天安河にして、今河内國交野郡に流るゝ天の川是なり。川邊に七夕神社あり。〔河内志〕に出。事、貝原氏の諸州巡覧にも見えたり。此二星を祭り手向する事、我國の事にあらずとの說也。

〔五〕さはらぬ神にたゝりなしといふ譬は、鬼神を敬して遠くといえるによりしなるべし。

〔六〕扇のかなめは要用なり。

〔七〕あふぎあふぎ、扇あふぎのごとくなるものは、唐土にはなしとなり。唐の扇といふは、ふちは木にてもあれ、金にてもあれ。中は羅の類にてはりたるもののよしなり。丈山の富士の詩を唐人の心得ざりしと也。

富士之詩　丈山

仙客遊蟠雲外鎭。神龍棲老洞中淵。雪如二紈素一煙如レ柄。白扇倒懸東海天。

〔八〕紀貫之が童名阿古久曾といふ心得がたし。阿古は上古の男兒の通稱にて、一人の名にあらず。菅公七歳の時の御歌とて、

うつくしや紅にも似たる梅のはな阿古が顔にもつくべかりけり

職人づくし歌合のことば書にも、阿古よぶくたもてこと有。久曾は麻呂と同じ。日本書紀に、倉臣小糞、日本後紀に、安倍朝臣男糞、三代實錄にも、卜部乙糞などいふ人あり。糞丸といふは、不葺合尊の故事より出たりと、古語拾遺に見えたり。

〔九〕和琴を六の緒ともよめり。六帖に、

むつの緒のよりめことにぞ香は匂ふひく少女子が袖やふれつる

あづま琴ともよめり。

夏來ればあづまの琴のあしつをによりかけてけり藤なみのはな

源氏花鳥餘情の序に、あづまをあろ／＼の器のうえにをき、むらさきをよろづの色の中に尊ぶとあり。あづまとばかりもいふにや。

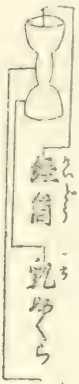
〔十〕琵琶をすにことゝよみ、又は四の緒ともよめり。堀川後百首王照君をよめる歌、

道すがら馬のうえにてひくことのねごとに玉をぬく涙かな

六帖に、

よつの緒におもふ心をしらべつゝひきあかせども知る人もなし

〔十一〕鼓の圖の名所



鉦筒　乳ぶくら　如孤といふなり。

〔十二〕烏帽子の前へなびきたるは平禮、うしろへなびきたるは梨子打といふなり。

〔十三〕奴袴の色の年齢にしたがひて次第にうすくなるは、年を經て摺はがしたるといふ意のよしなり。

〔十四〕鼠色は喪服の色なり。鶴の黒衬色と名目を替て、つねに用らるゝよしなり。かすみのころもといふも、鼠色の事なり。東山院崩御のとき、中院前内大臣通茂公の歳暮の歌に、

けふといえどことしもやみに暮にけりかすみのころも春はきぬらし

或云、御國忌は十二月十七日也。

〔十五〕目結といふは、俗にいふ鹿子の事なり。四目結は四ツ目をあけ、繁目結は目を繁くむすびたるものなり。

〔十六〕襁褓は少兒のふすまなり。我國式法のむつきは、ふとんのごとくなるものゝよしなり。襁褓はむつきぬなり。かにとり小紋をつけるなり。今民間にも少兒のうぶきぬに、かにとり小紋を付るは是ゆへなり。かにとり小紋とは寶盡しの事也。

〔十七〕論語に、惡紫之奪朱也とあり。むらさきと紅は、互に色をうばはれてあしく見ゆるなり。此外の色々も奪はるゝ色あり。男女裝束にいろ／＼の衣をかさぬるに、色をうばはれぬやうに重ぬる事、衣紋者の古實なり。鎧をおどすにも色々の糸をまぜて、段がはりにする時も、此意得あるべし。又立花などにも、色々の華を多くたてる時は、色をうばはれぬ心得あるべし。又相生相剋の色をわきまふべき事なり。

或曰、相生は、

青赤　赤黄　黄白　白黒　黒青

相剋は、

青黄　黄黒　黒赤　赤白　白青

又左行にたとふる時は

木南　火赤　土黄　金白　水黒

〔十八〕纐纈は絹の地をくゝりて染るなり。纐纈、纈纐ありて、纐と纈とは別なりと、延喜縫殿寮式に見えたり。女中の裳衣などにする事あり。むかしはよろひひたゝれにもせしにや。古き物語に見えたり。又目結も〔割註〕今いふかのこ〕にくゝり染にするなり。されども後世のものにてはれたゝぬもの也。高貴の女中は、纐の纈といえども鹿子はもちゐられぬとなり。

〔十九〕庚申は猿田彦命、大黒は大己貴命、地蔵は道祖神などと、神道者流よりいえる事、さらに無本據。唯一神道とたつるものゝ牽合附會の説をなす。笑つべし。

〔二十〕國名を和州河州と書事は、本式にはなき事なり。史類の所見もなし。然れども詩文章などに、むかしより多く用來れば、官名に唐名を用る心なるべし。官名國名ともに、我國の正しき制法を唐名にかえて書く事は、本意なき業なり。如何なる人のはじめたるにや。其事古し。延喜以來粗所見あり。されども今は但州と書を、むかしは馬州と書たるにや。本朝文粹に、山井中納言〔割註〕水無瀬家祖〕但馬國になされておはせしが、歸京をゆるされんと請給ひし牒にいはく、嗚呼昔傳聞、巳爲羽賀之臣、今在馬州長作鏑窺之士云々。又今は濃州と書を美州と書たるにや。大江匡衡朝臣の美濃守源頼光朝臣に報ずる書の宛所に、謹上美州判使閣下と見えたり。

〔二十一〕往古は神社へ馬を獻る。是を神馬といふ。神馬を獻る事、力の及ざる人は、木にて馬を造りて獻る。是又及ざるものは、馬を畫てたてまつる。此故に繪馬といふ。後世は馬にあらず、種々のものを畫て奉る事になりぬ。此外詩歌連歌及俳諧の連歌を奉納するも又可なり。遊女男娼の類、或は大黒と浮女の首曳をする圖などをゑがきてかくるやからもあり。かゝる事は不敬のはなはだしきなり。攝津國生玉の社の繪馬に、八島大臣〔割註〕平宗盛〕を、伊勢三郎が熊手にかけて海よりひきあぐる圖あり。

大臣たる人の惡名を繪馬に畫てかくる事は許すべし。かゝる類をゑがゝずとも、事のかけたる事あるべからず。此外、怪力亂神の事を畫て、神社にかくる事なりき。又射人、金の的、銀的是を堪といふ。こを射揚て、是にも一双をそゑて、其社上の神社へ奉納する事、近世の風俗也。兩國の人、國書に上さしの矢をそゑて奉納すれば、武門に斎備ある事なり。或は劍術の人其劍をさゝげ、劍術新術の向、竹刀木刀を神社へかくるもあり。何のゆへもなく妄りに社頭にかくるは、其名を世上に流布せしめる也なるべし。又數學をする人、算術の難問を作りて神社へ揭る。これを開明する人も又神社へかくる。是等の人は神を尊敬して奉納するにあらず。その藝術にほこりて、社頭を借て筆硯をなすものなり。

〔二十二〕宇津保柱といふは殿上の前にあり。御殿のすみのつぼね〳〵のゆきあひにて、雨水のもるゝ所なき故に、柱を空にして其中より雨水の落るやうにしたる柱なり。夫木集に、

しのびをつゐうつぼ柱にかくる繩はもえてふ水の行ゑたからな

〔二十三〕往古より禁中には、紙燭、燈籠、切燈籠、結燈籠〔割注〕以上油火なり。是を用らる。殿上は燈臺、燈明等なり。今世も禁中はすべて油火なり。御内々にては品により蠟燭を用らるゝ事もありとなり。燭臺、行燈、挑灯等は、近世出來たるものなり。

〔二十四〕丁はよぼろと訓ず。下部のものゝ事なり。使丁、仕丁の類なり。火丁といふは一隊の飯をかしぐものなり。俗にいふ食たきなり。又廚房の下部を庖丁といふ。その人の魚類に用ゆる刀を庖丁刀といふを、俗に庖丁とのみいゑり。また魚類の料理する事をも、いにしゑより庖丁といふ。古き物語の書に見えたり。

〔二十五〕彥は男子の美稱、姫は女子の美稱なり。日子、日女なり。

〔二十六〕和上﨟、和御前、和殿といふ事は、その人をうやまひていふ事也。和は日本の號なり。人の貴賤は姓氏によることなり。往古は異國の人多く日本に來り姓を賜りしなり。されば上古の人を、日本の

氏なりとうやまひて、和上府、和殿、和主といゝしより起りたる事なり。わしは私の略といえども和氏なり。おらも和等なり。わごれも和御料なり。西國にて人をさして和次郎といえるも、和氏郎なるべし。

〔二十七〕西國邊には、女の名を袈裟千代、袈裟龜、龜菊、乙鶴などといふあり。古き事は邊土に殘りたり。

〔二十八〕笛とは吹物の總名なり。笙、篳篥、尺八の類みな笛なり。禁中の笛筥といふに、色々の吹物入る事なりときけり。

〔二十九〕昔曲などを誉るに、やう〳〵といふは洋々の字なるべし。論語に、洋々乎盈耳哉とあり。孔子の樂をほめ玉ひしこと葉なり。

〔三十〕燧袋は三角にぬふものなり。三角は火の形也。むかしより火うちは旅行にはかならず持し物なり。陽氣をもとむるものなり。軍陣には火を收るによりてなくてはならず。穢れたる火なりとも、燧を用ひて火をうち出て清淨にする事もあり。陣中などにては專用の物なり。又むかし旅立の人に火うちをはなむけにしたる事、古書にも見えたり。又紙雛に火うちといふものを付る、火打袋のかたちは、三角にするゆへの名なり。

〔三十一〕桑原といふ所は、むかし菅家のしろし召たる所なり。延長の霹靂、そののちたび〳〵雷の落たりしに、此桑原には一度もおちず、雷の災なかりしとかや。是によつて京中の兒女子、いかづちの鳴るときは、桑原々々といひて呪しけるとなり。今にいたりて斯くいふ事也。

〔三十二〕河内國交野郡藤坂といふ所に王仁の墓あり。土俗に鬼の墓といふ。わうにんをおにとあやまりたるといえり。按ずるに、王仁の和訓わになり。古事記に和邇吉師とあり。日本の人となりたるうへは、わにと訓ずる事勿論なり。されはわにの塚といふべきを、わにのわとおと五音通ずるゆえに、おにの

塚といふなるべし。又同國に和余地といふあり。是も王仁の古き名の殘りたるにや。

〔三十三〕むかし諸國に便宜にしたがひ、兵器を納め置く。これを武庫とも、兵庫ともいへり。攝津國武庫といふ是なり。兵庫の浦もこのゆゑなり。

〔三十四〕森武藏守名は長可なり。今長一に作るは、武藏守自筆に、長可と草書したり。下の一畫、花押に混じ、實に一の字のごとし。是より誤りたるものなりと、森氏の話なり。

一學博覽　卷之二

〔三十五〕樓門に額をかくるは、我國中頃より異國の法にならへるなり。神社の鳥居にも額をかくる事に成たり。鳥居に額柱といふは、額をかくる柱也。後世は額をかけぬ鳥居にも、額柱をもうけたるやうになりたり。伊勢兩宮の鳥居に額柱のなきは、古義をもちゐざるゆえなり。

〔三十六〕新嘗會は霜月中の卯の日なり。これは今年の新穀を神へ供せらるゝ御神事なり。天子も此御神事すみて以後、新米をめすとなり。むかしは庶人も、此御祭ののち新米を喰ひたるなり。志あらん人は、此御神事過て新米を喰ふべし。

〔三十七〕出羽國吹浦〔飽海郡〕村の濱に、長雨或は雷ののち矢の根といふものを降す。土人のいはく、是は神軍ありて空中よりふらすものなりと。亦田川郡の内井の岡山、飯盛山にも往々ふる事あり。其形さまざまの鏃形、釜鐶の形、大さ四五分より三寸餘に至る。其色白黒赤灰色等數種有り。また大さのほどもまちまちなるもあり。其外、長短しなじなにて或に隊たるがごとし。常州鹿島にも希にあり。唯西國にはなきものゆへ、關西の人、是を得て重寶とするよし、小寺氏の說也。按るに、續日本後紀承和六年九月の條に曰、出羽國言。去八月廿九日。管田川郡司解云。此郡西濱達レ府之程五十餘里。自本無レ石。而從月三日。霖雨無レ止。雷電鬪聲經二十餘日一。乃見二晴天一。時向二海畔一。自然隕レ石。其數不レ少。或似レ鏃。或似レ鋒。或白。或黑。或青赤。凡其狀體鋭皆向レ西。莖則向レ東。詢二古老一所レ未二曾見一。國司商量。此濱沙地而徑寸石自レ古無レ有。[illegible]上者。其所進上兵仗、石數十枚。收二之外記局一と、又三代實錄四十六元慶八年の條、同四十八仁和元年の條、同四十九仁和二年の條にも、等しく此事を言上せし事見えたり。俗說辨に、天より降し

とは非也。砂中に在所の石、大雨の時あらい出したる物なりといえり。是其地に到らず。此奇物を見ずして辯をなすものなり。今石鏃ともつて小兒の守にもちひ、刀の目貫に用ゆ。奇稀の品物也。本草綱目第十、石の部霹靂礁を載す。蘇頌も鬼神の理不可究極といえり。

〔三十八〕上野國白雲山妙義法師の事、いづれの帝の御時にや。華山院内府光秀卿といふ人、亂世をさけて白雲山の邊に來り、後に妙義と改む。和漢の才に秀でゝ、上古の菅原道眞公にもまさり給へば、道眞公の御師法性坊尊意と申べしと、時の人稱しける。薨じ給ひて、白雲山に社を建て妙義社といふ。時世おしうつり、光秀卿の事とりうしなひ、法性坊尊意の靈といふと云々。按るに、花山院内府光秀といふ人、舊記に所見なし。南朝の花山院右近衛大將長親薙髮して明魏といふ。學才あり。此人を妙義と誤れるなるべし。明魏薨じ玉ふ事、書に見えず。想ふに漂泊して野州に來り玉ひ、そこにて終り給ふを、白雲山波古曾の神社の邊に葬り。明魏のやしろといふなるべし。白雲山神社は波古曾社と稱し、往古より鎭座也。三代實錄貞觀元年。上野國正六位上波古曾の神社從五位下。元慶三年閏十月四日、授從五位上。波古曾神正五位。同四年五月廿五日授正五位上。勳十二等とあり。一宮巡詣記に、上野國妙義村法性坊方力堂正面にあり。波古曾神社、右方にすゑ置て、今は末社のごとくなり。又土人のはなしに、此社、むかしは正面にありしが、今は借家かしておもやとらるゝ淸水の地主のごとしと云々。後人、明魏を妙義とあやまり。又天狗となす事、笑ふべし。

〔三十九〕平家物語に古き詞ありて耳遠きやうなれども、幾返り見てもあかず。太平記は文勢はなやかに聞ゆれども數返見にくし。況やそれより後の物語に、二返とは見られず。何にてもおもしろきは古き文なり。

〔四十〕戀すてふ衣ほすてふなどゝいふ歌のこと葉は、戀すといふ、衣ほすといふとの事なり。といの字の返しちなれども、ちとてと二四の假名通じて、てふといふとなり。吉野なる、難波なるといふ詞も、

吉野にある、難波にあるといふ事也。萬葉集に、吉野在とあり。是もにあの返しなり。是等を假名返しといふなり。

〔四十一〕物部の八十氏といふは、武士に氏多き事をいふといひ、或は物部姓に支別多くて八十姓ありといふ事なりといふ。此二說ともに非なるべし。倭姫命の世記を考るに、一役宛事を司る人の種類の多きを、物部八十氏と見えたり。

〔四十二〕髮をそりて佛道に入たるを入道といふ。東三條殿入道し玉ひ、其御子御堂殿も入道し玉ひたるゆへ、東三條殿を大入道殿といふ。天下是をいみはゞかりて、入道の人を新發意といへり。滿仲朝臣を多田新發意といひたるも、其頃の事なり。

〔四十三〕往昔は僧尼天文を學び、兵書を讀ならひ或は吉凶を占ひ、巫術をなし、人の病を醫療し、金銀米錢を人に貸して利子をもとめ、亦は音樂などするときは、其輕重の罪におこなはれたり。又僧尼わたくし事の訴訟によつて、官司に來るときは、法衣を着せず。みだりに俗躰になり、俗の姓名を名乘べしと、令に見えたるとなり。

〔四十四〕貴人云、はいるといふは這入なり。されば客の來る時、主人御這入あれしといふは禮の詞なり。己が家の低くせばくて身を入れがたければ、這入給へといふ事なり。客の方より這入べしといふは、無禮の詞なるべしとなり。按ずるに、論語曰。入二公門一鞠躬如也。如レ不レ容。註云、鞠躬者曲身也。公門高大而若レ不レ容。敬之至也云々。是をもつて見れば、門戶廣しといへども、屈敬してせばきかごとく這入べしと客の方よりいふも、禮の詞なるべし。

〔四十五〕陸田にたてゝ鳥を防ぐものをかゝしといふ。古歌にそほづとよめり。是は久延毘古の御像なるべし。此神は少彦名命の從神なり。彦名命の粟を蒔し玉ふ緣もあるゆへ、田畑の守に建るにや、古事記上曰。簡顯白少名毘古名神。所謂久延毘古者。今者山田之曾富騰也。新古今一首玄賓歌に、山田も

るそほつの身こそかなしけれ秋はてぬれば問ふ人もなしと讀るは、ソホト衛士の音同じければよせて讀る也。粟を蒔し玉ふ事は、日本書紀曰、少名彦名命到二淡島一而緣二粟莖一者則彈渡而至二常世郷一云々。伯耆國風土記曰。相見郡粟島。少日子命蒔レ粟秀實離々。即載レ粟彈二渡常世國一。故云二粟島一と見えたり。

〔四十六〕九國松浦のひれふる山は、佐世姫が領巾を振て夫の舟をまねきたる山なりといへり。領巾は女のかしらの飾にするものなり。今の世はありとも聞えず。

〔四十七〕阿保とは乳母の事をいふなり。是をいにしへよりのあことも言ふなり。ホとコと同音通ずるにや。西國邊にて母をあぼうといふ所もあり。是によるなるべし。

〔四十八〕歳年西國へ下りし時、長門國赤間が關を見せしに、此所にて魚を賣るものは女なり。平たき桶に魚を入れて首にいたゞき、さかなめされよといふなり。其體みやこの柴賣の女のごとし。土人のいふ、往昔此處にて平家亡びしとき、官嬪となく平家方の女は、此邊の漁人などに身をよせて、魚をうりたるより、今に至りて此風俗也とぞ。

〔四十九〕鎌倉將軍家の屋形造に寢殿あり。門屋、廊、中門、廊、中門侍、遠侍などといふ所ありたると見えたり。此等の事も室町家の時より一變したり。書院といふものも、古き書物に見えず。玄關といふも、禪家に下りて世に出來たりとなり。今の世に玄關といへるは、往昔の中門侍の事にやといふもはる。

〔五十〕旅行の時かり宿へ着たらば、先方角をわきまへ、案内およびて雪隱の有る所をよく見届けて休息すべし。かくせざれば不時の騒動失火等のとき、うろたゆるものなり。

〔五十一〕木曾は信濃の國にあらず。美濃の國なり。往昔より誤り來れるにや。三代實錄元慶三年五月丙日の記に、美濃の國なる事あきらかなり。

〔五十二〕野干はきつねの事なりといへども、俗書物語を見れば、鹿、猪、狐、狸、兎、狼、すべて獸の總名をいふやうに見えたり。狐狼野干ともいへば總名にて

〔五十三〕官家の女中は、八月十五夜に芋を箸につらぬき、其穴より月を見て、月々に月見る月は多けれど月見る月はこの月の月、といふ歌を吟ぜらるゝとなり。

或人云、此歌三十一文字の中に、八月十五夜といへる事こもれりとぞ。

〔五十四〕百千鳥は實にはあらず、常に諸鳥の事也といふもはべる。古今集、後拾遺集にも、鶯の題をはなれて別に入りたれば、實にこはなき事しられたり。

〔五十五〕富貴なる家のみどりも育てられば今一しほの色まさりけりといふ意は、貧うして諂はぬが上に、たのしみ富んで驕らざるが上に、禮をこのむ心なるべし。

〔五十六〕俗にいふ實のさねの事を、あはせといふなり。されば物語、清女さうしの草紙にも見えたり。

〔五十七〕梓弓は梓の木にて作り、眞弓は檀の木にて作れる弓なり。されば檀の弓といふべきを、眞の弓の中に、まゆみといふ事のあれば、かきれてゆみといはず。是古語なりと先達のいへり。

〔五十八〕石の多きをいはむらといひ、人の多きをひとむらといふ。むらは群の字なり。村をむらと訓ずるも、民家の多きなり。

〔五十九〕太平記由門攻の段に、本間孫四郎が強弓をいはんとて、白木の弓の握を太しためにはみえけれども、重藤の弓に立取りみたりければ、今二尺あまりほど長にてありけるとぞ書けり。いかにふとき弓も、常の弓より二尺あまりも長ければ、弓の色もかへはつよかるまじと思はる。

〔六十〕尋は字書に両臂の數有也。長に五尺餘り、一尋、二尋、三尋、四尋、五尋といふ。日本書紀にも、長をひろすと讀せたり。俗言葉に、何何をはかるといふは誤なりと書しは、却て文字を知らざるなり。

〔六十一〕書物を見るに、おすゐましとおもふ所などに、爪にてしるしを付るを爪しるしといふ。ふるきも

のがたりに見えたり。

〔六十二〕放島の試といふは、學生をこゝろみるに、池の中島などにて詩文章をつくらする事なり。人に談合させまじきためなり。うつぼ物語に、するふさこゝろみの題を賜りて、ひとり船にのせられていでたりとあり。是はなれ島のこゝろみなり。

〔六十三〕古き軍物語に、はなしろに付合たるとあるは、敵味方おもひもよらず出合て、たがひに、ぼつくりして臆したる事をいふにや。はなしろは臆したる事なり。臆すれば鼻の白くなるなり。源氏物語に、おくしがちにはなしろめる人多かりしと見えたり。

〔六十四〕肥後の國球磨郡を、卑賤の人、多く、は球磨の國といへり。他國の人これを笑ふなり。按ずるに、是かならず誤りにあらず。いかんとなれば、郡の音ぐんなり。ぐんをくにと訓ずるは和音なり。丹波をたにば、難波をなには、南をなに、紫苑をしをにと訓ずるがごとし。又萬葉集に、吉野國泊瀬國、其外名高き所を國とよみたる歌多し。されば球磨の國といへるはあやまりにあらざるなり。

〔六十五〕神武紀日、男軍女軍とあるは、正兵奇兵にて、追手搦手の事なるにや。

〔六十六〕近江の國守山は、今はもり山といへども、往昔はもる山といひけるにや。もる山と讀める古哥多し。

〔六十七〕渡唐天神の畫影の説あり。信用しがたきものなり。是かならず菅神にはあらざるべし。難波津にさくや此花冬ごもり今をはるべとさくや此花、と詠せし百濟の王仁の像なるべしと或人のいへり。

〔六十八〕宇留麻島とは琉球の事なり。彼所は素盞嗚尊の事ありたる島にや。我國へ通ずる國多しとなり。少童の名にも太郎次、松次郎、眞二郎などといふ名ありといへり。

〔六十九〕屠兒はゑとりと訓ず。餌肉を屠るものなり。鷹の餌などをとる故にゑとりといふとなり。ゑとりをあやまりてゑたといひしより、穢多の字を用ゆる事になりぬと或人のいへり。

〔七十〕泉中にて川水のある女中を手なしといふとなり。御調度に手をふるゝ事ならざれば、手ありてもなきがごとくなれば斯くいふにや。

〔七十一〕内裏を百敷といふは、百官の座をしかるゝゆへなりと、古書に見えたり。

〔七十二〕山城國紀伊郡にさひの里あり。三代實錄貞觀十三年閏八月制に、百姓葬送の地をさだめ給ひし中に、下佐比里上佐比里あり。勅曰、件河原。是百姓葬送地也。また佐比寺、延喜式所謂九源葬送蓮一更留一欄於佾頭なんど見えし。なかしなき人おくる所なるゆへ、さひの河原地藏と呼しより、末々は幽冥の事としけるやと、尾州天野氏の說なり。

〔七十三〕和泉の國堺より出る湊紙〔割註〕みなとは地名なり。」と、宿紙「〔割註〕紙屋紙共いふ。」よりやつしすきたるものなりといへり。或俗書を見るに、後醍醐天皇の御時、南朝に居たる紙工、堺へうつり宿紙をすきしより、此みなと紙をも彼所の名產となりたるといへり。按ずるに、兵範記仁安三年九月廿日の記に、堺紙屋紙と見えたり。これによれば堺より宿紙を出したる事は、南朝よりは遙ふるき事なりと見えたり。

〔七十四〕淀の伏見の里は、今の三津八幡の邊なりといへり。平城都の伏見は菅原なり。平安城の伏見は今のふし見なり。伏見の和訓は伏拜の略訓なりとぞ。いにしへ旅行の人、遙に帝都の方を拜して通りたる所なり。山社の遙拜所のごとく。八幡のふし拜みなどと古書に見えたる、みな山下を通る人の遙拜して通りたる所なりといへり。

〔七十五〕往古香といひしは、おわを香にて、薫物の事なり。中古より伽羅をもてあそび、たきもの賞翫おすゝなりたり。後世は香といへば、伽羅の事にかぎりたるやうに成りたり。

〔七十六〕漢字に假名を付くる事は、なづめる事なれども、童蒙にたよりせんには然るべし。和語の文字には、漢音を付けざれば讀みがたき事もあり。漢音の假名は、韻字を見て返しの音にて付くべし。和語の假名

は、日本紀以下の史類、和名抄、萬葉集等を見て證とすべし。今世に行はるゝ印板の書物等の類は、傳寫の誤多ければ實にたのみがたし。すべて假名は、五十音を學びて音義を知るべし。和漢の音義は、五十音をよく合せ見れば誤りはすくなきものなり。詩文章の法式あるものは、其習を合せず。物語の類を漢字に書くには、助語字を少しわきまへぬれば、ともに誤りも見えがたきものなり。和語の實を書は、ことにをは或は正語訓の添字をよくよく辨へざれば、あらぬ事に聞ゆる事多し。文字の法は假名書にてよく見ゆるものなり。又和語文章は人の詞なれば、假名をあやまれば、人の片言をいふがごとし。學者なんぞ是を恥ぢざらんや。されば將曾幹身しても知るべきものは假名なりと、先達のおしへなり。

〔七十七〕往昔は宿衛の官人は弓箭を帶し、太刀に弦袋をつけたり。弦袋とは弓の弦を入るゝ袋なり。革にてつくり、革の緒をつけるなり。作りやう秘傳ありとぞ。近代は軍陣などにつかふ事なしといへるもあり。鞘につらぬきて持ちたりとなり。弦巻は藤蔓にてつくる。今近江の國水口にて是をつくりて出す。又古き武者繪などに、刀の鞘に丸き如斯なるものあり。弦巻を鞘につけて、はきたる繪なるべし。

〔七十八〕右大將家賜ニ佐々木高綱ニ旗幟に、なかしとの海を馬にてわたせし例なしと書れしはいかゞ。すでに頼信平忠常を下總に征する時、海を渡して是を陷す。頼朝卿此の事跡をしらざる事なかるべしとする儒者あり。今按ずるに、忠常が叛逆の地其所を知るべからずといへども、決して海に渡るにあらじ。利根川の下流漫流して大水をなす。殆ど海に似たり。今昔物語かたりに之れを海とあるを以て其地理を知らざるなり。

〔七十九〕小野小町が歌、家集にあり。

千早振神もいまさばたちさわぎ天の川戸のひぐちあけたまえ

さりとてはまた天が下の歎ばかり世につたへて、此歌をしる人すくなし。

一擧博覽 卷之三

〔八十〕文武の道、もろ／＼の藝能にいたりても、師となるほどの人は、その藝術をあまねく弟子に傳へんとすれども、弟子の修行うすければ、其道を受け得ざるなり。されば物の上手下手になるは、全く師のすゝむ事にあらず、弟子の力にて、上手にも下手にもなるなり。假令孔門の三千も聖人の弟子なれば、みな／＼賢人君子ともなるべきに、纔に七十子、中にも顔子九哲のごとき、是皆弟子のちからなり。

或談、京極中納言殿の、和歌に師匠なしと宣ひけるよし、此事よろづの事にわたるべきにや。

〔八十一〕あやめもしらぬといふ事は、文目もしらずといふ事なり。よろづの織ものに、あやめのあるなり、其のあやめも知らぬといふ事なり。

〔八十二〕むかしは烏帽子のうへに冑を着たり。保元物語に、安藝判官基盛は宇治路へむかふに、しらあやの直垂に淺黄色のよろひに、上をりしたる烏帽子の上に、白星のかぶとを着たりとあり。亦むかしはゑぼしのうへに笠をも着たりしたり。後世の風を烏帽子のうへには、冑や笠は着る事ならず。又女も笠を着る時は、髮を取上げて市女笠を着たるなり。

〔八十三〕女官も男官と同じく、尊卑官位によりて禁色をゆるさるゝもあり。聴りぬもあり。近頃は繪圖の書きたるものを見るに、式子内親王、伊勢、小野小町などの畫に、尊卑をわかたざるもの多し。王生家に常に濃の袴の大將なるを着し、常例事なり。

〔八十四〕上代は布を倭文、和名抄に和名之都といひしなり。賤者をしづといふも、布の衣服を着するゆへなり。地下にていやしきものを布衣といへるも、此意なるべし。

〔八十五〕昔相州の伊勢物語の註に、或家の秘本あり。三河國にむかしひでみつといふものあり。八歳な

る子をうしなひて無數のあまり、善事になすべき便利なければ、彼子の歳にあてゝ、橋を八所にかけて追福の供養になしけるとぞ。是を八橋といふと云々。

伊勢物語を按ずるに、水ゆく川のくもでなれば、橋を八ツわたせるにより八橋といひける。夫れ伊物の繪は、慶長十三年正月中院中納言通勝卿刊行の時、圖畫を入れ給ふよし、奥書に見えたれば、往古よりの繪にはあらざるべし。彼繪このかた八橋とてかけるは、くもで行くさまとも見えず。橋板八枚をわたせる體なり。往古の川は右に圖せる八橋のごとくなりしよし、或人の說なり。

三河國八ツ橋の圖



〔八十六〕或人三十六町を一里とする事は、驛路はかしらより尾に至りて三十六あり。驛は里なれば、これをかたどりて三十六町を一里とすといへり。按ずるに是かならず正說にあらず、附會の說なるべし。夫れ天に二十八宿あり、地に三十六禽あり、地靈の數を表して三十六町を一里とするにや。又周易に一三五七九を天の陽數とし、二四六八十を地の陰數とす。六は地數の最中なれば地數に用ゆ。六尺を一間とし、六間を一段とし、六十間を一町とし、六々の因數三十六町を一里とするにや。識者にたゞすべし。

〔八十七〕御曹子、九郎御曹子といふは、うやまひて他人よりいふ言葉なり。御曹子は俗に御部屋といふがごとし。

〔八十八〕老黨若黨といふ名目は、往昔武士の黨〔割註〕紀清兩黨のたぐひなり。」のものゝ中に、然るべきものを老黨といひ、其次を若黨といふは、此餘風なるべし。

〔八十九〕竹刀、木刀、しなゑなどにて、目をつきうたれたるときは、鳴瀧砥の粉を目に入れてよし。又砂糖水にて洗いてもよし。竹刀にて目を突かれ、あるひは強き弓の肩入などする時は、目玉ぬけ出て四五寸もさがる事あり。其時は目の玉を掌にうけて、冷水をそろ〳〵とかくれば、もとのごとくおさまるものなりとぞ。

〔九十〕或醫師のいはく、陶器の類は破れやすきものなれども、能く持ちなせばいつまでもそこねず、金石の器も持ちなしわろければ、早く損ずるなり。人も又かくのごとし。生得よはき人も、常に養生すれば長命なり。強剛の人も養生あしければ短命なり。

〔九十一〕攝津國渡邊といふ所は、今の八軒家の邊なり。豐臣太閤城を築き給ひたる時に、津村の南へうつされ、その傳古名を用ひ、今の渡邊町これなり。享保年中に八軒家のあたり川中より、古き橋柱五六本をほり出したり。是れ渡邊の橋柱なるべし。

〔九十二〕上の好む所を下これに習ふは、古今の通義なり。近頃の事にや。或高貴の象戲をこのんで、世に指を屈りてかぞふるほどの上手にてありければ、其家中上下となく象戲を好んで、天下無双の名人も出來たりとなり。或俳諧の連歌をこのまれたる人の家人には、連俳の上手多く、亂舞を好みたる人の家には其藝者に名人ありたる事、其例すくなからず。西山卿は文學を好み玉ひければ、其家に名高き學才の人多かりしは、百世の龜鑑なるべし。

〔九十三〕まことや時鳥のはつ音を厠にて聞けば禍あり。芋畑にて聞けば福あり。是故に時鳥の鳴く頃は、

高貴の御厨には、芋を鉢に植ゑて入れ置くといへり。

〔九十四〕太平記第七に、師賢法性寺の前より袞龍の御衣を着して、瑤輿に乘せて山門の西塔院へ登りたまふ。又同卷に、折節深山おろし烈しくして、御簾を吹上たるより、龍顏を拜し奉りたれば、主上にてはおはしまさず、尹大納言師賢の天子の袞龍を着し玉へるにてぞありけると見えたり。夫れ袞龍の御衣とは、天子の禮服なり。御即位、或は朝賀等のときに召るゝ御衣なり。此外は黄櫨染、青色等を公事によつて着御せしめ給ふなり。尋常には御引直衣なり。しかるに袞龍の御衣と書きたるは、師賢卿雜袍を賜り給ひ、天子の御眞似して、山門へ登りたまひしゆゑに、天子といはんが爲の文勢なるべし。かゝる時に袞龍の御衣をめさるべき謂れなし。されば實に師賢卿袞龍の御衣を着し玉ひしにてはなし。定めて直衣なんどにてこそありつらめ。

〔九十五〕往昔は鎧を着る時も、裝束烏帽子を着せしなり。禮儀の正しき事おして知るべし。

〔九十六〕河内國壺井八幡東南に四町ばかりに、源頼信、頼義、義家、三代の墓あり。元祿年中、三所權現正一位の崇號神位勅授あり。同時に通法寺建立あり。神領をたまふ。壺井は八幡の山下にあり。井筒を石にてこしらへ、佛像を多く彫付侍る。尤古代のものといへり。

〔九十七〕攝津國天王寺の西勝鬘院のうしろは、壬生二位卿の山庄の跡なり。二位卿此處にて薨じたまひて、則ちこゝのところに葬りし古塚あり。土人家隆塚をあやまりて、倖塚といひしとなり。後世此塚に碑を立てたり。碑の銘は安井御門跡の御作なり。

〔九十八〕同國大坂の町の名にうつぼ〔割註〕今いふ本靭」といふ所あり。鹽魚をあきなふ店なり。市の詞にやすや／＼といふを、豐臣殿下聞し召て、矢筒々々は箭を賣るにやとたはぶれて宣ひしよりの名なりといへり。

〔九十九〕伊賀國阿部郡多尾村〔割註〕一作種生」、國見山のふもと田比の庄に、乾坤塚といふあり。元祿年

中、邑人この塚をひらき見て狂氣せしかば、國主より新に齋戒して開くに、吉田兼好が白骨および行狀記あり。再び塚におさめ石碑を建るといへり。按、園太暦十八日觀應元年二月二日、兼好在二伊州一而羅レ病由有二其聞一。上皇依レ勅。典藥院和氣清元趣二彼地一。且賜二米穀二十石一。七日自二伊賀守一橘成忠馳二使价一奏二兼好病一。彌尤雖二難治一。藥服用事雖レ之。米穀近村土民行レ之云々。二條良基公潜下向而問レ病。十八日兼好卒自二成忠一注進。上皇、主上竝各院御感淚被レ悩二宸襟一被レ謡二物經一。廿一日草菴遺所物。唯古筆經。自筆老子經。源氏物語、須磨明石卷、神代卷一冊、反故手習、書籍二包、中略。同宿龍命丸獻二兼好生前一首幷病中詠於二條家家司一。廿五日賜二米穀五十石鳥目廿貫一。葬二草於田井庄一召二偏照寺僧一。被レ命二其事一。伊州國分寺被レ葬事。廿七日賜二僧正官一云々。文略

あはれなる世のならはしも忘られておくるゝ身には夢かとぞおもふ

なき人の此ごろをきけば更につれなしらでも驚かれぬる

ありとだに人にしられて身の程や晦日にちかき有明の月

〔百下〕此の人の詞をきかまほしくするといふ、紫式部日記に、あやしき此の男のさえづりとあり。源氏物語にもあまりさえづりとあるなり。

〔百二〕信といふは判調卷のさなはりたる惣名也、今俗に膳といふは、折敷の事なり

「百二」兼好塚、富士郡の内杉田村明若山安養寺末福泉寺にて出ふ。雨人の石塔草庵の松、卒都婆の跡などを其正しく今に存す。八幡に崇め、原原村路傍に兩社ありといふ。寶暦由福泉寺開基寺峯大和尚、寶暦三年六月十九日化といふは誤りなるべし。按るに、寶暦は僞年號なり　是浮屠の妄作なり。

高楽院峯巖貝雪大禪定門　十郎祐成

鳳岳院山中貞寄大居士　五郎時致

〔百三〕南極北極〔割註〕北辰是なり。」は天地をつらぬきて、不動の兩點なり。たとへば車の轂のごとく、磨の臍のごとし、周天是によりて環轉の樞たるものなり。北辰といふは星にあらず、形もなければ、目にも見えず。その極にちかき星を、かりに名付て北極星といふなり。此北極星はうごかざるにあらず、正極をさる事二度半にして、紫星と同じく十二時に一周するなり。たとへば北極地を出る事三十六度の國なれば、極星は三十二度半、或は三十八度半に見ゆる時あり。この五度の差を折半して二度半を増減して、北極出地三十六度と定むるなり。

〔百四〕蝙蝠あるいは扇子を隨身するには、常に手にもつなり。懷中のときは柄の方を懷中へさしいるゝなり。右の方の腰にさすときは笛指といふ。うしろにさすを矢筈指といふ。左の腰にさすはなき事なりと或人のいへり。

〔百五〕むかしは畜産の、人をつくものは兩角をきり、人を蹈むものはほだしをつけ、人をかむものは兩耳をきりて、其しるしとす。是を標幟羈絆の法といふ。或は狂犬を其ぬし殺さず、故に標幟羈絆の法のごとくせざる人は、罪せらるゝと律に見えたるとなり。

〔百六〕遠江國濱名郡橋本村は、いにしへ濱名の湖ありし處なりとかや。濱名の湖より海にかけし橋を濱名の橋といふとなん。扶桑略記仁和元年の條にいはく、遠江國濱名の橋長五十六丈、廣一丈三尺、高一丈六尺、貞觀四年修造、歷廿餘年既以破壞、勅給彼國正稅稻一萬二千六百三十束改造焉とあり。實に古代の製なり。

〔百七〕末摘花は紅花の事なり。紅のはなはすゑに咲くなれば、すゑから花をつむゆゑに末摘といふなりとぞ。

〔百八〕書札は尊卑通用の定りたる禮節ありといへども、禮節よりはうやまひて書きたがよし。但同輩なりといへども、文章にゆるしうやまひて書くべし。下輩へおくる書狀などあまりおしくだして書くべからず。文章によりて人の謗りもあることなる事、古今例多し。

〔百九〕伊呂波假名にて國をくに、〔割註〕正字久仁。」錢をぜに〔割註〕正字世仁。」爾をらに〔割註〕正字良仁。」と書くときは非になるなり。是等の事常に心を用ゆべし。

〔百十〕檀紙は陸奥紙といふ。又まゆみの紙ともいふなり。

〔百十一〕仕官の人我身を私にする事を、身をぬすむといふは、古きこと葉にて、源氏物語にも見えたり。上方の人はいはぬやうなれども、西國の人はもつぱら斯く言ふなり。

〔百十二〕軍中にて胄首をとりたるをもぎつけといふ。菓子などを枝折にしたる意也といへり。

〔百十三〕或人保建大記をあらはす。麟經の法にならひて、一字をもつて褒貶す。されども其言的當せざる事あり。曰長田忠宗誅ニ源義朝一と、世俗は田をもつて主を弑すといふものは非なり。義朝は朝敵也、ゆゑに誅の字をもつて其人を罰する意なりと記せり。今平治物語の全文を熟讀すれば、長田重代の主を弑せし事あきらかなり。何ぞ主君にあらずとせんや。忠宗が所行、士の道にあらず。

〔百十四〕著作の書物に、自身に序文などを書くとき、後君子正レ之、或は後識者正レ之とも書くは、いづれも謙退の意なるべけれども、其身も君子識者ときこゆるやうにおもはるゝなり。後の字を省きて、識者正レ之などと書けば難なかるべきにや。有徳高才にて世上にゆるされたる人ならば、いかやうにもありぬべし。普通の人は心あるべき事なり。

〔百十五〕異國を大唐、大明、或は中華などといふ人多し。これらはひとへに、我國をもろこしの管國にしたる詞なり。

一擧博覽 卷之四

〔百十六〕三浦介といふは、相模國三浦の住人にて、その國の介に任じたるなり。其頃までは武士に高官なく、在國の介に任じたるは、相模の重なり。依て時の人これを稱美して、三浦介といひしなり。これ他人よりいふ事にて、自分には相模介といふべし。自身に三浦介といへば、自號になるなり。千葉介、狩野介等の類も是に同じ。鎌倉殿將軍に補せられし時、院宣を三浦介義澄これをうけとるときに、三浦荒次郎義澄と名乘たるは、謙退の詞なり。平家物語に、右兵衞佐のすけの字にやおそれけん、三浦介とは名乘らずして、三浦荒次郎義澄と名乘たりとあるは、例の物語の一對なるべし。

〔百十七〕千葉氏月に星の紋は、俗にいふ九曜にて、伊東、相馬、原氏等の用ゆる處なり。 卯斷作りたるは非なり。古今紋傳を見るべし。又伊東系圖に、大和守祐時より千葉介常胤へ、月に星の紋を懇望せしかば、則讓與へたる時、常胤が状に

任ニ懇望之旨一幕紋令レ進候、殊更賴朝卿口入之上不レ及ニ斟酌一令ニ進覽一候。月星九曜左右に被ニ心懸一尤可レ爲ニ肝要一候。尚又使者用ニ口上一候。恐々敬具。

建久四年六月九日　　平　常胤

伊東三郎殿　御宿所

〔百十八〕御齒固の餅は、近江國火切の里より貢するを用らるゝなり。

あふみのやかゞみの山をたてたればかねてぞ見ゆる君がちとせは

古今集黑主の歌なり。齒固のとき、此歌を吟ずるとなり。鏡餅といふも是故なりとぞ。

〔百十九〕瀧口に候する侍を瀧口といふ。竸瀧口などをいふこれなり。院中に候するを下北面といふ。東

宮に候するを帶刀といふ。帶刀先生とは帶刀の長なり。

〔百廿〕古今集の假名序は、奏聞の序なるべし。眞名序は奏聞の序にてはあらざるべし。いかんとなれば、花山僧正、在原中將、文琳、野宰相、在納言などとあればなり。

〔百廿一〕今俗に、雞を呼ぶにとゝといふ。いにしえは都々といひけるにや。萬葉集に、都々といふ詞を義訓して、喚雞とかけり。都々、登々は五音通ずる也。上古はすべて諸鳥をよぶに都々といひけるにや。古事記に、歌の詞に都々とあるは、千鳥を呼ぶ聲なり。

〔百廿二〕銚子にて酌をとる事は、後代の事なり。今も公事のときは瓶子也。

〔百廿三〕武藏の七黨とは、私市　丹　兒玉　金子　村山　海老名　須貝をいへり。又坂東の八平氏とは、平山　稻毛　長井　榛澤　榛谷　都筑　足立　豐島なり。

〔百廿四〕紀伊國熊野の八庄司といふは、玉置　湯淺　秋津　芋瀨　眞砂　山本　日出　湯川をいへり。

〔百廿五〕俗に鐘木杖といふは、鹿杖の事なり。山のかせぎといふも是なり。

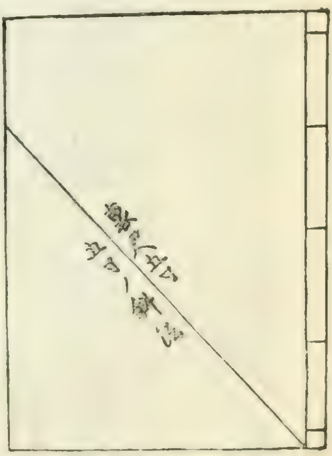
〔百廿六〕鍛冶鑄工のたぐひは鑄るといひ、刀劍のたぐひは鑄るといはず、うつといふとのみ覺えたる人あれど、いにしへより劍を鑄るといふなり。其證は侍中群要に、鑄節刀使、雲井の春に、劍や鑄たてまつりしと仰ありけるにと見えたり。又職原抄に、鑄ニ改鑄劍一とあり。異國の例は、左傳曰。莒子庚輿虐而好レ劍。苟鑄レ劍必試ニ於人一。唐書曰。鑄ニ三尺劍一示ニ威光一。又杜甫が詩に、木權磨レ玉白。水仙鑄レ劍青。斯和漢ともに劍を鑄るといふなり。

〔百廿七〕書軸の寸法は曲尺にて六寸ならば、鯨は曲尺の裏の尺にて六寸にすべし。縱横ともにうらおもての尺にて同寸にすべし。外題は縱は書物の三分二、横は六分一なり。書物にかぎらず、縱横ある物などもうらおもての尺にて同寸にすれば、恰好よし。

方五寸の斜法(しやはふ)は、裏尺五寸なり。則書物のたてなり。

或曰、刀脇差の尺は人々のこのみによる事なれども、是も表裏の尺にて同寸にすれば、恰好よしといへり。

〔百廿八〕北野の宮のうしろを流るゝ川を紙屋川(かみやがは)といふ。又かひ川ともいふ。往昔(むかし)この川のほとりに、圖書寮の別院に紙屋院あり。紙をすきし所なり。此處にてすきし紙をかみや紙といふ。是故に紙屋川といふなりといへり。北野と平野との間を流るゝゆゑに、神谷川といふなりとの說は附會したるなり。又かひ川といふは、北野と平野との間を流るゝ川なれば、あひ川といふべきを、あとかと同音通ずるゆゑにかひ川といふにや。甲斐の國も富士と淺間の間にあれば、あひの國なるを、あか同音通ずれば、かひの國といふとしなり。山の間のせまきところを峽(かひ)といふ。山のあひなれども、あか同音通じて、かいといふにて知るべし。



〔百廿九〕算賀に杖を奉る事、高きいやしき共へだてあらずとなん。白銀にて竹葉なんぞ製するも侍れど、共もとは白竹三尺を古實とす。四十は四寸、五十は五寸と年の數にしたがひて長短あり。百歲は四尺なり。是を奉りて潜踰の沙汰もあらず。近頃林丘寺九十賀に、上皇より杖をまいらせ給ふとて、

　老の坂こえのこすなよもゝとせの春も手にとる杖にまかせて

〔百三十〕狭衣むらしぐれの卷に、無量光院の花の下御遊のとき、花をむすんで臺にのせられたる保安の

例とぞいふめるとあり。按ずるに、結び机といふ事、太神宮儀式帳に見えたり。檜葉をもつてかざり作るよしなり。江次第に結二黒木一爲レ机などいふ直會饗膳の机とぞ。又御箱も此類にて、いにしえ質素の器なり。

〔百三十一〕麻と木綿〔割註〕和名由布。」は神事に用ゆるものなり。上古より木綿といふは楮の皮なり。ゆふ紙にすく、ものなり。楮と麻とは通用するなり。是故に神宮にて、ゆふたすきは麻にてするなり。ゆふとは近代のもめんの事に心得て、もめんのかなにて木綿たすきをするは誤なり。近代のもめんは、延暦年中崑崙人實を持來りて、三河國にはじめて植え、其後絶て久しく文祿年中、蠻國より種來りて、是より天下にはびこりたりといへり。

〔百三十二〕すまず、にごらず、出ず入らずといふ俗諺あり。中庸をもちゆる理なり。中臣祓に、天津金木平木打代末打代氏とあるも、本末をきりすてゝ中を用ゆる事なり。過ぎたるは及ばざるにしかずといふ事もあり。よろづの事も過不及のなきこそよけれ。

〔百三十三〕花内除情に、ぬりごめは寢殿の廂かべをぬりまはし、妻戸をして、自然の調度を置く處なりと見えたり。

〔百三十四〕裝束の袖にひだをとるを播といふなり。物語書に袖播合とあるは是也

〔百三十五〕内舎人は人數多くてまぎるゝゆへに、各その姓をつけて、源内、藤内、平内、善内、作内といふなり。天野藤内は藤原氏の内舎人なり。紀内行景は紀氏の内舎人なり。伊賀平内左衛門は平氏にて、内舎人と左衛門尉を兼帯したる人なり。今世源内、平内などと呼名につくは僻事なり。

〔百三十六〕太平記に、楠正行住吉合戦の條下に、法師武者阿閉了願一丈ばかりの鑓を馬の平頸に引添てとあり。是等鑓のやうやく世に流布せるころなるべし。

〔百三十七〕年始の門松は官家にはなき事なり。古書に賤が門松と見えたれば、往古よりいやしき民の風

俗なるべし。

〔百三十八〕人の家居に門を四ツあけぬものなり。四ツあけずして叶はぬ事あらば、一方はかたならず常には塞ぎて置くべし。しかれども攝家には四ツを吉事とし玉ふとなり。其故は藤原の四門とて、南家、北家、式家、京家とわかれて榮え給ふ故に、吉事となし給ふとなり。

〔百三十九〕牙の四ツある犬は、叢に居る鳥をよく臭ぎ知るものなりと、古書に見えたり。

〔百四十〕後醍醐天皇名和長年に賜ふ勅書、扶桑拾遺集に出でたりそのに文にいはく、

漫々たる海上にいづくともなく漂ひて四日ばかりは過ぎぬ。二十七日の夕がたにや、作築の浦にて西風はげしくふきて、いかなるべきにかと心さわぎせしかども、風にまかせしに、夜より海山もしづかにて、明けぬれば爰かしこも見ゆるに、はふきの湊につきぬ。梶取ども今は力つきぬといふを、とかくして大坂といふ處につきぬ。爰はあら磯にて、釣舟だにも稀なり。このところの主といふものも、都に在りければ、よしあしにつけて事問ふべきものもなし。ともなる人ひとりふたり、猶人もとにとて出ぬ。梶取もにげうせぬれば、あやしき苫の下に唯ひとりうづもれゐたる、心の中いはんかたなし。なをしなんと引きつゝゐたて、今は限りと待居たるに、舟のもとに人の來り、あら／＼しくもなきは、いかばかりぞやとあやしきに、忠顯をたづねて御迎ひのよしをそうす。うれしなんどはかゝるためしをぞいふべかんめる。中々其時は心も詞も及ぶべきにあらず。おもひは出る度毎に、その氣味なをわれにあり、忠をいたすともがら、いづれも疎なるべきにあらねども、さしあたりて待出たりしこゝろ、なんにたとふべきかたもなかりし。

忘れめやよるべもなみのあら磯を御舟のうへにとめしこゝろを

（の南朝卯）（は南朝忠臣の事）

ながとしが忠功、後代の人にもしらせんがためにしるしをくなり。すゑ／＼の君にもこれを見せ奉らば、いかでおろかならん。私の子孫までも、此君に朽ちじとおもへば、正直をもつて報國とし

て行末久しくつかへたてまつるべし。

新葉集云、この歌は元弘三年隱岐國より忍びて出させ給ひける時、源長年御迎に參りて、舟上山といふ所へ入奉りけるほどの忠烈なりし事など記し置かせまし〳〵けるもの丶、奥に書きそえさせ玉ひけるとぞ。

〔百四十一〕西行が撰集抄、もとは三卷なり。九卷目あるは後人增補せるものなり、

〔百四十二〕小家にても法度のちときびしきは、奴婢のくるしむやうなれども、却て奴婢に益あり。ゆるやか過ぎたるは奴婢の身に損あるものなり。譬へば火はきびしきものゆえに、人々よりつかず。水はやわらかなるものゆえに、川へ入て死する人あるがごとし。

〔百四十三〕他人の惡行はよく見ゆれども、おのれが惡事は見えず。假令ば碁をうつに、傍よりは其得失よく見ゆるがごとし、昔人のいふ事なれども意得がたき事なり。自己の惡事は見えよきものなり。如何となれば、他人の惡事は發してのちに知らる丶なり。おのれが惡事は露顯せざれども、其身にはよく知るべし。惡事とおもへばこそ人にかくすなり。又大酒をする人失ある事は知りながら呑たなり。盜もよき事とはおもはれどもするなり。秦の始皇の書をやき儒を穴にうづめたるも、其身の惡事をしられたりゆゑなり。されば自己の惡事はしりよきものなりとおもはる。然れども其惡事をしりながら改むる事かたきは一心なり。心をもつて心を制する術を工夫すべき事なり。聖賢の萬卷の書といへども、一心を治むるより外の教はなきものなりと、先達の言なり。

〔百四十四〕吾邦に茶を用ゐる事、先輩多く說あり。本朝食鑑、大和本草等見るべし。但し、いにしへは挽茶(ひきちゃ)のみにて、煎茶(せんじちゃ)は近世の事といふは、本據なき說なり。余一日類聚國史をよむに、第三十一卷帝王部曰、弘仁六年四月癸亥、幸近江國滋賀韓崎、便過崇福寺。大僧都永忠手自煎茶奉御と見えたり。然れば、せんじ茶も上古よりあり。

〔百四十五〕記錄の書とは、大納言を大納内。中將を中爿。應永を応永。元和を元禾、嵯峨を山山、醍醐を酉酉と書くをいふなり、釋家にても讀誦を言言。瓔珞を王王。菩薩を𦬇と書く類をいふなり。

一學博覽終

萍蹤記

うき草のあと序

浮草の跡をさだめず、天が下を行めぐる人はたぞ。大寂菴主其人也けり。かく行めぐるあひだ、目にふれ耳に入て、をかしともあやしとも思ふことの出くるをり〳〵、かれはとあらむ。是はかゝらんなど思ひ得たるふし〴〵、いとおほかりしかども、心の底にのみつゝみて、いまだ筆にはかきあらはされざりき。去年の秋よりこの江戸に杖をとゞめ、歌よむ事をむねとたてゝ、人々にをしふるまに〳〵、かの心の底にのみつゝみし事のかたはしを、ひとつふたつかたり出るに、いまだ聞もしらず、めづらかなる説どもなれば、誰も〳〵いたくめでくつがへりて、いかで筆にかきあらはして、世に傳へてよと、せちにこひ求るを、さのみはかくしはつべきにもあらずとて、こたみさくら木にはゑらせられたるになむ。ある人、此ふみをもて來て、おのれにとふやうは、菴主浮草の跡をさだめぬ身なるに、かく此ふみをしるして、世にとゞめんとするは、さる身のふるまひと、心のおきてとたがへるにはあらずやといひけり。おのれ答へていひけらく、あはれさがにくゝも物いはるゝぬし哉。そも〳〵菴主は、佛教をた

ふとみて、世の人を救んとする人也。しかはあれども、そのさえの世にすぐれたると、その學のちからのたけたる餘り、この御國のふる事をさへ、こまやかにさとし明らめて、此ふみをばものせられし也。此道に入たつ人々、此ふみをみて、年月おぼつかなく思ひわたりし事をもはるけ、又あらたにかうがへそへなんはしだてともなしなましかば、すなはち世を救ふ一ふし也といひなまし。こを思ひさとらず、菴主をもて、あながちに名を世にかゞやかさんとするたぐひとひとしなみに、あなづりおとしめんは、菴主の心のおくを、よくみとほしたりとはいふべからずとこたへたれば、とひし人、ことわりとや思ひけむ。おふし口になりてやわら立ていぬ。

眠雲舍のあるじ　本間游清しるす

はやくより心の水にひかれて、浮草のあともさだめず、そこゝとまどひありきて、まのあたり、みもしきゝもしつることのこゝろにしみて、あはれともをかしとも思ふは、物のはしにかきつけ、ふるきせち、あたらしきかうがへのみゝにとまりて、よからぬともあしからむとも、いはまほしきふし〴〵は、ほごのうらにしるしおきつるを、旅にのみあれば、としふるさとのはこのうちなるは、いまやしみといふ虫のすみかとなりぬらむ。ちかくこの大江戸に杖をとゞめて、ひざをいると云ばかりのうつゆふのまさきのをやにくゞもりゐて、書ひとつもたらぬ身は、人なみに口あくべきよしもあらぬを、これかれしたしきともだちのきて物せらるゝついで、そらにとめつる筆にまかせしかれこれかたりいづるに、おなじくは、花ぐはしさくら木に、ものせよとそゝのかさるゝを、大かたの人わらへとはおもへど、世のことわざにいへる、蓼はむ虫もすき〴〵なれば、かうやうのことにすきたはめらむひとは、なか〳〵にをかしともみたまはんとものしつ。これ猶、あふみの海の淺からぬみよのおほむめぐみ、さゞなみの國つみかみの高きみかげと、あふぎまつるのみ。文化の十四年といふとしの八月の望ばかり、大寂菴立綱。

うき草のあと 目次

うき草のあと

淡海　大寂菴立綱著

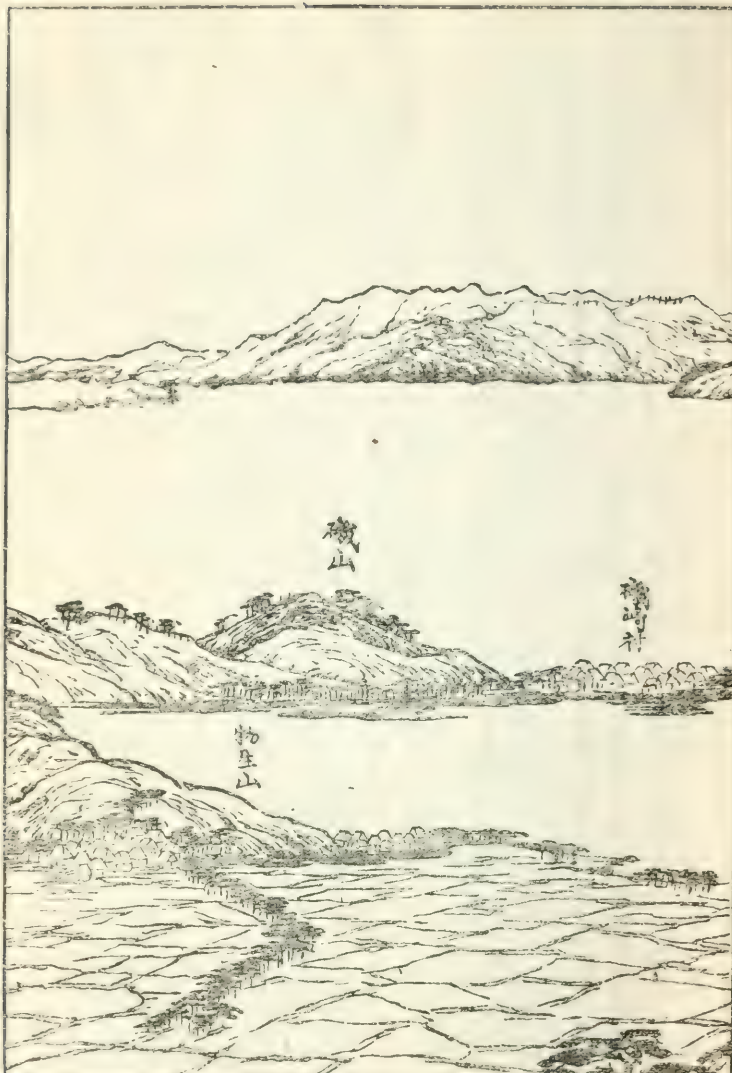
〇樂浪之淡海　鳰海

樂浪は、もと地名にて滋賀郡にあり。書紀に樂浪郷、萬葉に樂浪海、樂浪之國津御神、神樂浪之大山守などよみたり。千載集には、さゞなみや志賀の都はあれにしを昔ながらの山櫻かな、とあるなどおもへば、滋賀郡は樂浪の國にて、志賀の都のころは、さゞなみの海といひしなるべし。それよりやがてあふみの海の冠辭となりたるなるべし。後また鳰の海と稱するは、記に、於是其忍熊王與伊佐比宿禰、共被追迫乘船浮海歌曰、伊奢阿藝布流玖麻賀、伊多弖淤波受波、邇本杼理乃、阿布美能宇美邇、迦豆岐勢那和、即入海共死也とあるよりいひ初しにや。ある説には、鳰おほく住海なればしかいへるなりとあれどいかゞ。こは野洲郡に、仁保と云ふ郷ありて湖邊なり。和名抄には、邇保とかけり。されば此わたりにては、邇保の海といひたりしが、いつしか湖の總名のごとくなりたるものといへるぞよき。今の人は保の字を濁音にとなふ。

〇磯前　八十之湊

萬葉集三、高市連黒人羇旅歌八首の中、礒前榜手回行者近江海八十之湊爾鵠佐波二鳴とあるを、おのれはやくかんがへて、磯前は坂田郡なる磯崎村、八十之湊は犬上郡八坂村なるべしといひつるが、後、略解をみれば同考にて、この八十之湊は一所の名ときこゆと、宣長もいへりとか。されど或人の近江海湖八十ありとあるをおもへば、さはあらじといへれど、八坂といふ村の前後に、坂といふべきところなけ


望湖堂
眺望之圖
竹生嶋
筑广神社


磯山
磯山村
物生山

れば、坂は假字にて、佐加の約音なれば、八十湊といへるは、こゝなりとうたがひなし。さて八坂と云ふ村は、彦根より一里ばかり西にあたり、磯崎といふむらも、一里ばかり北にあたりて、ともに湖濱なれば、此うたによくかなひたり。その湖濱のならび、北よりは筑摩、磯崎、松原、長曾根、大藪、八坂とつゞき、磯崎〔割註〕今は磯村とのみよぶなり。」と云ふには、山ありて磯山といふ。この山の西うらは水際ふかく、石のたゝずまひなど畫にかきたらんやうなり。此山にまつれる神は日本武尊にて、磯崎明神と稱す。いま磯前とありて、磯のさきとよまんもさまたげじ。こゝに並びたる松原といふは、千々の松原なり。さてまたこゝに田津とよめるもの、眞鶴にはあらで、鶴なるはいよ〳〵ところにかなひ、磯崎より八坂にむかへるさま、よくかなひたり。今こゝに出せる圖は、人のよくしれる中山道の摺針嶺なる望湖堂よりみたるかたなり。わが友の圖したるをもて、そのところのさまをさとす。こゝに物生山とあるは、佐和山のつゞきにて、彦根は此山の西にありてみえず。八坂はその彦根の西なり。おとゝ湖上の眺望は、この磯崎のわたりより八坂までを最上とす。その中にも、此物生山のつゞき大洞といふところよりみるを第一とするなり。くだ〳〵しけれど、わが鄕里のことなればかくなん。

（二）あふみぶり

古今和歌集大歌所御歌とあるところに、あふみぶりとて、あふみより朝立くればうねの野にたづぞ鳴なるあけぬ此夜は、といへるうたをのせられたり。この例左文字、あふみよりとあれば、うねのは他國のごとくきこゆ。ならびのうたをみるに、みな國名ならず。さればあふみはおほみの假字のたがへるにはあらじかと、わが國人小林義見はいへり。伊香郡に大箕〔割註〕今の圖には大見とかけり。」といへる所ありて、飫野といへるもそのつゞきなり。大箕より飫野までのあひだ三里ばかりにて、大箕はいにしへの驛なりしとか。〔割註〕和名抄にはみえず」されば驛より京へかへる人のよめるなるべし。さて〳〵は一首のさまもよくきこえぬ、

（一）網浦

萬葉集一卷幸二讚岐安益郡一之時、軍王見レ山作歌とある長歌に、網能浦之海處女等之燒鹽乃云々、といへる網は綱のあやまりにて、津野の浦ならんと眞淵はいへり。千蔭が略解にも、神祇式讚岐國綱丁、和名抄同國鵜足郡に津野郷あり。そこの浦なるべし。綱をつのといふは古言なりといへり。さるを宣長は、猶網のうらなるよしいへれど、おのれかしこへまかりてみしに、津野のうらなること明らけし。そは丸龜より高松領につゞきたる海づらを、歌津といふなり。その歌津より右のかた十五六丁あなたは、みな鹽ばまにて、あまをとめらが燒しほのといへるによくかなひたり。其所を津野の郷といひ、そこなる山を津野山といへり。こゝより安益の松山もほどちかし。また此歌津より北のわた中にみゆるが、狹岑島なるとか。地名はすべてそのところをふまでは定めいひがたし。

（二）曝井　手綱濱

萬葉集卷九那賀郡曝井歌一首とありて、三栗乃中爾向有曝井之不絶將通彼所爾妻毛我といへるを、略解にいへるは、賀は清音によむべし。那珂といへるところ、國々におほくて、紀伊那賀は和名抄云々とありて濁音によむべく、武藏なるはかならず清音なり。小埼沼に次て載たれば、武藏の那珂なるべしといへり。或人のさらしゐの考とて出せるはたゞおなじ。おのれもさなんとおもひつるに、近きほど・とせばかり水戸にありて、そこの人とあげつろひしに、常陸の國なるよしいへり。此ほどしたしくかたらふ中山信名「割註」俗稱平四郞。」が說をきけば、その證明らかなり。常陸風土記曰、當二其以南一泉出二坂中一、水流去淸、謂二之曝井一、緣レ泉所レ居村落婦女、夏月會集浣レ布曝乾。この人も水戸にて、史館の總裁藤田氏よりいひおこせたるとてかたれるは、那珂郡袴塚村のうち瀧坂といふは、中河內村へ通ふ坂なり。そのわたりを曝臺といふ。その傍の田をさらし田といへり。今も坂のなかばに淸水のわき出るありとぞ。信名の考に、此むら、今は茨城郡に屬せりといへり。さてこのうたの次に、手綱濱歌一首、遠妻四高爾有

勢婆不知十方手綱乃濱乃詩來名益と有をも、略解にはいづれかいまだ考へずといへり。これも常陸の國にて、おくにたよふ海づらの少し左にみゆる里なり。今の人はこづなといふ。近くおくの守りにと城せるところなり。こゝに高にありせばといへるも、信名の考には、多珂郡多珂郷にて、この手綱はいにしへの郡家なるべしといへり。それにて高にといへることもよくきこえたり。此二首こゝにならびたるにて、常陸なること明らけし。小埼沼のうたは、鴨のうたにて雜なれど、こゝの二首は相聞のうたなれば、かた／＼よしあり。地名は其國の物しり人にあひてきくべきことぞかし。

○行方郡

常陸國行方郡をなめかたごほりと訓は、いかなるよしかと、郡宰小宮山氏のとはれしかば、こたへしは、こは七陽の韻なる行にて行列とつゞき、鴈行魚行など、詩にもつくれるは、まさしくつらなりならぶよしなり。歌に駒なべてとよめるを、萬葉集には馬並而とかゝれて、うまをならべ行よしなり。されば なべてと書べし。そをやがてなめてとよめるは、ハヒフヘホのにごれるときは、マミムメモとしたしくかよふものなればなり。書ときはハヒフヘホの濁音もてかき、訓ときはマミムメモの清音もてよむが、もとの定めにて、書法讀法といへるものなり。かれけぶり（煙）とかきてけむりとよみ、をみなへし（女郎花）と書て、をみなめしとよめり。今の人はことのこゝろうとく、そのけぢめをもわきためぬゆゑ、みだりにけむり、をみなめしなどかき、をみなべしとかきたるをも、へをメの音のごとくよめるはいとをかし。いま行方をなめかたとよめるも、もとなべかたにて、さるためしもて、なめかたとはよめるなるべし。滑方ならんには行方とはかくまじ。行方とかけるにて、ところのさまをもよくかうがへば、名づけしもとのこゝろもしらるべし。人の名に、並樹氏に行木あるも、みななみきとよめるとぞいひやりし。後奇遊のうらづたひ行たるに行方村あり。郡の名は村名より出たるものなり。

○潮來村

潮來村は同郡にありていたこならとよぶ。淫肆ありて世の人のよくしれるところなり。潮來の字を、いかでさよむと里びとにとへどしるものなし。里人の說には、もとは板久とかきたるを、やんごとなき君の斷かきあらため玉へるなりといへり。〔割註〕和名抄に坂來とあるは、坂は板のあやまりにて板來なるべし。常陸風土記をみれば、從是往南十里板來村。近臨海濱安置驛家。此謂板來之驛云々。又曰。板來舊有凶賊。堀穴造堡棲止。淨見原天皇遣建借間命討之。賊悉燒死。此時痛殺以所其言。今謂伊多久之鄕とあり。〔頭書〕又曰以下云々。謂伊多久之鄕。余所見本與信名藏本小異。されば痛言のよしなるを板來とかき、後には板久とあらためしなるべし。さらに潮來とあらため玉へるよしを、小宮山氏にとひしかば、かの國の官醫板垣法橋宗幨〔割註〕何某公ノ侍醫。」といへるが、某に示されたる書とてみせられき。そのなかにかの醫、鹿島へまゐられたるとき、かしこにいたのみやと云ありて、潮宮とかけり。いかでさは書くと祝部にとひしかば、常陸の方言に潮をいたといへば、かくかけるなりとこたへしとか。さればかの名も字の雅なるをもて、かくあらため玉ひしならん。後鹿しまに月を經てやどれるほど、かのみやに祭れる神の御名をとへば、高倉下なりとこたへぬ。そも〳〵高倉下といふは、神武紀曰。彼處有人號曰熊野高倉下。忽夜夢天照大神謂武甕雷神曰。夫豐原中國猶聞喧擾之響焉。宜汝更往而征之。武甕雷神對曰。雖予不行而下予平國之劍則自平矣。天照大神曰。諾。時武甕雷神登謂高倉下曰。予劍曰韴靈。今當置汝庫裏。宜取而獻之。天孫高倉下曰。唯々而寤之。明日依夢中教開庫視之。果有落劍倒立於庫底板。即取以進云々とあり。しかれば板宮とかけるぞよろしき。この國の方言に潮をいたといへばとて、板宮を潮宮とかくはよろしからず。されば近ごろは字によりて、しほのみやといふものありて、もとの名をうしなふにいたれり。さて風土記に安置驛家此謂板來之驛とあるにておもへば、いにしへ陸奥へくだる海津道は、こゝをすぎけんとしらる。今も猶そのかたあり。このまへはいにしへの

浪逆海にて、近臨海濱とあるも、よくかなひたり。このさとの五丁目といふに神明祠あり。神體は驛路の鈴なりとか。閑田耕筆に、圖するものとおなじと宮本篁村〔割註〕俗稱開吉〕かたれり。篁村はそのところの名家宮本氏の嫡子にて、よくしれるところなり。祝部の名は額賀長太夫といふとか。

○高房神

鹿島にます高房神とまうすは、もと建葉槌命にて、神代巻一云といへるに、故加遣倭文神建葉槌命者則服とあり。倭織をはじめたまひし神なり。されば倭文神とはまうす。高房の御名もそれより出たるなるべし。古語拾遺に、天富命更求沃壤。分阿波齋部率往東土播殖麻穀。好麻所生。故謂之總國。穀木所生。故謂之結城郡。〔割註〕古語麻謂之總也。今爲上總下總二國是也。」とありて、好麻之所生。故謂之總國とあれば、房は生麻の義なるべし。高は高皇産靈命、高彦根命などいへるとおなじ。和名抄、常陸國久慈郡に倭文郷あり。こゝにて倭織をはじめたまひしとか。今は那珂郡に屬して靜村といふ。靜明神の祠あり。あるひといふ、おふあさ（生麻）のおとあとを略きて布作といへるよし、されど初の字のうへを異く（倭）何ありやと、おのれ云、そは磯城島とかきてしきしまといひ、[illegible]とかきてそなれば、また速早振をちはやぶるといへるなど猶多し。

○時平大明神

下野國安蘇郡に吉居村といふ有。そこにまつれる神は藤相公の御靈とぞ。その隣村菅岡といふに祭れるは菅相公にて、隣村ながら中あしく、此二村男女とも、緣をむすべば凶事ありとか。吉居村に梅をうゑず。衣類にも梅のはなをつけずとぞ。めづらしきことなり。こは佐野の近郷なればよくしれり。

○菖蒲の前

伊豆の國にてミトと云ふところは、すこしくその名きこえたり。そのミトのかたはらにキセウといふところあり。〔割註〕二所ともにいかに書くとも、その字をきゝもらしつ。」其所の山上に頼政卿の女菖蒲の前

の廟ありといふ。あるとき芦の湯へ越後の僧きたりて云く、むかし宇治川の合戰に宮うちまけ玉ひぬれば、源三位の卿仲綱をはじめとして、息子達おほくうち連れ、あやめの前をも打具して、紀州より船にのりて伊豆國へ落ちられき。しかるに伊豆にてあやめの前なくなられしかば、同國になきがらををさめ、墓碣をばたてられたることと家系にしるせり。其後裔、越後國にかくれ居て、後々は農業をなしけるに、謙信のころ、つかへをすゝめられて出けるなり。川中島の合戰にいさゝか戰功たしつるのち、またひきこもりて農業をつとめぬ。余もその系につらなるものゝ、今僧とはなれり。此所より伊豆の廟所とほたらずば、いたりて拜せん。しりたまはゞをしへくれよといふ。このこと夢にもしらぬことゆゑ、をしへんやうもあらざりき。其後わきてこゝろにかくるとにはあらねど、伊豆人に會するごとにおもひ出ればたづねとひつれど、しれりといふ人もなかりき。或とき三島の在なる醫師に會することありて、此ことをかたり出しに、醫師云、實に其ことあり。伊豆に至らば明神にはぬかづかずとも、此ところにいたりみるべきなりといへりと、石原理兵衞かたりきと、佐々木壽六〔割註〕京師人。」箱根の芦湯へまかりしときの話にしるしたり。

○比禮振山の化石　天草人

松浦佐用姫は、大伴連狭手彦の室にて、狭手彦、奉勅命御軍を率て西蕃におもむく時、佐用姫いたく別をゝしみて、高山にのぼり領巾をふりて行船をまねきしが、そこに立てつひに石となりたりといひつたへ、又、萬葉集五、山上憶良のうたに、得保津必等麻通良佐用比米都麻胡非爾比例布利之用利於返流夜麻能奈とありて、今は其山を比禮振山とよべり。さきに龜井道載が話に、佐用姫がいしとなれること識なるべし。「頭書」佐用姫の石となりたりといふこと、たゞ世のひとのつたへにてたしかなる書にはみえず。龜井氏の話をかゝんため、今世說のまゝをしるしぬ。今も彼山よりまれ〱、さる姿のいしをほり出すなり。おのれも其よろしきをえて殿に奉りきとなんかたられし。それにつきておもふに、西國は左

とこも女もやはらかにて、別をゝしむもまことにたへがたきさまなり。橘梅仙が西遊記にいへるごとく、なかにも、肥後國天草の人は其情ふかく、人のわかれをつげて濱邊にいづれば、しれるかぎりをとこも女も老もわかきもおくりにきて、砂ばらにうちふしていとわかれがたくす。されはこなたもいとかなしくなりて、そこはなるべくもあらずなりぬ。まことにはらわたをたつおもひにて、おしてふねにのりこぎ出れば、そのふねのみゆるかぎりは、一人もちらずして、おの／＼きたるもの、かぶりたるものぬぎて、しきりに舟をまねく。ふねよりもえたへずして、笠などとりてまねくさま、大和物語に、車はふねのゆくをみてえいかず、舟にのりたる人は、車をみるとて、おもてをさし出てこぎ行けば、とほくなるまゝに、かほはいとちひさくなるまでみおこせければ、いとかなしかりけりとかける。さらにおもひあはされてかなしかりき。これ猶佐用姫がひれふりしなごりなるべし。

○小篠敏が八頭蛇の話

古事記、是高志之八俣遠呂智毎年來喫云々。身一有八頭八尾云々。神代卷、每年爲八岐大蛇所呑云々とあるやまたは、やつまたにて、遠呂智の遠は尾なり。呂は助辭にて、山鳥のをろの但尾などいへるとおなじ。萬葉集にはいはろ、戀しきろなどあまた有。智は靈のよしにて、千早振などいへる智とおなじく、かしこみていへる辭なり。蛇は尾ながくおぞましきものなれば、遠呂智とはいへるなるべし。さてこの八岐大蛇を、漢學者などは八頭の蛇あることをきかず、山賊の名なりといへり。むかし小篠敏〔割註〕濱田侯文學俗稱大記。」とかたらひしとき、彼國にて殿のしらすところの安藝國の境に八面山といふあり。そのふもとの畑なるに、囘り八丁ばかり、むかしより草刈の鎌をいれざるところあり。こゝに八頭の蛇ありてまれにみる人あり。されど全身をみたるものは絶てなし。其蛇のいかれるときは眼ひかりて、みるもの氣をうしなふといへり。近きほど吾殿、あまたの人をやりて、この蛇をかり出し、其全身をうつして公にも奉れり。こはそのうつしなりとてみせられぬ。つばらなる圖なりき。このほど眞風

といへるものゝ書きたる草子にも、そのことを出せり。それには石州邑知郡出羽組百姓勘三郎といふものとの八頭の蛇におひしよしかきたり。其畑を八面と云。八頭のわかれし一尺餘りまはり五六寸、草より出たるところ三尺餘と有。敏がかたりしとおほかたはおなじ。

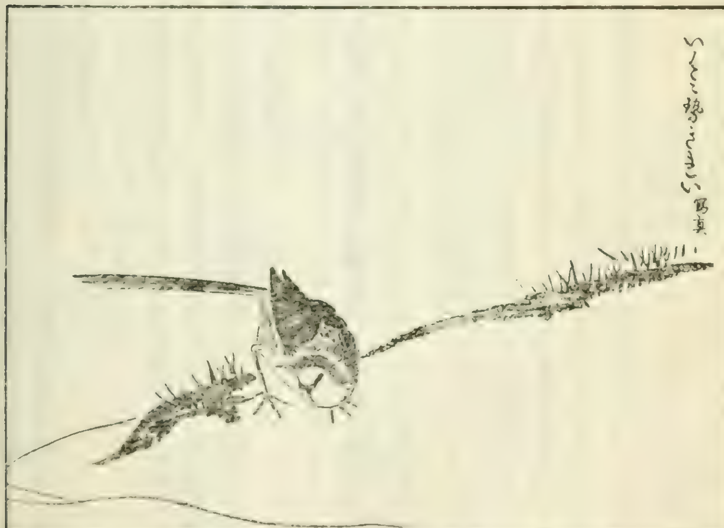
逍遥院内府公鶯のうた

古今集なる百千鳥は諸鳥のことなりとは、契沖、眞淵の委く辨ぜられたるにて、今のひとにはよくしれり。されどかたくなにこゝろえたる人は、猶うけがはぬあり。しかるに二條家にて名高き逍遥院内府公のうたにも、百千どりさへづるなかにあら玉の年のはつ音はうぐひすの聲とあり。この内府公は古今傳授の人なり。されどかくよめれば、おどろかしおくものぞ。

○稲負鳥

同集穐部に、わがかどにいなおほせどりの鳴なべにけさふくかぜに鴈はきにけり。とあるも、くさ〴〵の説あれど、これはたいづれとも定めがたし。本居宣長は、にふないすゞめのことなるべし。にふないはにひなめのうつりたる成るべし云々といはれしは、いとめづらしけれど、その名義をとかれず。ある人の説には、こは舊説に庭たゝきといへるがよし。この鳥に二品ありて、おほかたの人のしれるは、尾を上下にうごかして、とつぎをしへどりといふも、それより出たる名なり。今ひとつは尾を左右にうごかしていなみ鶺鴒といふなり。そは人のいなといふとき、かぶりをふり。また手をふりて、そのよしをしらすさまによく似たれば、いなといふことをおほせたる名なりといへり。さる鳥のあらんには、これもをかしとおもひしに、一とせ伊豫の國吉田といふところにて、この集こうぜちせしとき、藩士柴田氏なる人の、よみとりは此山にてまれ〳〵みることありといはれき。此人いつはりいふひとにあらねば、みゝにとめ

おきしが、近きほど常陸の鹿島にてこうぜちのとき、社家下生清海がいへるもおなじ。こはかしこの濱邊にていとまれに見ること有。土俗これをビンズイといふ。八月末にいたりて冬のうちありとか。しかるにこのほど屋代弘賢ぬし所藏の觀文禽譜といふに、鶺鴒に數品あるなか石見鶺鴒といふは、尾を左右にうごかすなり。はじめて石見國より出たれば、しか名づくとしるされたり。其かたちさながらいなみ鶺鴒といふものにひとし。されば立綱つら〳〵おもふに、いはみはいなみのあやまりにはあらざるか。またいはみといへるがもとにて、いなみといへるは好士のしわざにや。とにもかくにもめづらしく、顯註密勘にも、狭鶺鴒とおもへど、無差證とあれば、今この圖をあらはす。かの伊豫なると鹿島なるとは同種か。其羽色なども人傳なればさだかならず。こゝにあらはすは、いはみ鶺鴒のかたなり。とるととらざるとは人々のこゝ



ろにあり。むかしよりそれと定まらぬ鳥の名を、今あながちに、これなりとさだめいふにはあらず。

〔割註〕咲眉春は度々出見尊の考

世に七福神とてあがめまつるなかに、咲眉主といへる像をみれば、皇御國の神とはしられぬ。されどいかなる神か、いかなるよしの御名かしる人なし、蛭子とのみこゝろえて蛭子とかき、額には蝦子宮、あるは夷祠、夷社などかきたり。夷夷のもじはえびすの假字にて、蝦夷を日本書紀に、愛瀰詩とかけるもてしるべし〔割註〕蝦夷とは、中國よりいやしめ云ふ稱にて、蝦栖の義ならんか。そもそも蛭子とまうすは伊弉冊尊のうみませる御子にて、古事記には、久美度邇興而生子水蛭子、此子者入葦船而流去。〔割註〕古事記亦同。書紀には、次生蛭子、雖已三歳脚猶不立。故載之天磐櫲樟船。而順風放棄とありて、不祥御子なればはぶらしたまひしとあり。さるを世の人、いかで福の神とあふぎまつるよしあらん、また蛭子は比留古とよみて、恵備須とよむよしなし。また攝津國西宮を恵備須の本宮とおもひて西宮蛭子または西宮夷三郎などいへり。いかなるよしにや。くさぐさの說あれど、すべてうけがひがたし。西宮は武庫郡にあれば、延喜式にみえたる大國主の西の神社にはあらざるか。また西宮大神宮と稱するをおもへば、これぞ廣田宮にて、天照大御神にはましまさずや。〔頭書〕神功皇后紀云、于レ時皇后之船廻二於海中一以不レ能レ進、更還二務古水門一而卜レ之。於レ是天照大神誨レ之曰、我之荒魂不レ可レ近二皇后一。當レ居二御心廣田國一。即以二山背根子之女葉山媛一令レ祭とあり。」むかしたの小篠敏〔割註〕出上。」とかたらひしついで、此ことにおよびしに、かれがいへるもおなじ。これは彼社司某にあひて、家記をみしにさあり。とれど今なべて蛭子宮とまうしなれたれば、あらためがたしといひしとか、寒川辰清、〔割註〕近江國志作者。〕か說に、或說には椎根津彦命を祭れるなり。されどここは神秘なりといひとぞ、蠶山子、神社考にも廣田とあり。いづれにしても蛭子にはあらず。〔割註〕或が云、西宮に

沖の蛭子といふ祠あり。それが夷三郎にて、もと此うらの漁者なりしが、鯛をつることを能しつれば、こゝにまつれるなりといへり。」また石津の蛭子と稱するあり。そは和泉國大鳥郡なる石津の社なり。祭れる神は八重事代主命なりとか。これや延喜式なる石津太社神社なるべき。かれ惠備須と云は、八重事代主命をいふといへり。そは神代卷に、以釣魚爲樂とあるをもて定めたるなるべし。されど事代主命には鯛のゆゑよしはなし。また何故惠備須と名云か。人しらず。人のしらぬことをわれしり顔にいはんもをこなれど、むかし筑前侯の文學龜井道載がおくれる詩のなか横嶽二十四境の一ツに、蛭子祠といへるをつくれるに、伉儷とならでますよしのことあり。あやしさにとひやりしかば、いらへにわか邦なる蛭子はことごとくならでますといひおこせたり。こゝに至りて日ごろのまどひはとけたり。これをもてうらがへしと、淑人のよしといへれば、こゝにあらはすなり。世の人のいつきまつれる咲眉主とまうすは彦火々出見命なるべし。そは神代卷に、兄火闌降尊自有海幸。弟彦火々出見尊自有山幸。始兄弟相謂曰、試欲易幸、遂相易之。各不得其利云々。兄悔之曰。非我故鉤多不取。益復急責故鉤。彦火々出見尊憂苦甚深。行吟海畔時、逢鹽土老翁云々。海神乃集大小之魚逼問之。僉曰不識。唯赤女比有口疾而不來。固召之探其口者、果得失鉤。已而彦火々出見尊。因娶海神女豐玉姫。仍留住海宮。已經三年云々。彦火々出見尊已還宮。一遵海神之教。時兄火闌降命既被厄困。乃自伏罪曰、從今以後吾將爲汝俳優之民。請施恩活。於是隨其所乞遂赦之云々とある。このまゝによくあひたり。伉儷と並座とあれば、豐玉姫なるべし。これよりおもへば、かの御名の咲眉主は爲笑の義なるべし。眉とかきて美とよむは、讀法にて惠美須、咲滿春、そのことおなじ。その爲笑よしは、うしなひ玉ひし鉤を得たまひ、此大御國をさへしろしめすにいたれはなり。もと彦火々出見尊とまうす御名は、鹿葦津姫命の誓ひたまひて、同卷に、如

寳天孫之胤。火不能害。即火燒室始起煙末出之兒號火闌降命。次避熱而居生出之兒號彦火々出見尊云々とありて、この御名は字のごとく火々の義なるを、含笑をほゝゑむといふ義とおもひて、惠備春とはいひはじめけん。またかの鯛をつりたまへるかたちも、福の神とまうすもよくかなひぬ。鈎を海幸、獵を山幸と、書紀にもいひ、つひに大御國をえ玉ひしは大なる福なれば、福の神とあふぎまつるも其よしあり。まして蛭座といへるは、海宮に入たまひて、豐玉姫にみあひし玉ひてみとせおはしつるよしなれば、咲眉主は彦火々出見尊なることあきらけし。

端出之繩

和名抄端出之繩與注連。同續日本紀には、左繩端出とあり。これをしりくめなはと訓す。上田秋成〔割註〕浪華人〕云、志利久米の志利は後なり。久米は限目なり。加伎の約め伎なるを久にかよはせ云。垣根もかぎりめなるを、久は約めにて利を省きて久米といふなり〔頭書〕元綱云秋成が加伎の約伎といひしは不審。加伎の約め加なるを久に轉したるなりと云べきか。されどこゝはかぎりの三言の約なれば、かならず伎となるを、久にかよはせしといふべき例なり。又曰、垣根もかぎりめなるを、くは約にて云々といへる根は、目の意にはあらず、家根、杵根、木根、などの根なり。垣は限の意なるべし。その加利の約伎なるを久に轉し用るものなり。東國にては垣を久禰といへり。」猶はものゝわかちめに云詞なり。そのもとは神代卷手力雄命、日神を岩門より引出したてまつりて、また入たてまつらじと、御後に引わたしたるかぎりめの繩なり。よりてしめ繩といふは、そのりくを又省きたる詞なり。それをもとにて、ものをへだつるしるしとせりといへり。宣長はしりは藁の本をいひ、くめはこめにて、わらのしりをきりすてず、さながらこめおきたる繩なりといへり。いづれか是なる。秋成かいひし注連繩は、そのりくを略きたる詞にて、ものをへだつしるしとせりといへるは、いとおもしろし。そは轉するを標結といへり。されば萬葉集卷二、近江大津宮御宇之時婦人歌に、かくありとかねてしりせば大船のはてし

とまり(泊)にしめ(標)ゆ(結)はましを、又石川夫人詞に、さゞなみの大山もりはたがためか山にしめゆふ作もあらな
くにとあり。其ほか標野などよめり。心にしむるなども心に領ずるにておなじ意の詞なり。高田與清の
說に、ク。は越隔にて、コ。ユ。ル。ヘ。ダ。テ。といふ義にや。垣をクネといふもさるよしなり、萬葉集卷十四に、
久敝故之爾麥喰馬ともよめり。シ。リ。ク。メ。ナ。ハ。は後越隔繩にて、後へ越る隔の繩と云意なるべし」といへ
り。されどこゆる隔といへる義はうけがたし。かぎり隔の意といふべきか。

（一）河蝦は河鹿の化したるよし

水にすむかはづといへりしは、田池などに鳴ものとはことなるよし、近き世の書どもに、萬葉集のうた
をひきてさとしおきつれば、あながちにいはず。されどおほかたの人、この河蝦を河鹿なりとおもへ、
り。河鹿といふは魚の類にて、鳴ものにあらず。伊豫松山藩士竹村某は、としごろ川漁をこのめば、
つとめのいとまには山川に釣してよく〳〵しれるが、人の河鹿と云は魚の類にて、其かたちなるほどはなか
ず。化して蝦となれば、うるはしき聲をあらはすなりとかたられき。これにて日ごろのまどひははれけた
り。わが湖西朽木家の士の話にも、河蝦のうめる子は魚の體なりとあれば、はじめは魚の體にて、後蝦
と化すること明らけし。武藏國玉川のほとり大藏村によしありてまかれるほど、あるじの舘賓客者「割
註」石居市郎右衞門父名春翁」のかたれるに、この川にも河鹿はすめるを、つひに鳴こゑをきゝたること
となし。河上などにてはなく〳〵にやといはれし。うへ此蝦は山河の満らなるところならでは鳴ぬものな
り。萬葉集のうたに、三吉野乃石本不避鳴川津諾文鳴來河乎淨しとあるにてしるべし。」おのれところ〴〵
にてきゝたる、みなこのうたのごとし。このもの古今六帖などにも、むしの部にはなくて、水の部河の
つゞきにみえ、新古今集雜の部に、藤原忠良が詞に、をりにあへばこれもさすがにあはれなり小田のか
はづの夕ぐれの聲とよめるにて、小田なるものと河なるものとのけぢめはしられぬ。我友木村遊清のい

へるは、河鹿は河蝦の俗稱にて、俳諧者流のいひそめしことゝしらる。さるはいにしへに其稱なし。また魚の化するとあるは、その魚、もとより河蝦のうめる子にて、成立すれば親のかたちとなるなり。また山川なると田沼なるとは異類にはあらず。山川なるはすゞどき水にそだてば、かたちもやせ、其聲も清らなり。田沼なるはぬるめる水に育てば、かたちもふとり聲もだみたりといへり。いとおもしろし。

○潑曾　阿太

萬葉集卷九、詠水江浦島子短歌に、常世邊可住物乎劍刀己之心柄於會也是君、また一の潑會能風流士といへるも、ともに遲鈍のこゝろなるよし、略解にもとかれたり。うべ敏をとしといへるうらなるべし。〔頭書〕本間遊淸云、萬葉に、をてもこのもと云べきを、あてもこのもといへるも、これにてよくわかりけり。備中國高松あたりにては、つねに愚人のことを潑會といへるをきゝたり。また阿太といふことも、眞淵の考に、今の世化野とかきて、あだし野とよはむは、佗の字の心の脫たるなるべし。化をあだとよむよしはなし。佗國をあだし國、佗人をあだ人といひ、花のうつらふをあだなる、人の心のかはるを、あだになるなどいふ、みな佗にうつる意なり。人も死すればよみにうつりゆくから、しかいへる成べしといへるはさなれ、とのわれ云、あだはあなたの中略なるべし。備中、備後、因幡、伯耆などにては、わらはまでいふ詞にて、家の外をさしてあだにほしてある、けふはあだはあたゝかなるなどいへり。されば彼方のよしなること明らけし。かうやうのことはおほく田舍にのこれり。

○頭

人のかしらをつぶりといへるは、まろきよりいひそめしなるべし。古事記に、都夫良意富美とあるを、書紀には圓大臣とかけり。また萬葉には、圓江とかきてつぶらえとよませたり。人の雨などにぬれたるを、づんぶりとぬれたといふも、まるにぬれたるよしなるべし。鳰どりをかいつぶりといふも、よく水に潜はしかいふなるべし。鳰どりのかつしか早稻など冠辭にいへる意おなじ。高田與淸が說に、齒をつ

ぽといふは、圓の義なるべしと、倭訓栞にもいへり。按に、花のつぼみ、局、引つぼねる、つ圃、つぼ口、つぼ〳〵礫、甲螺子、粒など同意なるべし。斯の玉水つぶ〳〵ともよめり。僮僕を、和名抄にツブ子と訓み、後撰集にもあまたみえたり。こは圓部の義にて、頭に烏帽子もきぬものなれば、いやしめていへるにや。ネとブは横にかよふ音なり。また東國の方言に、酒にヅブロク醉うた、又は栗の實のいがより落ちたるをツブ栗などいへり。これらもみな丸き心ありといへりとか。

○麻呂　何丸　貴

人の名になにまろとつけ、あて人のみづからをさしてまろといへるものみな部下の稱なるべし。そは材あるをかどあるといへるは、かしこきよしなり。まろは其うらにて材なきよしなり。難波わたりの人、つねのことぐさに、ものゝあたひのたかきをうろこといひ、ひきゝをまろきといへるもおなじこゝろなり。今の人、身のほどをはからで、みだりに麻呂といはんはいかゞ。

○夫妻

萬葉集卷十雜七夕の長歌に、稚草乃妻手枕迹大船乃思憑而榜來等六其夫乃子我云々とありて、男はわが妻をさしてつまといひ、女もわが夫をさして、つまといふことあやしきやうなれど、そは衣の褄のはしをつまと云、衣をきるときは前にて合すに、左右のつまかさなりあふなり。男をひだりとし、女を右とするはつねのことなり。されば、かたみにつまとよぶものこれよりいひ初しなるべし。男女ともにさしてツマとよぶこと、仁賢紀六年弱草吾夫阿怜矣とあり。また萬葉五に、得保津必等、麻通良佐用比賣、都麻胡非爾云々といへり。袖中抄にくはし。新古今釋教部不邪婬戒のうたに、寂然法師、さらぬだにおもきがうへの小夜ごろもわがつまならぬつまなかさねそとよめるもの、をとこをのみいましむるにはあらず。おもふてしるべし。

○娶　婚　嫁

をとこのつまをむかへるをめとるといふは、娶の字のごとく女を取よしなり。婿をめあはすと訓は、目をあはすよしなり。男女、めをもてこゝろをかよはすを、めくはすといへり。文選にも、滿堂美人獨與レ余目成レ目とあるがめくはすなり。婿をよばひとよませたり。婆比の約、夫にてよぶなり。今俗によめをよぶといへるものよくかなひたり。そは鳥獸の牝をこふるとき、しきりによぶより、男の女にいひよるをよばひとはいへり。古事記には、八千矛神の高志國の沼河比賣を婿に出ませし時うたひたまへるに、佐用婆比爾、阿理多々斯用婆比邇、阿理加用婆勢云々、とありて古言なり。また嫁をとつぐと訓すは、女の夫の家にいたるよしにて、いにしへは人の妻を刀自といひたり。そは戸主の中略にて、女は家のあるじのよしなり。後には家とうじと、物がたりなどにもみえたり。さればとつぐは戸閾の義なるべし。さて男を聟といふは、女の父母よりよぶ名にて、わが女に對へるよしもて、向子の中略ならんか。また女を嫁といふも、男の父母よりよぶ名にて、これも淑女のよしなるべし。僧慈延が隣女晤言にいへるは、いづれもおだやかならず。

○鳥居

ある人問、おほよそ神の御前にたつる鳥居と云ふものは、何のためにして、その訓はいかなるよしぞ。また社地のみにあらず。佛家にもたつるよし、かた〴〵いぶかし。考あらば示せと、これにこたへしは、おのれもたゞしき説はしらず。こは神門とかきて、さながら神の御門のかたなるべし。〔頭書〕鳥居を神門といふと、[illegible]にいはれたり。鳥居とかくは假字にて、その訓は出處のよしなるべし。門を加夜といひ、又由とのみも云。加夜の加は發語なく、青を[illegible]、夜を小夜といへるがごとし。または鳥居の略けるなるか。鳥といふもことゝをきゐるの意なり。〔頭書〕谷川士清が説に、鳥居と云は、天照大神の天岩窟に入岩戸をさしてかくれませし時に、思兼神深くはかり遠くおもひはかりて、常世の長鳴鳥を

あつめたがひに長鳴をさせ玉ひしことあり。その長鳴鳥を居らしめし所を、後世それに擬して形を增補して今鳥居とはなれり。今神社に鷄を多く放つことあり。是も彼長鳴鳥の遺習なり。長鳴鳥は鷄なりといへり。」さて門といふものは上下ともに、わが居處の四方に垣し、またうらおもてに目をあけて往來せしめ、また非常のもの、無用のものをとゞむるところの標なるべし。さるゆゑに止とはいふならん。

さればその門をいたしてふさぐをも、戸とおきて止とよむなり。門の字は戸の字をならべたるものにて、これすなはちふさぎとゞむるの義なるべし。ものゝあとゝいふも、人のあしかたのとゞまれるを云。古事記に、天御孫命天降ますときに、思兼手力雄天石門分神、亦名謂櫛石窓神、亦名謂豐石窓神、此神者御門之神也とありて、式の御門祭の祝詞にも、櫛磐間門命、豐磐間門命と御名者白氐といひ、その祝詞に、四方能御門爾湯津磐村乃如塞座氐、朝者御門開奉、夕者御門閉奉氐、疎夫留物能自下往者下乎守、自上往者上乎守、夜乃守日乃守爾守奉故爾とあり。さればこの神のまもりたまへるにて、そのよしをしるべし。今も朝廷を初て、よしある人の居處には前後左右に門をつくり守人をおくれり。これ出入をあらため、よしなきものをとゞめん爲ならずや。記に、於投棄御杖所成神名衝立船戸神とあるを、紀の一書には、投其杖、是謂岐神。「割註」岐此云布那斗能加微」といひ、また黄泉の條一書に、投其杖曰、自此以還雷不敢來、是謂岐神。此本名號來名戸之祖神焉とあり。この御名の來名戸といふも、もと無來と止めたまへる意なり。戸は門にてそのをたきる標なり。衢立とあれば、道に標をたてゝ限りを示したまへる意を御名とせるなり。これらにてその意をしるべし。されば登利爲はとまりゐにて、神のしづまりますところなれば、けがれたるもの、こゝをかぎりとゞまるべき標にたつるものなるべし。爲はところといはんがごとし。式に、開遣唐舶居祭。「割註」住

吉社。」また開ニ舶居ニ時云々とありて、舶居とは湊に船をとゞめ置處をいふ。歌にも家居、雲居などよめり。また古書には、鳥居といふものみえず。伊勢兩宮儀式帳にもなし、かのなかには御門十一間とありて、下に於葺御門三間、於不葺御門八間とあり。この於不葺御門といふもの、いまの鳥居なるが、いとも〳〵後のものなれども、兩宮按内記といふものに、三ノ鳥居といふは俗稱なり。〔頭書〕按内記にいはく、江家次第神事記に、これを三の鳥居といひしは、第一の鳥居より、第三にあたる故なるべし。また小鳥居とは俗稱なり。古記には第三の御門といへり。」古記には荒垣の御門とも、板垣の御門ともいへりとしるしたり。さて社をやしろとよむも、もとは屋代にて、上古は神の鎭座ところ、おほくは土を高くし木を植ゑたるのみとか。かれこの鳥居といふものをたて、端出之繩をはりて、つねの森とのけぢめをみせたるならん。さるほどに宮はみやとよませて、すなはち御屋なり。天照大御神のごときは、初めより宮柱太敷立而齋奉たまへば社とはいはず。〔頭書〕社は屋代、宮は御屋にて、宮は社よりおもし。されば伊勢なる伊弉諾伊弉冊の二神の宮も、もとは社號なりしを、貞觀九年に宮號をば宣下し玉ひぬとか。又風の宮といふも、正應六年宮號を宣下し玉へりとぞ。そは弘安の蒙古のきたりしときの神功をたゝへてなるべし。」さればかゝるところは、もとより御門あるべけれど、上古のすがたにて、鳥居を立たまへるなるべし。いま神のますところを、何々のもりといひて、杜の字をかくは、全く社の字のあやまりなるべし。出雲國造神賀詞に、大御和乃神奈備爾座葛木乃鴨能神奈備爾座などある神奈備は、神のもりといふことにて、奈を能とし、母利の約め美なれば、南備といへるなり。されば神社とかきて、神南備とよむことゝはしめて、唐にてはこの鳥居のことを華表とあり。佛家にはしかも葬所にありて、四方にそのかたをつくる。全く鳥居なり。それに東は發心門、南は修行門、西は菩提門、北に涅槃門の額をかく。これにて門標なることをしるべし。神輿にも四方にたつるならずや。


日高川繪巻寫



○古手屋

俗に古衣屋を古手屋とかき、古衣をふるてといふは古言にて、てはたへの約なれば古細布なり。書紀に、多倍能波伽摩鳥とあり。延喜式には、明細布。照細布。青和幣。白和幣などいへるたぐひおなじ。

○餅をふくだといふこと

餅をふくだといふは、ふくだみにて、まろくふくらかなるよしなり。〔割註〕源氏ものがたりに、懐妊のさまをふくらかにといへり。」このことくはしく擁書漫筆にいへり。されど行宗集のくだものといふに、もちゐこそいたきやつなれみな人のふくだとのみもなづくとおもへば、〔頭書〕このうたのもちゐのかんながへり。されど本書のまゝをうつせしなり。」といへるうたをもらされたれば、こゝにかきつく。また日高川の畫詞をひかれたるいとをかしきに、その畫のさまはたをかしかればこゝにうつしぬ。

○慈門禅尼

おのれがわらはなるとき、彦根のかたはら里根といふ山里に、慈門といへる尼住めりき。こは藩士武居梅園〔割註〕俗称玖郎左衛門。」が祖父の姉にて、かのかたちよりは、心なんまさりたりけるといへりし女のごと、いとすぐれたる尼なりき。はやく父母にわかれて悲しみのあまり、とみにかしらをそぎて、一枝和尚といへる大とこにつかへ、いさぎよくおこなひたり。後にはこゝにすみて座禅のいとまにうたをよみ、月花のあはれ世のなかの人のあはれをもしりたり。いと有がたき尼なりき。」ときかの山里にて、ゆきのいみじくふりたるあした、

ふるゆきにつもれ木のみちもうづもれて今朝はをりたく柴の袖がき　またあるはふくものへまゐりけるみちにて、かたゐのさぶさにたへずてふるひをるをみて、きたる衣ぬぎてとらすとて、

わび人のあはれはよそに過ぎねどおほふにせばきそではならめし、とよみたりとか。その人のさま、おもふてしるべし。

○東儀氏

寛政の頃、紀伊国若山にまかりて、沼田何某といへるにやどれるに、あるじうたよむ人なりしかば、何くれとうちかたらふついでいひけるに、近くわが侯、おぼしたち、熊埜にまかり玉ふとき、国中ゆすりみち、おむとねの人々上中下、こゝろ／＼にうちよそひ、あさて（明後日）ばかりうちたゝせ玉はんとするよひのほど、東儀なにがしとかいへる楽人の、此おんともにもれたるを、いとくちをしくおもひて、

たつかゆみ木のせきもりのゆるさればいることかたき三熊野の山、とひとりごちたるをもりきゝて、かくと御前にまうせしかば、おどろかせたまひて、うべかれは江戸人なれば、またこゝにまからんこともかたかるべし、その心のつかざりしは、麿があやまちなりとのたまひ、やがてつかさ人めして、しか／＼のことなりとて、用意せさせよとおほせたまひて、御ともにつかうまつらしめ玉ひしとなん。このきみのおんこゝろざしのありがたく、彼人のやさしきこともておもふに、人はうたよむべきことになん。

○棉衲禅師并三女のうた

二十年あまりのむかし、備前国にまかりて少林寺といへる禅林にやどれるに、前住棉衲ぜじはうたをこのみて、日埜一位殿のをしへをまもれるがよめる歌とてかたれるなか、山家水といふに、

すむ人のこゝろにそむく山水やけふもうき世にながれいづらん、とありしは、いとめでたし、また藩士馬場斎維〔割註〕俗称門右衛門。〕のかたれるは、去年は江戸にありて、橘千蔭とあつく交りつるが、八月はかり女郎花をりにゆきたるとき、久美子といへるがよみたるに、

わけきつゝたをるもおなじをみなべしこゝろなおきそ野べのしら露、また吉原の妓婦粧といへるがよめる月前戀といへるに、

さやかなる月の課としなるものはひとまつよひのこゝろなりけり。二首ともしらべたかく、すがたよし、其人がらのゆかしく心にしみて、いとあはれとおぼえしかば、今なほをり／＼は、打誦じぬ。されば

○古手屋

俗に古衣屋を古手屋とかき、古衣をふるてといふは古言にて、ではたへの約なれは古細布なり。書紀に、多倍能波伽摩烏とあり。延喜式には、明細布。照細布。青和幣。白和幣などいへるたぐひおなじ。

○餅をふくだといふこと

餅をふくだといふは、ふくだみにて、まろくふくらかなるよしなり。〔割註〕源氏ものかたりに、懐姙のさまをふくらかにといへり。」このことくはしく擁書漫筆にいへり。されど行宗集のくだものといふに、もちゐこそいたきやつなれみな人のふくだとのみもなづくとおもへば、〔頭書〕このうたのもちゐのかんながへり。されど本書のまゝをうつせしなり。」といへるうたをもらされたれば、こゝにかきつく。また日高川の畫詞をひかれたるいとをかしきに、その畫のさまはたをかしかればこゝにうつしぬ。

○慈門禪尼

おのれがわらはなるとき、彦根のかたはら里根といふ山里に、慈門といへる尼住めりき。こは藩士武居梅園〔割註〕俗稱次郎左衛門。」が祖父の姉にて、かのかたちよりは、心なんまさりたりけるといへりし女のごと、いとすぐれたる尼なりき。はやく父母にわかれて悲しみのあまり、ともにかしらをそぎて、一枚和尚といへる大とこにつかへ、いさぎよくおこなひたり。後にはこゝにすみて座禪のいとまうたをよみ、月花のあはれ世のなかの人のあはれをもしりたり。いと有がたき尼なりき。」よせかの山里にて、ゆきのいみじくふりたるあした、

　ふるゆきにつま木のみちもうづもれて今朝はをりたく柴の袖がき

またあるはふべものへまかりけるみちにて、かたゐのさぶさにたへずこふるひをるをみて、きたる衣ぬぎてとらすとて、

　わび人のあはれはよそに過さねどおほふにせばきそではうらめし、

とよみたりとか。その人のさま、おもふてしるべし。

○東儀氏

寛政の頃、紀伊国若山にまかりて、沼田何某といへるにやどれるに、あるじうたよむ人なりしかば、何くれとうちかたらふついでいひけるに、近くわが君、おぼしたち、熊埜にまかり玉ふとき、岡中ゆすりみち、おむともの人々上中下、こゝろ〴〵にうちよそひ、あさて（明後日）ばかりうちたゝせ玉はんとするよひのほど、東儀なにがしとかいへる樂人の、此おんともにもれたるを、いとくちをしくおもひて、

たつかゆみ木のせきもりのゆるさればいることかたき三熊野の山、とひとりごちたるをもりきゝて、かくと御前にまうせしかば、おどろかせたまひて、うべかれは江戸人なれば、またこゝにまからんこともかたかるべし、その心のつかざりしは、麿があやまちなりとのたまひ、やがてつかさ人めして、しか〴〵のことなりとて、用意せさせよとおほせたまひて、御ともにつかうまつらしめ玉ひしとなん。このきみのおんこゝろざしのありがたく、彼人のやさしきこともておもふに、人はうたよむべきことになん。

〇棉衲禅師并三女のうた

二十年あまりのむかし、備前国にまかりて少林寺といへる禅林にやどれるに、前住棉衲ぜじはうたをこのみて、日埜一位殿のをしへをまもれるがよめる歌とてかたれるなか、山家水といふに、

すむ人のこゝろにそむく山水やけふもうき世にながれいづらん、とありしは、いとめでたし、また藩士馬場嘉維〔割註〕俗称門右衛門。」のかたれるは、去年は江戸にありて、橘千蔭とあつく交りつるが、八月はかり女郎花をりにゆきたるとき、久美子といへるがよみたるに、

わけきつゝたをるもおなじをみなべしこゝろなおきそ野べのしら露、また吉原の妓婦粧といへるがよめる月前戀といへるに、

さやかなる月の眼としなるものはひとまつよひのこゝろなりけり。二首ともしらべたかく、すがたよし、其人がらのゆかしく心にしみて、いとあはれとおぼえしかば、今なほをり〳〵は、打誦（ウチズン）じぬ。されば

をんなは、たかき賤しきかたならずうたよむべきことぞ。おなじたぐひならねど、伊豫の松山の畫工仙久徴〔割註〕俗稱市郎右衛門。」が母とじ縫子といへる、かたちはまほならざりしかど、いとまめにしおえうにて、あだなるこゝろは露もなかりき。うたよむもの、鹿の聲きかぬは、むげにくちをしとて、一とせ久徴にしもべなどゐて、一夜山路をたどり草葉の露にたちぬれしかど、たえておとせざりしかば、うちわびて、

我はきかでつらしとおもへどさをしかのなかぬはつまにあふよなるらし、とよみしとてみせられたり。これはたあはれとおもへば、こゝにかきつく。この人、去年夏むなしくなられき。よめるうたおほきを、久徴あつめて家集とせり。

（隱士茂睡

隱士茂睡は江戸の人にて、戸田茂右衛門と稱し、後本郷の梨子坂邊に住て梨本と號しき。父は駿河侯の家老にて渡邊監物忠といひし人の六男なり。父の忠は、戸田與左右衛門忠勝が次男なりければ、父の實家の稱を冒せしなるべし。著述あまたあり。寶永三年四月十四日に終りし人なり。〔割註〕無名翁隨筆。また戸田山城守といへり。〔割註〕南畝翁說。然るを隣女晤言には、隱家の茂助として、元祿の頃にや。江戸淺草の市人に茂介といふもの有けり云々。ちりの世とおもふこゝろのつもりにはと云歌を出したり。其こともうたも少したがへり。

ちりの世をいとふ心のつもりては我かくれがの山とこそなれ、と有ぞまことなりける。近世畸人傳にも隱家茂睡とありて、江戸御家士にて隱遁せる人なり云々といひ、歌道に古學を稱するは、此人、近世の魁にして、秦の陳渉になすべしといへるは、その人をしれるさまにて、元祿十七年二月廿四日其庵に寂すといへるはたがへり。二書ともそのつたへのたがへるなるべし。紫の一本といへる書に、尼丁然のかきあつめたるおほくのうたのなか、茂睡法師とあるもそのひとにて、そのなかに歌六首みえたり。紫

の一本は此人の作なれど、名をかくしたるものとか。淺草信士山に碑ありて、その名ながくかくれず。

〔讀二棟梁集一〕

このほど伝屋棟梁集といふ書をみつるに、種々のふみあまたもたる人にて、物のからがへせらるゝに、それひきいでて登上せられしは、いともくめでたし。されどいかにぞやとおもはるゝふしのなきにしもあらず。さないへゝ人のものせられしことを、もどきてとかくいはんはよからぬわざなれば、おのれはいつもたゞくちをつぐみてをれど、心へだてぬ人のまなびのためにと、あながちにこはるれば、みだりにかきつく。

集に云、「吾嬬は坂東山東にわたれる稱なれど、出羽陸奥にいへるためしなし。あづまぢの道のはてなる常陸ともよめるは、此ゆゑにこそ云々。

綱云、萬葉集十八、賀下陸奥國出レ金詔書上歌に、鶏鳴、東國能、美知能久乃、また短歌にも、須賣呂伎能、御代佐可延牟等、阿頭麻奈流、美知能久夜麻爾、金花佐久。とあるはいかならん。〔頭書二作者いかにしてか、おのれが説をみて陳じていへるは、萬葉集のうたをひかざりしは、ふとおもひもらせしにて、げにひがごとなり。されど此をもたゞちに陸奥出羽迄あづまといはん證には立がたし。すべてうたはおほよそごとをよむならひなれば、此家持ぬしのうたの心も、たゞ東のかたに在る陸奥山といふよしにて、きと陸奥が吾妻にあることにはあらず。此外千歌萬歌に奥羽の國をあづまなるとよみたりとも、そは記紀のむねにたがふあればうけがたし。されば京より東の國をば、近江よりしてあづまとよめるうたもすくなからずといへるとか。されど常陸風土記に、古者自二相模國足柄岳坂一以東諸縣總稱二我姫國一當時不レ言二常陸一唯稱二新治、筑波、茨城、那賀、久慈、多珂國一云々とあるをみれば、もとより陸奥にもかゝれる稱に二轉じぬたかるべし。」

集品稱呼辨といふ條に、鳥がなくあづまのみやことといへる稱は云々。

綱云、この說おのれはあまなはず。そはみやこといふ詞のもとは、宮所のよしにて、ところの上下を略きたるものとぞ。そのところ、このところといへるを略きては、そここゝといへるがごとし。さてみやこといふはかけまくもかしこき天つ日つぎの大宮をしろしめすところならではいはぬ稱なり。されば みやこにむかへて、外國をひなとも、ゐなかともいひて、四方の國より京にゆくをのぼるといひ、京のうちにても大宮所を上として、あがる、さがるといひ、それより外にゆくをさがるといへり。さるを後の書どもにいへる、またはからぶみつくれる人の書のこゝろをわきためずて、みだりに物せる書どもをさとして、わたくしにあづまのみやこといひ、東都とかけるはいかにぞや。萬葉集十八、大伴家持宿禰の坂上郎女に報歌、安萬射可流、比奈能都夜故爾、安米比度之、可久古非須良波、伊家流思留事安里といへるうたをひきいでて、國府を夷の都といへるさとしとせられたるは、からがへのまだしきなるべし。後の書どもに比奈の都といひしは、この歌よりあやまりたるものとおもはる。さるは萬葉集よりふるき書にあるをみず。また此集にもこのうたのみなり。此集は誤字おほくて證としがたきこと多し。本居大平が都夜故は夜都故のあやまれるなるべしといひたるを、宣長のまことに然るべし。國府をみやこといふべきよしなし。遠の朝廷とはそのさまかはれるといはれしはまことにしかり。橘の千蔭は猶考ふべしといひて、よしあしをいはず。さるをこゝにはなか〳〵にひがことなりといはれしぞ、おのれはなほひがことゝおもひぬ。そはこのうた都夜故とありてはきこえざるゆゑ、字のあやまれるなるべしといひしなり。集中さることおほし。こゝなるはいかにも夜都故ならでは、歌のこゝろきこえず。さるをうたの心をもわきためずいはれしは、あながちにおのが說をはり、人のみゝおどろかさんとかまへられたるなるべし。千蔭も都夜故と書たるになづみてとかれたれど、こは坂上郎女にこたへし歌なれば、おくれゐるうたの心をうけて、こたへのこゝろをもとくべきことにこそ。郎女のうたは、都禰比等能、故布登伊敷欲利波、安麻里爾弖、和

禮波之奴倍久、奈里爾多良受也、とありて、世のつね人の戀といふには立まさりて、あまりのことにて、われはしぬべくなりたるとせちにいへるなり。されはかへしの心も、われは越にありて今は都のやつことなりたるに、それをかく天人の戀たまふときけば、けふ迄もいきてあるかひありとよろこべるなり。天人は郎女をさせるにて、これはみやこにあればさいへるなるべし。千蔭も左傳を引て、周國の人を天人といひたるなどおもはれしなるべしといへり。古今集雜部に、あまびこのおとづれしとぞ今はおもふわれか人かとみをたどる世に、とある天彦も、天人のことなり。されば一本にはあめびとのとあり。元暦本には、能の字なくて、ひなつみやこにと假字つきたりと千蔭はいへり。比奈都夜故とありしなるべし。萬葉集五卷、山上憶良のうたに、天さかるひなにいつとせすまひしてみやこの手ぶりわすらえにける。とよまれたるもておもふべし。都にむかへて外國を、ひなといへるなれば、夷の都といふものあるべきよしなし。また後の書に鎌倉をさして東都といひたれば、まして今の江戸を東都といはむに、なでふことかあらんとおもへるよしなれど、皇國の學びするひとのさばかりのことをわきためぬは、いとあやしくなん。都といふ字は、字書にも天子所宮とあれど、かしこにては都會の意にひろくつかへることにて、卿大夫采邑曰レ都とあり。左傳にも、大都不レ過二參レ國之一一とありて、支封の城を都城といひ、都城過レ百雉、國之害也などいへり。南浦文集に、薩摩を國都といひたるよしひかれたれど、みなからぶみつくる人のしわざにて、かしこのしわざによれるものなればとるにたらず。今も薩摩にては國内の支封を郷黨といへり。それも國都といへるよりしかいへるなるべし。すべてからざまのしわざなれば、都とはなしがたし。筑前風土記に、太宰府を西都とかき、豐前國に京都郡のあるは、他の例とはしがたしといはれしは、もとよりのことにて、その外京田都島などいふは、みなよし有る名にて、姓に都といふあれば、島にもさる名おひたり。されど夷の都、東都といはん證とはなしがたし。大御國にてはみやこといふは、天皇のおましますところにかぎりたる稱にて、京とかき、都とかくも、みやこにかぎりたる

稱なるべし。奈良をいま南都といふは、舊都なればなり。さるを江戸をさして東都といはるゝは、京を西都として、それにむかへんこゝろなるべし。あなかしこ。かうやうのことは、むかしよりおほやけのさだめありて、わたくしにあらためいふべきよしなく、なにごとも神ながらなる大御國のひとのこゝろには、ふかくそむけりとおもはれぬ。

復小谷三思書云、富士はもと吹目穴のつゞまりにて、嶺の穴より息吹おこれる山の名にて、そのいぶきはとほくて望めば煙火のごとくみなされしかば、富士のけぶりをよめる歌どもおほかりしに、いまはたえて風のみ吹いづとなん。神名帳に、出雲國意宇郡布自奈大穴持神社あり。こは駿河國の富士の神をうつしていはひまつりしならんに、そのもとよりはかへりてするに正しき名をばつたへしなるべし云々。

綱云、この說もおのれはうけがはず。富士はもと富知にて、火出のよしなるべし。富は古書保の音にて不の音にはあらず。古事記意富岐美能、意富祁命、淤富美夜比登、富良富良などあまたありて、みなほの假字にもちひられたり。さればほぢとよむべし。神名帳に、富知神社とかけるぞ正しき。出をでともづともいふはつねのことにて、づとぢとはかよふ音なればなり。今も豐後國に比治といふところ有に、日出と書り。こはあまねく人のしるところなり。されば富知は火出の義なることあきらけし。富を不とよむは後のことなり。さて嶺の穴よりいぶきおこれるを、遠く望めば煙のごとくなればといはれしかど、まことに火のもえ出しよしは、日本後紀に延暦廿一年正月駿河國富士山晝夜恒燎、砂礫如霰云々。また三代實錄には、貞觀六年五月駿河國言。富士郡正三位淺間大神大山火。其勢甚熾。燒山方一二許里。光炎高二十許丈。有雷地震三度。歷十餘日火猶不滅云々。同六月甲斐國言。駿河國富士大山忽有暴火。燒碎崗巒。草木焦熱云々等とありて、人のしるところなり。近くは寶永の火をおもひ合すべし。されば古今集の俳諧歌に、ふじのねのならぬおもひにもえばもえ神だにけたぬむなし煙

を。拾遺集の神楽歌に、ちはやぶるかみもおもひのあればこそとしへてふじの山もゆらめ、などみえたり。つねのことぐさにも、富士や浅間のけぶりはたえといひて、むかしはおなじさまにもえたるものなるべし。富知神社といへるは、いかなる神をいつきまつれるにか。〔頭書〕間宮安浦が云、富知は火出の義なるべしといへるよし、されど富知の神社は浅間の神社にはあらず。神名帳には、駿河国富士郡富知神社に、浅間神社〔割註〕名神大と上とあり。また三代実録にも、正三位浅間大神大山などあればいかゞ。なき〔富知神社は同郡沼津にありて、式内の神といふばかりなりといへり。立綱云、神備はとまれ、富士の名義は富知にて、火出の義より出たるなるべし。また浅間大神は木花咲耶姫命にて、これを富士の神とするも、富知の義にはそむかじ。そは紀に、方二産時一以レ火着二其殿一而産也とあればなり。されど火々出見命なるべしとおもふこともあり。そのよしは余が別記に載することながければ、こゝには出さず。大穴持神といへるはよしなし。大宮の社司より出せる図とてあるをみしに、富士の上に三神のかたちをあらはせり。中は彦火々出見命、右は大山祇命、左は木華開耶姫命なり。かれこれを合せてつら〳〵かうがへみるに火出のよしもて、彦火々出見命を富知の神といつきまつれるなるべし。それを浅間の大神といへるは、木華開耶姫命をひとつにいつきまつれるより、しかおもへるなるべし。ひとつにまつれるよしは、彦火々出見命の御親にまし〳〵て、火のよしませば浅間にいつき祭れるを、此山にもうつせるにはあらざるか。もと木華開耶姫命は大山祇命の御むすめにませば、三神としてこゝにまつれるならんもゆゑなからず。そは古事記に、即作二無レ戸八尋殿一、入二其殿内一以レ土塗塞而、方二産時一、以レ火著二其殿一而産也。故其火盛焼時所レ生之子名火照命。次生子名火須勢理命。次生子名火遠理命。亦名天津日高日子穂々手見命云々とあり。紀神代巻一書には、然後母吾田鹿葦津姫自二火燼中一出来、就而称之曰、妾所生児及妾身、自当二火難一無レ所二少損一、天孫豈見レ之乎云々とありて、火のなかよりあれませしから、火々出見命と御名をたゝへまつれば、さるゆゑよしもて富知の大神といつき

まつれるなるべし。また曰、木華開耶姫命を淺間とまうすもさるゆゑよしもて、淺間山にいつき祭れるより、いつしか富知の神は淺間のかみといへるならんか。谷川士清が和訓栞に、神紀に木華開耶姫ありて、伊勢朝熊神社に、櫻木を其靈とせしこと古紀にみえたり。櫻の宮とも稱せり。西行の歌あり。神名秘書の苔虫の神も、櫻大刀自の神體形石に座せり。苔生たるをいへり。一宮紀にも、駿州淺間も木華開耶姫とす。富士もおなじ。伊勢朝明郡に布自神社櫻神社相並、甲斐國金櫻神社も此神をまつれり。さくらは開耶の轉ぜるなるべし。或は咲簇のきむの約くなりといへり。かた〴〵につけておもふに、さては淺間はあさくまの略にて、あさくまのあを略き、さくまのまとらと通音なれば、櫻の轉りたるにはあらざるか。大宮も、甲斐の吉田も、淺間大神とあれば、富士の神は木華開耶姫命なるべし。火出の義は火々出見命にても、開耶姫命にても、ゆゑよしおなじ。しばらく御名につきて、火々出見命ならんとはいへり。むかしより富士の神は女體なりといへば、開耶姫命なるべきか。また竹取物語に、かぐや姫のこの山より天にかへりのぼり玉ひしとあるも、開耶姫命とまぎらかしたるものなるべし。さて知と士とは通音にて云々と、萬葉集のうたども引て、この例おほかれど、此富知の神社云々、富知につくれるは、草書よりうつしひがめけんことうつなしといはれしかど、おのれが考はしからず。こはなか〳〵に、ちの草書を士にうつしあやまれるものといふべし。

この三條こゝにのせんことおのれがこゝろにあらねど、かの作者のみてふかくめで、かうやうのことは人のみてかうがへのたよりともなれば、かならずのすべきよし、あながちにいはるればくはふるになん。

うき草のあと　総

清原のおもとの枕さうし、ならびのをかの世捨人のつれ〴〵ぐさは、ともにさうしのさまながら、筆すさびの父母ともいひぬべし。又うちまかせて隨筆といふ名おほせたるは、後成恩寺殿のぞはじめなる。是はた打聞物がたりのさまなれど、うたがひなき筆すさびなり。ちかくこちよりて、此二百とせあまり天のしたしづまり、みくにのまことのまなびの道ひらけゆきてより、何がしのはかせ、くれがしの物しり人と、こゝらの筆すさびいで來たるが、みな學の道によれる書どもにして、かのさうしめき、打聞めくすぢなるは、をさ〳〵あらざりけらし。是も又、うたがひなき筆すさび也。かくていづれも〳〵したゝかなるぬしたちのにて、學のらう字ちからのほど、筆すさびにつきぬべきにあらず。みなおのれ〳〵が學のすぢにことたてたる書どもあらはされたるあれど、かりそめなる筆すさびのみにても、其人々の學のおもむきはしられぬべし。こゝに此頃、大[illegible]のあるじのものせられたる、萍のあとゝいふ筆すさびをみるに、いたくまなばれたるかた。いなかのおきなにはあらざりけり。猶なにくれとかきつゞられたる書どもゝあらん。學のらう字ちからのほど、此筆すさびにつきにたりよにはあらじとぞおぼゆる。いでや才と不才とのけぢめ、ひとつくちにいふべきには

あらねど、われら此三十とせあまり、文づくゑのもとによりゐて、なまじひに古言まなびの道に、心をばかけながら、世にしらるゝまさしき筆すさびといふも、物せねば、ものうき心ぐせとはいひながら、いとつたなきことになん。今の世の中を見わたすに、やゝもすれば、筆すさびのこゝにかしこにあまたいでくるよ。いちはやきぬしたちよはきころほひなりけり。今より後もいかなる物しり人かいできて、なにばかりの筆すさびたまはさるらむ。

さゞなみのやのあるじ　濱臣

筠廊雜考

讀書不レ博事多ニ闕陷ー矣。余著作之間常苦レ之。是亦因ニ性質疎懶ー也。生平好ニ閑居ー無レ遇。從以レ書爲レ友。不レ擇ニ雅俗ー隨レ得讀レ之。只恨ニ乏ニ書籍ー而無ニ力ニ於購ー之。又探ニ藏書家ニ請レ借則不レ堪ニ其煩ー。加レ之頻年遇ニ不虞之災ー。延及ニ池魚ー。至ニ坐有書爲有過ーレ半。素志殆爲ニ畫餅ー。斯文若廢弃不ニ復顧ー數年焉。頃日傾ニ敝簏ー求ニ遺書ー。偶見ニ昔時襍著ー紛然墨迹縱横。恰如下邂ニ逅故人ー話上レ舊。且憐ニ其憔悴ー。仍操レ觚接ニ補之ー。更錄得ニ數卷ー。而無レ意ニ於示レ人。但是閒中一消遣而已。自咲連宵燃ニ幾點燈火ー費ニ許多紙筆ー。又將レ供ニ蠹餐ー。即投ニ之反故堆ー。

天保癸卯春日

釣庭信節漫書

筠庭雜考目錄

一煙具紙入類〔胸の守　きせる鐔　懐中きせる　腰さし煙草入　紙入胴乱　三徳　たばこ盆
書院烟盆　提たばこぼん　箱烟草盆　長ぎせる〕　五六八

一器物種々〔蝶足の膳　つづみ鉢　とゝり　重箱　鉢肴　とさん　杯臺　硯ぶた　食籠、樽の肩〕
太鼓だる　酒海行器　斗だる　天野樽　柳だる　樽の紋　兵庫樽　ひすらご結び　角だる
樽人形　厨子棚〔火桶類〕　桐火桶　しかみ火鉢　火取　ほや　火箸　灰匙　すびつ　まつか
ら縁　もつかうの紋　抹額　挟箱古體　はさみ板　はさみ竹　針筥　はりさし　糸卷　出し
端午幟　けづり掛の兜　萬度〕　五七一

一看板類〔酢屋の馬　鞍かけの馬　まんぢう看板　酒旆　干飯の看板　みそ酢けの看板　産婆
の看板　酒ばやし　薪るい　湯屋の矢　薬入　赤あんどん　たばこや　寶臺みせ〕　五七九

一燈　火〔燭臺　あんどん　たぞや行燈　ぶら提灯　揚屋提灯　箱提灯のこと〕　五八五

一桶〔つるべ〕　頭に物を載〔昔の下女常に然り共風絶えたること〕　五八七

一食　器〔食籠　菓籠　ほか居　長櫃　破子　さゝへ〕　五八九

一雛の繪櫃〔ひな使士燒雛　古雛　浮世人形　雛草の類〕　五九一

一田　樂〔灰に立て燒く圖　田樂の曲〕　五九六

一判じ物模樣〔かまはぬの類〕　五九八

一一服一錢下り出茶屋〔地黄煎　煎物賣　せんねん　飴賣七兵衛　柄杓を茶臺とす〕　六〇三

一水　舩〔舩形手水鉢〕　六〇五

一永代島茶屋　六〇六

一ほうさい念佛〔葛西念佛　氣違踊〕　六〇七

一足　藝〔山鳥金大夫〕　六〇九

筠庭雜考 卷之一

喜多村信節 著

○獅子舞

唐書十七、禮樂志龜茲。伎有二彈箏一。豎箜篌。琵琶。五絃。横笛。笙簫。觱篥。答臘鼓。毛員鼓。都曇鼓。侯提鼓。雞婁鼓。腰鼓。齊鼓。擔鼓一。具皆一銅二鈸。舞者四人設二五方師子一。高丈餘。飾以二方色一。每二師子一十二人。畫衣執二紅拂一。首加二紅袜一。謂二之師子郎一。とあり。また樂府雜錄龜茲部。樂有二觱篥笛拍板四色鼓揩鼓雞婁鼓一。戲有二五常獅子一。高丈餘各五色。每二一獅子一有二十二人一。戴二紅抹額一衣二畫衣一。執二紅拂子一。謂二之獅子郎一。舞二太平樂曲破陣樂曲一。亦屬二此部一。と見ゆ。二書樂器に異同あり。何れも其部にある限の樂器を、すべていへるにて、獅子舞に此器をみな用るにはあらぬなるべし。こゝに一師子舞はみな神祭に用ふ。神樂には常に師子を置くものなれば、田樂に師子舞をまねびたり。されどももとは田樂にはあらず。體源抄十三、代々獅子日記云。建保二年二月云々。先召二左樂行事一。可レ舞二獅子一之由。本樂物仰二樂屋一。于レ時致氏向二樂屋一進二出庭中一。〔割註〕著二甲袍一尻引。半許ニ立テ、甲ヲヌギテ腰ニ付テ、エボシヲ引立テ吹二古樂亂聲一。時左師子ヲ着テ登二舞臺上一。四ノ角ヲ拜シテ、正面ニ迴立テ拜スルコト二度ノ後止二亂聲一。古ハコヽニ有レ詠。次樂。次〔割註〕序ハ破急體ニテ三切吹レ之。〕師子舞終後又着甲。樂屋ニ還入畢とあり。古事ならねば樂人なども多からぬにや。百練抄。高倉天皇承安元年六月十四日。祇園御靈會。上皇有二御見物一。殊被レ調レ之。神輿三基。獅子七頭。去四日自レ院被レ調二進之一。また同書、後深草院寳治二年四月三十日丁未。新日吉祭也。師子舞云々。など、なほ諸書にあり。○伎樂しが

たし。また今太神樂といふものは、南嶺子に鄙都ともに太神樂と號し、獅子を舞來る輩あり。伊勢國吾鞍川より出て諸方をめぐる也。市街の兒女是を壯觀とす。是唐の太平樂にして、陳氏樂書第一百七十三曰。唐太平樂亦謂二之五方獅子舞一云々。五方獅子各做二其方色一。百四十人歌二太平樂一といへり。獅子舞即太平樂とするはたがへり。〔割註〕通考にも、唐太平樂亦謂二之五方獅子舞一とあり。彼陣營尚をも舞へば也。また獅子一頭に十二人なるよしなれば、五頭にては六十人なり。百四十人といふはいかゞ。そはともあれ。太神樂は伊勢名所圖會に、大夫村は桑名の近村なり。此ところより代々神樂獅子舞六組、又三重郡阿倉村より六組、以上十二組出る。諸國竈祓をなす。故に大夫村といふ。是を代かぐらといふは、庚申の代待、または代垢離などの同物なるべし。放下をなす事、その故をしらずとあり。吾鞍川より出るは、他國にて太神樂といふもの也。この外に神事の獅子舞處々にあり。其國にて獅子といひて太神樂といはず。その獅子舞は、大別保村、稻生村、鄰山村、下箕田村、中戸村等の諸村の神社に納りたる獅子頭を隔年にとり出し、假屋を造り、氏子の百姓人數等定例ありて、社人付添、正月七日より三月三日まで、此假屋にて別火をしたゝめ、毎日諸方へ舞に行く。ゆきたる家々にては米錢を供ふ。これをもて雜費に充つ。南は津を限り、北は四日市まで至るとかや。この獅子舞は、常の獅子舞とは異にして、いと不拍子なる事とぞ。獅子頭も各少しづつ形もかはり大小もあれど、何れも鼻のさき黑く、高りたるにて、頂に角或は玉などあるはなし。古風とみえたり。頭より付たるきぬを舞ぎぬといふ。布を結びたるまで尾なし。頭を舞すは大人なれども、あと舞とてきぬの末をかつぎて舞ふ者と、口とりとて天狗の如き面かぶりて競馬組のやうなる裝束したる者は、十二三の小童也。何れの時より始まるとはしれねども、古き事とぞしらる。〔割註〕年浪草に、伊勢國度會郡山田鄕に祭る所七社、或云八社云々とありて、各獅子頭合て八つあり。土人傳云、人皇百五代後柏原院永正の末、飢饉疫癘はやりし頃、獅子頭を作り山田上の家より次第に下町へ追やりし事あり。其頭を町々の疫神祝祭て則産沙神と崇む。每年正月中旬社より取

出し鼓吹して舞ありく。氏子の家々くゝめ物とて鏡餅燈明、或は十二燈など出す。十五日より十七日迄といふ。一説諸國の太神樂の者祭之云々と有。」また房總志料に、朝夷郡天津の地に古より獅子舞の徒あり、所由ありて他の徒を入るゝ事を禁ず。思ふに、古へ勢大廟〔割註〕大神宮村にあり。」の祭祀を司りし巫覡の末なるべしといへり。これらを思ふにも、伊勢には獅子舞多きことわり也。但太神樂はもと伊勢より出るのみにもあらざりしにや。寛永ごろにかける繪卷物の詞に、それしゝまひと申は、江州ゆふき大明神の御つかはしめなれば、天下のきとうのため六十六ケ國へ六千六のしゝがしらをつくらせ、かんぬし共これをいたゞき、春のはじめ太鼓をたゝき舞出たまふとや。此昔に惡神萬里を去り、わらはべのいたはしき諸病をのぞき、あし手がんじやうになしはらおこらず。思ひのまゝなるも、この神のいとくなりと有。〔割註〕是は末にいだす。」玉勝間に、西社にある獅子がしらといふものは、もとはたはぶれの物なるべし。白氏文集西涼伎詩に。假面胡人假獅子、刻レ木爲レ頭絲作レ尾。金鍍眼睛銀帖レ齒。奮迅毛衣擺二雙耳一。如從流沙來萬里。紫髯深目兩胡兒。鼓舞跳梁前致辭云々とある。これをまねびたるものとみえたり。そのさまもはらおなじ云々。江家次第興福寺供養、また法勝寺御塔會などに、獅子舞の事みえたり。園太暦に、師子舞伎太明とあるは、此舞を業としたる者なりといへり。このたはぶれの物といへるは、其事趣見もなく、一時の興によりて爲そめたるものとする歟。さては誤なり。又圖南老人の莚響錄に、信西入道両持せられ候舞樂の圖、獅子舞、今伊勢より來ると、其體大概同じ。また唯今天王寺にも獅子舞有と云由承り候。又太平樂也典に、本圖二之左方獅子舞一と有レ之候。彼是を以て考候へば、太平樂の獅子舞は誤て、只今の體になりたる物と被レ存候。また眠江入楚に、獅子舞は獅子聖王の德に化して、帝王に歸る也と云々。寛永の頃は犬かしらと稱せり。犬がしらは御覽ぜぬよし、或記に見ゆとあり誤れり今伊勢より來ると、信西が唐舞の古圖と大概同じといひがたし。圖をみて知るべし。又犬がしらとも稱せりとは、大なるひがこと也。〔割註〕犬頭のことは別に考ありて、悉しく誌し置きぬ、嬉遊笑覽にあい

少納言入道信西傳來唐舞圖中獅子舞

唐書などにいへる處これを見て大かたを想像すべし



寛永ころの昔獅子舞の圖



三十二番職人歌合



以上三圖みな簡圖なり

東海道名所記萬治ころの書なり。此の頃いまだ大神樂といふものなし。獅子舞みなこの體なり。獅子頭の製、今の樣に近く、古のさまにあらず。されど角などはなし。是等のしゝまひは、大かぐらの如き放下などする事はなけれども、杉立などの輕わざ、今の越後獅子に似たる事なほすこしはしたり。但し大きなる頭をかぶりたれば不便の事なるべし。西鶴が諸艶大かゞみに、龍のかしらをかぶり、[illegible]國の[illegible]うせといふもの有り。此獅子よりの新案と見ゆ。

年中行事畫卷物稻荷祭の圖



へり。併見べし。事繁ければこゝにはいはず。漢土にても祭祀に獅子を舞はすことあり、王應奎が吳社編に、獅子金目熊皮、兩人蒙之、一人鼓一木面、且背月氏奚奴、持繡毬導舞、兩人嬉跳、接節若一體などみゆ。又衣など被きて獅子舞まねぶことも古くみゆ。著聞集に、鳥羽殿の南殿の前にあゆませたる御衣をかづきて、先をば法師、あとをばしき島とて、待賢門院のざうしなりけるものかづきて、獅子を舞て參りたりけるぞ、十訓抄にもあれど、およそこもおきなればいはず。さて此戲藝錄にもいへるごとく、もと齊樂を唐より傳へて、後に田樂行るゝ。空に是をも田樂にまねで、・・業となりて神祭にも用ゐ、これのみ業としたる者なども有しなるべし。其はて遂に太神樂といふものになれるにこそ。太かぐらを代神樂と書くべしといへる説は、ことわり聞えたれど、猶いかゞ有べき。太神樂とはもとよりひがことなるし。是は伊勢の太々神樂といふことによりて呼べる名にやあらむ。〔割註〕太かぐらは、伊勢の一萬度の祓の箱箱に柄を付けて、これを萬度と呼ぶの類なり。昔々物語に、七十年以前〔割註〕寛文五六年のころ〕太神宮御祓太神樂とて、毎日江戶中徘徊しける有樣、式正しく先へ鼻高き面をかぶりたるもの、直垂に白袴を着、御幣を持て立、其次に十四五歲ばかりなる男子を美しく作り、瓔珞をかぶり、長絹を着せ、白袴を着、中啓の扇を持、右手に鈴を持歩行、三番に麻上下着たる男箱をもち、四番に布衣の裝束着たる男、その次に四ツ足附たる大なる持の箱

を取て仰向け、其上に獅子の頭をなほし、中に太鼓を置き、一萬度の御祓を眞中に立て御幣を立、此長持、四人か六人にて、舁く、皆みな淨衣烏帽子、白きくゝり袴を着て、囃子方左右に付、笛小鼓太鼓拍子打合たる時、右の瓔珞かぶりたる舞子神樂を舞、次第に拍子急に請る云々。其内の興にじやうけく、氣のため、大太鼓打烏帽子左右へ筋かへにかぶり、時々撥を空に投上げなどして、是を大きなるどうけとして見物の者興に入也云々といへり。おもふに太神樂といふものは、この頃より出きしならむ。其以前は唯獅子舞といひて、一人にて獅子頭をかつぎ、腹に太鼓を結付たるにて、人米錢を受て持ありきたるまで也。〔割註〕寛永の頃の書の獅子舞の圖はこれなり。」また人倫訓蒙圖彙は元祿三年板本也。是にも獅子舞は其體にて、代神樂は別に出たり。是は昔々物語にいへるごとく、長持舁て人數も多ければ、直垂白袴淨衣えぼし等の服は一人もなし。太鼓うち裁付を着、其外は四半にて後をはせ折りたり。獅子頭に一角あり。其條に云、代神樂伊勢より出るといへども、伊勢にも限らず。此國は所々にあり云々。今勸進の代神樂は舞手の乙女もなく、只鼓太鼓ことやうにたゝき立て、太鼓うちの面つき、狂人のやうなるを見てうれしがる。しかのみならず獅子が立て扇の手をつかひ、一ノ谷節で舞ふ。最めづらしきわざも也。岡崎女郎といふ獅子踊りなれば神慮はいかゞといへり。〔割註〕岡崎はもと踊り歌也、或る言れにこれを踊りしなるべし。」

四神地名錄猿ケ股村の條にいふ。寶永元年洪水に、此地の堤切れて、西葛西に入りて死亡せしもの多かりしとぞ。此時葛西のものは、多く堤の上にありて切りに防ぎしに、二郷半戸ケ崎村に、古く傳ふる三ツ獅子といふものあり。越後獅子の頭ほどにて、俣ある角二本あり。雜毛を飾とせし頭なり。水神の遣者なるもの、是を冠りて堤をさして游ぎ來る。水を防ぎゐし者ども、是をみるに夜明前の事にして大蛇なりと思ひ驚きて逃散しかば、獅子かぶりたる者は、やす〳〵と堤に上り處々をきりて歸りしとあり。

また房總志料に、長狹郡不動の祭は七月七日なり。フリウとて村落組をたてゝ二十七番と則ち、何れも

越後獅子を業り舞ひ、里見氏開國以前よりの俗也といへりとみえたり。然れば越後のみにもあらず。此製の獅子頭は作るに易く、舊例祭祀に用ひたる獅子頭の朽損じなどして、改めて造らむにも邊鄙の事なればかなひがたく、かりそめに造り出てより、右のごとく傳へしやしるべからず。また越後獅子は古きものに見あたらず。但其伎は鷹筑波、〔割註〕寛永頃の。〕獅子舞は大和の國にありつきて、見ても見あかぬ三輪の杉立、とあり。今の越後獅子の伎に似たれども、越後獅子にはあらず。大きなる頭かつぎ杉立などもしたりとみゆ。越後獅子は、その國にては蒲原獅子と呼び、江戸にては角兵衞獅子とよぶ。角兵衞は初め舞來りし者の名にや。或云、武藏國氷川神社に古き獅子頭あり。近村にて獅子舞するは必ずこの獅子を借りて舞ふよし、その獅子頭には角あり。角に菊花の紋と御免天下一角兵衞作レ之といふ文字彫りたりといへり。むかしは器物食物何によらず、自稱して天下一といへり。其後この號を禁ぜられたりといへども、今も鏡の銘、また風爐師宗四郎など、是を用ひ來れり。さればこの銘にては新古も論じがたく、前にもいへるが如く、角などある獅子頭は古にあらず。角兵衞獅子頭作る職人ならば、小さき頭をも作りしなるべけれど、越後より出る者の、其國にて角兵衞といはざるもいかゞ。この獅子頭の銘の事も信じ難し

獅子の踊むかしは行はれしものとみえたり。其拍子を三絃の曲にとりたる多し。古き三線の書、大廳に獅子踊あり。前歌すこし有て後手ごとなり。これに、

▲二上り調子▲見どう▲くもゐ▲八千代▲ふつすい▲さかひ▲さんや▲みやこ

とて十色に引わけ有りといへり。思ふに筑紫箏に五段六段みだれなどいふも、もとはこれによれるたらん、ふるきには猿若の狂言に五段の獅子を彈き、新發意太鼓には猿若の獅子三段を彈き、佛舍利もおなじ。後世三味線の長歌に、何の獅子かの獅子とていと多く出來ぬ。

○獅子　狛犬

宮殿に獅子をおくこと、唐類函一百五十五、居處部に、戴延之西征記を引て曰。大極殿上有二金井闌金博山一。金轆轤蛟龍負二山於井上一。又有二金獅子一在二龍下一。歴代殿名沿革不レ一。惟世殿曰二晉以下不レ見レ名とみえたり、また宮殿のみにもあらず。太平廣記に、唐德宗の代に、汪節といふもの多力なる事をいへる處に、入二長安一行到二東渭橋一。橋邊有二石獅子一。其重千斤云々。節遂提二獅子一投レ之云々。また宦家にもこれを設けたることあり。清人徐岳が見聞錄に、越中一故宦第甚宏敞。列二石獅二一。亦極二精緻一。夜間每聞二重物步動聲一といへる怪談あり。また同書に、崇禎癸未。荊州惠王府前門石獅大風吹二出百里外一。碎如二虀粉一とあり。明人の畫に宦家の門前に獅子ある圖あり。下に模寫す。これ全く無用の物なれども、威儀のために設けたるもの也。此方にも是に倣ひて、神祠また宮殿に獅子置かるゝことあり。禁秘抄清涼殿の條に、師子狛犬在二帳前南北一左師子とあれば、右狛犬なる事しるべし。同書南殿〔紫宸殿〕御帳如レ恒。〔已下小書〕無二几帳一。有二師子狛犬一立二倚子一云々とあり。徒然草奧義抄に、獅子狛犬は火闌降尊〔註〕の事より起りて、禁門にも又神前にも護るよしなれども、その形犬にあらず。鎭子也。凡宮中に行幸屏風を立てらるゝ事あり。其時にも屏風の下に置て動かざらしむる鎭子といふものあり。金銅の獅子也。門前に備るも閾を拝く時、おのれと閉ざらしむるの鎭子なり。但狛犬の名狀は火闌降命に從ふといへども、其用は鎭子なりといへるも、さる事なれども、取叢へたる説なり。按ずるに、延喜式、〔左右衛門〕凡大儀之日。居二兕像於會昌門左一。事畢返二收本府一。〔右將居レ右。〕とみえ、文安御即位調度圖に狛犬形といへり。これは威儀に飾るもの也。榮花物語かゞやく藤壺の卷、〔頭註〕上東門院立后の所、御帳の前のこま犬なども、常のことながらめとゞまりたり云々。枕双紙めでたきものゝ條、みやはじめのさほら、しゝこまいぬ大しやうじなどもてまゐりて、御ちやうのまへにしつらひすゑ云々とみえたるは、源氏野分の卷孟津抄に、簀帷屏として、几帳など吹上るをとゞむる物ありといへるものなるべし。この屏字を鈐字の誤りならんといへる説は、なか〳〵に非なり。三才圖會に、獅子のかたに似たる鎭子あり。鹽

文安御即位調度圖狛犬形
以レ白銅一之。有二銅座一。如二盤石一。前有二円柱一、一尺餘。左衛門府式云。兕像云々。其體狛犬也云々。
江談三稱、賀陸光一。號二大法會師子一。其顔貌有二情恠一。無二心情一故稱也。
法會なとにも獅子を設けり。

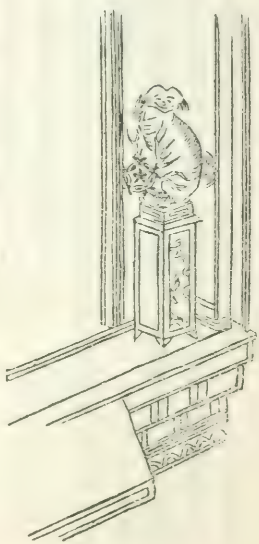


王思義が三才圖會辟邪 高二寸二分云々。係是大、旧墓中物陝右耕夫鋤得レ之。延祐中一士子白承レ旨購二得之一。以為二書鎮一。

清俗紀聞に玉鎮紙あり。此辟邪の形を摸せしなるべし。

遊仙窟の枕頭玉獅子の註に、以レ玉刻為二獅子一安二床。辟二鬼魅一。並得レ鎮二押氈席一といへるは、この書鎮の類ごにや。また陶器の形に似たる唐物の磁枕あり。これは古くもこゝに渡りし事ありとみえて、東大寺のおとゞ或女房のかたへ獅子のかた作りたる茶碗の枕奉る由の事、著聞集五、十訓抄十一などに出たり。茶碗とは磁器といふが如し。





仔雲洪がかける（此人偶雲道人と號す。明末の人也）人名録には清朝の部に收む）宮家門前に獅子を安する圖。



東大寺南大門石獣

碼碯石の面に彫りたる獣像是も獅子なるべし



東大寺寶物

見に、神祠に獅子を置き、天子宮門に辟邪天祿を置き、外門の金馬街上に銅駝、用武の庭に貔貅を畫き、獄舍の門に狴犴を作る。其圖大概獅子に似たれば、我國の人は共に獅子也と思へりといへるが如く、少しの差よしをとりて物の飾りとする事、この獅子のみにあらず。器物殿舍等の飾に彫刻する獸形さま〴〵あり。是を龍の九子とす。爰によりなければしるさず。文安御即位調度圖に、角あると無きとの差別あり。禁秘抄に據るに、左獅子とあれば、角なきは獅子、角あるは狛犬なり。又貞觀儀式に、左師子於色黃口開、右胡摩犬於色白不開口とみゆ。かく辨別あるやうなれども、式には是を兕像といへり。兕は右の二獸とは異なる物なり。しからば形の似よれる儘に、さま〴〵に稱へしなるべし。獅子狛犬も、もとは辟邪天祿など模したるものなるべけれど、さることも傳へなければいひがたし。又かの隼人のことは、もと神代に出て狛犬に似つかはしければ、紛れて一つになりたる也。延喜隼人式に、凡元日即位及蕃客入朝等儀、官人三人、史生二人、率㆓番上隼人二十人今來隼人二十人白丁隼人一百三十二人㆒分陣㆓應天門外之左右㆒云々。群官初入自㆓胡床㆒起。今來隼人發㆓吠聲㆒三節とみゆ。大隅薩摩の國人、初め王化に從はざりし。後臣服して仕奉れるを隼人と號す。これ火闌降命より出れる事にて、狛犬を是に附會するは誤り也。狛は字書に獸似㆑狼とあれども詳ならず。是もと他の國より來れる獸像の目馴れず異しければ、これを高麗犬といひ、假に狛字を書けるなるべし。今も常に異なる物をば唐何といふとおなじ。またいにしへ高麗より渡せる石獸なりとて、南都東大寺にあるは、唐さまの獅子なり。潛確類書に、龍の九子のことをいひて、狻猊好坐形佛座上といへり。咲ふべし。これ師子座なり。智度論に、佛爲㆓人中師子㆒。凡佛所㆑坐若㆑牀若㆑地。皆名㆓師子座㆒。夫師子獸中獨步無㆑畏、能伏㆓一切㆒佛亦如㆑是云々あり。是に依て佛座に獅子を用ふ。然るを龍の九子の一とするは妄なり。彼九子の說大かた此類也。又獅子を牡丹にとり合する事は、名物法言に、獅子を獸王といふ。牡丹は唐の代にはいたく愛で貴重して花王とす。共に其種族の王なるを對しむかへたるなるべし。獅子は本邦に來りし事

もなければ、眞の形狀をしらず。繪畫にかけるをみれば、從來器物に造り、佛繪に畫きたるとは甚異也。群談採餘に、其狀如_二黄狗_一。頭大尾長。頭尾各有_レ毛。初無_二大異_一といへるが如し。〔割註〕毛は多毛也。〔元劉郁が西使記に、獅子雄者鬃尾如_レ纓拂。傷_レ人吼則聲從_二腹中_一出。馬聞_レ之怖溺_レ血としるせり。〕今こゝにて繪にかく獅子は、首尾のみにあらず。全身すべて卷毛をかく。おもふに彼兕像などいひし物は、身に鱗甲ありしを、獅子のかたにとり交へたるものとみえたり。犀の全皮をみしに、すべて六角なる鱗甲あり。兕はその雌のかたなれば、これと等しかるべし。されど畫にかき、又器物に作れるは、眞物の狀に背ざること、和漢ともに多し。是等の獸形も、實をもていはゞ、終に天地開未生の物になりぬべし。

獅子の子字濁りてよむならひにや。其よしは男姿をしじといふ。〔源平盛衰記中宮御産條童謡に、揩は何しじ國王の揩云々あるは、王子を申す也。〕これを獅子にかよはしよめる歌あり。信實朝臣の今物語に、少輔入道〔寂蓮〕と聞えし歌よみ、ありまの社にまうでゝ、社の前なるものをみて、

此山のしじいかめしく見ゆる哉いかなる神のひろまへぞこは

とよみけり云々。これ寶前を女陰の潤きにとり、獅子を男姿の偉なるにとりなしたる狂詠なり。さるを下學集増補に、指似は小兒の陰也といひ、和訓栞にも、しじ小兒の陰をいふ語也。指似の音といへり。陵も同く縮也とも註すれば、しじむ義なるべしといへるは、皆わろし。さては此歌にかなはず。今按ずるに、しじは實にて肉具の義よく充たれり。二字あつし文字、多くは濁る例なり。孔子、莊子、中子、〔冠りのごと〕大床子、居士、瓶子、四季などの類なほ有るべし。今も小兒の陰をしじといふ國あり。訛なり。小兒に限らず。喜撰波集〔割註〕寛永十五年の撰なり。〕

つゝいづゝ五つ六つ子や戀をせししじさへ今はおいにけらしな

とあるも、小兒をいふに似たり。またゝゝ子集〔割註〕寛永十年に撰み畢る。〕卷一に、御簾の下より見ゆるは右

さま、車にも掛といふ名はこのもしや〔貞徳〕、かくあれば赤子幼童のみにいふにはあらざる事知るべし〔割註〕今も津輕、秋田の邊にては、大人、小兒の陰共にしじといふとぞ。古義をのこしたるにや。新撰狂歌集、〔慶長元和頃〕あるとき女院の御所御庭せばきとて、或人の地をとりて御庭の前をひろげ給へば、女院のおまへのひろくなる事は、きやう月ばうがしじの入ゆゑ、又きのふの物語〔割註〕上の集より時代少し前なる歟。」ひぜんの國かんざきのごうに、南無の二字を額に打ちたる比丘尼寺あり。即二字寺といふ。此尼ども常に麻の糸をとりてうるに、又あたりにだうみやうじといふ寺あり。此坊主ども糸をかひに行きていにて、さいさいものしゝとて、やがて門に、

　二字寺も今は六じになりにけりだうみやうじよりしじをいるれば

雄長老狂歌、雁

　こしじより來とはいはじかり高に鳴くなる聲はふと〲として

物類稱呼に、女陰を奥羽及越路また尾張邊にてべゝといふ。〔割註〕關西、關東ともにてゝといふは、小兒の衣服のことなり。」上總、下總にてそゝといふ。尤の双紙に載せたる小歌に、そゝのきん中といふことあり、又新撰狂歌集〔端書略レ之。〕

　どくだちの内ならばこそあしからめそゝは何かはくるしかるべき

などみゆ。今按に、京攝津の邊にて專らそゝといひ、又べゝともいふ。べゝは多く小兒にいへり。其も誤りなり。俳諧發句帳〔割註〕犬子集より前の撰也。」冬部に、

　山賤にみなべゝきする木の葉かな　　貞徳

〔割註〕此句犬子集にはなや興行と端書あり。」又正章が獨吟千句、〔寛文六年〕

　物をほしがる心むさゝよみとりこがべゝぬらしてはかたいざり

これ小兒の衣服をいへり。されどもきのふはけふの物語には女陰にいへり。語の元は、今江戸の小兒の

詞に、赤きものをほゝ月といふと同じく、赤くいつくしきをべゝといふなるべし。〔割註〕アメリカ、マネラ、イスパニヤ、ホルトガル言語通ずといふ。北アメリカ語、男陰バロコスロチ、女陰チガル、環海異聞陰門ビツタ、兒女小戸コンカ、必しもこれらの語によるならねど似たる音なり。小兒にチンボウ、女兒にマンコ。」

○天　祿

一説に、角ある狛犬は天祿、角なきは辟邪なりといへるは誤りなり。辟邪のかたは、既にその圖を寫出せり。天祿は、趙明誠が金石錄〔十五卷〕。漢州輔墓石像膊字酈道元水經註云。州君墓有二南石獸一。已淪沒。人有レ掘二出一獸一。猶不レ全。礎甚高。壯頭去レ地丈許。製作甚工。石膊上刻二作辟邪字一云々。故人董之明守二官汝潁間一。因託訪二求之一。逾レ年以見レ寄。其一辟邪道元所レ見也。其一乃天祿字差大。皆完好可レ喜、之明又云。天祿近歲爲二鄉民一所レ毀。辟邪雖レ存。然字畫已殘闕難レ辨。此蓋十年前。邑人所レ藏。今不レ可二復得一矣といへり。其世、漢土にもおもひ誤りし人多し。楊愼曰。漢靈帝修二南宮一。鑄二天祿蝦蟆一。轉レ水入二宮云々。天祿は即大蝦蟆といへるは、いみじきひがこと也とて、陳晦伯は瑞應圖を引て是を駁して云。今南陽縣有二宗資墓一。旁有二兩石獸一。其高八尺。角而鱗。分レ鬣曳レ尾。□壯大。左曰二天祿一。右曰二辟邪一。字皆刻二膊上一〔割註〕膊は腿也。金石錄には膊とあり。膊は肩膊といへば是然るべし。モ、の後には有るべからず。漢有二天祿閣一。又因二此獸一立レ名といへるを、なほいひ足らずとて、胡應麟曰。按用修每レ譏二一事一。必令二同平絕倒一。而此以二天祿一爲二蝦蟆一。尤可レ笑。陳晦伯但引二瑞應圖一以駁レ之。似レ未二同了一。余按二沈氏筆談一云。至和中交趾獻レ麟。如レ牛而大。通身皆大鱗。首有二一角一。考二之記傳一。與レ麟不レ類。當時有レ謂二之山犀一者。然犀不レ言レ有レ鱗。莫レ知二其的一。詔欲レ謂二之麟一。則慮二夷獠見一レ欺。不レ謂二之麟一。則未レ有二以質一レ之。止謂二之異獸一。最爲二慎重有一レ體。今以レ予觀レ之。殆天祿也。按漢書靈帝中平二年。鑄二天祿蝦蟆于平津門外一。註云々。〔割註〕この冊註にみえたる鄧州南陽縣の北宗資が碑旁なる天

蠻人牽異獸圖　今按ずるに此獸は天祿なり

夢溪筆談に、當時山犀といへる者も有りといへり。鱗ある者をさはいひ難し。時珍が云、水犀皮有珠甲而山犀無之とあり。もし犀の類にて是ないはゞ、兕犀などにやあらむ。爾雅郭氏註云く、兕一角色青重千斤。蘇頌が説に、或云、兕乃犀之雌者、亦似水牛而青色皮堅厚可以爲鎧といへり。さすれど鱗甲などあるよし見えず。非なるべし。



祿辟邪の二石獸、今に遺れるをまのあたりみしに、角鬣ありて體の大さ水牛のごとし。よく交趾より貢する異獸に似たれば、これかならず天祿なるべしといへる文あり。こと長ければ略く　この下胡氏が説なり。〔據此則此獸宋時固已入貢、沈存中辨之甚明、用修於筆談亦不之見耶。夫天祿與蝦蟆並言、即爲蝦蟆與辟邪並言、即爲辟邪耶といへり。信節これらの文を見て思ひ得たる事あり。或人宋の代の人閻次平がかける獠人、奇獸を牽きたる圖をもてり。〔補註〕蘭渡人の所藏、その模本をみるに、ウニコールの獸といひ傳ふとあるは誤にて、これ所謂天祿なるべし。〔補註〕此獸一角あればウニコールと押あてにいへるなるべし。ウニコールは蠻書をみるに海魚なり。坤輿外記にこれを獨角獸といへるをおもへば、紅夷も傳説は獸としたるにや。漢土の人だにおもひ謬れる物なれば、こゝの人

のしらざるは理り也（割註）その圖前に出せり。」天祿の名のよしは、周祈が名義考に、西域傳烏弋山離國有桃拔一名符拔。似鹿長尾。一角者爲天祿。兩角者爲辟邪。予謂桃拔符拔當作桃祓符祓。以是獸能祓除不祥也。祓誤作拔。曰桃。曰符者。猶度朔山桃梗之意。祓除不祥。故謂之辟邪。永綏百祿。故謂之天祿。漢立天祿于閣門。古人置辟邪於步搖上。南陽宗資碑旁有兩石獸。一曰天祿。一曰辟邪。皆取祓除綏之意。一統志忽魯謨斯國產福祿。似驢而花文可愛。即天祿也。今元旦賜近臣福祿。獅子亦其遺意といへり。一統志に、驢に似て花文なるものを天祿とするは、宗資が碑旁の石獸に異なるはいかゞ。名義はこれにいへるが如く、古人の成說によりて、猶その證を求むるに、梅村載筆に銅瓦のしるしは、裏に建安の年號ありて、その下に天祿のかたちあり。天祿は兎に似たる獸なり。天祿なきは僞物也。竹田月海この硯を得て持てり。その蓋に横川贊を作りて曰、在倭在漢一瓦千年。與硯同壽。大醫竹田と、後この硯府［　］にありしを見侍りきといへり。又この事を東見記に、鎌倉基氏有銅瓦硯。文有天祿形及周景王時所鑄錢文。無之者非眞云々。基氏時使義堂作記。其記之意曰眞銅瓦歟非乎。今於日本不可知云々。此僧可謂有實者也。其後此硯入竹田法印手也。横川禪師作銘云、在倭在漢一瓦千年云々といへり。按ずるに、此硯のことは義堂が源府君所藏銅雀研記に、初天龍長老春屋葩禪師得之於海舶獻于幕府。（割註）以下文長ければ、要を撮て處々を假字にうつす。」瓦背有銘云々、左右にまた銘あり、各二行古篆にて讀むべからずとあれども、景王の時の錢文の事をいはず。また眞の銅瓦なる由に記して、あらぬものならむとかたなける事あるべくもあらず（割註）もし然らば兩作の命にても記は作るべからず。」されば人見氏の說は傳聞の誤なり。さて長州の醫人華頂氏が華意漫筆に、藤貞幹が好古小錄に、瓦研は澄泥研なるべしとのみしるして、その名義をいはず。文房四譜、銅雀臺遺趾、人多發其古瓦。琢以爲硯甚工。貯水數日不滲。世傳其瓦。使陶人澄泥以絺綌濾過。加胡桃油埴之。故與他瓦異（割註）此下なほ諸書を引たれども、こゝには略く。」其

外貫氏談錄及硯史等に、澄泥硯を造る法あり。遵生八牋に澄泥硏の圖あり。大體銅雀臺の瓦を引き説をまうく。尤委きは陳繼儒が泥曝譚餘なり。日本へもその硏を舶來せし事あり〔割註〕此間に義堂が記を作れる硏の事をいへり。實に世に希なる珍物といふべし云々。予が家に大雅堂所持の澄泥硏の圖あり。是又舶來の物にて其形甚奇雅なり。圖のごとし。

澄泥硏の圖



信節按ずるに、此澄泥硏のかたは、件の銅瓦硯のかたを模したるものなれば、これ即大樣の形也。梅村載筆に亀に似たる體なりといへるに合へり。これをもて閻次平が、繪のいよいよ天樣なること證すべし。

銅雀臺の瓦造る時、後世硯に琢くべしとはおもひもかけぬ事なれば、硯の料に製する澄泥硏の法の如くにも有べからず。唯土の性よきは瓦も年經れば輕くなる物にや。よの常の瓦にても、三四十年も經たるは、新瓦に較ぶれば遙に閑し。況や百歲千載に及ぶをや。

〔割註〕今此考にあづからぬ事なから、池北偶談に銅雀硏辨を載す。〔卷十六〕崔後渠彰德府志辨ㇾ硯云。世傳鄴城古瓦硯。皆曰曹氏銅雀塼硯。皆曰冰井。蓋狗名而未ㇾ審二其實一。魏之宮室焚二蕩於汲□之亂一。趙燕而後迭興代毀何有二於瓦礫一乎。鄴中記云。北齊之鄴南城。屋瓦皆以二胡桃油一。油之光明不ㇾ蘚。筒瓦用在覆。故油二其背一。版瓦用在仰。故油二其面一。筒瓦長二尺闊一尺。版瓦之長如之而其闊倍。今或得其眞者當油處必有二細紋一。俗曰二琴紋一。有ㇾ花曰二錫花一。傳二言當時以二黄丹鉛錫一和ㇾ泥積。歲久而錫花乃見。古塼大者方四尺。上有ㇾ盤花鳥獸紋下狹萬歲字。其紀年非二天保一則興和。蓋東魏北齊也。又有二塼筒者一。花紋年號如ㇾ塼。內圓外方。用承二簷溜一。亦可ㇾ爲ㇾ硯。宋刺史李琮、元豐中於二丹陽邵不疑家一。得二唐元次山家藏鄴城古塼硯一。背有二花紋及萬歲字一。與二鄴中記一合。又曰大魏興和二年造。則唐賢所珍已用二於南城一矣。」

筠庭雜考 巻之二

〔新筑紫箏〕

箏の本邦に傳はりし事まだかならず。豐原統秋が體源抄に、箏は我朝に傳はることは、仁明天皇の御時に、遣唐使の准判官掃部頭貞敏廉承武が娘に傳はるといふ。或は内教坊妓女命婦石川色子、筑紫の彥の山にして唐人に是をつたはるとも見えたりと、此雨説是非はしられねども、筑紫に傳へぬることふるしとはしられたり。今ことゝのみ俗にいふ箏は、その始め箏曲抄、〔割註〕元祿八年刻〕文治の頃〔割註〕文治とあるは文祿のあやまりなり〕あるやむごとなき人の御手に引きつたへて秘し給ひしを、此人筑紫に赴給へる時、筑紫善導寺の住僧法水にすき人にてせちに乞て、此秘曲を傳はり得て、肥前國住人賢順居士といふ人に傳與せしを、賢順〔割註〕後奈良院御時と寺註あり〕又同國諫早の住慶岩寺の僧玄恕にゆるしつたふとなむ〔割註〕下墨を摘みてしるす〕そのころ賢順都に上り、大納言殿の家にて曲を彈じしをめで給ひ、賢順が故郷に歸られんとするとき、其藝を惜まれ、居士が門人然るべきものあらば必越せよと有りければ、賢順歸りて後、僧法水といふ者をのぼせしが、其わざなぞらふべくもなしとて、人々心づきなきを、法水みづから耻て逼去り、武藏國に至り、〔割註〕和事始には善導寺の僧法水とあり。恐くは非なり〕還俗して伯耆と號す。琴器を商へり、八橋検校はじめこれに逢て筑紫箏を學び、後肥前國に行て玄恕に随ひ、其奥義を究む。八橋おもへらく、筑紫樂は雅にして俗耳に遠しとて、新たに十三曲を制す。後また新曲二組を作りて八橋一流となれり。古事談に、貞敏渡唐時、廉承武〔琵琶〕一年之間究習琵琶之曲、歸朝の時金を與へて紫檀のびは二面を得たり。玄上はその一也。村上天皇明月の夜玄上を引きすまして御座けるに、影の如き物空より飛來りて居り、何物ぞと問せ給ひければ、申ていふ、唐のびはの博士

廉承にて候。御撥音のいみじさにめでて參入れり。且は昔貞敏に教へ貽したる曲を授け奉らんためなりと申す。御門叡感ありて、琵琶をさしおかせ給ひければ、それを請奉りならしみて、こは木昔貞敏に得させし二面のびはの其一つにて候と申しけり。夜もすがら御物語して、上玄石上曲をぞ授け奉りけり。又云、玄上の事を江中納言に人の問ひければ、慥なる說を知らず。延喜の頃、玄上宰相と云けるびは引のびはやらんとぞ被レ答けるなどいへり。又十訓抄にも出て、劉二郎廉承武とあり。東齋隨筆などに見えたり。されど漢土には聞えざる人なり。內教坊妓女石川色は、續後紀、仁明天皇承和十一年春正月甲申朔庚子云々。是日叙二內教坊妓女石川朝臣色子從五位下一とある此人なるべし。妓字は伎の誤にや。石川朝臣は姓氏錄に、孝元天皇々子彥太忍信命之後也とあり。書紀に、彥太忍信命は武內宿禰之祖父也と見ゆ。教坊唐開元二年於二蓬萊宮側一始立二教坊一以二隷散樂倡優曼衍之戲一。又舊唐書曰、武德已來。置二內教坊於禁中一。則天改曰二雲韶府一。如意元年五月廿八日也。〔割註〕已上琴曲抄の說也。「望一が後度千句、〔割註〕俳諧に杉田勾當望一、寛永七年八十二にて歿すとあり。」

琴のけいこもいまだ初春や
やぶ殿に去年の冬より仕へ人

といへる句あり。彼大納言殿賢順が事をいふなるべし。糸竹初心集〔割註〕寛文四年梓刻なり。」には、中頃九州に玄淨、法水とて二人の僧あり。或時長崎に至りて、琴の彈きやうを唐人より傳はり、其後都に上り、公家殿上の交りをなし、寛永二年の頃、琴の御ゆるしを下し給はりて、法水は關東へ下り琴をひろむ。玄淨は筑紫に歸りて是も琴を專らに修行す。さるに依て、今在家にひける樂をつくし樂といふなりといへり。玄淨玄恕は一人なるべし。其名いづれが是なるを知らざれども、琴曲抄の說委しければ、これに從ふべし。琴曲抄によれば、善導寺の僧は名をしらず。法水は何處の人ともいはず。おもふに賢順と同く肥前の人なるか。賢順が門人と見えたり。善導寺の僧は賢順が師なれば、法水ならぬ事知るべし。

和事始の作者貝原好古は筑紫人なるに、いかに傳聞に誤られけむ。糸竹初心集、雲井の調といふことを、此頃八橋撿挍ひき出したり。此八橋もと三線の上手なりしが、中年より琴を學び、不思議に琴の妙を得て、今日本の名人となる云々。

是萬治、寛文の初めをいふなり。法水東國に來り柏屋と號し琴絃を賣る八橋これに學ぶといへり。其頃東國此伎いまだ行はれず。其弦を買ふべからず。是は行はれて後の事なるべし。

八橋は貞享二年に身まかれりとぞ。されば新曲二組は〔割註〕橋姫と明石也。」八橋が手をつけたるにはあらず。箏曲大意抄〔割註〕安永八年山田松黑撰也。」山住勾當といふ人、生國岩城の者也。昇進して上永撿挍となる。其後八橋と改む。

貞享二年に刻したる大幣といふものに、寛永の初、攝州に加賀都城秀といふ座頭兩人、三弦に堪能なり。東武に至り、加賀都は柳川、城秀は八橋とて、共に撿挍となるとあり。

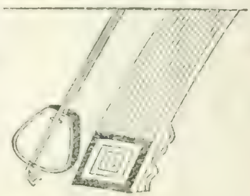
慶安に至りて新たに組箏を製し、古組の足らざるを補ひ、表裏中奥の曲譜の次第を定め、今の十三曲となれり。後都にのぼり箏術を廣む。此傳をうけ續ぐ人々、終には新八橋、生田、隅山、織山、藤池など諸流に分る云々いへり。さて組といふことは、其家にはいはざることなれども、三絃の曲より出。そは人倫訓蒙圖彙に、もてあそぶ十三弦の琴の調べあり。是をつくし琴といふ。今様に歌さま／＼のせずといふことなく、琴の手を組といふなり。おもふに三線にならひて組とはいふならんとあるが如く、琴曲抄などの說も私あるに似たり。筑紫樂も、京都には寛永のころ專ら行はれて、下賤のものも翫びしなり。思ふに其時はひと歌ふた歌のみにて長き曲はなかりしなるべし。色音論、〔割註〕寛永廿年のさうしなり。」當時はやり物のことをいへる處に、うたふしやうかにことの音は、皆家々にをとづれて、蟬吟、「割註」寛永廿年の草子と同じころなり。」琴などといふものは、やむごとなきかた／＼のとりあつかひ給ひて、聞きものらは中々みたることもなく、繪にかきたるをのみながめぬる。然るを此ごろは、町かた

に殊の外もてはやし、座頭ごぜこめくらの類まで、我おとらじと面々にけいこたしなむ故、盲の前座あくたの遊ともいはず、むざとかきならしぬる。惣じて本樂はかりにてあらば、かく下腐などの手にかゝらんものにはあらねども、いつぞの時より筑紫樂といふことありて彈けるを、それに臨みて、あひさの興に小歌などを當世作るにより、賤の耳に入りやすく、町方に取あつかふと見えたり。此頃皆しあつくしやうにても、樂はかりもてはやさは、少しはをかしからなに、小歌のをかざきなどりたるのみにてひき廻れは、琴の道ははやすたれたるやうになむ有りけるといへり。筑紫樂といふは、今の組歌の一歌づゝのみのとみゆ。春臺獨語に、箏はもと樂器にて、管絃にのみ入りしに、三百年のむかし、筑紫の人筑紫に流されて配所の徒然に、箏の手を彈きかへて、越天樂の歌をのべて節を長うし、箏に合せて彈かれしを、筑後國善導寺の僧、その曲をならひ傳へて弘めしより、筑紫箏と號て世の流となれりとかや。其後八橋撿校其曲を習ひ、越天樂のふきといふも、草の名といふ歌を本として、色々の譜を素人にか作らしめ、組と名付けてさまざまの曲節をなしけるなどいへるは、何によりたるにか覺束なし。筑紫に流されし人、越天樂を長く延べたるがもとにて、善導寺の僧是を習傳へて、世の流となれる程に弘まりたらば、越天樂といひし歌のみには有るべからず。然るを八橋より色々の歌出來たるやうにいへるはいかにぞや。絃弦に組といへるは、同趣の小歌をよせ集めたる也。琴の組もこれにならひし。三絃の數を取りたることも多くみゆれど、其譜長ければこゝには略く。女重寶記、〔割注〕元祿九年の刻、琴には十三の組ありとすがゝき、りんぜつ、鹿をどりなどの副曲あり云々いへるは、みな三絃の曲なり。殊其器も古とは必ず清華あるべきことなれども、三才圖會に載する處の箏の形いたく異なり。樂箏にもかゝるさまなるはあるべからず。絃の數は違へども、小箏はこゝの箏の形に近し。

箏ノ十五絃爲二小箏一、五絃後有十三象十二律餘一象閏一。

王思義が三才圖會所レ載、隋音樂志曰。箏十三絃。所謂秦聲蒙恬所作也云々。うへなるは箏、下なる

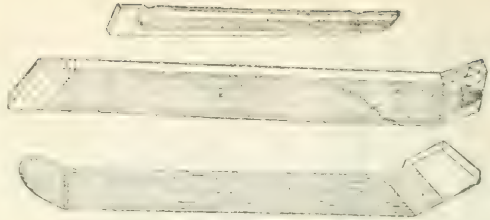
は小瑟なり。
琴徽を心得誤る者多し。そは和名抄の徽のかなづけに〔割註〕本文の訓にはあらず。」コトヂとあるによりて、和爾雅などにも、琴の下に柱徽同」琵琶以音呼」箏稱古登知」といひ、名物六帖には、蚌徽の訓にカイオトヲシノシト、メとつけたり。緒をとほすしとゝめを貝にて作れるものとおもへり。これらみな誤りなり。徽は絃上を撫仰して、節をとるしるしに見やすくあらんがために付けたる星なり。徽に和名なければ、音にて稱ふることしるし。或は貝などにても造れり。漢書揚雄傳註、琴徽所以表發撫仰之處とあり。

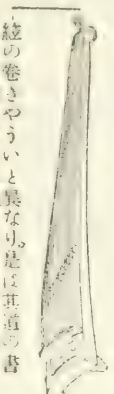


明暦の頃浮世物語



明暦四年京童





寛文四年糸竹初心集

絃の巻きやういと異なり。是は其道の書なれば圖もいたく誤るべきにあらず。

草子などの繪にかきたる筑紫琴を見るに、其形さま〴〵にて、今の製とは異なりとみゆ。年ゝ併其中繪やうのわろき、又細密ならぬなどもあるべければ、さだかにはあらねども、又大よその様はしられぬ。其繪ども一ツ二ツ寫出づ。

元祿三年人倫訓蒙圖彙

大概は圖もわろく又は剞劂の誤りもあるべきなり。



女重寶記（元祿九年）右の方の高き所なりうかくといふ。同わくちなりうぜつといふ。左の方の高き所をこんかくといふ。右の龍角の上に水引のこよりあり。枕糸といふ。左の方にかしは形のほり物あり。かしは板といふ。そのはたに緞子はりてあり、是をわう絹といふ。糸とほす座あり。しとゝめといふ。左の方のうらに穴あり。いんげつといふ。右の方のうらに穴あり。まりがたといふ。兩方の足をむかで足といふ。○此草子右の如く本文に記し、圖の旁にも其名所を分註したり。この分註みなその處をたがへり。かしは板は下、龍舌は上なるを倒しまに註せるが如し。名目は異なる事もなけれど、上の錦をゑびくゝ處を海といひ、其邊にいそといふ名も見えず。下にはてんに乙座などの名もなし、又したひりうふくなどいふことも見えず。但しわう絹といふことは他の圖に見えず、是は段子を張りたる製作に限るべし。



雍州府志〔割註〕貞享元年〕に、近世筑紫箏三線之行。非ニ古樂之所レ及也。依レ是巧人亦多云々。人倫訓蒙圖彙に、琵琶箏三線同職なり。室町一條上ル長門、釜座二條上ル近江此外寺町處々にありといへり。琴曲抄を見れば、長門は今井氏にて二家あり。其一は一條通室町西へ入ル町今井播磨也。近江は神田氏にて、是も二家あり。室町通四條上ル町神田七左衛門也。此外に東洞院佛光寺下ル町永田内記といふあり。江戸總鹿子〔割註〕貞享四年。」琴三味線師京橋一丁目石村近江、この外に石村河内、石村山城とあり。樂箏はさらなり。この器といへども名作あるべけれど人多くしらず。假字世說に、箏の名匠に近江春定といひし者あり。近古の名作也。京にも近江の作の箏を持たる人は甚稀なり。其近江も數代ある中に、かの春定最上なりとぞ。近江に次で長門名作なり。長門は近江より多しといふ。後に又人のい

ひしは、長門はよく鳴りて、近江春定よりも大に勝れりといへり。此說傳聞のみにて慥ならねど、これらの職人名匠とはしらる。但近江の三絃の如く名高きは聞えず。殊に箏曲やう〳〵流義分れて、古風廢れ行けば、器も是につれて製作その時好に任せ、新らしきをよしとして古器を好まず。今は專ら餝りなきを用る事となれり。これもそのかみなきにはあらず。和爾雅に、裝飾なきを素琴といふと見えたり。但しみな長き琴にて短きはなかりしなるべし。

裝餝はたもちがたく剝落し、且つ無益の費えなれば、是等は今に從ふべし。

○三　絃

鳴器に一絃、二絃、三絃あり。一絃は、日本後紀延曆十八年七月庚午。是月有一人。乘小船漂三河國云々。後頗習中國語。自言天竺人常彈一絃琴。聲哀楚と見えたり。通典曰。一絃琴有十二柱。柱如琵琶。晉紀曰。孫登居白鹿蘇門山彈一絃琴。按拾遺記云。師延商樂工也。商時總修三皇五帝之樂。撫一絃之琴云々。是商代則有矣。今禁者撫之。以擬曲者是又二絃三絃同じ器にて、其絃定まらず。〔割註〕下に見ゆ。」按ずるに、三才圖會の阮咸は、其狀いとよく三絃に似たるもの也。されども此圖は阮咸のもとの形にはあらじ、故に三才圖會も、其說には、武后時蜀人蒯朗於古墓中得銅器。似琵琶而圓也。時人莫識之。元行冲曰。此阮咸所造。命匠人以木爲之。以其形似月聲似琴。名曰月琴。杜佑以晉竹林七賢圖阮咸所彈與此同謂之阮咸云々。四絃十三柱倚膝撥之。謂之擘。以代撫琴之類。今人但呼曰阮と見えたり。されば形圓く、琵琶にひとしかるべきに、其圖はさあらずしていと異なるは、此器當時あるものを王思義が收載せたるにて、古物の傳はらざりし事としらる。此圖と說とかなはざるによりてや。寺島良安が和漢三才圖會には、琵琶に似たる物を圖せり。是しかしながら、杜撰に作れる圖にもあるべからず。そのかみ月琴とて渡りたる物ならむ。今月琴とて、淸商の持來る物と似たれども異なり。さま〳〵に作れるなるべし。王圻が三才圖會を作れる時には、かゝる物もな

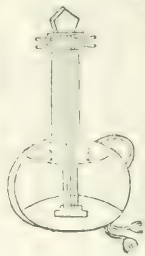
かりしにや。今世月琴といふもの四絃あれども、二絃づゝ同調にて、其實は二絃なるも同じ。南都東大寺正倉院の寶物中に四絃の鳴器あり。これ古人の月琴なるべし。また陸奥會津の農家に四絃の器あり。槽は今の三絃の槽の如く、柄は二段に續ぎたり。何頃の物なるか。王圻が圖せる物の類とみゆ。楊升菴外集に、今之三絃始二于元時一。小山詞に云、三絃玉指雙鉤草堂隨二王娭兒一といへり。然れども元史の樂志に、火不思制如二琵琶一。直頸無レ品。有二小槽圓腹一如二半瓶榼一。以レ皮爲レ面。四絃皮絣同二一孤柱一とありて、三絃にあらず。但庶物異名疏に、渾不似、四長二三尺許一。三絃といひ、事物異名に、三絃子と掲げて、其下に胡不兒〔割註〕蒙古に云。〔上〕といへり。火不思、渾撥四、胡不兒、また渾不似など字はさま〴〵にかけれども、皆一音の轉にておなじことゝ也。されば絃の數定まらず。阮咸も又同じ。事物紀源に、四絃十二柱、或は五絃十三柱といへり。今も異國より來る蛇皮はりたる三絃、その槽方圓ひとしからず。半瓶榼の如きもの有り。是はかた面にばかり皮をはりたり。五雜組に、有二所レ謂三絃者一。常合二曲而歌一レ之。然多二淫哇之詞一。倡優之所レ習耳。また廣東新語には、粤俗好レ歌。凡有二吉慶一必唱歌以爲二歡樂一云々。其歌之長調者、如二唐人連昌宮詞琵琶行等一。至二數百言千言一。以二三絃一合レ之。每空中絃以起止。蓋太簇調也。名曰二摸魚歌一。或婦女歲時聚會則使二瞽師一唱レ之。如下元人彈レ詞曰二某記某記一者上。皆小說也。其事或有或無。大抵孝義貞烈之事爲レ多。竟日始畢二一記一。可レ勸可レ戒。令二人感泣沾襟一。こゝにて淨瑠璃を語るとおなじ。元の代は支狭なれば、其本土の樂ゆゑ、此器ひとしく行はれたりとみゆ。そのかみありし阮咸などは絶えて、後此器また胡国より出來りしかば、元の時に三絃といふ名もある也。元の人趙子昂が婦人管道昇がかきたる繪の卷物あり。明の人葉芝山人俞和が、其繪に似つかはしき詞を書きて、繪の間ごとにおしたる卷物なり。繪は絹、俞和が書は紙なり。其中に三絃子の圖見えたり。下に載す。

此圖ある故に唯是のみ寫したり。舊來有りし物にて、其外にも考の有ることなどうつし置くこともなくておもひもあへず。眞蹟は人の爲に奪はれて、今はいづこに有るやしらず。

阮咸の圖王圻が三才圖會



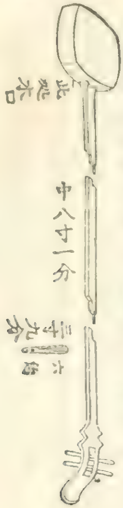
寺島良安が和漢三才圖會



東大寺正倉院寶物　總長二尺四寸



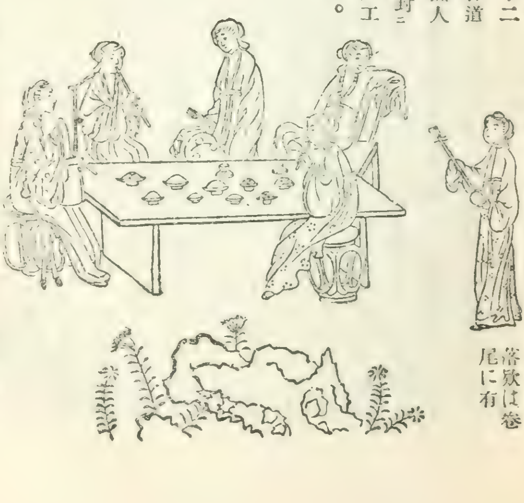
集古十種所載陸奥會津農家の藏四絃圖（失邑名）菁水にて作る　總長三尺二寸二分

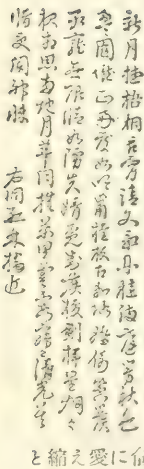


元の時の三絃の圖

青浦縣志三十二卷列女上、管道昇字仲姫小蒸人歸ニ趙孟頫ニ封ニ呉興郡夫人ニ工レ詩善レ畫云々。

天水管道昇寫



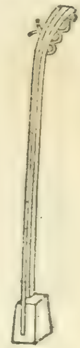


落款は卷尾に有

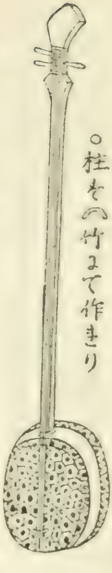
何れが書ことにうるはしく愛すべけれどえうなければ縮寫したりいとみぐるし。

三絃の本邦に渡りし始めは、糸竹初心集に、文祿のころほひ、石村検校といふ琵琶法師、琉球の島にわたりけるに、彼島に小弓といひて、糸三筋にてならすものあり。小き弓に馬尾を弦にかけて彈く、たれば、小弓とはいふとぞ。石村これを採りみるに、琵琶をやつしたる物なりと思へり。糸のしらべやうも、一二はびはの如く、三の糸はびはの三よりも二調子ほど高くあはせたるなり。所の者いひけるは、此島には眞蛇の多き處なるが、ラヘイカといふもの有て、此まむしを食物とす。されば、ラヘイカの鳴音、小弓の音に少もちがはざる故に、眞蛇を退けんが爲に、專ら彈くなり。びは法師も爰に逗留の間はひき給へといふ。其後石村京都にかへりて、おなじく琵琶をやつし、此三味線を作り出せり。琉球の島より得て來るといふ心にて、琉球組といふことを作置けり。弟子虎澤検校に殘らず傳へしかば、虎澤また組破手といふことを作り出す。虎澤より山井検校に傳授して世に廣まるといへり。また神田貞宣といふ俳諧師、淺草川船遊の記、〔割註〕此舟行明暦以前とおぼしき事あり。〕三味線の起りは、琉球より薩摩へ渡れり。琉球蛇多く有て、民屋路次に横り女童を惱す。五月雨洪水の頃は、分て多く出てうるさかりしかども、三味線と小弓の音は恐れて寄來らず。それ故男女共に此二種を樂み、彼難儀をのがれ、或は一興をなせりとかや。三味線は蛇皮、小弓はラヘイカといへり。何の頃にか此國に渡り、日本にあきれくわきて武江に翫びて戀慕の道のよせ太鼓とや云々。又大幣には、永祿年中、琉球國より是をわたす。其時は蛇皮にて張て一絃なるものなり。泉州堺の琵琶法師中小路といひける盲人に、人のとらせければ云々。長谷の觀音に七日參籠し、彈やうを祈りしに、あらたなる靈夢によりて、一絃をまして三絃とせしを、暫らくして虎澤といひしが是を彈きかため、本手破手といふ事を定めて是を傳ふ。其後澤住といふ盲人ありて、是を彈きおぼえ、歌にのせてひき出したり。それより公家武家の中に賞翫させ給ふ方多くありて、みづからもひかせ給ふ。其後は此器に緒をつけて頸にかけて引を用とす云々。淨瑠璃といふ事をのせて、三味線を引初めたるは、澤住かなす處なり。然して後寛永の初め、攝州に加賀都、城秀とい

ふ座頭兩人、堪能なる事古今に獨歩せり。東武に至り、加賀都は柳川、城秀は八橋とて、共に撿挍となる。此兩人三味線の鼻祖たり。是によりて今世三味線の工人に、八橋の柳川のといふも、此名字を許されたる者なりとあり。又松の葉には、中小路より石村、虎澤、澤住と相うけてと載せたり。大幣には石村なし。竹齋物語に、石村撿挍みえたり。慶長の頃なり。然れば糸竹初心集は、石村を文祿の頃ほひといへるに合へり。大幣は中小路、しばらくして虎澤といひしとあれば、糸竹初心集に據るに、虎澤は石村が弟子なり。松の葉に二人とするは非也。これらの說どもを合せ考ふるに、糸竹初心集には、三線を小弓よりといひ、大幣には二絃なりしを一絃を添へたりと有て、其說おなじからざれども、造り改めて新たに引出したるやうにいへるは、いづれも私說なり。もとより三絃子にて、琉球國の彈やうを習ひて、其後さま／＼彈出し、術も其器物も彼よりは勝れし事となれる也。小弓も二絃も、そのかみより渡りて有し事とみゆ。二絃三絃四絃みな有しものなり。琉球より傳はりしよしは、琉球結の歌あり。未得が吾吟我集の自序に、〔割註〕慶安二年。」さみせんの糸のより／＼に絕えずぞ有ける。是より先の歌を集めてなむ、りうきうと名づけたりけるなどもいへり、其器は早く渡りしも有べけれど、世のさわがしきほどにて、翫ぶ者もすくなく、よく彈きおぼえたるものなどはなかりしにや。文祿に至て、石村よく彈出し者ゆゑ始とすと見えたり。そのかみこれ有しことゝは、室町殿日記〔十九〕惡徒のことをいひて、遊女二人を中に置て、何心なく三味線を彈て遊び居ける。〔割註〕天文永祿頃の日記なり。」狂言記外五十番の內昆布賣といふ事みゆ。〔割註〕狂言は古きものなれども、これらは已後に出來しにや。」義殘後覺に、三味線彈にて大踊する事有。〔割註〕此書文祿五年の跋有。」醒睡笑、〔割註〕永祿こなたの咄どもなり。」都の人あづまの宿なる女に、さみせんをつかはしたる物語あり。又慶長ころの物には、仁勢物語、〔割註〕光廣卿の戲作と云。」むづかしと牢家もしらずに、しやみ線もなはも小歌もひかで過ぎて、根のすけ草子には、雪の前といふ上﨟、三線華美を盡したるさまをいへり。さばかり世にもてなしあつかふ物となりし



茅窓漫錄に、高嵩谿が印譜の古帖を見れば二絃の圖あり。徂徠見王付圖錢穀譜と有て、是を圖せり　おもふにもとより設けたる圖なれば、書師の意工なるべし。



琉球より渡れる三絃、古物にあらず近時の製也。

胴は蛇皮にて根緒はなくて、其端に胴角にて形あみ笠の如く作りたる物を挿む取おきになるなり。

中山傳信錄（六卷）三絃柄比二中國一短三寸餘。弦較粗。用二食指一とあり。本邦の三絃に比ぶれば、柄四寸許短し。ある人云、三絃にはりたる蛇皮はエラブゥナギの皮なり。かく大なるも有といへるは、うけがたし。本草啓蒙に、蛇婆は琉球國志略に海蛇とあり。是は琉球の屬島に沖の永良部といふ處の海に産す。食用とす。其皮刀把及鞘を包むに用ふ。又別に至て大なる蛇皮あり。淡褐色にして黒斑あり。用ひて三絃槽に帽る。これは飯匙倩の皮なりといへり。飯匙倩は彼國にてハブといふ蛇なり。蛇皮を樂器に帽るは古き事也。唐書禮樂志に、高麗伎云々。琵琶以二蛇皮一爲レ槽。厚寸餘。有二鱗甲一。楸木爲レ面。象牙爲二捍撥一。畫二國王形一。又有二五弦一云々など見えたり。

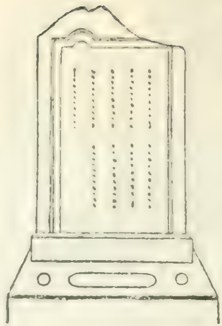
かど、お國歌舞伎にはいまだ是を用ひず。舞猿樂等をまねたれはなり。此器もと蛇皮などはりて製作ふつゝかなりしを、こゝにてよく作りなほしゝ中にも、石村より勝れたる器も出來、古近江の造りたる世にこよなき寶とすめり。元祖近江は稱を瀨三といひて京師の人なれど、今は墓處も定かならず。實名さへしれずといへり。按に、近江といへるが通稱なるべし。又この家石村氏なれば、石村檢校が子孫か。又はその名字をうけたる歟。柳川八橋が鳴器を作れる工人、そのゆるしを得て、柳川八橋と稱せしにや。近江が子孫江戸に來り、世々その器を作る。今その家譜と墓碣とを左に記す。墓碣は上の石の方缺けたり。

寛永十三年三月二日
行譽淨本信士

寶永五年十一月九日
法譽性眞信士

明暦三丁酉八月廿五日
正譽道薫信士

元祿九年十月二日
廣譽源智信士
正徳六丙申正月九日
還譽本立信士



元祿九年正月廿七日
實譽淨眞信士
正徳二年七月五日
心譽昂還信士

寶永七年九月晦日
敎用院淨玄信士
元祿八年六月十八日
西譽永欣信士

臺石に横に石村と彫てあり。

又石村近江累代と記したる墓あり。

これは後に建てたる物なり。

又別に太兵衛が墓石あり。

石村近江累代

石村近江住京都　墓地不詳　淨本信士
道薫信士　淨心信士
性眞信士　本立信士
祖流信士　倫超信士

古近江九代孫　天明七年正月廿二日
春峯孤雲信士　俗名太兵衛忠豐石村
旁に孤雲辭世をかく南無鳳尾十代目近江
文化元八月十九日
苔守と成て朽るか捨ごろも　月峯秋善信士

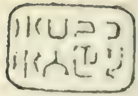
二代淨本、俗名源左衛門、始て江戸に來る。依て江戸元祖淨本近江といふ。三代道薫、〔割註〕淨本より以下源左衛門を通り名として相續し、實名忠義。四代淨心、〔割註〕墓碣淨眞とあり、心は眞なるべし。〕實名忠貞、五代性眞、實名忠次、俗名善兵衛といふ。此時より作れる三絃に燒印を用ひ始む。此者繼嗣なければ、世に繼嗣善兵衛と云。六代本立、實名忠貞。七代祖流、實名宗忠。六代迄は實子相續す。七

代に至り男子幼少故、弟子の内より宗忠と云者、七代目を續ぎたり。八代偷超、實名忠時、俗名善左郎六代忠貞の實子也。九代春峰、實名忠豐、俗名太兵衛、世に太兵衛近江と稱する是也。十代は秋元但馬侯名工の家絶えむ事を惜まれて扶持せらるゝと也。右の燒印祖傳へて、六代頃にいたく損へるに似て、綾杉といふものに造れり。燒印は根緒かくる處に押すこと常也。燒印あるは古近江にはあらず。されども善兵衛、また近くは太兵衛が如き、殊に名手の聞え高く、祖先に耻ぢざるものなれば、稽古するもの工拙を論ずべきにあらず。

俗名世竜の補に、古近江と稱するは、二代目善兵衛が事也。初代源左衛門、二代目善兵衛、隱居して惣堤となり、貞心と號す。世俗がつそう近江といふ。三絃に目銘を付る。貞心作三絃銘、出雲八重垣妻籠、以上三挺三絃ひゞき由彦是を二挺の三絃と云。大瀧、鳴戸、鏡山、松たし、常盤、雲井はるか、富にしき、百とせ十二段、いかづち、以上十二挺三絃といふと有。いたく/\誤れり。初代は源三也。源左衛門にはあらず。善兵衛は五代目にて、二代目にあらず。貞心といふもの十代の内になし。五代の善兵衛は性眞なり。何によりて書きたる歟。いとみだりなり。

江戸總鹿子などに、京橋北一丁目石村近江と、此外に石村河内、石村山城とあり。近江が家京師にもあれど、名匠は江戸に顯れしにや。風流つれ/\草に、何事も東は物いやしくふつゝかなれども、近江が三味線は時ずといへば、江戸しやみせんその中傳し近江にかぎらず、いづれの細工人も、外より勝れたり。其流は江戸の繁榮に付、れき/\の簾中おく方より高直にかまはず、あまた打出す故、しぜんとその妙を得たり。殊に近江は古作の名人の破の倚うちのかんなめをよく考へ、しやみせんの胴の内に、一ツのかんなめを工夫したり。是秘藏の事也云々。近江かしでみせんはくるはず、よき調子なりといへり。總髪善兵衛などの時をいふなるべし。燒印なき以前の近江が作は、いと稀なるべく、又これ有とも、古近江とは誰とはしらむ。古書に見えたる三線、今の製ざまとは異なるもの多し。一つ二つ寫し出

しつ。



近江が燒印なり。七代宗恩が時に改め作れる印なるべし　古き印も其家に傳ふとぞ。



うらみのすけ草子（慶長九年の草子也）、雪の前三線ひく處、てんじゆきりゝと押廻し、糸を調てかんをとり、あひの手をひかせらる。扨しやみせんのけつかうには、心こと葉ものべがたし。其尾の處には雲井の雁のおとづれてつばさをならべて、古郷へ歸る處をまき繪にす。いとくらい左右には日月を明らかにしろがねにてあらはしけり云々。作り物語なれど、其頃蒔繪きり金など鏤めたる三絃も有と見えたり。

謹ニ云、承應四年四條夕涼ノ圖、祇園ニアル寺ニカクノ如キ三絃アリ。搆桐軌鏡ニ篇京師清水寺掛ル處、寛永十一年末吉船ノ圖中ニ寫。





此わらはの圖は名畫苑に出て、光茂筆とあり。この鳴器も軸子四あり、そのかみ是を何と歟呼けむ。ふるく六筋かけ、八筋かけなどいふことも聞きたれば、それは柄のふときにやと思はる。しやみせんは普通の名なれば、外に名も有べからず。

寛永頃の畫

大幣に、此器に緒を付けて首にかけて引くを用とすといへるは、此踊などにふさはしかるべし。いまださやうの圖を見ず。撥の下に緒を付けたり。挿み置くときの爲にや。

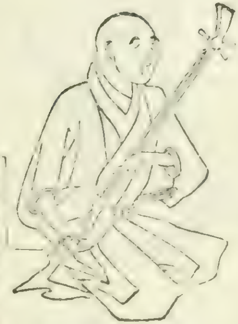
此繪ふるき六牒の屏風のをどりの圖の内にあり。軸子四つありて、絲は三筋なるはいぶかし。古畫なれば剝げたるにや髮のさま異なり。





是も上に見えたる屏風の繪の内なり。三絃えび尾の形おなじさまなり。圖は遊女なるを、或人美少年の男子といへるは、腰かけの端を脇差と思へるにやといとをかし。髮のさま上の女とおなじきに見誤れるは疎忽甚し。此二圖共に縮圖なり。





此繪は彼の首にかくるといひし用意などにや

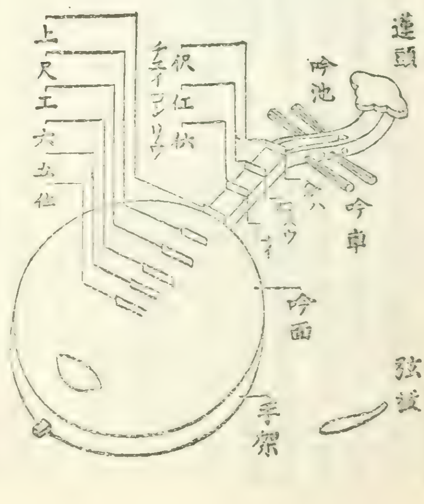


此立がみの男の圖、六枚屏[illegible]見物の[illegible]の圖にあり[illegible]間の畫なるべし。寛永より寛文[illegible]頃までも、三絃のえび尾如此曲りしに[illegible]其頭の畫[illegible]も大かたこのさまに見ゆ

法師は[illegible]畫中[illegible]用文書の[illegible]り、[illegible]尾[illegible][illegible]今の[illegible]にあるかし。

古き小屏風にこの圖あり。時代は元祿初年の頃なるべし。前に寫したる蛇皮の三絃に似たれ共、柄も長く蛇皮のかたち見えず。但し柄の長きは圖のわろきにや。





月琴は槽内に鐵を薄く長くしたるを、磁石の針の如く宙にありて動くやうにしたる物あり。是を響膽と名づく。今清商の持渡りて世に行はるゝ處の月琴なり。木はこゝの澤桑といふものゝ木理のごとし。

北窓鎖談新九郎物語に、六條本願寺に近江の作の三絃あり。類なき名器なり。折々借賜はりて是を弾くに、すこしにても弾くに無理有。按へ處の坪厘毛にても違ふ時は一向に鳴らず。按へ處其坪に當り、ひきやうむりなければ神妙の音出づ。故に過ち明白に聞えて耳に立つ。我ながら藝の不熟なるを覺えられて、器に對し耻かしく思ふと語りき。新九郎も三絃にとりては妙手にて、人みな知る所也。然るに彼三絃などは、いまだ不相應なりといふべしと有り。古へ名物の琵琶、玄上、牧馬は一双の物にて勝劣を辨へず。又博雅三位の子信義、信明、共に其術堪能にて甲乙なかりしに、初めに信義玄上を弾き、信明は牧馬を弾きしに、同等にて更に分らず。次に信明は玄上、信義は牧馬を弾けるに、其聲雲泥の相違にて、時人はじめて玄上は牧馬に勝り、又信明は信義に超えたる事をぞ知りける由、拾芥抄などに見えたり。續さみせんは榊巷談苑に、今世に續三線あり。昔は琵琶をもつぎて續ではとぞ申しける。長明方丈記に見えたりといへり。會津農家の四絃の古器續柄なれば、三絃にももとよりつぎたるも有しなるべし。西鶴が一代男の草子〔四卷〕、つぎざほ黑たん六すぢかけを取いだして、らうさいを弾くといふことあり。六筋がけといふこと、原本洞房語園に、慶安の頃、江戸町二丁目の揚屋喜齋といひし者、六筋がけとて、其頃隱れなき三絃の上手なりし云々。又八筋がけといふは、是も西鶴が置土産〔五〕、八筋かけなしのびごまに引くといふこと見ゆ。ついでに云、此ごろ新刻の書に、〔割註〕先哲叢談。〕東涯先生が續三絃の匣をしらざりしことをほむるは非なり、余が傳聞きしには、先生醫師の用ふる百味だんすやうの古き匣を買て、諸書より見出でたることを小き紙に書きて、其類を分て是を入るゝ器とせりといへるを誤れるにや。續三味線をだにしらで、制度通、名物六帖を作りたるは怪むべし。此談は仁齋先生が妓家に入つて、其妓家なるをさとらざりしといへるに同じ。同書此談ありて、又宮崎筠圃も是に似たる事を載す。是は妓家を過ぎたる迄にて、内に入りしにあらずといへり。さありて妓家と心付かざることあらんや。寔に是をさとらざらむには至愚と云べし。いかでか一家の學を唱へて、一代の儒宗といはるべき。

若人を敗けるならば憎むべし。とにかくにかゝる事を稱美するは、彼菅家を雷になり給へるといへるにひとし。

○鼓弓

鼓弓も三絃と同く、琉球より傳ふ。琉球には毒蛇多し。ラヘイカといふ蟲有りて蛇を食ふ。ラヘイカの鳴聲鼓弓の音に似たる故に、蛇是を怕る。鼓弓の製、糸三筋なり。糸竹初心集に見えたり。寛永ごろの繪にかける鼓弓、三絃にて、槽圓く、弓いと小さし。慶長の頃、石村撿挍能手にてありしにや。竹齋物語に、又あるかたを見てあれは、遊女ゆふくん集りて、わかき人々打まじり、しやみせむこきうにあや竹や、しらべそへたる其中に、石村けんげう參られて、歌のてうしを上げにけり云々見えたり。此器彼蟲の鳴聲に似たれば、ラヘイカと呼ぶとかや。神田貞宣が淺草舟行の記に、琉球にて三線は蛇皮、小弓はラヘイカといへりとしるせり。ラヘイカは何にかあらん。蛇を食ふ蟲は蜈蚣なれども、鳴くよしをきかず。宋書王素傳。山中有蚿蟲。聲淸長。聽レ之使二人不一レ厭。而其形甚醜。素爲レ蚿賦以自況といへり。蚿は馬蚿にてヤスデと云虫也。本草にも、夏月は木に上りて鳴くと云へり。又鷄犬に毒なる事はいひつれど、蛇を避くることはみえず。

中山傳信錄、また琉球國志略に、蜻蛉多。作レ聲如レ雀。冬夏皆然りとあるは、螢の類なる歟。薩摩大島にへひりといふ者是ありといへり。蛇を食ふやいかゞ、季吟獨吟百韻に、神代よりこそ伊勢をどり歌、あまてらす月はこきうの弓張て、春雲獨語に、胡弓といふものは、三線の類ひなれども、其わざことにいやしげなる故にや。好むものもすくなく、唯めくら法師非人の所作にてやみぬれは、風俗を破るほどの事なし。和漢三才圖會に、鼓弓俗云南蠻といへり。南蠻とはいづくをさすとも辨へがたし。唐からしを南蠻胡椒といふ類にて、廣く異國をいふ歟。此器も唐山の製は、その形さだまりたることもなきにや。今崎港にあるは、すべて竹にて造れり。槽は徑二寸許の竹を、長さ二寸五六分許に截りたる筒の面

に蛇皮を張りたり。柄は細きごま竹を用ひ、蘭花などをちらしに彫りたり。弓は柄の長さほどあり。これを清人は提琴と呼ぶ。形いたく異なれども、馬尾にて糸をする。其音かはりたることなし。其形竹のひさくの如し。又一種槽を木にて作り、面は方にして、裏は圓く、其さま圓腹如半瓶と謂つべし。椀の如く中をくりたる面に、蛇皮を貼りたりするには馬尾をも用ひ、又細き竹に松脂の粉をふりかけて



此は前にも寫し、寛永頃の屏風の繪なり。寛永中此程の物なれば慶長の頃の鼓弓も同じかるべし



これも前に出たる紅葉見の遊山の圖、寛文年間のものなり。此器、寛文ごろまでもかはる事なきをもて、三絃もそのかみの狀なるを證すべし。

も摩るに其音同じ。藝苑日渉に、潘之恒が鼓子記に曰く、余與呉門張聘夫交、其父子手三代之間。每爲醉心焉。祖野塘以琵琶標特、父小塘以提琴擅場、今聘夫以三絃鳴とある提琴これなり。またかゝれば、彼處にもこの伎を專業とせる者も有とみえて、人倫訓蒙圖彙には物もらひの部に、小弓引

伊勢間の山より出る、乞食のよし一風あり云々。物もらひに種なしといへども、小弓引編木摺に、わきて下品の一曲也などいへり。かゝるもの故、このころは瞽者なども常とするものなかりしならむ。そのかみはさはかりのいやしきものにもあらず。上に引きたることども考ふべし。三絃とおなじほどのものなれど、好む人すくなかりしなり。


バライカ


ケレブコ

又按るに、ラヘイカを胡弓の名といへるは非なるべし。貞宣が南行の記に誤りは似たれども、三絃は蛇皮、小弓はラヘイカとのみいひて、胡弓のことをいはず。誤説なるべし。ラヘイカはハライカの訛りと見えたり。ハライカは異國の樂器の名、其かみ琉球にて然か呼びける歟。又本邦には誤名を傳へしか。仙臺の船子漂流して、魯西亜國に至りし紀聞を、大槻茂質が録せる環海異聞に其圖を出す。思ふに是は蘭書の圖を、漂客に示して書載せし物なるべし。傳寫もあるけれは違へる處も有るべけれど、大概はしるべきのみ。扨ハライカは、魯西亜の方言にはあらず。諸に同き名と聞ゆるは、彼國ふるく爰に來したるまに、其名傳はりたるこれ其證なり。然らはこきうも、ケレブコと稱するも、魯西亜のみの名にはあらじ、羅甸語といふものにや。

筠庭雜考 巻之三

〇長柄がたな〔腕ぬき、大小十文字〕

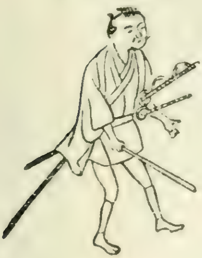
長がたなは、もと東國より行はる。甲陽軍鑑にも、尾州より上方五畿内迄は、大略刀にて、關東何れも大がたなと聞え候といへり。身のたけ高からざれば、長がたなは帶がたし。是長柄刀の起る所以也。北條五代記に、昔關東北條氏直時代まで、長柄刀とて人毎に刀の柄を長く拵へ、うでぬきをうつて柄にて人をきるべき體たらくをなせり云々〔割註〕其始は鹿島の住人林崎勘助勝吉といふもの作り出し、田宮平兵衛成政といふ者に傳ふ。成政これを帶て、諸國を修行し、其神秘術を傳へ廣めしかば、是より此かたなを皆人用ふ〔文長ければ省く〕是れを聞く人、其むかしの長柄刀、當世さす人あらば、目はなの先にさしつかへ、見ぐるしくもをかしくもあらめと笑ひ給ふ云々あり。慶長の末にかくいへれば、はやく長柄は廢りしとみゆ。其さま古畫にあり。

土佐光信筆

瓢を帶る古きふりなり。



下の二人は祇園祭の内に出でたり。警護のものとみゆ。



名畫苑卷二土佐光純
目貫緒ウデヌキ



腕ぬき一ツなるもあり。印籠巾着いと大なり古風を見べし。

宗左大双紙木名條々聞書、惣じてきとしたる時、太刀打刀うでぬき入まじく候云々。可咲記、〔割註〕正保元年記。」此ごろの町人ども、みな侍を學び、二尺餘りの大脇ざし、三尺あまりの大がたなてりかゞやくばかりのだてごしらへ、眞十文字に指す云々といへり。十文字にさすといふこと、いくらも有るべけれど、今しみにおもひ出でず。十文字は常のことながら、其内一種の體あり。是まさしき十文字なり。圖をみて知るべし。

菱川師宣畫
元祿六年の畫なれど、江戸にての當世やうにはあらず、上がたの男にてなり。



畫史會要土佐光茂筆
按ずるに、此侍の衣鍛わぬの類にて判じ物なるべし。ロッパといふことにや。柏の葉なればわかしといふにやともおもへど、猶リツパなるべし。



是そのかみの六方風也。六方風とありて、奴は詞も奴ことばとて一種あり。此風大に行はれしかば、振賣商人など奴詞にて長々と賣物のことをいふもあり。また遊女にも奴詞をつかふものあり。されば彼商人の風を集めていひとなみし六方といふ草子あり。又傾城六方といふ草子もありし也。其頃は今世どうらくといふことばのやうに六方するといへり。西山遺事などにもみえたり。

○上下の服〔はふり〕

上下とて一種の服となりしも古き事なり。鹿苑院義滿公社參の圖の中に、上下着たる人あり。其さま質に襖の袖をとりたるものとぞ見ゆる。上には襞積なし。そは遥かに後までも然なり。慶長ごろに至りては、一條ひだのあるも出きしにや。古畫に見えたり。

本願寺門徒のかたぎぬを古き事とおもへる說は誤なり。寛文已前の畫にいまだ所見なし。たま〳〵蘆分

船に此圖あり。御堂參詣の者あまたかきたる中に、唯一人有。從者もありて、さるべき者は上下を着たり。上ばかり着たるは賤き者にもかりそめに着たるが、いつとなく共風行はれて、今の樣にはなれるもの也。

六條八幡宮へ義滿公社參の圖中



袴腰などいふ物はなし。後の紐は前のひもよりはゞ廣きのみ。

眞如堂縁起大永四年掃部助久國畫



正月町人年首の禮を勤むる處、供二人、一人は挾箱を擔き、一人は若衆にて杖をもてり。

同上



延寶三年刻靈分船難波御堂の書に出

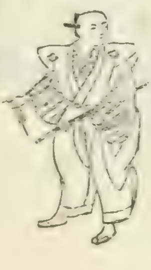


慶長年間屏風の繪



肩衣ひだ一筋あり、上下同色ならず。

貞享中年日本歳時記上下にて着しまじり儀な着たるなど、今よりみればなかし。寛文ころの繪にみゆる、上下この繪なり。りこきれど寛元年の畫に今の肩衣のひだに同じきもあり。



春臺獨語に、むかしはかたぎぬといふもの、襟の幅鯨尺の八寸ばかりなりしに、貞享元祿頃より幅一尺に及べりといへり。古老の話に云、享保迄は肩衣廣からず。元文頃より襟肩のあた衣廣くなり。鯨を入れて一文字に仕立て、地合も享保、元文迄は目すきぼりとて、しやんとして骨なきやうに精かげんを好

みしに、明和の頃より粘こはく、紙のぼりの如くなれり。袴も武家と町家は違ひ、襠を下げたるを町人仕立として卑しめしに、天明の頃は町人のやうに仕立つる故、急に馬にのることゝなり難しといへり。むかしは町人の袴も襠の下りたるはなし。禮服の製、武家却つて町家にならふは何の意ぞや。

はふりは放散の義。帶をせず放ちて着る故の名也。羽織のよしにはあらず。もと行旅に用ひて塵土を避るもの故に道服といへり。〔割註〕法衣を道服といふとは異也。又胴服ともいひしは、胴ばりをおほふとなれば、今いふ袖なしばふりにやあらむ。又は俗にぶつさきばふりといふ物は、馬に騎るために作れる物にて猶道服也。古き俳諧に、

馬のりこそは多く見えけれ

慶長年間の畫
此畫袖たけ短きはふりこれのみならず。



慶長年間の畫
此人物かたなばかりさしたるやう也さしぞへ短小なるにや。



蜀山人所藏
此畫寬永、正保ころの物にや。蝙蝠ばふりふり袖にて短きはふり、此外にはいまだ見及ばず。



と云ふ句に、
　袖なしの道服の背をあけすぎて
西鶴が二代男などに、馬のりのあきし木綿羽織といへる是なり。又是に一種肩のはりたるを殿中ばふりと
いへり。春臺獨語に、寛永頃、冬は革のうちかけ革の袴を美服としたりとあり。古畫をみるに、少年な



どが革袴革ばふり着たるさまみゆ。短きをかうもりばふりといふ。寛永已前より此名ありしにや。尤の草子に見えたり。其後長きをばひきずりばふりといへり。

〇覆面〔舞樂の象面、ふくめん古躰〕

舞樂の按摩と蘇利古とは、象面をかく覆面にはあれど、此は假面なるべし。覆面は榮花物語〔割註〕わかばへ。」枇杷殿大饗の處に、饗會のほそをとこのこのうひしてかほかくしたる心ちするに云々あり。春日若宮の祭禮に、細男六人立ゑぼし白張を着、家内四人覆面を垂れて舞ふ。是は神功皇后異國を征伐の時、磯良といふもの覆面して舞へる故事に據るとかや。山崎の離宮八幡の社壇に、人形二ツあり、細男といへり。是は板にて作れる人形に

て冠を着たり。おもふに神祭盛りなりし程の舞人の形を、後にいさゝか木にて造りしものなるべし。

抜摩舞



象面蘇利古



抜摩



細男



山城乙訓郡離宮八幡社に人形二ツ左右にあり。長五尺餘、左右共に同様にて、纓は紗を以て作る。手の長四尺板にてこれを作る。背に緒あり。是を引けば手上下に動く。惣體白くぬり下は黒くぬれり。ふるき繪どもには、よき人のふくめんしたるはをさ〳〵見えず。下ざまのものには多し。其内あき人などのふくめんは、おのれいやしきを耻ぢて卑下し、幾良が覆面もいやまひてしかせしなるべし。これは其頃遊里にかよふたはれを、編笠の下にはな紙をあてゝ覆面とせし風流のさま也。元隣が雁身の上に深きあみ笠引

融通念佛縁起

甘露寺藏人畫
マンシウ畫



硫黄總覽

これら頭巾の上に笠きたるもあるべし又逆に覆面など付けたるもあるべし



增上寺法然上人傳

いづれも卸たる體なり



なよ竹草子



板本圓光大師傳



慶長年間屏風繪



三圖の内二ツは然るべき士の體なり



かぶり、はながみ折りて額にあて、日々に揚屋とやらんにかよふ云々是也。江戸にも、そのかみ遊里に行くものゝ爲に、あみ笠を借し布頭巾かけ髭などを賣りしことあり。諸艶大鑑日本堤の事といふ處、忍ぶ人の爲とて懸けひげ、布頭巾賣など云々。又雍袖海同じ處のことに、頭巾に作り髭かけて云々。

いにしへ女は外に出るに、よき人は歩行よりゆく事稀也。かちありき、枕の草紙に、其頃より專らなりしよしみゆ。その體は衣かづき深き笠を着る也。下ざまなるは桂づゝみなどして、覆面はせざりき。永正、大永の後、手巾やうのものを頭にかぶり、上に笠を着たり。此體久しく天和の頃迄殘れり。

○かつら卷種々

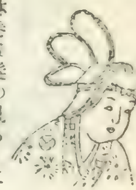
かつら卷とは、手巾をもて髮を卷包むなり。かつらは髮をいふ。此小兒を抱ける女を見べし。下賤のものは衣かづきするに



枕齋閑語に出たる享祿十年熱田社繪圖に云々

圖は三絃彈てをどる畫也





寛永中の繪二圖いづれも遊女なり

鉢卷は髮の亂るゝによりて也

及ばず。手巾をかぶり。其上に笠きる也。草子年號なし。折たく柴の記をみるに、新井白石は明暦火災の後二月生れたり、廿三歳の春こゝろに入こはらはひ、寛永寺花見の事をかける草子に上野物語をすきうつしたりとあり。萬治の刻なるを知るべし。







頬當頭巾是なり







上野物語　袋をもたするは古風なり

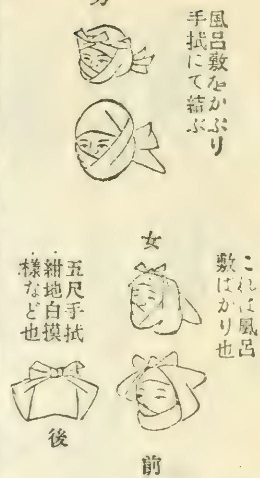
因果物語卷五

（一）笠頭巾帽子種々

津輕木作新田といふ處は、城下より七里許ありとか。その邊の農民耕作するに頭巾を被ふ。其さま左の如し。



寛文三年板一休咄　下女の畫



又秋田城下より五十里許におんだてといふ處にては、常の手拭をかぶり、そのうへに五尺手拭をかぶり、額にかけて頭上にて結ぶ。男は風呂敷を隅ちがひに二ツに折て、角の處を頭背に垂れてかぶりうしろに結ぶ。

文安御即位調度圖第四、藺笠上葺ニ檳榔ヿ是綾爲笠也。上にびらうをふくと有るは、蒲葵をかさねて雨をも防ぐなるべし。藺は疊表におる草也。あみて作る故、綾爲笠といふ。着用の體は後三年合戰畫、また十巻圖等にもみゆ。いにしへ田樂法師などが着たるも、藺爲笠といへば、殊なる物のやうなれど是あみ笠也。



法然上人畫傳卅四卷
此あみ笠下ざまに常用の物とみゆ



同卅五卷
うしろのかた也



編笠むかしより形もさま〴〵なるべし。いにしへ檜笠、竹笠、すげ笠、あじろ等種々あれど、爰には編笠を一ツ二ツ擧ぐるのみ。

同上廿五巻



手にもてるは編笠なり、荷ひたるは外居（ホカヰ）にて、商人の體と見えたり。此圖によりて下の繪を心得つ。

甘露寺職人盡油賣



これが手にもてる物、世にある寫本どもわろくうつして何とも分からぬさま也　上の圖をもて是あみ笠なることを知れり。然るをこは油をあつかふ具也など、あらぬことをいふ者多し。

濟凉寺融通念佛緣起　應永廿一年



小兒あみ笠きて肩ぐるまに乘りたる古體、下に見えたる後のさまといとよく似たり。





慶長年間の屏風の縮圖なり

圖は椎子の祇園の社に詣づる處なり。此畫中これのみならず打物もたせたる人物、兩刀を帶びたるはなし。こは武家にはあらぬにや。

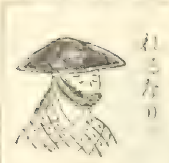
傘に護りの袋さげたり。小兒にさしかくる傘、常にまもりを下げしなり。今も神祭の折り子ども傘にきんちやくまもりとて綱にしたるものをさぐるは是也。

昔の傘はみな長柄也　さしかくる爲のみならず。女など手づからひとりさせるだに昔柄の長きなり。

小兒トキンを戴くも、古き習とみゆ。後世端午に小兒山伏の學びしてトキンを用ひたる事有し。

乳母にや。衣の褄はせ折り、笠の下よりかづら帶の布をさげたり。猿樂狂言にいふゆほうしなり

昔の編笠深きはあれども、大かた小さくて横に廣きはなし。そのかみより女はあみ笠を着す。古の市女笠、或はつゞら笠を用ひて、後菅笠も着たり。明暦、寛文、延寶の頃よりあみ笠を用ひたり。





女は塗笠の下にきぬを垂れたり。手巾をかぶりて、其上に笠着たるも有るべし。一種巾の裏に編めなきも見えたり。此里をは二りを着たるは、人の從者にはあらず。衣の答める笠きたるは奴僕なりし。窓ある笠古畫にみゆ。これを全き編笠を切りぬきたりともいふは非なり。もとよりかく作れるなり。





是を頰當頭巾といふ。室町殿日記に頰かくし頭巾といへるも是にや。







塗笠きたる女二人寛文中の繪なり

今も窓ある編笠あり浪人體の物もらひなどかぶれり







黒き笠の紋おきあけに黒く見えたり垂れたる絹は色さま〴〵なり





延寶三年盧分船



延寶頃の畫

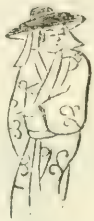
明暦元年本朝列女傳
ぬり笠形淺くなれり



寶倉卷二　圖によき人の妻室花見の處



同上



京童明暦
はたのそりたる伏せあみ笠



南部名所集延寶三年。



京童
遊治の少年はいたく大なる編笠きたり



寛文の草子傾城が置頭巾



天和貞享頃菱川師宣が書此等多し。一文字といふあみかさ是也、かぶりやうは伏せあみ笠なり。



延寶七年板宮すゞめ巻二 職人なり。置手拭に折りかた有りとみゆ。當里の花車なとか置手拭此やうなる書たり。



同上 おぼろふじなどいへる編笠是なり



寛濶女苑一 證據大圖を縮寫す



元祿の時ノ頭被簿



同上



天和貞享頃の畫より皆かなもの打たり。此頃はわかき人は是を着す。古風となれぬ。



貞享三年一代女巻四



由黒き頭巾は前に見えたるほあこ頭巾にてこれを奇特頭巾とも、氣儘ともいへり。前に覆面を垂れたり。元祿に至りては作りざま異にて、今の風呂敷頭巾の如し。



江戸一色 小兒手遊氣儘人形



船わたといふぼうしな手ぼそともいふ。中年の者着るといふは非也。それにはかぎらず。

手ぼそ、後までもわかき人用ひたるを見べし。京傳が中年の女、老女亦多しといひしは非なり。

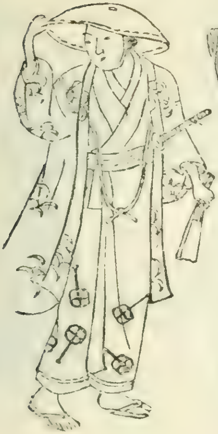
寛永ころの絵を縮圖す
あみ笠賣



色三味線
けいせい買の人形



西川祐信繪本
熊谷笠、羽織長紐



浮世物語
承應ころの體



編笠はかやうに拵が常なり。寛永の草子どもに見ゆるみな如此。

燒印の編笠はかし編笠なり。それ故家々の印を付くる。

熊谷笠

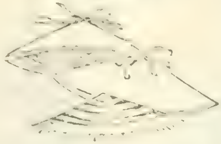


同草子
女郎共狂言する處、かの燒印のあみがさも熊谷笠に着かへて云々。

此後江戸にもはおり長紐行はれて、足の爪先にかゝる程なりし。此頃も遊冶人はむかしの趣残りて大もやうの衣類を着たるにや。



二代男 つれぶしの讀みうり



貞享四年雛形伊勢土産



貞享四年艸子

貞享より元祿に至りて、女は綿ぼうし、笠はすげ笠を用ゐ、其後は綿ちりめんぼうしとなる。



こきんわた



貞享 吉田半兵衛繪本



綿丸

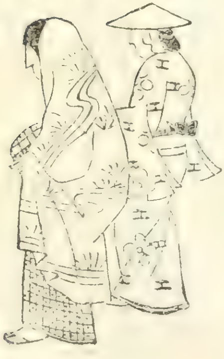


貞享四年新竹齋艸子 紫わた

此ゑは色ないふのみ是れも促綿(ウナキロタ)なり



元祿 菱川吉兵衛繪本



同頃信香筆 一蝶也

元祿十七年誰袖海
澤之丞ばうし元祿の初より是なり。

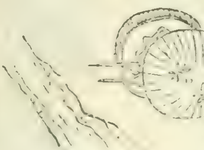


澤之丞帽子おもり帽子ともいふ。ばうしの左右に鉛を入れて、下にさがる樣にしたり。元祿の初、俳優澤之丞着そめたりといへり。按ずるに、それよりさきおもり頭巾とて、鉛を端に入れたるは、ひらりばうしのふへりやすければしそめたるなり。されば澤之丞に始まるにあらず。

祐信繪本

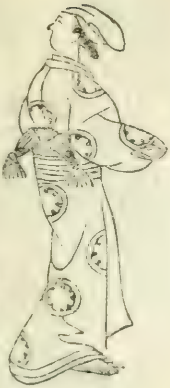


つゞら笠　此笠黑ぬり
享保二年花見の繪に見えたり。



つゞら笠も延寶天和頃迄行はれ、貞享元祿に廢りて、其後又行はる。

西川が繪本姬小松
吉彌結び



吉彌むすびも隅に鉛を入れたるもの也。延寶の頃行はれたる事なり。是も上村吉彌より始るといへるは非なり。芝居の條にいへれば併せ見るべし。その古風後また行はれしにや。

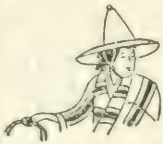


享保十九年奥村同時花櫻鏡にりそれかしあらおか袖頭巾



同上

袖頭巾、おこそ頭巾ともいふは、寶暦元年かぶき女形中村富十郎、大坂より下る。此者ちりめんにて帽子を作りて着たり。若き女是を學びてかぶれり。男もかぶれるものありし。其時是を大明頭巾といふ。甚だ見苦しきと我古路裳にいへり。そのかみ隱元頭巾といひしも是歟。さらばこれも富十郎に始まるにはあらじ。日蓮の頭巾に似たりとて頓てお高祖と呼びたり。



北條五代記



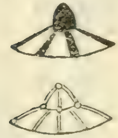
石川豐信繪本

北條五代記福島伊賀守小田原久野の入に神祭ある時、牛にのり女の紅のそめかたびらに、さきの尖りたるききやう笠をきせて、牛をひかすと見えたり。其の圖は此の書を刻したる時の繪ながら、笠はもとよりこの體なるべし。

桔梗笠は寛永中の俳諧集などに多く出たり。貞享元祿ごろの繪に出たりとて、骨董集に其圖を載するは皆此體なり。

按ずるに、北條五代記に、福島伊賀守が祭見物に、女にさきの尖りたるきゝやう笠をきせて牛を牽かする事をいへり。此書萬治二年の刻梓にて、繪はその時のものながら、其圖今祭禮に唐人囃子するものゝ笠のごとし。これ然るべし。骨董集に載せたるは、貞享ごろの繪也。此は後の製にて、むかし桔梗笠といひしは、下に圖するもの是なり。





今寳誌とて畫にかけるかくれ笠といふも其形似たり。また磁器に桔梗皿あり。それもこの形なり。



享保ころの繪双六に出づ
此飴賣の笠も似たるもの也。神祭の唐人囃子が着る笠即是なり。おもふに、もと朝鮮人を學びし歟。



寛延頃寺澤昌次繪ト乳守の遊女住吉田植の圖
此笠異風なり。今はかき袷に市女笠を着るよし。年浪草などにもいへり。

甘露（韓露）寺職人盡
いまだ笛をふかす



▲こも僧のあみ笠なども、昔とは異なり。笠のみならず、其出立すべてむかしとはいたくかはれるなり。次でにそのあらまし古圖に出でたるを爰に寫すを見るべし。鉢たゝき、さゝら摺なども、後とは其さまいたくかはれるもの也。これも下に少々古圖を集めて出す。

廿二番職人盡
こも



上に着たるは紙衣なるべし

欵辱物語
寛文二年



大扁真享二年
白布の前だれかけたり



元禄三年人倫訓蒙圖彙



京童巻四
あみ笠窓にはあらず組なるべし上着白布なるべし



此頃までも上に白布を着たり。そのかみの紙衣の遺意なるべし。笠のちなみにこもそうの古今の沿革をみべし。

我古路裳に、鷹僧笠、享保より小ぶりにて深く作るといへり　深きはさもあるべし　小ぶりとはいひがたし、今の如くなれるは寶暦の末よりならん。



北尾重政

延享寛延の頃迄もあみ笠裾開けり。前に窓あり。今浪人體の乞兒の着る是なり。奥村文角が畫とみゆ。



融通念佛緣起 應永年間
さゝら摺



甘露寺職人畫
明應年間
鉢扣



江戸雀
延寶五年
菱川師宣



京童

延寶六年刻八重櫻
卷六
これは鉢たゝきにはあらず。茶筅を賣るものなり。

慶長年中の繪さ
さら摺說經
人の門戶に立て
かたるを門說經
といふ



自然居士などはさゝらをすり舞へりとぞ。又說法するものさゝらを用ひ、其れより和讃の如きうたひものに合はせたるが、果には淨るりと變れり。淨るりは說經より出でしものなるべけれど、平家のうたひ物をも取りたる也。其後に至りては說經のうたより淨るりをもまねたる歟。



古畫帖に挿みたる繪萬治寛文頃

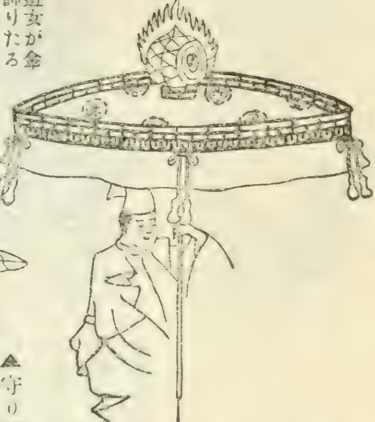


人倫訓蒙圖彙門說經乞兒なり

文永賀茂祭の圖　風流傘



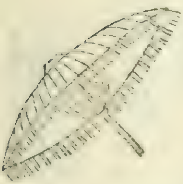
圓光大師傳遊女が傘よそほひ飾りたるを風流といふなり



慶長頃の圖　小兒の傘に守り巾着などさげたり。ふくさも有る歟。全圖別にみゆ。



八[illegible]　春日祭シデ傘



これスゲにて作りたる傘なり〈内宮長暦送官符に見えたり〉柄は用ゐる時さす物にや。からかさの如くたゝまるゝ物にはあらず。末に傘圖あり。和名抄云、大笠蓋笠有柄也〈法然上人傳〈四十八〉奈良竹杖紙に同じ趣の人、此笠を持ちたる圖あり。

▲守り袋、宿まもりふくさ、手ぼその額をさげたり〈なかし小兒のさしかけ傘の餘風にして、もと風流のかさにより權輿したる物なり〈今も此祭にこれあれども、宿まもり付くる迄にて和巾はなし〈側りの絹に鈴を付くるなり、



寛永頃の畫卷ものに見えたる小兒のさしかけ傘、絹の風帶あり。形容をかざれるは風流の意也〈乳母が腰に宿まもりを帶びたり〉其畢につくべき料なり。赤坂好の作り提も古きふり也。

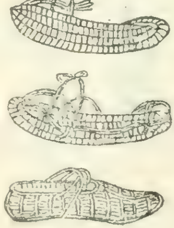
寶暦ころ山王祭禮物の傘





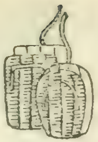
○履の類

王思義が三才圖會所載〔割註〕寺島氏が和漢三才圖會に引用するは、いかに誤れるにか。其文本書にこれなく、模したる圖も分明ならず。すべて嬉遊笑覽にいへるが如し。」扉の圖二つは裏レ表となるべし。和名抄史記註を引て屩草也扉。和名和良久豆と書きたり。くつといふには履のかた然るべければ、漢土にも扉屨相通はして草履といへり。又釋名に鞋は解也。着ル時縮ニ其上ヲ如レ履。然解ハ其上ヲ則舒解也とあるは、屨のことをいふに似たり、其圖をみるに扉はこゝのわらぢなり。屨は今の爪かけ〔割註〕江戸にてわらにて作り、雪日泥途に用ふ。といふものに似たり。こゝのざうりの類は、漢土にはこれなし。安齋隨筆に、其の圖を出して、京都上賀茂の神社へ御裝束奉る時、其中にこれあり、神前に奉るもの也。甚古風なる物ゆゑ、是を記す。本は此體なるを、後に巧みを加へて、今のざうりを作り出でしなるべし。





長さ足のたけほどありて細長し。廣さ足より狭し。惣體わらを二つ折曲げて、平たく三つ組にすゑ、甚麁相に作りたる物なり。圖は原本の儘なり。三つ組とあれば、是にては誤やうあしかるべし。

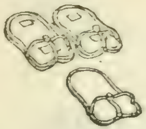


村井敬義云、大和河内のげゝ左の圖とは少異也といへり。然らば畿内にて民間に今用ふるものと見えたり。こは往古よりありしもの歟。されど此は芥下又下々など書きて後世の名也。

▲こんがうは金剛にて、もと佛氏の堅固なることに喩へたる語なり。げゝと同物と見えたり。廿番寺職人盡歌合に、ざうりつくりにいたこんがうといふ詞ありて、歌にゐげゝとよめり。ゐげゝはゐもて作れるゐこんごうなること疑ひなし。右のざうり作りが手に持ちたるざうりいたこんごう也。



職人盡ざうりつくり
じやうり〳〵いたこんごうめせ



いづれも古き佛畫に出でたり

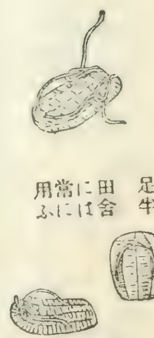


天竺にも履の類ひさま〴〵あるべし。十六羅漢十二天等の古佛畫をみるに、鞋無跟といふべきもの往々あり。こゝにいふ足半に似たり。こんがう又こんずなど、西域の製にならひたる物なるべし。世に安然が金剛を持て草履を作りしより、こんがう草履といひならはしたりなどいふはそらごとなり。古畫に耳一つなるわらぢ多し。今も是を用ゐる處あり。

十二天の内伊舎那天所著こんず



こんずは金藏にや、堅きにたとへたるは、金剛とおなじ。伊舎那天のはけるものこんずに似たり。安齋随筆に出づ。ごんぞうとも云ふ。九州にて武家わらぢ。



足半
田舎には常に用ふ

緒は草履の如く別に付けたるにあらず。織たる緒のまゝなり。
鼻緒の結びを角むすびといふ。筏のりなど多くもちふ。

古屏風の高足半はきたる躰







古畫に見えたる草履此やうなるが多し。

祐天寺所藏模本法然上人畫四十八卷



▲ざうりくひ、金葉集に、和泉式部が賀茂にまゐりけるにわらうづにあしをくはれて、かみをまきたり

けるを見て、蝉ぎ忠頼。「下はやぶるかみをばあしにまくものか。和泉式部、「これをぞわらのやしろとはいふと有り。ざうりわらぢに足をくはるゝといふこと、俗言にはあらず。このわらうづといへるは草履なるべし。いにしへざうりをも、なべて然かいひしやうなり。

安齋古書を引て、尻切(シリキレ)は革なりとて圖を出せり。常のざうりの如くにて、後の方に小く四角に表の革を截のこしたる形也。

安齋隨筆尻切



人倫訓蒙圖彙、尻切は裏付といふわらのしべを以て作り、革の縁をつけ、又は絹のおもてを付るなり。女の具なりといへり。圖は如レ此。



元信が畫ける百鬼夜行の圖

如此虫なかけり。これ緒になか付けたる神履なり。おもふに尻切は是なるべし。



此圖ざうりに紙を巻きたるなるべし。元信に往々これあり。

梅窓筆記内外三時抄書云、僧は昔沓はくことなし。尻切に疊紙をあてゝ結てき。始て着二沓襪一着レ之しより、今は沓なりとあり。

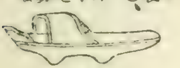
和漢三才圖會、尻切とて出したる是也。同書雪踏の條に、今全く革をもて作る物あり、長野卑也といへるは、安齋が圖せし物とみゆ。鈌胯物語に、其頃迄はせきだといふものなく、しきれとて表はきほを以て織り、緒をば皮にて縫ひくゝみたる物也といへり。人倫訓蒙圖彙などは、唯裏付の草履をいへり。いづれにもうら付は



尻切より始れりと聞ゆ。

古く和名抄に、たちはめといふものあり。下賤人以二牛皮一補二著履下一とあれば、しきれ又せきだの製も、もとよりありし也。嬉遊笑覽に併せ見べし。

足下　王思義が三才圖會の木履を見るに緒なし、作りざまこゝに用る物とはいたく異なり。されど漢土に絶えて鼻緒といふものなきにはあらず。



木履

本朝月令ニ履櫟 江南以二楠木一爲レ底用レ蒲爲レ底、穿二其鼻一江北不レ識也 [illegible]

編寶草鞋





古畫のはな緒 是にも参したる 古畫に出たる あしだ大かた この二種なり

和名抄に漢語抄を引て、屧屐、久都々計乃阿之太。一云屐子。是三才圖會の木屐の圖よく叶へり。されどこゝの製はまた殊なるべし。屐子は音を呼びて通用したるにて、けいし即是なり。枕双紙に、けいしぐつの緒すげさせこらせさせなどもてさわぎ云々。又高きけいしをさへはきたればゆゝしく高し。又つやゝかなるけいしのかはに土多く付きたるをはきてなど見えたり。くつつけのあしだなれば、あしだに草履を付けたる歟。然らば今いふ草履下駄の如し。又は緒を皮にて作り、幅廣くしたるが履の如き歟。古書に鼻緒の幅廣き多く見えたり。又は皮を今の爪かけの如くに作りたるにてもあるべし、舞の草子などにはけいちとあり。よこなまれるなり。ざうりをじやうりといへるがごとし。



職人盡　あしだつくり

歯のほぞを表に出すを、漢土にては露卯といふ。はなをの穴を焼きぬくなど古質なること也。



大笠　傘の條に洩れたる故爰にいだす　法然上人畫傳四十八　和名抄云、笠有柄也、俗云大笠）

内宮長暦送官符、菅大笠二枚、柄長各八尺五寸。徑一寸二分、黒染平文云々。骨二十枚。染塗骨末押二金箔一、其體如レ蕨。形廻曲五枚云々。笠口徑四尺六寸二分、臺にて造りたる傘なり。

絹また紙を張りたるはからかさなり。

奈與竹艸子



大笠は、もとすげ笠に柄をさして、疊まるゝ物にはあらざりしなるべし。

筠庭雜考 卷之四

○印籠巾着

四重五重の平印籠、むかしよりある常の形なり。長門は秋月ともいふ。五重より七重までもあり。其異形なるに古物はなしとぞ。



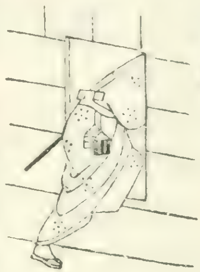
同上



名畫苑 又兵衛筆 瓢の根つけ古風也



京童艸子



寳草に腰下げ物、つぶの緒じめはへのへわらと有り。螺殼の掛落なるべし 此圖慶長頃の書中に見ゆ。袈裟に付くるを掛落といふ。これ環なり。されば元クワラは環の音なること知るべし。さて後には丸き根付をクワラといへりとみゆ。一代男〔五〕高須の條、一人は象牙のくわらより艾を取出し、三里へすゑて、白はしりむるといふことあり。



同上



雛身の上艸子

古畫をみるにさげものゝ皆大かた長し

吉原用文書延寶年間
此圖はあげ屋の妻なるべし。前巾着の躰花車などにも見えたり。



多賀朝湖筆
圖は島原のやり手なり



西鶴が草子に、忝も一歩の四五十づつ浮世巾着に絶やさず拵いへるも、異なる巾着にはあるべからず。花巷にて帯る故にうきよといひしならむ。又うきよ袋といふものあり。そは形殊にて排香のふくろなり。

此は男子の提げもの也。寛文延寶の頃、箕山といふ前巾着は凡卑なれども、遊所には能くかなへりといへり。其より久しく廢れ、明和の頃、京攝津にて前提とて流行したりとなり。江戸にても安永頃用ひたり、昔前巾着といひける時は帯皮はなかりしならん。

腰小手盤に出づ帯皮といふ物を付くといへり



一烟具紙入類

浮世又兵衛遊女圖
寛文年中屏風繪



雁首と云ふ名是にて知るべし

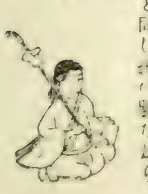
ふるききせるは愛にて作りしも、みな西洋製の形したり。いにしへより女は胸の守りとて、敬愛のまもりをかけたり。丸

これも紐帯なり



らうに烟草包を結付けてかつぎたり。この少女と同じ圖なから

是は慶長頃女かぶきの中に見えたり。



組の帯この頃行はれて少き女多く用ひたり。



慶長ごろ烟草わたりし砌の様にて、きせるの柄みな長し。従者にかつがせて歩行きし也。此烟草入は奉書の疊紙なり。きせるに鐔あり。らうを拭ふには是れをはづす。請取わたしの禮など有りしといへり。

此は呆蓮（ホロカ）ものをかきたるなれば、烟具も常には異なる也。たばこ入れのにになるおほうげたるなり。



西河祐信繪本

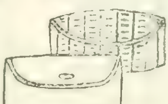


信香筆



賤小手卷中きせる

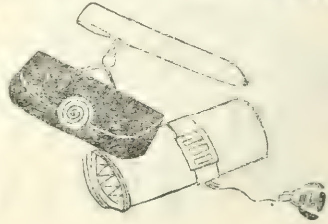
おかしの紙入は、膓入有て一箇の袋なり。今も武家に女の用ふる箱せこの如し、寛延のころまでも、此體にてそれを紫のふくさに包みて、胴じめとて眞田の廣きを廻して、銀の平たき輪金物をはめ、緒じめの如くしめるやうに拵へ、其先に落し巾着を付けて、内懐へ入れて持ちたりと、賤の小手卷にいへり。圖は士人旅行の従者なり。此繪享保年中にかきたるなり。其頃も旅客などはさげ煙草入有りしを知るべし。いまだ常にはこれを用ひず。打のべのきせるを三繼にして、入子にしてふり出す。きせる袋も其頃は





貞享頃人倫訓蒙圖彙紙入師の條に絹毛織革等をもて是を作る并巾着手綸（ワクサ）こ同所に有り

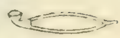
寛延寶暦頃明和に至る　俳諧名物鑑

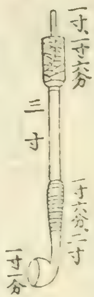


此胴じめ紙入今も女の持もの也

衣類の餘り折にて、手前縫にしたりといへるも、寶曆明和の頃也。

鴨都瑣記セシンボ

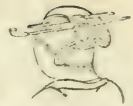




東蝦夷の人は多く仙臺ばりのきせるを用ふ。たま／＼長煙管を用ふるもあり。

東蝦夷も奥に至りては、魯西亞のきせるを用ふ。蝦蹟に、野作のきせるの圖を出せるが、余蝦夷に至れる時、其如き煙管見あたらず。爰に出す處は直に見たるを圖せり。魯西亞白銅のキセルは、江戸にまゝ有れば略し、キセルをキセリイともセレンボともいふ。

南島雑話



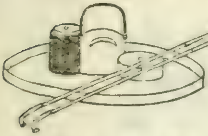
三宅島の女は髪を大島結といふになすで、笄は常にさす。又きせるをさし剃き紙にて鉢卷す。

三德



▲三德は明和に至て出來、今も是を用ふ。其後鼻紙さしとて、當用の品を入れ、鼻紙を挿みて懐中す。又更紗或は純子等にて、大なる袋を拵へ、何といふこともなく、此内へ入れて持どんぶりといふ。其後彼はな紙さしも、腰をひくゝしめて、鼻紙三つ折にして用ふといへり。今の三つ折のはな紙袋、これより出でたる也。はな紙さしは、はな紙袋に添へて懐中せし也。又今のはな紙袋のそと入といふものは、彼どんぶりより起りし也。小菊四つ折の鼻紙袋は近世のことなり。

貞享



手のあるを提たばこ盆といし、專ら持ありく料なり。もと家内に用るものにあらず。



▲むかしの煙草盆大かた此類也。火入、灰吹等置きやう定らず。

信香筆

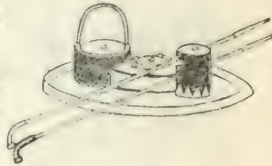


祐信畫



萬治寛文任寶





貞享比より箱の如きもあれど、よきあたりに用ふる事なし。又竹の灰吹もしかなり。



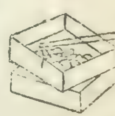
もりたるは菓子なり。此折ひつ今の蝶足の膳具に似たり。蝶足はこれらぞもとなるべき。

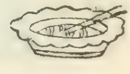
寛文中の畫



又兵衛畫中に出づ









これ又寛永已前の繪に出づきせる鐔あり。吸口の下につかざる爲なるべし。

八丈島の女、桑木にて印籠を彫てたばこ入とす。小錢小鈴を緒〆にして、紐長く膝より長く下るをはでよす。これを本袋といふ。

萬治二年開板女仁義物語



これは菓子なり寛永頃談鉢といひしま此二種なり



狂歌咄寛文酒のむ處に箱重と此鉢あり



祐信







○器物種々

慶長頃の繪を見るに、重箱、食籠、折敷つ、洲濱の臺等飲席に書けり。其後の書には重箱と鉢とあるのみなり。元祿迄も今の硯ぶたといふものはなし。そのかみの如く重箱を用ひたり。寶

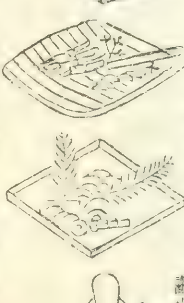


祐信





奥村文角



寛永已前の古畫也





寛永以前の古畫なり

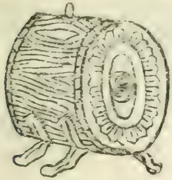
永頃より硯蓋は出きしとみゆ。

むかし飲席のやうを見るに、肴は折また重箱折敷等にもる。銚子とさゝへはあれども、大かたはとくりを用ひたりとみゆ。

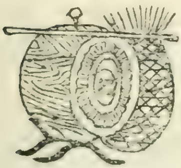
▲樽は、和名抄に、辨色立成云、樽、〔割註〕音尊。尊同字。亦作罇。從缶見。說文今按。無和名俗稱去聲。」酒樽有脚酒器也とあり。空穗物語に、〔割註〕さかの院の卷。」長びつどもにいひ入れさせ、酒そに入れてもたせ云々見えたり。酒そに入るは樽に入る也。字音に呼びしこと論すべし。此ことはさきに久保のすさびにもいへり。たるといふは後世の名也、酒を垂るの義なるべし。又和名抄に、酒海蒋魴切韻云。樽酒海也。〔割註〕今案俗所用樽與酒海名異。故別擧之。」とて樽と酒海と辨へけり。按に脚有るは太鼓樽なれば、是樽にて、酒海は職人盡に見えたる、今の斗樽の如き物是也。

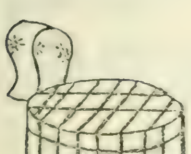
今の世下圖の桶に似たる斗樽を柳樽といふは誤なるべし。安斎随筆に樽の圖二つ三つ出たり。

光信筆十二類合戰酒宴の處に見ゆ。注子（ヒサゲ）は席上にあり。樽は次の間に出し



福富艸紙さへの神かへりまふしのそへものにあふごにてになひ行くところ。太鼓だるの名は是れよりいふなるべし。



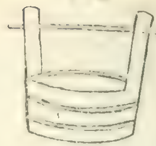


甘露寺職人盡酒作瓶子にも桶にも橘を紋につけたるは香ばしきものなればなり。おもふに是酒海なるべし。今の斗樽に似たり。太鼓樽は不便利なれば廢れて桶のみ通用す。今は斗樽を太鼓樽と呼ぶ。

天野樽



柳樽手長し

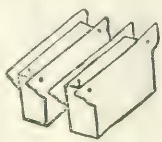


河内國天野樽なしろ樽也。今はこの天野樽を角樽また柄樽といふ。つの樽は是にはあらず。ほそながき角のやうに作りたるなり。

長者教今六貞享五年婚禮結納の處、角樽一荷鹽鯛一掛とこの圖あり
此樽今は廢れてなし。唯雛人形の道具の内に殘りたるを、知る人なければ吸筒也と思へり。又思ふに今四斗樽といふ物は、かの斗樽を四つ合せに作り出たるならむ。

斗樽





彼天野樽



此雛鳥居風とみゆ。然らば元祿頃の繪なるべし。或人のかけるものに此圖を出して、延寶、天和頃の樹行といへるは非ならん。てら包などにて包みたる形人形のやうなれば、是を人形樽と呼ぶ。そを醉興にまかせて、菅笠はふり杯を打きせて、是を舞はして遊びしなるべし。寶合に花見の事をいふ處に、こゝら行きかふわび人の人形樽につめふところ辨當に納めて、花はいづれのなさけに見つるかしらねども、誇げなる顔付も、實に春は春なれや云々いへり。其意は酒は人形樽につめ、飯は辨當に納めたるを云也。

もと酒造る處にて用ひしものなり。便利なるによりて、今はいづくにも用ひ、片手と呼ぶ。少しく形をかへ、角にして、江戸にてさるぼうと云ふ。按ずるに、妓婦の兵庫結といふ髪は、是によりて名づけたるなり。





正徳頃の畫草子樽人形

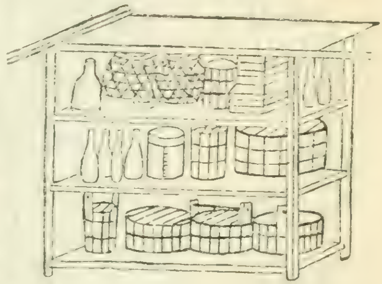
慶長三年水鳥記酒戰畫中



上野圖に行器と云ふ物あり大小あり



古昔より用ふる器とぞ。今は宇都宮あたりにても鬻ぐ。幸手宿あたりにも、舊家は古物をもてるもの往々ありと云へり。思ふに是れ酒海なるべし。

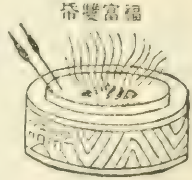


志貴山緣起

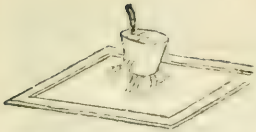


古き畫卷物には多く見えたり。古書にすびつといふは是なり。

福富雙帋



▲火桶　古書にさま〴〵あれど、桐火桶は大かた此樣也　奈良火鉢は土燒にて形種々あり。今も田舍にはしか呼びて食物を調へ、又身を暖めなどす。



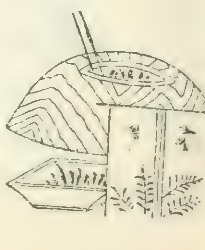
後三年記、また續古事談に地火爐、鎌倉大双紙にゆるりといへり。

いにしへは硯の蓋に菓子をもるが如く、他の器を借用せし事あり。古事談一卷、寶治八年正月三日朝覲行幸。右大臣信奉之間。馬前左衛門尉時重。左府生行俊等騎馬云々。又侍一人〔割註〕著藁沓。」小舍人童一人、〔割註〕入二柑子於火取一持レ之。」相二從馬後一云々。柑子を火取に入れて持しは、渇を止むる用意にや、火取を用ひしは何の爲といふこともあるべからず　柑子を火にあぶりなどもすべけれど、火もなき火とり共用には立がたし。









奈與竹傳紙此圖あり。古事談の小舍人童を思ふべし。火取は類聚雜要に圖有り。ゆるりとは圍爐の音の轉れるにや。漢土には地爐といへり。今物語に火びつとあるは、すびつの誤なるも知るべからず。扨このゆるりを、上野國などにてはこつたといふ。江戸にはこたつ、又はかまどの緣(ヘリ)をマツカウ緣(ブチ)といふ。思ふにまつかうは抹額なり。その緣は鉢卷したるが如くなればしかいふなり。翠簾の緣に懸くるをもかうといへり。是も其義をとりて抹額といふ。字音のつまりたればなだらかにもかうといふなるべし。委しくは嬉遊笑覽にいへり。

桐火桶は桐木もて作りたらんは、みな然いふべきを、一種この形なるをのみいふと思へるは非なり。其證に深草などにて、土にて作りたる此形したる火桶を桐火桶といふ。其うへ是を後京極の始めたりといへり。是は桐火桶といふ歌書ありて、定家卿の作といへるによりての論と聞ゆ。其書も僞作なるよし、先輩既に論あり。



祐信繪本



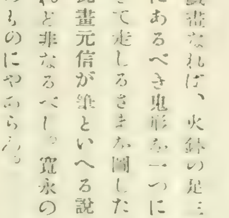
太平記卅二北條四郎時政が鬼丸の劍の條、拔て立たりつる太刀、俄かに倒れかゝりて、此火鉢の臺なる小鬼の頸を懸ず切てぞ落したる云々あり。これ今いふ火鉢也。龍に九子あり。各その好む處異なり。其好む處に從てこれを鼎香器物の飾りに用ふ。火鉢に付る獸もその類なり。龍の九子のことは、諸の類書に載せたり。

義政將軍時代の繪卷物に此圖あり。後世しかみ火鉢といふもの是なり。享保年間の繪にしかみ火鉢あり。古風を見べし。

百鬼夜行圖



戯畫なれば、火鉢の足三處にあるべき鬼形を一つにかきて走しるさまを圖したり。此畫元信が筆といへる説あれど非なるべし。寛永の頃のものにやあらん。



志貴山緣起に此やうなる火鉢あり。地火爐にはあらず。下に臺のなきは質素なり。

▲挾箱　古畫はさみ箱めく器見えたり。みな行李の皮子なり。されば挾竹といふ物やみて、慶長の頃挾箱を作り出せりといへる説非なり。



常盤の畫巻物



眞如堂縁起文杖

挾竹の事は甲陽軍鑑にみゆ。和漢三才圖會に古は板二枚を用ひ、衣服を裹ひ、竹をもて是を挾み、小者に擔はしむ。是を挾竹と名付くといへり。

石山縁起

梅津掃部双紙にも出たるは此圖を取りたるなり





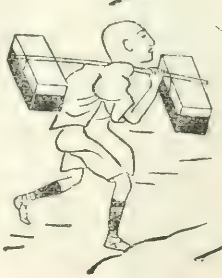
東海道名所記萬治元年

宮雀五巻延寶七年





此二圖右にいへる挾竹なるべし。ふろくは文杖なども挾竹なり。

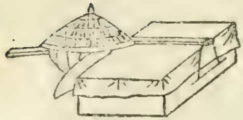


此またく挾箱也。大永四年の繪にかく見えたれば、世にいひ傳ふる處非なるを知るべし。

職人歌仙醫師の從者
慶長頃の繪なり



元祿中畫靈の石ぶみ六卷





武家の從者也

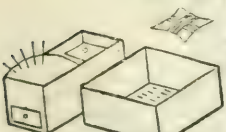


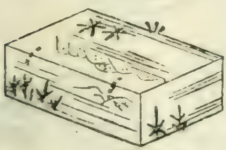
此二つも慶長年間の畫也

延享寛延の頃芳月堂文角畫

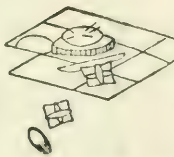


寶曆中石川豐信今此針さし小兒の手遊に殘れり

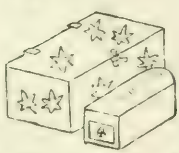




享保西川祐信



曾我物語の繪爲治頃の畫なるべし。第四卷箱わうはこれへのぼる條、坊のちごのもとへしたしきかたより音信どもおくる處に出す。むかしの繪に見えたるは挾箱の柄、今よりは短し。



▲婦人の用ふる針箱なども、昔とはいたく變りしなるべし。近く享保以來寶曆ごろ用ひたるは、今とは大に異なり。江戸のみにあらず、京師も同じ。

前の人物の大さ、又一升ますの大さもて針さしの小さきを知るべし。升の内にあるは、大豆にや。新衣を裁つ處にかきたれば、此まじなひわざと見えたり。椀の新らしきを用初むるに、大豆を一二粒中に入れてまろばして後に用ふる事あり。是も其類なるべし。



日本歳時記端午のぼりの圖

のぼりの下に風鈴又くゝり猿を付けたり。のぼり猿といふは是也。



介類に龍宮の糸卷と呼ぶ介あり。今用ふる四角なる糸卷にては、其形かなはず。むかしの糸まきに似たればなり。

▲江戸にて神祭にだしといふ物あり。だしとはもと幟の類にか。さぼこ或は竹木の枝にて、しでなど付くる類を皆いへり。むかし端午のぼり。坊間にて立る一雙なるはなく、幾本にても模樣各異也。其のぼりの頭に付る物も亦然り。五元集拾遺、

　なよ竹の末葉のこして紙幟

是れ五月のだしに篠の葉付けたるなり。今藁を束ねてつくるも、此だしの名殘なり。狂歌明和の比よみしなれど、繪は古圖を寫す也。今は此形したるを萬度といふは、一萬度の祓のぬさ筥に似たれば也。これら出しといふべきなり。

小兒手遊江戸二色

「もとよりも壓にまじはろかみなればまつり〳〵へ張ぬいて出し。



○看板類

我古路裳に古來饅頭うる見世の緣先に木馬を出したり。アラウマシといふこゝろを表したり。元祿ごろよりやみたりといへり。大田南畝河内國石川郡土の太子へ追萬角屋といふ餅屋にある木馬を人にあつらへて寫させたる圖あり。こゝに縮圖す。



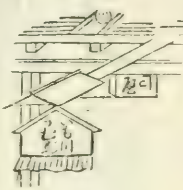
我古踏雙に、天和年中菓子店の看板には、仙臺糒と大師流に書きたり。元祿の頃より鳥二三羽を畫き、本字を失ひよめかぬるにより、わきの方に仙臺糒といふ判をおしたり。水からの富士山も同じほどの看板なり。

又　如此とあり



西河祐信三つ輪繪盡

麵類の汁と隱して色茶へ行くが同じ事、是を端午のぼりといふ心は、だしがいりますといふ謎をかきたり。此繪をみれば何にてもおもひ〳〵に付けたる也。



西鶴一代男
天和二年作



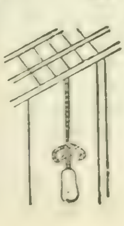
道外百人一首享保年間
近藤清春畫

へうたんか杉のはか
酒のかんばん



寛文頃古畫
酢の看板

因果物語産婆（トリアゲ）の看板、これらはめづらしき看板なるべし。むかしは子を産するに、天井より綱を下げて、産婦は藁籠さうの物に腰をかけて、件の綱を手にとりすがりて子を産む事なれば、看板はその綱なるべし。

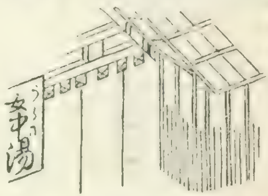




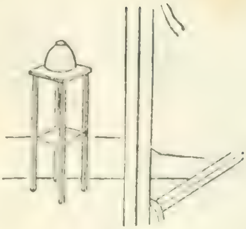
人倫訓蒙圖彙質屋の店先にこれを畫けり。札紙なるべし。是又看板なり。

信香圖
酒ばやし錢
額看板



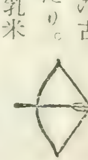


北尾重政



浮世物語卷三餅屋の圖承應明暦比

湯屋に矢の形作りたるを出せしことは、寛政ごろまでもありし也。酒屋の杉葉もありしを覺ゆ。其かみは男女入ごみの湯なりしかど、女ゆを別にしたるも稀にはみゆ。寛文ごろまでありし風呂屋の古畫に、屋の上に弓矢を作りたり。



其體

待乳米饅頭はふるき名物にて、聖天表門石坂の下左角に作居して、大路へも此體に持出て賣りし也、辻賣昔より此さまにてうる。寶暦頃迄も同様なり。

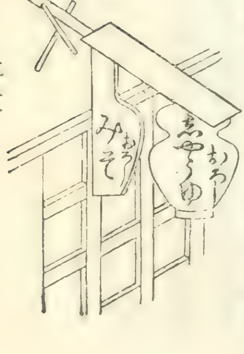


天和の頃師宣筆

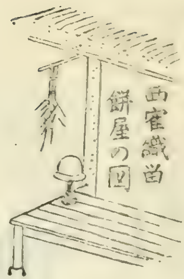
鞍掛はもと木馬なり。其足つよきもの故、人家に是をふまへものとす。今踏臺と呼ぶ。又形大に作りたるを馬といふ。即木馬より然名くる也。昔餅屋の看板に鞍掛を出したりしもうまといふ謎なり。看板になぞ／＼の類多し。

此みその看板は、通町みとや元結をも賣りたり。中橋邊の横町に見えたりしが、近頃は有りやなしや知らず、醋の看板はもと丸き輪を出しゝなり。醋を漉したる水嚢の形となん。按ずるに、今丸勘といふ醋の樽

貞享五年永代藏六味噌の看板



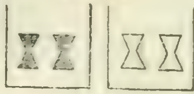
には、㊞此印あり。先と丸は彼印の輪なるべし。



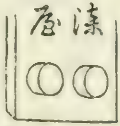
人倫訓蒙圖彙左官の條に、壁ぬりはかんばんにすさつを出すといへり。住吉町難波町の裏をへつゝい河岸と俗に呼べるも、もと壁ぬり多く居て、すさつを塗置きしなるべし。

右の餅屋の緣先につるしたる物は何にかあらむ。畫やうのわろきにて、草木の枝にても有るべし。むかしは菓子酒の肴など、皆かい敷に草木の枝を用ふ。

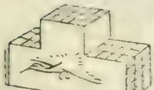

人倫訓蒙圖彙
酢屋

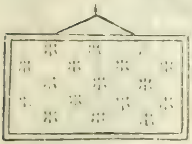

合羽屋


楊枝師


前句附に染やのかん板何のこッたやらといへるは是にや


人倫訓蒙圖彙
水引師

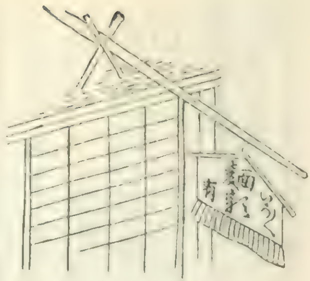

白粉師

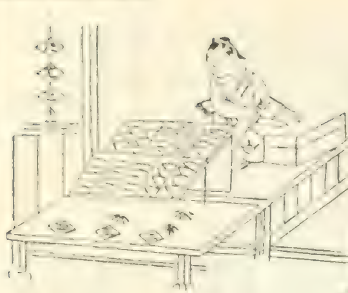

唐紙師


餅屋

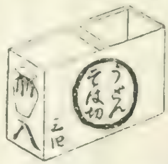
かい敷の草はな桶に入たり。右板にはすはまと饅頭の形あり。おもふに猿が餅と

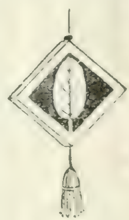






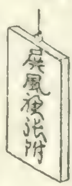
寳暦七年繪草子





娌容氣卷六享保二年西川祐信繪本





此看板下より長くつりさげて緣のはしに立つ

繪本江戸土産寛延年中江戸名所を畫きたる本なり

兩國夢子圖



いふ諺などによりたるにや。猿が馬場といふ處に柏もちあるも、此諺に似つかはし。我古路裳に、古來は饅頭みせの緣先に木馬を出したり。あらうましといふ心を表はせり。元祿のころより止むといへり。貞享元祿鞍掛の看板にみえず。

うどん屋障子二枚立てたる外にあけ緣ありて、あん灯を置きたり。是れ看板也。障子の脇には三布の半暖簾かけたり。三四とあるは指二文也。傍に壺入としるしたるは、いはゆる内喰なり。出前のみにはあらぬ也。もと壺入とは酒を買ひてきて飲ます、酒屋に行て飲むを然いへり。今いふ居ざけの事也。

此頃いまだ茶屋みせといふものあらず。大路に出るくひものも此體なり。

衣食住の記に、安永頃辻賣の油あげ燒肴餅菓子唐菓子に、夜すし不及筆といへるをおもふに、家臺みせといへるものは、安永はじめごろ出來しならむ。

同書又云、近年お萬鮓おけて夜の錦云々いへ

るは、是も屋臺みせにて賣りしなるべし。されどお萬鮓は、寶暦ごろよりありと聞けば、其後辻賣せむ事もいかゞなり。天明の繪本に、屋臺みせを書きてお萬鮓の狂歌あり。

▲大小異なるのたとへに土鼈（スッポン）に月といへるは、聊も似かよふ處なきをなどてなぞらへしか。按ずるに、漢土にこれを團魚といひ、こゝにも京難波にては丸と呼ぶ。其名かよへり。是によりて月も是も丸き物ながら、いたく異なるなり。上方には土鼈を煮賣する家の看板は、行燈に輪を書きたり。丸の印なり。江戸にて近ごろ蕃薯を燒きて賣る行燈の印の如し。

同意の諺に、下踏と燒味噌といへることも心得がたきたとへ也。おのれ先つ年、二荒山に詣でし時、山中の人家にて、板にて作れる灰押す器かと思はるゝ物を見し故、これを問ひけるに、燒味噌する具也と

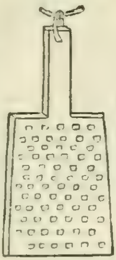


板は杉木とみえたり。何にても用ふべし。縱横の筋は錐にて引きたる也。みそ是に付て剝落ちず。

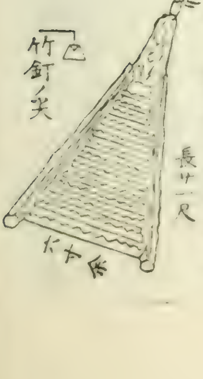
ぞ。味噌の中に胡麻など雜へ、板上にうすくのべて、これを爐内の灰に立てあぶるといへり。是にて燒きたらむは、其味噌板の如くなるべし。色三線草子に酒の肴をいふ内に、小板の燒みそと有るも是なり。彼諺の下踏に比して小同大異をいへる事を解るべし。

又同處にて、初午おろしと呼ぶ物を見る。是は二月初午にスミヅカリといふ物を造る物也。スミヅカリは大根を此器にておろし、大豆を煎り皮を去て、おろし大根に雜へ、酒粕と醬油にて煮たるを稻荷に供すといへり。其調方は異なれども、古事談、また宇治拾遺にも出たる、慈惠僧正が戒壇を築きたる物語に見えたる酢むつかりとて、煎大豆に酢をかゝへる事あるは是なり。いにしへの遺制いと殊勝に覺ゆ。此處のみならず。武州騎西の邊にもスミヅカリを作りて、道祖などに手向く

初午おろし



がりがりおろし
是は下總佐原にて用ゐる器なり



るとか。日光にてがり／＼おろしの事も尋ねしかば、其製もまた箱に作りたるもあり。大根のおりかたいづれもおなじと答へたりき。

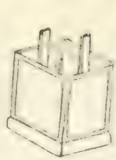
板坂にてよの常の擂擦の大さに作り、裏より竹釘を打ちたるなり。竹釘の尖両方より削て双とす。木の枝の二股なるに竹を削て入井べたるを、動かぬ様に其上に竹を打つ也。

○燈　火

一代男草子難波新町揚屋の處にこれあり。又江戸吉原揚屋の繪にも見えたり。今は燭臺とのみいへど、もとより燈臺なり。此燈火の備。寶永頃迄の草子どもに、常の人家はさらなり、遊里の繪にも見えたり。丸行燈は延享比より繪に多し。

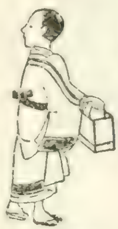


松の葉あくしよ八景はんしゆ／＼雨もふらぬに高あしだみのきて笠きてぼうついであんどんさげてどんがらり



攝陰比事行燈

日本歳時記七月





此行燈は茶の湯に用ふる路次行燈なるべし。是れ行燈の古製と見えたり。遠州行燈出でぬ前は、油皿は底板に置きたりとぞ。もとはかやうに持ちありきしもの也。

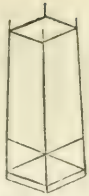
行燈もとふゝる物故、揚屋などの有明の灯火は、上の圖の如きを用ひ、質素にはあらず。華美なりしなり。

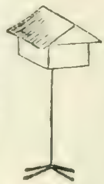
嵐雪か玄峰集に、伏見撞木町垣松ふつて野邊行くもげに愛計の古風なるべし。

行燈で來る夜送る夜五月雨

とあるを、撞木町ふるくは續燈を用ひ、元祿の比は、行燈にておくりむかひせしなるべしといへるは非也。此處夜みせは燈をとぼさず、面を見たしといふ時、硫黄をはつとかゝげて見するよし、其日の草子にいへり。件の句これをいへるにて、野べには炬火を用ひ、女郎は行燈を少時(チョット)點じて見するなり。來る夜おくる夜に、常にかく五月やみの如くなると也。女郎の方に就ていへり。

此行燈二つ共に信香の筆也。上なるは島原出口の茶屋の處にみゆ。





是は難波新町揚屋の傍にあり



寛文の草子吉原大全首書遊女を送る



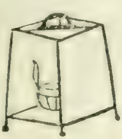
英一蝶

此提燈元祿頃迄今の箱提燈の如く用ひたり。繪雙紙に多し。



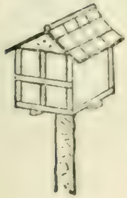
信香筆

江戸吉原町にてたぞや行燈と呼ぶ物也。北女閭起原に、徒流が說さまざま附會のことをいひ、又近時花街漫錄といふ物に、此行灯は吉原町に限りてともす事なりなどいへる類笑ふべし。行燈雌手を中につることとは、小堀遠州の巧意なりし翁草にいへり。



壺の石ぶみ元祿中板又界高野の處にあり

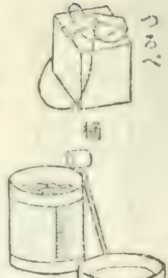
むかしは揚屋の提灯の棒は下手樣にて銕也。茶屋は木の棒、舟宿は繩を用ひたりといへる有り。江戸吉原

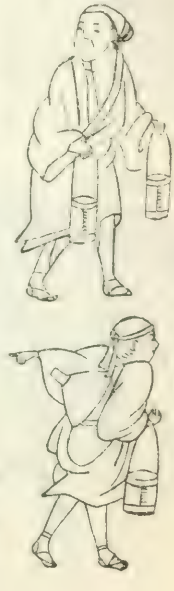


延享の艸子上京町屋の繪

にてはまも有りし歟。其頃はすべていづくにも、此體の提灯を用ひたり。棒は木と鐵も有るべし。

○桶〔つるべ、頭に物を戴く〕





常盤巻

いにしへは今の如く竹のかつらかけたる桶なく、みな曲もの也。土佐光信が畫などには、かつらかけたるも見ゆれど稀なり。又かた此體なり。古へ水汲むもの皆此體也。桶を頭にいたゞく事もあり。



上州草津温泉繪圖水汲女

鏡わり双紙

先づ年頃温泉にまかりしに、水汲女と呼ぶものは有れども、今は水汲むのは男にて、桶を頭にいたゞく事はなし。温泉の繪圖は古板を摺りて賣れるも有りて、其中にこの圖見えたり。後の板木なるは今やうをかきたるなり。いまは三谷にも古風は改れり。

源氏常夏の巻に、水を汲みいたゞきても仕ふまつりなむとあるは、近江の君の詞也。此外諸書に、女の水汲に桶



京童　清水にて水汲む處

をいたゞくこと見えたり。此は後世近時までもしかありし事なりしが今は絶えたり。かしらに物いたゞくことは常にて、物賣などはさらなり。主の供する女のわらはなどにもこれあり。



福富艸紙

勸進聖列職人寄合

物いたゞくは女また童子の所作也。後指手日記の行人などは殊なり。

京童巻四

福富双紙 翁の供する童

南部名所集巻七

此外桂の鮎賣、大原の黒木賣など、職人盡に見えたり。この條風、今は唯八瀬大原の物うる女どもにのみ遺れり。

眞如堂縁起大永四年 主の供する女也

人倫訓蒙圖彙 おちやない（落髪を買ふ也）

江戸板一代男小倉の魚賣

高あしだ
榕荒神松賣是は古圖にあらず余が戯畫なり



サンセウカハ
山椒皮賣
いたゞきしはかますの内に山椒皮なり



奈良名所染さらし賣



延寶三年蘆分船巻六



延寶三年

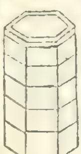


おなじ訓蒙圖彙の圖、これと榕賣とは近ごろ迄ありしが、今は絶えたれば圖を出すなり。

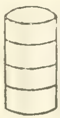
○食　器

形小きを薬籠とすると見ゆ。唐物などは其實を知りがたし。木瓜形なるは、慶長頃の繪に、花見の人酒宴の處、此食籠と重箱折でつとを畫きたり。又兵衛などが繪に、同じやうの處かきたるに、食籠は菓子を盛りたる體なり。▲ほかゐは外居と書ける其義也。行器をよめるも遠く持

仙傳抄擱飾



食籠



同上



薬籠　同　同



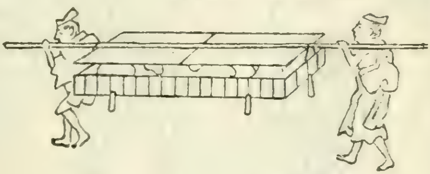
ありく器なれば也。座席に用ふる物にあらず。今長持抔に泥足と呼ぶもの付けて運送に用ふ。古へ長びつといひしは、今の長持にて、かの泥足と同く、土の上に置くべきための足あり。此ほかゐの足の形の如し。圖の如く外居も地上に置くべきための足なれば、今いはゞ形こそかはれ、是れ泥足なり。



法然上人傳



六條道場一遍上人繪傳 行器



六條道場一遍上人繪傳

長櫃にて食物を運ぶ處也。地上におくべき爲の足あり。是今足いふどろ足の類也。



破子の圖

福富双紙



石山寺緣起

▲安齋云、破子、破籠とも書く。檜木にて折曲げて、蓋を一枚板にしたる白木の麁相なる箱也。其日限に用ひてかけながしに捨る也。

▲さゝえは篠枝にて、青竹を切、筒にして酒を入れて口にせんをさし、紙にて頭を包む也。後代は破子を用ひず。辨當箱を用ふ。又さゝえを不レ用。吸筒又徳利を用ふ。破子、さゝえ抔用ひし時代は、食をもり、酒をのむも、土器を用ひたり。古

代は質素にして清潔也といへり。今按ずるに、さゝえの説は非なるべし。和名抄を按ずるに、累子は破子にて、中障有之器也と見えたり。破子は中にさゝへあれば、破子さゝへとはいふ也。古歌寄破子戀

我をいとふ妹か心やこまぐ〜とへだてがちなる破子ならまし

といへるにて知るべし。酒をさゝといふなどより、さゝへを篠枝と誤れるならん。

△重箱は食籠より出たるものと見ゆ。食籠は其形さまぐ〜なるべし。猿樂記に云、菊の花いふに、蒔繪重箱と見えたり。其頃よりの物なるべし。

▲今世大海といふ物も、丸き食籠の大きなる也。茶壺に大海と呼ぶ物あれば、そのかみより、彼食籠に大海といふ名ありて、それを移して茶壺のかたちにも呼びたりと見ゆ。器物に海と名くるは、酒海、筆海などの例もあれば、大海の名は起りしにや。



法然上人傳
重箱に似たるもの食籠なるべし

○雛の繪櫃〔古ひな、浮世人形、ひな草の類〕

内田順也が俳諧五節句、〔同上〕貞享戊辰自序あり。是元祿元年なり。○桃の繪櫃〔同柳〕木地櫃に桃柳を畫く。櫃の内に草の餅に赤飯も入る御臺匙と云物添ふ。是には繪なし。おつぼ是も器也。木地の挽物に繪あり。土佐日記に二月十六日よりきつかた都へのぼるついでに見れば、山崎の小櫃の繪もまかりのおほちのかたもかはらざりけり。賣人の心をも知らぬとぞいふなどありて、此圖を出せり。

繪たる繪櫃にみするる哉 柳



是節句前に賣る繪櫃也。檜物師細工也。木地に桃柳を畫く。蓋にも身にも繪あり。大小寸方不レ定。

大小あり木地の挽ものおつぼゑあり



おつぼ

同書文云、九月九日、菊繪櫃ひつの形、三月節句におなじ。繪に菊をかく也。内に栗も赤飯も入る御臺匙也。おつぼあり。

享保中繪本に此圖あり。



前にいへるお臺匙とは、杓子にて、即この圖



の如きものとみゆ。臺は飯をいふ。

横長の飯櫃なりの繪びつは、江戸にて九月飯倉神明祭に售るぢき櫃是れにて、書にふぢの花をかけるが實なり。むかし繪行器に藤花とて白糸餅に赤小豆を付けたるを入れて、八朔に乳母などより養ひ君へ贈れる禮あり。是によりてほかゐの繪に藤の花を書きしなり。委しくは嬉遊笑覽兒戲の部雛遊の處にいへり。

此體に丸き櫃もあり。繪は鶴龜なり。日本歳時記雛遊の處にかける繪櫃も、松と竹との畫也。

京羽二重に

　　櫃の菊むしろは稚ごころ哉

又若葉合

　　葉ばかり底に殘る繪行器

といへる付合の句もあり。

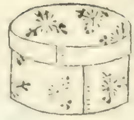
昔々物語に、むかしは草餅をひなのほかゐに入れ云々、節句の禮とてひなを乘物にのせ、樽ほかゐ持たせて親族へ悉くつかはす。是れ成人して娶入し世帶持の稽古なり云々いへり。



その圖師宣がかけるもあり。又英一蝶がかきたるも見ゆ。

諸國奇遊談、寛政中刻梓也、

繪櫃



今も洛北の村里には、三月の節句などには必ず用ふ。予が幼き時〔割註〕寶暦頃か。〕迄は、都にても用ひし故、二月の末には賣りありきしことなるに、今は絶えて見當らず。今圖するは、洛北の今のすがたを姿にしるすと有レ之。此圖を出せり。櫻と菊を描けるは、三月のひなと後の九月のひなまつりとをかねてなり。後の繪やうなること知るべし。

止々齋隨筆、堀田攝津守殿大夫飯尾源左衛門と云人懇意なり。其人話に、予が家に春日局が雛ありといはれける故、上巳に往て見たるに、雛の長三寸五分計、但冠共なり。萠黄の地鹿相なる裝らんにて、緋絹の袴は色消て今の形に少し異なり。后は下直の雛に似て、袖をひろげて如レ是首はの如き煉ものにてはなし、木彫なり。今なし。后の長は三寸ばかりなり。寛永頃はこれにても花美なることゝ見えたり。飯尾氏は春日局の姪の末なり。今主の曾祖母也と云へり。春日局は齋藤内藏助利三が女子なり。母は明智日向守光秀が妹、林八右衛門正成の妻となる。離別の後台德院様へめし出されて春日局と云。三千石下され家光公乳母となる。八右衛門は佐渡守と改む。

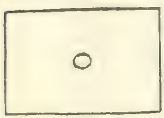
奈良雛



厚一寸



高さ六寸五分（曲尺）



底に穴あり

南都添上郡帶解といふ處にて作れる土燒なりとぞ。此奈良雛は古物を模したるものとなむ。

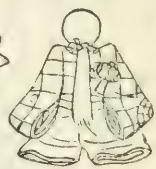
ふるきは粉色もいかやうなりしか。これは畫師にあつらへて、まことの裝束のさまにいろどりたれば、さらに似げなく、古質を失へるなるべし。



高さ三寸地赤もん金寶づくし五色
はかま萌黄紫の筋うら紅也



同上はかま白練



背の圖もとゆひ金紙さき切れたり

ふるき雛〔割註〕円扁は余が所藏也〕男女の童一雙也 面相今いふ次郎左衛門雛に似たり。むかしの雛は皆小さし。雛といふはもと小き義なればかくあるべきなり。

天和頃の浮世人形〔割註〕高さ四寸、紺地もん金。〔當世風の人形を浮世人形といふ。



双六の筒黒内朱



帶の結びやうは吉彌むすび也

髮は鴫づとゝいへる是なり。わげはあけ島田にやたてかけといふなり。

此雛骨董集に圖を出せる女人形に似たれども、面相ほりかたは勝れたり。還魂紙料に出たる若衆人形と一雙にて、つとの形などいとよく似たり。同時の物にて同じ人形師が作とみゆ。但し柳亭子が所藏のものは、古き頭ばかりを得て作りしなり。一とせ柳川重信が細工にて、兩國橋廣小路に見せ物に、社隱しに種々の物を作れり。其時くづれたる古人形の頭をもとめて、二ツに破て押繪のやうに板につけた

り。御亭が人形の頭は、此時得たり。衣裝は古き絹を用ひて縫ひしかば、針もちなくやぶれやすくして、甚裁しかねたりといふ事は、御亭余に語れり。振袖のからもり羽織、其人形の時代には適ひ難かるべし。おかしかりしが、後にみれば還魂紙料に其儘に圖を出せり。好事者此類あり。

又をかしき一話あり。雛屋久作〔割注〕蜀山人文寶也。〕古き浮世人形を予に見せて、衣を裾よりまくりたれば、朱筆を點じて前陰の形とせり。予が曰く、此人形は女ならず、何をもて心得ぬものゝ戯れに、これをかきたるなりと笑ひければ、さなりや、あまた人に見せしかど心付く者なかりしとて笥に收めぬ。髮の形女人形のやうにて、若衆とはおもはざりしかば、戯れごととして人に示せしは、雛屋が所爲なるべし。是れと異なれど、女を男と思へるは、或古圖に兵庫結の頭なる女、三絃ひけるを若衆とこゝろ得て、京傳は骨董集に出せり。されば雛屋が事は論ずるに足らず。

赤地もん金うら紅



かしらは合點首たり毛は黒ぬり女人形と同じ

まつ一葉







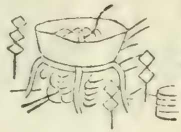
据置くべし立てがたし

▲ひな草姫瓜の人形のたぐひにて、欵冬商陸などの葉をもて人形作ることあり。こゝに圖をかくは商陸葉なり。如此折て、横に二ツに折りたる葉を、幾重にてもかさね着する事圖の如し。竹のそぎ又楊枝にても着す。長ければ太刀のやうなり。是を雄とし、雌は是を短くするなり。



また蜀黍などの葉にて、人形に是を作ることもあり。其製りやう紙の人形と似たり。此雛ともにあり。衣服は絹にても紙にてもあるべし。

○田樂



十二類合戰繪

介杓子といふもの古く用ひたる也

物を爐中に立て炙るは、いにしへよりあり。十二類合戰繪などにも見えたり。爰に縮圖して出すを見るべし。鐵輪は輪を上にして用ふ。今は五徳とて倒に用ひて便利とす。鍋はつるなし。今も京師の鍋多くはつるなし。故に藥鑵に鍋取といふ物を作り用ふ。

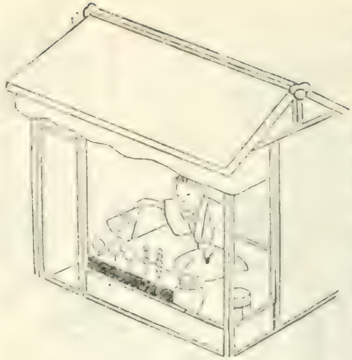


京童艸紙下鴨糺の邊

狂歌咄などこしの處に、杜のほとりにさし入より。茶屋の行かひつゞけにそき松葉さしかさね、名におふみたらし團子ほそき竹にさして、前なる土塗の爐に立並べたるは、五十串立たる心地す云々。

此繪女の左右にあるは、瓜と蒲の穗なり。今も下總佐原わたりにて、蒲黄をかば粉と云て食ふなれば、これも其爲に賣れるにやと思ひしが、さにはあらず。雍州府志に、六月祓の時かまの穗を賣るは、女兒是に油をぬり日に乾して火をともすよしをいへり。むかしの手遊此類多し。

武藏鐙、兩國橋のつめに▢團子を賣るさまかけり。萬治寛文ごろ餅も團子も立て燒きたり。此圖とおなじ。さて今様豆腐を田樂といふは、田樂法師の鷺足に騎りたる形より名づくるとは誰も知ることとなれど、春日祭の圖などをみれば、今の豆腐の田樂には、其れをなぞらへてもよけれども、むかしの豆腐の田樂は形いさゝか異なれば、古圖を出して其似たる趣をしらしむ。



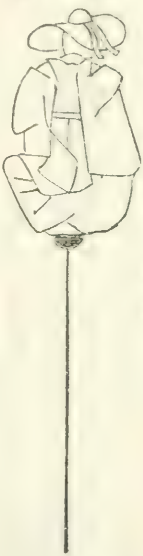


人倫訓蒙圖彙

焼豆腐師とあるは田樂也法會祭禮人集る處に店をかまふ酒肴に有合也とあり



奈良名所春日祭の圖に出



付喪神畫卷物上、田樂法師鷺足に騎る圖

斜に畫きたるは飛びめぐるさま也



福富双紙この圖あり今世竹馬といふもの是也

むかしの豆腐の田樂は、その形一丁如此なれば、下の田樂の古圖と形の似よれるを見べし。そのかみは豆腐も今の如くならず固ければ、是も團子などのやう

に立て炙りしなり。今も筑波山中にて餅も豆腐も串にさして爐中に立て燒くなり。參詣人に是をすゝむ。むかし小兒は竹にまたがりて遊ぶを竹馬といひ、また高脚を作りて騎る。是鷺足なり。田樂に一本を用るは、輕わざにて稚子の騎得べきにあらず。

〇判じ物もやう



此やうに散らして付たるもあり

此かまわぬの模樣は、明暦萬治寛文ごろの草子の畫に、奴僕また小坊主の振袖などにも付たる往々あり。一代男に、ふと布の花色羽織にさし渡し四寸五分許の紋に、鎌と輪とぬの字を付けてもんもうなる出立と有り。おもふにその

續五元集「ゆかたは蜷し尻に輪ちがひといふ附合の句もあり。

宮雀卷五

かみ寛永ごろより、俠客の奴等が好みし紋なるべし。

寛永三年印行室町殿物語の喧嘩圖 此圖は當時の畫工の意巧也



又同頃の緇女のわらはに、輪ちがひのもやうの衣服多し。

〔割註〕古輪のやうなるもあり。」去來抄

細きめに花見る人の顏はれて茶種色なる袖の輪ちがひ

註に前句古代めかしき人の有さまなりと云々。



延寶六年奈良名所記八重櫻
是れ釆鹿饅たクニン
といへるなるべし

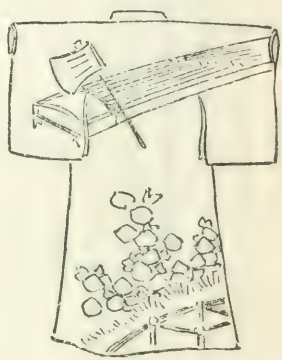




萬治二年印行可笑記卷一
世話で御ざるといふなる
べし

貞享四年
雛形はん
じ物なり
かれが酒

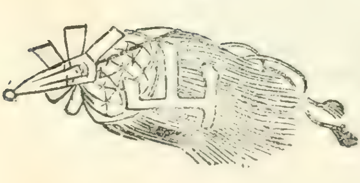
同上
よき
こと
きく



江戸二色小兒手遊はふこ
これも藤は無事の意な
るべし



後醉新藥
作目覺み
かさ山



誰身の上三
茶屋の下女



○一服一錢下り出茶屋〔地黄煎、飴賣七兵衛〕

此茶屋は晩茶の煎茶なり。是又一服一錢なり。くだりとは上方より來れるをいふ。今も諸物にさはいへど、下りとて一種の名となれるは地黄煎のみなり。今も上野山の香煎賣の地上にむしろ敷けるは、むかしの出茶屋のさま殘れるなり。職人盡なる一服一錢は抹茶なるべし。



色音論艸子寛永二十年印本、江戸愛宕あたり出茶屋のさま也。



七十一番職人歌合一服一錢
二葉の御茶なめし候へ

勸進聖判の職人盡に、地黄煎賣飴粽とつがひて出たり。

手ことにぞとるはしつらの飴ちまき
花をも三輪のひろやすみに

花をとふよし野もやまと地黄せん
草にも木にも心ひかれて

判云、上略各於其境界之土産共有時節之風味也とあれば、飴粽は大和國の名産にて有りしなるべし。

また地黄煎賣述懷歌

うなひ子がちぶさに似てもすふものは
ちのみち思ふちわうせんかな

判云、うなひ子が母の乳味にもおとろまじうすひすはふるらん、

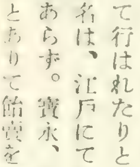
勸進聖判職人歌合地黄煎賣



和州西嚴寺古礀筆地黄煎
あまいせんれん



口さきみる心地していたいけにぞ侍る。地黄は血道最上の良薬なるに、骨肉同胞の契をも血道かよふなど申せば、うたゝ子にたよりありて。かた〴〵よろしと有り。大和國に地黄村といふ處もありて、地黄を多く種作るなれば、生地黄の汁をしぼりて煎じたるを賣りしなるべし。地黄煎の方本草綱目附方に見えたり。煎汁餳の如きを丸めて用ふるよし也。さて後には名のみにて、專ら餅を賣れるは利ある故也。古礀和尚のかける職人盡の繪に、地黄煎〔割註〕アマイセンネン。」とあり。此はあまいともせんねんとも呼たりしは、貞享、元祿頃の事なり。小兒の養ひに賣る物故に、千年などことぶきて呼べる名と聞ゆ。今も細長き飴袋に千歳飴とかけるも是也、江戸にては元祿、寶永ころ、淺草あたりに七兵衛といへる飴賣、專ら千年とて是を賣りて行はれたりとぞ。されど千年といふ飴の名は、江戸にて此七兵衛よりいひ初しにはあらず。寶永、正德頃の繪双陸に、若千年とありて飴賣をかきたるも、彼七兵衛が年の程より若き男なれば、さは云ひしなるべし。



若千年
飴賣七兵衛

又職人盡に、煎物賣といふ者、件の一服一錢とおがひて出たり。是は茶を煎じて賣る也。桂川地藏記に、於二路頭見物衆之場一。年齢漸不惑餘之桑門者、唐布八結帷輿二薄紙洲強（チヽミタルノリコハキ）袍衣一、以二柿團扇一麾

煎物賣高聲呼寄云々あり。職人盡に見えたるは法師にはあらず。是今世枇杷葉湯を賣るといとし。宇治の通圓抔も此類と見えたり。



菱川師宣圖
堺町茶屋



通圓木像　先つとしこれが店にて寫せり

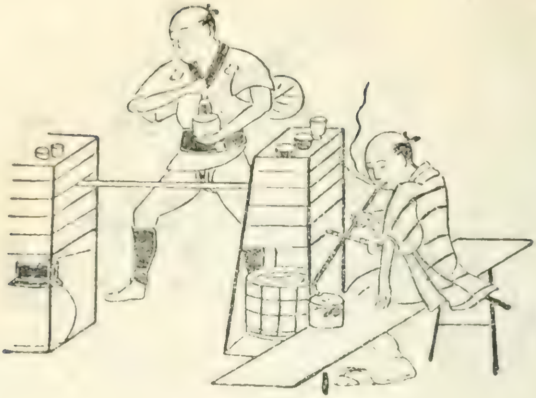
そのかみ煎茶はふり立て飲みしこと、鄙も都も同じき事、是らの繪にても知るべし。貞享中に菱川がかける江戸堺町の圖に、水茶屋の女房茶をふり立つる處を寫せり。今みれば繁華の地には似げなきやう也。寛文二年壬寅正月十九日申渡し、葺屋町河岸端に罷在候一錢茶、向後置き申間敷事と有り。これ一服一錢也。此圖即それが居所をかへたるなるべし。

類柑子〔割註〕享保十四年の付合其角三年追善なり。

駒形へあがるは旅人お侍、　蓮之等で見知るは清十郎、只人これは向ふ通るは清十郎ぢやないか。笠かよう似たといへる俳諧と、　彼飴賣とを取合



はせたる付句なり。
又小町茶屋といふは、住吉の松原に土居を設けて、茶屋を出し、柄の長杓に茶碗を載せ、ゆきゝの人に茶をすゝむ。今は安達町の北端にあり。此茶屋の女は夫を持たぬ故に小町茶屋といふとなむ。

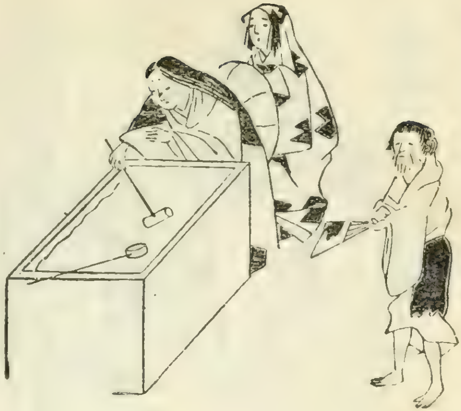


むかし出茶屋の腰かけは、京童下鴨乳の處に圖あり。大かた此體なるべし、又信香が繪に、伊勢の明星の茶屋にて、長き柄のひさくに茶碗をのせて客に出す處をかけり。いと不作法なる事なから、此古風今も須磨浦あたりに、あつもり蕎麥とて、そは切を賣るところにて、長柄のひさくに茶碗をのせて出す事、此繪のごとし。もと勸進聖のひさくを用ひる事より起れるなるべし、

○水船

道の幸は、屋代氏の京師より大和路かけての紀行なり。長谷寺の條、樓門の前に石の水船あり。かたち上野國保渡田にある石棺におほむね似たり。竪一丈あまり、横五尺餘、高二尺五六寸あり。何とやらん水船にて作りし物とは思はれずといへり。已れもかつて其水船を見たりしに、久しくもちひずして年經たるさまなりき。其故石棺などの疑ひもあるにや。むかしの水船は、今の手水つかふ石盤と形異なり。南都名所をかける宮雀に、榎本の祠の處石船の圖あり。これも長谷寺の石船に似たり。舊きはいづれも此形なり。清涼寺融通念佛緣

清涼寺融通念佛緣起

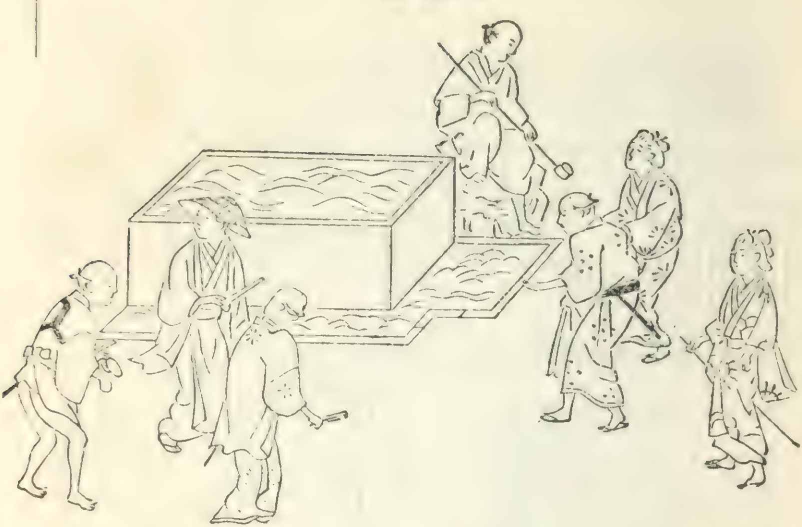


起の繪に水船あり。模し出て證とす。

また色音論草子に、淺草寺の條（上略）御堂になれば、てうづばちちからおよばぬ大石をふねのかたちに作りなす。水はそこ井のいづみにて、こゝろすゞしくもれゆくは、をとばのたきもこれならん。こゝろきよくもこりをとり、わにぐちならし手をあはせ、きみやうてうらいくわんぜをん、二世あんらくときせいして、うちの



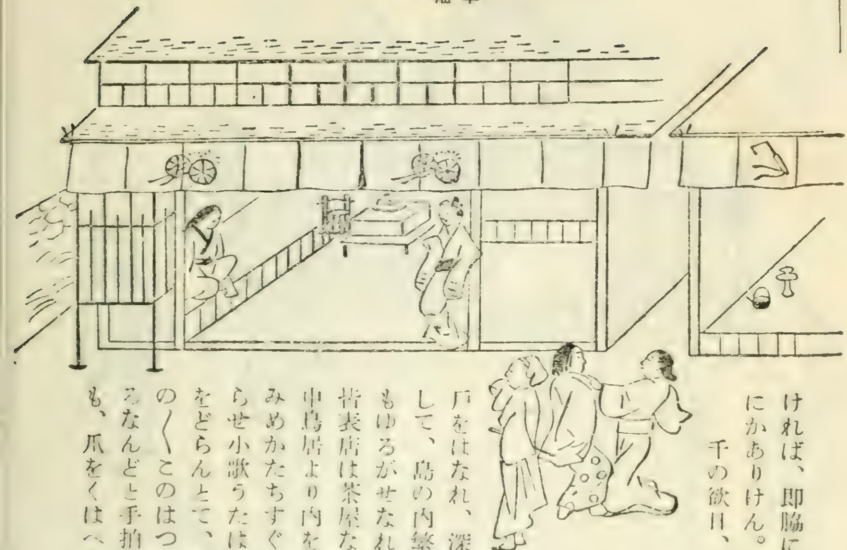
延寶七年榎本奈良名所宮すゞめ


師宣筆淺草寺本堂前に此圖あり

みつけをながむれば、しゝに牡丹に竹に虎、栗にゑんから水に犀、鹿にもみぢとまひづる、二ツは君のよはひをちとせまで久しかれとぞ舞遊ぶ。かく有りがたき法のには云々あり。此をみて京傳が奇跡考に、淺草寺に船のかたちの手水鉢ありしといひ、又觀音堂回祿以前の壯嚴見るべしといへり。壯嚴はいかさま今の堂には、右の如き彫物も畫もみえず。そは修覆せる度に改るべし。色音論は寛永廿年印本なれば、回祿は其前年十九年なり。船形の手水鉢は、即右の水船にて異なる事もあるべからず。船形といへばとて、必しも艫舳具はりて、首尾殘なきにはあらず。遍く長めに造りたる箱を船といふにても知るべき也。延寶の頃菱川師宣がかける濃紛の繪卷物に、淺草寺の圖もあり。本堂前に右の水船見えたり。**是**いはゆる船形の手水鉢なる事しるし。模し出て證とす。詣る人群集して押合ふ本堂の前に、かやうの物あらば大なる障なるべ

ければ、即脇によせて手洗ふ處をしつらひしは、いつの頃にかありけん。おもふに延寶の頃までも、今の如く四萬六千の欲日、歳末の市立はさらなり。月次の十七八日などの夥しき人の出る事はなかりしなるべし。されば淺草をうちこえゆけばほどもなく、むさしの江戸につきにけりなどいへり。

藤信香筆
深川八幡社頭圖



○永代島茶屋

紫の一本に、永代島八幡の社あり。此江戸をはなれ、深川の地にて宮居遠ければ、參詣の人も稀にして、島の内繁昌すべからずとて、御慈悲を以て御法度等もゆるがせなれば、八幡のやしろより手前二三町が内は、皆表店は茶屋なり。數多女を置て、參詣の輩の慰とす。就中鳥居より内を、洲崎の茶屋と云て、十五六ばかりの女のみめかたちすぐれたるを十人ばかりづゝかゝへ置て、酌とらせ小歌うたはせ、三味線を彈き、鼓をうちて後は、いさをどらんとて、當世はやる伊勢をどり松坂こえて、やつこの〳〵このはつとよいやさ、こゝにひとつのくどきがごさるなんどと手拍子を合せて踊る。風流なる事三谷の遊女も、爪をくはへ塵をひねる。花車屋のおしゅん、おりん、

おもだかやのお花、ます屋のおてう、住吉屋のおりんなどは、御字じやと云とあり。此花車屋は信香がかける深川八幡社頭の圖に見えたるを爰に出す。即是なり。鳥居の內入江の處迄、左右に茶屋あり。此入江の今その橋ある處に、かりそめの小橋ありて、其橋づめに桶に手水を入れ、傍に竹を立て手拭を結付けたり。鄙びたるさま也。天和、貞享頃の趣と見ゆ。西鶴が置土産に、深川八幡の茶屋ものは、本所築地よりは各別見よげに、京の祇園町のしかけ程ありて、鳥居の內は二人一步、外は三人一步と極め置きしもおかしといへり。貞享、元祿の始め、此處の遊粋も知るべし。紫の一本に、花車屋を第一にいひ、此圖もこれをなれとかきたるを見れば、他の茶屋よりも勝れて名に聞えたる故なり。圖中暖簾に鑰の紋あるはかぎやなるべし。こは所見なし。頭巾着たる難波風米屋の男と見ゆ。二人竹筒を腰にさせり。深川元より米藏多き處なり。

○ほうさい念佛

寛永年間の繪卷物に、ほうさい念佛の圖あり。その繪詞を例の縮寫して爰に出す。

抑もほうさい念佛とて、花をつくりてかさにさし、太鼓かねのひやうしをうち、・をどりとびまはるすがたを見る人をかしく、腹すじをかゝへ、大勢こぞりて見はんべりける。是れわたくしにをどるにあらず。なかしひたちの國に、たつとき僧一人おはしける。その名をはほうさいはうとぞ申ける。我すむ寺はそれいやしければ、でしあまた引きつれ、太鼓鉦のひやうしをそろへ、をどり念佛をくはだて、はんじやうの所へをどり出で、・錢のくわんじんをえて、堂塔がらんをこんりうし給ふとかや。されば今末代に至つて、ほうさい念佛と名付け、太鼓鉦をたゝき面白く、をどりければ、をさなきあひは中におよばず、老いたるも若きも、我さきとこぞり出、これを見、くわんじんを入れければ、思ひの儘に米錢をまこへ、すぐれたる堂寺、そこねたる橋までをこんりうをなし、其處はんじやうすると申ける。此のほうさい念佛は、慶長頃歌舞妓にもまねびてしたるよし、そゞろ物語などにみゆ。又寛永の冊子似せ物語、

見物女わらべなど數多あれど餘紙なければはぶきつ



出てゆかん心かるしと笑はれん
　よのほうさいを人のしらねば

又ト養狂歌、

人はみな西方にこそ願ひしに
　さかさまことぞはうさい念佛

また可笑記に、江戸上下の人々が慶菴の泡齋といふ狂人どもが、町々小路をかけ廻り走りありけば、是を見物にして、おとなしきをさなき男女まじはり走り廻り見物すといへり。然らば慶菴といふもの、もと氣違ひの名なり。洞房語園にいへる慶菴の說などはうけがたし。世事談綺には、葛西念佛を泡齋念佛といへり。泡齋といへる狂人の法師を氣違ひよ。泡齋よとはやし、此念佛踊の狂へるさま、彼氣違ひに似たる故にしか呼ぶとぞ。此說しかるべし。もと東國の事なれば、右に寫しゝ繪詞の說は傳聞の誤なるべし。そはともあれ。京師にも行はれて歌舞妓にまねびて、諺にもいひはやらし、廣く氣ちがひの異名となりて、今にその詞

のこれるもをかし。座席は中頃より輕薄者の虚言をなし、追從するをいふことに誤り。遂に其的口入するもの丶名となれり。

○足藝

近ごろ足藝といふもの、難波より來りて處々にて觀せ物に出す。そは三十計の年にやあらんと思はるゝ女の、早咲小梅と名のり、小貝の如くけさうしたるが、手は袖の中におさめて、足にて種々の技藝をなす。琴三味綫物花をいけ、紙にて折りかたさまざまの紋を切り、楊弓を射、投扇興といふ事迄も人に見す。いとめづらしきわざなれば、昔より往々これあり。齊諧俗談にとくりてとありて、延寶年中、津の國大阪にて生れながらにして兩手なきものあり。足にて諸用を辨ず。且文字を書き、弓を射て、芝居へ居て錢を乞へり。又谷響集にも、頃年手のなき女兒の字をかき弓をいるものある事をいひて、文會雜記を引きたり。谷響集に引きたるは誤ある故。こゝは原文によりて引證す。

文會雜記云。唐段成式言。大曆中。東都天津橋有二乞兒一。無二兩手一。以二右足一夾レ筆寫レ經乞レ錢。欲レ書時先再三擲レ筆高尺餘。未二曾失落一。書跡官楷手書不レ如也。此蓋謫遇也。然今京師有二一婦人一。年四十餘。今無二兩臂一雙肩一如レ削。循二行衢道一求レ寫レ事。毎レ梳二頭髪一。右足夾レ櫛。左足綰レ髪。及二擧レ衣洗一而亦如レ之。其輕捷穩便與レ手無レ異。人多擲レ錢賜レ之。亟伸レ足取。貫二草繩之上一。略無二凝滯一。予爲レ兒時見レ之。雖二出處不一レ定。將二一紀一而體困衰替。彼且無レ恙。又段言。景德中因レ事到二梧州一。曾見二一婦人一無二兩臂一但用二兩足一刺二繡雜片一。藝與二巧手一相若。服飾頗潔而上之是。觀者如レ堵。人競以レ錢投レ之。意世有二斯徒一人一。手足其完且不レ能二自養一。乃甘死二溝壑一。是其二手臂一不レ如二此一婦人足一也。某夫引以喩二戒式之言。知レ不レ誣云。

もと手首の不具なるものゝ足をつかひ習ひしなり。然るに、この頃の足藝といへるものは、不具なる事もなきが、其觀物のために習ひたる也と人の語りき。是又手足具へ完うして、自ら養ふことあたはざるも



正德中雙六に出たり



天保七八年の頃見せ物に出たる女足藝といへるが、其技の内は圖の一種なり。

の丶たぐひに近し。慶長頃の古屛風に、京都四條河原の觀せ物ども多くゑきたる中に、足にて種々のわざする女のみせ物あり。其頃これらのみせ物は、やねなどもかけず、地の上に毛氈を敷て、女の居處とし、其外はむしろを掛けり。小童一人居りて、女のするわざの小道具取りかへなど、そは請ひする者也。其するわざ旁にみゆる物共にて知らる。弓を射、太鼓を打つ、紙の上に小刀あるは切かた折かたなるべし、盆の内に豆と筋もて豆を挾みぞへ、などする事にや。稲草の束ねた

慶長年間古畫の縮圖



るは綱をなふ。糸車は糸をとるなり。女のうは衣ぬぎて傍にあり。又女ながらも袴を著たるはさもあるべき事なり。この頃の足藝は、袴などは著ず、よの常のさまにて身幅の廣き服の仕立なり。下に紅の長襦袢を著たり。其衣服のまへを掻きあはせなどするも、一しほの趣あり。正徳の頃山鳥金太夫といへる男、手のなきは生付きたるか。人にきられたるかしらねども、足にて用を辨ず。是も觀せ物に出たり。其頃の繪双六にそれが圖をかきたり。此に模す。

筠庭雜考 終

めさましくさ

目さまし草序

たばこてふ草は、近き頃にあらはれたるものにはあれども、今の世の人々、常に用ふるものとなりにたることは、やまともろこしも同じ事となむ。かく世にひろまれりければ、こゝにも國々にうつし植しより、其品もあまたになりて、商ふものゝひとつにはかずまはれぬ。こゝにおのが家は五代の祖より、此大江戸に住て、國々のたばこをあつめ、世のわたらひとなせしを、かく盛なるにしたがひて、こを商ふ人の家々もいやましにたり。されば近き年、其輩より公にこひ奉りて、貢物をさゝげ、とひまろの數をも定めさせ給ひてよと、きこえ上げるよしいひ傳へぬ。しかるに、今の世にいたりて、天ノ下の五のたなつものゝ外にとりては、此くさ程、益あるはなしとか。げにいづれの國にても、是を用ひぬ人はなく、わきて北東のいとも遙に遠き島々は、いたくさえこほりぬれば、これをすいて其身を養へるくのうたぼしとなん。又たゝの國の人々の腹にもあひ、勞れをも忘れ、憂をもなぐさむる德あれば、つひにやむべくもあらず。年々此なりはひの業行事にこそ。さておのが世になりて、公に貢物をさゝげたきよしこひ奉りしに、頓に御許ありて、やがてとひまろの數をも

寶めさせたまひつ。今はいはゆるかぶの主といへるものになりたるは、いとも有がたき御惠になんありける。しかれどもおのれら、この物のかげにかくろひて、めこをもやすくやしなひながら、かく傳へひろごれるよしと、また其功と害との有事は、つばらにしらざりしを、磐水大人のゑむろくといふ書には、其故よしをいとねもごろに記されたり。おのれよみておもへらく、あはれ是をかな文字にして、世のわらはべ、をみなにも知らせてしがなと思ひしに、又それにもとづきて、大人にものまなべるともがらのつくれる、目ざまし草といへる草紙有けるを、こたび乞ひ得て、櫻木にゑらせつるなり。さればこれをよまん人々、はじめて此草の本性をわきまへ、又此葉、生なるもほしつるも、べちにくさ〴〵の功能有事を知りなば、吸ひかをらす樂のみかは。世の大なる益ならましとてなり。まいておのが家、代々、あきなひつる草にしあれば、いさゝか其德にむくいんとて、かくはものすることゝはなりぬ。文化十二年三月のどけき日、淸中亭の主叔親しるす。

目さまし草目錄

目ざまし草

清中亭叔親著

○發端

煙草は我師若水大人、まだ若かりし時、和蘭の書に、たばこの始て生出し國所を見出し、たばこは即ち其地の名にして、草も地名を以て世に通稱となり、かく世界に弘し濫觴の的證を得給ひてより、和漢傳來の事をも、くはしく集んと志し給ひて、多くの書籍どものなかに、此草の事をいへるものをば、こと／＼く抄錄して編集し給へるなり。ことさらに此草、功もあり。又害もある事をしるし給へれば、人を心得おきて益ある書なりとて、往年、其門に遊べる輩、櫻木にゑりて其家に藏せしなり。かくてこれを見つる人は、いたくめでゝ、これよまではえあるまじきものといへるも少からず。たゞし其書の眞名書なれば、よまんとはすれども、幼童女子、又男も漢文讀なれぬ人には、えよみときがたきをうれへて、さるめでたき書を、たれ／＼にもよみやすからんために、假名文にかきかへてよとこふもの多きまゝに、こたび大人に申て、彼書のなかなる草の來由よりはじめ、功能禁忌などのわきて簡要なる事を拔萃し、又正補を木にゑりし後にも、もとめ得られしを、ひろひあつめおき給へる卷のなかよりも、其要なる事どもを擇とり、かれこれを綴合て、此かな書の草紙となして、かりに目ざまし草とは名づけつるなり。めざまし草は、いかなるものともしられど、萬葉集を始として、又俊頼朝臣の、ねぶりの森の下にこそめざまし草はうゝべかりけれ、とよまれし歌などによれば、ねぶりをさますものにこそあなら

ぬ。此たばこてふもの、人々つねにすひながらも、そのことのもとをしらざれば、歳にねぶりゐて物をわきまへぬに似たり。さるを此說をきかんには、始めて夢のさめらん心地やすらん。又問をとき事をいらく、効あることは、目ざまし草といはんも、にげなからじとて、此卷の名におほせつるになん。

○古今形勢

たばこといふもの、異國よりこゝへ傳來せしより二百年にあまりて、久しきならはしとなりぬれば、世の人貴賤ともに其謂をも知らず。よるひるとなくけぶらすることゝなりて、今はひとひも、このきみなくてはとてもいふべく、まことに酒にも茶にもまさるものになん。されば手と口とに離さず。しばしもたばこにおかねば、事かくるがごとし。げにも飽はうゑしめ、飢ればあかしめ、醒ればゑはしめ、醉ばさますとぞ。世の人、なべて此功德を知り、世界のかぎり、所として此草を植ぬ所なく、人として此葉を嗜ぬもなく、世に行はれて年曆百年にも及びしころほひより、詩にも賦し、歌にも詠じ、これを稱美して出す。共くさん／＼の德をいはんには、あつさをも忘れ、寒さをもしのぎ、夏の日永の眠かちなるをさまし、春の曉の覺がたき夢をもやぶり、あるは秋冬の夜ながき、老が寢のねぶりがたきには、從者女童などたばこ吸ふ事はありやなしやと問ひて、わびしきを助くる心しらひをあはれ、又何くれと物かなしきことをもわすれ、あるはすまゐのうらさびしきひとり住の身のうへには、よきしほがまのけぶり草とも知らるゝなり。ある人の口ずさめるに、

昔し誰が寢覺の床のさびしさを忘るゝ草の種はまきけん

とあるも、さることなり。又貞柳とかいへるものゝ狂歌とて、雲と見る芳野たばこのうすけぶりはなのあたりを立のぼるかな。と戲むれしもおかし。又親しきなどちよりつどひて、物語をかたらひつるにも、

これなくては共しほなきにも似たり。たとひ山海の珍味をつくせる酒宴のむしろにも、時々これを吸ざれば物たらぬ心地す。又野邊の遊び、川せうえう、月の前、花のもと、酒の後、茶のさきにも、この烟をかをらし、雨に對し、雪を賞し、閑窓のうちにひとりつくゐによりて、物からうがへる折ふし、又旅ゆく朝戸出に、たばこ吸ながらにあゆめる趣、又家のうちにありても、あやにくに事しげきころ、たゞひとひきすひたるは、いはんかたなくぞおぼゆる。憂につけ、樂しきにつけても、これを伴はざれば、悶る氣もひらかず、嬉しき心ものびざるがごとし。近き世の人のはいかいのほくとて、西行の秋はたばこもなき世かな。といひしも、さることぞかし。すでに此物、世にあまねくひろまり、人ごと家ごとに用ふることになりては、客人をもてなすにも、まづ前に是を進むるを、常のならはしとすることになむなりける。いはむもかしこけれど、それのみかどの御製とて、

もくづたくあまならねどもけぶりぐさなみよる人のしほとこそなれ

とよませ給へりとか。また妙法院の宮の御言葉とて、たばこに七の徳ありとの給ひしものも見えたり。又もろこし人は、一名を相思草といひて、人ひとたびこれを吸ふときは、朝夕思ひこがれて止ときなしとなん。とにもかくにもあやしきまで、人のめづる草にこそありけれ。

○傳來の諸說

當時慶長のあひだ、異國人のこゝに往來ありし頃、はじめて其種子をうゑしとぞ。又乾ける葉を卷て、管のごとくにし、一頭に火を點じ一頭よりこれを吹て薰服することは、猶それより以前の事なるべし。さてもろこしに傳へし始めは、明の萬暦の頃、偶これを服する者あり。崇禎になりては、頗すふ者もおほかりしとなん。又韓人の著せる書には、近歲始て倭國に出と說き、張氏が書には、朝鮮志にはじめて

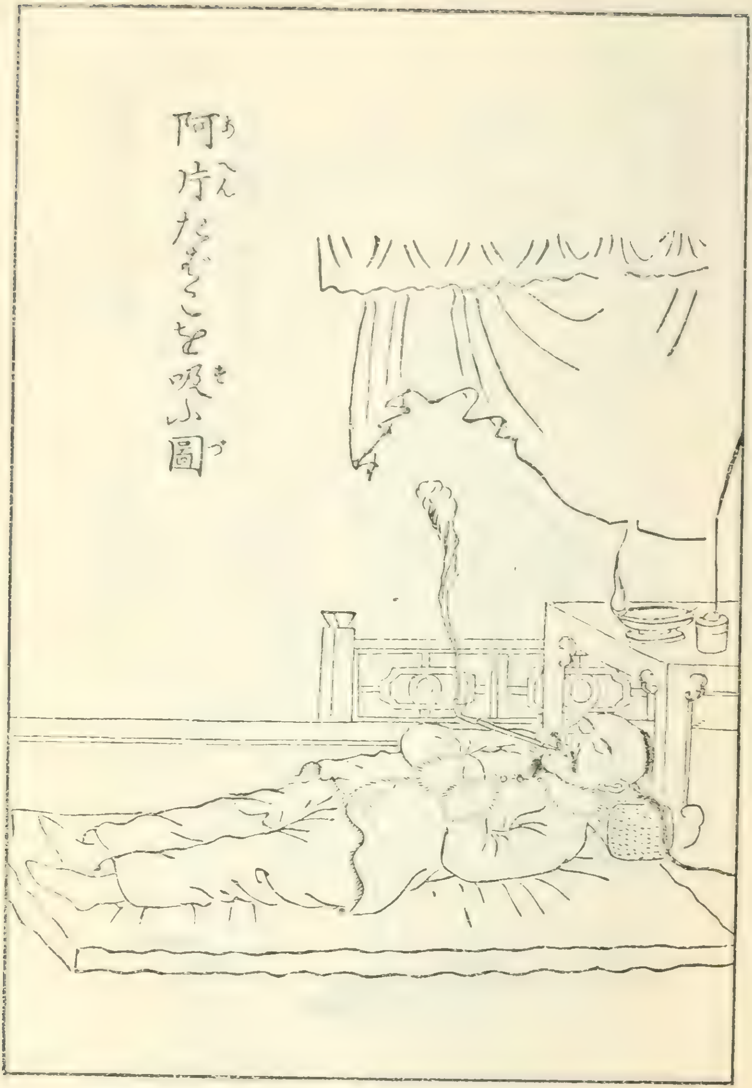

吃煙古式の圖
万治寛文の頃の物語にて作を設けたる図なり
雑話中に本文を出せ
万治年間印本 誹諧毛吹草に
呑烟之
鼻ひるも花の
たばこ哉
忠爺
錺をおろし
鼻紙の上に
置さる所
煙管の吸口まつせを
まわする八疊に吸
口のつきさゝらふある
べしと或人いへり


清朝人吃煙圖
竹煙管を把ハ下官あり

見つと、載るを以て考れば、こゝより朝鮮に傳へ、かれよりもろこしへはひろめしやうにも聞ゆ。又明の末、初て西洋なる人、其種を中國に帶び來つるといへる說もあれば、彼より直に受傳へ、又彼より我東方に傳へし物、又西に轉じて、こゝより朝鮮唐土へも傳へたるか。和漢大抵其時世を同うして、都て我國は唐土に先だてる歟ともおもはる。何にまれ。二百餘年來の事なり。たばこといへる名は、世界のかぎり何れの地までも通稱となりたれども、傳來のはじめは、くさ〴〵の異名をよび、延命草、長命草の類、あるひは丹波粉、多葉古等のあて字もて通用し、又誤りて莨菪を以てこれにあてしたぐひおほし。烟草の名は、始て姚旅が露書といふものに見ゆといへり。扨錦里先生の考に、此名は李太白の相思草如レ煙といへる句より出たるべしとなり。醫書には、本草洞詮といふ書に、始て煙草の名を出せり。其書、こゝに渡りて後は、雅俗ともに皆、此文字を通用する事となれり。扨其書には、能と功と害とを辨ぜり。猶其前後の諸書にも、詳にこれを說き示せしも亦少なからず。

左の圖は、清商阿片煙を吸ふ狀なり。阿片を交へたるたばこを、短烟管に盛り、燈火にて吸つけ、臥床に臥して心を鎭め吃ひ服すること、一炷香の間、其傍りを圍ひ人を拂ひ、閑にして二三ぷくも吸ふなり。それより起き出れば、睡眠も催すことなく、徹夜の作業も出來るとなり。これは夥長とて、船中桊針の役を勤め、晝夜風候方位等を辨ずることを主る人のなす所なり。但一度此法を用ひ、卒に止るときは、其身に害ありとて、上陸の後、旅館に在る間も、折々これを薰服するとなり。長崎の荒木氏、目のあたり見しを圖して贈れり。

按ずるに、印度地方にては、阿片一味を薰服する風習あり。吸ひて後、暫時昏憒すといへども、服後は精神快爽、通夜眠を催すことなく、こゝろもちよく、遠行なども隨意にして、其輩、樂しむこと


阿片たばこを吸ふ圖


和蘭人食煙圖
奴隷烏鬼銀盤に煙壺と手爐
を捧て侍りたり


崑崙奴象を御なから巻たばこを吸ふ図
これハ文化癸酉の夏長崎へ舶来せし象の写真なり
長崎荒木如元画

限りなしとぞ。大人の紀聞せるものあり。爪哇人俗好レ喫二阿片一。不レ至二昏醉一則不レ已。と白石先生の著書に見えしも、これなるべし。此阿片烟も彼より傳へし煉法なるべし。〔割註〕毘婆沙律に、陀婆闍は烟藥也。陸地に生ず。四分律に、比丘風を患ふ。烟筒を作て烟を用ふ。其ほか、烟を嗅て疾を治すること見ゆ。こは今の烟草とはことなるべし。若阿片の類にはあらずや。但外の薫にや。後の考をまつ。

李氏の食物本草綱目に、傳來の說を載せていはく、彼より南にあたれる海外に鬼國といふあやしの國あり。其地にては病者ありて、あつしくなりゆく時は、のりものにかきのせて、深山に捨るならはしなりとぞ。昔其國に一人の婦女ありて、重き病ひをわづらひしを例のごとく山の奥にかきすてゝ、人々立歸りぬ。其婦女、夢うつゝのごとくありしうち、えならぬ香のしけるまゝに、忽ちめをひらきてあたりを見つるに、いまだ見なれぬ草生ひしげれり。はひよりてこれを嗅に、すなはち身のうち清くすゞやかに覺え、今まで病にをかされ居たりしに、夢の覺めたるごとく、一身きめやかにこゝろよくなりにければ、已なやめる中に、こゝに捨られし事をはじめてさとり、扨そこをいそぎ下りて我家に歸りぬ。家なる人々、しか〴〵の物語をきゝて、そはいとあやしき藥なりとて、やがて其草を得て世に傳へしが、即これなりといへり。これ假に作れる說にて取るにたらず。又同じき別說に、南蠻國に一人の婦女あり。名を淡婆姑といふ。數年痰の疾を患へしを、此草を服して全く瘳る事を得たり。それより此草を淡婆姑と呼べりといへり。思ふに、これたばこの字音を塡し字面、女に从し婆姑といへる二字あるによりて、女の名なりと附會し設けたる妄說なり。

和蘭の書によりて、萬國の事をかんがふるに、此もの、北のあめりか洲といふ世界に、ニタハコーといふ

小島あり。其地に生出し草なりしを、二百十餘年の昔、ゑうろつぱといふ世界なる某の州に、「ニコツト」といへる人、其島の産をとり出し、携へて其國に歸り移しうゑしに始りて、夫より世界に傳へ、これよりして東の方、あじあ。といへる世界にも傳へ、ついに其内に屬せる東の又ひんがしこの國とも、もろこしへも傳はり、數年ならずして、今は世界のかぎり、西に東に南北のすみ〴〵迄にひろごり、國の内地はさらなり。それに屬せる遠近大小の島々といへども、これを用ひざるものもなく、名は皆たばこと稱せりとぞ。これぞ此ものの傳來の的證なりける。

扨おらんだ近くの國々にても、烟を吹て樂みとなせる習はしは、同じさまなれども、漸に草の性味を考へ、其醫書の中には、内より服し、外より用ひて、種々の經驗を取れる諸方法どもおほし。其方法或は青汁をしぼり取り、或は油をとり灰をとり、或は鹽精を取て用ひ、或は鼻烟とて、一味粗末となして、鼻より嗅ぎて頭腦なる病を除き、又諸方劑に配合せ、諸病に充て用ふるもの少なからず。今これを知れるは、此書編集の功と、新譯の成りしとに因るなり。今始めて藥功ある事もひらけて、世に遍く蔓延、常用のものとなりし上は、又別にそれ〴〵の製法を施して、醫療にも廣く用ひたき事ぞかし。

○考證雜話

我邦に此物の種を傳へしは、慶長十年乙巳にして、肥前長崎櫻の馬場に始て植ゑつけしといへり。按醫官東上池院の家に、慶長年間の私記數卷ありて今に傳來す。其慶長十二年の條に云々、此頃たばことといふものはやる。これは南蠻より渡るといふ。ひろき葉をきざみ火をつけ、けむりをのむ云々。又十三年十二月の條に云、一二三ヶ年以來、たばことといふもの、南蠻より渡る。日本の上下專らこれを翫ぶ。諸病を愈すといふ。然れども此頃これを喫ふもの、病を發することありといへども、醫書に此藥法なし。故に藥

はあたへがたし云々といへり。此兩條の說によれば、貝原氏の書に、慶長十年に、種を植付しとあるものあたれり。又東野山人の著書卷の廿一に、慶長十年、今年蠻人の船に烟草を載せて來る。其子を種ゑけるゆゑに、京師の人爭ひ吸ひて、遂に天下に滿ちけり云々いへるにもあへり。此說に據れば、卷たばこのみならず、きざみたばこも、最初よりのめりと見ゆ。卷たばこは、元龜、天正の頃よりも專用ひ、きざみたるも其前後遠からず用ひたるかとおもはる。近頃ある人の話に、越後出雲崎、天正十七八年の頃の檢地帳を見つるに、たばこや何某といへる名を載せたり。されば古き事なりといひき。これは卷たばこか。刻たばこかしりがたけれど、なにゝまれ。彼舶より持渡りし物にこそあらめ。

何れの世界にても、漸盛になりし後は、木石の類を陷めて、刻めるたばこを盛り、これに管を施して吸ひけぶらすことゝなり、後々は磁器金銀銅鐵等にても作れり。名は國々によりて、おのがさま〳〵なり。唐土にては烟管、烟筒と名づく。此邦にては昔より、これをきせると呼べり。此ことば、先輩の考に蠻語なるべしといへり。其草も吸やうも、蠻國より傳へしものなれば、さもあるべし。但何といへる國の語ならんと、海外諸國の書どもを捜て、此名を索しに、これに似たる語なし。和蘭人の用ふる器の長管を名づけて、「たばこすぺいぷ」といふ。其名、似もつかず。又いはゆる南蠻と稱せる國々にては、ぴいぱといふよし、然れば昔、これを傳へし頃、他の蠻語を誤り聞て、此物に轉じ唱へ來れる事にもやあるらん。又大人、後々に至り、妄に臆說をなせるは、和蘭語の轉譌なる歟といへる考なり。然れども蘭船渡來しより以前の名とおぼゆれば、今さら此に擧るにも及ばず。又大人、さにはあらざる一證を得たりとの給へり。一兩年已前、一種長大の鐵烟管を得給ふ。これは羽州山形の富民某の家に、二百年ばかり傳へたる物なりとぞ。それを見るに、其鐵のながれたる形狀、實にやゝ久年來の

古色あり。こは異國傳來のものか、和製の物か詳にしりがたし。ことに二百年の前は、烟管ただあるまじと、常々思ひしにたがへば、更に理會がたし。然れども此器、今に存して世に顯はるゝときは、烟草傳へし例より、其管もすでにありし事にや。按此器、至て厚く太くして重く、又吸口の上五寸ばかりの所に溜あり。これは手に握るかゝりにも似たり。今の世のごとく、日夜煙らする事ならんには、甚不便のものなり。若し形は煙管なれども、鐵棍などの用をなすものにやと思ひしに、其後、右にいへる坂上池院、慶長私錄の中に、其一證を得たり。

十四年己酉の條に云、〔割註〕文化十二年乙亥まで二百七年なり。」此頃、荊組、皮袴組とて、徒者、京都に充滿す。五月中搦取之、七十人餘なり。行ニ籠者一令ニ糺明一。此者共、人に普く喧嘩をかけ、後被レ改之、組頭四五人成敗。殘る者は指して科にあらず。一旦の知音までの儀たる間被レ追レ之。組頭名は□□といふ者なり。荊組とは、人々に喧嘩をかくるに依てなり。〔割註〕荊組は、室町殿日記天正の條にも見ゆと。」皮袴組とは、荊にも劣らざるとの儀なり。依ニ此儀一、たばこをとゞめらる。右の徒者も、たばこより組になると云。きせる大にして腰にさし、下人にも爲レ持候云々。

西鶴がかける物の本〔割註〕天和二年印本。」に云、小嶋山の名木落花らうぜき、今ひとしほとをしまるゝけんぼうといふ男達、其頃は飾手居合云々。〔割註〕西鶴は、寛永十九年の生れなり。其頃といへるは、慶長、元和の頃をさしていへり。」鳥部山の烟とは、五ふくつぎの吸烟管小者に、へうたん毛巾着、ひなびたることにぞありける云々。又寛永正保時代錢湯風呂の古圖を見るに、其頃は、常には烟管をたづさへず。たまたま遊行の折は、たづさふる事あれども、みづから懷中せず、奴僕にもたせたる圖に、丈いと長し。きせるの頭、雁の首に似たる故に雁馬の名目起れり。火皿いと大きし。右に抄

出せし西鶴がかける書の中に、五ふくつぎのきせるとあるは、これなるべしとある者はいへり。又右の長管に、巾着のごときたばこ入を結び付てあり。さて山形の鐵管に鍔のごときものあるは、たばこ入を結びつくる料にはあらずやと、或人いへり。

此寶記にてはじめてさとれり。此頃よりきせるもあり。其名はきせると呼びしもたしかにして、又近頃、山形より出たる鐵管も、其頃の物にて、當時惡少年の玩物にして、鬪爭の爲に設けたることをしれり。圖、下にあり。山形より出でしものをはじめ見たる時、專ら喫烟ものにはあるまじく、或は鐵鞭の用をなせるものにやと思ひし愚考には、果してあたれり。又たばこをとゞめ給ふは、此時、其最初たるべし。但しこれは、鐵烟管を以て喧嘩をかける具となせし故と聞ゆるなり。きせるの鍔は、必ずありしものにや。新見老人の說を見るべし。

又これにつきてきせるの名義の愚考あり。そは長崎詞にて人を打事をきせるといふよし、きはやる。きせてやれ。きせかける。などいふ。

右舊記のごとく、當時鐵烟管は、人を打つ爲に設け置しものなれば、却て人をきせるものといふ和語にてもあるべきか。但しこれも亦的證とはなしがたし。

關東にて恩にきせるといふことばあり。きせるはかけるこゝろ、負はせるの義あれば、他に物をあつる、かける、おほするの意もあり。長崎の詞、打こゝろなるべきか。區々の考に、羅山文集に曰、當時は葉を刻て紙に貼し、これを捲て火を吹き、其煙を喫ひ、其後はきせるを用ひて紙に貼せず。きせるの製は、或は鍮を用ひ、或は竹を用ひ、たばこを盛るものは、鍮を以て作る。牛牽花の形のごとし云々と、見えしによりて考ふれば、らう竹に鍮の類をきせてつくれるゆゑ、きせらうといひなしか、

きせると呼べる事になりしなるべしといへり。らう竹の事、正編に詳なり。其頃、のべつけの鐵管(てつくわん)もあり。又橙たはこ等もあれば、それとかはりし形なれば、時の詞にて、きせらうともいひしにや。されども今のごときせるは、もと唐土より渡せるものに倣ひし樣にもきけば、いかゞあるべきか。これ又・考となすべし。

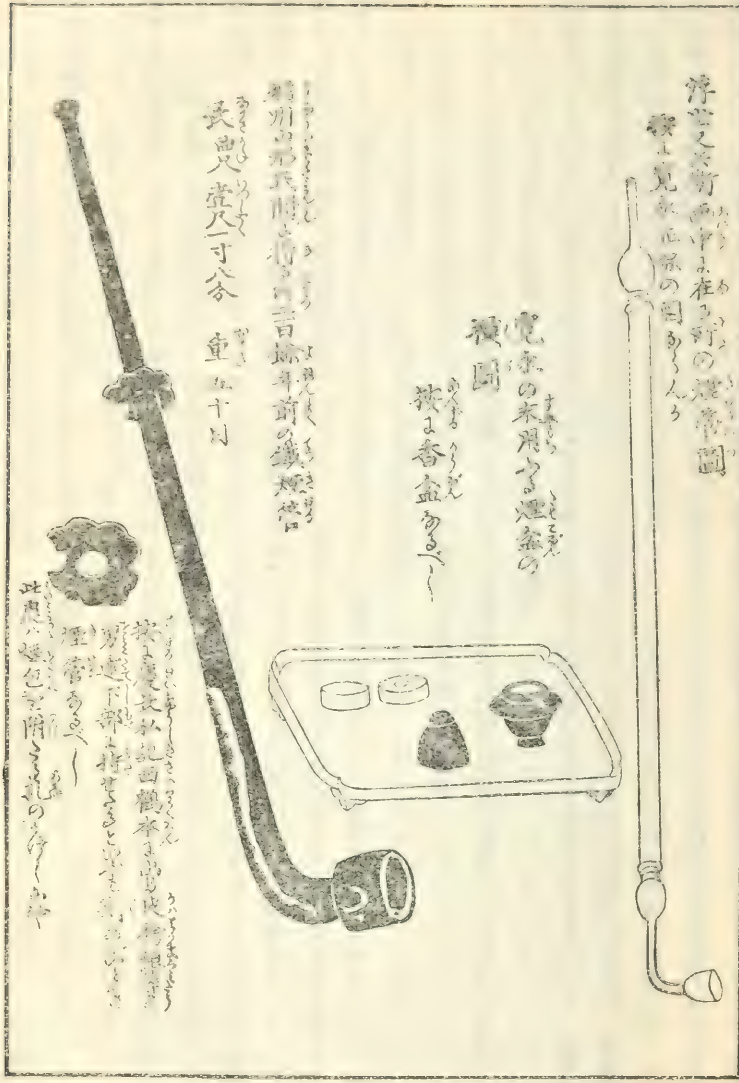
又煙管ハ野作の詞にて、せれんぼうといふよし、木のつくりつけの長きものにて、きせるの形をなし、た下孔を貫く。其名義詳にすべからず。按奥州民間にて烟脂をせゝると呼ぶ。是亦何の謂れあることをしらず。もしせゝはせゝり、せゝるといふ義にて、鑿す探るの意ある歟。然れば煙脂の筒中に溜をせゝり出すものゆゑに、せゝるともいふなるべし。夷言のせれんぼうも、あるひはせゝりぼうのこゝろか。ぼうは和語の棒杖なるにや。

正編中煙草にあづかれる事、盡く載せて遺漏なきがごとし。唯古來通稱のきせるの名義、未だ正しき說を得ざるを恨とす。後の識者を待のみなり。按きせるは、織田信雄の時分に、はやく今の世の製の如きものありしと見ゆ。このころ一友人の方より示せし者あり。これは浮世又兵衛が畫たる六枚屛風の人物の物にある烟管の圖なりと。〔割註〕模圖、下に出す。」

此浮世又兵衛が父は、荒木某といひて云々、本名を改めて母方の苗字を名乘、岩佐と稱す。成長の後、信雄に仕へ、浮世繪を畫き出し、遂に妙手となり、名譽を得たり。故に世上に浮世又兵衛とは呼べるとなり。但後の人、又兵衛が名をみだりにあつるものありともきけば、右の屛風の繪の鑒定にあるべし。人の贈りしまゝを出せり。

落穗集に曰、〔割註〕大道寺友山、寛文のころの作なり。」我等若年の頃、或老人の物語仕候は、たばこと


寛永の頃土佐
光益が画きたる
ゆとこせきり
たばこのむ長
煙管を持せ
たる図
寛永の頃ハ人〻長煙管を
用ひ外出の時ハ奴僕よ
持せしか其頃の人銭湯
風呂よ入りて帰るさまを
画きたるものよ此図なり其僕従
のくせを抜てみるよ抜毛但し髭のみなれバ
其頃入湯の時ハたみなものなかりし故なりとぞ


浮世又兵衛画中に在る所の煙管図
按ずるに寛永正保の図なるべし
寛永の末用ひたる煙盆の縮図
按ずるに香盆なるべし
長曲尺壹尺一寸八分　重七十目
此雁首ハ煙包を開くる孔の如くなり

六三三

申ものは、古來無レ之候處、天正年中、南蠻人の入來りし頃より、世に廣まり初まりしと申なり。然れば元來南蠻國の土産の草抔にても可レ有レ之候哉、以前の儀は烟管抔張る細工人もまれに候故か、直段等もむづかしく、末々の者は求め申儀も成難候に付、竹の筒のあと先にふしをこめ、大に穴をあけ、先の方を火皿に用ひて、たばこをつぎ吸申候となり。其もとは西國よりはやり出し、中國五畿内までも專らもてはやし候得共、關東筋に於ては、烟草を給候と申義をば、誰も存せず候所に、いつの程にか段々とはやり出、きせるを仕る細工人なども多く成候を以て、竹の筒烟管など申物もすたり候よし、作の者人物語仕りたる事に候。然ればたばこのはやり初めと申は、さのみ久敷事の樣には不レ被レ存候云々

靜廬が藏本百物語卷之下〔割註〕廿九。ある人、たばこをすけり。此人のいはく、たばこには十損ありとて、十首の歌をよみながら、ひたのみにのまれける。其歌にいはく云々、〔割註〕一二三の字を、かしらに取りてよみし歌なり。こゝに略す。其第十首の歌に、

十そんのありとはしりてのむからはたばこにまさるなぐさみはなし

末に于レ時萬治二暦仲夏上旬松長〔〕〔〕作とあり。上之卷を見されば、作者の名知るべからず。大人、八ツ時の前に先だつて此歌あり。時に合するものならし。

莨盤といふものは、〔割註〕ある説に、志野家の人。其の候と謀て香具をとりあはせたりといへり。香具を取あはせて用ひしとなり。盆に即も香盆、火入は香炉、唾壺は炷爐壺、烟包は銀葉匣、盆の前に箸管を二本おくは、香箸のかはりなりとぞ。後々にいたり、今の書院たばこ盆といふ樣の物出來るとも也。大人往年、長崎に遊學給ひし時、土俗、たばこ盆の事をからぼんといひ、老婦女たとは香來れは、からぼん持てわたいといふ。わたいとは渡れといふ事にて、持て來のこゝろと聞ゆ。からぼんはたばこ盆

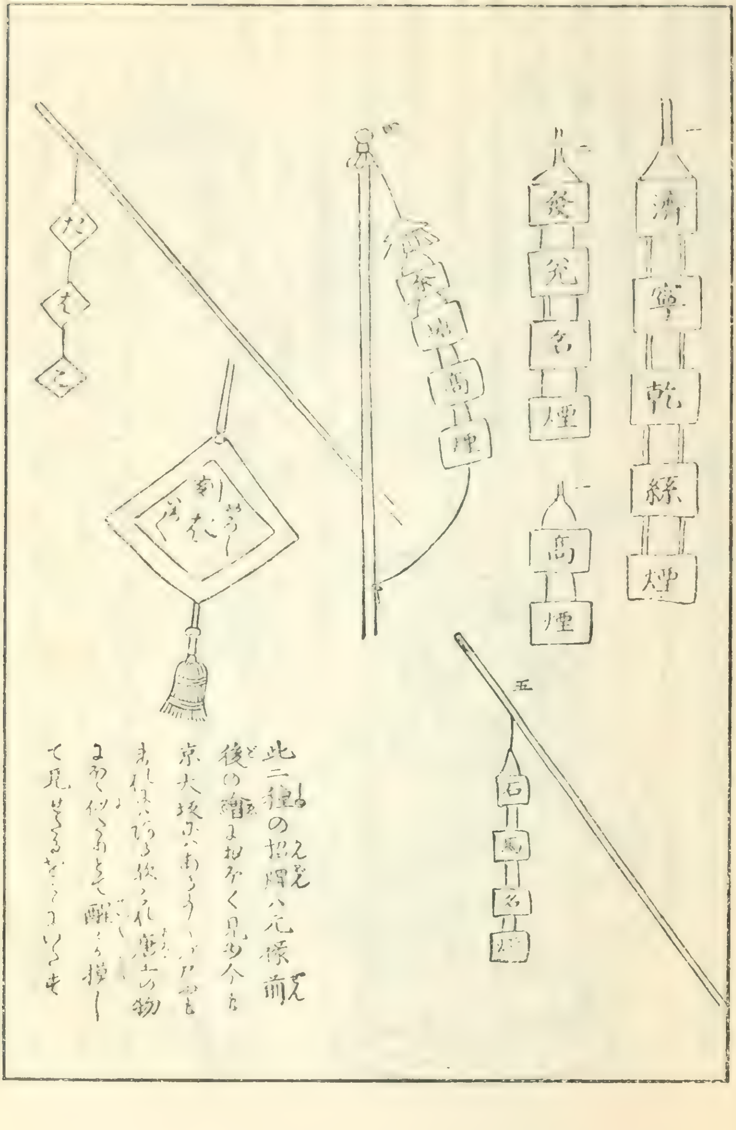
を促呼し覺ゆと冷笑せしに、かうぼんは即ち香盆にして、昔の辭の西部には今に殘りしことゝ思ひ知たり。〔割註〕香盆の事、往年間氏に聞しも本說のごとし。但し煙包は、香盒、或は香包也。外に長き竹二本、先をそぎたるを添ふ。こは香箸を轉ぜしにて、そぎたる所へ煙をつぎて用ひしと也」新見老人、むかし〳〵物語に曰、〔割註〕老人は享保年中八十歲にて、萬治、寛文の頃の事を記す。」むかしは懷中たばことといふ事かつてなくて、よしともおしきとも、ていしゆの多葉粉盆にあるたばこをのむなり。のみやうも今とは違ひて、亭主座敷へ出るまでのまず。亭主物語して、たばこまいれとすゝむる。客はまづ亭主よりまいれと、盃、茶のおきのごとく二三度いふ。其時亭主、はな紙をへぎてきせるを取、つばをはつし、きせるを紙にて拭ひ、是にて參れときせるをさし出す。客取ていたゞきのんで、たばこよくばほむる。一ぷくも一ふくも吸へば、拭て我前に置く。歸る時分、はな紙にて拭ひ、たばこ盆へ入れ、暇乞してたつ。拭ふ時亭主、其まゝさし置れよといふ。近年、たばこの吸やう、中々左樣にあらず。ぶきほう千萬なり。若し亭主、頭役か、老人か、おや方なれば、たばこのめと有てもたべずとてのまず。其頃、かくれなきやつことはるゝ人も、六ぱう。うでだて、がいをつくす人も、いんぎんのざしき、又はおやかた老人の前にて、たばこのむ人なし。たばこ入をもし取おとしても、私のにては無レ之といふて、かくす事なりし。其頃のたばこ入は、あるひは青しぶに紙をいため、又吹き書墨流しなどしたる、隨分麁相なるたばこ入なりしに、今は金入の切れ、どんす、しゆちん、色々のさらさ、黑塗高蒔繪 梨地などにして、自慢げに指出す。夫故、たばこ入賣れる事夥し。

近頃、輪池屋代氏より、自ら萱葵小言と題せる寫本一册を借し與へたり。其書中に說く所を見れば、延寶、天和、貞享の頃の隨筆にて、盡く流行出せし煙草を憎める諸說なり。堅くこれを廢すべきの憤激の

雑へる數十葉に綴り成せるものなり。これは是迄なくてすみし品のひろまりて云々、且婦女のみ習ふ人、又其性にあはざるものゝ醉ひ仆れしなどを見て、甚だにくみ遠ざけしなり。又南畝大田氏の藏書印本、愛煙草詩歌と題せる一書を見るに、元祿四年、宮木氏某の撰なり。前書に反して、煙草は閑居寂寞に伴ひ、風雅の遊情をたすくるものとて、これを愛翫し、自ら樂める詩歌なり。何としてかく愛惜の相反するか。其好めるものは深く愛賞し、又其性にあはずして憎めるものは、いたくこれを遠ざくる害甚し。

下學日記、〔割註〕大和三年あらはす所、作者詳ならず。十二卷の紀行の書也。〔割註〕大坂のしる人の許より、人をこせて、服部たばことかや名のりて、すこ／＼しうはこに入てをくれり。人出してきざませてすふに、いとすよなる物には有ける。あるじもすいて、此國の名をえたる物なりといふ。おほよそ此たばこといふ物、百とせこのかた、あきつしまにわたりて、中略、しかはあれど、今世中に弘ろごりて、京、江戸のあつまるたばこのしな／＼、數しられぬことゝなれりける。中にも上野國にたてさき、いはとさき、いしはらとて名物有り。かひの國に小松、くすりふくろ、信濃國にけんこ、井上、くさか、ほしな、とかきなどゝて有。みちのくにゝ田代たばこ、仙東しろいしとて有。ひたちの國にはかつちたばこ、大和國によしのたばこ、円波にさゝ山、ふく、ちやま、伊豫國にたんばらたばこ、阿波の國にのたのゐん、たらきとゝて名物あり。薩摩國にへつくそたばこ、長崎には南たばこ、白たばことて有。このほか、國々になお村たる多かるべし。〔割註〕今の世、甲斐よりみなゐたばこてふ品を出すとなん。文字は粟鋑と書となり。」

これは往年自己の拔抄より抄録して大人へ贈れるなり。按に、此大和三年癸酉より今文化の十一年まで和漢年號紹運の圖


済寧乾絲煙
發兌名煙
高煙
たばこ
高煙
石馬名烟
五
此二種の招牌ハ元禄前
後の繪などにおかく見ゆ今ハ
京大坂にハあらうけれども
まれ/\ハゐる彼の花恵土の物
によく似たるを離して摸し
て見せるなどにいたせ

では、百三十二年となる。此時すでに、諸國にたばこの名物有。書中におほよそ此たはこといふ物、百とせこのかた云々とあれば、世に専らひろごりし時なり。今の世に最上の品と呼る薩摩國分と稱せるものゝ名は見えず。向井氏の煙草考には、其名も出て、又他の國々の名産の名も出せり。近き世にいたりては、此等のたぐひのみならず。その國産の數々種類夥しき事は、數百をもつて數ふべきにや。

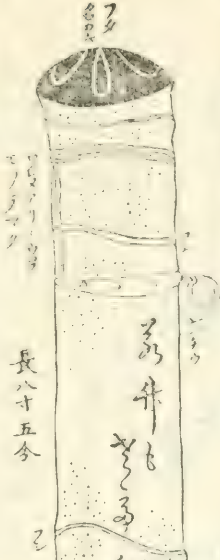
二百年このかた、異朝にも盛になりしことは、諸書に見え、眞假。蓋露。頭黃。二黃等の名有。蓋露はとめ葉のことゝ聞ゆ。刻たばこを絲煙。縷煙。乾絲煙。又金絲煙など呼べり。閩の地に植ゑしを始として、其後、四方に遍く、尤これを佳品とす。燕産これに次ぎ、浙江石門を下とす。又浦城建煙清寧余塘石馬などいへるは、其名産と見えて、長崎へ持渡りし絲煙の包紙にも見えたり。大人の親しく見られしは、……かくのごとくつゝみたり。此方の一斤角包にしたるものゝ如し。味は強しと、又ある書の中に、煙舗の招牌にも名産の名を記せり。

異國に一種たばこのけぶりを吸ふの具に、ほつかといふもの有。正編に其圖を載たり。此具は世に珍らかなる物なりと思ひしに、これも百有餘年のさき、すでに此方に渡り、其用ひかたを傳しにや。磁器にて此圖のごとく作れるもの有。これ全くほつかなり。



やきは今の世に、古今利と呼べる品にて、繪樣も其頃のさまなれば、二百年のむかしには、これも用ひしと見えたり。こは淺遠の古董舗に、何とも知らで持古りしを、大浪石川君、見あたれりとて、求め來りて大人に贈りしなり。尾花がもとに曰、〔割註〕本居宣長かたばこのことをかけるものなり。」おもひ草は、秋の野の尾花がもとにおふるとかや。中略、末條に、かくのみいみじくいひなすを云々。猶おきがたきものにや、あしたにおきたるにも、ましで物くひたるにも、大かたはなるゝをりこそなけれ。から常にけぢかくしたしきものは、なにかはある。さるをいみじき願たて、ものいみなどして、七日もしは十日などたちゐたらんほどにぞ、常はさしもおもはぬ此君の、一日もなくてはあらぬことをばしるらんかし。と記せり。

山東軒が所蔵〔割註〕赤穂義士大高源吾忠雄、俳名子葉がごま竹のきせる筒有。元祿の昔の物と知れは、其圖をこゝに模し出す。



我青水大人の莨譜を編集し給ふは、此草の濫觴と主治功害を、詳に皇國の人、異國の人にも示し給はんとの素意厚情なり。然るに編中に、雅俗詩文煙具の諸圖等に至るまでを雜集し給へる故に、全編を熟讀ざ

きものは用ひざるやうにも心がけよ。尤も我家に在るときは、長き管なるを用ひよとの戒を守るべし。これ皆吸ひたばこのうへの論なり。これにつきて圖らずも詳に聞け出しは、生乾草の藥功ある事なり。世にこれをよまん人、それ〲の製法を加へ、新に病に施し用ひなば、これ古になき所の一箇の奇草たれりとぞいふべき。

本朝食鑑に曰、胸膈を通し、胃口を開き、欝を拂ひ、悶を破り、憂を消し、飽るを解き、齒牙を固くし、二便を通じ、能く一身の氣をして、これを上下し、これを運轉し、これを發散せしむ。烟氣は塞れば辛灼の毒あり。散ずれば久く發達して其痕なし。今世の人々、けぶりを吸ひて烟を吐く。漸く咽喉の間にいたり、胃口までは至らずして出づ。若し遺れる薰りあるときは、湯水か味噌汁をのめば、悉く下に降りて去り盡す。これ故に氣と火との負け勝ちの害を受けずとぞ。

一　和蘭烟草の主治

精液滋飲を疏利する事を主る藥局中にては、おほくの製法を施して、諸病に用ふるものあり。その傳來の始はしからず。唯歩卒役夫の輩、勞疲飢渇の時にあたりて、一吸ひきて暫時快きことを取れるものなりとぞ。

按に、東方の諸國にては、今もいたづらに朝夕けぶらす事のみなれども、彼國は此草の本性を考へて、藥治に專ら用ふること、左のごとく也。

烟草は性酷烈油氣と鹽氣あり。すなはち吐下の峻劑なり。痺及癱瘓、不仁、或は卒倒搐搦、或は上氣、或は呼吸急迫等の症を主治す。又水銃方藥中にも、これを入れ用ふ。又嗅ぐときは嚏を止む。一切の創傷疥淫悪瘡等、凡此物、外科方中に配合るものは、急を緩め疼痛を除く等の事、わきて効あり。

此物の功をなすは、全く製法の鹽と油にあり。一體胸膈の痰滯を疏通す。惣て諸悪液、内に蓄て諸症を生ずる者、これを服して甚効あり。

葉の味苛く、嘗れば舌頭にしみてさすが如き辛烈きものを擇び取りて藥用となすべし。其主治は急を緩め、痛を除く。能く金瘡を愈す。或は其瘡久しく愈えず、變じて贅花をなす者、或は墜墮撲傷、或は蟲獸螫傷たるもの、又は上氣面赤眼目翳膜ある諸症、又殺蟲功もあり。

風寒に屬する頭痛、或は手足疼痛症には葉を取り炙りて、其痛所に一二遍も置けば甚効あり。齒痛には青汁を取り布巾に浸し、其齒痛の所に置き、或は細末となし傅けても亦よし。金創諸部に被るものによし。久しく治しがたきものにわきて効あり。これをつけんとする前に、先づ酒か小便を以て患處を洗ひ、細布を以て血を拭ひ、淨くしてこれをつくべし。胃虚して水穀消化がたき者、又生稟胃氣弱き者、此物一二葉を取り火にあぶり、阿禮襪油を和し、能く研合せ、腹の上背の部位に置けば、大いに功あり。又解毒劑ともなす。あるひは毒箭に中り、血迸り出て止ざるものによし。斯のごとき功ある故に、軍陣に出る時は、此青汁を器物に貯へて持行き、其不慮の備となす。もし青汁なければ乾葉を用るも亦可なり。

葉厚き物を擇び取り、石臼に入れ、搗きて其汁を取り、腹の上脾の臟の部位に按ば、脾の固結る諸症を融解す。或は細末となしつくるもよし、或は膏となし、これを貼るも亦佳也。

胃痛腹痛、其病寒に屬する者、或は風氣を帶ぶる者、此葉を温めて其患上におけば、諸病速に退くなり。これは屢試てしるしを取れり。胸痛諸症、每朝食前に一二葉を嚼めば、粘唾を吐て其患即ち除く。

大飲飽食腹脹滿たる者、一二葉を取て其灰を其内に包み、暫く其氣を透徹しめ、是を腹の上におけば、

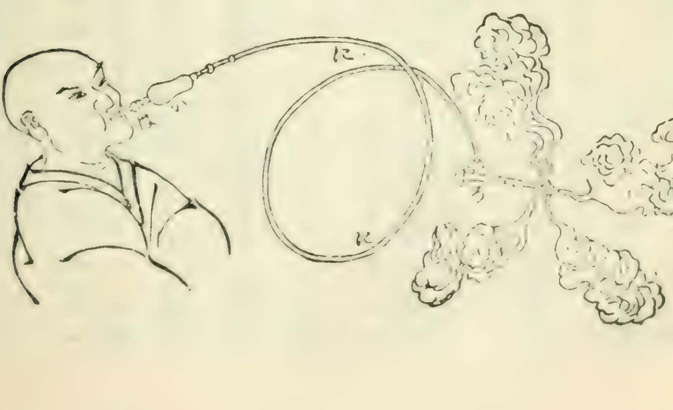
此療法、近ごろ一長書より新譯せるものなり。按注肛水銃導法の一法に、直腸吹煙の器あり。これを便秘の症に施す法なり。其方術も器具も「へいすてる。」といふ人の書中に出せり。常の煙管を用ひんよりは、かねて此器を作りて、其用を待たば尚便利なるべし。

肛門より煙を吹こむ圖

此圖は、他の療法にて、煙草の煙りを肛門より吹こむ器なり。阿蘭陀にても、常用の磁器長煙管を用ひしは、急卒の間に合なるべし。此邦のきせるにては火頭小さく管も短かく、且あつきにもたへざる、べし。常に此器を造り備へ置かば便りよかるべしと、すなはち亦こゝに模せり。時に臨んで此器を用ふれば、貴人婦人といへども、其下體を全く露はさしめずして、その術を施すも便利なり。

△造法ならびに用ひかた

〔い〕印は、鐵或は銅にて、阿蘭陀煙管の大火頭のごとくつくる。其内に刻たばこを盛り火を點ず。〔割註〕辛くして強きたばこをよしとす。〔に〕印は、その火皿の底に接する革にて作れる、たわむべき長筒なり。〔ろ〕印は象牙の小管に接す。即此牙管を肛門にさし入れ、上の〔は〕印の火ざらにつけし小管より煙を吹こむなり。



其吹かたは、先一ぺん吹入れ、二度目はけぶりを多く含み、一いきに強く吹こむなり。しばしありても腹鳴吐水の容子なき時は、又右のごとく吹こみ、其効を見るに至るべし。

又喘息病に、煙草青葉修合の一良法あり。毎にこれを試るに、極めて効あり。こゝには略せり。

此等の譯說、皆生草或は乾葉を取りて、内服外用して功を試みたるの方法なり。これは常用の薫煙の外の事にして、和漢のいまだ試み知らざる所なり。今此新試の譯說を見るときは、人々日夜の薫灼をなすは、尤も心を用ふべきことなり。さて此草、本來の主療を詳に辨じ、雅俗を論ぜず、自ら試みて、其功用を選りせば、無益の異草とも云べからず。殊に今に至りては、世に夥しく有觸るゝものにて、誰何の村里にありては得やすく、且なしやすき便法なり。又前法の外にも、彼國翻出の薬局方書中に、數々の方法を見ゆれば、志ある人は尋ね求てよ。

○唐土吃煙の功能

煙草の味は辛く、氣は溫にして、性は毒あり。これを吃ば寒と溫とより發る瘧を治し、胸中の痞隔と痰の塞りを消し、經絡の結滯をひらく。其專らなる功は四ツあり。一ツには醒れば能くこれを醉しむ。これはその火氣薫蒸して、表裏皆通徹し、酒をのめる如くなればなり。二ツには醉はよく是を醒す　これは酒後に殊に氣を寬し、痰を下し、餘醉頓に解す。三ツには飢れば能くこれを飽しめ、四ツには飽くときは、これを飢ゑしめ、又空腹の時これをのめば、充然氣盛にして飽くがごとし。飽て後、これをのめば、飲食も快く消しやすし。又これを吸へば頭目を利し、風邪を解し、悪氣を逐ひ、百病を去り、身を輕く健にす。又煙脂、能蛇毒を解す。

昔に、試みに煙脂少許を取り、蛇口に入るれば、其脂の氣、其身にまはり、皮筋に肉の色變じ、つひ

にすくみあがりて死するなり。又蛭の人の身につきたるにこれをぬれば、忽ちはなれて死す。農夫、泥田に入る者、蛭の取つくをさけんとするものは、脛に二三ケ所、脂をぬりて入れば、必ずとりつく事なしと云。

門吉士のいへるは、此物の功あるわけは、氣の甚辛烈故に、火を得て燥し、其煙氣を吸ひ、其氣喉中に入れば、大に能く霜露風雨の寒を禦ぎ、山嵐鬼邪の氣を避く。小兒これをのめば痛積を殺し、婦人此をのめば能く痰結を消す。氣滯痰滯一切寒凝不通の病あるもの、此を吸へば即ち通ず。

又一書に、能く瘴氣を辟し、最霧濕を消す。其霧濕の毒といふものは海に起り、山瘴の氣は山に盛なり。其盛に行るゝ所にては、此煙草の氣勢、火の力を借て行らす事なり。如レ斯辛き味のものは、先肺臟に入り、遍く經絡に走る。皆に微風暑寒は、立どころに吹き散すべし。又能頻て營衞を行らし、腠に閉塞を開く。寒なる者は暫く熱せしめ、飢るものはこれをして暫く飽しめ、倦める者はこれをして暫く健ならしむ。車にのり馬に騎り行く人、風雨霜雪の中を往來するものは、少し用ひても、其功は至て速なるものにして、これより便なるはなし。故にこれを喜むもの至て多くなりたり。凡そ病あるものに用ふれば、かく熱毒あるものとはいへども、能く病に當るなり。

喫、菜疥蟲を洗ひて妙なり。此物、世人終身用ふることを厭はず。いとへばかへつて病來る。嗜めば病愈といふ。

明の時、滇といふ地を征伐し、深入りして瘴地に入りしに、軍士皆病に染みたり。其中にて一ツの陣營中のみ其患なかりき。これは絶えず煙を吸ひし故なり。これをきゝて、初は此物、瘴氣を避るゝものなりとて、遍く遠近に傳へて、人毎にこれを服する事になれり。おもふにこれは寒濕陰邪と穢氣を避け、

蟲を殺す功あればなり。又汁に搗き用ふれば、頭虱を除くべし。其性純陽なるものにて、能く行らし能く散らす功あり。

右漢人の主治諸說は、皆試み知る所にして疑ひなし。寒國瘴地の人、又其地に行く役人、尤航海の人等は闕くべからざる要品なるべし。

○和漢煙毒を解す方

當歸　煙毒を解す。又泥蜜を用て藥に和し用るも可なり。

砂糖　此毒を消す、又麥門冬　知母　山梔　花粉　黃芩　蘇木　甘草　瓜蔞仁　枇杷葉

右九味煎じて渣を去り、砂糖一兩を和し服す。

向井壽軒曰、煙草を多服して、眩暈頭痛惡心するものは、味噌汁を飲んで即愈ゆ。急に汁なきときは、燒味噌を貴ふも亦よし。煙管に脂の塞がるものは、味噌汁を以てとほせば能く通ず。これらにても其解毒たる事を知るべし。又脂の衣服を汚すも、味噌の熱汁をそゝげば即ち淨し。

此餘の諸方法のあることよ、正編に詳なれども、我邦にては味噌汁を飲んで、これを解すること極めて妙法なれば、他これにまされるものあるまじきなり。

○禁忌の制止以下の漢說皆、煙草の習俗をいましめしなり。

陰虛、吐血、肺燥、勞瘵の人、みだりに用ることなかれ。偶これをのむことあれば、其氣閉悶昏慣、死せるものゝごとし。善物にあらざる事知るべきなり。陰虛不足の人には、宜しからざる所以なり。

按ずるに、これはのみて其性に合はずといふ人にして、右にいふ陰虛不足等の人にやあらん。扨後には喜好む人にても、のみ習ひのはじめは、昏慣するもの甚多し。又初め右の氣を覺えたるも、一躰

其性にあへば、つひにのみ馴れて、口に絶ざるにも至る。しかれば其性にあへば、各別の害もなき事にや。各好んでのむといへども、人々によりて多少はあるなり。しかるときは、専ら内に得ると得ざるとの差別あるべし。又婦女子は男子より多服せぬなり。されども田舎の婦女はこれと異なり。醫意商といふ書には、平人にして酷だこれを好むことを深く戒めて盡せり。但しこれを用ること既に少くして功微なり。毒も又微なり云々。其教、深切なりといふべし。

此餘、和漢の諸書皆過服して、人に益なき事を說けり。其說、大同小異なれば、正編にゆづりて、こゝには其簡要なる事のみを載つ。

和蘭諸書曰、煙を吸へば或は酔て睡眠をなすなり。又頭腦を攪動て、これが爲に精神錯亂す。これは此草の熱性甚しき故なり。又多くこれを服すれば氣力を減耗す

又口より吸ひ鼻より薫ずるも多きに過れば、頭腦を攪擾し、必ず氣力を耗らし、知覺を失ふといへり。

一書此物過服せば必ず害あり。記臆意識を損じ、或は昏憒眩暈を發す。これは他の故にあらず。能く神經に透徹して、眞氣を耗消すを以てなり。世人、これを省ずして、常用のものとなし、暫くも手と口とを離さず。余を以て思ふに、恐くは強壯なる者をして怯弱ならしめ、遂には其天年をしとむるならん。攝生の人、よく〳〵省み思ふべしとぞ。

此餘、和蘭の諸說大同小異、正編に盡せり。これらは薫煙の過服を戒めしなり。漢說と相似て、又實理の精を加ふるものあり。よく〳〵考ふべし。

目さまし草 終

清中亭主人親予門下所記蔫錄附餘一本請上梓。余以是卽正編之羽翼。而擴家翁淳々之心者也。然文理未貫。考證猶疎。不可卽出以示人焉。亭主固請不已。因謀諸同志校正既畢。乃經家翁檢閱以授焉。蓋亭主以鬻蔫爲産。故欲辨蔫之功害以及人歟。嗚乎蔫之出現也、高及須彌叢徧十方、而今刊此書以示世間、則不亦世尊所謂功德之一端哉。是予之所以不敢陵拒梓行之請也。

磐里　拙者題　茂　禎

友人　寶唐痴主　書　菅　良

反古籠

反古籠目次

反古籠

萬象亭著

○金丸が木刀

淺野の浪人堀部彌兵衞金丸は、主家沒落の後、本所相生町に住し、世を忍ぶ躰もなく楽取と成て居たりしが、吉良が郎黨共見知たる者もあれど、極老といひ、復仇の企あらんとは思ひもつかざれば、只夫なりに見過しゝ故、猶も心をゆるませんが爲にや、耳くじりの木刀の身に、

人切ればおれも死ればさきせぬそこで御無事な木刀をさす

と書たるを宿、病家へ行にもそこらへ投出し置き、或は子供の持遊に信(まかせ)たりとなり。夜討の出がけに戸正に與へしを、市川柏筵當め貰て着料とす。彼が若年の時、父才牛[割註]初代團十郎[割註]傍輩の役者に舞臺にて刺殺され、その無念、骨髓に徹り、彼者の縛られ居る所へ走り寄り、帶したる狂言刀を引拔き、飛懸つて敵の首を丁々と叩きたるを、皆々驅寄り引留めぬ。後敵は刑せられたれば、此上、人を切るべき我ならねば、木刀にて事足りぬとて、生涯是を帶したり。歿後二代目團十郎が兒弟、和泉屋茶筵が所藏と成りしが、明和九年の大火の時、烏有となりしと烏馬が語りき。

○近松と海音

門左衞門は人麿の如く孔明の如し。海音は赤人の如く仲達の如し。門左衞門が傳は、沽涼が世事談、淨瑠璃外題年鑑[割註]作者不知[割註]京傳が奇跡考、馬琴が簑笠雨談に委し。近來山白が隨感小錄には、肖像をも出せり。穗積以貫[割註]近松半二が父[割註]浪花土産の卷首に出たる像とはたゞに異なり[割註]紋に

丸一を附たり。」大兒は法橋岡本一抱子なる事は諸書にあり。次の兒の都一中なる事は溢せり。西の座〔竹本座〕より一年の給金五十兩なり。益て百兩にせん事を云ければ、辭して曰く、我生涯は五十兩づゝにて足りぬ。死後に及びて其給金五十兩を悴〔割註〕悴は醫師にて馬鹿なり。名不レ知。」へ合力して給はるべしと云ける故。約束の如く歿して後、竹本座より悴へ一年五十兩づゝ送りしは、父巢林子の餘澤なりと吉田鬼眼語りき。十二月の手鞠といふ物あり。翁の戯作なる由、是も同人の噺なり。海音が傳所見なし。釧屋貞柳が弟なり。兒より先へ死したりと見えて、貞柳が集中に追悼の歌有りと、双木千竹語りしも、早二十の昔となりぬ。

○庭燒火

遊女は何れも良家の女にて、やごとなき方との作窩をし、受け出されては、如何なる人の妻妾ともなる身分なれば、娼家の相火を喰ふべきものにあらず。何れの花街にても、歲の首め三日の間、庭火を焚て不淨を淸め、〔割註〕河東節に、庭の燎火の白々といふは是なり。」薦を敷て居處を改め、別火にて煮たる雜羹〔割註〕雜煮の事略して羹ともいふ。」を食せしむると聞及べり。面白き仕方なり。遊女の身に取りて、かほど名聞なる事はあらじ。

○お千代半兵衛

近松は西の作者、海音は東の作者なれば、敵同士の如く立別れ、新淨瑠璃の趣向など一言半句を通ずべきにあらず。然るに西の宵庚申と心中二ツ腹帶とを見れば、いづれも八百屋の女房は善人なるを惡人、仁右衛門は惡人なるを後生願ひに振替て書たる事、孔明と周瑜が手の内に伏といふ字を書きたるが如し。遠田辨二云、海音勝利にて豐竹座大當りなりければ、芝居より千日へ石碑を建て供養しければ、彼八百屋にて大に怒り、夜分、石碑を芝居木戶前へ建させけるを、翌朝、長方の者取退けんと云けるを、却て景色に成るべき故、其儘に置べしと、座本越前の差圖に依りて、取のけずして建て置きける。此事どつと評判

になり大入なりしと。

○駿河屋

銀座二丁目に駿河屋重五郎といふ者あり。多年古錢を弄び、是が爲に王侯貴人とも交りける。予も姫路候にて折々面會せし事あり。此度大火の節、重五郎は宅より一丁半ほど脇にて、古錢筥を捨たる形にて煙に卷れて死し、悴は我家の前で燒死しける。近しき血筋も無りければ、數年跡に勘當したる妹を御吟味の上、今に存命致し十二歳の悴あり。則親子とも召出され、血脈の者なればとて、燒殘りたる土藏其外重五郎貸屋敷まで、親子の者へ下されける。是ぞ誠に燒ぼこりなるべし。重五郎集めたる古錢勾玉の類、無下なるもの〻手に落たる事惜むべし／＼。彼重五郎は至て吝嗇なる男にて、近所の附合もせず。家僕をも召遣はず、銅壺なども磨けば地金がへるといひて磨かず。銅通桶の如く青錆付きて有りしとなり。今度殘りたる土藏は、新始より十二年目に落成せる故、近邊にて駿河屋の阿房藏と評判せり。

○並木五瓶

並木五瓶始めて東都へ下れる時、古人松貫四紹介して、予に謁せん事を乞ふ。一日畫工居洲が家にて會す。其人、朴訥にして辭少なく、形り梨園中の人に似ず。夫より後時々來て事物の典故を問ひ、一事を得るごとに草紙に記して倦もせず。去年春、病間ある時いひけるは、我近來精力薄く、加ふるに去にしより老病こも／＼至る。依て一生一代の作をなして劇臺を退き、日ごろたしなめる俳諧道に遊はんとする事、我心願なりといひしが、遂に其の宿意の如くならずして、落精舍中一掬の墓の土となる事惜むべし。

○江戸繪

享保の比の江戸繪と稱するもの。淺草御門同朋町和泉屋權四郎、通鹽町奥村源六郎〔割註〕畫名を檀月堂文角政信といふ。地本問屋なり。〕など板にて、元祖鳥居清信が繪を西の内の紙へ摺り、煎じ蘇木黄汁膠墨に礬水にてざつと彩色、仕舞を拂ひたる〔割註〕或は臙を吹く。〕ものなり。〔割註〕此彩色する者多き

中、深川洲先に住める老婆至つて上手なりしと、蔦屋重三郎が母かたりき。」神明前の江見屋〔割註〕今は博勞町へ轉宅。」といへる繪草紙屋に、其比の役者繪〔割註〕海老藏、山中平九郎などなり。」の板近年まで有りしなり。夫より後、清信色摺の紅繪を工夫し、紅藍紙黄汁の三色を板にし以て賣出せし時、餘り華美なる物なりとて差留られしが、幾程もなくゆるされぬ。寶暦の頃まで皆是なり。其比の畫工は清信が子の清倍、門人清滿、石川秀信、富川房信などなり。明和二年の頃、大小の會といふ事流行て、略暦に美を盡し、畫會の如く勝劣を定むる事なり。此時より七八遍摺の板行を初にしはじむ。形には吉田魚川、圓本松魚、中村斗園等なり。夫より以前は、摺物も今とは違ひ至てざつとしたるものなり。其時、風來先生の大小は、一圓窓の眞中に澤村宗十郎〔割註〕後訥子」の鬼王にて立て居る、左に松本幸四郎〔割註〕四代目團十郎。」箱根工藤にて横向に立て居る。右に市川高麗藏時宗上下衣裳にて睨んで居る。何れも半身宛にて大与豐水が畫なり。似顏の畫といふ物無きころなれば、大に評判にて有りしなり。是等より思ひ付きて鈴木春信〔割註〕[illegible]」神田白壁町の戸主にて畫工なり。畫は西川を學ぶ。風來先生と同所にて常に往來す。錦繪は春信の工夫なりといふ。東錦繪といふ石板を、所々の繪草紙屋へかけさせて賣出す。今の錦繪の祖なり。職人へ薄紅にて若松を白抜に摺り、跡にて右錦繪と書きたるたとうに、二枚ヅヽ包て賣る。〔割註〕大を大錦、中を中錦、小を小錦といひ、役者繪をきめといふ。」大錦は職人が色摺のたとう人にて四枚つゞき五枚つゞきなり。板元は馬喰町西村永壽堂なり。引續て一筆齋文調、勝川春章似顏の役者繪を錦摺にして出す。是をきめといふ。春信沒後礒田湖龍、清滿が門人清長に至て、いよ／＼色ざし摺やうともに盛になれり。金摺銀摺を初めしは喜多川歌麿なり。錦繪の出はじめの比濃黄といふ物あり。藍紙紅皿色草の汁にて畫板を用ゐず、摺漉紅の摺物の彩なる唐岡を摺たるみよし間切の繪にて、北尾重政の筆多かりし。浮畫は豐岡歌川豐春が書たる者を始とせり。

（風俗の沿革）

青原大全〔割註〕明和五年出版、今より四十年程になるべし。」の始に、明和の比の風流の出立は云々、先大抵は此通りなり。風來先生の根無草の後編の初め鐵門屋の所に、鬼の通者出る。其比の風俗見るが如くに書れたり。挿畫は東江筆を揮へり。文は容記せず。本書を讀で見るべし。借此頃女は如何の風俗なりしや、うろ覺えなり。れき〳〵は左まで替る事なし。髮へは鬢着とて鯨にて作りし如レ此形の物を後へ着す。綿着も有しが着す女は稀なり。肩の骨を用し事は覺えぬ。小袖は露考茶流行したり。裏は紅絹、袖口は黒繻子なり。屋敷方の女中は芝居見物にも綿帽子をかぶる。〔割註〕芝居へ入り出で來る事を後程綿帽子が見えて來るなりなどいへり。」下女、針妙、仲居は空色の模様物に紅裏附たるを着せぬはなし。端女は丹後縞郡内或は紬の紋付に紫絹の鹿子裏なり。是も成たけは紅絹裏を付る。此ごろは今と違ひ、女の假髮は無く水仕わざ計りなり。鼻紙袋は小菊四ッ折の中へはさむやうにしたる細長き、中へ物の這入ぬ物なり。夫を紙の間へ入、上より胴〆を懸る。煙草入は二人禿とて同じ裁にて作りたるを袖へ入れ、多は赤き紙たばこ入なり。近代の如く美を盡し金物など打事は無りしなり。皆丸角屋にて買ふ。安永のはじめの比は、ちょん羽折變じて大長羽折となり、着物の身幅至て廣くなりぬ。羽折は鐵色に三ッ紋、丸出來の前打の長紐、胴着は黒手の八丈か。茶返小紋の切裏釦足金米糖などなり。緋博多緋鈍子の帶、八幡黒の鼻緒足袋に銀の釦鉗、眞田緒の裏附草履、〔割註〕二枚裏三枚裏なり。」或は竹の輪法、鼻緒はら緒をはく人もあり。髮はたぼを出したる〔割註〕髮の本田、額はあくまで拔上り、〔割註〕兩國柳橋に住する文蝶といふ者上手なり。」一度の拔賃金百疋なり。きゝたる二朱なり。」太幅の繻縮の五六尺なるをかぶり、祭禮の警固の如き出立にて通行すれども、向ふから來るも、横町から出るも皆同様なれば、氣を付て見る者もなかりき。〔割註〕袋物は皆越州屋、きせるは村田や、池の端の住吉やなり。一本二十金位なるは出來合にあり。」此ごろは遊女の衣裳も客の出立に準じ祭禮の練物めく、金糸付きも滅金も遣ひ、帶子なぞはいふに及はず、紅毛緞、蝦夷錦を用ゐ、禿も銀の花かんさしなり。女中は鐵の髮さしは

やる。燈籠鬢とて毛筋を透し彼鬢さしへ紅きくゝり猿を下て透すも有り。〔割註〕是は其比三神日坊主といふ疫神を避るとて、括り猿に鈴をつけて守とする事はやり、女はかんざしへ付る事流行、その引つゞきなる故用たる事と見えたり。一時江戸中の小鈴うれ切れ、至て高直になりたる事あり。」衣服は鶸茶、藤色、模様は八藤、蝶鳥、忍ぶの葉を縫にも染にもする。裏はやはり紅絹なり。板〆仕出しの比ゆゑ甚行はれ、遊女地女無垢に仕立、裏にも付る。帯は赤し。しのぎの筆今より細し。鐵のよりをの釵はやる。娘は島田の根をくけ紐にて括りしが、友白髪出てよりくけ紐すたる。年増は富士の雪といふ半掛、五枚裏の天鵞絨緒の裏附草履、下等なる婦人はこつぼりの駒下駄なり。予が幼年の比まで薦の者はかたと云髪の風なり。夫より居ざりびんに竹箒本多といふ風はじまる。其ころの薦の者の風俗は、白猿、錦江などが吉右衞門、傳吉の拵の如くなり。裏屋の女房は大抵結髪にて前髪を散し、鬢六七寸に高一寸五分計の木櫛に蒔畫をしたるをさし、青梅縞棧留縞の着物に黒繻子織留の半襟なり。近來の如く前垂をしめて表を歩く事は　裏店の嚊とても絶てなし。づたいといふ詞口癖なり。今のづぶといふ詞と同じ。薦の者の股引、昔は紺木綿の角町裁のぼたん懸け、夫より後は雜股引の、きつと見なりにきまりしを拵へ、日くら縞といふ織もの紺を用ゆ。近ごろは三寸だかみ六寸だかみなどゝて、括袴の如き股引はやる。昔は職人髪結紺屋のもの取對釜鑄懸など、惣て輕さんを履し事なり。此外にも有れども思ひ出さず。又記すべし。我も昔は男山、飛色羽折赤帯にて歩行し仲間なり。去ども其ころは、夫が世間並にて格別咎る人もなく、年寄たる人も息子の古古しの赤帯を貰ひてしめ歩く人いくらも有り。去呉服屋の問屋、番食賣子の比の世に、飛色鶸茶の風流盛なりし、其比の商ひ、昨今にくらぶれば、三增倍とは云はずと語りき。

○編　笠

予が幼年の比は、猪牙船に乘る女郎買は、皆其船宿の家名を書たる編笠をかぶる。去に依て宿々の店に

はづらりと懸てあり。是は近き比迄ありしが、此ごろは見かけず。吉原も大門前に編笠茶屋ありて、遊客是を着て里へ這入る事なりしといふ。

○橘守國

書畫一覽に傳あり。近眼にて左筆なり。稿本皆白畫白筆なり。業を探山に受くと丹波屋理兵衛語りき。或豪家に芥子園畫譜全帙を藏た。其比は只一部なりし故、帳中の祕とせしが、守國、其家へ親しかりければ、請て數頁を模寫したるを古葛籠に入れ置き大切にせしを、或る夜賊に奪れたり。此古葛籠京都の何れやらんの街の乾溝に捨て有りしを改め見れば、守國が藏書印こと〴〵く印て有りける故、早速呼出し引渡されしと、鐵形慕齋語りき。繪本鶯宿梅の末に出したる山水法は、芥子園〔割註〕李笠翁なり。」が畫譜を其まゝ出せり。

○紅毛醫師

安永年間紅毛醫師トインベルケなる者東都へ來る。原來雪際〔割註〕魯西亞の隣國。」の人なり。物產の書を編輯の大志を起し。遠く吾邦迄遍歷せし人なり。長崎屋源右衛門方に逗留の中、家兒甫周法眼、若州の醫師中川淳菴。彼トインベルケと師弟の約をなせし事あり。其後日本へ渡海せず。猶も他國を遍歷せるとなり。彼の門人魯西亞に住居せし者、幸に夫に逢て甫氏と淳菴を知りたるやと尋しとなり。

○方相思

日本の古書を見るに、素襖或は女の袴に地白又は淺黄へ紺柿にて◆■如レ此形を染たり。何といふ物なるを知ず。黑田藩中の何某か家の紋に是を染たる故、其名を問へばチギリなりと答ふ。木のはぎ合せに懸る雅なり。方相思といふは是なるべし。世に▼▲如レ此形の紋をチギリといふは誤なり。是は立鼓なり。土ながら木細工に用ゆる木雅に如レ此形の物あり。唐山にて細腰といふは此事なるべし。

○大友眞鳥

此書は門左衛門が弟子近松半二が父穗積以貫〔割註〕字は伊介、東涯の門人なり。〔一が述る所なり。大友眞鳥の淨瑠璃の趣向は以貫一夜にて立たる趣向にて、竹田出雲へ授しとなり。道行は門作なり。故に委しく註を加へしなりけり。此本半二方より得たりとて、竹本筆太夫〔割註〕油屋佐介といふ。〔秘藏せしか、先年太夫歿後、彼が妻お糸よりかたみに見よとて、双木千竹を使として予に送りぬ。お糸は娘お筆を連れて京へ上り、床本や多吉が妻となり。娘お筆は祇園町のげいことなり、甚はやりしと申の永十開り。

○助　六

元祿の末、藏前の米や鳥曉といふ俠者、新吉原三浦や四郎右衛門が抱への揚卷に馴染を重ねけるを、上方の揚卷助六になぞらへて鳥曉を揚六殿〻と仇名しける。牽頭持は髭の無休なり。湯島の浪人田中三右衛門といふ者も揚卷が客にて、其事につき度々喧嘩ありしとなり。其後正德三年山村座の花館愛護櫻の二番目に、其事を夢の市兵衛が事と、上方の万屋介六を取り交ぜて、作者津打半右衛門が作れる狂言なり。牽頭持の髭の無休を意休と替しは猶顯在なる故なり。大盡にしたるは作者の働なりと或人の話なり。此說よし。鳥曉が手翰は淺草の何某が所藏、鮫鞘印籠、日和下駄何れも鳥曉が眞似なり。

○雪駄直し

江戶の雪駄直しはデイ〳〵といふて步くなり。昔書房の主、町內の河岸より出る直しに聞しに、デイ〳〵とは呼あるけども、何と申事か存申せず。古き者に承るべしとて去ぬ。其後いふ樣、デイ〳〵の譯を尋ねしに、全躰は手入〳〵と申事の、デイ〳〵に成たりとも申。又傳と申す直しの上手、デイレ〳〵と云はず、自ら傳々と呼あるきたるより、外の直しも其眞似をして、デン〳〵と申たりとも承り候と云ひたりしとなり。落穗集の拾遺には、古への古手買は兩人にて步き、一人古手買といへば、一人はデイ〳〵と呼たりとあり。大阪の紙屑買はデイ〳〵屑買はふと呼と見えて、義太夫本にあり。京都の直しは箱を背負ひ、直し〳〵と切口上に呼て步く、洛中は編笠を着、洛外は笠を脫ぐ。伊勢にては下駄の齒入

の如きは兩懸の荷にて輕袗をはき、笠なしに直し〳〵と云て歩行く　大坂にては見あたらず。橋の袂道端に常見世を張は江手計と見ゆ。奥州筋にて絶てなし。

○櫻田治助

櫻田治助俳名左交は、壕越菜陽が門人なり。人の趣向を盜むに其狂言の模樣を其儘には盜まず。其狂言の筋の裏を盜む故、新作の樣にて化を顯さずと、松島半二語りき。左交が事を桃木といふは、治助いまだ名もなき書役の時、竹之丞、宇左衞門何やら用事ありて、櫻田を呼ぶにやらうと云はんとせしが、名をうろ覺えゆゑ、桃の木とやらを呼にやれといひしより始まれりとぞ。

○矢口渡

此淨瑠璃の六郎と兵庫は、左傳の程嬰杵臼にて、一躰は眉間像貴なり。道念の狐場は愛護若の茶道□なり。渡場の場は仁德天皇難波梅の生捕なり〔割註〕頓兵衞は仁王なり〕上手の作を上手が盜む故、尻尾も見えず面白く化すなり。上手の作を下手が盜は、誰も其手を喰ふものなく、青松葉でいぶさるゝなり。

○無間鐘

平假名盛衰記無間鐘の段のありやすに。二八十六で文付られて、二九の十八で迷すこゝろ、四五の二十なら一期に一度、わしや帶解ぬ。といふは古きありやすに無き文句にて、其道の數寄人は甚だ不喜する事なり。或人曰く、其新淨瑠璃出ざりし前に、長崎より堺へ大黄來りしを、大坂の藥種やの入札せし事を作りたる竹田出雲の戲筆なり。はじめ大黄一斤十六匁に入れたるが、二八十六で文付られてなり。夫より十八匁に付た所、どうか賣れさうな鹽梅なり、二九の十八迷すの心なり。夫でも賣ぬ故二十匁に付たれども荷も解て賣らず。四五の二十なら、一期に一度わしや帶とかぬ。夫にて相談が調かねたりしが、遂に直段極まり、三日市にて買取たるが黄金印大黄なり。夫を千前軒戲に歌に作て入たるなりと、並木十輔が云けるとぞ。右を筆太夫に語りければ、御蔭にて彼歌が分りましたと悦び、蟻鳳甚だ感伏せしも

二十年餘の昔なり。

○夷の紋

夷の紋に三ッ柏を付る事、元來四の宮源八郎といふ役者、元祿何年やらの顔見世に夷の役にて大當りなりければ、其歳淺草市の佛師の思付にて、木彫夷の胸へ源八郎の紋の三ッ柏を書て賣るに、例年より能く賣たりとて、其狂言を見たる古老の話せし由、故人一粒万倍語りき、予古本の評判記を閲するに、源八が紋は丸に三ッ柏なり。丸なしにも付たるなるべし。去れば本書に夷の紋を書たるは見當らず、畫草紙の夷の紋は皆柏を畫く故、今世に至りて世俗夷の定紋と心得、夷講などの三寶も瓶子も殘らず三ッ柏を付く、これ信長祇園へ寄附の品に定紋の葉を附有りしを、後世天王樣の御紋なりといふに同じ。

○酸漿賣、梅干賣

予若年の比迄は、町人の子供十一二になれば、商ひの仕習に夏は酸漿、冬は梅干を賣らするなり。酸漿賣の形は編笠に三升の紋なり。助高屋とて大谷廣右と中村助五郎が紋とを比翼につけ、一宿吐淺結構の障子手拭などにも附たり。三ッ巾形の木綿縞縫の綺麗なるをはをり、縮の子腹懸をかけ、紺にて用ゆる大たわしの樣に、竹の先へ藁の苞を附け、上の段へ十串、中の段へ五串さし、下の段へ三ッ指二指と見事に指へてさし、もとの方へ荒ほうづきを網へ入れてかつぎ、ほうづきや／＼と云て賣歩く、其比は子供を罵るにほうづき賣めといひしが、近年は親仁の賣物となりて、御子息方は御見えなさらず、梅干賣は桶の側三ッ程重ね、太きかな□にて十文字を懸け、持所へ二寸計なる竹の管を入れ、水洟をすゝりながら梅ぼしや梅干と、物哀れ氣に呼で賣歩く、是も近年は見かけず。梅干山ばかりといひて、紫蘇そらしたる大ぼゝの賣物となる。近來は漬物屋も梅干を賣る。むかしは當物ばかりなりしに、日光唐辛子白晶葱の醉漬煮染など持あるかるゝ樣になれり、

○青工藤赤五郎

梨園の說はしらず。まゝの素人は青工藤赤五郎といひたるとなり。工藤は青隈の敵役、五郎は赤頰に、鎭西八郎桃太郎などの如き振分髮にて、色氣なしの荒事師なり。近松が作の曾我淨瑠璃も共通なり。予が十二ばかりの頃、灰汁打の大美濃へ大薩摩外記節、間には踊歌など書き集たる本十冊ばかり、古本やの持來るを、皆々讀て笑ふを聞き居しが。五郎の道行といふ者あり。時むねの道行なり。蓑笠にて雪道を行く文句なり。せりふなどは「きつくれべい」「赤いは親仁が讓りの類」「てんとひつくらい恭い」「白雪蹈分る赤つ脚」などいふ文句あり。今より思へば時むねめかぬやうなれど、赤つら五郎には能い加減なるべし。工藤は助高屋より白くなりて色惡になり、五郎は白猿工夫にて振分髮をすき上て角髮にし、顏も白くして筋隈にせしより、夫より後は皆その拵へに成りしと、鬼丈語りき。江見屋が前の古板の竹拔五郎は、振分髮に丸目なれば赤五郎なるべし。此說を書ながら不ㇾ圖案るに、彼等中の道行は時むね老母への孝行に、竹の子を堀に行く道にて、夫より竹拔へ行ふと云ふ筋なるべし。狂言堂が考父、白筵が生涯のせりふを記憶し、好む人あれば太朝臣安麿に稗田阿禮が古事記を口傳し。木の島の神の□□へ遊仙齋を傳へたる如く、すら〳〵と云流す事懸河の辯といひつべし。五郎のせりふは矢の根は勿論、その外に五郎こつたい五器楠、赤いは親父が讓りの類（割註）親父は才牛なり。」といふ事附わたりなり。昔の人に白筵がせりふ覺えぬはなし。能々流行し事と見ゆ。何の時にや金華先生、徂徠先生の前にて小夜着を着、綠兩幕を矢にして矢の根のせりふを云ひければ、南郭先生聲を上て賞られし事有りしと、養父に聞りと宥合語りき。此養父は金華が弟子なり。

○朝比奈

元祖中村傳九郎は丹前役者のぬれ事師にて、男能けれど兎角評判なかりしが、進城何某とかやいへるやんごとなき御方、いかなる緣にや。ぞつこん傳九郎贔屓にて、絕えず酒の相手に召れけるが、或年の顏見世も不評なりければ、甚だ心を痛められ、傳九郎を呼で申されけるは、其方今、日の出の出世盛なる

に、いつとても出來したる事もなく、人にもほめられず。其内には年もたけ一生野だつ事も有るまじ。來春の狂言に我工夫の藝をして、夫にても評判を受ずば、思ひ切て役者を止め我方へ來るべし、何れ體をくれたる心に成るべしと有りければ、傳九郎涙を流し、數ならぬ私を厚く御贔屓に成被下候段、冥加至極有りがたし。生肝の御用なりとも違背は仕るまじくと存居る私儀、體はおろか一命なりとても差上奉らんと云ければ、然らば明日狂言作者を同道致して來るべしと有りける故、翌日早々作者を伴ひ出ければ、長者どの早速對面あり。扨作者に申さるゝは、來春の曾我狂言に、傳九郎事いつもの役とは打て替り、朝比奈の役を附け、隨分もぎどうに不調法に仕組、少々存寄りあれば、代稽古にて間を合せ、初日までは傳九郎事此方へ差置く積に計ふべし。是が當座の褒美なりとて品々給はりければ、作者委細畏り、其段を座中へ云ひ聞せ相談の上、狂言も出來上りければ、直ぐさま館へ正本を持參して本讀をし、書拔きを傳九郎へ渡し、稽古は勘三郎門人勤させ、其鹽梅を直に傳九郎へ飲込せける。扨何某樣申されけるは、其方が是まで見たる人の中にて、至て不骨なる物言のおしき田舍人有りやと有りければ、夫こそ私近邊に常陸在の女ありて、物言のをかしき、立振舞の田夫さ常に笑ひものに致す事なり。然らば万事其眞似を仕るべしとて、詞も常陸詞に直し、肩をすぼめ首をくゝめ、足取もをかしげに振を付ける。程なく其年も暮、春狂言明に初日と成りければ、其夜傳九郎を呼出し、扨明日が一生の浮沈なり。評判あしくば其儘館へ來るべし。生涯宛數養ひとらすべし。先づ月代致すべしとて近習を呼出し、申附たる通に計ふべしとあれば、畏て剃刀を取り、厚鬢の傳九郎を糸鬢頭に剃落す。傳九郎心には驚けどもはからひのまゝに成て居れば、長者大に悦び、たゞ能く似合たり。いで引出物をとらすべし。夫々との給へば、□□廣蓋に載たる物をめい〳〵に持出たり。扨傳九郎を近く招き、此素袍は我定紋の鶴丸なり。明日の朝比奈に是を着し、此千持筋の熨斗目を着、侍烏帽子をかぶるべし。扨此掛物は我家に傳來の曾我の蛇足が草摺曳なり。朝比奈の顔色の隈取誠に無類なり。此隈を學びて彩色、明日の出端まで人

に面を見する事なかれと、兼て作らせ置たる釣髭、大太刀、着替の衣裳も鶴盡しの模様を附けて賜はりければ、傳九郎低頭平身して恩を謝し。扨翌日に成りければ、屋敷にて身拵し、顔色は蛇足が隈取を寫したる所、見かわす計の有様なり。夫より直様駕籠に打乘り、幕の内まで乘り込み、出端になりければ大薩摩の淨瑠璃にて、素袍の兩袖にて頭をかくし、花道の中にすまゐ、淨瑠璃にて、「鬼か、「いんにや、「蛇か、「いんにや、「人か、「うんゑへ和田が三男小林の朝比奈だァもさァと、常陸詞にて云さま、素袍の袖を左右へ開き、彼剃立の頭を見せて睨みたる勢ひ、一生懸命と思ひ込たる精心面にあふれ、見物の受け、芝居中の驚き大方ならず、どつと云て讃たりとなり。夫より萬事氣乘もよく、なす事〳〵見物の飲込よく、今度は傳九郎が生れ替つたといふ江戸中の大評判になり、引つゞきて何事も見物の氣に入るやうになり。夫より工夫して立髪の丹前を奴頭にて勤む。是奴丹前の始なり。遂には朝比奈、奴丹前の二ツは傳九郎が家の藝となり。朝比奈の紋は鶴の丸といふやうに成りたりしと、中村舞扇が直話なり。先年市村羽左衞門退座の時、木挽町森田屋にて座本勘彌下原左近にて、五郎時むね羽左衞門、橘の太夫宗元にて、〔割註〕是は家橘の狂言なり。朝比奈の三郎今様の草摺曳の時、家橘が隈取並の朝比奈とは大に違ひたる故、中村重助に尋ねたれは、本書の朝比奈といふ隈取にて、傳授もの〻よしなりといひたりしが、彼蛇足の隈取なるべし。一通りの朝比奈の隈額に二筋目の端に一筋引、則顔を丸に三引の紋になしたる趣向なり

〇永久橋〔濱町〕

江戸砂子に、元祿の頃はじめてかけるとありて委なし。龍雪齋云、昔此邊は永井久世の二軒ばかりなり、兩家より架けたる橋故その頭字を取て、橋の名とせる由なりといへるは面白し。

〇山伏井戸〔濱町〕

同書に、其井名水なりしが中比水あしくなりしに、山伏祈り直したりといへるは、蔵淨貴所めきたり。

濱町邊の國手の説に、昔矢の倉の鎭守に稻荷あり。其別當の山伏の井戸なりし故名付たるなりと申されき。古き江戸繪圖に矢の倉を野の藏と書けり。野先の御道具を入れたる故の名なり。矢にはあらず。

反古籠　終

閑窓自語

閑窓自語目次

閑窗自語

柳原紀光著

○禁祕御抄事

禁祕御抄は、後三條院勅撰なり。兼宣公記およびふるき書目六（割註）俗に仁和寺の書目六といふ。」などにも、たしかに見ゆ。應永の比までは、御府にありしよし、兼宣公記せり。今はつたはらざるにや。たえて聞きも及ばず。順德院の御製の禁祕御抄のみ、あまねく世にひろまれり。これは後三條院御抄につがれて、えらび給ひし事と見えたり。

○假置内侍所於念誦堂事

應安四年、後光嚴院當家柳原の第に遷幸ありしとき、内侍所を念誦堂におかるゝよししるせり。いまの世には、かりそめにもあるまじき事とおぼゆ。しかるに、禁祕御抄に、院の御時（土御門院歟）行幸の時のごとき、念誦堂となづけて、護摩のけぶりにくすぶる所をもて、かしこどころの御在所とすとあれば、例なき事にはあらざるべし。

○大嘗會等再興事

大嘗會は、後土御門院文正元年の後、絶えたるを、東山院貞享四年に、かたのごとく再興はありけれども、辰日に巳午の節會を、たゞ一日の宴會あり。例にかなはざる事多かりしを、櫻町院元文三年に、かされておよそのこる所なく、再興ありて、いまにつたへ行はるなり。新嘗祭も同じみよに、元文五年再興あり。（割註）寛永比よりたえし跡なり。」それより年々の事とはなれり。東山院元祿元年より、新嘗御

新とて、吉田の神祇官代にて、卜部のともがら年々奉仕とありけれども、准的にはあらず。

○公卿勅使例幣等再興事

公卿勅使は後光明院正保四年九月に、例幣のたえたるを再興あるべしとて、まづ廣橋宰相綏光卿を伊勢にたてらる。宸筆の宣命、公筆も御製なり。かねて菅氏のともからに、筆を仰せられしに、この筆の口傳つたはらざるよし、辭し申せるゆゑとぞ。例幣の宣命はかり草進す。奉行は曽祖父一位殿〔資行卿〕頭辨にて、御存知あり。此後、靈元院天和二年五月に、去年の冬、内宮火事により、公卿勅使左大辨宰相宗顯朝臣をたてらる。この時も正保のあとゝて、宣命御草とも、おほんみづから遊ばしけるとかや。曾祖一位殿〔權大納言〕にて、傳奏せしめ給ひける。その後、又櫻町院元文五年三月、代始の公卿、勅使新宰相中將重熈朝臣をたてられて、これは代々の式にとおぼしおきてたりしに、絶えにけるぞほいなく覺ゆる。

○嘗祭事

周公旦のつくられし爾雅に、秋の祭を嘗といふよし見えたれども、わか國には、冬は嘗といへり。これは秋のみのりを冬そなへらるゝゆゑに、嘗といふなるべし。

○和歌三神事

和歌三神は、いま人のしるところ、すみよし、玉津島、かきのもとなり。しかるに、後奈良院宸記に、和歌三神の號を、宸筆にあそばすに、住吉、玉津島、北野等なり。〔割註〕北野は中にあり。御書様くはしくのせらる。いかさま柿本のひとまろは、後世石見に社を勸請せしかども、神號はあらざりしに、中御門院御時享保八年に、この比千年忌におよぶといふ沙汰有り〔割註〕遠年たしかならざる事なりとて、二月一日に、靈元院法皇の御沙汰として、大明神の神號をさづけられ、同じき日に、正一位の贈、陣において宣命あり。上卿は中院大納言通□卿、奉行は頭辨賴胤朝臣なり。柿本大明神の號は、近代の事とい

ふ事、人大方しらず。又三神のうちに、北野のあるといふ事も、しらぬなるべし。

○當家所藏宸翰事

龜山院、後伏見院已下宸翰〔割註〕御記も少々あり。〔多く品持す。〕又後醍醐院御製和歌、〔割註〕しろき小色紙。〔中納言資朝卿〔割註〕侍從どのすけ明卿の御あに。〕にたまふ所とてもちつたふるなり。御うた、

たちかへり身をぞからむるかはり行く人のつらさのあまりなりけり

この外、明正院晴雨亭の勅額あり。これは仙洞に通園の御茶屋とてありけるに、かけらるゝところとぞ。由緒ありけるゆゑに、たまふなるべし。

○明正院河原御所事〔附梶井室事〕

いまの梶井室は、明正院の時に、御幸のためとて、つくられし河原の御所のあとなり。崩御後、かの室にたまはりけるとぞ。梶井の室はもと、たかくみねの邊にやありけむ。

○宇佐使再興事

宇佐使は、應仁のみだれより以前たえてなかりしを、櫻町院延享元年十月に再興ありて。勅使左中將雅重朝臣をたてらる。その後はまたたえにけり。

○靈元院疫癘和歌事

享保八年、病はやりて、人民多くうせぬ。靈元院の御うたあり、

風ふかば本末さのまらにふけ人にあたりてなんの疫癘

此御製より都鄙きゝつたへて、かきしるし、まもりとせしに、やめるものははやく治し。やまざるものは大かたにのがれけりとぞ。

○靈元院[illegible]事

[illegible]時のよまぎみ〔割註〕音祖一位殿御女〕にかたられしは、寶永五年三月八日のあした、東山院〔手

時今上」御前にさふらはれしに、靈元院より御書を進ぜられて、今日は御つゝしみあるべし。おぼしめしあはす所ありと仰せられぬ。そのひる頃より、火おこり、禁裏、仙洞はじめ、諸家人家、社寺にいたるまで、おびたゞしくやけぬ。火事とはなけれども、大變をかねてしろしめしけん事、いみじく覺えしとなむ。

○中御門院笛御堪能事

中御門院は、笛の御上手にて、御管ことにすぐれておはしましけりとぞ。よさりなど、御心をすまして吹きいらせおはしますとき、きつねの、すのこにまゐりて、きゝいたりけるを、ときどき見しよし聞し（本ノマヽ）すけのたきみ〔割註〕光子、東山院、中御門院兩朝女房。」かたられしなり。

○廣南國貢象事

享保十四年廣南國より象〔割註〕本草綱目時珍曰。象出交廣雲南及西域諸國。有灰白二色形體擁腫面目醜陋。大者身長丈餘高稱之。」をわたしゝ術をきゝしに、このけもの、きはめて鼠をいむゆゑに、舟のうちにほどをはかり、はこのごときものをこしらへ、ねずみを入れ、うへにあみをはりおくに、象これを見て、ねずみを外へいださじと、四のあしにて、かのはこのうへをふたぐ。これに心をいるゝゆゑに、數日船中にたつとぞ。しからざればこのけもの、水をもえたるゆゑに、たちまちうみをわたりてかへるとなむ。さて象、本朝にきたる事、應永十五年、南蠻よりくろき象をわたす。この外例見えず。黑象別種なり。〔割註〕羗邏之象皆青黑也。北戸錄曰、廣之屬城循州雷州皆產、黑象牙小而紅。」このたびの象は灰色なり。白象にはあらず。

○召覽象於內院事

同年四月、象を宮中にめし入れて、中御門院御覽あり。臺盤所のまへに引くとき、象まへあしを折りける。ちく類といへども、帝位のいとたつときをしりけむ。やむごとなき事なり。御製和歌に、

時しあれば人の國なるけだものもけふ九重にみるがかなしさ

のちにこの御詠草、敬殿〔光臣の卿〕にたまはりて、もちつたふるなり。又この日靈元院法皇の御所にひかせて御覽ありけるに。このたびは御かしらをたれて、恐れけるかたち見えけるとなん。御製やまとうた二首、

めづらしくみやこにきざのからやまと過ぎしの山はいくちさとなる

なさけあるきざのすがたにから人にあらぬやつこの手にもなれきて

○後水尾院被任往年分官事

後水尾院は、官途の宗作におくるゝをあはれみおはしましけるにや。往年分の官をにんぜらる。位階には常の事なれども、官においては、こと樣なる事にて、その比の日記を見ん人、もはら心得あるべき事なり。たとへば日次には元和二年某宰相とあるに、しゝ補任には、大納言にかけり。あるは侍從それがしとあるも、諸家傳には、中將とのす。ゐとはまぎらはしく宰相にて宣命文などあるに、大納言にて宣命使つとむるが、うたがひ多く、世にのこれり。その後、次第に此事やみけるぞよき事には侍る。

〔○〕櫻町院鶯聖主事

むかしより、延喜、天暦のみかどを、ひじりの御門といひつたふ。その外の御門は、ときにとりてはいふめれども、昇霞の後はいはぬにや。櫻町院はいみじきおほんとくいまそかりけるをあふぎて、いまに聖主と申すなり。このみかどは、中御門院第一のみこにて、新中和門院の御はらなり。享保五年正月一日の曉に降誕あり、およそ、[illegible]おほんなまれは、神武天皇、垂仁天皇の外みおよぼず。

〔○〕入道前攝政家熈公欲辭書院日給簡銘事

享保二十年、中御門院御讓位の頃、院の殿上日給の簡の銘を、入道准后前攝政家熈公淸書あるべしとて、院司右中將隆英朝臣奉行して、簡をつくらしむるに、寸法よりはあつくとゝのへ、書きあやまりあ

らんとき、けづられん料にあつるよし申し持參せしに、入道前攝政大きにけしきをそんぜられ、書きそんじすべきものゝ、淸書をうけ給はる事やあると、かたくいなと申されける。これはもとより院の御氣色にはあらず。隆英朝臣の才學なりけれども、院よりさまへ仰せなだめられて、つひに淸書はせられけるに、隆英朝臣は院より[illegible]るとぞ。故准后内前公かたり給ひしなり。

○櫻町院被尋水火事於神祇道事

櫻町院伯二位雅富卿、權大副二位兼雄卿とをめして、水火のきよきは同じ事なりやとゝはせおはしましける。雅高卿はともにきよきよしを奏す。兼雄卿は水はきよく、火はきよからずとまうす。かさねてそのいはれを奏すべきよし仰せられけるに、火に淸穢あり。水に淸穢なし。これ火に水のまさりてきよきゆゑと申したりとぞ。

○同帝被爲造竹臺事

同じみかど元文五年五月に、竹臺のかたを常の御所の西庭先につくりたてられて、和歌御會などありき。寛政の内裏には、中殿のまへにかは竹、くれたけかげをならべてたてられしにわたり殿。東山のながれは、みなもとはさかづきをうかべてあそぶべく、江津にいたりては、舟をならべ風をさけざれば、わたるべからずのたぐひなるべし。

○同帝御時被修學問所事

これも同じみかど寛保のはじめ、學問所とて、小御所の面にかたのごとくの所有りけるを、さらにしつらはれ、御座なども設けらる。障子の繪は書所の預米芳に仰せられて、時のうたよみに、名所のうたともたてまつらしめ、その心をもて、かしこまる色紙形、是一乘院入道尊昭親王淸書す。又東の座に詩をうゑられ、和歌を講ぜらる。題は梅有喜色とかや。寛保二年きさらぎの事なり。天明の火にやけうせ侍りぬ。

〇同帝愛典侍貢子事

昔のすけ貢子は、故一位資時卿のむすめなり。かたちことにうるはしく、心ばへも人にすぐれ、同じひじりのみかどのおぼえいとほしみふかく、またなきものにおぼしおきてたりしに、延享二年葉月の末つかた、こゝちわづらひて十八歳にてうせぬ。その長月に從三位を贈らる。風記にて〔割注〕消息宣下を本の記といふ。〔宣下あり。〕上卿は故殿〔光綱〕にていまそかりぬ。〔宣命を大内記爲範朝臣例によりて草せしに、いくたびとなく、御覽じすてさせたまひければ、心もとなくは思ひけれど、あしたに詞をつくりて、啼涙屋滴宣謹利真雲哪倍叙痕須味皇女多等降誕無止利志深久悼美惜給利布奈と草せしに、御こゝろにかなひけん。清書すべきよしを仰せられきとぞ。

〇中御門院感押小路前中納言實岑和歌

元文二年きさらぎ十三日、院〔中御門院〕にて和歌當座御會ありしに、押小路前宰相實岑卿不逢戀といへることを、

もがみ川浮瀬は稲もいな舟のいなとばかりに過ぎ行くはうし

院、この日御製を實岑卿にたまふ。

もがみ川いまそのぼらぬいな舟のいなとばかりにすてもおかまし

すなはち禁裏に〔割注〕于時主上櫻町院〕仰をせられて、同じき廿一日、權中納言に任ぜらる。そのころの美談にて、中御門院の御製一首をぬ、あなたに見そなはしめおはしまさぬ事と、世の人あふぎしとぞ。よて實岑卿は、いさゝかかゝる心ありて詠ぜしにあらずと、かたく辭し申しけるとなむ。今の人ならば、よし心なく詠ずとも、かゝる叙慮をかうぶり、つかさなどたまはらむとならば、心ありて詠ぜしとやいはむ。古當にもまれになる時は側直しとは、このことにや。

〇櫻町院明正前帝令賜和歌於故殿事

櫻町院のすべらき元文五年八月十四日、御小座しきにて月を御覽じけるに、東にあたりて笛のねきこえければ、故殿にてやおはすらん。歌よみてつかはすべきよし、冷泉三位爲村の御前にさむらひしに仰あり。とりあへず、歌をおくらる。

秋のよの月にきこえて雲井まですみのぼる笛の聲もさやけし

この笛、故殿にてはおはしまさゞりければ、後日、そのよしをば奏し給ひけるとぞ。たゞし御返歌もありしやらん。御記にももれ、又爲村卿の集にも、のせざるよしきゝ侍るなり。

○同帝右中將重熈彈正少弼氏榮等事

同じみかど右中將重熈のうるはしきと、彈正少弼氏榮のきよらかなるとを花紅葉と仰ありて、めでおはしましけるごとに、重熈朝臣は寵遇ことにあつかりければ、のちには權勢もありしなり。周大王の君子なるも、色をこのみて、二の妃を愛し、漢の文帝の賢なるも、鄧通を寵して、蜀の銅山をあたへしたぐひなるべし。およそ民とともにするときは、色をこのみ、たからを愛するも王者なりと、孟子にもとけるならずや。

○中御門院重滿二位宣通事

伏原故二位宣通卿は、させる學才もあらざりけれども、中御門院御讀の師にて、ことの外重んぜられ、直衣などもゆり、又林和靖の繪の間に供すべきよしなど仰せらる。〔割註〕此間はちか頃、議奏たる人の候する所なり。」これは內々の事ながら、例なき事のよしきゝおよびぬ、往古侍讀の人、清涼殿よりまがへるの時。殿上人×××とるの例などにもかなひはべらん、いみじき事なり。

○桃園院恩顧事

甘露寺前大納言篤長卿、童のあひだ桃園院めしつかはさせ給ふ。〔割註〕近代兒二人內々うちにめしつるゝ例なり。院にもあり。」かのちごいとあてにらうたげなりたれば、人しれず心をかけ、□をいかゞきこ

しましけん、とのゐしける夜、人しづめて、かの兒きたりて、まめやかにかたらふほどに、時義をはかりしに、内へ叡慮にこまたれりとなむ。あるは御前にて、ものなどたぶるにも、かの兒にはわが前をやくれよなど、御氣色ありしとかや。予微弱のあひだといへども、思顧身にあまれり。和歌もいまだ師をさだめざるうちに、内々御當座のときめきる。蹴鞠も同じく御あひてにまゐりぬ。高倉流の紅葉を折りし□□のに風流ありと仰せられけんためしもおもひでゝ、かしこまりぬ。

○桃園院御學問事

清二位宣條卿つねにかたられしは、桃園院の御學問は、後光明院このかたの事にておはしますなり。されど易の口傳まで申しいれしとぞ。後光明院の後、この事なしとの給ひき。

○櫻町院和歌御堪能事

太神宮御奉納の御うたに、春曙といへる事を、櫻町院のよませ給ひける、

宮川や千木たつかやが軒見えて杉村かすむ春の曙

いせに參りしもの、この御製にすこしもかはる所なし。見そなはしめ給ふこともなく、自然に叡心の通ずる所を感じけるとなり。つらくへあんずるに、此御うたは御堪能ばかりの事ともおもはれず。天智天皇の、秋の田のかりほの庵の、とよませ給ひしに、哥據として、萬乘の天子にあらずして、たれか詠ぜん。拜吟するごとに、ひじりのみかどゝぞおもひ侍る。

○桃園院御鞠事

桃園院の御まりは、ことにすぐれておはしましける。時のまりあし皆及ばず、後鳥羽院このかたと人いへり。うちにかんかふるに、後伏見院も御上手にてあり。其後は御堪能の沙汰をきかず。十五六七歳のあひだ、御こまりには、御あひ手に參りて、御ふるまひを見たてまつりしに、くはしき事はしらざれども、難波〔割注〕宗建卿、宗城卿〕飛鳥井〔割注〕雅香卿、雅重卿〕などのごとき、さわがしきものには

あらず。御まりの拍子ゆるやかに、御あしなどのひきゝて、その後もたえて見る事なし。

○雁再活事

同じみかどの御時、一條前關白道香公、雁をたてまつらる。すなはち龍池にはなちおかる。この雁、外より前關白もらひて、庖丁せんとて、まづ膳棚におくにぞ、せいしことであるきけるゆゑに、めづらしきことなれは、たてまつるよし奏せられぬ。寶曆九、十年のあひだのことなり。

○怪鳥啼宮中事

安永三年卯月なかばばかり、まだ宵のことなりしに、夜の御殿のうへに、手車をひく音していとおどろおどろしく。後桃園のみかどきこしめし、あやしみおどろかせ給ふ。女房殿上人なども、あともなきまへず。いかなる故ならんと恐れあひぬ。御めのとのこゝろきゝたるが、御庭にいでゝ、御殿のうへを見やりたるに、鳩ほどの鳥、夜のおとゞの棟かはらのうへにゐたり。月のころなればよく見ゆ。〔[illegible]註〕目の色はわかずとぞ。しはし見ゐたるに、南をさしてとびさけれは、あやしきさはぎもたちまちにやみけるにぞ。かの鳥の聲とはしられけるとなむ。後日御前にまゐりけるに、くはしく物語あり。程へて或人かたりしは、東山若王寺の深林に、うめきどりとなづけて、たまたまなく事ありとぞ。いづれあやしき事なれば、内々上﨟局忠子朝臣〔姉ぎみ〕をもて、内々御祈あるべきよし申し入れしも、うちおかれず、御沙汰ありしなり。

○禁中無蜥蜴事〔附子規事〕

後桃園院仰せられけるは、禁中にとかげといふ虫すまずと、かねてきこしめしけるに、安永七年の春、御庭にめづらしく御覽ず。又去年の夏、女御御方の内へ渡御ありしに、子規の木にゐしを、間近く御覽ぜらるとぞ。この鳥、宮中に集まる事このましからず。ともにめづらしき事なり。このみかど、御徳もいみじくましませしに御代久し××××××。

彈正尹直仁親王蹴鞠堪能事

閑院故彈正尹直仁親王〔割註〕東山院王子。」は、まりの上手にて、さきへこけ行くまりをも、すくひかへしあげられけると、故殿仰せられき。

○同親王說鞠事

同じころ、源三位庭仲卿も、よきまり足なりけり。難波前大納言宗建卿とたち合ひてけるに、庭仲卿ふたつばかりあぐるうちに、大かた宗建卿にとられぬ。やすからずおもひて、直仁親王家にまゐりて、宗建卿を上手のやうにいへども、人のまりをとる。いかでか法にはべらんと申しければ、親王こたへられけるは、人にまりをあたへぬうちに、人にとらるゝは、大かたまりの身に遠きゆゑなり。とらるまじとおもはゞ、身にちかくけるべきよし申されければ、答ふるに詞なかりきとぞ。櫛笥前大納言隆望卿のかたられしなり。

○土御門里内小御所庭作事

土御門里内小御所御庭は、寶永火事後、醫師素仙といふものなどつくれりときけり。たしかならざれば、かさねてたづぬべし。ことし〔寛政九年〕又池をひろめ、はしをそへられぬとぞ。これは植木をあきなふものゝ立ちよりてつくりぬるなり。日野大納言資矩卿、内々申沙汰にて口入せりとなむ。

○櫻町仙洞後庭作事

櫻町仙洞〔割註〕當時院御所。」この地は、天正十四年、正親町院御讓位ののち、仙洞にもちゐられし地にて、代々の洞裏なり。櫻町のみかど御脫屣あらんとて、この地に仙居をつくられ、延享四年二月廿八日、この後、櫻町殿と稱すべきよし仰せらる。〔割註〕元はたゞ下の御所といひて、地名のさなたしとぞ。」さて此御庭は、きはめてことゝしあるつくりざまにて、心をつくせる事、なべての庭のおよぶ所にあらず。近衞准后内前公仰せられしは、太政大臣秀吉公のつくれる庭なりとぞ。のちにその頃の日記をかんがふる

に、秀吉公編ばりなどみづからいとなまれし事など見ゆれば、さもあるべし。その比、名をえし庭つくりをよせて、このまれし事とぞおぼゆる。

○近衞准后内前公被召鵜飼於庭池事〔附彼第庭事〕

近衞殿今出川の第の庭は、延寶の火のゝち、應圓滿院前關白基熙公のこのみつくられしとぞ。故准后内前公かたり給ひしなり。この庭の池水にて、天明三年の事なりしに、鵜飼舟をまうけられて、見物すべきよし、かねて内前公仰せ合されしに、まゐるとて見侍りぬ。河にて見れば、今一入の興ならんと覺えぬ。むかしは大井川など、ちかき所にも有りけん。今は美濃、尾張などのみにてのこれりとなん。このうかひ人も、尾張よりきたれりとぞ。

○九條准后尚實公天造明月樓事

九條故准后尚實公は、明和元年に〔于時左府〕大きなる樓を、さかひ町の第につくられ、清三位宣條卿に記をかゝせて、明月樓となづく。天明の火にのこるところなく燒けうせぬ。この公は漢才ありて、から樣なる事をこのみし大臣なり。

○詠茸狩於和歌事

寬延二年九月々次和歌御會に、故殿狀山といふ事をよみ給ひける、

あかず猶茸狩りくらしかへるさにこのみをひろふ秋の山ぶみ

櫻町院〔于時上皇〕仰せられけるは、内々の和歌には、この後よみ入れてもくるしかるまじくとぞ。それよりこのかた、たけがりのことをおほやけわたくしのうたにも、人々よみ侍るなり。又この事をあんずるに、ふるき事にて、古今集にも、北山に僧正遍昭とたけがりに、素性法師のまかられける事見えたり。〔割註〕後西院、天和三年八月秋の山といへる事をよませ給ひける、

またもこんけふはもみぢを松がれにたけかりくらす秋の山ふみ

〇桃園院二宮貞行親王〔伏見殿〕七歳和歌事〔附令失明給事〕

桃園院の二の宮、さだゆきのみこは、いといとけなくおはしませる時より、兩眼ともにうしなはせ給ひぬ。そのさとく何事につけてもかしこくましませし事、いふばかりなし。なゝつの時、雁のこゑをきかせ給ひて、

いく里をこえてまつらん秋のよのさやけき月にわたるかりがね

二の宮、明和九年十四歳にて薨ぜられぬ。崇德院の二の宮、むまれ給ふとしより兩眼見え給はで、大治四年閏四月、六歳にて薨ぜられけるよし、中御門右大臣宗忠公の記に見えたり。

〇仁和寺入道一品深仁親王自切叡敍事〔附菩提院榮遍僧正事〕

菩提院前大僧正榮遍は、長者もへし人ながら、才學うとく、年よるまでけんやくをもとゝして、召しつかふ人も、ひとりふたりにすぎず。財をつみて、寺の修復などねんごろにいとなみ、又手づから草などをひきて日をおくり、嚴寒といへども、ひとり一つの外は寺におかずとなん。仁和寺深仁親王をさなくて得度あり。この僧正戒師成りければ、宮、ならびの岡の坊にはじめてわたり給ひけるに、庭を見給ひて、青苔ひらにあつふしてと口ずさみ給ひけるとぞ。權僧正覺遍、後にかたりける。

〇仁和寺入道一品深仁親王再號伽藍事〔附自雙岡移北事〕

後南御室覺深親王、今の伽藍をはじめ、再興せられんとて、大猷院贈太政大臣家光公に所望ありけるに、寛永十一年たちまち許容あり。それより經營としをかされ、正保三年に雙岡の邊より北へわたましありて、今に火災もなく、いとをごそかなり。この後、ならびの岡のほとりをふせ御所といふなり。

〇渡唐天神畫感得事

渡唐天神の御影とて世にあり。いかなるいはれにや。いぶかしくおもひ侍る。しかるに寶蕊院故周琮禪尼〔いもうとなり〕樹の下の寺にもちつたふるは、逍遙院入道前内大臣實隆公の畫なり。紅梅の枝をもち

て、書きおくられしよし、くはしくしるしゝ紀そへり。周琮禪尼にかりて、うつしおかましとおもひけるうちに、世をはやくせられぬ。その後、住持の尼もかはりて、折をえて天明八年の火に、寺もやけぬときゝて、とぶらひしに、かの御影の事は、くらに火入りて、文書の類みなやけぬ。そのうちに有侍りけむしらず。それよりちかき先師〔周琮禪尼〕の書きおかれし經類など、ひとつもとりいですやけぬるよしかたりぬ。あまり便なくおぼえて、周琮禪尼の書かれしものなど見いでゝ、佛具などそなへてつたはしぬ。さてことし〔寛政五年〕はからず、高雄山の寛耀法師のうたせし畫像に、頓阿法師の讃かけるを感得しぬ。〔割註〕先年逍遙院の畫見及びしに、すこしもたがはず。讃にいはく、異國の人、天神の御影を夢中に感ぜしまゝに、うつして渡せしを、寛耀法師うつしゝに讃すとて詩をのせり。貞和二年秋とあり。これによてふしんをはらしぬ。あんずるに、異國よりわたしゝといへるも、およそ其比の事ならんかし。

（同天神事才學）

入道長親卿〔割註〕花山院流、但南朝後出家號料世。〔兩聖記には、むかし無準和尚〔號佛鑑禪師〕於異國の經山にすみけるに、日本の菅丞相となのりて、受衣ありける。其かたちをうつしけりとぞ。また明德の比、釋の月溪伏見殿にて、夢に菅丞相を見侍りけるに、からの服をつけ給ひける。その御かたち、無準の異願にて、うつしおく御影にすこしもたがはずとなん。又後十輪院前内大臣通村公の宇治興聖禪寺記に、先年新院〔明正院歟〕勅筆の渡唐天神の讃を納めらるゝといへり。

（呪厭因夢丑未札事）

いま春日の御やしろ、廻廊みづがきのあたりに、丑ひつじと紙にかきて、多くおせり。これは奈良の人、夢見の心にさはるときかきておせば、わざはひをまぬかるゝまじなひと、いひつたへてする事なり。御驗記などにも、このまじなひのふだを繪にうつしてはべれば、ふるき事なるべし。との事、春日社

にはかぎるべからず。御門かたにても、凶夢とおもはん時、このふだを、ちかきあたりの社にも押すべきなりと、人にもをしへ侍りしなり。

○春日御驗記事

春日御驗記二十巻は、繪所のあづかり右近の大夫將監高階の隆兼がかけるに、詞書は圓光院前關白基忠公、後照念院攝政冬平公、權大納言冬基卿、一乘院良信僧正あはせて父子四人、他人をまじへずかきて、延慶二年奉納せられしなり。近頃聖護院のかり皇居より土御門新内裏に遷幸のとき、馬くら弓やなぐゐ、くさ／＼の調度など、ことにさたありしに、此繪によりて多く再興せられ、時の關白輔平公といひ、又この繪、ちかごろ勸修寺大納言經逸卿のもとにあり。遷幸の傳奏ぞんし、かた／＼時にあひしといふべし。

○近代社寺文書等分散事

近頃は、神社、佛寺にふるくよりつたはれる縁起文書なども、うつすとてとりいで、はてはこがねのかはりに、ながく人の家のたからとなる。なげくべき事なり。

○東福門院御簪事

東福門院の御かんざしとて、富家にもちつたふるあり。こがねにてつくり、うへに三色のたまをつゝみつけたり。安永年中、そのかたによりて、しろがねにてつくらしめ、三色のたまをいれて、家内のものにささしむ。内院の女房、あるは女なる人々など聞きおよび、所望ありてつかはしぬ。されば玉えがたきによりて、つくらしむる事かたし。そのうへ、これはいやしきものゝさすかんざしにはあらざるべし。のち／＼心をうつし、世間の人は、宮女のはじめまでのごとく、花すゝきなどのみゝかきなきかんざしをさすべし。この玉のかんざし、ふるものしりがほなる人々にかたりていふ。かんざしに玉いるゝこと、いにしへはなき事なるべし。所見なしと。此ちかき書にあり。古今和歌集第七のまきの詞書に、

五節のあした、かんざしの玉のおちたりけるを、たがならんとたふとびて、河原の左大臣のよめる、
ぬしやたれとへどしら玉いはなくにさらばなべてやあはれとおもはん

〇世俗簪造始事

或人かたられし、今の世、をうなのさすかんざしは、享保のはじめまではなかりけりとぞ。それよりかんがふるに、繪草紙などを見るにも、その頃までは、かんざし髮搔のたぐひをすべてさゝず、しかればちか比の物なるべし。又ふるき人のものがたりをきくに、享保の比までは、女のこどもなどは、花すゝきなどのかたしたる白銀のかんざしをさしけり。しかるに御厨子影故若狹守宗直、わかゝりしより好事のものにて、みゝかきをそのはなのうへにつけてつくらしめ、かんざしみゝかき、通用たよりありと思ひて、人におくりしに、たよりあるものなればよろこびて、しだいにつくりそへ、色々このみをくはへ、今は貴賤となく、しろがねにてつくりて、さしもてあそぶ事にはなれり。それかんざしは、髮のかざり、みゝかきは理髮の具のうちなり。そのへだてをわきまへず、たかき人の用ひらるゝは、くちをしき事なり。宗直は時の興にてやつくられしならん。しからざれば遠きおもんばかりなしとやいふべき。

〇若狹守紀宗直朝臣事

かの若狹守紀宗直朝臣は、才學あるものなり。寶石類聚といへる書をつくりけるに、類本もあらざりければ、天明の火にやけうせて、名のみつたふるなり。このもの清凉殿、紫宸殿のくはしき圖を、ふるき文書によりて、かんがへつくれり。裏松入道右少辨光世は、〔法名固禪〕門弟として、かの兩圖にもとづきて、近比の內裏は口入してつくらしむ。閑院里內をうつされしとや。〔割註〕入道固禪は大內裏圖考證の作者なり。」

〇伊呂波與加京字事

よの人、いろはの手本をかくに、京の字をおくにそふ。ちかごろの俗事と、皆人わらふめり。此事、康長が

名抄につぎたる才學ある祕書なり。世俗の事も、みだりになんずべからずと、先人〔故一位殿〕つね〴〵仰せられしなり。又頓阿法師の高野日記にも、京の字をいろはのおくにくはへて、四十八字のうたを詠撰びし通用古紙といふ書に見ゆ。〔割註〕康長は明應、應永ごろの人と見ゆ。氏系かんがふべし。〕順の和ぜしなり。

○當家念誦堂事

寶永の火に、當家中筋の第もやけぬ。敷地の北ざまに念誦堂ありて、本尊あみだ佛、ふるくよりつたはれる木像となむ。これもとりのけえずやけぬ。曾祖一位殿ことにをしみ給ひしとぞ。その後は念誦堂もなきなり。暦應のころ、梅寮どの〔割註〕すけあきらの卿。〕柳原の第をつくりみがゝれし時、立てられしあとゝて、萬治の火のまへより、中筋の第の念誦堂はありけり。玉葉承安三年十二月に、月輪攝政兼實公、民部卿入道殿〔割註〕すけなりのけふ。〕日野下莊の持佛堂を見られし事をしるされしなり。

○當家植柳事

寶永の火までは、當家中筋の敷地、東面五十間ばかりもありしに、東のかたの築地のほとりに、いと大きなる柳ありて、梨木町におほひ、葉のしげる比は、日をもらさで、おのづからひろもをぐらく、よるは鋤の火のあがりおりするとて、子どもなどおそれけるとぞ。同じ七月二日の大風に、東のかたにたをれぬ。十丈にもあまれる木なりければ、枝はやがて京極通におよぶとなむ。さて當家には、室町のかみ柳原に、梅寮どの〔割註〕すけあきらの卿。〕里第をたてられしゆかりとて、居所をかふるにも、かならず柳をうゝるよし、曾祖一位殿仰せられきとなん。今の第〔なかすじ〕にも、やなぎ數株あり。去年〔寛政四年〕岡崎に新第をつくらしめしにも、柳をうゑおかしめぬ。

○當家紅梅古樹事

寶暦の末までは、當家西の庭に、紅梅の古樹あり。花もうるはしく、たかさ一丈あまりにて、南北にさ

しひろごりたる枝九間にあまれり。木のもとはふたかゝへばかりなり。この木、萬治四年火のとき、若木にてやけのこり、又寶永の火に、枝はやけぬといへども、かれずして、ふたゝびしげりけるゆゑ。火よけのためと人いひならはせり。しかるにとしをへて次第にかれはて、わづかにもとつ枝のはなのみぞ、むかしの春をのこすらんと、いとほしみもふかゝりけるに、時きたりけるにや、天明の火に、のこるところなくやけうせぬ。およそ百二十年ばかりの木なりけんかし

（當家猫靈神事〔附不入盲於當家中〕

いつの比にや。猫の怪異とて、よろしからぬ事のみうちつゞきける。當家の御傳ふるきねこをころすといふによりて、遠祖あんずるに、〔割註〕後の安勢どの、業光の卿か、驗者に仰せ合され、かの靈を當家守護神のやしろ地より、第二のうちに勸請せられ、猫靈と號す。これによりて當家には猫をころす事を制すべしといひつたふるなり。また故殿〔光つなの卿〕仰せられしには、當家に盲女を召し入るゝことをせず。〔割註〕ことの子細つまびらかならず。」ある時、門をあやまちて入る事のありしに、不便の事ありとぞ。

當家書府事

萬治四年の火に、當家文書のくら〔割註〕夜々くらなり、古代のものとぞ。〕北の敷地にありけるがやけぬ。書ども少々とりのくといへども、火、急にしてのこるところ十の一にも及ばず。遠祖兵部卿殿〔俊言の卿〕一流の文書を梅寮どの〔割註〕すけあきらの卿〕につたへしめ給ふ所にて、たび〳〵の兵亂にあはれしかども、およそつゝがなくもちつたへたるを、大かたにうしなひぬ。なげくにも猶あまりあり。この外、身の具ふるき調度などいふもさらなり。その後、寶永の火にも、くら一字やけぬ。又文書をうしなひぬ。天明の火にこそ、五箇所のくら一字もやけず、文書一卷もやきうしなはず。ひとへに祖神の加護とおぼえ侍るなり。

一當家辨財天事

辨財天は、當家領守の地より第三のやしろにおはしまして、代々信じきたるなり。殊に高祖一位殿〔資親の卿〕御信ありて、さま〴〵の御願書なども、いまにをさまれるなり。予十六歳のときなり。信じたてまつるに、はからずも弘法大師のうつされし御影〔割註〕大黑毘沙門十五童子あり。」を、或人のもちたふるをおくりぬ。のちに其來院前大僧正宥證〔割註〕のちに菩提樹院といふ。」に見せしに、渇仰すくなからず。凡、居毘沙立辨といひて、辨財天の立像はまれにして、靈像なり。此像たち給ふに、又わきにおはす毘沙門居像なり。よのつねのものにあらず。秘藏し信仰すべきよしかたられき。又その後ほどへて、東寺成院にもたつたはれる、三面地形の辨天の靈圖〔割註〕まんだうのごときものなり。これも弘法大師の圖せらるゝところといひつたふるなり。子細ありて、またゆづりをうく。この御影は、秘密の事にて、大かたの僧徒などしるものなしとぞ。當家に年中三度〔割註〕正月、五月、九月、眞言の行者を請じて、一印法を修せしむ。子孫にいたりても、ゆめ〳〵そりやくあるべからざるよし申しおくなり。

一高橋家辨財天事

高橋家の辨財天は秘佛とて、厨子に封じて、くらに納めてあるなり。故儀同三司兼胤公、ことの外の信仰はせられけれども、つひに拜見せずとなん。たゞし予ひそかにきゝつたへたることあり。たけ四寸ばかり、毘沙門、大黑、十五童子おの〳〵たけ二寸ばかりにて、岩のほらのうちにおはすとぞ。佛師のつくりしにはあらず。驗者の作ならんといへり。

一當家中筋敷地事

當家中筋のしきちは瑞光院、嗜儀同殿の養女かめの方の〔割註〕八幡の祠官清水加賀守宗清のむすめなり。或は田中坊のむすめともいふ。」すまれしところなり。當家一條室町の敷地荒廢の後、この所を嗜太政大臣〔割註〕實頃東照權現へ所望ありて、すみつたへきたれるとぞ。それゆゑ此地は公家より賜ふ地に

あらず。又もとめえし所にもあらず。されば享保のはじめにも、寛政元年にも、この事たづねられしとき、尾張大納言頼宣卿の母ときくところなり詮しいだしゝなり。龜のかたは、太政大臣〔家康〕室にて、尾張大納言頼宣卿の母ときくところなり

○天明火後小佛數兩現中筋第蹟跡事

天明八年の火後、當家中筋の第の灰のうちより、五分ばかりのかなぶつを、ひとつふたつひろひしものありて、岡崎の別莊にもてきたり、所持のほとけにやと申しゝに、かつて見しらぬ佛なれば、いとふしんなる事なり。よく〳〵たづねよといひつかはし、又こと人をもさがしもとめにつかはし、しかるに日あらずして、數多のほとけをしき地にえたり。見るに同じほどのかなぶつなり。又ふるきかとの厨子ひとつありて、そのうらに同じさまなる佛のこりてあり。その厨子のとびらのうちに、此五體のほとけの名あり。さてはその數あるべしと、いよ〳〵もとめしむるに、此三體はつゝがなくのこり、二體は絶して全からずといへども、つひに皆いでぬ。佛師をめして見せしむるに、弘法大師の作られしほとけといへり。いとふしぎなる事なれば、あらたに厨子をつくらしめ、當家にあんちせしなるなり。されば かの大火の日は、ことの外の烈風にてありしかば、いづかたその佛堂の火のうちに、紙の厨子に小佛をいれながら空にあげ、風にさそひて、當家に落ちちりしなるべしと、皆人申し侍りしなり。

○當家古人形事

當家にふるくよりもちつたはれる人形あり。兒の座せるかたちにて、一尺ばかりなり。緬丸となづく。靈ありといひつたふるなり。明和七年の比、ひでりのとき、紫竹村の領所の百姓、雨ごひのために、かの人形をかりたきよし申すによりて、かしつかはしぬ。これは先代に、ひでりのときかりて雨乞して、雨ふりし例あるゆゑなりとぞ。このこと、高祖〔資ゆきの卿〕曾祖〔すけかど卿〕などの御時にや。くはしくしれがたし。明和にはかしけれども雨ふらず。さて此人形、〔いもうと〕故光子〔割註〕日野大納言資矩室。〕かりたきよし申さるゝによりて、かしわたしぬ。しかるに程なくうせられ侍りて、その後もとめつかはす

に、いづちにや入りまぎれけん、みえずとなん。もとよりしひて益なきものながら、ふるくつたはれるものゝうせけるは、ねんなくぞおぼゆる。

○造念誦堂於當家事

寛政七年やよひばかりに、當家中筋の第、東のかたに築地そへて、念誦堂をつくらしむ。〔割註〕たゝみ六帖ばかりして程なり。本尊大日如來昭士、地藏觀音を安置し、又先祖代々の靈位をかげどのに、予みづから書きてまつるなり。さて本尊大日は、先年ある僧の本よりもとめえぬ。もとは清和院にありし像なり。二百年ばかりのものといふ。木にて作れる座像なり。地藏觀音は、内山の上乘院亮觀法印よりもらひし、いはれある佛像なり。おの／＼五百年よりこのかたのことにあらず。

○弄蜘蛛語

土御門前二位泰兄卿かたられけるは、享保のはじめ、世に蠅とりくもとかやいふ虫をもてあそぶ事あり。風流なるちいさき箱に入れて、蠅のいる所へとばせてとらしむ。一尺二尺など遠くとぶをもて、最上とす。よくとぶ蜘は、あまたのこがねにかへて、あらそひもとめ、鬪合をして、博奕に及ぶのあいだ、武家より制してやめしたとぞ。世にめづらしきもてあそびもありけるなり。

○逢猪老士語

前土岐豐前守原武陵入道、村田竹寂身なり。」かたりしは、寶永のはじめつかた、相國寺のあたりに、としよりさて固觸をなして、世を渡る士あり。たけもひきく、やせからびたりければ、いれにもさせるわざもあらざるよし、人いひあへり。しかるに、かの士あさとくおきて、かどにたゝずみけるに、はからずも、手負けるある猪のかけきたり、にぐべきやうもあらざりければ、もたる杖にて一打にうちけるに、猪はすそりけれは、ふたつに折れけり。ゐのしゝはやしらの骨をうちくだかれ、つひにたふれぬ。これを見て、日ごろ心ゆかずおもひけるものも、今おくく年老いても、年來の習練むなしからさる

事を感ぜしとなり。

○通鳥語女語

前對馬守藤原祐良〔家人圖書答〕かたりけるは、萬里小路前大納言尙房卿としひさしくつかはれける女の、鳥のこゑをよくきゝしるよし、かねて聞きおき侍りしに。ある日、かの家にまゐりて待ちゐけるあいだに、からすのいとうなきければ、かの老女、おくの方よりいできて、あしきからすなきかた。人にけがあやまちあるにこそといひしほどに、しばしありて、臺所に、下仕の女の庖丁にて、手のゆびをきりしとて、なきさわぐ。さてこそかの鳥の音をしるときゝしに、つゆたがはざりけりと感ぜしにこそ。公冶長のためしもおもひいでゝ、ふしぎなる事なり。

○公冶長并百鳥語書事

少納言藤原通憲入道〔信西〕の所持の書目錄あり。めづらしき書ども多し。そのうちに、公冶長并百鳥語一卷としるせり。むかしはかゝる書も、わが國にわたりけむ。今は人の國にものこりしや。きかまほし。

○見異鳥於山中事

天明いつゝのとし彌生ばかり。かれこれとなびくわらびを折りに、如意がたけにのぼり、いざやこの山のあなたなる湖をながめんとて、峯いつゝむつばかりもよぢけるとおもふに、比巴のうみひろ／＼みゆ。人と具して、しばしやすらはんとするに、あはひ六十間ばかりへだてゝ、山のかたはらに、ならの木ひきくしげりひろごりたるうへに、いと大きなる黑きとりすみゐぬ。からすによくにて、よついつゝばかりもあはせたらんほど大きにみゆ。ともなるものゝうちに、見おけてこんとて、二十間ばかりちかよるうちに、とびさりぬ。つばさひろげしさまなど、いかなる鳥ともわきまへがたし。吉野拾遺物語中、くろき怪鳥いでしことしるせり。いかさまよのつねの鳥にはあらじといふに、皆人おそれていそぎかへり

ぬ。

○見せばやといふ草名語

故民部卿入道爲村卿かたられしは、今世に見せばやといへるくさ〔鎭火の種〕をうゑもてあそぶ。これはかの卿の父大納言爲久卿の和歌の門弟に、吉野山の法師にてあなるが、奥山にて見侍りしくさとて、和歌をそへて贈りし。そのうたの句に、君にみせばやとの詞あり。これによりて、見せばやとなづけおくよし、爲村卿の返事ありしを、たしかにみられけるとなむ。

瑠璃をだまき草事

松前よりちかき海中に、小島といふ所あり。その所に、をだまき草〔樓斗菜〕といふくさの、るりの色にさけるあり。そのたねを安永中に、たかの入道中將隆［］朝臣のもとへ、松前守護のものゝふよりおくりしをうゑて、近ごろ世に多くなれり。故主殿權助佐伯職朝臣の弟に、蘭山といひて、博識のものあり。このくさ、世にしれぬうちに、見せける人のありしが、いづかたよりきたれるやらん。めづらしき草なりといふ。たづぬる人しらずといへりければ、つら／＼なほ見て、この色は海邊に生ずるなるべし。花の色を見るに、東國のものならんといへり。その道をえし人の見るところ、いさゝかたがはざりけりと、見せし人大に感ぜしなり。

○右少將公風〔裏辻〕美なる事

裏辻少將公風は、そことなくうるはしく、男女老若によらず、めでまどひけり。參内の日などをはかりて、ものまたにいでゝまち見る人もありしとぞ。元文三年に、はたちにて四位にものぼらずうせぬ。これに懸想したる人々の執念つけるにやと、人いへりけるとなん。この人十五歳までは、中御門院〔于時在位〕のちごにてめしつかはれけるに、いとめづらかなるわらはすがたにて、女房などに多く心をうごかしゝ、なにとなく、内もそゞろ／＼しくて、時義にもかゝりけるとぞ。衛の彌子瑕漢の董賢にも劣るまじき

よそほひにやありけん。

〇毒虫螫時藥物事

蝮蛇のさせしには、しぶかきをすりて、そのふちにうちぬれば、その外にはれわたらず。次第にせまくぬるに、毒刺おのづからぬけいづとぞ。柿なきときは、しぶをぬりてこれに用ふとなむ。又こせうの粉を帶ぶれば、はみちによらずといへり。むかでのさすには、にはとりの糞をつく。蜂のさすにはいもの葉の莖をつく。皆妙なりとなん。心得べき事。

〇近江水虎語

近江なりけるものゝかたりしは、湖水にかはら〔割註〕水虎俗にかはたらう、あるひはかつぱなどいふなり。おほくあり。人をとり。あるはかどはかし。又はよふけて、人の門戸にきたりて、人をよびなどするなり。これをさぐるには、麻からをおけばきたらず。又さゝげ〔大角豆〕をいむ。これを帶ぶる人にちかよらず、又舟に鎌をかくるも、これをさくるまじなひといへり。

肥前水虎語

肥前のしまはらの社司某かたりていふ。かの國にもかはたらう多くあり。年に一兩度ばかりは、かならず人を海中に引き入れて、精血をすひてのち、かたちをかならずかへすなり。いかなるものゝさとりしめけるやらん。かの亡屍を棺に入れず、葬らず、たゞ板のうへにのせ、草庵をむすびに取り入れ、かならずしも香花をそなへずおけば、この屍のくつるあいだに、かの人をとりしかはたらうの身體らん壞して、おのづから斃る。しらざればかはたらう人間の手にとらふべきものにあらず。いはんや、いづれのとりしといふ事をもしりがたし。いと奇術なりとぞ。かはたらう身のらんゑするあいだ、かの死がいをおくやのほとりを、かなしみなきめぐる。人そのかたちを見ず。たゞこゑをきくとなん。もしあやまちて香花をそなへしむれば、かはたらうかの香花をとりかへり食すれば、その身らんゑせずといへり。棺

に入れ葬れば、これも蟄るゝにおよばずとぞ。およそ、かはたらう身をかくす術をえて、死せざれば見る事あたはず。多力にして姦惡の水獸なりといへり。

一 和泉海獸語

和泉にすみし人のかたりけるは、かいづかの邊りの海邊には、とき〴〵海坊主とかやいへるもの、いそちかくよる事ありて、家ごとに子どもをいださず。もしあやまちていづれば、とり□□いひておそる事とぞ。雨三日ばかりして沖のかたにかへる。そのかたち人に似て大きに、總身くろくうるしのごとし。半身海上にあらはれたちてゆく。かたりしものうしろより見けるゆゑ、かほをばしらずとぞ。

一 東園前中納言基辰卿家魍魎語

東園前中納言基辰のからす丸の家に、いと大きなるいてうあり。四五十年ばかり以前に、かの家の老女に、祀して稻荷の神とあがめ、かの木にしめ引きゆひ、供物などそなへて、かりそめにも枝をきらざれば、かげふかくしげりあひて、まことにもうりやうのすみしあとゝもいふべし。葉室大納言頼照卿殿上人のころ、その南のとなりなる家をかりてすみけるに、ある夜、下仕の女の見えざりければ、そこゝとたづねけるに、かの木のかげのこなたなる庭のうちに、息たえてふせり。水あたへくすりなどふくましむるに、からうじて息いでゝいふやう、たそがれのころ庭にいでけるに、となりなるいてふの木のうへより、大なる男の、かしらはくろ〴〵あかみたる恐しきかとびきて、かひつかむとおぼえしその後はしらずとぞいひける。二十日あまり熱つよくわづらひけれども、なにごともなく本復しけり。横川の僧都の、うき舟を見いでけるためしもおもひやらるゝ事にこそ。

一 延暦寺竹林院有見鬼語

山門に竹林院といふ坊あり。その内に見かやといひて、ひらかざる間あり。寶暦七年法華會の行事に、權右中辨顯明まかりて、かの坊にやどりけるに、家人をしてひそかにかの間をひらきこゝろみしむ。う

ちはくらくて、なにもなかりける。冷氣身をおそふとおぼえて、たちまちかのみのわづらひつき、家にかへるとそのまゝにうせぬ。又辨もそれより心地たゞならずなやみて、その次のとし三月ばかりに身まかりぬ。それよりして行事辨登山するに、此坊に宿することを用ひずとなん。

〔日野一位資枝卿家怪異語〕土御門里内唐門西方第〕

日野一位資枝卿わかゝりしころ、家の子らちよせて、夜ふくるまで酒のみ物がたりしけるに、屏風のうしろにはかにあかるく、しそくして人のあゆみくるけはひなりければ、屏風のそばより見やりたるに、火焰のうちに、あかき法師のたちていたりける。人のあるやといひけるうちに、跡かたなくうせにけり。ある坊主とてかの家に吉事ある時は、いづるこれならんと、一位のかたられ侍りしなり。吉事のことは心ゆかず。

〔猿來洛中事〕

元文二年の春なりしが、いづくよりきたりけん。いと大きなるさるいできて、仙洞、一條殿、近衞殿はめじ所々はいくわいしけり。此とし中御門院、登霞ましまし、前關白吉忠公、准后前關白家久公など薨ぜられぬ。當家〔中筋第〕南のとなり櫛笥家へきたり。木のうへにゐけるを、故殿〔光綱卿〕も御覽ぜしよし仰せられき。あるじなりける一位隆成卿も、そのとしうせられぬ。およそ此さる、きたれる家は、主人多く事あり。ふしぎなりける事とぞ。

〔中山故大納言榮親卿石藥師第怪異事〕

延享二年、中山故大納言榮親卿いしやくしの家にて、人の怪異とて、朝よりゆふべまで調度の類うごき、また陶器などは、おのづから飛びてわれぬ。夜にいれば、あやしき事さらになし。かの祈禱などさせけれども、さらにしるしなし。その秋、榮親卿の室、俄にうせられぬ。そのさとしにやと、人いひあへり。およそ一月あまりまで、このあやしみありて、その後はかの怪異、烏丸中立賣の毘沙門堂の里坊

にうつりしとぞ。そのあくるとし、中御門院皇女籌宮、かの里坊にしばらくおはしませしに。彌生ばかりなりけるに、雛のあそびの人形とりならべてありけるに、そのひなども人のごとくわらひけるにおどろかせ給ひて、院御所へ内々わたらせ給ひしと、或人のかたりし。

○高松前宰相重季卿語

高松前宰相重季卿は近ごろのうたよみなり。新古今集の風體、心にかなへりとて、小草紙帖をかしらにいたゞき、烏帽に引き入れて院參す。見るべき事あれば、烏帽のうちよりとりいでゝ見る。これ此集をふかくあふぎたふとまれたるなるべしと人いへり。

○烏丸入道前大納言光胤卿和歌語

烏丸入道大納言光胤卿、久しく勅勘をかうふり、籠居のうち。月をみて、

さらしなやおばすて山もよそならず都の月になぐさまぬ身は

この後ほどへて、勅免ありて、院より仰事ありて、ふたゝび和歌の指南などせしには、弟の日野一位資枝卿も、和歌の傳うけし人ながら、歌がらも大きにおとり、ことに兄のことなりければ、稽古のうたをかの入道にみせ傳へけるに、ねこたりがちなりければ、入道のもとより、

のぼるべき高根は遠ししばしとてやすらふほどに日はくれぬべし

といひやりければ、道の勝劣やごとなしとはいへども、うちはらだちけるとぞ。

○日野一位資枝卿求和歌傳語

日野一位資枝卿の中納言のころ、有栖川故中務卿職仁親王の姫宮にしのびまゐりて、わりなくかたらひ申し、この姫宮のつてにて、歌道のつたへを職仁親王に申しうけぬと世人いひあへり。その事にや、院の譴にしきもおしかりぬ。

○堤前宰相榮長卿妾醜女語

堤故前宰相榮長卿わかゝりしとき、或ものゝむすめを戀ひわたりたるに、おやなりけるもの、かたくいらへてゆるさゞりしを、年月をへてやう〳〵にこしらへ、とり入るべくなりしほどに。かの女、痘瘡わづらひて、かたち大きにみにくゝなり、ことさら一眼しひ、かた〴〵はじめのうるはしきに引きかへ、さながら鬼のごとくなり、おやなりけるものうとましくおもひけるに、榮長卿すこしもくやめる氣なく、こゝろよくとり入れて、妻にしやしなひ、一生をおくらしめぬ。見にくしとても、丈夫の一言變ずべきにあらずといはれしとぞ。たのもしとやいふべき。

〔〕贈太政大臣吉宗公求萬里鏡於異國語

有徳院の贈太政大臣吉宗公、天文志をみられて。日中に黒子みゆる事あり。本朝にこの事なし。日は炫耀はなはだしければ、たしかに視がたし。もし異朝には見るものありやと、紅毛國の商客にとはしめられ侍りしに、萬里鏡といふ物ありて、これにて日を見るには、ぞんがらすといへるたまを目にくはへてみざれは、天火、目に入りて眼をそこなふといへり。よく〳〵心をつくべきよし申して、その後、萬里鏡を貢せしとぞ。いまに關東にあり。土御門故二位泰邦卿は申し請ひて、日月星辰をかのめがねにてうかゞはれしなり。泰邦卿かたられしは、ほしは三角六角などありて、そらにさがりて見ゆるあまの川は、小星のあつまれるなり。日はもえておそろしく、月は波見ゆとぞ。かの萬里鏡は大きなる遠目がねにて、七八間もありと聞き侍りしなり。

〔〕月鐘摩貢琉球驢馬於關東事〔附先年貢大寛馬事〕

寛政五年四月十九日、さつまの國より琉球のうさぎ馬を二疋關東に引かしむ。その時、伏見をとほりけるを見し人のかたりしは、耳ながくしてかたちちいさく、やせたるものなりとぞ。推古天皇七年、百濟より駱駝一疋、驢一疋を貢すとみえたり。又萬葉集に、人まろの歌に、

いこま山こだちもみえず散りみだれ雪のうさぎまあた樂しかも

とありたれば、つれの馬をうさぎ馬とよめるにや。おぼつかなし。安永十年、大國の汗血馬二疋を、關東へ異國より引かしめ、これもふしみをとほりしを聞きしに、たけ五尺あまり、すぐれたる馬にて、まことに目をおどろかす。見物せし人のたてるうへに、馬の脊ありとなん。杜子美が詩に、胡馬大宛名ありといへるこれなり。

○宇治橋再造事

寛政五年五月、宇治ばし武家の沙汰として、もとの所につくりわたしぬ。供養の沙汰に及ばず。後宇多院の御宇弘安九年、西大寺の思圓上人〔興正菩薩〕再興のはし、去寶暦六年九月、洪水に落ちける。その時、うき島の十三重の塔もたふれ、橋姫のやしろもながれぬ。その後は、平等院のあたりに、かり橋をかけて往反せし。

○六月寒事

寛政五年六月二日、〔土用中〕北風ふきて、ひやゝかなる事八九月のごとし。近來たえてきゝも及ばぬ事なり。三日ばかりにて風も吹きかはり、氣候もなほりぬ。のちにきく。北國には雪ふりて、うすくもつもれり。越後には三寸ばかりありけりとなん。

○夏雪事

太平記下、後光嚴院康安元年六月廿二日、雪ふりて寒氣冬のごとしといへり。これはあまたもなき事なり。又後小松院嘉慶二年五月雪ふるとあり。年代記にのせたり。これも同じく所見なき事なり。この兩度、北國などにはあるまじき事にもあらず。このごろ〔寛政五年〕すでにそのためしもあなる。孟子もこと〲、書を信ぜば書なきにしかずといへり。むべなるかな。さて保元平治物語、盛衰記、太平記などの書は、ことに文華をもはらにかけるゆゑに、皆まことゝし侍れば、大にことたがひぬ。又たゞしき文書をもて、引きくらべて用ふれば、見所ありてすてられず。書は見る人の才學によるなり。

〔左大臣輝良公大風日拜賀事〔附春日社頭大風事〕〕

左大臣輝良公の關白拜賀は、寛政三年八月二十日にてありしが、此日、未時ばかりより、大風おどろ〳〵しく吹きいでゝ、贄が屋も大くたふれ、大木なかばよりをれぬ。夜に入りてもやまざりければ、延引ある事と、人々おもひけるに、からうじてよふけとげられぬ。粟田關白有衡どの〔割註〕關白の時にはあらざるべし。」いかなる大風雨にもをこたらず、みのかさにて參られけんためしにはことたがひぬべし。孔子も、ときいかづち風はげしき時は、かならず變ずとかれぬれば、押してこの時出でられしこといかゞとぞ人いひける。風近國へたて〔なかわきて〕大和などのおたりつよく、春日の神木大なる杉もたふれ、その外なみ〳〵のにはかずをしらず。又故の鳥居のたの柱笠木等たつること事ばかりは、社家より申しあげけるとぞ。〔割註〕ちかごろ怪異を申しあるくこと、時義にかなはず。」此外卅八所のやしろたふる。神體はつゝがなく、かりやにうつしたてまつるとぞ。又石の燈籠千三百餘たふる。のちに三百餘は願主より修覆して、もとの如くなれり。のこる千ばかりは、たふれしまゝにおくよし、社司丹波守經賢朝臣かたられしなり。長者の拜賀の日にあたりて、かゝる怪異ある事、祈禱答文の沙汰にも及ぶべきに、何の沙汰もなく、また公家よりも仰せられずとなむ。

〔春日五箇屋炎事〔附安居屋及興福寺塔等炎事〕〕

同じき年十月、春日のやしろ五箇の屋〔割註〕本談義屋、瓦の屋、上の屋、黒陰の屋、西の屋。」ゆゑなくてやけぬ。このうち西の屋は、わづかにのこれりとなむ。享保二年、興福寺火あるとき、寶物などをこのほたに、〔本談義〕義屋のくらも取り入れて、いまに社司のあづかりにてあなるを、このよびくら共にやけおちぬ。又三年〔寛政四年〕三月廿九日、春日の安居屋とて、後の白川院勅願にて、興福寺のあづかりの所として、人もすまぬ所おのづからやけぬ。又ことし三月一日の夜、〔割註〕宵とも聞きし。かさねて尋ぬべし。」興福寺のうち、享保二年やけのこりし伽藍のうち、東西十二間の堂、〔南北八間〕これもゆゑな

くしてやけぬ。〔割註〕食堂歟。くはしくたづぬべし。俗にへついどのといふとぞ。」その火の色ことにあかく、いかなる故と人いひけしに、或ものゝいふ、これは古代の繪ゆゑなるべしとぞ。これも皆延賢朝臣のものがたりなり。此三ケ年以來つゞき、南都に變異あり。しかれども、御所の沙汰にも及ばず。これは當社のみのことにあらず。近比にて神社佛閣の崇敬大にうすくなれり。

興福寺享保火事

享保二年正月四日の夜戌刻ばかり、興福寺講堂より火いでき、金堂、四金堂、南圓堂、南大門、中門、四廊、西室、北室、中堂、鐘樓、鼓樓、築地にいたるまで燒けぬ。南圓堂の本尊〔割註〕不空羂索觀音。はことゆゑなくとりのけたてまつる。その外、本尊ともにほろびず侍りしとなむ。〔割註〕東金堂、五重塔、北圓堂、食堂、勸學院、細殿、寶殿、三重塔、谷觀禪院、大塔はのこりぬ。」その時は天火のやうにいひけれども、盜賊古金銅のとこらをとらむとて、火をつけしとぞ。これも數年へて事あらはれ、刑に行はれしとなむ。先生正預從三位延樹朝臣のかたりしは、その前年〔享保元年〕冬のはつかた、興福寺よりくちなは、おへるのたぐひの虫、およそねずみ、いたちのたぐひのけもの、おびたゞしく、いでゝ外へうつりぬ。寺寮の所化、心ゆかずおもふもの多かりしが、かゝる火のゆゑなりけりと、後におもひあはしゝと聞きおき侍りしとぞ。

○劍相家相事

ちかき比、劍相といふ事世にはやり、ひとのもたるかたなを見て、貴賤貧福吉凶などのことをいふ。またそのゝち、家相とて家のつくりかたを見て、同じく吉凶をのぶ。大かたにいひあづる事もあれども。さのみたしかならず。ふるき書に劍を相することあるは、劍の利鈍を見ることなり。いまとく劍のきゝすといふにあらざれり。家相のことは、異國にては三才圖會、本朝には吉田考證傳などに、敷地のかたちにつき吉凶あり。あるは山にむかひ、水により、街にのぞむのたぐひはあれど、いまいふ家相には、こと

かはれり。いかゞはしけん。又馬牛を相する事は、ふかく沙汰ある事なり。

〇兵部卿邦賴親王相劍事〔附廣橋前大納言伊光卿同じく〕

兵部卿邦賴親王は、ことに劍をこのまれ、よく利鈍および銘の眞僞をわかち、無名の劍のうちてを察せらる。又いまの世にはやる劍相をもならひえてのべらるとぞ。廣橋前大納言伊光卿も、ちか比兩方ともこのみて見らるゝよし。吉凶などもあたるよしきゝ侍りし

〇式部卿貞朝親王善打劍語

ふしみ式部卿貞朝親王は落胤にて、みそぢばかりまで、鍛冶に入りて侍りしを。邦道親王薨ぜられてのち。繼嗣なきにより、とり入りて親王とす。さるにより、よく劍をきたはるとなむ。この親王、心を入れてきたはれしつるぎ、いまふしみ殿にあり。先年あづまより本阿彌の至りて大に感じ、正宗のつくりし劍といふ、古今大に相違せし事なれば、近きものといはれしに、近きものにてもあれ。このやきば正宗より外にきたふべきものなし。又見及ばずといひしなり。かの親王、鍛冶に入りて侍りしゆゑのみにあらず。まことに古來めづらしき上手といひつたふるなり。

〇人相者事

安永中に、むさしの國より長元齋といふ人相者、京都にきたりぬ。伏見殿その外諸家こゝかしこよび入れて見せしむるに、まことにたなごゝろをさすがごとしとぞ。歸國の後きゝ侍りし。のこり多き事なり。予わかゝりしとき、いきゝかならひて侍りしに、明にていできし相法全書といふ〔割註〕ひろくつたはらぬ書なり。〕文辭、或ときえがたき事どもあり。仲治梅莊といふ南人の師もつたへ、をうけ侍りしに、およそ流手を見るにも、八とほりあり。長元齋の傳は、この外となむ。

〇東坊城前大納言綱忠卿讀內辨事

寶曆九年元日節會、內辨右大臣□實公早出にて、にはかに謝座より菅大納言綱忠卿これをつゝもとより

かくても、おろそかたりければ、内々さたありて、源大納言重熙卿衣冠にて參り、みつ〱かいぞへとして、しどうふちしぬ。ときの人ふたりの内辨とてわらひしなり。たゞし菅家にて、讀内辨のこと、北野の御後とぞ人いひける。その後、かんがへ侍りしに、弘治二年白馬に、菅中納言長雅卿、白馬渡のち、内辨をつく、この外は所見なし。さてかの綱忠卿は、心おろかなる人にて、嗚呼のふるまひつねに多かりしが、めづらかなる例をのこしけるなり。

○本朝愛牡丹事

わが國に牡丹を愛せしこと、保元以前よりはじまれるなり。崇德院、位におはしましたりける時、このはなの御歌をよませたまへりけるに、法性寺關白忠通公の、

咲きしより散りはつるまでみしほどに花のもとにて二十日へにけり

とよまれしよし、詞花集に見えたり。その後は靈元院法皇、ことにめでおはしましけるよし、たしかにしるせり。この外にはかにおぼえず。

○先人令愛同花給事

先人は草花をこのませ給ひて、菊、かきつばた、しやくやくなどうゑさせて御覽ず。ことに牡丹をめでたまひて、多くうゑらる。薨ぜられしつぎのとし、「割註」寶暦十一年。」このふかみぐさことごとくかれぬ。いとふしぎなる事なり。ひごろめでさせ給ひしはなゝれば、もとよりおろそかにはなきずといへども、草木とてこゝろなきにあらず。おのづから薨ぜられしをいたみてなるべし。

○大小菊語

正徳のはじめ、大きくといへるものをつくりいでゝ、家ごとにうゑもてあそぶ。はなのおほきさ一尺にあまれるもあり。これはおほぎくといへる菊ありて、そのたねよりまきいでしとなん。又小ぎくといひて、同じころいできていときはなきくさをも、とり合せて賞翫せしなり。その後、明和中に、中菊とい

へるもみいで、ことめづらかなるはないろ／＼ありて、今に世にもてはやすにより、大菊、小菊などはすたれり。

一 難波前大納言宗建卿菊花語

難波前大納言宗建卿は、菊花の名あり、近台にて色々の菊どもを見せられけるに、かの一[illegible]心ある菊なし。讃岐宰相内前公、菊にすかれけるとききて、尋ねられしに、たゞかの菊を愛せらるゝのほかなし、いまの菊のおかしきものなれば、おのづからにたち寄らせ申しゝとぞ、内前公までのかたり給ひし。

閑窓自語 終

此書ハ自見子手に諸書を鈔録する所皇和國の事蹟なるを
諸書にもれたるを摘みて雲霓の異説奇談を深く筆して紀見
無事の折から使ひあらんと思ひ先故て梓に鐫むるものなりし

三河 吉田林自見子輯

雑説嚢話

浪華書舗　星文堂梓

雜說囊話叙

嘗聞。文貫道之器也。古今興廢。國家美惡。山川人物。錄之明也。爰本邦自莫時著述之載籍極多焉。爲其書也。大都精于漢。麗于和。適聚於皇和之事蹟者。至乎唐當贍矣人口街談鄙俚猥褻之事者。庶漏不載乎。或有載。亦雜引諸書。混淆佗事。所尋品類。輙不易搜索。於是予不揆蠡測管窺。採諸史雜記。以拾摘之緝次。私目雜說囊話。匪敢其博洽之觀閲。秖授與家童。使之爲茶話而已。時明曹勸上之梓。嗚呼夫不愧乎妄作杜撰之譏。梨棗話室哉。雖然愚者千慮有一得。狂語亦式爲讃佛之因。則難强辭。遂應其需爾。

時和元年甲申季秋日

三河吉田林自見正森述

雜說囊話 卷之上

三河吉田　林白見正森輯錄

○夫天地開闢、而盈一元。當亥會世界滅也。然當子會世界再成。循環萬古無窮。〔割註〕一元者謂十二萬九千六百年。是三百六十乘三百六十數也。

但一世三十歲、一月三十日一歲、十二月、一日十二時也。是十二與三十迭爲用。以三十而乘十二。則得三百六十也。〔割註〕貝原篤信曰。本朝天和壬戌年迄經六萬八千六百九十七年云。

○揚嚴經曰。此閻浮提除大海、平陸有三千洲。正中大洲東西括量。凡大國有二千三百。其餘小洲在諸海中云々。

○世界周廻東西一萬六千里。南北同之。〔割註〕一里三十六丁計數也。」

支那東西千里。南北八百餘里。

天竺列五天竺。東西二千里。南北千里餘。

日本東西四百五十里。南北九十里計。〔割註〕一東西五百里。南北三百三十里餘。」

日本古往以五十丁或四十二丁爲一里。但如空海波上。以算術難量里程大略也。又日本南北背山。由國有[illegible]雜[illegible]。

據西[illegible]并朱子之說。則天地中心者天竺也。中天竺地夏至之日。日正中時竪竿無影。漢國影

[illegible]國立表。影[illegible]在云。

○算家ノ說ニ、天上ノ一寸ハ地下ノ千里也ト云。又曆家ニハ日ノ徑リ千里、周リ三千里ト云。漢土ハ呂ニアタリ、日本ハ律ニアタルト云。日本ハ須彌ノ南部ニアタルヲ以テ南瞻部州ト號ス。須彌山麓ニ蘇迷盧、漢ニ妙香山、又須彌山ト云四州ニ分ツ。

東ヲ弗菩提　壽五百歲　西ヲ瞿耶尼　壽百五十歲
南ヲ瞻部州　壽百歲　北ヲ俱盧州　壽千歲

○支那ニテ日本ヲ日東ト呼フ。東ハ日頭ノ略訓也。萬國ノ內日本ノ如キ大島八所アリ。其中日本ヲ大島トス。大地ノ三百六十度ニ配スレバ二度ニシテ、天ノ三十六禽ノ分野ニ當ツル時ハ、蛟龍ノ一禽ニ屬スト云。

○日本國　和國　倭面國　邪馬臺　姬氏國　扶桑國　君子國　是ノ七名ハ和漢ノ通稱也。
豐葦原瑞穗國　豐秋津洲　磯輪秀眞國　玉垣內外國　浦安　細戈千足　是ノ六名ハ和ノ獨稱也。

○破馭盧島ハ日本ノ本名也。只助語ニシテ、武勇ノ國ナルヲ以テ丈夫島ト呼フ。支那ニテ倭奴國ト呼フ。倭奴モ亦ヲノコ也。略シテ倭國ト云。日本ニテハヤワラク意味ヲ以テ、和ノ字ニ書改タリ。大ノ字ヲ添テ大和ノ國ト稱ス。大ノ字ヲ添ユルハ尊稱也。然レバ丈夫島ヨリ出タル大和ノ字ナルヲ、淡路島トシ、又野馬臺モ和訓也麻登ニシテ、是亦大和ノ事ナルヲ、陽婿ヲ以テ解ス。皆不通ノ論也

又曰、日本國象ハ陰而、國氣者陽也。天照大神者陰靈也。其陰中在乾々之陽德。茲以掌東陽之日光照德之者也。大神陰靈之國。故謂姬氏國。因レ言姬氏。國俗借用之謂泰伯之裔附會說也

○五畿ハ日本ノ中央ナル故、其土地肥饒ニシテ、人物淳粹也。五ニ五ヲ加ヘテ五行ノ數、萬物ヲ生ズルノ理也。中華ニテモ南京ハ清朝之所レ都、王城ヲ應天府ト云。北京ハ昔ノ燕ノ國ニシテ、王城ヲ順天府

トム。明朝之所ニ都、支那第一ノ上國ニシテ、則日本ノ平安城ト南都トヲ稱スルニ同ジ。又本朝ノ大和ハ、久シキ部ナルガ故、日本ノ惣名トシテ、此ノ國ノ詞ヲ以テ和歌ニモ詠シ來レリ。支那ノ二國モ亦之ニ同ジ。

〔日本一洲者、坤卦ヲ以、王都九衢ニ比乾卦之九數、九變爲坤六之義也、六者坤數、合二則成十二、五畿與七道爲十二、應一歲月數、亦應人身十二經、又十二乘三則成三百六十、應一歲三百六十之日數、或合周身三百六十之經絡、亦合三三成六。以其六乘十二、則成七十二候、但六者老陰之極數、而變爲乾謂也〕

〔卯天地開闢ノ始化生シ玉フ神ヲ國常立尊トモ、亦ハ天御中主之尊トモ奉稱、迺人皆森羅萬象之全體ニシテ、本有常住之尊容タリ〕中華ノ昔ニテ盤古氏ト稱ス。名異ニシテ同一理也、夫レヨリ世ヲ歷テ、日ノ神ノ皇孫鸕鷀葺不合ノ尊、御姨玉依姬ト秘戲アツテ、神武天皇御出生アリ。則日ノ神五代之皇孫ニシテ、本朝人皇ノ始タリ。

中華ノ歷代ハ、三皇五帝夏商周ト連續ス。三皇五帝ノ次、夏ノ世十七主、商ノ世廿八主終リテ、周ノ世興ル。周ハ武王ヲ始祖トス。武王ヨリ第四主昭王ノ廿六年、於天竺釋尊御出生タリ　同周ノ武王ヨリ十七世ヲ惠王ト號ス。是時日本神武天皇之御世ニ相當ル。又孔子ハ周ノ武王ヨリ廿四主ヲ歷テ、靈王ノ世出生。日本人皇第二代綏靖天皇卅一年ニ相當ル。

〔日本神武帝ヨリ寶曆ノ　今上皇帝マデ百十七代、

年曆ハ神武帝元年ヨリ寶曆元年迄二千四百十一年。

年號ハ大寶ヨリ寶曆迄二百十七號。〔割註〕唐虞曰載。夏曰歲。商曰祀。或ハ年季稔ト書ス。」

○古往日本六十六ヶ國ヲ分ニ四管一。大管 上管 中管 下管 各守ニ護スル一國ヲ。有ニ守介掾目之四等一。隨ニ大上中下之四國ニ有ニ四等之差別一。譬ハ大管之守護者從五位上、而有ニ權官一。上管守者從五位下、而有ニ權官一。中管者正六位下。下管者從六位下、而何無ニ權官一。於ニ四等ニ有ニ尊卑之差一。介掾目亦倣レ之。

大管十一ヶ國　上管十六ヶ國　中管十二ヶ國　下管九ヶ國　今節用集以ニ尾張ヲ爲ニ下管ト。尾張者爲ニ上管一。又以ニ美濃ヲ爲ニ大管一。美濃爲ニ上管一。淡路爲ニ上管一。淡路爲ニ下管一。但傳寫之誤也。今改レ之。

人皇十三代成務帝始分ニ諸國郡境一。

同卅二代用明帝始分ニ五畿七道一。〔割註〕古往有ニ百四十四ヶ國一。漸ニ減シ六十六州ト成ル。」

自ニ逢坂一以レ東稱ニ關東一。　自ニ箱根一以レ東稱ニ坂東一。

五畿内〔山城、大和、河内、和泉、攝津〕　〔伊賀ヨリ常陸マデ〕東海道十五ヶ國　〔近江ヨリ出羽マデ〕東山道八ヶ國〔中山道ト云。〕　〔丹波ヨリ隱岐マデ〕山陰道八ヶ國　〔播磨ヨリ長門マデ〕山陽道八ヶ國〔八ヶ國稱ニ中國一。〕　〔紀伊ヨリ土佐マデ〕南海道六ヶ國〔此ノ内阿波、讃岐、伊豫、土佐ヲ稱ニ四國一。〕　〔筑前ヨリ薩摩マデ〕西海道九ヶ國〔是ヲ稱ニ九州一。〕

人皇四十三代元明帝定ニ諸國郡鄕之名一。〔割註〕郡名何レモ用ニ二字一。以ニ二神出生淵之義一乎。」尾割大蛇ノ故事ニヨッテ名ツク。今尾張ト改ム。」　淵瀬河〔今駿河ニ改ム。〕　胸刺〔今武藏ト改ム。〕

此外凶字ハ後チ書キ改メタルガ故、今日本ニテ盜泉勝母ノ如キ惡名ノ郡村无シト云。

人皇五十二代嵯峨帝加賀、越前ノ割國ヨリ六十六ヶ國ト定ル。

節用集等ニハ、文武帝六十六ケ國ト定ムトハ誤也。文武帝ノ後、割國數國有テ六十六ケ國ト成ル。

郡數六百三十一郡　鄕數一萬三千餘　村數九十萬八千八百五十八村　石高二千二百八萬五千四百八十石。

一ニ云、二千二百五十二萬九千二百八十三石。

國數六十六ケ國并壹岐、對馬都合六十八州。

○日本高山ハ富士ヲ第一トス。〔割註〕富士直立ニシテハ高サ卅丁。此餘白山、大峯、彥山等ハ十三四丁ニ不レ過ト云。

駿州ヨリ登ルヲ大宮口　相州ヨリ登ルフ須走口　甲州ヨリ登ルフ吉田口ト云。

富士　〔加州〕白山　〔越州〕立山　此ノ三山ニ登ルヲ三禪定ト云。

又三州ニ跨タルハ富士　〔加州〕白山〔加、飛、越ニ蟠根ス。〕　〔豐前〕彥山〔豐ノ前後州筑前ニ跨ル〕但シ俗ニハ富士ニ冨廻ト呼フ。和州大峯ヲ第二ノ高山トス。然レトモ古來ヨリ不二、白山、立山ト次第スレバ、此ノ三山ヲ以テ高山ノ最トセン乎。以餘高山十五、和漢名數等ニ載ス、因テ略レ之。

長崎玄岦和尙不二ノ詩ノ小序ヲ見レバ、不二ハ日本ノミニ非ズ。世界第一ノ高山ニシテ、漢土ノ高山モ不レ及レ之ト云。其略ニ曰、

富士山者日本之高山也。春夏冬不レ可レ登。予曾聞下昔販レ海之二震旦暹羅一者上云。海程數日後渺茫天水兩色。以二日月一辨二東西一。以二富士一定二諸國一。震旦暹羅所レ稱高山者。張レ帆來數日、皆成レ島有而萬里外只一點。浮二天水之間一者、獨富士耳。蓋海舶必有下瞻二富士山一之企上。日中不レ可レ見。多在二昃霧明見一之際而見。爲云。然則富士者非二獨此國之高山一。四海中之高山也。如二震丹之山一泰山秀。

終南大。大華嶮。峨眉高不レ可レ及。〔下略〕支那ニテハ峨眉山ヲ第一トス。

傳曰。人皇七代孝靈天皇五年宇地坼。益山湧矣。本朝通記曰。是事日本紀不レ載。又都言道〔割註〕良香ノコトナリ。富士記ニ不レ言レ之。然則民俗之所レ稱矣。蓋不レ足レ信也云々。

瑾雲嶺詩。天台四萬八千丈。若在ニ吾邦ニ立ニ下風ニ。

往古ヨリ騷人墨客、此山ニ因テ詩歌ヲ无レ不レ詠。然レトモ山至高故不レ盡レ言。惟赤人ノ不二ノ高根ニ雲ハ降リツヽノ詠歌ノ外稱スル者ナシト云、俳師芭蕉モ一生不二ノ句ナシト。是モ詞ノ不ル レ及ヲ以テナラン。去ル俳師ノ紀行ニ、春不二ヲ詠メテ計リ通リケリト云ヘルモ、其ノ意同ジ。

富士山ト號スルハ群ノ名ニヨル。又宋ノ景濂、日東ノ曲ニ、蟠根直壓三州間ト云々。三州ハ駿豆甲ノ三州ヲ云。

寶永四亥年富士山絶頂燒ケ出ツ。先キ是ヨリ異形ノ獸數千疋行列ヲナシ、夜々甲州ノ方ヘ退キシガ、夫レヨリ不レ絶レ日山燒出タリト云。一奇事也。或曰、渡唐ノ船中ヘ見ユル富士ハ非ニ此山ニ。奧州津輕ノ富士也ト云。津輕ノ富士ハ高山ニ非ストイヘトモ、此邊ニ障ル山ナキ故ニ遠國迄モ見ユルト云。意、海上ニ四五十里ノ內ニ見ユルハ、津輕富士成ヘシ。杳渺タル數千里ノ海上ヘ、何ゾ津輕ノ小山見ンヤ。唐土迄見ユルハ駿州ノ不二ニ疑ヒナシ。此餘、薩州カイモンガ嶽、肥前吉井ガ嶽、此兩山ノ形チ駿州ノ富士ニ似タル故、俗ニ筑紫富士ト呼フ。又丹後ニモ不二ニ似タル山有リ。丹後富士ト呼フ。

○日本紀神代抄ニ、記ニ本朝五岳ヲ。

〔和州〕金剛寶山　〔城州〕如意寶山　〔城州〕愛宕山　〔江州〕比叡山　〔日州〕高千穗峯。

膾餘雜錄曰。中華五嶽者。蓋上古帝王就ニ其方位ニ。隨ニ其廣狹ニ。量ニ其遠近ニ。封レ之以爲ニ邦土之畫標ニ。故

歷代不革易。國朝五嶽未聞。實于何帝代之封。其四嶽乃在城和江近隣之地。高千穗獨在日向遐陬之境。顧地軸方位當不如此也。後世陋儒庸猾非所敢臆裁矣。

○日本第一ノ大洋ハ遠江洋ヲ以テ第一トス。豆州下田迄海程凡七十餘里ト世ニ傳フ。古往ヨリ武具、馬具ヲ船積ミスル時ハ、遠州洋ニ於テ必ス破船スト云。然ルニ天正十八年、秀吉公小田原北條征伐ノ時、武具ノ積船積アリ。時ニ此船、遠江洋ヲ過ル時、逆風起テ船覆ランドス。秀吉公兼テ船首等ニ渡シヲカレタル書アリ。其文ニ曰、今度小田原北條征伐ニ付、武具馬具令船積候。海上無滯可被通者也。龍神ヘ秀吉印トアリ。此書ヲ海中ニ投ケ入ルレハ、須臾ニシテ風波靜カニナリ、小田原ニ着船スト云。第二ハ日向洋海程凡ソ五十有餘里。此外筑前玄界洋、播磨洋等アレトモ、兩洋ニ不及。

○支那ヨリ日本ニ來ル船、以前ハ薩州坊ノ津、筑前博多、肥前平戶等ニ着船ス。今ハ長崎一ヶ所ニ定ル。又、唐ニテハ寧波府、明州ノ湊ニテ日和ヲ見テ、日本ヘ出船スト也。

○東海道京ヨリ江戶迄、宿驛ヲ五十三次ト定ラレシハ、山谷ガ詩ニ、鬼門關外莫言遠、五十三驛是皇州。トアル詩ニ由テ定メラレシト云。

○橋ノ長キハ三州矢作橋也。又名高キハ木曾ノ桟橋、周防岩國ノ錦帶橋、此レハ橋ヲ五ツ續ケ架シタル也。

○遠州濱名ノ橋ハ人皇五十八代光孝天皇元慶八年架之。橋ノ長五十六丈ト云。永正七年六月大雨洪水ニヨツテ、湖ト海トノ間驛路沒シテ海トナル。是ヲ今切レノ渡シト云。夫レヨリ天正ノ頃迄本坂ノ通ル者多シト也。

○奧州松島ハ、日本三景ノ内第一ニシテ、島數多ク、千モ有ランドテ千島ト云。今ハ祝シテ賀ノ

字ニ改ム。

〔藝州〕嚴島〔或宮島ト云。〕　〔丹後〕天橋立〔一ニ九世渡ト呼。〕

此ヲ諸書ニ日本ノ三景ト稱ス。以餘、

〔羽州〕象潟　〔武州〕金澤　〔駿州〕田子浦　〔紀州〕若浦　〔江州〕琵琶湖　〔勢州〕朝熊

〔播州〕明石　〔筑前〕箱崎　〔雲州〕松江、

都合日本ノ十二景ト稱ス。此十二景ノ中チ、何レモ八景、又ハ十景ト稱スルモノアリ。就レ中琵琶湖ハ近江八景トテ、其名世ニ高シ。又十二景ノ外、南部八景、嵯峨修學寺、伏見播州須磨、或ハ東武等ニ八景、又ハ十景ト稱スルアリ。

○日本六ツ玉川ト稱スル所ハ、　城州井堤里　播州茨木ノ東　紀州高野山奥院辺　近江野路里

武州池上北　奥州野田里

○日本松前領ノ内蝦夷ト云所ノ人ハ、髮赤ク、其容貌魚蝦ニ似タル故、ヱビ姿ト言ヘキヲ略シテ、ヱゾト云。此所ノ人、何ニテモ理ニ屈シ、可レ言詞ナキ時ハ、口ヨリ胡砂ト云モノヲ吹キ出ス。霧霞ノ如キモノニシテ、夫レヲ吹キ其場ヲ遁避ト云。

胡砂吹カハ曇モゾセン陸奥ノ蝦夷ニハ見セソ秋ノ夜ノ月　定家卿

蝦夷古往毛人國、或ハ北倭ト號ス。島數多キ故ヱゾノ千島ト呼フ。端ヱゾ、奥ヱゾトテアリ。奥毛人ハ其土地廣ク大國ニシテ、國王アリ。人物宜シク、織物又ハ刀劍ノ餝等ノ彫物至テ精好也。奥州多賀ノ古城壺ノ碑ニ、去ニ蝦夷國境ニ一百廿里トアリ。〔割註〕卅六丁ニシテ一十里ナリ。此レ端ヱゾ堺迄ノ道法タリ。端ヱゾハ嘉吉年中松前信廣ノ手裏ニ入テヨリ、累代松前氏ノ所領トス。奥端共ニ貴人ハ耳ヲ

著ク。武勇ヲ貴フ國故、往來ニ戈戟弓箭ヲ携フ。最モ射術ヲ巧ニシテ、鏃ニ毒ヲ塗テ射ル故ニ、猛獸ト云ヘトモ、是ニ中レハ斃ト也。又此島人ノ妻女ヲ犯スト云ヘトモ、嚴令ナク、却テ處女ヲ犯ス時ハ頭髮ヲ拔キ取ルヲ法律トス。或ハ島中設ニ神祠ヲ所レ祭ハ源廷尉義經ニシテ、其神號ヲ於幾久留美ト云、末社九祠アリ。

武藏坊辨慶　鈴木三郎　龜井六郎　源八兵衛　片岡八郎　黑井次郎　增尾十郎

熊井太郎　鷲尾三郎　何レモ神號アリト云。

按ルニ、義經並從者於ニ衣河ニ戰死ノ始末、東鑑ニ載レ之。今見ルニ、相州藤澤ニ義經頸洗池、辨慶首塚等アリ。然ルニ義經、北倭渡リト云時ハ、其節以ニ贋首ヲ賴朝ヲ誑タルカ。或ハ北倭渡リノ一件僞說歟。未レ詳。

○奧州外ノ濱高盛ハ、津輕第一ノ大湊ニシテ、安方町ハ家數凡三千軒有テ繁昌ノ地ナリ。此所ニ善知ノ宮アリ。或ハ遊女町モアリト云。

善知鳥ノ事、前々太平世ニ鵜ト云大鳥出テ作毛ヲ損シ、人民ヲ困メタルヲ以テ此鳥ヲ殺シ、一社ニ奠トナリ。贋フラクハ古謠ノ說ナラン。或ハ古歌ニ、

陸奧ノ外ノ濱ナル呼子鳥鳴ナル聲ハウトフヤスカタ

然レハ、此所ノ鳥、平砂ノ岩窟ニ子ヲ產ム、餌飼ノ時親鳥空ニテ善知鳥ト呼ベバ、岩窟ノ子惡知鳥ト答フ。因テ親鳥、其ノ子ノ在リ所ヲ知テ、子鳥ニ餌ヲ與フ。獵師等、其親鳥ノ呼ブ聲ヲ眞似テ呼ベバ、子鳥、親鳥ノ呼ブカト思ヒ、岩窟ニテ答ル故、其在リ所ヲ竄ヒ知テ捕レ之ト云。ウトフヤスカタハ、親鳥ノ呼聲ト、子鳥ノ答ル聲トヲ云。

〇日本諸州ニ名石多シ。見聞スル所ノ大略、左ニ記ス。

〔筑前深江村〕八幡宮鎭懷石〔是レハ神功皇后三韓御征伐ノ時、二ツノ懷石ヲ得玉フ。其石ヲ裳ノ上帶ニ挾ミ御渡海アリ、御歸朝後、當社ノ神體トアガメ玉フ。日本無双ノ靈石ナリ〕　〔肥前領巾麾山〕望夫石〔松浦佐用姬惜ミ別ル領巾ヲ振シト也。後人其ノ所ニ印ノ石ヲ立テ置キタルヲ、唐土ノ望夫石ニ准ジ、望夫石ト呼ブ。〕〔雲州大社〕擲石〔是レハ大石也。其ノ大石ノ上ニ小石ヲスヘ、ノキ、大石ヲ押サハスヘヲキタル小石ウゴクトナリ〕〔備前〕京女郎田舍女郎　伊豫道後湯玉石　同所明石付鳴石　〔伊與〕矢筈池ノ怪石〔此所ノ竹ハ馬ノ病ヲ治スト〕〔但馬〕日數石〔二月ノ內上十五日ハ東ノ方赤ク、下十五日ハ西ノ方赤クナルト云〕　〔上州碓氷山〕湧石　〔同州〕觀音石　〔同州〕烏石〔賴朝卿佐々木ニ所ノ鳥生ノ變所レ化〕　〔紀州若ノ浦〕鶴石　〔紀州熊野〕牛鼻石　同捨石　〔攝州〕瀧本石　〔城州宇治〕陽炎石　〔宇治川〕同鶴石　〔京上立賣〕岩上寺石　〔城州三寶院〕藤戸石　〔城州大坂川〕赤太郎石〔水底ニアリ。旱魃ニハ此ノ石ニ雨ノイノル〕　〔同東福寺〕以蛾石〔昔シ山崎聖一國師ニ參得シ、池ヲ埋、石ヲ印トス〕　〔勢州山田〕萬歳石　〔勢州〕鳴石〔田丸道、宮道〕〔信州〕通ノ浮石〔木曾川ノ中ニ有リ。此石、古往夜々川下キヨヒト云所ヘ通ヒ行キシニヨッテ號トス。或ハ義仲ノ妾巴前ガ礫ニ抛ゲタル石也ト云。山吹、女ガ詠歌ニヨッテ通ノ事ヲ止メ、今ハ名ノミ殘レリト里人ノ話ナリ。夜あるきの礫もうたすかんこ鳥　ト書付通リシ〕　〔三州赤坂〕力壽石〔大江定基ガ愛女力壽ガ化石ト云。但シ墓印ナルベシ。〕　〔駿州日坂〕夜啼ノ石　〔相州江ノ島〕蛙石　〔相州大磯〕虎石〔又淺草寶相寺ニモ虎ガ石トテアリ。是レハ元ト箱根山ニアリシ虎女ガ石塔ナリシガ、故アッテ當寺ニ納ムト云〕　〔武州鈴ノ森〕鈴石　〔江戸增上寺〕手水鉢〔此石、名石ニテ數年ヲヘテモ

水不朽。旱魃霖雨ニモ水増減ナシ。烏丸光廣卿御詠ヲ彫刻ス。〕 〔同浅草明王院〕枕石 〔江戸本庄〕六孫王駒繋石 〔日光中禪寺〕神子石 〔奥州〕忍摺石 〔奥州〕千引石 〔奥州磐梯山〕人捕石〔誘石ナリ。殺生石ニ同ジ。〕 〔常州鹿島ト江州竹生島両所〕要石〔俗石ノ御座ト云。〕 〔羽州〕馬石〔頼朝卿梶原ニ所レ賜磨墨所レ化云ルニ、梶原ハ頼家卿ノ時、駿州狐崎ニテ亡滅ス。其時磨墨其所ノ笹葉ヲ喰ヒ切リ亡ストモ云。其所ノ笹葉、今ニ噛切タル如ク生ズト云。然ルニ羽州ニ化石有ルハ不審。但シ其時磨墨ハ此所ヲ遁レ、後羽州ニテ斃レタル乎。〕

此餘壹岐ノ長者原ニ魚身ノ形アル石、肥州松ガ浦ニ松ノ字アル石、備前國ニ遠州大井川ヨリ出ル男根女根ノ形ナル石、三州山中ノ木葉石等、其餘諸州ニアル所算ヘ盡ク可カラズ。

〇諸州ニ古來ヨリ名木數多有リトイヘドモ多ク枯槁シ、今アル所ハ大略若木多シ。然レトモ名高キ名木ハ見聞ニ隨ヒ左ニ記ス。

豫州山越村ニ毎年正月十五日ニ咲櫻アリト云。虚實ヲ不知。 天神ノ飛梅 〔京相國寺〕蘆竹梅 〔同寺〕薄色ノ梅 〔同東山〕西行櫻 〔東山〕下木櫻 播州勝尾寺ノ白梅檀 〔武州白子〕不斷櫻 〔豊州宇佐大明神〕示櫻 〔江戸〕右衛門櫻 〔播州人丸〕同事ニ盲目櫻〔是レハ中古盲人明石ノ浦ヲ望ミ來リテ、仄々ト實明石ノ神ナラハ我ニモ見セヨ人丸ノ塚。此歌ヲ詠ジタレバ、両眼忽チ開ケタリ。其時櫻ヲ立置キシニ、其ノ枝ヨリ枝葉生ヒ出タリ。因テ盲目櫻ト號ストナリ。〕 房州ニ異木有リ。或年ニハ梅花咲、翌年ハ櫻花咲ト云。虚實不知。

〇松ハ古木名有リ。然レトモ、古來ヨリノ松ハ多ク枯槁シ若木多シ。大略如レ左。

〔奥州〕武隈ノ松 〔河州見性寺〕青松樹 〔河州〕イサリ松 〔但州〕父塚ノ松 〔紀州雀谷〕合岡

ガ筆捨松　〔高野山〕七株松　〔同上〕三鈷ノ松　〔紀州加多〕見越ノ松　〔播州〕一ノ谷月見ノ松
〔同上〕鐘掛ケ松　〔播州〕義經ノ御座松　〔同西ノ宮〕[illegible]ノ松　〔同勝尾寺〕西方ノ松　〔和州〕
三本松〔最明寺入道ノ植ラレシト云〕　〔播州〕曾根ノ松〔古木也、太サ一丈八尺、丑寅ヘサシタル枝
十八間、申ノ方ノ枝十五間、日本一ノ名木タリ。〕　〔同尾上〕相生ノ松　〔京東寺〕獨鈷ノ松　〔同
東河原〕二本松　〔同四條〕杜鵑ノ松　〔同妙心寺〕四濱ノ松　〔同北野〕影向ノ松　〔同[illegible]〕[illegible]
掛ケ松　〔同粟生光明寺〕紫雲松　〔同廣澤〕登天ノ松　〔同藪里〕下リ松　〔同樽ノ尾〕三本松
〔宇治〕馬繫松　〔江州〕唐崎ノ松〔古木ニテ無類ノ名木タリ。〕　〔同レ上〕内裏松　〔勢州[illegible]〕掛ケ松
〔勢州松坂〕大淀ノ松　〔志州〕面白ノ松　〔相州曾根〕御座松　〔同鎌倉〕床[illegible]ノ松　〔同レ上〕影
向松　〔江戸廳生〕一本松　〔同牛込〕千年松　〔同目黒〕腰掛ケ松　〔加州〕鹽越ノ松　〔羽州〕
阿古耶松　〔奥州〕武隈ノ松〔曾經能因法師此所ニ到リ、「武隈ノ松ハ此タビ跡モナシ千年ヲヘテヤ
我ハ來ニケン。」此後古迹ノ印ニ松ヲ植タル也。古往ノ松ニハアラズ。〕
以餘紀州藤代ノ松、濃州熊坂物見ノ松、江州目ノ岡千本松、遠州橋本千本松等枯倚シ。今ハ亡ス。又津
ノ國和田ノ蓋松、須磨ノ磯馴松等ハ一木ノ名ニアラズ。又遠州濱松ノ近邊ニザヽンザノ松ト稱スルアリ。
是レハ酒宴ノ席ニテ、濱松ノ音ハ颯々ト謳事アリ。濱松近所ノ松哉、好事ノ者此松ヲザヽンザノ松ト呼
ブ可レ笑。濱松ノ音ハザヽンザトハ、濱松ノ松ノ音ニシテ、所ヲ指スニアラズ。殊ニ濱松ハ元ト引間ト
號ス。軍ニ不吉ノ號也トテ、織田信長、濱松ト改稱アリシト云。
○瀑布　諸州ニアリ。唯世ニ稱スルノミ。見聞ニ隨ヒ記ス。
〔紀州〕那智ノ瀧〔日本第一〕　〔同レ上〕音無ノ瀧　〔同レ上〕三重ノ瀧　〔日州〕可愛ノ瀧　〔豐後〕

沈墮ノ瀧〔布引ノ廿計リハ重ストモ麓ニナラフ豐國ノ飛泉。〕 〔河州〕光ノ瀧 〔同レ上〕慈眼寺不動ノ瀧 〔淡州〕淺野ノ瀧 〔和州吉野〕西河ノ瀧 〔同レ上〕清明ガ瀧 〔同レ上〕宮瀧 〔同レ上〕蟬ノ瀧 〔同レ上〕高瀧 〔和州〕桃ノ尾ノ瀧 〔同吉野郡〕龍門ノ瀧 〔攝州〕布引ノ瀧 〔同有馬〕鼓ノ瀧〔又豐後大分郡ニ同名ノ瀧アリ。〕 〔攝州〕箕面ノ瀧 〔城州〕音無シノ瀧 〔同レ上〕寅蟬ノ瀧 〔同レ上〕名社ノ瀧 〔同レ上〕菩提ノ瀧 〔城州〕音羽ノ瀧〔京師ニ同名三ヶ所アリ。清水、牛ノ尾、白河。〕 〔同レ上〕戸難瀬ノ瀧 〔同レ上〕龍門ノ瀧 〔同レ上〕不動ノ瀧 〔同レ上〕駒ガ瀧 〔筱馬〕涙ノ瀧 〔叡山〕兒ガ瀧 〔城州〕衣ノ瀧 〔濃州〕養老ノ瀧 〔三州〕瀧脇ノ瀧 〔信州〕小野ノ瀧 〔駿州〕白糸ノ瀧 〔日光〕華嚴ノ瀧 〔同レ上〕裏見ノ瀧 〔同レ上〕霧降瀧 〔同レ上〕ホリ湯ノ瀧 〔南部〕鶯ノ瀧 〔同レ上〕青龍ノ瀧 〔奥州〕音無ノ瀧 〔播州〕櫛田ノ瀧

〔温泉 世ニ稱スル所ノミ略記ス。〕

〔豫州〕道後〔伊與ノ湯ノ湯桁ハイクツ、左リハ八ツ、右ハ九ツ、中ハ十六。〕 〔日州〕霧島 〔肥前〕鹽田 〔同レ上〕小濱 〔豐後〕鶴見原 〔但州〕城ノ崎 〔攝州〕多田 〔同レ上〕有馬 〔和州〕十津川 〔同レ上〕出谷 〔和州〕武佐志 〔紀州〕本宮 〔同レ上〕龍神ノ湯 〔勢州〕菰野 〔濃州〕山中 〔飛州〕下呂 〔信州〕七久里 〔同レ上〕諏訪 〔同レ上〕澁 〔同レ上〕筑戸 〔同レ上〕那須 〔同レ上〕別所 〔上州〕草津 〔同レ上〕伊香保 〔下野〕鹽原 〔日光〕中禪寺 〔豆州〕土肥 〔同レ上〕姥子 〔豆州〕熱海〔日ニ三度夜ニ三度ヅヽ沸ク。〕 〔相州〕箱根七ヶ所ハ〔芦、氣賀、底倉、宮ノ下、堂ガ島、塔ノ澤、湯本。〕 〔奥州〕藏王 〔同レ上〕大鰐 〔同レ上〕碇ノ關 〔同レ上〕溫海 〔同レ上〕安佐虫 〔羽州〕赤湯 〔加州〕山中 〔越中〕立山。此餘諸州ニ有レ之所

盡不レ知。

○伊勢兩大神宮謂ニ御出生之次第ヲ。則外宮者國常立尊ニシテ而先也。內宮者天照大神ニシテ而後也。勢州御鎭座之次第者。下宮者內宮御鎭座後歷テ四百八十四年ヲ。自リ丹波與佐奉レ遷ニ今山田新宮ニ。

如今山田ニ天磐戸ト號スルアリ。天磐戸ハ神秘ニシテ、在所在ルニアラズ。此岩屋ハ天日別命ニ退ケラレシ伊勢津彥ノ住窟也。和州南浦ト云所ニモ又天磐戸ト稱スル所アリ。是亦同ク非也。

○伊勢兩大神宮ト八幡宮ヲ本朝宗廟ト稱シ、加茂、春日、三輪、龍田等ヲ社稷ノ神ト號ス。

○桓武帝延曆元年宇佐ノ禰宜奏ス於八幡大神之託ヲ。大神託シテ曰、我名於大自在王菩薩ト。神託如シ斯頃、以テ大神ヲ爲ス大菩薩ト。因テ勅ヲ爲ス大菩薩ノ號ト。

○興玉社　祭ル猿田彥大神ヲ。作神無シ寶殿。以テ賢木ヲ爲ス神殿ト。五十鈴宮所地主神也。猿田彥ハ神宮ニテハ興玉　山王ニテハ早尾、熱田ニテハ（割註）源太夫、或ハ幸ノ神、出雲ニテハ手摩乳、又ハ倉稻神トモ、船ニテハ船魂、蹴鞠ノ坪ニテハ鞠ノ神ト稱スル是レ也。

○佛法初入ニ中華ニ。自釋迦佛滅歷テ千十三年ヲ後漢明帝永平八年也。其後經テ四百八十六年ヲ入ル日本ニ。佛滅シテ而歷テ千五百一年ヲ東漸。是時諸州疫癘時行諸民惱ム。神國ニ佛法ヲ信スル故也トテ、佛像ヲ難波ノ堀江ニ棄ツ。其後河內ノ國ヨリ光リヲ放ツ橡木ヲ得タリ。神勅有テ復佛像ヲ作ラシム。此等像、吉野寺ノ放光佛是レ也。

聖德太子奏シテ曰。日本者生ス種子ヲ。震旦者現ス枝葉ヲ。天竺者發ス花實ヲ。故ニ佛法者爲リ萬法之花實ト。儒教者爲リ萬法之枝葉ト。神道者爲リ萬法之根元ト也。彼ノ二教者皆神道之分化也。枝葉以テ花實ヲ顯ス於其根元ヲ。花落而如レ歸レ根。故今此佛法東漸。我國爲レ明ニ根元ヲ也。

太子薨王ノ時、天下有寺四十六ケ寺。〔割註〕僧八百十六人、尼五百六十九人。」

○諸樂東大寺ノ大佛、高サ五丈三尺五寸、熟銅七十三萬九千五百六十斤、文德帝齊衡二年、無故佛ノ御頭墮。治承四年平重衡放火ニヨツテ御頭墮ル。永祿十年松永彈正ガ兵火ニ因テ同墮ル。

○京方廣寺ノ大佛、高サ六丈、天正十六年豐臣秀吉公創立。其節木像タリ。慶長元年地震ニ因テ崩ル。同二年信州善光寺ノ如來ヲ迎ヘ安置ス。時ニ佛勅有テ信州ニ奉還送。同三年、再ビ大佛ヲ造ル。同七年回祿。是時模銅像。鑄損燒亡。同十五年黃銅佛ニ復營ス。寬文四年改彫刻木像。

同蓮華王院〔割註〕三十三間堂ト云。」堂ノ長サ六十四間一尺八寸六分。元ト鳥羽院ノ御本願ニシテ平愈山ト號ス。觀音千躰ヲ安置タリ。後年、後白河院御再興アリ。此時又千體安置アリ。是ヲ新千體佛ト云。此等初メハ得長壽院ト云。此時蓮華王院ト改號ス。

通リ矢數ハ、

寬文九年五月二日一萬五百四十二本ノ內、八千九筋通リ矢。　尾州　星野勘左衛門

貞享六年四月廿七日一萬三千五十三本ノ內、八千百三十三筋通リ矢。　紀州　和佐大八

通鑑曰、文帝作大佛。佛丈四十三尺。用銅十萬斤黃金六百斤。又唐武后再作大佛。丈尺同ジ。本邦平城ノ大像所用之銅七十三萬斤。則其大逾于中華也。

○河州向原寺蘇稻目所創建也。本邦寺院像設之權輿也。但和州高市郡西琳寺モ元ト向原ト號シ緣起當寺ト同ジ、孰カ眞僞アルベシ。

○三如來ハ　〔信州〕善光寺ノ阿彌陀　〔京〕因幡藥師　嵯峨ノ釋迦也

○三文珠ハ　〔和州〕阿部ノ文殊　〔丹後〕九世渡ノ文殊　〔奧州〕永井ノ文殊。

○三辨天ハ　〔江州〕竹生島辨天　〔相州〕江ノ島辨天　〔和州〕天ノ河辨天。
○聖武帝天平年中毎レ國建ニ國分寺一。
○北條貞時諸州ニ建ニ最明寺一。故有ニ修行之說一。今改ニ西明寺一。
○日本美麗成ル宮社　〔第一〕日光　〔二、駿府〕淺間　〔三、和州〕多武峯
但シ淺間ハ所々破壞シテ、昔年ノ如クナラズ。
○今ノ平安城ハ人皇五十一代桓武帝ノ時延暦十二年、山城國乙訓ノ郡長岡ヨリ遷ス。古往大内裡九重城ノ時東西ノ二京アリ。中華ノ京ニ比シ、東ヲ洛陽、西ヲ長安ト稱ス。然レトモ中華ノ京ノ西ハ、雍州ニシテ洛陽タレドモ、東ハ豫州タレバ、和朝ニ於テ比スル所違セリト云。
古往九重城ノ時、西ノ京坊數七百五十八丁也。今ハ西京ハ絕タリ。大内裡ノ時ハ東西二京合テ坊數二千七百卅二町アリシト云。
四神相應ノ地ト云ヘルハ、〔東〕左青龍　〔西〕右白虎　〔南〕前朱雀　〔北〕後玄武
此四神揃ヒタル地ヲ謂ニ帝都最貴之地一。○左ニ流水アル謂ニ之青龍一。○右ニ長道アルヲ謂ニ白虎一。南方ニ池水アルヲ謂ニ朱雀一。○後ニ丘陵アルヲ謂ニ玄武一。白虎、朱雀、玄武、何レモ神ノ名ナリ。今ノ平安城四神相應ノ地ナリト云。
巖倉　洛陽四方有ニ此稱一。古往爲ニ王都鎭護一瘞ニ藏一切經一之地也。
京都坊數同異名。其外所レ記ニ于此一。雍州府志。山城名勝志。名所記等ニ所レ載。爲ニ忽忘一略記ス。
京都坊數千八百五十二町　戶數四萬七千家〔割註〕院中諸官家者不レ計。〕
桃花坊〔京一條異名〕　銅駝坊〔二條ノ異名〕。〔坊與レ町和訓同。漢鑄ニ駱駝一置ニ洛陽南街一。擬レ彼名。〕

三條〔東ヲ教業坊、西ヲ豐財坊、〕　四條〔東永昌坊、西永寧坊、〕　五條〔東宣風坊、西宣義坊、〕六條〔東淳風坊、西光德坊、〕　七條〔東安寧坊、西毓財坊、〕　八條〔東崇仁坊、西延嘉坊、〕九條〔東陶地坊、西開建坊、〕　洞院〔洛陽三條ノ邊有ニ東西之稱ー。〕

十字　辻ハ俗字也。東西南北相分之道以レ似ニ十字ニ名矣。

聚樂　天正十三年秀吉公自ニ南北一條ー至ニ于二條ー、東堀河。西限ニ内野ー。修ニ壘壁ー築ニ甲第ー。謂ニ之ヲ聚樂ー。

又洛中洛外ノ界ニ藪ヲ植ラル。此ノ藪ヲ廻レバ數十里アリト云。

東寺　塔ノ脇壁ノ巴瓦猫也。此所嫁入葬禮及ヒ猫ヲ不レ通。通レバ怪異有リト云。

清水　舞臺ノ下梟フクロウヲ彫刻ス。梟ノ水トテ名物也。同所辰巳ノ塔ハ辰巳ノ方、鬼瓦一枚龍ニシテ、三方ハ鴟尾ナリ。

誓願寺　本堂巴瓦一枚金ノ字也。金生水ノ意ニテ火災ヲ除タメカ。

(一)日本三十ノ大都ニ充々タル廣邑　加州金澤　尾州名古屋　奥州仙臺　此外國主刺史ノ城下十七ヶ所アリ。又非ニ城下ニ而稱ニ廣邑ト者。〔和州〕諸樂　〔城州〕伏見　〔泉州〕堺　〔江州〕大津〔濃州〕岐阜　〔勢州〕山田　甲府　駿府　〔筑前〕博多　〔肥前〕長崎　都テ三十ヶ所也。委クハ和漢名數等ニ載ス。因テ略ス。

(一)大坂坊數五百卅六町　戸數一萬七千百八十一家　今ハ町數六百十八町トナリ　橋數百四十四

(一)人皇卅四代推古帝ノ時、日本國人數高四百九十六萬九千餘人。同四十五代聖武帝ニ至テ、人數高八百六十三萬一千人餘リ。〔割註〕曰、推古帝ヨリ至ニ于聖武帝ニ歷ニ百三十餘年ー。但當時ハ一千四百萬人程也ト云。〕

支那前漢ノ時五千九百五十九萬四千九百七十八人　隋ノ時四千六百一萬九千九百五十六人　清ノ

時六千二百萬人餘。

○日本ノ東ニ黑齒國有リ。男女倶ニ齒ヲ染ルト云。日本モ往古ハ齒ヲ染シヲ、中古以來尊卑ヲ分ツテ平人ハ不レ染、堂上方ト女人計リ染ル事ニナレリ。支那ニテハ黑齒國ハ日本ノ事ナリトモ云ヘリ。亞瑪作搦　女護ノ島也ト云。他國ヨリ男字適テ遘合シ、胎テ子ヲ産ムニ、其ノ子男子ナレバ殺スト云。中古ヨリ不レ然。男子有リト云ヘリ。一ニ羅刹國ヲモ女護ノ島ト云、甚塞ナリヤ。此外長人國　侏儒國

○長臂國〇三首國〇飛頭蠻或裸讙國〇夜國有リ。世界ノ廣、難レ計。佛說之三千洲不可レ誣。朱子曰。人物並生ニ於天地之間ニ。本同一理。而稟レ氣有レ異焉。稟ニ其淸明純粹之氣ニ則爲レ人。稟ニ其昏濁偏駁之氣ニ則爲レ物云々。

意想。如ニ三首之國ノ者。不レ同ニ其淸明昏濁之分氣ニ。而皆稟ニ異形之容ニ。則畢竟因ニ土地之偏駁ニ者乎。

雜說囊話　卷之下本

○萬國ノ圖ニハラシイルト云國有。大熱國ニテ、此ノ國ノ人疾病ナキ故、病アル者他國ヨリ往テ住スレバ無病ニ成リ、壽命モ長シト云。此地硫黄ノ氣アル故成ルヘシト云。愚意ニ、滋瘡疝氣等ノ如キハ無病トモ成ルヘシ、内傷ノ病マデ盡ク平愈スルニアラザルヘシ。

○仁德帝御宇飛驒國ニ有二宿儺者一。一身二面相背頭合。兩手左右佩レ劍。强力輕捷驟レ民。輪丹臣ノ祖武振熊作奉レ勅殺レ之。

按ルニ生レテ其ノ儘歯生ズル子アレバ鬼子也トテ殺ス。況ヤ如レ斯ノ二首アル異形ノ者ヲ、其父母養育スベキ様ナシ。疑ラクハ二首國ノ人ノ偶日本ニ漂流來ルナランカ。

○日本所々ノ深山ニ天狗ト號スル者有リ。一名ハ狗賓トモ云、山猱、五通七郎是レ同類タリ。或ハ傳ヘ言フ、天竺日羅、唐ノ善界、日本ノ榮術者天狗之首領也ト云、又八天狗ト云ヘルハ、愛宕榮術太郎

鞍馬僧正坊　比良ノ次郎坊　飯綱三郎　大山ノ伯耆坊　彥山ノ豐前坊　大峰ノ善鬼坊

白峰ノ相模坊

按ルニ此緣起ノ昔ニ因テ傳ルヤ不審。支那ノ昔ニ天狗ト云ヘルハ鳥ノ事、又ハ星ノ事トス。日本ニテ云フ天狗ノ如キ物ナシ。或ハ支那ノ昔ニ山都木客トアル、是レハ日本ノ天狗ニ類ス。又鞍馬ノ僧正ガ谷ト云ヘルハ、宿昔壹演僧正、此ノ所ニテ繇齋ノ法ヲ修セラレシ故、僧正ガ谷ト云。洛ノ稻荷山ニモ同名アリ、同斷也。然ルヲ鞍馬僧正坊ト呼ブハ不審。僧正ハ僧ノ官名ニシテ、天狗ニ僧官ヲ勅免アリシ事ナシ。又鞍馬寺ニアル天狗ノ畫像ハ、狩野元信當山ニ通夜セシ時、月影ニ彼ノ容ノ屏ニ移リタル

ヲ模寫セリト云。此ノ像非レ俗躰ニ。緣レ此世俗僧正坊ト號スル者乎。或ハ源義經當山ニ有リシ時、僧正ガ谷ニテ異人ニ逢フトアルヲ、天狗ニ劍術ヲ學ビタリト附會ス。皆孟浪之說也。或ハ傳ヘ云。推古帝朝百濟國ノ日羅賢知ノ聞ヘアリ、因テ聖德太子奏シテ日羅ヲ日本ニ迎ヘ來客トス。世俗ニ傳フ。京師愛宕山ハ彼ノ日羅ガ靈ヲ所レ祭也ト云。又同所奥院太郎坊ハ柿本紀僧正眞濟染殿ノ后ノ色ニ惑ヒ死テ魅ト成ル。其靈ヲ祭ルト云。兩說共ニ非也。愛宕山ハ伊弉冊尊ト火產靈尊トノ二座也。又奥ノ院ハ所レ祭ニ軻遇突知ノ神也。且又眞濟ハ空海ノ高弟ニシテ智行兼備ノ僧也。豈ソ任他濫行アランヤ。惜哉濟之短ニ於斯ニ可レ謂ニ不幸ト也。或ハ眞濟淫行ニヨツテ、豆州熱海ヘ配流タリト、今見ニ熱海ニ眞濟ノ遺廟トテ祠アリ。是亦非也。此レハ寛平八年東光寺ノ善祐、二條ノ后ヲ犯ノ罪ニヨツテ竄ニ于斯ニ其ノ禿倉ヲ土俗謬テ眞濟ノ廟ト呼ブモノ也。又愛宕山ニ司箭ノ祠トテアリ。是ハ宍戶下總守家俊天狗ノ業類トナリ。太郎坊ノ箭トナリ役ヲ勤メタル其ノ靈ヲ祭リタルト云。孰モ濫吹ノ說ニ似タリ。又年代記ヲ見レバ、四條院文曆元年八月、南部町家ノ戶每ニ、一夜ノ内ニ未來不ト云三字ヲ書タル事アリ。是レ天狗ノ所爲也ト云。何ノ爲メニ書タルヤ。

○中葉奥州會津加藤家ニ仕ヘタル浪人ニ左澤族之介ト云者アリ。後甲州白峰ノ麓ニ居住ス。此ノ者力千人ニ軼ニ。或時山中ニ入テ日沒ス。時ニ裸形ノ大男アツテ道ヲ塞グ。族之介鐵炮ヲ以テ打ントスルニ、彼者鐵炮ヲ奪ヒ取ントス。族之介鐵炮ヲ棄テ、彼者ト扶テ谷ヘ轉ビ落ツ。彼ノ者組ンデ落ナガラ族之介ガ頭ヲ强ク捻廻ハス。族之介捻ラレテ正氣ヲ失ヒ絕死セリ。其間ニ彼ノ者ハ逝方不レ知。族之介ハ漸々ニシテ甦リ。翌日宿所ニ還テ大ニ惱ミ煩ヒシガ、程經テ快復ス。然レドモ先キニ捻ラレタル頭、見返リ佛ノ如ク左ノ方ヘ向ヒ正面ニ向フ事ナラズ。サレドモ其ノ後鐵炮ヲ打ツニ覘定リ、百發百中ノ妙術ト

ナレリト云。此レ等ハ天狗山猱ノ類タルベシ。

此條、於上州ニ怪異ノ事アルハ、多クハ狐狸ノワザ也。上州舘林城内ノ稻荷ハ、其奇瑞關八州ニ蔽ナシ。昔北條氏康當城ニ向ヒ火攻ニセントテ、大木ヲ數千本ナラベ、其上ヘ土俵ヲ積テ水ヲ塞トメタルニ、其夜右ノ材木燒ケズ遙ノ山上ヘ持チ行キ、土俵モ皆押流シタリ。氏康大ニ驚キ、此レ只事ニ非ズトテ歸陣アリシト也。其後毎年中奇瑞アツテヨリ、代々ノ城主尊信異他ト云。

○先年三州作手村ノ民家ヘ、大雷ノ時雲中ヨリ響夥敷シテ落タル物アリ。翌日觀之、高サ五寸、長サ八寸計リノ奇麗ナル石ナリ。又其腹ニ生ノ鱸魚ノ尾アリ。亭主其魚ヲ乾肴トシ貯ヘ置シニ、其近所ニ久シク癤ヲ患ヒ、一向不食ノ者アリ。其母彼ノ干肴ヲ乞フ、因テ截與之、其日ヨリ食進ミ、癤モ忘レタリ。夫レヨリ近鄕ニテ疝氣ナド煩フ者ハ、散錢ヲ持チ來テ乞之。少々ヅヽ割リ與之ニ、亭主數十貫文ノ得分トナレリ。然ルニ彼魚ト同時ニ落タル石、夜々亭主ノ枕本ニ來リ、踊リ歩行ト夢ミ魘テ不安臥。因テ近所ノ者ニ與之。時ニ貰ヒタル者モ亦右ノ如クナルガ故、其後吉田ヘ持チ來テ、舊知ノ社家ヘ讓之。社人ノ手ニ入テヨリ聊カ無怪異。至テ美成ル石故、社家ニテ盆石トナシ家藏ス。年歴テ後予カ師杉江常翁彼社家ニ到リシ時、彼ノ石ヲ出シ銘ヲ請フ。常翁即チ序文ヲ書銘ヲ與フ

在顯崖種翠邊　小輪轉寸雲　沛然潤枯容　屈伸造化地仙術　結得座間三島峰

○臨濟宗、禪宗此レ也。嗣ノ宗ハ宗ノ單ニ是單傳直指之畫ナリ。本來號佛心宗。建仁寺榮西入宋、傳臨濟法、歸朝弘法。

○曹洞宗、道元入宋シテ、見如淨禪師受曹洞宗旨。在宋六年、而歸朝也。於肥後河尻建立如來寺。又請宋僧寂圓、使寂圓住永平寺。道元弟子懷弉。懷弉弟子號義介。建立丹樹林大乘寺。義介弟

子瑩山於二能州一建二永光寺一。瑩山ノ弟子峨山經二營惣持寺一。是等與二永平寺一相並テ、曹洞家出家出世之寺也。

禪有二五派一　臨濟　雲門　曹洞　僞行　法眼

○淨土宗（源空）　順德院御宇武將源實朝公之時、倡二淨土專念宗一居二洛東吉水一。智恩院ノ開基也。元祿十年諡二圓光大師一。再勅二謚東漸之二字一。號二圓光東漸大師一。

鎭西　西山　深草　此ノ三流義アリ。

鎭西派ノ本寺　（京）智恩院　（黒谷）光明寺　（百萬遍）智恩寺　（京）淨花院

西山派ノ本寺　（東山）禪林寺　（粟生）光明寺　深草流義　（京）眞導寺　（京）圓福寺

○日蓮宗　日蓮ヲ祖トス。後醍醐帝勅二諡大菩薩號一。

有二迹一致（日勝他劣）受布施　不受布施等之差別一　日蓮ノ弟子日朗（日印　日靜ト續ク）　日靜ハ足利尊氏公ノ叔父ナル故、寺ヲ京都ニ遷ス。本國寺是レ也。其迹鎌倉ノ長勝寺ヲバ弟子日叡ニ讓リ、寺號ヲ妙法寺ト改號スト云。但シ不受布施ハ今禁止トナル。

○一向宗　善信房親鸞ヲ祖トス。後師源空謫二讃州一之時。同寘二于越後一。雖二五年後得一レ赦一レ歸レ洛。赴二常州一居二于斯一十四年　後歸洛　弘レ法。　秀吉公之時在門ト定メラル

（東西）本願寺　佛光寺　興正寺　（一身田）專修寺　（一除二興正寺一入二越前佐渡江一）

但シ西本願寺ハ天正年中秀吉公ノ命ニ因テ顯如上人ノ時ニ建ツ。（此ノ時准門跡ノ號アリ。）

東本願寺ハ慶長年中依二鈞命一建、敎如上人ヲ祖トス。（親鸞上人ヨリ十二世トス。）

○時宗（遊行派ト云）　伊豫國河野七郎通弘ノ二男薙髮シテ智眞ト號シ、來二相州藤澤一始開二時宗一。淸淨光

寺住持累世稱二號他阿上人一。

○眞言新義　根來寺ノ覺鑁ヲ爲レ祖ト。秀吉公根來寺破却後、以二智積院一與二長谷寺一爲二本寺一。覺鑁ハ俗姓平將門之屬胤ナリ。上二高野山一覩二定尊阿闍梨一、極二眞言秘奧一、建二新義一。元祿四年勅諡二興教大師一。

此餘大念佛宗、或ハ眞濟派等アレドモ、諸州ニ稀ナル故略ス。

○諸大寺ノ長　天台ハ座主　〔三井寺園城〕長吏　東寺長者

興福寺ハ　寺務或ハ法務　〔高野熊野〕檢校

○比叡山座主ハ淳和帝ノ朝、傳教大師ノ門弟義眞僧正ヲ天台座主ノ始トス。古代ハ座主一人ナリシガ三塔ト分レアル故、近代三門跡トナル。

又輪王院〔號二慈眼院一〕日光御門主　比叡山ノ座主并東叡山兼帶

同妙法院　大佛ヲ兼帶　〔曼珠院〕

以上六ヶ寺兼二叡山座主一稱二貫主一。

〔眞言宗東寺二〕四門跡　〔三井寺二〕三門跡　〔天台宗眞言宗〕修驗二二門跡

〔法相宗南都興福寺二〕二門跡　〔淨土宗智恩院〕一門跡

以上以二准門跡一　安井　西本願寺　興正寺　佛光寺　〔勢州一身田〕專修寺　總テ廿ケ寺

○京都五山ニ續キ、等持寺、臨川寺ヨリ段々次第シテ禪寺十个寺ハ號二十刹一。康曆二年足利義滿公十刹之位次ヲ定メラル。其說區々ニシテ難二一定一、今略レ之。

○鎌倉五山ハ京都天龍寺ノ次タリ。

○聖武天皇朝以二行基一爲二大僧正一。本朝大僧正之始也。其後二百有餘年ヲ經テ叡山ノ慈慧ヲ被レ任二大僧

正ニ。爾來不レ追ニ枚擧一。

按ルニ人皇卅四代推古帝ノ朝百濟ノ僧觀勒ヲ僧正トシ、鞍部ノ德積ヲ僧都トス。本朝僧官ノ始也ト、歷代備考等ニ載レ之。然レバ僧正ノ官ハ行基ヨリ以前ノ事ニシテ、大僧正ハ行基ヲ權輿トス。或ハ孝謙帝朝賜ニ行基大菩薩號一ト云。

○禪家和尚可レ准ニ法師一〔割註〕淨土宗ニテハ和尚ニアラズ、上人トアリ。然レバ可レ准ニ法橋一〕

大概　〔位〕法橋上人ハ　〔官〕相ニ當律師一　〔位〕法眼ハ　〔官〕相ニ當僧都一

〔位〕法印ハ　〔官〕相ニ當僧都一

又曰　法橋　准ニ五位諸大夫一　法眼准ニ侍從一　法印准ニ少將一　權僧正准ニ參議一

正僧正准ニ中納言一　大僧正准ニ大納言一

○文武帝四年元興寺ノ道照始行ニ火葬ノ禮一。火葬始ニ于照一。

○人死謂ニ之死一。葬曰ニ反而亡一。〔割註〕人ノ喪ノウチヲ制中ト云。制生ハ喪アル人ノ自稱也。〕父ノ喪服ヲ曰ニ齊衰一。謂ニ死翌日小斂一。三日謂ニ大斂一。以ニ葬迄間一謂レ殯一。一周忌ヲ謂ニ之小祥一。三年忌ヲ謂ニ大祥一。俗ニ祥月トハ此ノ字タルベシト云。

人ノ死後中陰ト云事ハ有レ之。年忌ト云事ハ俗習也ト、宿昔少納言信西ノ十三回忌ヲ、舍弟櫻町中納言修セントス。高野ノ明遍不ニ同心一也。佛家スラ不レ用。況於ニ俗家一哉ト云々。

○庚申　朱雀帝天慶二年始テ內裡有ニ庚申御遊一。智證大師入唐傳來ス矣、醍醐帝朝專行レ之。有ニ菅相公庚申詩一。攝州天王寺南庚申堂緣起曰、文武帝大寶元年正月七日僧仕善、蒙ニ帝釋ノ使告一始修レ之云々。

○器之禪師ハ石屋禪師ノ弟子也。應仁年中陶五郎孝薰周防ノ國ニ請待シ、一寺ヲ創建ス。其ノ所ニ大ナ

ル池アリ。龍神尊仰シ、一夜ノ間ニ池ヲ埋メ住地トス。其ノ時龍神ヨリ永ク此ノ地ヲ佛法弘通ノ爲ニ獻ズルトノ證文ヲ禪師ニ贈ル。又鹿來テ禪師ヘ寶玉ヲ獻ズルノ奇瑞アリ。因テ此ノ寺ヲ鹿玉山龍文寺ト號ストカヤ。於ニ西國一曹洞派三个寺ノ一寺也。此ノ禪師ヨリ日本ニテ法文ト謂フ事始ルト云。

○住吉長州大寧寺ノ祖師ニ、住吉明神翁トナツテ參得シ玉フ。和尚明神ニ告テ曰ク、願クハ尊躰ヲ現シ玉ヘト有レシ時、明神大蛇ノ形チト現シ玉フ。其時衆僧畏怖シ、讀經ノ曲拍亂雜タリ。然レドモ其時ノ亂雜ノ曲節ヲ今以テ用ヒ、當時ノ秘事トシ、悪楞嚴ト號ストカヤ。夫レヨリ明神モ當寺世代ノ中ニ載セ、世牌今ニアリト云。

○宿昔比叡山備後ノ阿闍梨ト云ヘルハ源空ノ師也。常ニ語テ曰、我レ蛇身トナツテ龍華ヲ待ツベシ。遠州笠原ノ庄櫻ガ池ハ、其ノ深キコト限リナシ、我遷化ノ後此ノ池ニ住マントテ、臨終ノ時此ノ池水ヲ取リヨセ掬ス。是ノ時池水大ニ逆浪ヲナス。皇圓入寂ト同時ナリキト云。此ノ池ニテ毎年ノ祭禮ハ牛頭天王ノ祭リナリ。

○山城愛宕郡御泥池ハ、宿昔行基僧正此ノ所ニテ加持アリシニ水上彌勒菩薩出現アリ、夫レヨリ此ノ池ヲ菩薩池ト號スト也。

○三州設樂郡大洞村泉龍院ノ開祖ニ、龍神僧ト化シ參得シ去ル時、末世ノ印ニ鱗三枚殘シ置ク。當寺ノ什物トシテ今猶在セリ。

○和州法隆寺靈寶ノ内、信州善光寺如來ノ御書アリ。是レハ勅使善光寺ニ赴キ通夜セシ時、内陣ヨリ如來ノ佛勅アリ、勅使即チ其佛勅ノ趣キヲ書記シ來レル也。奇代ノ寶物タリ。

○鎌倉淨光寺ニ、八幡ノ尊像ト弘法大師ノ像ト畫像二幅アリ。神像ハ大師模ニ寫之、大師ノ影ハ神筆タリ

ト云。因テ是レヲ五ノ御影ト號ス。末代奇特ノ靈物タリト云。但シ此ノ御影ハ高尾神護寺ニアリシヲ、文覺持チ來テ此ノ寺ニ納ムト云。

○甲州ノ新善光寺ハ武田信玄ノ時建立シ、信州善光寺ノ如來ヲ當寺ニ納ム。其後於テ當寺ニ新佛ヲ鑄ル。秀吉公ノ時、古佛ヲ京都大佛殿ヘ安置ス。時ニ佛勅ニヨツテ奉ル還送。其ノ時復佛勅アリ。甲州ニハ新佛アリ。我ヲバ元トノ信州ヘ安置スベシトノ佛勅アリ。因テ其節信州善光寺ヘ奉レ納、甲州善光寺ヘハ新佛ヲ安置セシト也。

○攝州大願寺ハ、昔シ長柄ノ橋ノ人柱ニ立タル岩氏ガ、菩提ノ爲メ建立アリシ寺也。故ニ橋本寺ト呼ブ。岩氏ガ娘尾トナツテ不言尼ト號シ、山崎ニ住庵ス。後年大納言公任卿、當寺ニ詣シ玉ヒ、

　長柄江ヤ藻ニ埋レシ橋柱又道カヘテ人渡スナリ

ト詠シ玉ヘバ、地藏莞微笑シ玉ヒシト也。難波ノ笑ヒ佛ト稱スル是レ也。

○南都文遣ノ地藏ト號スルハ、昔時左少辨行隆卒後、其ノ娘深ク歎キ文ヲ書テ地藏ノ御手ニ置ク。翌日見レバ父行隆ノ返書アリ。因テ文遣ヒノ地藏ト稱スト云。難ニ信用ニ縁記ナリ。

○往古和州旱魃ノ時、一龍諸人ノ困ヲ思テ雨ヲ降ス。大龍怒テ其龍ヲ三ツニ割下界ヘ落ス。其ノ裂レタル龍南都ノ地ニ落ツ。龍ノ頭ノ落タル所ニ寺ヲ建龍頭寺ト號シ、腹ノ落タル所ニ龍腹寺ヲ建。尾ノ落タル地ノ寺ヲ龍尾寺ト號スト云。是亦難レ信由來乎。

三州岡崎町近郷伊田村ニ獅子ノ舞塚ト號スルアリ。世俗傳ヘ云、往古孰ノ御時カ。天子御惱ノ節、御願ニヨツテ六十六ケ國ヘ獅子ノ頭ヲ納メラレタル所ト云。予嘗テ疑レ之。信州ニ於テ獅子塚ト號スルヲ不レ見。近年去ル老翁ニ問ヘバ、翁ノ曰、此レハ先年獅子ノ頭ヲ持チ村里廻ル里神樂ノ者、此ノ所ニテ

頓死セリ。腰ニ路料モ少シアレドモ園所シレズ。依レ之彼ノ持チ來リシ獅子ノ頭トモニ、此ノ所ヘ埋メタル其ノ塚ナリト語ル。此等ヲ見レバ世ニ傳ヘ云ドモ謬多シ。

〇日本華鯨ノ名鐘ハ　〔江州〕三井寺ノ鐘　〔播州〕尾上ノ鐘　〔和州〕長谷寺ノ鐘。〔割註〕未來男寄附トアル由。」〔和州〕大峯ノ鐘　同鐘ノ銘。〔割註〕遠江國佐野郡原田ノ庄長福寺、天慶六年七月二日二」

是レハ古往天狗來テ齋料ヲ乞ヒ、此ノ山ヘ持チ行シト云。世ニアマネク所レ傳ナリ。

〇唯頼メ一切衆生ノ挿艾ソレ世ノ中ニ有ン限リハ

新古今集ニ、清水ノ觀音ノ御詠トナンアリ。左文字爾頼メトアリ。

〇鎌倉光明寺ニ高野大師ノ御筆跡六字ノ名號。〔割註〕長九間、幅九尺。」アリ。元房州佐野金貽寺ノ什物ナリシガ、今此ノ寺ニアリ。因テ佐野ノ名號ト云。砂上ニ書玉ヒシヲ寫シタリト云。

〇播州五臺山清涼寺ノ寶物六字ノ名號アリ。布計五端、〔長十五間〕、一字ノ大サ二間餘アリ。河州玉手阿王上人ノ筆跡也

〇高野山ノ大曼荼羅ハ平相國清盛ノ所レ納、皆人知レ之。同所ニ大師ノ御筆大般若六百卷ヲ小軸一卷ニ書寫シ玉ヘリ。奇代ノ寶物也

〇道元和尚宋國ヨリ歸朝ニ趣ントシ玉フ時、碧岩ノ書ヲ得給フ。即チ保裝之夜一夜ノ間ニ十卷ノ書ヲ書寫シ歸朝アリ。是レヲ一夜碧岩ト稱シテ、越前永平寺ノ寶物トス。書寫ノ夜、白山權現御助筆アリト云傳フ。此ノ寶物今ハ加州大乘寺ニアリト云。

〇城州建仁寺ノ寶物ニ、九尺餘方ノ掛物アリ。其ノ一幅ニ祇園精舍ヲ畫ゲリ。其ノ繪不レ殘大般若六

百卷ト法華八卷トヲ以テ畫リ。當寺ノ祖師三十有餘年ノ精力ニテ成就セシト云。

○和州當麻寺ノ本曼荼羅ハ、寶藏ニ納メテ常人ハ不レ拜。新曼荼羅ハ順德院ノ朝畫工良賀法印ト源慶法印畫レ之。銘文ハ藤原行能卿タリ。厨子ハ右大將賴朝卿寄進也ト云。其後延寶年中御修復ヲ被レ加也。

○南都興福寺ノ南向不背ノ玉、潤濱石、花原磬ハ西金堂ニ納ム。此ノ中南向不背ノ玉ト潤濱石ハ秘事ニシテ、人見ル事ナシ。學行ノ積リタル僧ハ、正法院ヨリ傳授スル事也ト云。

○和州十市郡ニ餘ノ香久山ト號スル山アリ。一ニ天ノ龍山トモ云。此ノ山天ノ香久山ト混ズベカラズ。天ノ香久山ト天ノ磐戸トハ神秘ニシテ在所アルニ非ズ。故ニ諸人容易可レ知ニアラズ。

○泉州市村ノ近隣ニ一路庵ノ跡トテアリ。一路上人ハ紫野ノ一休同時ノ人ニシテ、悟道發明ノ僧也。或ル時一休、此ノ庵室ニ來リテ曰ク、萬法道アリ如何ナルカ是レ一路ト有リシカバ、一路即座ニ答ヘラル。萬事皆休スベシ。如何ゾ一休ト答ヘラレタリ。此ノ庵室山上ニアツテ一物ノ貯ナク、山ヨリ一ツノ簣ヲ下ゲ置カルレバ、村中又ハ往來ノ者穀類鹽醬薪等ノ物ヲ入レ置ケバ、ソレヲ引上ゲ糧トシ、年月ヲ送ラレタリ。閑居ニ諸道具等ノ物モナシ。アル物トテハ小鍋一ツノミ。此ノ鍋ヲ手取リ鍋ト號シ、食事ヲ調ヘラレシト也。其ノ後村ノ童子共、彼ノ簣ヘ馬糞ナド入レ置キタルニヨリ、夫レヨリシテハ簣ヲ不レ卸、斷食シテ居ラレタリ。村中ノ者驚キ往テ見レバ、結跏趺坐シテ遷化タリ。住ノ壁ニ狂歌アリ。

　手取リメヨ己ハ口ガ指シ出タソ雜水煮タト人ニ語ルナ

實ニ天ヲモ不レ怨、人ヲモ不レ尤、一物モナキ心性ウラヤマシクモ難レ有事ニナン。

○普化僧　梵論　暮露　虚無僧、同ジ住所ヲ番所ト云。

普化禪師ノ遺流ニシテ、本朝文明ノ頃、朗庵。〔割註〕號ニ風穴道人一。宇治ノ吸江庵又京師妙安寺ニ居ス。

円ヶ暖江庵ハ普化僧ノ本寺ニシテ、庵朗ヲ始祖トス。竪笛ハ其ノ制大概一尺八寸ニ截ル故ニ尺八ト號ス。其音黄鐘調ニシテ三十二品ノ指遣アリト云。尺八ト横笛トハ歌口不レ同。一節截ト横笛ハ相ヒ同ジト云。

○鉢敲 常ニ茶筅ヲ製テ賣ル。寒夜瓢ヲ敲キ、無常ノ頌ヲ唱ヘ葬所ヲ巡ル。京師ノミアツテ他邦ニナシ。平定盛ヲ始祖トス。昔時定盛空也上人ニ驟遇セシ鹿ヲ殺シ、夫ヨリ空也ノ弟子トナリ、京都極樂庵ニ居住ス。鉢敲十八家ノ祖也。

○田樂 江州坂本ヨリ出ス能、亂拍子、刀玉等ノ技アリ。田家ノ稼穡ヲ祝スルノ技也。古往ハ貴家ニテモ弄タルヨシ、相模入道弄瓶ノ事、太平記ニ見ヘタリ。今ハ此ノ技業絶ヘテ、坂本祭禮ノ節ノミ其遺方アリト云。又豆腐ヲ串ニ貫ク形モ、彼ノ技ノ纔レ木而爲ニ踊躍ニ之所見ヨリ號ニ田樂ニト云。

○和ニ飯綱遣ト號スル者アリ。此レヲ魔法ツカヒ、又ハ式神遣ヒトモ云。其ノ法先ヅ狐ノ穴所ヲ搜シ求メテ、恒ニ孕狐ヲ牧ヒ饗致シ、後チ子ヲ産ム時ニ至テ、適々保護之、漸ク長シテ名ヲ其子狐ニ授ケ、某太郎、或ハ某吉ト喚ブ。術者事アル時ハ、竊ニ喚ブ其狐名ヲ。狐形チヲ隱シテ到ル。密事ヲ囁問スルニ、貫ク言フ。術者ノ外不レ能レ見ニ狐形ヲ。誠レ妙哉、諸人爲レ神。然ドモ術者此ノ穢行アル時ハ、狐亦不レ到シテ術業モ忽ニ亡ブト云。又一種眩人ト云ヘルハ、幻術ノ者ニシテ、一ニ昔人トモ書ク。メクラガシト訓ミ、行フ瞞ナリ。西國ノ狗神、支那國ノ金蠶ニ類ス。

○角觝ハ垂仁帝朝當麻蹶速ト野見宿禰トニ始ル。昔時當麻ニ六尺士有。角力勝負ニ實朝公由井濱遊覧時。朝比奈兄弟喧嘩。角力事東鑑載レ之。或河津ト與、俣野角力ノ事、其外多キ也。近代丸山仁太夫其長六尺五寸、力量軼ニ萬人一。同時明石志賀介者其丈

下レ滿二六尺一。然ルニ以二手練一勝二丸山一。稱二本朝無双一。

人ノ長五尺四五寸ヲ中トス。五雜組ニ姑蘇ノ長人姓ノ者兒妹俱ニ其ノ長一丈二尺トアリ。是ト本朝ト同キカ不レ知。本朝ハ日本武命一丈、仁德帝九尺、又前太平記ニ安部貞任長九尺五寸トアリ。近代小笠原山城守長賴卿三州吉田ニ在シ時、其徒士今川關右衞門七尺五寸。〔割註〕或七尺三寸。手ヅカラ所レ覩也。其ノ頃日本第一タリト云々。

○座頭　今謂二盲人一曰二座頭一。其義未レ詳。庭訓往來ニ、琵琶法師トアリ。前々太平記ニ、光孝帝無雙ノ盲人ヲ扶持シ惠ミ玉フ故ニ、此ノ君崩御六月タルヲ以テ、諸州ノ盲人上京シテ、其ノ御忌日ヲ弔フ。此レヲ座頭家ノ會式ト云ヒ、亦納涼會ト云也ト云々。又晝塔ト云ヘルモ會式ニシテ二月十六日也。此レモ光孝帝ノ皇女ノ御忌ヲ修セシヨリ始ト云。此ノ會式ハ上方ノ座頭ノミ修シテ、田舍ニテハ不レ修。又曰フ、其ノ官ト云ヘルハ三十二相ノ半ヲ用ル意ニテ、十六階ヲ立テ四々ト次第シ、四ケ度上落スル者ヲ四分ト號シ、八ケ度ヲ四度ト號シ、十二ケ度ヲ勾當トシ、十六ケ度ヲ檢校トシ、檢官トス。是則チ聲聞乘性ノ四諦、十六觀行ノ表事也ト云。如今聞ニ座頭ニ十六或以二十一首一為二勾當一以二十六一為二檢校一ト云。又如一檢校ガ法脈、學ブ所ノ法流、謂二之部方一。同ジク城一ガ高弟或人、住二洛東八坂一。其法流ヲ云二城方一。

按ルニ座頭ノ官ハ、蓋シ如一以來乎。

○狂言幻欄ハ慶長十九年ニ始ル。

○淨留理ハ小野通女作リ始メ、岩舟檢校節ヲツケ謠曲トシ、瀧野澤角三線ニ合ス。

京都ニテハ　伊勢島宮内　山本角太夫　岡本文彌　嘉太夫

大坂ニテハ　井上播磨　竹本筑後

江戸ニテハ　薩摩　肥前　永閑　外記　土佐　半太夫　河東

（男色）漢曰、非道ノ和訓ニ之衆道ト。世ニ女色ノ戒アリ。男色ニ至テ禁ナキハ不審。抵ニ于其所ニ着スル者。愛欲頗重ニ於女色ヨリ。可レ謂之最乎。世俗ノ諺ニ、男色ハ空海師ニ始ルト云フハ非也。漢ノ高祖籍孺ヲ愛シ、韓吏部ガ孟郊ニ從ヒ、於テハ本朝ニ者、道祖王侍童ニ通フ等ノコトアリ。然レバ前代ヨリノ事ト見ヘタリ。或ハ中葉鎌倉建長寺廣德庵自休、同所寺ノ下相承院ノ白菊ニ戀慕シ、倶ニ江ノ島ノ海ニ沒シタル事、普ク人ノ知ル所也。此徐不レ遑ニ枚擧ニ。又當時芝之居ノ冶郎。「割註」或ハ野郎ト書。」ト云者ハ、先年慶安過ニ後チ額髮ヲ剃リ、帽子ヲ被リ衒ス男色ヲ。支那ニ所レ謂男娼之類也。

（遊女）昔ハ江口神崎蟹島寄若嶋ノ津湊ニアリ。故ニ流レノ女、或ハ浮レ女等ノ號アリ。江ノ以言ガ詩ニ、翠帳紅閨萬事之禮法雖レ異ナリト、舟中浪上一生歡會是同。又源順ガ家ハ爻ニ南北岸ノ心通ニ上下往來端ト。又タ歌ニハ

其ノ人トナシテ逢ハン浮寫ノ心悲ハ深キ波ノ上ヘ哉

河タケノ流レノ身コソ遊女ノ夜毎ニ替ル夫ヲ重ネテ

是以江口神崎寄ノ事ヲ詠ジタル也。中華ノ昔ニテハ長子トアル。是レ則チ和ノ遊女ノ事也。又用家、戲場、粉頭店、何レモ和ノ色茶屋ト同ジ。三善爲康朝野群載ニ遊女ノ記アリ。其ノ略ニ日、長保年中東三條院參ニ詣于住吉天王寺。此時禪定大相國被レ寵ニ小觀音。但其時今遊女ノ名號觀音如意、菩賢等ノ。國略長、宇治大臣、嘗ニ千戲ニ遊女。自ニ京洛ニ向ニ河陽ニ之時ハ、愛ニ江口人ヲ。刺史以下自ニ西國ニ入河之輩、愛ニ神崎人ヲ。長元年中上東門院ニ有ニ御幸ニ。是時宇治大相國被レ賞ニ中君ニ。延久年中後三條院同幸ニ此寺社ニ。狛犬、

嬉、等之類、並レ舟而來。人謂二之神仙一。近代之勝事也ト云々。下略。
長州下ノ關門司浦間ノ遊女ハ、文治年中平家西海ニテ沒落ノ後、官女等渡世ノ方便ヲ不レ知、諸人ノ慰モノトナツテ遂ニ遊女トナリシト云。又大礒ノ虎女、黄瀨川ノ龜鶴、池田ノ湯谷等ハ今ノ出女也。朝爲二張郎婦一、暮爲二李郎妻一。此等皆遊女出女ノ身ノ上ナリ。

遊女ハ昔モ老去ル迄眉ヲ描シニヤ。金葉集ノ歌ニ、

去リトモト斯黛ノイタツラニ心細クモ老ニケル哉

元弘年中楠正成千倹劍龍城ノ時、鎌倉ノ討手圍レ之不レ克。空ク數月ヲ送ル。其時諸大將ノ陣中ヘ、江口神崎ノ遊女共ヲ呼與宴アリ。爰ニ名越遠江入道ト同ク兵庫介トハ叔姪タルガ、遊女ノ前ニテ雙六ノ賽ノ目ヲ論ジ闘諍トナリ相果、御方ノ嘲哢トナリシ事アリ。又新田義貞金ケ崎ノ城ニアリシ時、島寺ノ袖ト云フ遊女ヲ船ニ乘セ、土宮ノ沖ニテ翫嬉アリシ事、俱ニ太平記ニ見ヘタリ。

往昔後鳥羽ノ上皇ノ寵女龜菊、平相國清盛ノ愛女妓王、妓女、佛、義經ノ妾靜、此等ハ白拍子ト號シ、今云舞子也。

白拍子ハ鳥羽院ノ朝、島ノ千歳若ノ前、始テ女舞ヲ舞フ是レヲ始トス。

遊女ヲ傾城ト呼ブ事ハ、近代寛文ノ頃ヨリ號スト云。

按ルニ庭訓往來ニ、傾城、白拍子、遊女、夜發ノ輩トアリ。然レバ遊女ノ上品ナルハ、古來ヨリ傾城ト呼ビ來ルナラン。

京都島原　松〔割註遊女ノ内最タリ〕　禿兒　傳唱　鴨母等隨從ス。

是レハ秦皇以レ松封二五位一。因テ有二此號一。三ケ津ニ限リテ此ノ號アリ。

梅　菅相公御年愛松梅トツゞク故號ニ。何レモ併上ノ號可レ笑。
鹿戀　妻戀フ鹿ト云ヨリ名レ之。東國ニハ此ノ號ナシ。
鶏頭　端ト云。

江戸吉原　松　格子　散茶　生熟茶　鶏頭
吉原ハ元ト、和泉町、高砂町、難波町ニアリ。明暦年中大火後今ノ所へ遷ス。
大坂新町　松　梅　鹿戀　鶏頭
此ノ町モ新地故號ニ新町ト　伏見撞木町　奈良〔木辻、鳴川〕
大津柴屋町　駿府彌勒町　長崎丸山町〔割註〕此ノ所ニ松ト號スルアリ。然レドモ三ケ津ノ松ニ不レ並。」
堺乳守町　此ノ町ノ娼館峻熊ニハ禁ノ乳ヲ著ル。是レハ毎年五月廿八日住吉ノ御田植也。其時乳守ノ遊女植レ之タルヲ以テ、裝ヲ被レ免ト云。
右ノ所々ヲ號[illegible]以前娼家徘ニ女色ニ所々、大略如レ左。
長州下ノ關〔元ト赤間ガ關ト云〕　イナリ町　薩州宮島　大坂町　播州室津　鶉町　筑前
博多〔岡町〕　備後鞆〔アリソ町〕　堺〔惠美須島〕　伏見〔中生島〕　大津〔四ノ宮〕　越前〔敦
賀ニ[illegible]〕　越後新潟〔今町〕　勢州古市〔割註〕遊女ヲ呼ニ艶女ニ。」　志州鳥羽　下總銚子　仙臺
〔[illegible]原町〕　津輕〔善知町〕　以上
往昔前泉州高須北庄ト云所、[illegible]町タルヨシ、其ノ町ニ地獄ト云フ譃名セシ遊女アリ。其ノ頃ハ決ニ寫ノ
名觀音、普賢、佛ナンド號セシニヨリ、ソレニ引カヘ地獄ト呼ビシトカヤ。孰[illegible]曲アル老積年ナリケラ
[illegible]

聞ショリ見テ恐ヤ地獄哉

トナリケレバ、

死スル人モ落ザラメヤハ

ト附ケタリト也。又其頃何某ノ狂歌アリ。

南北ノ皆内ドモ取ラルヽハ唯遊物ノタカスナリケリ

右ノ外諸街道ノ驛々、或ハ著船ノ湊々、此ノ者ノナキ所ハ稀ナリ。就レ中於ニ三ケ津ニ、娼妓ノ外女色ノ商賣スル稼業、其ノ品目多アリ。江戸ニハ中古風呂屋ノ湯女、又ハ女髪結等ノ賣女數多シ、今猶ハ茶屋女、或ハ夜鷹ト號スル者ハ、傍夫ト云者ヒキツレ、待レ夜發ニ婬奔ヲモノナリ。此レヲ上方筋ニテハ惣嫁ト云同事也。

○博奕　支那ノ昔ニテハ圍碁ノ事トス。本朝ニテハ昔時、骰子投等スル者ヲ博奕ト云。其方ニ所ニ呼ビ錢之類也。五雜組ニ、今ノ樗蒲牛宮ト云ハ、宋ノ朱河陽紅鶴ヨリ起ルト云。杜子美ガ詩ニ、相與博塞為ニ歡娯、馮陵大叫呼ニ五白、五白即今ノ骰子、昔古人用ニ六隻、今人亦多然リト云々。

按ルニ博奕之詩文等ニ樗蒲スルトアルハ、大抵今用ル樗蒲ト同事カ。又東鑑ニ四一半打ト有レ之モ、今云樗蒲一ト同ジキ乎。賭博ニ品々アリ。或ハ加留多ト云モノハ、蠻國ヨリ寛永ノ頃日本ニ渡ルト云。續日本紀ニ、文武帝ノ朝双六、樗蒲、角方等制禁ノ令アリ。其ノ禁、古昔ヨリ有レ之事ト見エタリ。

雜說囊話　卷之下末

○日本紀ニハ、人皇十六代應神帝朝、自支那阿直岐王仁持千字文等書來。皇子菟道稚郎子師之學焉。本朝通紀曰、神功皇后御世遣使於晋、贈表文三度、晋志載之。本朝史冊不載之、然トモ本朝書ノ古學ノ文始ニ於是乎。在此曰其者未可知。惜哉、本朝史記不傳委曲焉。想我朝有自神代而傳來之文字乎云云。羅山子曰。日本紀、天武帝使境部連等造新字一部四十卷、蓋擬風。雨社杜畠ノ類ハ其節ノ字也。傳後世諸書載之、然先是無相傳之文字者。恐自神代而尙傳來之文字有無之乎云云。

愚按ニ、古來ヨリ傳ヘ來ル文字ノ有无ハ不知。由緒從來和製ノ文字有リトモ、支那ト書翰ノ贈答ニ至テハ、本朝ニテ造リタル文字ノミヲ以テハ難通曉乎。然レハ王仁等ヨリ得ル支那ノ儒者、日本ノ文字ト成テ來リタル者アルベシ、彼レヲシテ書セシムル者カ。其ノ時日本唐ト使价往返數回也。日本ニ儒者アラザルハ、支那ノ書翰誰レ人カ讀之ヤ。但シ漢字本朝ニ渡ルハ、王仁等來朝ヨリ以前ニ學レシハ、儒學ハ稚郎子ニ始マリシカ。

或ハ支那ニテモ、唐ノ武后於本朝所製ノ字アリ。𠀑「天ノ字」埊「地ノ字」☉「日ノ字」囝「月ノ字」等也。

○日本紀言詩賦興ハ、天武帝御子曰大津皇子始也。紀貫之古今和歌集序ニ、大津皇子初作詩賦。詩人才子慕風流。移漢家之字、化我日域之俗云云。羅山子曰。懷風藻載天智帝皇子大友皇子詩、於大津皇子前。然則大友先大津作詩賦必矣。何不言大友乎云云。林學子曰、懷風藻所載

大友詩五言、而大津詩七言也。然則大友五言祖、大津爲二七言之祖一乎云云。但日本紀除二大友一而以二大津一爲レ初者有二由所一云云。

○本朝和韻ノ祖ハ、大津ノ皇子ヲ首トスルカ。自氏文集等ノ詩集未レ渡以前、有下遊二吉野川一和韻上。爲レ奇也。

○天子之詩以二文武帝一爲レ始。兩朱嵯峨村上兩帝爲レ秀。在二皇子連子一、則村上帝御連子兼明親王・村上帝皇子具平親王等爲レ最。至二于官家一者紀長谷雄・同齊名・同在昌・江朝綱・同以言・同匡衡・同匡房。菅家數輩尤也。至二于女官一有二詩才一者。大伴姫。有智子。惟氏等也。此餘有二秀才一之女者。小野小町。伊勢。紫式部。清少納言。赤染右衛門等也。或巧二和歌一者不レ追二枚擧一。

○本朝僧徒之詩者智藏爲レ始。自レ爾辨正・道慈・道融・空海・連禪等爲二逸群之詩才一。

○本朝文學淡海公時盛也。吉備公留學廿年、歸朝。自レ爾國國依二賴之一。

○文武帝好學釋奠始二于同朝大寶元年一。而迨二于後土御門院應仁元年一其禮絕矣。自二大寶一至二應仁一七百六十七年而絕矣。

釋奠孔子祭也。二月八日以二上丁日一釋二奠文宣王一是也。

○元明帝和銅年中詔選二日本風土記一。諸國郡縣土產草木鳥獸國風載レ之。但今亡滅、殘冊些有ト云。

○本朝學生播二名於唐一者、吉備公・仲麻呂・大江定基也。

仲麻呂剛二掌天文曆數之事一。安部晴明等也。定基ハ爲レ僧號二寂照一。宋帝愛二其才一留レ之。遂住二興門寺一。

圓通大師是也。

○僧寂照入宋時。齎二兼明親王。具平親王。藤原道長。源俊賢等之書一示レ人。子昂等問、日本書如二唐

人學ニ王羲ヲ中華能レ書者亦鮮シ能及フ詩亦非ストニ夷風ニ云。林子曰。當時文才能書不レ乏レ人ニ後世文書日衰。能書亦不レ逮レ古。若痛哉云云。

○本朝ノ三筆ハ　嵯峨帝　橘逸勢　僧空海

同三蹟ハ　小野道風　藤原行成　藤原佐理

嵯峨帝朝大内成焉。北門額宸筆。東南橘逸勢。西面及應天門ハ空海之筆也。已掛レ之。仰見レ之。應字上點欠ケタリ。海乃擲レ筆補レ之。宛然不レ差。王臣伏ニ其妙一。自リ古來ニ俗稱ニ諸書所レ載亦如レ此。愚按ズルニ。空海能筆タルヲ以テ奉レ勅ヲ書ス禁門ノ額ヲ文字數僅ニ三字。其ノ中一點ヲ脱シタルト云事不レ審。且ツ筆ヲ投ゲテ一點ヲ補フト云ヘルハ、今世俗ニ云放下師ノ業ニ似タリ。其レガ豈ニ筆道ノ妙ト可レ稱耶。竊ニ想。後人褒ニ稱空海之筆妙一過譽。爲ニ是等之説一者乎。

又曰大内十二門ノ額ヲ懸ケ玉フ時、東面三門ハ嵯峨帝ノ宸筆

北三門ハ橘逸勢　西三門ハ小野美材　南三門ハ空海師

小野道風空海ノ書キ給ヘル額ヲ難ジテ曰、美福門ハ田廣ク、朱雀門ハ米雀門也ト謗ス。道風忽中風ノ病トナリ、手不叶ト云。是又不審。或ハ曰、空海師ハ口ニ筆ヲ啣へ、左右ノ手足ニ筆ヲ持、一度ニ眞草ヲ書レタリ。因テ五筆和尚ト稱シタリト云。

又曰、京師清水寺ノ額ハ藤原ノ行成卿ノ筆跡也。後年文字消ヘケルヲ、寺僧ノ能筆ブシテ修セシニ、其日ヨリ兩眼ニ盲シ、元ノ如クナリ、又彼ノ修セシ筆モ頓テ夜セシト也。同日ノ談ナリ

橘逸勢ハ、トキ配流ニテ、豆州三島ニ謫居ノ時、自註アツテ同神ノ額ヲ書ス。

菅原道眞公ハ本朝儒家ノ宗ニシテ、文道ノ大祖タリ。昌泰三年御祖父清公、御父是善、並ニ射ノ詩作、

此三代ノ実ノ集ヲ醍醐帝ヘ奏進アリ、帝感賞之。賜ニ御製一。道眞公昌泰四年筑紫ヘ謫有リ、紫陽ニ
テ御詠有リ、

都ニテ硯ノ塵モ吹カザリシ節ノ楊枝モツカハザリシニ

是レハ世俗ニ墨池ノ塵ヲ息ニテ吹キ、節ノ楊枝ノ遣フ時ハ七賢ノ徳ヲ受ルヨシ言ヘリ、儒者ノ席ヲ詠
ジ玉フ。感慨尤深シ、同紫陽ニテ九月十三夜ノ詩ノ略、随レ見随レ聞皆惨悽、此夜断腸我身秋。同
此等ニ誰不ニ感心一哉。但菅家後集今亡矣。

○古昔足利ノ學校ハ、小野篁隨ニ父岑守一赴ニ奥州之任一之時、父又任陸奥守時、其子往反下野所建者
寺ノ内ニ文庫ヲ建テ、好學ノ者ニ見セシム、後年上杉安房守憲實再興ス、今亡矣

○高倉帝ノ侍讀清原頼業〔割註〕舍人親王ノ裔ナリ、侍讀ニ歸ニ時ニ日、大學中庸、尚書、後世必有ニ
達哲之人一、而抽ニ出之一、蓋代在ニ貴重一矣、此人與ニ宋程子一同時也、其後經ニ時代一藏於中至今

○後醍醐帝朝河内守玄惠法印見ニ宋儒朱子四書集註一奏ニ帝一、而不レ絶、在ニ叡山勢州一而在レ京當ニ與ニ藤
房一日、宋大儒朱子四書集註前レ此六年始入ニ本朝一、我深尊ニ信之一云云。顯信嘗テ嘗ス於世ニ渾流、
而不レ傳。

○向陽林子曰、本朝文字風體遂レ時變遷、嵯峨風似ニ古詩一乎、凌雲經國集唐詩而已矣也。延喜天曆之
際、格調整齊、而律體備矣、自ニ麗藻一以下意詞何不レ到、其後黄面、皆曰レ遠讓何也、文章亦因レ時其
興衰。自ニ無題詩一以後官家尤ニ文字一〔割註〕無題詩者、保元頃ノ詩ヲ載ス、

○本朝儒學殆衰壞極矣、時有ニ星窠ニ集ニ之際一、天正永祿年中藤原惺窩先生、于播州細川邑一〔割註〕藤原定
家十二世ノ孫也、是人成長後博識、而通ニ達於和漢之書一、究ニ儒學之本源一、自レ此本朝儒道中興、其ニ績

林羅浮出師ト、惺窩ト爲リ大儒一。其子春齋鵞峯於文章一博學廣才也。夫ヨリ山崎闇齋等數輩以レ儒鳴二于世一。近代伊藤仁齋先生之兩儒出排二宋儒之說一。謂二是古學派一。闔國多依二賴之一。

○和歌ハ出雲八重垣ノ神詠ニ始リ、和學ノ根本ニシテ、日域ノ風俗タリ。人々不レ可レ非レ知。然ルニ和朝ノ人、動スレバ唐詩面白ク翫本シテ、和歌ノ道ニ不レ因。古語ニ所謂不レ掃二除自家門前雪一。掃二他人屋上ノ霜一同レ之。

○和歌ノ三神ハ　素盞嗚尊　住吉明神　玉津島明神

○万葉集ハ和歌根元也。聖武帝朝橘諸兄公與二大伴家持一俱撰。家持之傳無二撰集事一。以レ爲二反人之親族一背二任官一乎云云。

或ハ日、柿本人丸有レ故謫二上總國山邊一。時加二万葉集判者之内一。其時改二姓名官階一號二正三位山邊赤人一。因テ人丸赤人ハ一人二名也ト云。

或書ニ據ルニ人丸赤人ハ乃制道也。古來集等ニ本名ヲ顯ハサザルハ、勅撰ヲ憚ルガ故ナリト云。

○古今集ハ○紀貫之○紀友則○凡河内躬恒○壬生忠岑等撰レ之。眞名序ハ紀淑望之作也　淑望博治　有二和漢之才一。

古今集ハ歌道ノ本源ニシテ、其ノ中ニ有二秘旨口訣一爲二傳授一矣。

貫之　基俊　俊成　定家　爲世　頓阿　經賢　堯孝　常縁　宗祇

【逍遙院】實隆　【稱名院】公條　【三光院】實澄　細川玄旨

謂二之三鳥一、又目二之三木一傳。其外有二伯一。謂二之三傳一。其傳自二伯傳一。謂二之奈良傳一。

○和歌ノ三鳥ハ　呼子鳥　稻負鳥　都鳥

兼好徒然草ニ、呼子鳥ハ猿ノ事ニモ通フカト云。亦宗祇ノ句ニ、

　夜ガ更タ猿ニシテヲケ呼子鳥

○古今集以來、世々ニ撰集ノ歌書アリ。人皇百三代後花園院永享十年飛鳥井雅世卿至テ新續古今集之撰集ニ都テ廿一通。謂之廿一代集。

○歌ノ病　喜撰式ニ四病八病、濱成式ニ七病ノ名目アリ。然レドモ當時同心病ト聲韻病ノ二ツヲ專ラ去ルト云。

○歌ノ六義ニ、比ハナゾラヘウタト訓ジ、同ヤウノ物ヲナラベ讀ムヲ云。興ハタトヘウタト訓、類物ノ分ケヨムヲ云。然レドモナゾラヘ歌、タトヘ歌トヨメバ、同事ニ聞ヘ紛ハシ。因テ興ハサソイ歌ト訓ズベシト云。

○名所ノ歌ハヒカヘノ詞ナクシテハ搖トテ嫌フ。譬ヘバ信太杜ヲ詠ズルナラバ、樟木等ヲ讀ミ入ルベシ。左ナケレバ則信太ヲ須磨等ニ取リ替テモ能キヤウニナルヲ以テ、古歌ニ詠ジタル其ノ所ノ名石草木等ヲ不讀入ニシテハ不宜トナリ。

○古今集ノ俳諧歌ハ、今云狂歌トハ各別ニシテ、容易ニ會得シガタキ由先輩ノ論アリ。

　唐土ノ吉野ノ山ニコモルトモヲクレント思フ我ナラナクニ

吉野ノ山ハ尋ネ入リガタキ事ヲ詠ジテ斯コメリ。唐土ニ吉野山、アレバ俳諧ニハアラズト也。

○万葉集ニハ花トイヘバ梅ノ事トス。櫻ヲ以テ正花トセシハ古今集ヨリ初ルト云。

○本朝自古來稱杜鵑郭公トス。中華賦杜鵑多屬暮春。杜鵑郭公ハ各別也。自古來傳稱之誤也ト云。

○詩歌合ハ詩二聯歌二首也、又相撲立ハ詩一聯歌一首也。

○和州吉野ハ桓武帝以前ノ帝都タリ。後世吉ノ字、或ハ芳ノ字ヲ書ク。芳ハ茅ノ字ノ誤リトス。茅ハ呼デヨミト云ヘ、芳ノ字、茅ノ字ニ似テ音同ジキヲ以テ誤リ來レリト云。

○奥州宮城野ノ萩　古歌ニ秋萩ノ古枝ニ咲ケル花ナレバト云歌アリ。萩ハ一年物ナレバ古枝トハイカヾト云評アリ。篠國ノ萩ハ草萩ナレバ古枝ナシ。此所ノ萩ハ木萩ニテ、古枝アツテ弓ナドニモ作ルト云。

○羽州最上河ハ關東一ノ早川也。此ノ川ノ船ヲイナ船ト詠ズ。此レハ河水早クシテ曳船人ノイナト云テ、カブリ振ルヤウナレバ、イナ船ト云ト也。又下野室ノ八島ノ煙ト詠ズルハ、野中ニアル清水ノ水氣ヲ煙ト詠ズト也。或ハ鮑魚ノ由來ニヨレリトモ云。

○抑和歌ハ感應ニ著シ。動ニ天地ー、使レ感セ鬼神ヲ。或和ニ健夫之意ー、是皆和歌之德ニシテ其例多シ。昔住吉ヘ行幸ノ時、

我見テモ久シク成ヌ住吉ノ岸ノ姫松幾世ヘヌラン

ト有リシカバ、明神現形シ玉ヒテ、

ムツマシト君ハシラ波瑞籬ノ久シキ世ヨリイハヒ初メテキ

是レ歌ニ感應アツテ明神影向アリシ也。

昔シ和泉式部熊野ニ詣セシ時、月ノ障リアツテ社參セズ、麓ニ止宿シテ、

晴ヤラヌ身ノ浮雲ノ薄靡テ月ノ障リトナルゾ悲シキ

ト詠ジケレバ、其夜靈夢アリ。

元ヨリモ塵ニ交ハル神ナレバ月ノ障リハ何カ苦シキ

即日社參セシト也。

又伊豫守實綱太山祇ノ社ニシテ、法事ノ時、能因法師。

天河苗代水ニ塞クダセ天下リマス神ナラハ神

此ノ詠ニヨツテ、忽チ大雨沛然降リシトナリ。

又待賢門院紀州玉津島ニ詣テ玉ヒシ時、甚雨頻ニ降リテ行レ息ミカバ、

天下ル名ヲ吹ヤ上ゲノ神ナラバ雲晴ノキテ光リアラハセ

苗代ニ塞ドグサミシ銀河トムルモ神ノ心ナルベシ

頓テ西風颯々トシテ雲晴レ、社參アリシト也。

又賴朝淺間三原狩倉ノ時、迅雷洪雨タリ。梶原源太景季狂歌ニテ須臾ニ晴天トナル。賴朝感稱アツテ賜ニ五百餘丁ヲ景季ニ。

昨日コソ淺間ハフラメ今日ハ又ミハラシ玉ヘ白雨ノ神

又北條氏康出陣ノ時、亭午ニ野蟬出テ、囂ク鳴噪キケレハ、氏康狂歌アリ。

夏ハキツ、ネニ鳴蟬ノ唐衣「己」ヲカ身ノ上ニ着ヨ

暫クアツテ彼ノ妖蟲、音ナクシテ野ニ墜レタリト也。

永正年中、鎌倉ノ管領上杉修理大夫朝興ノ幕下ニ、浦養同入道道寸、同息荒次郎、同州新井ノ城ニアツテ、北條早雲ト戰フ。道寸父子敗績シテ戰死ス。父子ノ頭ノ梟首スルニ、荒次郎カ頭怒レ眼瞋ヲナシ、行人ヲ睥睨、諸人太恐怖シ、傳レ憚ム。小田原久野總世寺ノ和尚一首ヲ詠セラル。

現トモ夢トモワカヌ一眠リ浮世ノヒマヲ曙ノソラ

夫ノ首即チ眼ノフサキ、死骨トナルト云ヘリ。
此菅宰府大神ノ飛梅、近江唐崎ノ松、枝葉凋枯タランドセシモ、詠歌ニヨツテ緑色再ヒ青々トナリ回レ春タル例不レ少。或ハ勇士ノ心ヲ和ラケタルハ、元弘ニ一條ノ爲明ノ思ヒヤヤノ詠ニヨツテ、常葉駿河守ノ朝ヲ宥タル類、不レ遑レ計。

○能、謡、狂言、笛、鼓等ノ事ハ、近代世事談ニ委ク記ス。故ニ略レ之。能ハ元ト神樂ヲ和ラケタルモノ故、神事ヲ奉ルニ大社ニ属スト云。今ノ

外山〔今春〕　結崎〔金剛〕　坂戸〔觀世〕　圓滿〔寶生〕　此ノ四座ハ春日ニ屬ス。

同書ニ、吉田ノ藏人兼將ノ證文ヲ引テ、謡ノ番數二百五十二番ト記ス。以來世々新謡ノ作アツテ、今ハ八百番ニ及フト云々。然モ悉ク知ル者鮮シト云云。又云、謡ノ文句ノ中、古詩等ヲ取リ違ヘタル所間雖レ有レ之、音曲節ヲ正シ千里同風、而不レ淫、貴介公子翫レ之、更ニ害ナキモノ乎ト云ヘリ。

按ルニ俗人家ニ式三番ト稱スルハ、〔割註〕第一翁ハ日ノ神、第二千歳ハ住吉ノ神、第三三番叟ハ穴吹ノ神。〕

○誹諧　誹ハ譏非也。俳ノ字ニ作ルヘシト也。然レトモ古今拾遺等皆用ニ誹字一不レ審。俳諧ノ事ハ諸書ニ見エタルヲ以テ、其概キノミヲ記ニ于斯一。俳諧ハ山崎宗鑑ニ始リ、式法規矩ハ貞徳ヨリ定マル。伊勢ノ長官荒木田守武ハ連俳ノ上人也。大永年中世ノ中ト云五文字ニテ、一夜ノ内ニ百首詠シ奉納ス。世ノ中百首トテ世ニ稱レシ也。或ハ難波ノ梅翁宗因ハ俳諧ノ宗師ト呼フ。コレヲ檀林風ト云。江戸ヘ出テ句アリ。

サレハ爰ニ檀林ノ木アリ梅ノ花

世俳眠リヲサマスウクヒス　　山比幸柴

[illegible]

螢火モ百カ物アリ滑川

其後以桃青號芭蕉翁爲中興。又享保ノ頃沾德ト云フ者出テ、前句ニ因ヘ一句ノ花輝ニ颯破リト云ヒ廻スヲ、流トシテ専ラ此ノ風ヲ用ユ。沾德カ句ニ、

鍔モアリ間ノ宿ナト時鳥
星落テ麸トナル影ヤ銀河

等ノ句アリ近年又連枝ナト云フ者出テ沾德流ヲ排シテ芭蕉風ニ立歸リ闔國再ヒ蕉風トナレリ。

○總テノ書ニ讀傳アリ。一連一句ノウチ、又ハ人ノ名ニモ上ミヲ引ク聲ニハ下モヲ引キ、上ミヲハネレハ下モヲツムル事アリ。是レヲ一連ノ屈伸ト云フ。譬ヘハ喜撰法師、道因法師ノ類、上ミヲ撥因トハヌル故、下モヲ法トツムル也。惠慶、西行ナトハ上ミヲ慶行ト引ク故ニ、下モ法師ト引ク也。又佛經ニテ佛意ヲ、佛意、儒書ニテ无譎ヲ、ブチヤク、醫書ニテ厥陰ヲ、ケッチント唱フル言數多也。殊更和書歌書ハ訓ニテ讀ムニ、其ノ書ニ限レル讀ミ方ノ文字アリ。或ハ佛書ノ中ニテ、禪林ノ書ヤハ別シテ各別ナル文字ツカヒ多ク、常ノ言語器物等ノ號モ、一宗ニ限レル事多々也。亦官家ニテ遣フ文字讀ミ方、其ノ事ノミニ限ルコト間アリ。備前ノ使、宗者等ノ音義、外ノ書ニテハ不通。國名ニ至ッテハ近江、常陸ハ是ノ國號ニ限レル義訓ニシテ、是亦一向外ヘハ不通。又祭祀等ニハ贊詞、車樂等ノ類、不遑言草。

或ハ五音相通トテ、キツネヲクツネト讀ミテモ同事也ト云、或人日イカニ相通ニテモ、唱ヘテ耳ニ立ツ事ハ不相通モ讀傳タルヘシ。如何ントナレハ、狹牛ノ話ニ、木曾殿御諚トアルヲ、クソ殿御諚ト讀フテハ聞ニクカランカト云理リヲカシ。

或ハ天竺ノ語ト、漢土ノ語ト、日本ノ語ト兼稱スル事アリ。譬ハ摩訶ハ梵語ニシテ、漢ニ大ト譯ス。ソ

レヲ摩訶大尊者ナト云ヒ、又閼加ハ水ノ梵語ナルヲ閼加ノ水ト云。此等ヲ梵漢兼稱和漢重複ト云。

○支那ハ詞語ニシテ、體ヲ後ニシ用ヲ先キニス。詞語トハ譬ヘハ東西ト聲ニテ讀メハ不レ通、ソレヲ日本ニテハ直ヒガシ、ニシト言フニコツテ不レ見二文字一早通ス。又體ヲ後ニスルトハ、治レ國守レ身ト言ヘハ、國ト身ハ體ニシテ治守ハ用也。是レヲ日本ニテハ體ヨリ用ニ反シ讀ム故、文字ニカヽワラスシテ其ノ義通ス。

一漢土ノ書ハ點ナク、直ニ讀ム。漢土ノ註釋數十字ナルヲ、日本ノ和語一字二字ニテ數十字ノ意味ヲ述ルハ和語ノ妙也。杜甫カ詩ニ、感レ時花濺レ涙、恨レ別鳥驚レ心。註、以二方感レ時故一花雖レ美而見レ之反至レ濺レ涙、以二方恨レ別故一鳥雖レ嘉而聽レ之反爲レ驚レ心ト云云。此ノ註三十一字ノ意ヲ和訓ニシテ點スルニ、花ニモ鳥ニモト云ニモノ二字ニテ、杜甫カ註ノ意ヲ述ヘ盡ス。此ノ詩思ノトイヘハ自己、思ハントイヘハ未來、思ヒシトイヘハ過去、思ヘトイヘハ下知ニナル。如レ此同字ニテ、サマ〳〵分ツ事和語ノ妙ナリ。

哉ハ音訓ヲ交ヘ讀ムヲ湯桶讀トテ、文盲ナル事トイヘト、左ニハアラス。伊勢物語ニ、業平ノ歌、

トトテカク逢期形見ト成リニケニ水モテナシト契リシモノヲ

此ノ音四ハ音訓交ヘ讀ム也。最モ此等讀ノ非ナレトモ、古來ヨリ無レ論。又常ニ用ルハ、割註不埒、不仕合、茶坊、不届、勘氣、毒藥。」等ノ類、皆湯桶讀也。以餘郡縣邑名、姓氏ノ類頗ル多シ。今更改ムル時ハ却テ不通トナル。

本邦ニ而今云便驛ハ、古ヘ云傳馬也。古ヘノ便驛ヲ今時イトマト云。中古以來此ヲ取リチカヘ來レリ。

此ノ外、[illegible]事多シ。世當時取チ換ツ所ノ品少々左ニ記ス。

蠑螈　取血以塗女臂有交接事則脫焉。歌人謂之蜴誌。因有守宮號云云。然レトモ守宮ハ
ヤモリト訓シ、蝘蜓ト同クシテ蜴トハ別虫也ト云。
但シ先輩曰、蜴ノ誌ノ事、諸書ニ載セアリトイヘトモ、今試ミルニ驗ナシ。別ニ可有術ト云。

獸ノ中莫猛於狻猊。莫巨於猰貐〔割註〕長サ四百尺。〕莫速於角端〔割註〕日ニ行コト一萬八千里。〕

獅子畏鉤戟。虎畏火。又畏小虫ノ蝟。象畏鼠。狼畏羆。

蛇ハ土蝸ヲ畏ル。蛙ハ喰之。蛇ハ又蛙ヲ喰フ。

犬ハ虎ノ酒、薄荷ハ猫ノ酒、桑椹ハ鳩ノ酒、芮草ハ魚ノ酒也ト云。

虎犬ヲ喰フ時ハ醉フ。猫薄荷ヲ喰ヘハ醉フ。鳩魚モ右ニ同シト也。或ル人曰ク、是ノ醉フト云ヘルハ、人ノ酒ヲ呑ンテ醉フトハ違ヒ、鰹魚ノ餒タルヲ喰フテ醉ソト等カルヘシト云。彼人答ヘ云、當左モアランカ。乍然、是ノ事ハ虎猫等ニ直談シテ不聞ハ、其ノ醉心可難知ト云、是亦理リタル乎。

麢羊　五月獵師鐵籠ヲ以ス松明ヲタク。照明ト云テ歌人詠賞ス。鹿其ノ松明ノ光リニ聚リ、獵師ニ捕ル、也。羚羊ハ麢羊ノ角ヲ云。

犢　牛ノ子也。其ノ鼻男根ニ似タル故犢鼻ト云。

姑獲鳥　產婦死シテ所化、小兒ノ衣裳ヲ夜外ニ置キ露ストキハ、此ノ鳥其ノ衣裳ニ血ヲ點ス。ソレヲ着スレハ兒必ス驚癇ヲ病ムト也。

鯨魚　數品アリ。其ノ中チ眞甲鯨ニ計リ牙アリ。此ノ牙入齒ニ可用。又鯨鬚ト云モノハ、痘瘡不灌膿ニ用テ妙也ト云。然レトモ本邦ニテ取ル鯨魚ニハ鬚ナシ。鯨鬚ハ琉球ヨリ來ルト云。

鰺鯇(サンセウウヲ)　倭ノ始皇帝廟(ベウ)ニ灯シタル人油是レ也、又別ニ人ノ形ニ類シタル魚アリ。本艸ノ人魚トハ別也。此ノ魚紅毛人ハ倍ケ牟(ヘイ)ト云テ、薬魚也ト云フ。又骨ハ器物ニ用ユトナリ。

椎魚(ハタハタ)　常州ノ海ニアリ。大ナルハ長ケ一二丈ナリ。〔奥州ノ産〔メハルト云魚アリ。其ノ子ヲ雷師(ウミナリ)ト云。〕

淡路ノ産　武島女郎ト云魚アリ。〔房州ノ産　浪ノ子ト云ハ蜆貝(シジミガイ)ニ似タリ。

讃州ノ産　石貝　忘レ貝。〔越前ノ産　鯑(ハ)　フクラキ　霊螺(サザエ)。

狐野干　狐ト野干ハ非二一物一。野干ハ能登(ノボル)レ木ニ。狐者不レ能レ登(ノボル)。

獼猴(サル)　本艸ニハ獼ト猴ト二物トス。和ニテハ獼猴共ニサルト訓。本艸ニアル獼猴ハ日本ニハ無(シ)レ之ト云。又獮猴ト獼猴ハ別物也ト云ヘトモ、日本ニテハ何レモサルト訓シ一物トス。

土龍ハ田鼠(ウゴロモチ)ニアラス。蚯蚓ノ別名也。又百足ハ蜈蚣(ムカデ)ニアラス、ヲサムシト訓ニ。

甲冑　和ニテカブトヨロヒト訓シ来レリ。甲ハヨロヒ、冑ヲカブト、スルヲ正トス。

大鼓　本字賁鼓ト書ク。然レトモ此字ニテハ普ク不レ通(ヤ)故、瓦(タイ)鼓ト書ク。大抵ハ大(タイ)鼓太鼓(タイコ)ト點ヲ打テ分カテトモ紛ラハシ、瓦ノ字ヲヨシトス。

拝　和俗カセグト訓シ、事業ニ精力ヲ出スコトニ用ルハ大ニ謬レリ。拝ハ弄(ロウ)ト同字ニシテ勉(ツトムル)為ノ意味ナシ、稼(カセグ)字ヲ通用トス。

〇假名遣ノ事、奥門定家卿ヨリ定ル。殊更(トリワケ)近年抄出ノ書多ク出(ス)レ之。故不レ贅(ゼイセ)。其ノ中、端(ハシ)ノい、中ノゐ、奥ノひ、〇端ノ江、中ノゑ、奥ノお、〇端ノへ、中ノゑ、奥ノゑ、此ノ三段ヲ分ケサレハ謬(アヤマリ)多シ。以下此引ニい・ゐ・ひノ差別アリ。謂、結ひ、飼ふ、習ひ、拾ひ、はらひ、喚ひ、吹ひ、たゝ、傳ひ、惑ひ、かこひ、買ひ、拭ひ、まゐり、設

〇をおゑ遣、何、違ニ

送リ聲トテ字ノ傍ラニ附ル〇ンヿ寸等ノ字有リ。〇ンハ二文字ヲ反タル也。難波ヲナニハト云、錢ヲゼニト云フ類也。ヿハ事ノ字ノ中畫ヲトリ、寸ハ時ノ字ヲ省キ、圡ハ片假名ノトノ字ノ點ヲ除キ、モノ字ヲ寄セ合セタル也。

又釋書ニ用ヒ來ル隱字アリ。〻〔聲聞〕 ヨ〔緣覺〕 卄〔菩薩〕 是レモ字畫ヲ省キ、隱字トス。或ハ歌書ニ倘、副、乍、來、冀等ハ理訓也。又不知、尊、是當、先、離、不分、無方便、方便、依等ハ義訓也。

或ハ字ヲ分ケテ遣フコト有リ。井ノ字ヲ四十トシ、爪ノ字ヲ十六トシ、〔割註〕二ツニ分レハ八ノ字ナリ、二八十六ト云意。」粥ノ字ヲ二弓米ト云。白ノ字ヲ九十九ト云類。〔割註〕白ノ字ハ百ノ字ニ一點不レ足。」數多アリ。

〇本朝ノ醫祖。〔割註〕少彥名命、淡島明神是也。大己貴命、三輪明神是也。」本朝ノ醫、神農ト此ノ兩祖神ト併祭奠スヘキ事ナルニ、此ノ兩神ヲ閣、藥師ヲ祭ルハ不審。

〇古來和氣丹波ノ二氏本朝ノ名醫タリ。和氣者淸麻呂三代孫時雨ト云人、村上帝ノ朝典藥ノ頭トナル。半井ノ祖也。丹波ハ後漢靈帝ノ胤高貴王、本朝ノ來客トナリ、丹波國ニ住ス。其ノ子孫坂上康賴針博士トナル。醫心方三十卷ヲ撰ス。今亡矣。是餘、大村眞福、菅原岑嗣、出雲廣貞、梶原性全、細川賴元等以二醫術一彰レ名撰二醫書一。其書咸亡滅不レ傳二于今時一。天正年中翠竹院道三就二下總古河善道一學二醫業一。遂還レ京。時當今正親町院御懶アリ。道三上レ藥。御懶頓ニ快然タリ。褒レ之以二道三一叙二法印一。所レ著之醫書若干。今行ニ于世一。

永祿九年毛利元就在ニ島根洗合之陣營一之時。曲直瀨道三相從。夜話元就曰。汝者本朝之名醫也。診二我脉一告ニ命期一。道三曰。拙平生診ニ公之常經之脈一。自ニ今年一五年後。當ニ辛未年一。大陰濕土也。六月上旬必

感此ノ氣ニ病ヲ、慎ミ戒メ保養ノ術ニ、千萬ニ十ニ存スル乎。著ス養生編一卷ヲ贈ル元就ニ。日ク雲陣茶話ト。元就如ク其言ノ逝スト云々。

愚按ルニ、病人雖レ審ニ詳スト、喉歴漏等之死脉ヲ。雖レ極ニ其死期之刻限ヲ。況ヤ因テ診脈ニ五年前預メ知ルトイフ其逝去ヲ者疑ハ焉。過譽ヤ其實ニ者乎。

道三以來醫道綿々トシテ不レ絶焉。夫レヨリ江戸ニ岡本玄冶法印、土佐ニ道壽、京都ニ名護屋玄醫、大坂ニ古林見宜、北山壽安、此等醫名世上ニ高シ。其後林市之進ト云者出テ、薛己ノ書ニヨリ補劑ヲ專ラトシ、人參ノ多ク用ヒシヨリ、諸醫皆人參ヲ多ク遣フ事ニナレリト云。又名古屋玄醫ハ仲景ノ書ニ原ツキ、附子ヲ多ク用ユ。其後京都ニ後藤左市〔號ス艮山ト〕出テ灸治ヲ專ラトシ、溫泉藥餌ヲ兼ネ施ス。續テ並河勘介〔號ス天眼ト〕傷寒論、金匱要略ノ方中、攻擊ノ峻劑ヲ以テ療養ス。是ヲ古方流ト云。松原才次、山脇道作、吉益周介ノ輩古方ヲ專ラトシ、當時世ニ鳴ル。

醫之法橋ハ準ズ僧律士ニ。法眼ハ者準ズ僧都ニ。法印ハ者準ズ僧正ニ。

醫ハ重ネ剃髮シ腰刀ヲ帶スル事ナシ。非ズ法體ニ無レ診ニ至尊ノ脉ニ故ナリ。

古語曰。學ブ書ヲ費ス紙ヲ。學レ醫ヲ費ス人ヲ。爲メニ庸醫ニ勿レ被レ費サ焉。又曰。人有テ病不ル治セ者得タリ中醫ヲ。是又言不レ服醫藥。家之禍者當起於厚植、身之禍者起於厚飾。要小兒之安須レ帶三分饑與レ寒。此格言也。

內經ニ七歲ノ事ト云ハ、七歲ヨリ九歲ヲ加ヘ六十一歲ニ到ル迄ヲ云。七歲ニ〔割註〕九ヲ加レバ十六、十六ニ九ヲ加ヘ廿五、廿五ニ九ヲ加ヘ三十四、三十四ニ九ヲ加ヘ四十三、四十三ニ九ヲ加ヘ五十二、五十二ニ九ヲ加ヘ六十一ニ止ム。加ル九ヲハ九ハ老陽ノ數ナリ。陽極レバ變ズルノ理ニテ、右ノ年數ニ當ル年ヲ

忌ム也。俗ノ厄年ト云事、舊記ニ無レ之事也。又俗ニ女ハ卅三ヲ厄ト云。女ハ產ヲ大厄トスレバ、卅三ハ產ノ聲ヲ重ヌルガ故厄年トス。理亦可レ然。

○人身ノ病四百四病、其ノ中不治眞死ノ病一百一病トス。

〔割註〕百一病ハ眞死、百一病ハ不二療養一トモ治、百一病ハ不二療養一不レ治、百一病ハ急ニ不レ死トイヘトモ難レ治。」以上

按ルニ古昔ノ書ニ所レ載病名、今時ニ無レ之。今アツテ古往无レ之病アリ。疱瘡ノ如キ古昔ナラス。中華ニテハ、後漢ノ光武帝南陽ノ虜ヲ征セシ時傳染シ來テ、中國ニ流布ス。故ニ虜瘡ト號ス。一世一度ノ病タレハ百歲瘡トモ云。疱瘡ハ胎物ノ形リニヨツテ號ス。唐ノ高宗ノ時流行甚シ、唐ノ孫眞人肆立ニ治方一。本朝ハ聖武帝天平七年初テ流行。其後桓武文德之朝ニ夥シ。胎毒ニヨツテ發レ痘ト云。歸レ然聖武以前ノ人、悉ク無二胎毒一乎。爾來人ノミ胎毒ヲ受ンヤ。或ハ八丈島等ノ遐邊地ニハ今ニ此ノ病ナシト云。遠島ノ者ニ限リテ胎毒ヲ可レ不レ受耶。孰モ疑シ。蓋シ此ノ病ハ常ノ病ニアラス、人一世一度ノ厄病ナリ。

越前南條郡湯尾峠ヨリ出ス孫嫡子ノ祕符ハ、曩時此ノ茶店ニ疱瘡神ヲ宿セシ由緒ナリト云。

此ノ餘種々禁厭アリトイヘトモ、一生免レ痘之說非也。或ハ保赤全書ノ鳥魚湯、又ハ兎血丸等ノ妙藥多々、然モ其レヲ用ヒタルモ重ク煩ヒ、不レ用者モ輕キアレハ、畢竟時運ニ因ルモノ乎。惟輕キ者ハ不レ服藥一ヲ爲二上策一。

胃ノ氣ノ動脈者足ノ跗ノ上ヘニアリ。若シ人頓死シテ手ノ脈絕ストイヘトモ、此ノ脈不レ絕者ハ甦ル。

又左ノ乳ノ下ニ出ル動脈ヲ宗氣ト云。此ノ脈絕シテ不レ至者モ死ス。古ハ所々ノ動脈ヲ診テ虛實ヲ候フ。

秦ノ越人ニ至テ手ノ三部ノ脈ヲ診シ、他ノ動脈ニ不レ拘ト云。

雲林ノ龔廷賢カ萬病回春ハ、萬曆戊子ニ梓行成ル。日本天正十六年ニアタル。此ノ書ニ青筋ト云病名アリ。其ノ病症不レ知。或ハ日本ニテ云、日腫ノ病タルヘシト云。一抱子ハ俗ニ呼フハヤウチカタト云症ナラント云ヘリ。或ハ痰脚氣ノ病名モ、內經ニ不レ見。痰ハ積飲トアル、是レ痰ノ事トス。脚氣晋ヨリ以來ノ病名トス。古ヘノ厥症也ト云。或ハ風症トハ不レ同トモ云

文祿中朝鮮軍ノ時、彼ノ國ヨリ金德ト云醫ヲ捕ヘ來ル。金德カ曰、日本ノ藥種氣味功能、西土ニ勝ルモノ多シト云。

和人參ハ同時ニ日本ノ諸將、彼ノ國ヨリ採來テ薩州ノ地ニ植ヱシム。謂二之薩摩人參一又醫書ニ人參トアルハ、皆唐人參ヲ指テ云。然レトモ日本ニテハ、今時朝鮮人參ヲ最上トシテ遣フ故、其價唐產ニ十倍。五雜俎曰、人參出二遼東上黨一者最佳也。清河次レ之、高麗新羅次レ之云々。如レ此タレハ、唐ニテハ朝鮮ヲ最上トハ不レ爲乎。人參ノ和訓加乃仁介久佐ト訓ス。韓乃人形草ト云。寄字ノ訓乎。頃カ和名ニ一名久末乃伊ト云、頃何ンソ能醫ト謂ンヤ。不審

天正十三年丹羽長秀卒。此人平日有二積聚之病一。火葬後灰中ニ撥二出積聚一。未レ焦盡一。其爲レ物也大如レ拳。形如二石龜一。其嘴尖曲如レ鳥。秀吉公視レ之曰。此レハ是奇物也。醫家當レ有レ之也。即與二竹中法印一ト云。

先年遠州新居町ノ者積聚ニテ煩ヒ果タリ。此ノ者火葬ノ時、腹中ヨリ鼠ノ如キ獸、走リ出、善ノウチヘ走リ入ル。人怪テ驚テ、皆竹ヲ打タル故、形チ微塵トナツテ全體不レ分明。牙口ハ鼠ニ類セリト云。

○人皇廿代允恭天皇御惱ノ時、新羅國ノ醫弘子來テ治ス帝御病一ト國史ニ見ヘタリ。古往本朝ハ醫書不

レ渡以前ハ、禁厭ト單方トヲ以テ病ヲ治ス。夫如二瘧痢一、雖二風寒暑濕外感七情五味內傷所一レ致、一應醫レ論。彼如二瘴癘疫痢一ハ服藥不レ効。呑二神佛符水一、或以テ縛二行禪一、徵ニ可レ知。是亦不二尋常之病一。中華國中ニ蠱ナシ、蠱ヲ門戸ニ懸ル時ハ、蠱截ト云ヘリ。人不レ知鬼亦不レ知ヲ以テノ故也ト云。本朝能州石動ノ林中ニ天狗ノ爪ト云モノアリ。截レ據同談乎。

小兒ノ蟯不時ニ應ル事アリ。火管ヲ以テ吹ケハ蟯レ消スト云。或ハ諸虫耳ニ入リタルハ、古鏡ヲ以ハ出ルト云。蜘蛛ヲ牽レ布雨不レ濡。馬醫レ人以二蠶蛭一塗二上脣一出。皆自然ノ性也。〇鼠テ魘時ハ不レ語是魂外遊。爲レ邪所レ執。宜二暗喚一。勿二以レ火照一。照則魂不二歸入一乃死。

阿伽多〔東〕　刹帝魯〔南〕　須陀光〔西〕　蘇陀摩尼〔北〕

居所四隅書二置此名一除二雷震一。無二諸障礙一。拾芥抄ニ見エタリ

鶏糞二人之頭面及衣裳一必遇レ災。若俗以レ酒洗レ面厭レ之。又勿レ毀二鶏巢一。壞レ之則必其家有二火災一。但是事先年予親二兩段迄所レ見也。疑ナシ。

節分炒豆撒二逐可レ携レ之。妖怪障礙ヲ拂フト云。雖レ似二兒女說一古法也。

中葉水戸武田萬千代君御幼稚ノ時、魚鯁ニヨツテ惱ミ玉フ。諸醫種々手ヲ盡セトモ不レ拔。折節上野ノ南光坊僧正來臨アツテ、邊側ノ人ヲ除ケ御側ニヨツテ咒ヲ唱ヘラルレハ、魚骨頓ニ拔ケ、御惱快然タリト也。古往書寫ノ性空上人ノ指ノ曲リタルヲ、明惠上人不容難案ノ咒ヲ唱ヘ、咒シ玉ヘハ指忽チニ伸ヒタリト云同談ナリ。

勞勝ニ於逸樂一。人常從レ朝至レ暮可レ爲二所作一。夫流水不レ腐。戸樞不レ朽者、以二其勞動數一故也。〇治レ病針灸藥ノ三方アリ。就レ中即効アルハ灸治タリ。蝮蛇其外一切毒虫ノ螫タルモ、灸スル時ハ痛止ムニ久

灸ニ阿是穴ト云事アリ。此レヲ押シ灸ト呼ノ故俗說也ト云。營非ニ俗說ニ古法也。腫物等ノ上ニ灸スルモ阿是也。如ニ井胸疾節ニ者、非ニ阿是ニ得レ効少焉。

人身合骨ニ異說アリ。滑伯仁、馬玄臺ハ骨ノ凹ナル所ヲ節トシテ穴ヲ求ム。張介賓ハ人身ノ骨モ魚鳥ト同ク、凸ナル所ヲ節トス。予此レヲ醫ニ問フ。或醫ノ曰、此辯難レ極。刑罪ノ者ノ屍ヲ割テ視ルニ、人骨ハ魚鳥ノ骨ト異ニシテ、凹ナル所節タリト云。

○人壽ハ百歳ヲ以テ上壽トス。杜子美詩ニ七十古來稀也ノ句アリ。上壽ハ希代ノ事也。然ルニ聞ニ和之帝王記ニ曰、孝照帝ニ至ニ仁德帝ニ其間ノ帝王何レモ出ニ于百歳ノ上ニ。仁德帝以來富ニ寶算ニ者少焉。垂仁帝ノ皇女倭姬ノ壽五百歳ト云。然レトモ古來ヨリ論有テ无ニ信用ニ。

武内宿禰歷ニ事景行、成務、仲哀、神功、應神、仁德之六帝ニ。壽三百十八。〔割註〕一ニ云三百八、又三百十六、ト本朝古今第一ノ長壽トス。筑後高良明神ト稱ス是也。狹生日、武内宿禰三百餘歳ハ　三韓ノ征服スヘキ時ノ數代同名ニシテ世ヲ繼キタル乎ト云。然トモ臆說ニシテ難レ用。

若狹國八百比丘ハ、同州小濱町ニ祠并影像アリ。或書ニ古昔若狹國ニ有ニ夫婦長壽之者ニ。容貌若而如ニ少年ニ、後世ニ到テ、逍遙社此也。因ニ此號ニ國於若狹ニ。此彼比丘也耶。或因ニ是事ニ附會スル者乎ト云。按ルニ元正帝元年、彥火々出見尊及豐玉姬命。若狹國遠敷河ノ原ニ垂跡。崇ニ遠敷神社ニトシ國史ニ見エタリ。然ルニ夫婦長壽ノ昔ノ事ヲ殘ルト有ルハ、似ニ顚倒ニ。未レ詳。

備人□□□□〔百十二〕僧某□□〔百十四〕道守東人〔百廿二〕此三人古今稀也。トテ、桓武帝賜ニ衣服ヲト□ニ□□□□〔百四十歳〕、釋教傳〔百六十二〕命蓮坊。〔割註〕百八十八、河州信貴山觀音院。又南□勢□□□□□甲子入□□ニ、後住ニ□□南光坊ニ。寬永廿年十月寂。自ニ永德甲子ニ至ニ寬永廿年ニ凡二

百歲。其餘ノ年數未詳ト云、然レハ頗ル二百十有餘歲乎。

或ハ近年江都志賀隨應（百七十七）小森揃右衛門（百廿三）此等虛實不知ト云ヘトモ出于此。其外數人略之。以是等見レハ、武內ハ耆舊ニ古今第一、中華僧ノ惠照二百九十歲、大國ト云トモ爲之長壽之第一。

莊子ニ上壽ハ百歲、中壽ハ八十、下壽ハ六十ト云ヘリ。或ハ曰、人命不過百歲數ノ終ナレハ也、故過百廿不死。謂之失歸之妖、古人有謂焉。有長生之術無延壽之藥ト云。

（本朝古往金銀トモニ自中華求メ得タリ

日本紀　天武帝白鳳三年自對馬國始貢白銀。（續日本紀）金ハ聖武帝ノ朝陸奥州國司百濟王敬福始貢黃金。同國自小田郡所出ト云。或ハ牡鹿郡金花山是レ其ノ地ト云、

但シ先是金銀ヲ掘リ出ストイヘトモ、土砂ヲ去テ今ノ如クナスノ製造ヲ不知。其時始テ其法ヲ覺ヘタル乎。

慶長以前ノ金幣如今存スルモノナシ。元ハ板金ヲ切リテ用ヒシト云。故ニ款識ナシト云ヘリ。（割註款識ハ銘文之事。）慶長ニ所鑄出之金幣、大判ノ外ニ小判アリ。小判ヲ以テ小粒ニ替ルニ兌錢ヲ出ス。

兌舖ノ者兌錢ヲ取テ小判ヲ小粒ニ引替ル也。其ノ兌錢時貴之多少ハ、時ニヨツテ定リナシ。

元祿八亥年改古金銀被令吹直新金銀、銘文之外添元字。

寶永吹替ノ金ニハ乾ノ字ヲ添ツ。銀ニハ寶ノ字ヲ添ツ。

正德ノ金銀ハ慶長ト同シ。

大判ハ慶長金モ、元祿金モ、其以後吹替ニモ無差別。其ノ品同シ。

銀　金幣被ㇾ壽改ㇾ之時者、銀幣同被ㇾ改。

銀ハ錠銀、碎銀ノ二品アリ。錠銀、碎銀トモニ大小アツテ、其ノ目定リナシ。以ニ四匁三分ㇾ爲ニ一兩ト。

東國ニテハ金一兩ニ銀六十匁ト定メテ通用ス。上ミ方ハ其ノ時價ニヨツテ通用ス。

（金銀錢ヲ幣トハ、羅山子考ク謂ㇾ之ニ。其ノ餘雜貨等普ク載セアリト云ヘトモ、人々要用ノ品タルヲ以テ、惟其ノ三貨ノ所而已ヲ取テ斯ニ記ス。

（錢　一名用、泉字ニ作泉、貨泉等、皆泉ノ字タリ。或ハ音ㇾ其造ㇾ匁。錢ノ字旁ニ二ツノ戈アリ。人用ㇾ之、有ㇾ兩音之意、而持ㇾ擇則反。害ニ其身ニ。宜哉。德アレトモ用ヒヤウニヨツテ招ニ共戟之害ㇾ者也トゾ。

外ノ形圓ハ天ノ形タリ。内方ナルハ地ニ象ル。歐議ノ四銘ハ四方上下ナリ。四方ニ周流スルニ像トル。

夫ㇾ錢ノ爲ㇾ物。積ニ於上ニ則下竭ㇾ之。亦乏ニ于上ニ則下侮ㇾ之。以ㇾ周流ニ世界ニ而爲ニ天下之通寶ト。支那ニテハ禹ノ時始テ鑄初ス。

本朝ハ元明天皇ノ朝、武相秩父郡ヨリ始貢ㇾ銅。因鑄ニ和銅開珍之錢ㇾ。先ㇾ是ヨリ之錢文不ㇾ知焉。淡路ノ廢帝天平寶字四年庚子ニ鑄ㇾ錢。

一曰萬年通寶　［同金錢ノ文ニ開基勝寶　［同銀錢ノ文ニ太平元寶

其後世々鑄出ス和錢ノ大畧、

長年大寶　神功開寶　承和昌寶　饒益神寶　貞觀永寶　寛平大寶　隆平永寶

延喜通寶　乾元大寶　慶長通寶　元和通寶

如今通用ノ錢ハ、寛永十六卯年被レ令レ鑄。其後世々鑄出ス。錢銘文ハ何レモ同銘也。寛文ニ鑄タルハ裏ニ文字アリ。

又自ニ支那ニ渡リタル古錢、其ノ數多々也。奇異品、大錢、外國品、畫錢、厭勝品等難ニ枚擧。就レ中常ニ用ユル禁厭錢ハ、

布泉 陳ノ文帝ノ時所レ鑄ナリ。謂ニ之男錢ト。婦人佩レ之生レ男ト云。然レトモ是ノ錢稀ニテ世ニナリ。

開元通寶 唐ノ高祖ノ時ノ錢也。錢ノ上ニ小點アリ。是レ文德皇后爪ヲ押ス痕ナリ。本朝ニテ井ヲ埋ルニ用。

延喜通寶 小兒夜啼ニ其ノ兒ノ寢所ニ掛ケ置ク時ハ止レ啼。

大觀通寶 宋ノ徽宗帝ノ宸筆也。婦人髻ニ挾時ハ、月水ノ期ヲ延フ。又男女トモニ鼻血出ルニ季指ニ掛レハ血止ル。

寶永五年ノ大錢ハ、其錢以ニ一錢ニ當ニ通用之錢十錢。其銘文ハ〔割註〕表ニ寶永通寶、裏ニ永久世用。〔一

同翌年ヨリ通用止ム。

慳錢 中古鐚ト號スル鉛錢ニ同シ。

寶鈔 俗ニ云羽書ノ事ナリ。

永樂錢ハ大明ノ大祖帝ノ朝ノ錢也。本朝相國寺之中方在レ明。此僧能筆也。帝勅ニ中方ニ錢文四字ヲ書セシメラル。本朝中華田畑等ニモ永錢ヲ通用トシテ、永幾貫ノ地ト呼ヒ來レリ。

駒牽ハ古來十錢宛之間ニ、一錢宛繋テ通用セシト云。故ニ百錢ニハ十錢アリ。因テ百錢ヲ十疋ト稱シ來レリト也。

百錢ヲ九十六文トシテ通用シ來ルハ、上杉則政之臣長尾景春入道意玄ヨリ定レ之ト云。九十六文ニテハ二ツニ割リ、或ハ四ツニ割リ、八ツニ割ルニ仂ナク、算用能キ故ニ、爾來純一此ノ省百ノ法ニ因ル者也。關東北國ハ今モ長百ノ用ユトナリ。

應永十年八月、大風ニヨッテ異國ノ船相州三浦へ漂著ス。鎌倉ノ管領足利左兵衛督滿兼、家臣印東次郎左衛門、梶原能登守等ヲ奉行トシテ監察セシム。其ノ船ニ永樂錢數萬貫ヲ積ミ乘セタリ。滿兼京都へ注進セラル。京都前將軍義滿公、同新將軍義持公ヨリ異國船鎌倉ニ漂著ハ、可レ爲ニ滿兼之德分ニ之旨有ニ鈞命ニ因テ錢ヲ取リ上ゲ、黃頭郎等ニハ糧米ヲ與へ本國へ歸ラシメラル。爾來關東ニテハ純一ニ永樂錢ヲ通用ス。其後天文ノ頃、關東ノ諸民永樂ニ鐚ノ惡錢ヲ雜へ交易スルヲ以テ、賣買之輩永樂ト鐚トヲ撰ミ論シ、鬪爭アルニヨッテ、北條氏康號令シテ鐚ヲ停止シ、永樂ノミ交易セシム。慶長ノ頃ニ到テ、永樂一錢ヲ以テ鐚四錢ニ當ツ。然レトモ善惡ノ撰ミニヨリ爭論多々ナルカ故、同十一年嚴令有テヨリ、永樂ト鐚ト混同シテ通用ス。

○都鄙采地永樂錢ノ差別

畿內近國及ビ寛邑ニ便リ能ク、舟楫通シ易キ所ハ百貫ヲ充ニ千石。又ハ八百石、七百石、六百石ニ當ル所セアリ。否テ難カノ國ハ、百貫ノ地ト稱スル所ニ千石ニモ充ツ。畢竟穀價ノ貴賤ニヨッテ有ニ差別高下。

米穀ハ[illegible]今ノ眼前ニ時價高下アリ。

青物等ノ類ハ[illegible]、價ヲ定メラレ。白米一升四十錢。

[illegible]金百兩ヲ以テ米千二百餘石ヲ得タリト。

○古往無二金銀一時世ニハ、貝ヲ以テ價等ノ印トシテ交易ス。因テ財寶等ノ字、貝ヲ偏ニ作ルト云。

○魯褒錢神論。錢無レ德而尊。危可レ使レ安。死可レ使レ活。生可レ使レ殺云々。又曰。世上毀譽非二善惡一。人間用捨在二貧富一。然則人々顧二家之有無一。裁二省冗費一。禁二止奢華一。存二贏餘一以可レ備二不虞一專要也。

○三善淸行意見封事略曰。古之治二國家一者。量レ入以爲レ出。取レ之有レ餘。用レ之有レ節。然後足下以服二邦國一以致中其用上。以レ是觀レ之。人主立政之本。有下禁レ靡節上レ用。亦曰。治國之要在二於富一レ民。財饒則人生二廉恥之心一云々。

雜說叢話 終

昭和參年八月十日印刷
昭和參年八月十五日發行

日本隨筆大成第二期第四回

編纂者　日本隨筆大成編輯部
代表者　早川純三郎

東京市本郷區森川町一番地
發行兼印刷者　櫻井庄吉

發行所　東京市本郷區森川町一番地　日本隨筆大成刊行會
振替東京二六七八番
電話小石川三〇二二番

發賣所
東京市日本橋區數寄屋町　六合館
名古屋市西區下長者町四丁目　合資川瀨書店
大阪市東區北久太郎町四丁目　合資柳原書店
東京市京橋區鈴木町　日用書房
東京市牛込區早稻田鶴卷町　國際美術社

